

予算特別委員会日程

<付託案件の審議順番>

日 程	審 議 順 番
3月4日（金） 10:00～ 議 会 室	①令和4年度宮代町一般会計予算（審議1日目）（質疑） ・企画財政課 ・議会事務局 ・総務課
3月7日（月） 10:00～ 議 会 室	①令和4年度宮代町一般会計予算（審議2日目）（質疑） ・会計室 ・町民生活課 ・税務課
3月10日（木） 10:00～ 議 会 室	①令和4年度宮代町一般会計予算（審議3日目）（質疑） ・福祉課 ・子育て支援課 ・住民課
3月14日（月） 10:00～ 議 会 室	①令和4年度宮代町一般会計予算（審議4日目）（質疑） ・健康介護課 ・産業観光課
3月16日（水） 10:00～ 議 会 室	①令和4年度宮代町一般会計予算（審議5日目）（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ・教育推進課

3月18日（金） 10：00～ 議 会 室	①令和4年度宮代町国民健康保険特別会計予算（質疑・討論・採決） ・住民課 ②令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算（質疑・討論・採決） ・住民課 ③令和4年度宮代町介護保険特別会計予算（質疑・討論・採決） ・健康介護課 ④令和4年度宮代町水道事業会計予算（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ⑤令和4年度宮代町下水道事業会計予算（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課
--	---

予 算 特 別 委 員 会

第 1 日

出席委員（１３名）

小 河 原	正 君	西 村	茂 久 君
金 子	正 志 君	山 下	秋 夫 君
丸 藤	栄 一 君	丸 山	妙 子 君
泉	伸 一 郎 君	角 野	由 紀 子 君
塚 村	香 織 君	田 島	正 徳 君
土 淵	保 美 君	深 井	義 秋 君
川 野	武 志 君		
(議 長 合 川 泰 治 君)			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町 長	新 井 康 之 君	企画財政課長	栗 原 聡 君
企画財政課 副 課 長	伊 東 高 幹 君	企画財政課 主 幹	小 川 雅 也 君
財政担当主査	中 村 淳 一 君	情報担当主査	飯 尾 浩 之 君
管財担当主査	島 村 剛 君	対話のまちづくり 推進担当主査	大 越 一 範 君
総 務 課 長	赤 井 誠 吾 君	総務課副課長	鈴 木 淳 史 君
人権推進室長	柴 崎 記 代 子 君	総 務 課 主 幹	星 野 靖 史 君
総 務 課 主 幹	村 山 善 博 君	総 務 課 主 幹	飯 山 保 孝 君
庶務職員担当 主 査	齋 藤 千 洋 君	文書法規担当 主 査	松 井 美 絵 君
広報担当主査	平 向 優 子 君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野 口 幹 雄	主 幹	小 林 賢 吉
主 任	岡 村 恵 美 子		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（川野武志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより予算特別委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、議長、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（合川泰治君） 今日から3月18日まで予算特別委員会ということで、皆様に予算審議をお願いするわけでございますけれども、去年はウィルスの感染に伴いまして県外視察、また議会懇談会、そして特別委員会に先立つ町内視察等々中止になっております。今年も町内視察は延期という形になっておりますけれども、埼玉県も21日までまん防延長ということで、まだまだどうなるか先が分からないところがありますが、そのような中での令和4年度の予算も大変重要な審議となりますので、慎重かつ効率的な審議をしていただきますよう、お願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

○委員長（川野武志君） ここで留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言をいただくようお願いいたします。

また、質問側も答弁側も的確な質問、答弁をお願いいたします。委員会が慎重かつ効率的な運営が図れますよう、委員の皆様には特段のご配慮をお願い申し上げます。

◇

◎議案第18号の審査（企画財政

課・議会事務局・総務課）

○委員長（川野武志君） 本日は、議案第18号 令和4年度宮代町一般会計予算についてのうち、企画財政課、議会事務局、総務課分の歳入歳出の順に質疑を行います。

なお、委員会開催期間中、町長及び副町長が出席しておりますが、公務のため席を離れることもありますので、皆様にはご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより企画財政課分について、質疑に入ります。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○企画財政課長（栗原 聡君） 企画財政課担当者の紹介をさせていただきます。

私、企画財政課長の栗原です。

副課長の伊東です。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） よろしく願います。

○企画財政課長（栗原 聡君） 管財担当の主査の島村です。

○管財担当主査（島村 剛君） よろしく願います。

○企画財政課長（栗原 聡君） 対話のまちづくり推進担当主幹の小川です。

○企画財政課主幹（小川雅也君） よろしく願います。

○企画財政課長（栗原 聡君） 財政担当主査の中村です。

○財政担当主査（中村淳一君） よろしく願います。

○企画財政課長（栗原 聡君） 情報担当主査の飯尾です。

○情報担当主査（飯尾浩之君） よろしく願います。

○企画財政課長（栗原 聡君） 対話のまちづくり

推進担当主査の大越です。

○対話のまちづくり推進担当主査（大越一範君）

よろしくお願いします。

○企画財政課長（栗原 聡君） 以上です。よろし

くお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 執行部の皆さんには、答

弁に当たっては職、氏名を述べていただくよう、

よろしくお願い申し上げます。

それでは、質疑はございますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君） 土渕でございます。

まず、企画財政課で、現在、いろいろなコンピューター部門でサイバー攻撃等に対する予算計上とかをしているのか、もしそのようなことが起きたらどのようなになるのでしょうか。

あと、予算書P78、公有財産等管理事業、使用料及び貸借料につきまして、土地のことにしまして質問いたします。

今後も借地料を継続して払っていくのか。特に庁舎敷地、進修館駐車場と庁舎、進修館をなくす方向がないのに、なぜ購入しないのか。

以上、お願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） 管財担当、島村で

ございます。

先ほど、土渕委員からご質問ございました78ページの借地の使用料について回答させていただきます。

先ほど、ご質問のございました借地につきましては、継続して借地として存続させていく予定なのかというご質問なんですけれども、町としましては、平成17年に優先的に購入すべき借地というものの優先順位を振りまして、その中で庁舎の敷地であるとか進修館の駐車場、それから学校施設

ですとか、まず最初に動く予定のないもの、おっしゃっているとおり移転の予定がないものにつきましては優先的に予算化して、購入に努めるということで方針としては定めております。

実際のところ、更新の都度にも限らずなんですけれども、地権者とお話しする機会がある都度、購入についてはご相談をさせていただいているんですけれども、今ここのリストに残っている借地についてはまだ購入に応じていただけていないという話でございます。

ちなみになんですけれども、昨年度までは、このリストの中に、そちらのすぐ裏にございます公用車の駐車場がやはり借地としてあったんですけれども、そちらにつきましては交渉に応じていただきまして購入させていただくことができました。

借地につきましては以上でございます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君） 情報担当主査の飯尾です。

情報セキュリティーの部分に関して回答させていただきます。

まず、庁舎のネットワークですが、こちらは国のほうが示しております情報ネットワークの強靱化の方針に従いまして、インターネット系の通信と公的機関との通信にのみ使用するL G W A N系の通信とで完全にネットワークを分離しております。

ですので、庁舎の管理しているサーバー等に直接インターネット系から通信を行うということは、物理的にできない仕組みになっております。

また、昨今話題になっているメールを利用してのランサムウェア等ウィルスメールに対する対策についてですが、こちらにつきましては、宮代町のL G W A N系のネットワークは埼玉県で共同運営しております埼玉県情報セキュリティーネット

ワーク、セキュリティクラウドのほうに接続をしております。

庁舎と外部との送受信を行うメールにつきましては、全てセキュリティクラウドを経由してメールを確認するようになっておりまして、いわゆるスパイメール等につきましては、まずこの部分でフィルタリングされてはじかれます。また、不審な添付ファイル等にウイルスがもし含まれていたような場合につきましても、メールに添付されているファイルにつきましては、原則手元に届く時点でまずウイルスチェックを行いまして、不審に思われる添付ファイルにつきましては、全てこの部分でファイルを無害化する処理というのを行っております。

また、職員の端末自体には、このセキュリティクラウドとはまた別に、個別にウイルス対策ソフトをインストールしておりますので、こういった形で多層的な手段を講じている状況にあります。

以上になります。

○委員長（川野武志君） 土渕委員。

○委員（土渕保美君） ご答弁ありがとうございます。

借地料のほうですけれども、地権者との兼ね合いもございますけれども、なるべく買い上げて税金をなるべく減らすような形で進めていただければと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ありますか。
泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。

5点ほど質問させていただきます。よろしくお願いたします。

まず、1問目です。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の中で、すみません、65ページになります、

失礼いたしました。その中で、11番、便利バスが走る事業ということであるんですけれども、私たちの予算書のほうで128ページになります3つ四角がありまして一番最後のところに、その他の経費ということでバス停留所ベンチ事務用品費等で2万円と書いてあるんですけれども、バス停留所のベンチというのはそんなに安いものなのかお聞きいたします。

それから、2問目です。

同じく65ページで、高齢者等タクシー助成事業で789万とあるんですけれども、予算書の73ページの負担金のところで、高齢者等タクシー利用助成金が600万と書いてあるんですけれども、この600万というのはどういう計算をされて600万になっているかをお聞きいたします。

それから、3問目になります。同じく5目財産管理費で79ページになります。

このところで、5目財産管理費、(3)公有財産等管理事業の12節のところで、草刈り委託料が121.9万円とあるんですけれども、これはどこの場所か、それとあと何か所あるのかというのをお聞きいたします。

4問目です。

81ページになります。

同じく6目企画費、(3)政策調整事業、7節報奨金のところで、指定管理者候補者選定委員会委員謝金ということであるんですけれども、これは何名いらっしゃって、どういう方になっているかをお聞きいたします。

5問目です。

83ページになります。

先ほどとちょっと似ているところになるんですけれども、(7)OA管理事業で次期埼玉県市町村情報セキュリティクラウド導入準備というのが説明のところに書いてあるんですが、私たちの予算

書の中の127ページ、上のところで埼玉県スマート自治体推進会議負担金ということで113万となっているんですけども、この説明のところで、埼玉県自治体情報セキュリティクラウドの適切な運用というふうになっているんですけども、先ほどのセキュリティクラウド導入準備というのがこの113万円に含まれているかどうかをお聞きいたします。

以上、5点になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） 管財担当、島村でございます。

先ほど、泉委員からご質問いただきましたまず1点目、ベンチの価格ということなんですけれども、ベンチの単価につきましては、もちろんものによっては安いものから高いものがあるんですけども、私が見積もった額はおよそ1万5,000円からでございますので、正味1台、中で買えるかなという程度なんですけれども、実際には庁舎の周りに置いてあるものもバスに関連した予算で、ほかの施設から引き揚げてきたベンチもございまして、ご要望があれば、置ける場所であればという条件もつくんですけれども、当然路上に置きますので、それが自転車等の交通の妨げになることもありますので、状況を見ながら、それも含めてベンチの設置は在庫として考えております。バスのベンチについてはそのような考え方で予算化させていただいております。

続きまして、2点目のタクシー補助金額の600万の積算でございますけれども、現在、チケット1枚当たりが400円とさせていただいておりますので、1万5,000枚の使用が行われるという見込みで作成させていただいたものでございます。

こちらにつきましては、実績に基づいてござ

いますので、総務文教委員会資料24ページでお示しさせていただいております積算ベースはこちらでございます。

13番、高齢者タクシーの助成事業利用実績1月末現在7,000件ということなんですけれども、これと翌年度新規利用者が見込まれますので、その分として1万5,000件でちょっと余裕がある数字に見えると思いますが、こちらをこの分と年間ですら1万、新規追加で5,000で、今以上に利用が増えるということで1万5,000件の利用ということで見込ませていただいたものでございます。

続きまして、ご質問のございました公有財産、草刈りの件についてでございます。

具体的な位置ということだったんですけども、草刈りを発注している場所につきましては、管財担当で管理しているものが通常の行政目的を持った行政財産ではございませんで、普通財産として今現在目的がない土地でございます。したがって、ちょっとあちこち点状にあるような形でしてちょっと分かりづらいかもしれないんですけども、北のほうにいきますと西条原集会所のもう少し北に行ったところに田んぼの中に1つ土地を持っておりまして、そちらを水路沿いの元田んぼなんですけれども、そちらの土地を持っているのと、あと和戸の踏切沿い、宮代台から北の小さい踏切があるんですけども、そちらの近くにも1つ土地を持っております。

そのような形でして、もしあれでしたら地図とかに落とした形で、言葉で言ってもなかなか分かりづらいと思いますので、お示しさせていただく形でもよろしいでしょうか。

○委員長（川野武志君） そこまでしなくても。箇所数で。

○管財担当主査（島村 剛君） 箇所数でいうと、すみません、今ちょっと正確な数字が今出てこな

かったんですけれども、十五、六か所であります。
管財担当としては以上でございます。よろしく
お願いいたします。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○企画財政課主幹（小川雅也君） 対話のまちづくり
推進担当主幹の小川でございます。

予算書81ページ、指定管理者候補者選定委員会
委員の謝金についてお答えいたします。

まず、何名かということでございます。
まず、来年度、2つの施設におきまして選定
を行う予定でございます。それぞれ選定委員会が
違いますので、この中には2つの委員会が一緒に
なっているというふうにご理解いただければと思
います。

それぞれなんです、まず有識者が1名という
ことで、こちらは共栄大学国際経営学部の教授、
准教授にお越しいただいております。主に、提
案していただいた団体の財政状況であったりとか
提案書の予算の現実性なんかという部分を主に経
営の視点から見ていただいております。

そのほかに公募委員が2名ということで、計3
名の方の謝金のほうをこちらご用意してございま
す。

また、参考までにその他の委員なんです、そ
の他につきましては、副町長、企画財政課長及び
施設の担当課長のほうが委員となっております。

説明は以上となります。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君） 情報担当主査の飯
尾です。

予算書の83ページの次期埼玉県市町村情報セキ
ュリティクラウド導入準備の部分について回答い
たします。

また、こちらの導入準備が私たちの予算書127
ページの埼玉県スマート自治体推進会議負担金、

こちらのほうに含まれているかというところにつ
きましては、一部含まれているという回答になり
ます。

スマート自治体推進会議負担金、こちらにつき
ましては、私たち予算書の説明にありますとおり
埼玉県自治体情報セキュリティクラウド運用に関
する経費を支払っているものになります。

今回、セキュリティクラウドが来年度、令和4
年度末をもちまして当初の運営を終了し、令和5
年度の当初からシステムを公開しまして新しいセ
キュリティクラウドの運用を開始する予定です。
令和4年度につきましてはその以降準備を行うと
いうことで、予算書のほうでは導入準備というふ
うに計上させていただいております。

ですので、今年度このスマート自治体推進会議
負担金の中には、現状運用している今のセキュリ
ティクラウドの令和4年度の運用経費と令和5年
度の頭から運用する新しいセキュリティクラウド
を導入するための初期費用、この2つが合わさっ
た形になっています。

また、セキュリティクラウドの導入準備につ
きましては、スマート自治体推進会議に支払う負担
金だけではなく、このセキュリティクラウドとの
接続に使用する回線の利用料、こういった部分に
ついては直接スマート自治体推進会議ではなく、
個別に町のほうが契約している回線業者のほうに
支払うことになります。ですので、そちらの部分
につきましては、導入準備の経費ではありますが、
こちらの負担金の部分には含まれていないという
ような構成になっております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず1番目の便利バスが走る事業なんですけれ

ども、ベンチは結構安いのかなと思ってしまったんですけども、やはりある程度かかってしまうということだと思います。

確かにベンチを置くというのは、交通の場所によりますが、やはりこれから高齢者が増えてきて、なおかつ高齢の度合いも上がっていきまして、立って待っているのはつらい、そういう方が多くなると思うんです。ですから、できればそういうベンチをやはりうまい具合に配置できるようなそういうバス停を選んでいただいて、なおかつそのベンチを安全に設置できるようなそういうところも考えていただければと思います。これは要望という形なんです。

それとあと、2問目の高齢者等タクシー助成事業なんですけど、私も一般質問で聞いたと思うんですが、やはり1枚しか使えないという、やはりちょっと少ないんじゃないかなという意見がありますので、そういうところは1回につき2枚使えるような、そのようなやっぱり考え方を持っていただければと思うんですけども、あとは今度2年目に入りますので、今まで一律に配布するというやり方とは違って、やはりあくまでも循環バスを補完するという意識があったと思うので、やっぱり循環バスが来ない地域に対して、もう少し補助してあげたい、その辺のことをちょっと考えるような目的を持って、また計画立てたそういう試験みたいなものもやっていただければと思うんですけども、その辺について伺います。

それから、3問目の草刈り委託料ということで、15か所もあるとは思っていなかったんですけども、分教場跡地があると思うんですけども、あの草刈りも含まれているのかどうかをお聞きいたします。

それと4問目で、これは分かりました。ありがとうございました。

あと、5問目も分かりました。ただ、やはりクラウド導入とかこういうシステムを変えとなると結構な金額になると思いますので、やはり後々そういう高額な予算が必要になってくるということでしょうか。

その3点お願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

まず、タクシー助成事業についてのご質問をいただいておりますけれども、泉委員さんのおっしゃるとおり市街化区域、調整区域というのはいろいろバスが通る、通らないというのはあるかというふうに認識はしておりますけれども、なかなか市街化区域の中でもバス停までなかなか行きづらい方もいらっしゃるという意味では、そういう点では市街化区域も調整区域もないのかなという認識の中で、実証運行については、それはやっぱり2か年という中で課題を抽出したいというふうに考えておりますので、4年度につきましては3年度と同様の方向でやりたいというふうには思っております。ただ、その中で課題をきちんと上げて、5年度に向けてどういった課題があるのか、そういうそれぞれの地区によつての差異があるのかどうかも含めて検討のほうをさせていただきたいというふうに思っておりますので、4年度についても3年度と同様の取組をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） 管財担当、島村でございます。

先ほど、ご質問いただきました分教場跡地が先ほどもご質問にありました草刈りの対象地に含まれているのかという質問でございますが、含まれ

ております。対象となっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君） 情報担当、飯尾です。

今後、このセキュリティクラウドの導入に関して、大幅な何か費用計上がされるのかというご質問についてですが、次期セキュリティクラウドの導入に関する費用につきましては、一応この令和4年度で完結する予定です。ただ、セキュリティクラウドを新しくするに当たって、機能等を当然現行のセキュリティクラウドよりも向上している結果、月々のランニングコスト等も多少上がってきますので、令和5年度につきましては、これまでよりも多少運用経費は上がるかなといった見込みになっております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。
最後に1点だけ。

確かに草刈り委託料121.9万円で15か所で、なおかつ分教場跡地といったら広いですから、それを全部草刈るといったら、本当に安い費用でできるんだなという気がしたんですけれども、これは年に何回行われるかだけお聞きいたします。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） 管財担当、島村でございます。

先ほど、草刈りの回数についてのご質問でございますけれども、通常は3回でございます、状況を見て4回にすることがございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

じゃ、ちょっと何点が質問させていただきます。

1つは、70ページの便利バス、先ほど泉委員がもう言っていました走っていないところはどうか。それと、町として今年度は来年度と一緒にやるんだと言っていましたけれども、もう少し具体的に、来年度、再来年度の便利バスの走っていないところの対策を町としてどういうふうに考えているのか、もう一度ちょっと詳しくお願いしたいなと思っております。

それと、タクシー制度はあるんですよ。いろいろと福祉タクシーとか高齢者タクシー補助制度がありますけれども、先ほど泉委員も言っていましたけれども、1回例えば買物に行く、病院に行く、2往復するわけですよ。そういうことで、やはり便利のようにその制度を変えたほうがいいんじゃないかなという感じがするんですよ。それと同時に、あと、バスとタクシーの補助額の違い。やっぱり走っていない市とかでは負担が大きくなる。その辺のところも考えたほうがいいんじゃないかなと私は考えているんですけれども、その辺のところをどういうふうに考えているのか、町のほうをちょっともう一度お願いしたいなと思って。

それと、74ページです。

(5)宮代まちづくり基金積立金、それと76ページの森林環境譲与税基金積立金、いろいろと積立金があるんですけれども、この使い道というんですか、幾らたまっているのか全部で。ちょっと資料の12ページに書いてありますけれども、ちょっと計算がややこしいなと思って、幾らぐらいたまっているのか、全部で。使い道はどうなるのか。その辺のところをはっきりと分かれば、ただ積立てておくわけじゃないと思うんですよ。積立てて有効に使うんだと思いますけれども、その辺のところの積立金の有効に使うということで、どういう使用予定があるのか、教えていただきたいと。

同ページの76ページの、あと庁舎管理事業でございます。

説明欄に入ってみると、施設修繕料316万円となっているんですが、この庁舎の修繕のあれは説明欄の資料の中の25ページから28ページまで書いてありますけれども、ちょっと分からないので、どんな修繕を予定しているのか、お願いします。

それと、79ページです。

区分のLED照明ですか、リース料となっているんですね。ほかのところもリース料が多いんですよ。これはリースのほうが安いんですか、つけちゃうよか電気料。電気料として換算して、一般のこういう電気のとどうなんですか。リースとして借りてつけたほうが安いのかどうか。私は、買ってつけちゃったほうが安いんじゃないかなという感じがするんですけども、LEDというのは10年以上もちますよね、たしか。それ換算したら、何も別にリース料に支払わなくてもいいんじゃないかなと私は感じているんです。その辺のところをどういうふうに考えているのか、ちょっともう一度お願いします。

あと、その中の14、工事請負費、庁舎のエアコンの改修工事となっているんですけども、これは修理をしなければならぬほど傷みが激しいんですか。その辺のところも説明をお願いします。あと、業者の選定方法をお願いします。

資料の中に書いてあるんだと思いますけれども、ちょっと探し切れないのでお願いします。

それと、(2)庁舎用自動車、新車の購入となっていますが、この辺のところも3台ですか、購入するというんですけども、これはもう車検切れとかいろいろなのがあると思うんですけども、相当もう駄目駄目で交代、普通の家庭用だったら10年以上使っている家もあります。それほど傷みがひどいのかどうか、取り替えなくちゃいけない

ほど。それともほかの原因があつて取り替えるんだということなんですか。それとも定期的に取り替えているんだということで、どうなんですか。その辺のところもおっしゃってください。

それと、(3)です、74ページの。

公有財産管理事業の区分の13、使用料及び賃貸料なんです、土地借上料、これも前の泉さんが質問したと思うんですけども、令和3年度で2,680万円、令和4年度では2,742万円です。この値上げは地主さんから値上げということをやってきたんですか。それとも、ほかのことがあつて値上げになったんでしょうか。その辺のところをお願いします。

それから、78ページです。

(4)契約事務管理事業区分の18、負担金、補助及び交付金の説明欄で、電子入札共同システム負担金ですが、令和3年度は66万4,000円、令和4年度の予定では111万7,000円と大幅に倍近く値上がっている。その辺のところも説明をお願いします。

あと、82ページから83ページのOA管理事業、令和3年度では1億1,225万5,000円となっているんです。令和4年度では1億1,950万3,000円となっているこの辺のところの説明をもう一度お願いしたいんですけども、私が間違っているかどうか分かりませんが、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

まず、山下委員さんからいただきました便利バスとかタクシーの方向性についてというようなお尋ねですけども、今回の定例会の全員協議会の

中でも少しお話をさせていただいているかと思いますが、要は交通関係のアンケート調査を今回の令和5年4月の運行に向けた循環バスの在り方の検討の中でアンケートを取らせていただいて、おおむね6割の方に現行のバスルートについてはご理解をいただいていると、便利に使っていただいているというふうなご意見をいただいているという一方で、これまでの取組で大きく見直したのは平成26年度になりますけれども、それ以降、順調に利用者を伸ばしてきているというふうな背景が、過去をそれも遡ってみますと、議会の皆様からもバスの運行については平成2年から宮代町をスタートさせていただいておりますので、かれこれもう30年以上継続しております、その間にはなかなかバスに乗っている方が非常に少ないということで、時にはお叱りを受けたりなんかをしながら運行ルートを都度都度見直ししてきてやってきた経緯があるわけでございます。特に乗っていない時期については、より利用者を増やす必要があるんじゃないか、空気を運んでいるみたいなこともお叱りを受けてきた中で、どうやったら多くの方に使ってもらえるのかといったことを試行錯誤しながら、議員の皆様ともご相談をしながら進めてきた経緯がありまして今日に至っているという中で、令和2年の9月、議会のほうからご請願の採択を受けまして、その中では循環バスの停留所の増、旧来に戻すのを含めて、あとはデマンド交通についての利用、そういったそれぞれの選択肢について検討してほしいといったご請願をいただきまして、令和3年の今年度の早い時期からタクシー助成制度を始めさせていただいているという経緯がございます。

その全員協議会の中でも説明させていただきましたとおり、鉄道、循環バス、タクシー助成という3つの方法によって、それをそれぞれ組み合わ

せていただいて便利に使ってほしいというような制度でございまして、なかなか個人の生活のスタイルですとか、移動したい時間とか目的によっては個々それぞれに十分じゃない部分もあるかもしれませんが、そういった中で試行錯誤させてもらっていて、循環バスについては特に利用者が伸びているといった状況かなというふうに思っております。

そんなような中でアンケートの結果を受けて、大きくはルートの見直しはする今のところの考えはないということを示させていただきつつ、今回の一般質問でも土淵議員さんからもいただきましたとおり、今与えられた条件の中でできる見直しというのははしたいというふうに考えておりまして、そういった中で工夫をしながら、今大体1コース50分で約走っていますけれども、そういったところを大きく崩さない中でどういった工夫ができるのかということについては検討させていただきたいというふうに思っていますし、先ほどのタクシーのことについては、2年間は実証運行という形でやらせていただいておりますので、その形は変えないまま課題をきっちり把握して、5年度の本格的な運用に向けた必要な見直しというのをしていきたいというふうに考えておりますので、そういったセットを住民の方により利便が上がるような形で見直しを進めていきたいというふうに思っておりますので、その取組を鋭意進めたいというふうに思っております。

それと、併せて積立金についてですけれども、予算書の74ページですとかという話になりますけれども、総務文教委員会資料の12ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

それぞれ基金については、財政調整基金という特に町の運用上自由に使えるものとそれ以外に目的を持った目的基金というのは大きく分けて2つ

に分かれておりまして、それぞれの残高につきましては、3月補正後の数字をこちらのほうに計上させていただいておりますので、それぞれの基金ごとにそれぞれの残高を計上させておりますので、例えば財政調整基金であれば12ページの一番上にありますとおり、3月補正後は13億円程度の年度末の残高を見込めるだろうといったようなところで計上させていただいておりますので、ご確認をいただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） 管財担当、島村でございます。

今先ほどご質問いただいたまずは76ページ、77ページの庁舎の修繕料について回答させていただきます。

修繕料につきまして、ものの中で大きく見込んでおるのが庁舎の玄関口でございますひさしの改修でございます。1点目として申し上げるのがひさしの改修で、こちらのほう宮代町役場が木造の建築物なんですけれども、こちらがこの大きさで用途として建つためには、耐火構造とする必要がございます。あちらのひさしに使っている材料につきましては特別な薬品を使用しております。それが経年によりまして剥離してきまして、その特殊な液体が、今現在、自動ドアのセンサーを妨害してしまったりとか、床材の塗装に悪い影響を与えてしまいますので、そちらの改修は材料を変更して別の素材でもってやらせていただきたいというのが1点予定しているところです。

もう1点につきましては、庁舎正面の出入口の自動ドアの改修を考えています。お通りになると分かるかと思うんですけれども、今現在、がたつきにより異音が生じている状態でございまして、こちらの改修を考えております。

あとは、通常の修繕費でも毎年100万以上用意させていただいている部分がございますので、それの上乗せで予定している工事として、今2点ご紹介させていただきました。

続きまして、78、79ページのLEDの予算についてでございます。

リースによる契約とした背景にありますのは、照明の修繕費用でもともとそちらも安定器ですとかが老朽化が進んでおりまして、毎年50万、60万、70万という修繕費が出ていたんですけれども、ちょっとすみません、今の話とは離れてしまうんですけれども、一括で工事を出しますと、確かにリースされる分のお金というのは、単純に総額で比較すると工事を1回で出したほうが安くは上がるんですけれども、このリース契約の中には対象となる保険ですとかも含まれておりますので、こちらの契約年数の間はそういった保証が受けられるという形になります。その話に追加して話をされて引がかかったのは、最終的には、毎年、照明にかかっている修繕料でもうそのリース代もペイできてしまうということもあったので、そういったことも含めると、先々の保証も受けられるということの2点で考えまして、リース契約でということで内部で共有させていただいて、予算化させていただいた次第でございます。

続きまして、同じく78、79ページ、エアコンの修繕でございます。

こちら役場建築から17年、方法を何もなくという室内機は恐らくないと思いますし、室外機に関していいますと、室外機というのは外でファンを回している機械なんですけれども、そちらも正直なところを申し上げますと、だましだまし使っているような状況でございます。したがって、そちらの修繕費も事があると何十万単位で出ていくというところがありますので、こちらはやっぱり

り一括で更新したいなというところでございます。このたび予算計上させていただいております。

続きまして、78、79ページ、庁用車に関してでございます。

こちら購入予定の3台につきましては、いずれも10年以上のものではあるんですけれども、一般会計で管理させていただいている庁用自動車34台のうち、その3台を含めて16台が既に、およそ半数が10年以上経過している状況でございます。通常であれば毎年2台ずつ更新させていただいたんですけれども、今回に関しましては、まちづくり建設課道路担当が使用しているところの通常緊急車両として使うバンの電装系が故障しまして、そちらも相談を受けまして予算化しますということで担当に伝えて、間に合わせで今動かしているような状態でございます。ですので、緊急車両なので、そちらは優先度が高いということで、このたびは1台追加で3台計上させていただいた次第でございます。

続きましては、7番目、78ページ、79ページ、公有財産の借地料についてなんですけれども、こちらの賃上げ交渉につきましては、地主さんから要望があったものかどうかということなんですけれども、正確に申しますと、平成30年に契約交渉の際に借地料を値上げしてほしいというご要望がございまして、そちらで借地料の値上げに応じたという経緯がございます。そうすると、同じ区域の方も契約更新の際に、同様に引き上げないとこちらとしては公平性が取れないということで、同じ金額にして新たな契約を結んだというような形でございます。

最後の80ページ、81ページ、入札参加資格共同受付参加団体別負担金ということでございます。

こちらにつきましては、負担金の支払い先というのは埼玉県でございます。これが何ゆえに値上

げになるかということに関しまして申し上げますと、2年置きに入札参加資格の更新が行われます。建設工事に係る参加資格の登録に関しましては、埼玉県が会社としての登録をするんです。その先にあるのが、その登録した業者が市町村のどこどこに登録するというふうに話が分かれてくるわけなんですけれども、都内にある何々という業者が埼玉県に登録して、宮代町と杉戸町に仕事を出したいとかというふうに手続をするような形なんです。埼玉県で最初の書類の受付をやっていただきますので、そちらに参加窓口、人を雇って参加窓口を設置します、埼玉県が。そのための負担金で、登録業者の数によって割りつけていただいている負担金となります。

説明に関しましては以上でございます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君） 情報担当の飯尾です。

私のほうからは、予算書82、83ページのOA管理事業の増加要因について回答させていただきます。

今年度、OA管理事業につきましては全くの新規事業というものはなく、主な増加要因としては、既存のシステムや機器の更改、更新が重なったことによるものでございます。

具体的な中身につきましては、83ページの利用概要に計上しております統合仮想基盤の更改、基幹系ネットワーク構成機器の更改、セキュリティクラウドの導入準備。大きいものとしてはこの3つになりまして、このほかにセキュリティソフトの更新ですとかそういったもろもろのライセンス費用、作業費等が積み重なった結果、今年度上昇要因となったというような形になっております。

個別の説明につきましては、セキュリティクラウドの導入準備につきましては先ほどご説明させ

ていただいたとおりです。

統合仮想基盤の更改、こちらにつきましては、統合仮想基盤というのが町の情報系のシステム、住基情報ですとか税務情報といったいわゆる基幹系のシステムとは別に、職員が日常的に使っているシステム、こちらを情報系システムというふうに呼んでいるんですけれども、そういったシステムを運用しているクラウドサーバー、これが統合仮想基盤と呼称しております。

今回、こちらのほうを当初の運営期間のほうを終了しまして、今年度更改を予定しております。

続きまして、2つ目の基幹系ネットワーク構成機器、こちらにつきましては、先ほど申し上げました住基情報等のシステムを管理している基幹系システム、こちらの庁舎内のネットワークの構成機器、具体的に言いますと、LANケーブルとそのLANケーブルを接続しているハブと言われる機器、ハブやスイッチ、こういったものも耐用年数が過ぎてきておりますので、今年度更改を予定しております。

説明としては以上になります。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

最初に、便利バスのほうなんですけれども、これは来年度、実証実験という的なことでやっているんで、タクシーとかそういう意見なんかも含めて町たちも考えていくんだ、直すところは直していくということなんだろうと思いますけれども、ぜひその辺の部分は、タクシー制度については利用しやすく改定してほしいなという感じがします。やはり、先ほども言いましたお年寄り、高齢者が医者に行くといっても往復かかるわけですよ。バスが走っていないところをバスに乗っていけば200円で済むところをタクシーだと幾らになるかちょっと分かりませんが、相当かかると思

うんですけれども、その辺のところで平等性という先ほど誰かが言っていましたけれども、やはり平等性を重んじるべきじゃないかなという感じがするんで、ぜひその辺のところは変えてほしいと思っています。

それと、基金の積立金です。

これは何に使うのかということで、目的がなく積み立てられているんですけれども、私は何か積み立てて貯金するのが好きなかなという感じがしないでもないんで、私も好きですけれども、やっぱり目的がないと積み立てしても何のために使うんだい。最初に言いました財政調整基金、これ十何億も入っていますよね、13億ですか。その辺のところはやっぱり目的意識的に使っていないと、町民のためにこれは使うべき税金ですから、使うべきだと思っています。ぜひその辺のところを私は使い道はあるんじゃないかなという感じがするんですよ。例えば、国民健康保険が高いと言っている人もいます。自由に使えるお金であれば、そっちのほうに使ったほうがいいんじゃないかなという感じがするんです。有効に使いなさいということなんです。その辺のところはどういうふうに考えているのか、もう一度お願いしたいと思っています。

それと、庁舎管理事業の説明の修繕費316万円、塗装が剥げてきちゃってということで、そういうこともある、あとは自動ドアが故障しているということもあるということで、これは町民の安全のためなんで、ぜひ早めにそれは修繕してほしいなという感じがします。

それと、LEDの照明なんですけれども、修理代が入っているからということを行っているんですけれども、全体的に見てどうなのかということを行っているんですけれども、私もちょっと分からないんですけど、総合的に考えて町のほうで

はリースしたほうが安いということを言っているんですけども、これは長期的にちょっと見ないと分からないなという感じがするんですよね。途中で見直しができるんだったら、有効にこれは見直してほしいなという感じがするんです。もし万が一、こっちのほうが高いということになると、これは値上げというのはあるんですか。例えば、10年先にやったら値上げというのは業者が考えているよということとか、そういう何というのはあるんですか。契約というか、内容というか、何年に1回は見直ししますよというそういう欄があるんですか。もう一度その辺のところをお願いしたいなと思っております。

庁舎のエアコンは17年がたっているんで、無理やりに使っているんだと、だましだまし使っているんだということになれば、これはやっぱり町民サービスに支障が来ると思うんで、取り替えられんだったら取り替えたほうがいいと私も感じております。その辺のところは有効にやってください。

それと庁用自動車、3台で1台は緊急自動車ということで、道路担当ということでそれは分かります。

あと、ほかの2台はどうなのかということになると、やはり使えるんだったら使ったほうがいいんじゃないかなという感じがするんですよ。使えるんだったですよ。使えないというんだったら、それは取り替えていかなくちや、私も一度、一般質問か何だか知らないけれども、電気自動車に替えたほうがいいんじゃないかということで言った覚えもあります。やはりそういう環境の問題とかそういうのもありますので、ただ、税金ですから使えるのに捨ててしまうということになってくるともったいないなという感じがしないでもないです。どうしても使えないという場合は、やっぱり環境にも考えた自動車を購入したほうがいいんじゃないかなという感じがしないでもありません。

その辺のところはよく考えてお願いしたいと思っております。

公有財産、これは平成30年ですか、交渉の結果、値上げということと言われたということなんですけれども、その値上げで一部だけ値上げするんじゃない、周りの人もみんな同じように公平性でやったんだということを言っていますけれども、これは急ぐ必要があったんですか。その辺のところも分からないんだけど、相手との交渉でいつまでということがあったんですか。その辺のところをもう一度お願いしたいなと思っております。地主さんからすれば1円でも多いほうがいいと思うんですけども、ただ、町の税金ですから、あくまでも。その辺のところも交渉の結果はどうなのか、急ぐ必要があったのかどうか、その辺をお願いします。

別紙に、先ほど、負担金で使う、それはちょっと町のほうというか、県のほうとの関係だということでした。

あと、OA管理事業、いろんなことが説明されました。ちょっと分からないところがあるんですけども、これの業者というのは町としてはどこへ頼んだんですか。この辺だと埼玉県のシステムのほうに頼んだのか、それとも町独自なんだろう、修理とか改善とか。その辺のところもお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩にいたします。

休憩　午前11時00分

再開　午前11時14分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

引き続き、企画財政課分の質疑を行います。
山下委員の質疑に対しまして、答弁をお願いいたします。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

まず、基金についてのお尋ねです。

私の説明不足があつて大変恐縮です。

予算書でいいますと、74ページ、75ページ、76ページ、77ページでございます。

まず、まちづくり基金の積立事業でございますけれども、今回の市等につきましては、私たちの予算書の5ページ、ふるさと納税につきましては、ご寄附をいただく際に、特に寄附を充ててほしいといったご希望を具体的に挙げていただいて寄附をされる方と、特段その用途については明確にせず、宮代町として、まちづくり全般に使ってほしいといった、特段目的を定めないうご寄附をいただくケースがあります。

それぞれの寄附を活用する項目というのが5ページの1番下の私たちの予算書の5ページの一番下、ふるさと納税の活用事業、私たちの予算書の5ページです。一番下に表があるかと思ひます。それぞれにどういった項目に金額2,500万円の内訳として、充当しているのかというのを書かせていただいておりますけれども、例えば新しいものを中心とした「農」のあるまちづくりへの活用ということで300万円、これは新しい村の管理については、大体約3,000万ぐらいかかっていますけれども、そこに300万円を充当させてもらっていると、こういったそれぞれの内訳によって充当をさせてもらっているということで、まちづくり基金については、ふるさと納税をいただいたものを基金として積立てつつ、毎年度の予算に必要な額を投じさせてもらっているというところで運用を

させていただいているというものになっております。

また、予算書でいいますと76、77の森林環境譲与税につきましては、住民税の制度上の震災復興特別税というものが森林環境譲与税に変わっていくわけですが、森林環境を守るという観点、パリ協定になりますけれども、そういった観点から入れられた制度でございまして、特にその木材の利用とかというところで、市町村が独自に事業を組んで行う目的で積んでくださいねというふうにいわれています。宮代町の場合は、特に庁舎については、木造で建てさせてもらっておりますので、いずれ当然老朽化によって修繕などしなければいけないということもありますので、特にこの森林環境譲与税については、将来的な庁舎の修繕に充てたいということもありまして、当面は基金に積立てをしていって、必要によって使っていくというふうに考えているということでございます。

先ほどの説明ちょっと漏れがあつて大変恐縮でございました。

また、LEDですね、すいません、ページでいいますと、予算書の78、79ページの13節のLED照明リース料というのがあるということでございますけれども、LEDの照明につきましては、まず交換時に特段お金を用意せずに交換、電球の交換ですとか、必要な交換などをさせてもらっていて、初期費用がなく、10年間分割でお支払いをさせていただいて、その庁舎等のLED化に至っているということです。

LED化にして、当然電気料が下がっているわけなんです。大きく下がっておりますので、その下がった中で、このリース料が賄えているということになっておりますので、非常に大きなメリットがあるというふうに考えております。LEDのリース料につきましては、以上でございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） 管財担当島村でございます。

私のほうからは、ページ78から79、庁用車管理についてまず回答させていただきます。

車両につきまして、できるだけ長くということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、10年以上経過している車両がほぼ半数となっておりまして、先ほどちょっと私も言い方が上手くなかったのかもしれませんが、まちづくり建設課の車両は、実際に雪が降ったりとか、道路が破損したときとかに出てくる、そういう意味での緊急車両なんですけれども、ほかの通常の車両も、実際には防犯パトロールですとか、緊急時に現場行くということでも当然として使いますので、そういった意味では、やはり緊急時に出勤できる車両でなければならないと考えております。ですから、限界を達する前に変えたいというのがこちらの管理担当としての考えでございますので、そちらにつきましては、一応毎年決まった台数とか、そういったスケジュールでやらせていただきたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。

続きまして、同じページです78、79ページの公有財産管理の借地料について急ぎであったのか否かというご質問でございましたけれども、こちらにつきましては、契約更新の時期を迎える前の年に新たに契約を結んでいただけますかというご相談に伺いますので、その際ですので、急ぎだったのかと言えば、そのときにまとめなければならない話でありましたということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君） 情報担当の飯尾で

す。

私のほうからは、予算書82、83ページ、OA管理事業の増加要因となった業務の契約相手先が既に決定しているのか、そういうところについてご説明します。

先ほどご説明させていただいた業務の中で、現時点で契約相手先が確定しているものにつきましては、基幹系ネットワーク構成機器の公開、これのみになります。

基幹系システムにつきましては、こちら埼玉県町村会のほうを主体として、埼玉県情報システム共同化推進協議会という組織をつくりまして、共同調達を行っております。現在こちらの業者は、株式会社TKCとなっております、ネットワーク構成機器となりますと、単純に機械を調達するだけではなくて、接続の設定や機器を交換した後の接続状況の確認等の作業が入ってきますので、どうしてもそのシステムを導入敷設した業者に相手先が限られてしまうということになります。ですので、現状こちらにつきましてはこのままTKCのほうと契約をする予定です。ただし、相手方が示してきた構成機器全てを取り換えるのではなくて、なるべくコストダウンを図れるよう、まだ運用できるような機器については、このまま残した上で最低限度の更新を行う予定です。

そのほかの業務につきましては、統合仮想基盤の公開、こちらにつきましては、町のクラウドサーバーをこのまま民間業者に置くのか、それとも埼玉県のほうで運用している公共団体用の埼玉県のクラウドサーバーのほうに置くのか、また相手先も変わってきます。こちらについては、サーバーの構成をまずどれにするかを決定した上で、さらに業者の絞り組みを今後かけていく予定です。

続きまして、セキュリティクラウド、こちらについては、業者の選定自体はこちら埼玉県の情報

システムの協議会のほうでこちらも行う予定です。現状見積りは現在の契約業者であるネットワンシステムズ株式会社のほうから徴しているんですけども、この後令和4年度中に埼玉県の方で仕様書を公開した上で業者選定を行っていく予定です。

最後に、補足として述べさせていただいた、セキュリティソフトの公開につきましては、こちらについてはどの業者から調達するのかということに加えて、そもそもどのシステムを使うのか。現状のシステムをこのまま更新するのか、同様の機能をもった、なおかつもっとコストの下がるような新しいシステムを導入するのかということも含めて、現在検討をしている段階です。

私のほうからは以上になります。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

1点質問をさせていただきます。

予算書83ページ、私たちの予算書の125ページ、ふるさと納税管理事業についてです。

本年度の特徴として、事業者とのタイアップ事業の実施とありますけれども、前年度と変わった点など、追加された点などを教えてください。

お願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。
企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

予算書82、83、ふるさと納税管理事業の事業者とのタイアップ事業の実施ということですが、これについては、タイアップ自体がふるさと納税の返礼品をご提供いただいている皆様に対して、そのご提供いただいたお品物のお品物代を負担金としてお支払いをさせていただくということ

になっております。

今年度、3年度の例でいいますと、例えばホワイトタイガーという名のついたネギですとか、東武動物公園の入場券に加えて、ホワイトタイガーが傷をつけた木をくっつけて、招福のお守りとして合わせて東武動物公園の入場券をお渡ししている。そういった新たな返礼品の開発なども鋭意進めさせてもらっているということでございまして、またそのふるさと納税については、基本的にはふるさと納税を行っていただくためのホームページを管理している業者さんと契約を結んで、そこを入口に寄附をしていただいているということもあるんですけども、もともとはふるさとチョイスというようなホームページだけで運用していたんですけども、楽天さんですとか、さとふるさんといった窓口を広げて今年度運用させてもらっています。より、統一的なルールが導入されて、自治体間の競争が非常に激しくなっていて、宮代町にご寄付いただいている金額もちょっと年々下がっているような状況もあります。我々も頑張らなければいけないということで、いろんな事業者さんを探して、何か宮代町の特産として提供できるものはないかどうかというのを一生懸命探しているんですけども、なかなか新たなものというのが見つかっていない。そんな中でも、探したものを事業者さんと協力をして、多くの町外の方にご提供できるようにということで鋭意努力をさせてもらっているということになります。

4年度についても、引き続き新たな返礼品の開発に向けて、産業観光課とともに、頑張っていきたいというふうに思っていますので、今具体的にというのはちょっとないんですけども、今年度も取組を継続していきたいというところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

再質問をさせていただきます。

前回の決算のときにお話ししたかと思うんですけれども、寄付の事業分野というところでのことで、クラウドファンディング形式ということをご検討いただけるかというお話をしたかと思うんですけれども、そのあたりのご検討いただいたのかということをもう一度教えてください。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

確かその決算のときには、2人の委員さんからクラウドファンディングしてとお話をいただいたかと思います。

中でも検討まさに進めておりまして、なかなかクラウドファンディング事業というのは、まさに全国に響く事業でなければならないというのもあって、なかなか競争が激しいと。中には、たくさん数を打つんだけど全然集まっていない事業もたくさん見受けられるというのも実際のところ我々が拝見させてもらっているものの中にはなかなか多くの人に賛同を得られていない事業もあるのかなというのもあって、非常に慎重にその事業を選別して、より多くの人に響くようなものということで、まさに今検討している段階で、これらについては、どうしても当初予算ではなかなか難しいというのもあるので、またその事業、具体的な事業を検討した結果として、なるべくその4年度の中で、補正予算でご提案できればいいかなというところで検討を進めさせていただいておりますので、そんなに遠くない将来、具体的な形で議会のほうにも相談をさせていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたし

ます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

ご検討いただいているということで承知をいたしました。

偶然宮代から外に出た方とお話をする機会がありまして、コロナ禍で里帰りができないということで、その分ふるさと納税に納税したのよというお話を伺ったことがありまして、何かそういったときに、ふるさとのもう少し具体的なものがあるといいのかなと思いましたので、ご検討いただいているということで承知をいたしました。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
角野委員。

○委員（角野由紀子君） 角野です。お願いします。

私たちの予算書の121ページです。企画財政課の説明がありまして、予算はゼロになったのかなと思うんですが、情報担当、管財担当のところの5行目、遊休資源活用プロデュース事業では、試験的に遊休スペースの貸出を行いますとありますが、この辺のこの令和4年の行動というか、どんなふうなことを予定してこういうふうに書いてあるのか、聞きたいことと、それからその下のOA管理事業というので、自治体DX推進計画への対応ということで、この令和4年度の取組の大きな四角の中にもデジタル化については、国においてスピード感をもって進めるとしてありますねとの確に対応していきますというふうに書かれています。このDX推進計画へのというか、これは国のDX推進計画という意味なのかちょっとその説明をお願いしたいと思います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

私たちの予算書121ページの遊休資源活用プロデュース事業の中身ということでのお問合せについてでございますけれども、大きく分けて2つあるというふうに考えております。今年度は、普通財産のカルテということで、宮代町が保有している普通財産について、その中身現地ですとかも含めてですけれども、具体的にその場所ですとか、今の現状も含めて整理をさせていただき、それぞれがどういうふうに活用できるのかということについて、カルテ化して、整理をさせていただいております。

なかなか活用できる土地というのは、そう多くはありませんで、例えば鉄塔敷地の下とか、なかなか現状そのまま維持せざるを得ないようなところが大多数なんですけれども、中には、例えば売却をして収入に充てるとか、そういったものの中にはあるのかなというふうに考えております。またその別の用途に使えるものもあるのかなというふうに考えておりますので、そういったところをより意見を伺いながら活用していきたいというのが1点です。

後もう一つは、庁舎の中になりますけれども、例えば、絵画を飾らせてもらっているような場所があるかと思っておりますけれども、そういったところをより積極的に使っていく場所なんかを庁舎内でこういった場所が使えるのではないかということをもまさに今整理をさせていただいているところでございまして、今年度中に整理を終えて、よりそこを活用したいという方に使っていただけるような仕組みづくりをさせていただいて、試行的な運用というのを始めたいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君） 情報担当の飯尾です。

ご質問にありました、私たちの予算書121ページの自治体DX推進計画、これが国のものかというご質問なんですけれども、回答としましてはおっしゃるとおり国の自治体DX推進計画をここでは意図しております。

国のほうで自治体DX推進計画が立案され、各自治体に自治体DX推進計画を作成するように通達が来ているんですけれども、町のほうでDXの対応として行わなければならない、幾つかある事業の中で最も大きいもの、基幹系システムの標準化への対応や、電子申請の推進、こちらのほうにつきましては、まだシステムのほうで一部仕様が確定していないところがありまして、ベンダーのほうでもはっきりとこのタイミングでここまでに移行を終えるというようなはっきりとしたスケジュールがまだ立てられない状況にあります。ですので、町独自の自治体DX推進計画としましては、ある程度そのところのロードマップが確定した段階で打ち出せばなと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

遊休スペースに関して、再質問というかちょっとお聞きしたいんですが、先日ホームページか何かで駅前企業さんと連携協定を結んだという、そういうのがございましたが、その連携事項というところにも、地域の公共施設空間の有効活用に関する事項とか、幾つか7項目くらいあったんですけれども、連携協定の中で、そういう事項いろんな魅力発信だとかいろいろあったんですが、

その人の知恵を借りるとか、具体的にそういう話まではいっているのかどうか、その連携協定をただ結んだだけなのか、それと遊休スペースとの関わりがあるのかどうかということだけちょっと聞きたいのと、それから、DX推進計画についてはちょっとまだ今スケジュールは立てられないということで、このロードマップ化が確定した段階でというご答弁でしたが、これは令和4年度にそのロードマップというか、ある程度が見えてくるということによろしいのでしょうか。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

連携協定と全く結びつかないわけではございませんで、例えばになりますけれども、庁舎の先ほどのスペースというだけではなくて、例えば今の教育支援センターの整備を進めさせていただいておまして、先般の8号予算でも少し改修工事に費用がかかっているんで、補正を組ませていただいて、可決いただきましたのでその工事進めているんですけれども、その内装の整備に当たっては、デザイン等について良品計画さんとの協力をお願いして進めさせていただいていると、まさにその協定の事項を踏まえて進めさせていただいているような事業もあるということです。

もちろん庁舎の壁面等の活用、遊休スペースの活用についても、もちろんアイデアをいただくとかという形になれば、当然にそういった形でそのアイデア出しについてもお願いすることがあるかと思いますが、より広く活用について、多くの方にも参加していただきたいというような思いはありますけれども、もちろんその連携協定の活用というのは当然に視野に入るものというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君） 情報担当の飯尾です。

ご質問いただいたDXのその計画につきまして、おっしゃるとおり来年度令和4年度中に基幹系システムの標準化については、おおよその仕様が固まる予定です。

こちらについては、基幹系の業務の中でも住民と関わりの深い17業務プラスアルファ、こちらを標準化するというところが定められておりまして、4分野が広いので、2つのグループに分かれて仕様書が国のほうで策定を進めているような状況です。

令和4年度中にはこちらの既に1グループに関しては当初の仕様書のほうが発出されておまして、2グループに関しては令和4年度中にこちらでも当初の仕様書が出てくる予定です。この2つが出揃いますと、ベンダー側でもおおよその移行スケジュール等が確定してくるかと思いますので、令和4年度中にはある程度のロードマップが描けるかと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

そもそもの話なんですが、連携協定というのをしているところの担当は企画財政ということではないんですね。そこだけ聞いておきます。すみません。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

連携協定、無印良品さんとの連携協定の窓口は企画財政課のほうで担当させていただきました。

ほかにも各種それぞれの目的等に応じて包括ですとか、具体だというのはあるんですけども、場合によってはそれぞれの担当課でも窓口を担っている場合もありますので、全ての協定を企画財政課の窓口を通してというわけではないということになっております。今回の4社の連携協定ですとか、無印さんについては、企画財政課のほうを窓口としてさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。お願いいたします。

5点お願いします。

ページ、65ページ、私たちの予算書128ページの便利バスについてなんですけれども、2点ほどありまして、今免許返納とかの方にバスの無料券渡してくださっているんですけども、その利用の方からのお話も聞いたんですが、体が弱かったり、耳が難聴とかで聞こえないんで、返納したときにバスは乗らないので他のもので言ったんですけどもバスとなっているということでバス券もらったんですけども残念ながら使えないけれども、これってもったいないというお話をいただいたんですが、便利バスもそうですけれども、タクシー券も皆さん病院通いとかお買い物が多いので、そのあたり、タクシー券で欲しいというお話をしたんですけども無理だったということ、そういうところをもうちょっと利用者立場で考えている余地があるかなというところがあるので、担当課のお考えをお聞きます。

それと、資料のほうの24ページに出していただいたんですけども、タクシーの実証実験始まりましたけれども、やはり中でちょっと皆さん利用していますけれども、以前から話が出ていますけ

れども、400円を補助していただいても呼ぶと300円が結局手数料と払うということで、自宅からだと手数料払って呼びますよね。ただ、東武動物公園とか、タクシーが止まっていて、その指定のタクシー会社だったらそのまま乗れるんですけども、その統計とかが出ているのかなって、タクシー券の手数料払う人と、400円が丸々乗車賃となっていて、そういう統計は出ていないのかお聞きいたします。

あと、便利バスのやはり何人か委員の方が質問されていましたが、やはり今までアンケートとか以外で以前も私質問したことあるんですが、例えば和戸5丁目の一茶の辺りにバス停がなくなったけれども、あそこに通してほしい。後は私地元なんで、和戸の公民館、駅、和戸公民館のところって2回止まってくれるんです。変な話とても便利で3か所から乗れる状況なので、その地域の方とかがここ3回も乗れる場所あるけれども、往復しなくても例えば5丁目通るとか、あと今後和戸の東武鉄道の御成街道の効果がいずれ始まる、そういったことを考えると、そこが通れなくなったりもするので、踏切のほう須賀のほうの踏切通って行って、皆さん高齢化なった和戸5丁目とかちょっとアンケートとかに出てこないところも通してもらったらいんじゃないかと意見ももらっているんですが、そういう今後の町の将来を考えたときに道を変えるとかってそういう考えがあるのかお聞きします。

次ですが、ちょっとこれ総務課になっちゃうかもしれないんですけども、今企画財政で主査級の方が見えているんですが、女性の方がずっと出てこないんです。総務課とかは主査級でいらっしゃるんです。企画財政って女性がおけないのか、それとも何でいないのか今後企画財政ってすごく発想が豊かでないといけないところ、バスとかタ

タクシー特にそうだと思うんですけども、必要だと思うんです。だから、男性女性じゃなくて、そういうことを考えてなんかまた男性ばかりかとそれ私も感じたところなんで、それは何か理由があるのかお聞きます。

後、資料の中で、総務課の資料の中で、共通財産19ページなんですけれども、普通財産一覧の中で、16番、国納の墓地があるんですが、これ町の財産なんです、これってどういういきさつでずっと町の財産なのか、そこをお聞きます。

あともう1点、須賀幼稚園も以前もやはり質問したことあるんですけども借地なんです。この理由もお願いします。年間178万5,700円貸付料として頂いているようですが、その2点お願いします。

次が、LEDに関してです。

昨年からリースになって、私はこれすごくいいことだと思っているし、質問もさせていただいて、指定管理とかすごく今年この1年で対応すごい町全体やっただけだと思ってると思うんですが、まだ対応しきれないところもありますが、これ全部を仕切っている企画財政として、この進み具合どう考えるか、今後どうしていくのか、やはり担当課長とかやはり指定管理の意気込みというんが、すごくこの1年であんなにもというのが感じるところがあるのでお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

まず、運転免許証の返納の方に対するバスチケットの提供ということで、恐らくですけども、多くの方はタクシー助成券の対象の方がほとんどだというふうに思っておりまして、そういったご

指摘もいただいた前提もありますけれども、窓口では返納の方の手続もさせていただきますけれども、同時にタクシー助成に該当されている方については、漏れなく今現時点では漏れなくタクシー助成制度についてもご案内をさせていただき、同時にほとんどを申請いただいているという状況になりますので、確かに使っていただけないかもしれませんが、そういった返納制度をご利用いただいた方にはバスのチケットをお渡しするとともに、タクシー助成についてのご案内を必ずさせていただきますという現状があります。

そういった対応をさせていただいているという状況です。

あと、バスのルートでございますけれども、現在進めていて、そういったご意見があるということも事情は理解をしていますし、道路事情が変わることに当たっては、当然にそのルートというのは、どうしなければいけないのかというのは当然そこは考えなければいけないということですけども、和戸交差点の改良についてもまだちょっと中長期的なお話なのかなというのもありまして、現状今回の見直しについては、今の50分という時間で運行させてもらっているということについて、多くの方にご理解をいただいているという中では、そのご理解いただいている方にも影響が出るというところ、もちろん意見がある一方で、便利に使っていただいている方もいらっしゃるという、どちらを上げればどちらかが下がってしまうというようなこともありますので、そういったバランス感覚というのがやはり行政としては大事なのかなというふうには思っております。

その中で、何ができるのかというのを考えさせていただくと。

あと、公民館を2回通るということについても十分に理解をしているんですけども、50分とい

うルートをどういうふうにつくり上げるかという
ようなところの経緯があった上での今のルートと
いうことになっておりますので、そういった大き
なルートの変更はしない中で何ができるのかとい
うのは現状考えさせていただいておるという状況
でございます。

あと、LEDについてです。

LEDについては、予算書でいいますと78、79、
ありがとうございます。LEDの進捗については、
4年度債務負担行為でもご確認いただけるかと思
いますが、それぞれの町立保育園でLED化を進
めさせていただくということで予定をしております。

なかなかLED化によって、今回の中身という
のが電気料が下がることによってその中でLED
化ができると、初期投資を行わずに分割のリース
によって、機器代ですとかというのが賄え、なお
かつその電気料の低減分でそれが賄えてしまう
というようなメリットを享受するためにLED化を
させてもらったと。その施設の規模によっては、
そのメリットがなかなか生かせないところもある
という中で、取捨選択を今現時点ではさせてもら
っているということです。大きなメリットが出る
よといったようなものを業者さんからご提案をい
ただける施設については、積極的にやらせてもら
っているということで、なかなか企画財政課で全
体取りまとめるというのは難しいんですけれども、
現場現場の状況ですとか、業者さんのほうで見積
りをいただいて、メリットがあるということにつ
いては、当然にそのメリットをうまく使っていく
という必要がありますので、積極的なLED化と
いうのを進めさせていただいているという現状で
ございますので、全体の割合についてはちょっと
私手持ちではなくて恐縮ですが、できる限
りのLED化については努めさせていただいてい

るという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） 管財担当島村でござ
います。

私のほうからはこちらでお作りしました総務文
教常任委員会資料19ページ、普通財産について回
答させていただきます。

それで、12番の須賀幼稚園なんですけれども、
申し訳ございません、今私の認識として取得経緯
把握しておりませんので、再開の際に調べ直して
お示しさせていただきたいと思います。

それから16番、墓地国納、こちらでございます
けれども、登記簿でいうと最初から行政区になっ
ておりまして、前任から引き継いだ話でしか残っ
ていないんですけれども、国から払い下げを受け
たようなお話で引き継いでおります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 企画財政課長。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。

ありがとうございます。

じゃ、実は、その免許の返納の件なんです、
大体普通の方は大丈夫なんです、障がいを持っ
た方、障害手帳を持っている方がはっきりいって
バス使わなければバスのときに無料なんです。そ
それで、結局使わないと。だから、そういうところ
をもうちょっとうまく、じゃ、ほかのものを障害
手帳を持っていたらもうちょっと。結局障がいがある
からずっと車を運転していたんだけど、
いよいよ返納することになったときという
ことなので、そういう障がいを持った方、そんな
に自分で動ける杖をついて、ただ耳が聞こえづら
い、そういうことで、だからもうちょっとという
ことに対してチケットといわれてもと、だから

もったいないよねと、町の税金使うときになんかもったいないよねというのが普通の町民の方の素直な気持ちだったんで、その辺もうちょっとうまく考えていただけるのかお聞きいたします。

あと、ルートの見直し、便利バスのルートの見直しはオキのルートを変更しないという中では十分理解しております。私もバス見ると、高齢者がほとんどですね。たまに親子さんとかいるんですけども、そうするとやはり運転手さんはやはり今もすごく早く走ったり、50分の中でしなきゃいけない。それで以前ご質問したとき、何で和戸5丁目のところは止まらないんだといったら、踏切にかかると時間の差ができるということで通れないって話だったんですけども、余裕をもって走るということを考えると今は無理だとは思いますが、私の考えとしては、東武動物公園駅から2路線で乗り継いでも、お金は変わらないけれども、2路線でやはりその中でうまくというような形もいずれは考えたほうがいいかなと思って、今無理とは思いますが、ただ、やはり地元のたちにとっては次に変えるときは5丁目も止まってくれるかなと期待感も実はあるんです。そういうところで、この中で変わらないということがしっかりと町として説明してほしいし、理解していただけるような方法を取ってもらいたい。そこももう一回お聞きします。

後LEDに関しましては、本当メリットがあるところはどんどんやったださるのと、指定管理の方からも要望が出ていたという話も聞いておりますので、メリットが出るところは積極的でどうしても無理なところって実はしっかりあると思うんですけども、そういうところをよく精査して進めていただきたいです。そこはもう大丈夫です。

今の須賀幼稚園と普通財産のところですが、須

賀幼稚園と墓地のことなんですが、町内の墓地で国からの払下げじゃないかと古いとかっていうけれども、町内にほかの墓地もあると思うんですけども、ほかにはそういうものがないということですよね。だから何らかの古い話だと思うんですけども、手続きをしたか何かでその地域の檀家さんのものになったとか、お寺さんのものに、なんかそういうのってあるんですけども、その辺りもう一回お聞き、分かればお聞きいたします。

で、須賀幼稚園に関しましては、これ買い取ってもらうとかそういう話は全然出ていないのかお聞きします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

まず、返納制度についてですけども、タクシー助成の制度につきましては、障がいのある方でとか、要介護認定を受けた方も対象となっておりますので、もしかするとその方の具体的な方がいらっしゃるのであれば、もしかするとその説明が漏れてしまったのかもしれないです。いやタクシー助成制度が始まっていて、そういった方にはなるべく同時にご説明申し上げているわけですけども、現に受けていないのであれば、そういう方もタクシー助成の制度の対象になりますので、委員さんからご案内いただけると助かるかなというところで、恐縮でございますがよろしくお願いいたします。

また、バスの路線については、当然これ定期的に見直しをしていくということになりまして、現時点では多くの方にご理解をいただいていて、ご賛同をいただいているルートを継承しつつ、高齢化率の進展というのも当然に将来的には団塊の世代、団塊のジュニアというのがそうやって入って

いく中で、まだ最大で今の見積ですと40%超えるという見込みももっておりますので、これが全てじゃありませんから、当然にその定期的な見直しというのは当然にしていくというふうに認識しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） 総務文教資料19ページです。普通財産についてでございます。

国納の墓地に関しましてですけれども、先ほど申し上げましたとおり、登記簿以上の情報がございませんで、申し訳ありませんが。

もう1点、須賀幼稚園のお話ですけれども、財産を払下げてほしい旨のご要望はいただいております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

タクシー制度のことは、私も相談された方にはお伝えしますが、やはり知らない、だから広報とかでまた、知らなくてそのタクシー制度があること自体知らない方もいらっしゃるもので、それに合わせてそっちちょっと丁寧に入れていただきたいと思います。要望です。

あとは登記簿も分かりました。それでいいです。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、22、23ページの地方交付税の関係でございます。

その前に20ページの地方消費税交付金です。これが増額を見込んでおります。これも地方財政計画や、過年度の決算状況などを勘案してということなんですが、この辺の増額を見込んでいる経

過です。

それから、22ページ、23ページの地方交付税、これも交付実績に地方財政計画を勘案したということです、この辺の見積りについてご説明をお願いしたいと思います。

それから、臨時財政対策債、58、59ページなんですけれども、これもいつも国のほうの状況に合わせて計上されているんですけれども、前年度と比較しますと4億5,000万の大幅な減額となっております。これも地方交付税との関係もございすけれども、こういうふうに見込んだ経緯などについてもお尋ねしたいと思います。

それから、82、83ページの宮代定住促進作戦についてお尋ねしますが、従来から宮代で暮らそう、それから転入希望者に対し、みやしろ初めてツアーを実施しておりますけれども、この辺は実際予算との関係で実績はどうなんでしょうか。その辺の関係で費用対効果の関係もあるんですけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、その下のOA管理事業で、今回埼玉県自治体情報セキュリティクラウドの次期システムへの切替準備を予定ということなんですけれども、これについてももう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

それから、先ほど来から説明がありました便利バスが走る事業なんですけれども、これにつきましては、これまでアンケート調査とか、地域公共交通会議の中でいろいろ議論されてきたと思うんですけれども、今後いろんな見直しをしなければいけないし、いろんなまた前段でご質問があったように高齢化する中でいろんな問題も出てくると思うし、要望も多く出てくると思うんですけれども、そういった点でこの地域公共交通会議の開催が3万円ということなんですけれども、これはどれぐらいの頻度で開催されるのか。当面、新年度

予算ではどれぐらい見込んでいるのでしょうか。

それから、新規ルートを運行する業者の選定も行っていくということなんですけれども、行く行くは、この辺の状況なんかはどういうふうに見込んでいるのでしょうか。その点お尋ねしたいと思います。

それから、最後なんですけれども、財政の関係で私たちの予算書にも載っておりますが、131ページの義務的経費の推移ですよ。これはどういうふうにかこの間表で表されていますけれども、どういうふうになっているのかおおよそでも結構ですので、お示し願えたらと思います。

それから、特に財政推計です。今後は収支ギャップが拡大していくものと推計していますということなんですけれども、このギャップをどういうふうにしていくのか、その点についてもお尋ねをしたいと思います。

取りあえず以上について。

○委員長（川野武志君） ここで休憩いたします。

再開は1時10分とさせていただきます。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時10分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

丸藤委員の質疑に対しての答弁から入ります。

答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

順次お答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、予算書の20ページ、21ページ、歳入の関係で幾つかご質問をいただいております。

まず、地方消費税交付金につきましては、まず、今年度の見込み、3年度の見込みでございますけれども、予算額現状として5億7,210万円ということで予算を組ませていただいております、見込みとして6億5,200万円程度になりそうだというまず見込みがあります。

そういった前提の中で、丸藤委員からお話のありましたとおり、地方財政計画を除いてみますと、交付金につきましては7.7%程度増加する見込みだという計画が示されております。そういった3年度の見込み額も勘案しながら、この7.7という数字も活用して、今回の予算額であります6億8,920万円という地方消費税交付金を見込ませていただいたということでございまして、今年度の見込みと地方財政計画の7.7%増という数字を勘案して、予算を見込ませていただいたというのがまず地方消費税交付金の伸びについての説明となります。

続きまして、地方交付税、予算書でいいますと22ページ、23ページ、10款になりますけれども、地方交付税についても伸びが見込まれているということのご質問です。

これについても地方財政計画でいいますと、交付税の見込みにつきましては3.5%程度増加するというふうに見込まれております。今年度につきましても、先般ご可決いただきました3年度の8号補正の中でも地方交付税一部伸びが見込まれて、歳入として頂けるということがありましたものですから、そういったことも含めてになりますけれども、伸びが見込まれるということで、交付税につきましては、繰り返しになりますけれども、3.5%程度の増も含めて勘案して、今回の24億8,930万円というものを算出させていただいております。

一方で臨時財政対策債につきましては、そうい

いった原資、これらの地方税の原資というのがそれぞれ国税並びに都道府県地方消費税になっているわけでございますけれども、その税金の見通しとして、好調であるというような見立てがございますことから、そういった中で、いわゆる地方税の伸びなども見込まれておりますので、そういったそれぞれの地方の財源が伸びるんであればということで大きく減額しなさいと、しますよということで、地方財政計画では67.5%の減という臨時財政対策債の減少幅が示されているという、半減以上大きく70%程度減額しなさいよという数字を示されておりますことから、今回、大きく減額をして、示させていただいているという状況でございます。

また、少しちょっと飛びますけれども財政推計を2点ほどご質問いただいているかなと思います。私たちの予算書の131ページ、義務的経費がどういふふうになっているのかということでございます。

ご質問いただいております、まず、2年度に131ページの上のグラフになりますけれども、繰出金が18.4から13%に落ちているかなと思います。この構成比の減というのが、下水道会計が企業会計になったことに伴いまして、その分が繰出金という枠から負担金といったところに移行している関係で、この繰出金が大きく減少したという、構成比上、減しているということになります。

そういった背景もありますけれども、今後の見通しでございますけれども、例えば人件費でございますと、会計年度任用職員制度が導入されて、継続運用するということもありますので、これらについては、当然人件費が伸びが見込まれるといったこと。公債費については、当然借りる分を返す分よりも増やさないという方針の下に行っておりますけれども、大幅に増額については見込んで

おりませんけれども、公共施設、特にインフラなどについても大きく更新時期を迎えるものというものもありますので、楽観視はできないのかなというふうには思っております。今後も大きな減額というのは見込まれないんじゃないかといったこと。扶助費については、ご案内のとおりで、高齢化の進展というのがまだ続くということもありまして、これまで同様に伸びていくという傾向が見られるのかなというふうには思っております。

歳入につきましては、一般質問の中でもお話をさせていただいているかと思っておりますけれども、和戸の横町については、現状も建物ビルドアップが進んでおりまして、今年の秋、南側のほうが整備がなされるということもありますけれども、そういった整備がなされれば、そういった市街化区域の編入と合わせてその建物分ということで、固定資産税ですとか、都市計画税が見込めるといったようなこと。また、東武動物公園駅の西口についてもさま変わりしていると。そういったこともありますので、そういった税収には期待ができるのかなというふうには思っております。

一方で、公共施設の再編というものもありますので、そういった負担というのは、当然担っていかねばいけないということでは、そういった負担も当然生じてくるというふうには見込んでいると。

そういった中で財政推計、133ページになりますけれども、こういうギャップ、133ページ、マイナスというのを示しているけれどもというお話になりますけれども、当然、さっきの山下委員さんからもお話がありました財政調整基金もうまく活用しながら、そのギャップというのを埋めていかなければいけないと。当然、これ、歳入の伸びというのが具体的な数字というのがなかなか現実的にはまだ分からない面もありますので、あくま

でも推計レベルになりますので、そういった結果が出てくる前年度にきちんと見積もって、財政を運転していくということが大事なのかなというふうに思っております。

循環バスの会議についてなんですけれども、今年度2回開催して、4年度については最大で2回分計上させていただいております。あくまでも議論の進捗によりますけれども、今、最大で2回分を計上させていただいているということで、公共交通会議で、事業計画、運行計画の案が取りまとまりましたら、それに基づいて業者選定を行っていくという流れ、全員協議会でもお話をさせてもらっているとおり、その後に関東運輸局の認可を受ける手をさせていただいて、来年4月を迎えるための準備期間を設けて、新たなバスのルートという形でやらせていただきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 主幹。

○企画財政課主幹（小川雅也君） 対話のまちづくり推進担当主幹の小川でございます。

私のほうから、予算書82ページ、83ページ、(5)宮代定住促進作戦におきまして、実績及び費用対効果ということでご質問をいただいておりますので、そちらにご回答いたします。

当該事業のほうは、まず、1つ目が宮代初めてツアーというものを開催してございます。町職員が約2時間程度で町内を案内してございます。

また、定住促進チラシというものをつくっております、こちら、例えばふるさと納税の寄附者に配付したりとか、各種イベント等で配布したりとか行っております。

また、ウェブサイト運営委託管理と委託料というのが、宮代定住促進サイト「みやしろで暮らそっ」の管理運営になります。

実績でございますが、こちらのほうがれんがを積み重ねるような事業とは違いますので、なかなか全ての実績というの把握するのは難しいんですが、まず、一つが「みやしろで暮らそっ」のアクセス数になります。

令和2年度におきましては、訪問数が15万1,308件になってございます。今年度につきましては、今のところ1月までしか出ていないのですが、1月までで12万938件の訪問をいただいているところでございます。

続きまして、ツアーの実績でございます。過去4年間に遡ってご報告させていただきます。令和3年度につきましては、今年度途中ではございますが、3件のツアー参加者がございました。うち1件が宮代に転入されております。令和2年度におきましては10件のツアーを行いまして、5件の転入がございました。10分の5になります。令和元年におきましては、2件のツアー参加がございました、うち1件の転入がございました。2分の1になります。平成30年度におきましては7件のツアーがございまして、3件の転入がございました。7分の3という形になってございます。こちら把握している件数になります。

費用対効果というのがなかなか難しいところではございますが、今現在、ツアーに参加している方の動向をお伺いしますと、大体今ですとSNS、フェイスブックやツイッター等で友人の投稿を見て、宮代に興味を持つという方も増えてきてございます。

そういったものを介して調べていくうちに、「みやしろで暮らそっ」のほうにたどり着いたりとかしまして、そこで宮代の暮らしぶりであったりとか、各施設の状況だったりとか、そういったものを見まして、関心を持って、そのホームページからツアーに参加するという流れになってござ

います。

私ども2時間ほど案内して、笠原小学校であったり、新しい村とかを2時間ほどで丁寧にご案内いたしまして、実際を見て帰っていただくという感じに至っております。おおむね参加者の方は何か非常に感動されるというか、進修館であったりとか、笠原小学校であったりとか、感動され、また、新しい村に向かって開けているところも結構気に入られる方が多いような状況になってございます。

また、今、委託している事業者におきましては、皆様ご存じだと思うんですけども、町で委託しているわけではないんですが、駅前通りにカフェのほうを開いてございまして、そちらでの交流のほうも図られているようでございます。ホームページを見た方がそちらに訪問して、町の情報を集めたりとか、教えてもらったり、あと、町民の方とつながったりとか、そういうこともあるようでございます。

また、西口にできました無印良品さんの中にも町の案内所といたしまして、町を案内する場所でございます。そこにも定住のパンフレット等を置かせていただいているんですが、結構売行きがよくて、町外から来ている方もいらっしやと思いますので、そっちともありがたいかなと思っております。

そういった民間の箇所と合わせて、官民連携という形にはございますが、町はホームページとツアーを行って、また、民のところでそういったご案内をしていただくという連携を通して、町のファンを増やしたりとか、町の魅力をお伝えして、それが定住につながればなというふうに思っているところでございます。

説明は以上となります。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君） 情報担当、飯尾です。

私のほうから、予算書83ページの埼玉県市町村情報セキュリティクラウドの概要について説明させていただきます。

まず、この市町村情報セキュリティクラウドとは何かというところなんですけれども、こちら、自治体とその外との通信の出入り、具体的に言いますとインターネットの通信のセキュリティー監視を行う、このシステムを都道府県単位で集約したことになります。

一般的なウイルスソフトですとか、セキュリティーソフトといいますと、通信の監視とあとはパソコン本体に保存されているファイル自体のチェックというようなものをご想像されるかと思うんですけども、このセキュリティクラウドに関しては、あくまで通信の部分の監視に特化したものになります。

これまでこういったセキュリティー対策は、市町村独自で導入しているところがほとんどだったんですけども、昨今のサイバー攻撃の巧妙化ですとか、自治体の個人情報の流出事件、こういったところを受けまして、平成28年度から都道府県単位で集約して運用するような流れになっております。

現在、埼玉県本体も含めて県内の全ての自治体はこちらのセキュリティクラウドに加入しています。具体的な機能といたしましては、インターネット通信の監視、ファイアーウォール、あとはマルウェアや迷惑メール、スパムメールの対応、こういったところになります。

当初の計画ですと、28年にスタートして、5年の契約ということになっておりましたので、令和4年度末で契約期間が終了し、令和4年度からは新しいセキュリティクラウドに、ここで更改する

予定でしたが、令和2年度になりまして、国のほうから新しいセキュリティクラウドの機能要件、というようなモデルケースが公開されました。ちょっとこちらに対応するに当たっては、ベンダーのほうも令和3年度中に対応して、4年度にスタートするのは無理だということが大多数になりましたので、現状の契約を1年延長し、令和4年度はこのまま、令和5年度当初から、次期セキュリティクラウドに移管するというのがこちらの通信会議のほうで決定いたしました。

最後に、今後の流れについてですが、現在推進会議のほうで最終的な調達の仕様書と今後の協定について策定を行っているところです。これが確定しますと、令和4年度中に会議のほうで入札を行いまして、この後、年度末の1月から3月にかけて移行手続、令和5年度の頭から新しい次期セキュリティクラウドが運用開始するというような流れになります。

以上です。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

それでは、確認と再質問させていただきます。

まず、地方消費税交付金、20、21ページの関係なんですが、これは地方財政計画でいう7.7%増を勘案してということで、これは、これまでの決算の状況というのはどういうふうになっていたんでしょうか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、22、23ページの地方交付税あります。これも3.5%勘案してということなんですけれども、以外と地方交付税の、国税5税と言われるんですけども、以外とコロナ禍であっても、何かいいようですね。私はこれは結構落ち込んでいくのかなというふうにも個人的には思っていたんですけども、そうではないということであるんで

すけれども、その辺、地方財政計画との関係でと言ったんですけれども、その点では地方財政計画を町では担当としてどういうふうに捉えているのか、その点についてちょっとお聞きするの漏れましたんで、併せてお願いしたいと思います。

それから、順番でいくと70、71ページの便利バスが走る事業なんですが、これは取りあえず地域公共交通会議は2回を想定しているということなんですけれども、委員が確か7人でしたよね、委員さんは。全部で15人、そうですね、失礼、15人掛ける2回だと。会長だけは……。分かりました。

これで来年度に向けてということなんですけれども、ここのこの公共交通会議の中で、もちろん議会の議員からのいろんな要望も出ますよね。それから、この交通会議の中自体でもいろいろ論議になると思うんですけれども、私はこれからの便利バスというのは、先ほども言ったように、高齢者がどんどん増えてきますよね。そうすると、やはり待つときのベンチというか、そういうのを単純なんですけど、増やしていく必要もあるかと思うんですけれども、それが基本になっていると思うんです。

そういった点では、これまでの議論はどういうふうな議論になっていたのか。また、今後のこの公共交通会議でどういった論議をするのか。もちろん業者を選定していくという、そういうのもあるんでしょうけれども。また、業者もどういった業者があるのか。そんなに新規ルートを運行する業者の選定というけれども、どれくらいあるんですかねと思っているんですけれども、その辺の内容について少し伺いたいと思います。

それから、82、83ページの宮代定住促進作戦、私は、これは宮代に興味を持つとか、いろいろあると思うんですけれども、先ほど最後に言われたSNSで、友人の投稿見てということなんですけ

れども、宮代の魅力というのは何なんでしょうね。

私は、政策的に魅力と持った政策を、例えば子育てであれば子育てに徹底して。どこの自治体もそうなんですけれども、日本一の子育てを目標にとか言っている自治体もあるんでしょうけれども、そういう意味では、やはり宮代独自の政策でもって編入、宮代に来てもらう、それがやっぱり大事なかなというふうに思うんですけれども。

あと、よく転入してきた方に聞くんですけども、やはり宮代は自然が多いというのが非常に魅力でというような方もいるんですけども、今、東京都が人口が少し減ったりしたりしているんですけども、その受け皿が結構埼玉だということで、やはり埼玉といってもさいたま市ですよ。こっちは来ないと。だから、そういう意味では、そういった自然を生かした、ある資源を生かしてということもあるんですけども、私はさっき言ったように、やっぱり政策的に宮代を魅力的にしていく。それと、今ある資源をどういうふうに生かしていくかという、そういう方向からの定住促進というんですか、人口も増やしていく、そういうふうなことかなというふうに思っているんですけども、そういった点では、どうなんでしょうか。これまでいう定住促進作戦というのは、必要最小限のことですよ。ですので、そういった点では必要かと思うんですけれども、どうでしょうかということをお願いしたいと思います。

それから、同じくOA管理事業なんですけれども、専門的には正直言ってよく分かりません。聞いただけでは。ですから、またあとで詳しく教えていただきたいと思うんですけれども、少なくともこれまで、平成28年から5年契約で来たということで、そうすると、今後協定を結んでいくんですけれども、これは、やはり5年ぐらいのスパンになるんでしょうか。その点についてもお尋ねし

たいと思います。

それから、財政の関係で、義務的経費の推移については、副課長が言ったとおりだと思うんですけれども、ただ、これからの財政推計で新年度の令和4年度を見ても、私は町税はそんなに悪くないと。国の言うとおり、だから、交付税もそこそこ、それでいて、地方債ですけれども、借入れ見込額よりも償還見込額が上回るということで、決して財政的には窮屈でないですよ。

令和4年度を見ると、何か三角で1.8億円、三角になっているけれども、実際この地方債に関する調書を見ても2億300万円も少なくなっているわけですよ。だから、これで長期的な話はできないんですけれども、そんなに厳しくはないなというふうに私は見ているんですけども。だから、もっとやりたい事業を何でもかんでも借金してやればいいということではないけれども、国の補助金なんかを活用しながら、うんとできると思うんですけれども、そういった点ではまだ余裕があるかなというふうには思うんですけれども、その点どうなのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

まず、財政関係についてお答えさせていただきます。

まず、消費税交付金の決算額でございますけれども、平成30年度からちょっと申し上げさせていただきますと5億2,350万円、平成31年度ですね、令和元年度については5億393万8,000円、令和2年度につきましては6億2,829万4,000円、3年度の見込みにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。6億4,000万から6億5,000万ぐ

らいになろうかなというのが、12月までの入ってきた状況を勘案してなんですけれども、それぐらいの見込みになろうかなと。ちょっとその上振れするかもしれませんが、そういった6億4,000から6億5,000ぐらいを見込んでいて、それを勘案して7.7%考慮させていただいているというのが中身でございます。

次に、地方交付税について、あくまでも担当としてどうかというお話かと思えます。もしかすると個人的な見解になってしまうかもしれませんが、地方交付税の国が示している算定基礎を見ますと、これ、ベースが国税4税がその33%とか、それぞれの税目によって決まっていますけれども、例えば所得税の33.1%、これ自体が15%程度伸びるという見込みを国が示しています。

また、法人税につきましても、これ、内訳としては33.1%分が地方交付税に回るわけですが、41.7%ぐらい伸びるだろうと。酒税については0.7%、消費税については10.5%程度伸びるという見込みがなされている。

言うなれば、その原資となるものが伸びが見込まれているということもあって、個人的な感想を言わせてもらいますと、コロナという影響がどういった社会に影響を与えているのかというのは、なかなか計り知れない部分ありますけれども、なかなか財政的には厳しい状況にもなっていくのかなというふうに見込んでいった一方で、地方交付税については伸びを示していただいておりますので、財政を運営する上ではありがたいというところなのかなと。

ただ、一方で国のほうもこういった状況なので、一生懸命地方を応援しなければいけないというスタンスの現れでもあるのかなというところで、原資の伸びを勘案して組んでいただいているというふうには思っております。

バスの経緯でございますけれども、先日の全員協議会でご説明申し上げた経緯、ちょっと遡ると、スタートが平成2年から、特にふれあいセンターの利用促進というところでないしは例えば運動公園ができて、平成5年でしたか、6年ですか、ぐる宮代が開館して、全面的にオープンして、そういった中での路線の変更ですとか、その曲折があったわけですね。

特に、今回の見直しの前、平成25年だと2万5,000人に欠ける程度の利用者だったという経緯があって、先ほどの泉さんのご質問にもあったかと思えますけれども、その低迷している中でやっぱりきちんと利用者を伸ばしていく必要があるといったようなお話の中で、全面的にリニューアルをさせていただいて、現状の運行ルートが運行開始となって、平成26年から開始となって、令和元年度、コロナウイルス前までですけれども、6万人までの伸びが出てきているということです。

一つの例ですけれども、杉戸町さんですか、春日部市さんなんかでも当然運行をされていますけれども、その人口規模なんかと比較しますと、宮代町については、そういった今までのいろんな見直しの経緯の中で、そういった近隣の市町の循環バスの利用状況からすると、非常に健闘しているというふうに思っています。自画自賛で恐縮ですが、非常に多くの方に利用していただいているのかなというふうには思っております。

ただ、高齢化を背景として、当然そういったいろんなニーズが出てくるということも承知しておりますし、そういった中でタクシー助成なんかも始めさせていただいて、鉄道とバスとタクシーと、そういったそれを組み合わせていながら、多くの住民のニーズに応えていきたいというのが今の考えでありまして、そういった経緯があるといった中で、業者選定の話もいただきましたけれ

ども、興味を持っていただいている業者さんはあるというのは承知しております。現にその収支状況なんかについてもお伺いですが、料金体系どうなるんだという話なんかもこちらにご質問いただくケースもありますので、そういった5年4月に向けた見直しという動きについては、ご存じの業者さんもしらっしゃって、興味を持っていただいているのかなというふうに思っております。そういった状況になっているということです。

また、財政推計についてご質問をいただいておりますが、余裕があるかどうかというようなところかと思いますが、今回、令和4年度についても財政調整基金については4億7,000万円ほど投入させていただいていると。今年度末が13億円という見込みですが、その半分程度は活用させていただいて、財政のほう組み立てさせていただいていると。4年度の予算、組み立てさせていただいているということもありまして、歳入を詳細を見込むというのがなかなか難しい中では、当然に楽観視できないのかなと。

でも、扶助費の伸びもやっぱり見込まれるというのは、2025年とかの問題ですが、将来的な生産年齢人口の減というのも見込まれておりますので、そういった中では楽観視することなく、その借金を多くこしらえない中で、運転をしていかなければいけないというふうに思っているという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君） 情報担当、飯尾です。

ご質問のあった次期埼玉県市町村情報セキュリティクラウドの契約期間についてですが、現時点ではこちらについてはまだ確定しておりません。ただ、新しいセキュリティクラウドを構築するに

当たって投入する費用の償却等を考えますと、今回もまた5年更新の契約になる見込みが高いと思われると思います。

ただし、何分技術の進歩が速い分野ですので、ちょっと状況によってはこちらのところ動いてくる可能性はあります。

以上です。

○委員長（川野武志君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（小川雅也君） 対話のまちづくり推進担当主幹の小川でございます。

宮代定住促進作戦の関係で再質問があったので、お答えさせていただきます。

丸藤委員のほうから、子育て、または自然等生かした徹底して転入を促進するようなご提案があったかとございます。

実は、今ツアーに参加したりとか、資料請求なんかも来たりするんですが、結構東京都内の方が多かったりします。話を聞くと、都内どうしても校舎の中が密だったり、校庭が狭かったりとかしてという状況で育てているよりも、もっと伸び伸びとしたところで育てたい、自然に近いところで育てたいというような意向が高まっているのかなと思います。そういった意味で埼玉県のほうで人口のほうが増えているような状況もあるのかなと思います。

宮代町の自然等もやはり関心を持たれる方も多くありますので、そういったところをちゃんと伝えられるようにしていきたいと思っております。

子育て施策に関しましては、実際待機児童が都内に比べると全然少なかったりするようでございますし、医療費のほうも充実させていっているところがございます。なので、ちょっと某あるところで、「母になるなら〇〇市」みたいなキャッチフレーズをうまくつくって、それが独り歩きしているようなこともあったりすると思うんですが、

そういったシティープロモーションというか、ちゃんと外に伝えていくようなことをさらに力を入れていきたいと。ちょっと私としては、ほかの事業のほうがというのはなかなか言いづらいので、そういうところ丁寧に伝えていきたいというふうに思っています。

ちょっと子育てのほうになりますと、姉妹サイトの「みやしろ育てよっ」のほうに関わってきてしまうと思うんですが、ほかの分野もあると思いますので、私どもの担当としては、そういったものを余すことなく丁寧に外部に伝えていけるように努力していきたいと思っています。

ちょっとすみません、答えになっていないかもしれないんですが、以上となります。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

答弁ありがとうございます。

1点だけ確認なんですけれども、便利バスが走る事業なんですけれども、これは、これまでのアンケート調査やこれまでの要望等を踏まえてということなんで、そうすると、会議の開催が2回ということなんですけれども、これ、いついつなんでしょうか。

その方向性を探ってと言ったらおかしいですけども、それだけでいいのかどうか。せっかくこういう地域公共交通会議というのがやられているんですから、そこでの議論というのが非常に大事になるかと思うんですけれども、どこの自治体でもこれは通年行われていると思うんですけれども、宮代の場合は予算が3万で2回行って終わりでいいのかなという気がするんですけれども。それで、要望等がきちんと捉えられて、便利バスがよりよくなるということであればいいんですけれども、そういった点では、どうなのかなという気もしいではないので、その点についてお願いしたいと。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

まず、3年度で2回実施をさせていただく形になるのかなと思います。2月の下旬と、あと予定としては3月の下旬に1回開催する予定としています。4年度としては、最大で2回ということになりますので、最大開催された場合には4回ということになります。

地域公共交通会議の役割というのは、一番大きな役割というのが、民間事業者が当然公共交通を担っていただいている中で、民業を圧迫しないような調整を図るということが非常に大きな役割として捉えられているんですね。

そういった中で、そういう業者さんを入っていただく、町会の方に入っていただいたりだとかという中で、その利害関係の調整というのが主な役割になっているわけでございます。そういった中で、この15人のうちの半分以上にそういった方に入っていただいているというのがその地域公共交通会議の役割でございますので、そういった中で、もちろんその利用者の方のアンケートですとか、そういったことを見ていただいた結果として調整をしていくというのがこの会議の役割になっております。

ご質問の趣旨としては、何回ですかということですので、最大で4回ということを用意しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございます。

深井委員。

○委員（深井義秋君） 議員の深井でございます。

総務文教委員会の資料の普通財産一覧のところ質問させていただきます。

19ページでございます。

7番の分教所跡地の件でございますが、先日の一般質問でさせていただいたわけでございますが、そのときは、答弁に普通財産の適正管理しますという答えが返ってきたんですが、適正管理、この普通財産一覧に載っておりますが、ここは約3,272平米あるんですね。それで、ここは当然住宅地になっておりますが、以前はここに田中繊維という工場がありまして、それが移転したときに、町が購入したということを聞いております。

そのときの予算が1億5,000万で購入したということでございまして、それから、もう30年近くなるんですけども、そのために先日の答弁でも、これを代替地とするということをおっしゃっていましたが、30年間代替地といいますけれども、あくまでも質問の内容ですと、東口の再開発、あちらの移転先ということも聞いております。

ところが、宮代の動物公園の東口の方なんかに聞きますと、ここですと代替地としてふさわしくないという意見が結構ありまして、やはりこの1,000坪近くの土地を30年も寝かしておくというのはもったいないと思います。私はこれを例えば民間に売却すれば、この土地であれば、倍ぐらいには値打ちはつくと思います。これは、皆さんの、町民の納めた町民税から買っているんですからね。そういうことを考えますと、これ、有効利用といっても30年間も寝かしておくのはもったいないと思います。

やはり普通財産だったら、ずっと住宅の市街化区域です。そういうのを有効利用する考えはないのか、お聞きします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原 聡君） 企画財政課長の栗原です。

分教場の跡地については、市街地の中での普通財産ということで、まとまった面積があるという土地が特徴的です。

深井委員さん、今、おっしゃったように、都市計画事業の代替地ということで、地権者の方に提示したりということがございます。

もちろん東武動物公園駅東口の都市計画事業ということもありますし、今後の都市計画事業を進める中での代替地という可能性も今のところはございます。

ですので、そういった地権者の方が市街化区域の中での土地というご要望があったときに、今の段階ですと、町としては、そういう位置づけにしておこうということで、普通財産として管理をさせていただいているところです。

もっと遠い将来にという話であれば、また、状況変わってくるかと思うんですが、今、現段階ですと、今申し上げたような状況ですので、普通財産として管理をしているという状況になってございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 深井委員。

○委員（深井義秋君） 再度言いますが、先ほど言ったのは、民間に売却という話が出ましたが、実際、町民からは、これを寝かしておくんじゃなくて、前も言いましたが、グラウンドゴルフとか公園とか、皆さんが使いやすい土地として提供できないかという案もありますんで、やはり、それを普通財産で管理するんじゃなくて、やっぱり普通財産はそれでいいんですが、町民に身近な地区に住んでいる人たちが活用する方法、それを真剣に考えていただきたい。

やはりそういう要望が多いんですね。やはりこのまま結局寝かしておくということは、財産を生まないんですよ。やっぱりこれを公園でも町民が

活用できるようにすれば、生きた土地でございまして、ということを真剣に普通財産で適正管理していくという、それで終わらせるんじゃないくて、そういう前向きに町のほうも検討をお願いしたいと思います。

再度質問します。

○委員長（川野武志君） 今の深井委員の、これ、要望になっちゃうと思うんですけども、答弁をよろしくお願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原 聡君） お答え申し上げます。

深井委員さんおっしゃるように、市街地の中の貴重な土地ということですので、そういった可能性も当然出てくると思います。今現状ですと、先ほど申し上げたとおりですが、ご意見のほう、そういうご意見、強い思いをお持ちだということを受け止めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございます。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） 簡単に質問しますから、簡単に答弁。

幾つかの前段者というか、何人かの方が質問した内容と若干似たようなのがほとんどなのですが、まず、23ページの地方交付税についてどうも理解できないんですよ、この文章が。先ほど前段の丸藤さんが質問して、一定割合の原資として財政力にに応じてというんで、財政力に応じて、一定の割合を原資としてという国税の中の、これ、もう一回、先ほど答弁された数字を教えてください、この五税を。1、2、3、4、5、地方税までの割合をちゃんとお願いしたいと思います。

もう1点は、高齢者のタクシーの問題なんですけれども、循環バスを来年見直しをすると、それ

はいいんですけれども、相当要望が各地区じゃいろんな要望があると思います。また、あります、聞いています。

バス停の利用数は、今度のこの委員会の資料に載っていますから、どこの地区が何人になったというのは分かるんですけども、タクシーについては載っていないよね。ただ、どこの地区まで載せろと言ったって、これはなかなか大変だと思うんです。それは、これは行政で調べると言ったら、それは大変なことだからなかなか出ないと思いますけれども、私が思うのは、宮代町はタクシーを呼ぶのにほとんどタクシーは中心から来るんですね。動物公園駅を中心にして。姫宮なんてほとんどタクシーない。呼んでも動物園から来るんだよね。動物公園駅西口か東口のタクシーから来るんです。

そうすると、呼ぶだけで400円じゃ来ないからね。その不合理さ、それはこの中心に住んでいる人はほとんど400円使えば、大変助かる。ところが、姫宮の端のほうで呼ぶと、来ただけで幾らかかると思いますか。400円じゃ来ないんだからね。大変な金かかるんですよ。その不合理さ、ちょっと考えてもらいたい。

よく町民の方が言っておりますので、それは何とかすべきだろうと。何か一般質問の中で、誰かが質問した中で、来年利用券2枚使っていいとかと言っていたように答弁していたようだけれども、そういう運動しているよとか。そうすれば、大分助かるよね。姫宮の人が800円使えば。真ん中の人が800円使っても助かるけれども、そういう不合理さがあること、ちょっと頭に入れておいてもらいたい。

姫宮来るのに幾らかかるか知っていますか。私もこのタクシー券もらって、使ったことない、高いんで。タクシー券2枚もらって、2冊見せるけ

れども、1冊も使っていない。

それは、私もそう思った。高いなど。それはやっぱり循環バスの対応を考えてタクシー券払っているのはありがたい。それはいけないと言っているんじゃないですよ。本当にありがたい。喜んでいます。ただ、言ったようにその不合理さがあるよねと。それはひとつ、一部の人もかもしれないけれども、そのことを頭に入れてもらいたい。

もう一つは、循環バスについても、こういう私みたくつえをついて歩く人、停留所から5分あるから、すぐに行けるじゃないかと答弁したよね、誰かの一般質問で。大きな考え間違いですよ。こういう人は5分歩いたら、どのくらい歩けますか。どのくらい時間がかかりますか。それで、循環バスが通るところには、大きな車も通る、乗用車も。危ないところがいっぱいあるの。どうやって歩いていったらいいのですか。

私はこれで経験しているわけ、実際に。本当に大変ですよ。私、家へ行くところ、2か所あるんだけど、できればほとんど姫宮の西口から乗るようにして、何回乗っています。あと、北団地のところに1か所あるの。あと、姫宮と書いてあるけれども、姫宮でも藤曾根に近いよね。あそこまで歩くのに、皆さんだったらきつと七、八分で歩ける。私は何分かかると思いませんか。30分ぐらいかかっちゃうんだよ、歩くのに。それも車が、時速何キロと書いてないから、みんな50キロ、60キロふっ飛ばしてくるわけ。怖いですよ、歩いたら。

そのことを考えると、循環バスの停車所をよく考えたほうがいいですよ。本当に前段さんの質問じゃないけれども、高齢者のことどう考えるか、町が決める人はみんな健常者だよ。アンケート取ったというけれども、アンケートの人は多分健常者がほとんど出していると思う、アンケートの

結果。こういうつえをついて歩くような人のことを中心に考えるべきだと思いますよ。

だから、私は今回の、何かのときに話しました。全協だか何かのとき。高齢者を中心に考えるべきだよと私言った記憶があるんだけど。または、こういう杖をついて歩く人、恥を忍んで私は質問するんですけども、本当に大変ですよ。ここから東武動物園の駅に行くまでだって5分や10分じゃ駅来ないんだ、危なくて。そういう人たちが何人いるか知っていますか。私は、こういうつえをついてあまりほとんど車が通らないところをできるだけリハビリのために歩いています。友達ができるの、こういう私みたいな人が何人もいるから、歩いて。そういう人たちの意見を十分に聞くべきだと思いますよ。

新井町長は、何かどこか調べて、何か読んでも、町民の皆さんの意見を十分に聞いて、また、弱い者の代表だというようなことを言ったかもしれない。ちっとも弱いこと考えていない。考えていれば、即、循環バスも変えるべき。来年までも待ってられない人がいっぱいいるんですよ。それを来年よくアンケート取って決めるか、また、何とか委員会で決めると言っていますけれども、そんな悠長なこと言っているんじゃない本当に弱い人の味方じゃない、新井町長は。弱い人の味方じゃない、全然。そのことをよく頭に入れて、やってもらったほうがいいですよ。私はどうしてもしゃべると、言うことがきつくなるので、私は自分の経験としてしゃべっていますから、本当に弱い人の味方になってくださいよ、本当に。ちっとも弱い人のことを思っていない。弱い人は何人もいないから大丈夫だろうと思っているんでしょう。町長に聞きたいけれども、本当は。今日、本当は聞きたい。弱い人が1人でも2人でもいれば、そのことをやっぱり考えるべきですよ。そんなのはど

うでもいいよと思っていると思いますよ。

ですから、来年十分検討して決めますなんて悠長なこと言っているわけ。そんなこと言っているから、宮代町は何年やっているんだという意見もあるんですよ。

口だけじゃ駄目ですよ。実際に行動に移して、どんな弱い人のためにどんどんやらなきゃ、即やらなくちゃ。それは道路を拡幅するとか、舗装するとかというのは、財政が必要だし、時間もかかるのは、そういうのは分かる。でも、そういうこと関係ない。こういう循環バスとかタクシーの問題についてはすぐできるわけだから、企業さんと話したり、また、町の方針を考えて、どんどんそういうのこそ早くやるべきだと思う。

そんな悠長なことやらないで、早く、悠長なことじゃなくて、すぐやってもらいたい。そのことを強く申し上げて、質問だと思ったら答えてもらいたい。要望だと思ったら、十分よく考えましたと思って、頭の中に入れて、すぐやってもらいたい。それをこの執行者の考え一つで、私は答弁はお任せします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

まず、予算書の22ページ、23ページ、地方交付税の概要の内容について説明をというようなご質問いただきましたので、その説明をさせていただきます。

まず、地方交付税、先ほど少しちょっと中途半端になってしまった部分があったかと思いますが、改めてちょっとお願いします。

まず、所得税については33.1%分が地方交付税に当たっています。所得税の33.1%。法人税の

33.1%が地方交付税に当たっている。そして、酒税は50%、半分が当たっています。消費税については19.5%が当たっています。最後の地方法人税については100%が当たっているという形になっています。

私からは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 1問目については分かりました。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

○委員（小河原 正君） 確認したい。2問目は答弁したくないということですのでよろしいですね。

○委員長（川野武志君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

副委員長。

○委員（西村茂久君） 皆さんから大分出ちゃって、その中で、ちょっとどうしてもこれは出ていなかったんで聞いておきたいというのがありますので、質問をさせていただきます。

1つは、便利バスの関係で、るるご説明があったんで分かりますけれども、この交通会議というやつ、これは利害調整のためにやっているんだということですが、2月の交通会議やりましたよね。その議題を教えてください。そして、所要時間、併せてお願いします。

それから、便利バスの関係で委託料がありますよね、3,000万。これ、毎年毎年という意味ではないですけども、トータルでいくと年々増加しているんです。この最大の理由がどこにあるのか。この委託料の計算方法は分かっているんですよ。でも、どこで、どういうことがあってそうなのかということだけお願いします。

それと、もう一つ、財政のことでもいろいろ話があったんですけども、ちょっと確かに地方財政計画に基づいていろいろなデータを駆使して今

回の予算の歳入部分をやられたと、これは分かっている。地方財政計画というのは、どこでも取れますから、だから、どういうものであるかというのも分かっています。

国がこれだけ強気な財政計画を出したのがちょっと意味が分からないんですよね。例えば地方交付税の原資にしてもかなり強気ですよね。本当にこのコロナ禍でそんなに増えたのか、増えるのか、見通しとしてというのが分からない。ただ、そういう中で、この計画に基づいてつくられた予算だから、ノーとは言にくいんだよね。

ただ、このとおりいかないで、歳出のほうにしわ寄せが入ってきちゃうおそれが絶対ないとは思えないんですよ。だから、その辺をちょっと心配しているんで、いや、そんなことはない、この予算でいけますから大丈夫と言っていたければと思います。

その2つだけ。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（伊東高幹君） 副課長の伊東です。

まず、地域公共交通会議については2月4日にコロナウイルスの関係があって、書面開催という形でやらせていただいています。2月4日に書面を発送して、2月16日までにご意見をいただくというスケジュール感でやらせていただいているということです。

議題については説明という形になっていまして、特段議論をいただくということではなく、前提条件として、今回の定例会に当たって開催しました全員協議会で企画財政課のほうから循環バスについてご説明申し上げたかと思いますが、その内容をそっくりそのまま内容として提示をして、質問等について受付をさせていただいたというこ

とです。

あくまでも説明のみになるということです。次回、3月の下旬に予定しておりますけれども、その中でご議論いただくという流れを取らせていただいているということです。それが1点目です。

2点目です。

非常に難しい質問だなと。これでいけるか、いけないかというのは、委託料については、基本的に5年間の契約の中で、ならすと一定金額になるようになっているんですけれども、徐々に上がるような形を取らせてもらっているだけなので、委託料としては……、ごめんなさい、ちょっと交代させていただきます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） 管財担当の島村です。

委託料の契約の内容についてご説明させていただきたいと思います。

今現在契約している内容と申しますのが5年間で額の契約でございまして、毎月等分した金額をベースとしては業者は請求してくる形になります。ただし、その中から運賃収入を差し引くものとなっておりますので、したがって、お客様が乗車しなかった月は支出が多いと……。

○委員長（川野武志君） 暫時休憩。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時23分

○委員長（川野武志君） 再開します。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原 聡君） 企画財政課長の栗原です。

バスの委託料については料金収入についてそれ

を見込んでそれが多かったときには、それを差し引くという形になってますので、その浮き沈みはございます。年間を通してということになると、乗り降りの差によって変わってきます。それともう一つは設備投資分ということで、バスに対して設備投資する分というのがございますので、こちらについては運賃料金収入から差し引いて投資をして頂くということでございますので、その設備投資の内容によって差が出ているということで、数字が全く毎年同じじゃないという結果になっております。

次に地方交付税の関係ですけれども、コロナ禍で日本経済全体がというような認識とともに地方財政、先ほど言いました法定納税については、国の見立てとすると先ほど示されたとおりだということ。それがすなわち地方財政計画になりますので、その見立てにもとづいての設定ということで。西村議員がおっしゃるように日本経済の税収がどうなっているのかということございますが、国税全体が極端に減っていない見立てになるのかなという認識です。令和4年度になって3月中に、国際情勢、ロシア・ウクライナの関係で原油価格あるいは企業業績への影響で当然変化が生じてくるかと思われませんが、地方財政計画が示される段階ではこういった状況になっているということでございます。以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で企画財政課分の質疑を終了いたします。

担当主査。

○管財担当主査（島村 剛君） すみません、管財担当の島村でございます。

午前中いただきました須賀幼稚園の関係について、この場で説明させていただいてもよろしいで

しょうか。

それでは、申し上げます。

先ほどご質問いただきました須賀幼稚園の関係なんですけれども、こちらにつきましては学園台の開発前に、開発した業者と宮代町の中で協議を行いまして、造成して、帰属を受けたものです。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時38分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

これより議会事務局分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

議会事務局長から出席者の紹介をお願いいたします。

○議会事務局長（野口幹雄君） 改めて、こんにちは。議会事務局長の野口でございます。よろしくお願いします。

自己紹介をさせていただきます。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） こんにちは。議会事務局主幹の小林でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） それでは、質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。よろしくをお願いいたします。

2点質問させていただきます。

まず、1問目です。ページが60、61ページにな

ります。

第1款議会費、第1項議会費、1目議会費(2)議会総務事業、この10節の需用費のところで、印刷製本費168.1万円とあるんですけれども、これは年間4回行っていますので、1回につき42万円ぐらいということではよろしいのでしょうか。

それと、あと、近隣の町と比べてどのぐらい違いがあるかを教えていただきたいと思います。

2問目になります。

同じく(5)で、会議録調製事業、12節委託料のところで、議場用映像音響設備機器保守点検業務委託料ということで29万7,000円ということであるんですけれども、これは何回ぐらい行われるものなのか、議会ごとだと4回になるんですが、この点についてお伺いいたします。

○委員長(川野武志君) 答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹(小林賢吉君) 議会事務局主幹の小林でございます。

それでは、泉委員のほうからご質問ありましたご質問についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の議会だよりの1回当たりの支払いということなんですけれども、議会だよりのほうなんですけれども、こちらについては、年4回発行しておる4回分まとめて契約されていて、また、議会だよりの5月と11月については24ページ、8月と2月については20ページと、出す時期でちょっとページ数が違うというのもありますので、ちょっと1回当たり幾らというような積算の仕方はしておりません。

続きまして、近隣市町との違いということなんですけれども、すみません、申し訳ないんですけれども、ちょっと近隣市町との比較といったものは、特にこちらについてはしておりませんで、ちょっとデータとしては、持ち合わせていないよう

な状況となっております。

続きまして、保守点検の業務委託の回数ということなんですけれども、こちらについては、基本的に本会議の会議前に一応事前に保守の点検のほう、あと、システムのバージョンアップ等をさせていただくので、基本的には4回となります。ただ故障とかそういうものが起きた場合については、その都度来ていただくような形にはなってくるかと思えます。

以上でございます。

○委員長(川野武志君) 泉委員。

○委員(泉 伸一郎君) それでは、再質問させていただきます。

まず、1問目のほうの議会だよりの印刷製本費のほうなんですけれども、これ、去年入札という初めての試みということで、業者が変わったわけなんです、これ、前業者との差額がどのぐらいあったかということでお伺いいたします。

それから、2問目のほうですけれども、議会前で4回やるということで、これは今回新しくした機器だけになっているかどうかをお聞きいたします。

○委員長(川野武志君) 答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹(小林賢吉君) 議会事務局主幹の小林でございます。

先ほど泉委員のほうからご質問がありました、すみません、議会だよりのほうのそれぞれの業者との差額ということなんですけれども、ちょっとそちらについて、今そちらのほうの積算とかしておりませんで、手元にちょっと情報がないような状況でございます。

続きまして、保守点検の対象の機器ということで、ご質問なんですけれども、こちらにつきましては、今回リース契約のほうで導入させていただ

きました新しい音響設備、そちらについての保守点検になります。ただ、この保守点検のほうなんですけれども、リース契約始めたのが、令和3年10月からという形になりますので、10月までは、現在の1年分については、特に保守点検のほうの契約のお金はかからないで、10月以降について、保守点検の費用がかかってくるといった状況となっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） それでは、再々質問させていただきます。

2点目のほうの会議録のほう分かりました。

1問目のほうで、業者を長年やられていて、急に変わったわけなんですけれども、この急に毎年、今年もまた入札されると聞きまして、なぜこう毎年入札するように変わってしまったかというその理由と、あと、私も広報委員に携わっておりまして、印刷業者とやはりやり取りしながら進めていくわけなものですから、例えばデータとかをやはり残されているので、次のときとかにまたそのデータの利用とか、そういうことが起こってくると思うんですよね。毎年新しくしてしまうと、そういうことができなくなるというんですかね、そういうことをちょっとなぜそうやりにくくなるというそのマイナス面もあるのになという気がいたしますので、その辺でちょっとお聞きしたかったということなんです、よろしく願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） それでは、議会だより、こちらのほうを一者随契のほうから、入札というか、見積り合わせになるんですけれども、見積り合わせにした理由ということでご質問いた

だいたんですが、こちらにつきましては、監査委員さんの監査の中で、同社1者ではなくて、複数者から見積りを、複数者を対象に選定していただいたほうがいいというちょっとご提案いただきまして、そちらを基に、今年度から見積り合わせということで、複数者の見積りを取りまして、それで業者のほうを選定させていただいているところでございます。

泉委員のほうからも今お話しいただきましたように、来年度、令和4年度につきましても、今年度同様、複数者のほうから見積りいただいて、業者のほうは同じように選定させていただこうという形で考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村でございます。

2点質問をさせていただきます。

予算書60ページ、議会人件費についてです。令和4年度から1人募集をされていると思いますが、現在と比べてどんなことが追加にできるのでしょうか。職員が1人増えることによって、どのようなサービスが行われるのかということと、同じく60ページの議会総務事業の議会だよりの件です。

資料請求もいたしました、配布先についてなんですけれども、こちら総務課のほうの広報みやしろについても配布先の資料を請求しておりまして、総務課の資料の9ページになるんですけれども、こちらの広報みやしろを配布する際にこちらの議会だよりも同時に置いていただくことはできないのかということとをまず、お伺いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹の小林でございます。

まず、1点目の人件費の関係なんですけれども、まずは1人増えることで、サービスがどういったように変わるかということで、一番まず、分かりやすいところでご説明させていただきますと、今議会の本会議やる際に、議会事務局の職員のほうも議会当然携わっているんですけれども、今、傍聴のほうの対応のほうを各課のほうから協力員ということで毎回協力1名お願いしてまして、そちらのほう、今後仮に人数増えるということであれば、そちらのほうの協力のほうを要請する必要がなくなるので、そういった面で人数的にちょっと議会の運営上少しやりやすくなってくるというところがあります。

それと、あと、人数が増えれば、今、本会議前に議会の資料ですとかそちらホームページのほうに上げる用意したりとか、そういったものを分散して複数の人間で業務としてやることができるようになるので、そういった意味での業務の軽減を図ることができたりということも挙げられてくるかと思います。

あと、ちょっと余談になっちゃうんですけども、人数が増えれば、今、議会事務局、職員がちょっと年配の職員が多いので、若い職員のほうを入れていただくことで、もっと今後また新しい職員のほうで主査なり、主幹なりになったときに来ていただいて、事業をさらに理解したものがやっていくというようなこともできるようになるかと思うので、人数が増えるということであれば、いろいろな面でメリットが出てくるかなというふうに思っております。

続きまして、議会だよりの配布先、広報と同じようにできないかということなんですけれども、こちらのほうは、ちょっとすみません、うちの一存だけでできますよというちょっとお答えもいたしかねるので、こちらについては、そういったご

意見いただいたということで、広報の担当のほうにご相談のほうさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

再質問をさせていただきます。

3人の職員でたくさんの仕事を抱えておりまして、このたび1人職員が増えるということによってよかったと思います。

また、委員会などの資料もご覧になりたいという町民の方のご意見もありますので、またそういうサービスにもつながると思っております。こちらのほうよろしく願いいたします。

もう1点の議会だよりの件なんですけれども、私も広報委員として議会だよりを作っておりますので、なるべく多くの方にご覧いただいて、町のことを知っていただきたいと思っております。今のところ、残りが大体500弱あるということで、まだ配布ができるのではないかと思います。

それで、また追加でいろんなところに置けるかなと思っているんですけれども、例えば内容的にも学校の先生とか、あと保育園の先生とか、あと介護施設とかそういうちょっと町外の方でも町内のものに関わっているという方にもご覧いただけるように、そういったところにも配布をしていたり、今後していただければ思うんですけれども、取りあえず、事務局の方も忙しいと思いますので、広報のほうと連携して、今広報で配っているところには、追加で置いていただくような形でお願いしたいんですけれども。こちら要望で終わります。ありがとうございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹の小林でございます。

先ほどの答弁の中で、1点ちょっと補足をさせていただきますと思います。

人件費のほうで、1名増ということでお話をいただいていたんですけれども、今回予算のほうで計上させていただいているのは、会計年度任用職員になります。そのため、正規の職員ではないので、応募がないと1名増にはちょっとならないというところは、勘違いされてしまうといけないので、そちらのほうのご案内をさせていただきたいのと、あと、議会だよりのほうなんですけれども、現在学校ほうですとか、介護の施設というんでしょうか、そういったところにも一部置いているところがあります。ただ議会だよりのほう、そういったところに置くのもそうなんですけれども、議会だよりの自体、ご質問いただいている泉委員ですとか塚村委員、広報委員として頑張っていると思うんですけれども、実際議会だよりの自体を議員さんがせっかく作っていただいているので、こちらについては、議員さんほうでもいろいろPR活動の道具という言い方も変なんですけれども、そういった形でもご活用、もしくはPR、そういったものも、ただどこかに置けばいいということではなくて、そういった形の活用の仕方、そういったものもちょっとご検討いただけるともっと読者の裾野が増えるんじゃないかなと思いますので、ちょっとそういったところもご検討いただければいいかと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） すみません。2点ほど考え方聞かせてもらいたいと思います。

今、前段者が職員の関係の説明、質問をしましたが、この予算書では、会計年度任用職員の報酬、あと、勤勉手当、会計年度の旅費が約4

万9,000円、これが当てはまると思うんですけれども、私としては、会計年度任用職員でも悪いとは言いませんけれども、できれば職員を置いてもらいたかったよね、職員を。これからいろんな要求とかいろいろな問題を研究するのに、職員のほうが私は、議会としては、いいんじゃないかなと思います。会計年度だとかどこまで使えるのか。会計年度任用職員だとかどこまで利用、言葉悪いのでうっかりするとおかしくなるから、会計年度の職員だと、どこまで我々が理解できるような仕事ができるのかどうか。本当にちょっと心配ですね。ここまで、今その入り口に貼ってあるのがそうかな、募集は。貼ってあるんだから、まだ来ていないんだね。どういう方が来てくれるかしれませんが、私なんかより優秀な人が来てくれりゃうれしいんだけど、それも話聞くと何か言葉悪いけれども、ここで座って常時議員とのやり取りができるような職員じゃなさそうだな。仕事の内容を聞くと。それじゃ、どうも、どうせなら、一般職を入れるほうが、私はなるほどなと言ってくれると思います。また町の人も、議会、それだけ一生懸命やっているから、そういう職員を増やしてくれたんだというふうに思うと思います、町の人も。それが1つ。

2つ目、何回も言うようでしつこいようなんですけれども、議長室がねえんだ、相変わらず。議長室というか、あそこは議長室なんだな。あと、副議長の机がない。近隣で副議長の机がないのは、ここだけ。私、こんな辞めたから言えるんだ、はつきり。今度新しい人がなったから、その人のためにも言うの。また議会のためにも、副議長の机もない。そういうのは珍しい。あと、議員の特別の部屋が、常時使えるような部屋がない。

これ、いつも申し上げているように、何月の議会だか知りませんが、私が一般質問で、12月議会

か、この庁舎と進修館も含めてだけれども、改装するというかそういうものを考えるべきだという質問したところです。

ですから、やっぱり役場は勝手なこと言っているなと聞きっぱなしなんだよね。本当に議会のことを思っていない。本当にただまた余計なことをあいつは言っているぐらいにしか取っていないと思う。幾ら言ったってその気になんないだから。それを何とかやってもらいたかったな、今度の予算で。それもない。それはどういうことなんだと。議会なんかどうでもいいと思っているのかどうか、それだけ聞かせてもらいたい。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹の小林でございます。

まず、1問目の正規の職員を置いていただきたいという非常にありがたいお言葉なんですけれども、一応今回会計年度任用職員募集するに当たしまして、その前段として、執行部のほうに、一応職員の増員の要望のほうはさせていただきました。ただ、ちょっと増員のほうの要望はさせていただいたんですけれども、やはり他課との関係もありまして、今回取りあえず会計年度任用職員の募集をということでお話がありまして、今年度については、一応会計年度任用職員の募集のほうで取りあえず取っかかりというわけではないんですけれども、ちょっと今回そういう形でさせていただくような形になりました。

一応募集については、3月1日から始めさせていただいておりまして、まだ今のところはちょっと応募はないといった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 局長。

○議会事務局長（野口幹雄君） 事務局長、野口で

ございます。

2問目の質問のほうにお答えさせていただきます。

一言で言えば、専用議場がないという話になるという話になると思います。まず、宮代町は進修館を造るときにその中に小ホールを町民と兼用で議場とするというところで、まずはスタートをさせていただいたというのは、皆さんもご存じだと思います。それから、どんどん状況も変わってきて、議場という形で使える日数が減ってきたりということで、いろいろ今も議会運営に対して、いろいろやりにくい面があるということも十分存じております。そういう中で、役場庁舎が建て替えたときに、本来はそのときに議会の部屋とかというのをしっかり造られれば、多分そのときよかつたんでしょうけれども、実際その当時、もうどうい議論がされたか私もちょっと存じてはいないんですけれども、現実この形になっているというのが現状です。

その中で、議長の机ということで、議長のほうがある程度稟議というんですかね、そういうこともありますので、あります。副議長席の今ご提案いただきました。そこについては、議員さんと一緒に考えて、副議長席が必要であるということであれば、ちょっと場所のほうがどこに作るかということではなくて、その辺は議員さんと一緒に考えていきたいと思っています。専用の控え室についても今現在もうスペース的な問題としてちょっとなかなか難しいところもございますので、そこは役場全体として今、会議室が少ないとか問題もございまして、執行部と一緒にその辺のことは考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） なかなか言っても無理だ

ということのようですけれども、1点目について、申し入れたということは間違いないですね。1点目は、申し入れてね。ただ、やってくれなかったと。そういうことだよ。いや、それでいいですよ、はっきり言ってくれて。事実なんだから。

2点目、何か今の説明は、庁舎できたときからの説明があったけれども、一番初めは、庁舎造ったとき、教育委員会がこっちじゃなかったんだよ。そういう話知らない。もう一回勉強したほうがいいですよ。議会が使うということであったんですよ。それが、どうやってああじゃない、こうじゃない、話が変わってきちゃって。

それで今、下で子供の方が使っているけれども、あれ、いけないとは言わない。あそこへ町民の人が常時使えるような部屋だったんだよ。それもなくなってきた。それはしょうがないとは言いながら、この前、ここ、役場の庁舎リフォームしてくださいと言ったでしょう。ちっとも考えていない。どうも私の質問がああとき悪かったのかもしれない。だけれども、ちっとも考えていない。そうすると、やる気がないんだ、やっぱり。そう思わないか、局長。いいんだよ、局長、そう思えばそう思うというんで。横にいるから言えないのか。ちっともやる気がない。本当よ。副議長の机もないにもないんだよ。この近隣にここだけだよ、ないのは。見てあるったほうがいいよ、局長。ここだけ、宮代だけ。みんなあるんだよ、この近隣。

なんで、町民のために議員やってくださいとかああだって言う口だけであって、我々の立場は誰もちっとも考えてくれないんだよ。そういう町と思われてもしょうがないよね。そう思わないか。

そういうのを確認だけ今日はしておきます。ちっとも議会のことは思っていない。そのことを、そう思わないかどうか。横にいるから言えないよな。

○委員長（川野武志君） 議会事務局。

○議会事務局長（野口幹雄君） 事務局長、野口でございます。

近隣の状況、全てではないんですけれども、この近隣のところの状況は存じております。その中で、先ほどちょっと私のほうで答弁のほうで漏れてしまっただけというか、行き違いがあったんですけど、この庁舎を造るときに最初の設計から変更になって今の形になったというところで、この形になったというちょっと言葉が足りなくて申し訳ございませんでした。最初の時点では、もうちょっと議会が使えるスペースだったり、町民が使えるスペースというのがあったものを執務室、普通に事務を執る場所に変更になってしまっただけで、今の形になったというところで、この庁舎ができたというそういう意味だったもので、申し訳ございませんでした。

副議長室等については、あとは議会の専用のスペースとかについては、なかなか私の立場では、ちょっと建物まで全部私が扱えるわけではないので、言いづらいんですけれども、そこはもう今後執行部とレイアウト全体を含めてだと思えるんですけど、先ほども申しましたけれども、議会としての使いたい部屋は、スペースが少ないこともそうですし、執行部のほうとしても、会議室が少なかったり、そういうこともございます。ですので、そういうことも含めて、全体として、庁舎そのもののもう少し検討をしていただけるように、私のほうからも口添えしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 事務局から答弁するのは大変だよ、確かに。ただ、この庁舎のできたきのことをもう一回整理してもらいたい。話が全然変わってんだから。

これだけを最後申し上げてやめます。3回目だからね。

私も何回も言っている。このことは。ちょうど副議長辞めたから、なお強く言えるんですよ。まして立派な副議長もできて、それでまた同じようでは、本当に宮代町はどうなってんだと言われてもしょうがない。ほかの市町村から。それだけ局長と小林さん2人が、また岡村さん3人で、町長、議会に移ることを何とかしてくださいよと言ってください。そのことだけ申し上げてやめます。何回でも言いますから、直るまで、私、あと2年間。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

3点お願いします。

今、出ていました61ページの会計年度任用職員報酬なんですけれども、74万円4,000円ということ、議会が始まる前とか忙しい、考えとしてどういう期間を雇用するのか、お聞きします。それ、1点です。

2点目は、先ほど出ていました議会だよりの配布場所と配布数についてなんですけれども、以前から学校1部とか出ていると思うんですが、議会だよりの内容がやはり学校の関係とかも多いし、学校で回覧をされているみたいなんです。あと、1回宮代高校の生徒さんが表紙になったときは、宮代高校が1部しかなくて、みんな知らなくて急いで持って行ってすごく喜んでくださったということもありますので、やっぱり学校2部ぐらいずつ分けていただきたいというのはすごく感じています。

それと、資料の中で、国納保育園とみやしろ保育園には配布されているんですけれども、同じように民間の保育園にも同じ保育園に子供を預けて

いる保護者の方と同じように置くということは多分できるんじゃないかと思いますので、そのあたり回答お願いいたします。

あと、もう1点なんですが、議会室、小ホールでのLED化です。多分これ、町民生活課ではあるんですけれども、議会としての考え方を聞きます。

あそこは、小ホールと議会室となっています。それで、今回町民生活のほうでLED化の出ているんですけれども、小ホールだけになっていないんですよ。あと、全部LEDになっているんですね。議会としての考え方として、私、議席が変わったら明るさが全然違うんですよ。こんなに違うのかと思ったのと、執行部の職員の席が非常に暗いんですよ。そういうことも考えて、議会として、議会ってやっぱりきちっと進めていくと考えていくとなると、さっきの企画財政の答弁にもありましたけれども、積極的にしっかりとそれがつけて、よければ進めていくということなので、議会としてLED化をやったりちゃんと考えていくという観点から、施設は進修館なんですけれども、議会室としての考え方、進めていくことをお願いするかその方向、考え方をお聞きします。

以上3点です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹の小林です。

まず初めに、会計年度任用職員の雇用の期間ということなんですけれども、一応会計年度任用職員につきましては、通年で雇用する予定です。ただ、当然議会があるときないときで、仕事の、来ていただく日数のほうでちょっと調整のほうをさせていただこうかなというような形で考えております。

続きまして、2点目に、議会だよりを学校に2

部ずつというお話なんですけれども、学校というのは小・中学校ということでよろしいのでしょうか。であれば、ちょっとそちらは中で調整のほうを。すみませんでした。学校につきましては、学校にお勤めされている先生の分に同等ぐらいの数が今配布という形になっておりますので、そちらについては、その中でご対応いただければと思います。もし足りないようであれば、足すことは可能かとは思いますが。

続きまして、民間保育園にも議会だよりのほうが配布できるかということなんですけれども、こちらについては、すみません、議会日より、先ほど質問にもありましたけれども、広報と基本的には同じような形で配布しているので、ちょっとその辺はすみません、うちの単独でというよりは、広報の担当のほうとちょっとご相談をさせていただいて、その上で判断させていただければと思います。

最後の議場のLED化、そちらの関係なんですけれども、すみません、ちょっと進修館なので、町民生活課のほうだと思ったので、どういう状況になっているというのはあれなんですけれども、議会事務局のほうとしては、進修館どんどんLED化されているということであれば、議場についても、施設大きいので、当然優先順位とかどこからというのもあると思うので、先にやってというのは、ちょっと難しいかもしれませんが、行く行くは同じ施設の中なので、LED化、議場についてもやっていただけるようちょっと声かけのほうはしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

広報は学校に配布されていると思っていたんですが、この数のほうに入っていなかったんですよ。

ね。それで、たしか教職員の分は入っているはずなのにと、どこから、あと高校とか行っているのに何かその数が細かく出してくださっている割にはなかったの、ちょっと確認で、なくなっちゃったのかなと思ってお聞きいたしました。

さっきご提案いただいたやっぱり議員もしっかりとしたものは議会だよりの、中に書かれていること。議員も活動の一環として、少しずつ欲しい方は配布、自分で、使うということはすごく私はいいことじゃないかなと思っています。

それで、会計年度任用職員については分かりました。ほかの視察とか、研修視察に行くと、やっぱり会計年度任用職員の方とかで結構やっていらっしゃって、しっかりとやられると、職員さんの負担がすごく減ると思うんですね。私はひとまず会計年度任用職員さんから雇用していただいて、応募者があって、少しでもいい働き方ができるように願っています。

それと、進修館のLED化なんです、さっき申しあげましたように、資料出していただいた進修館、小ホールだけではなくて、あと全部対応しているということなので、ぜひとも議場としての照明としてしっかりと考えていただきたいと思います。

じゃ、学校のほうのですね、これ、数が抜けちゃったのか、あとはすてつ宮代とかも入っていないんですけれども、どこかに含まれているなら含まれている、抜けちゃったなら抜けたということで、再度確認をお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（小林賢吉君） 議会事務局主幹の小林でございます。

まず、学校分等すてつ宮代、社会福祉協議会分という形になるかと思います。まず、すてつ宮

宮代については、この社会福祉協議会、こちらの中で対応していただいているという形になります。

学校さんについては、すみません、分かりづらくて申し訳なかったんですけれども、内部配布と書いてある部分ですね。31番のところに予備内部保管・内部配布と書かせていただいているんですけれども、この中に一応含めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
山下委員。

○委員（山下秋夫君） 質問というか、要望なんですけれども、私、議員になってから、つくづく感じているんですけれども、机はいいとしても椅子、何とかならないかなと思っているんです。全然男の力でもやっと動かしています。これ、ちょっと自分の背に合わない椅子だと大変じゃないかなと思っているんですよ。ぜひ将来的でも結構ですので、交換ということで考えていただけないかなと思っています。

これは議場を整理する職員も大変じゃないかなと思っているんですよ。その辺のところも含めて椅子の問題を何とか、落ち着いたらその職員に渡してください。お願いします。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

先ほど前段で言われます議会だよりについては、なるべく町の広報と同じように、広報があつて、議会だよりがないと寂しいですね。ぜひ前段の中で質問が出ておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、もう一つの前段、小河原委員から言われました私もずっとこの件では言ってきたんですけれども、議長、特に副議長の机がない。それ

から各議員の控室がない。専用の議場がないということ。傍聴者もだんだん高齢化して、なかなか体が自由が利かないと。今の一旦外に出て、エレベーターで上がって、2階から来るんですけれども、非常に勾配があるので、怖いというような声も聞いております。

それで、やはりぜひ専用の議場を設置していただきたいと。なぜかという、まだまだ全国的には少ないんですけれども、通年議会も少しずつ増えてきていますよね。隣の久喜市なんか、今度の改選後は通年議会にすると、そういうところが出てきている中で、それともう一方、議会デジタル化、タブレットの導入の推進とか言っているんですけれども、これは先ほど言ったように、専用議場がないのは、近隣だけじゃなくて、全国的にも珍しいですよ。逆に、宮代町に来て、ああ、ここが議場ですかとか、場合によっちゃ、議場が設置されていないというのもありますので、ええっと言っているんですよ。

だから、これは事務局に聞いても仕方ありませんので、町長、その辺の認識はどうでしょうか。町長も感じていると思うんですよ。そういう点では、町長いますのでぜひそういった点では、検討の余地はあると思うんです。今すぐ造れとは言いませんけれども、これはもうぜひ視野に入れていただきたいと。いつも言うように、町の最高議決機関なんですよ。それが無いということは、やっぱり議会軽視というふうにも言われても仕方ないところだと思うんですけれども。ぜひそういった点では、近隣だけじゃなくて、全国的にも専用議場がないというのは、宮代だけだと思いますので。私もだけというふうには確定は言えませんが、本当はないと思います。そういった点では、町長ぜひご検討をお願いしたいと思うんですけれども。その辺の認識はぜひ聞かせていただ

きたいんですが。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

町長。

○町長（新井康之君） 議場の経緯でございますけれども、進修館ができる前、役場庁舎2階の一番東側の部屋、こういう形で議会をやっていたなと思います。私もそれは何度か見させていただいていますので記憶に残っていますけれど、その後、進修館ができ、小ホールの中に、議場と小ホールを兼用ということで、そこからずっと40年近くきているわけですが、私としてみれば、進修館の担当職員として、小ホールをご案内するときに、議場と兼用ですと、普段の日は町民が利用して、議会の時は議員さんが集まってここで議会を開きますということで、なんともいろいろな方にご説明をさせていただきました。その驚きというのは逆に町民に開かれたというか、議場を専用にしないということをすばらしいねとよく言われていたので、そういう意味では、先代の議員の皆さんがご理解の上、小ホールを作ってきたんだなと、そしてそこで議場がずっと来たんだということが当たり前に来ていますので、皆さんのそういう強い思いが、新しい議場がほしいというふうには理解をしていませんでした。そういう意味では、皆様方から、議場のあり方、そして議員さんの休憩室や控室や勉強するところ、そういうところをあり方を見直しということが本当に必要であるということであれば、しっかりと議論していきたいと思います。そのへんは今までの宮代町の流れを考えていきますと、小ホールが宮代町の議場としてとても素晴らしい場所だというふうに私はいままで理解していました。以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） どうも丸藤でございます。

当初は当初でそういった形で来て、いろいろ宮

代町としての発信もしてきました。それはそれで一定程度あったと思うんですけども、しかし、今こういった時代の中で、やはり専用議場がないというのは、非常に不都合が多いです。

それと、先ほども言ったように、傍聴者自体も障がい者が入れないとかそういうことではありませんけれども、やはり体の不自由な方も多くなってきた、上から入るのは非常に怖いと。そういう方もいらっしゃると思いますので、そういった点では、私は、ほかの議場は自由に出入りできるんですよ。そこが非常にいいと思います。そういった点では、宮代の議場は非常に怖いというか、そういうふうな一面もありますので、先ほど町長からそうであったらというような認識なんですけれども、やはり議員も控室がなくて、調査日があるんですけれども、調査日というのは、控室にいて、そこから各課の担当にここはどうなっているか、ここはどうするのか、また、職員のほうからもこれはどういう質問でしょうかとか、いろいろディスカッションができるわけです。そういうのができないんですよ。調査日と言いながら、自宅調査日ですから。これは本来の調査日じゃないんですよ。だから、これは本来の形にしていきたい。それがほかの近隣もそうだし、全国もそうだと思うんですね。

ですから、もし町長が今言われて、初めて、ああ、そういうことかなということであれば、ちょっと認識を変えていただいて、前向きな検討をお願いしたいと思います。私からはそれしか言えないんですよ。これは事務局長からも主幹からも言えませんよ。ぜひお願いしたいと思うんですが。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で議会事務局分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時38分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

これより総務課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願い申し上げます。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（赤井誠吾君） 総務課長の赤井と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課副課長（鈴木淳史君） 総務課副課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 総務課人権推進室長の柴崎です。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（星野靖史君） 同じく総務課人権推進室主幹の星野と申します。よろしくお願い申し上げます。

○総務課主幹（飯山保孝君） 総務課主幹の飯山と申します。よろしくお願いいたします。

○庶務職員担当主査（齋藤千洋君） 総務課庶務職員担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○広報担当主査（平向優子君） 総務課広報担当主査の平向と申します。よろしくお願いいたします。

○文書法規担当主査（松井美絵君） 総務課文書法規担当主査の松井と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては、職、

氏名を述べていただくようよろしくお願い申し上げます。

それでは、質疑ございますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君） 土渕でございます。

それでは、2点ほど質問をさせていただきます。

予算書73ページ。広報みやしろの件です。

広報「みやしろ」がファイルできない、また様々な物議を醸していますタブロイド判に変更になりましたが、以前のA4判との比較での差額はどれぐらいですか、お尋ねします。

また、同じく73ページ。

広聴・広報事業、備品購入費に関しまして、お尋ね申します。

広報用カメラ等の入替え予算ですが、どんどん機材が進化しているので、購入するのではなく、リースにしたら幾らになるのか。また、購入する理由はどこにあるのか、お尋ねします。その2点よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時41分

○委員長（川野武志君） 再開します。

主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 主幹の村山です。

今ご質問ございました2点、広報関係でお答えします。

まず、広報紙旧来のA4判からタブロイド判で差額はあるところですが、ちょっと手元に詳しい資料がないので、ざっくりというふうなお答えですけれども、月にして大体10万から15万程度と

いうところが差額でございます。

〔発言する人あり〕

○総務課主幹（村山善博君） 増です。月10万円から15万円程度の増となっております。

続きまして、2点目の広聴・広報事業、備品購入費、カメラについては、リースについてはちょっと検討がなかったので、数字は分かりません。

今回購入する経緯は、具体的に購入するのが、一眼レフカメラ及びデジタルビデオカメラ及び動画を撮影するための備品、こういうモニターだったり、いろんなものを買いたいですけれども、カメラは約七、八年前に購入しまして、今2台体制でやっていまして、1台はもっと古いやつ、今最新のが7年前ぐらいの使っているんですけども、実際現場に行きまして、いざ撮影するときに、シャッターが切れないとか、そういったことが多々ありまして、ちょっとこれでは使用に耐えられないなというところで購入をしようと考えています。

もう1点の移動カメラは、さっき担当に確認しましたがけれども、ちょっと購入年数不詳と、もう十何年前以上でACコンセントにつないでいないと電源つかないような、ちょっともうあまりにも古くて、動画で何か町でものを作るというのには耐えられないので、買おうというところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 土淵委員。

○委員（土淵保美君） ご答弁ありがとうございます。

1問目の広報「みやしろ」、タブロイド判にして10万から15万の増額ということで。これは、何で増額になったか、その点よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山です。

なぜというところですが、タブロイド判という形式になるとそうなるというところかなと思います。あとは、A4判ですと、参入できる業者たくさんありまして、先ほど議会の委員会でもありましたけれども、見積り合わせでたくさんの業者できますけれども、実際タブロイド判で今、自治会さんに配布している2つ折りにしてもらって、かつ広報担当がデータを作って、納品をして、翌々翌日、中2日ぐらいで納品できるとなると、相当限られてきてまして、今現在は埼玉新聞社さんをお願いしております。そういった経緯もありまして、特殊性というのものあるのかなとは考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 土淵委員。

○委員（土淵保美君） ご回答ありがとうございます。

これ、監査のほうから何も言われていないんですか。例えばほかのところは、もう少しいろんなところから見積りを出してもらうようなことを言われていますけれども、これに関しては、やっているところが業者1者というちょっとそこが引かかるんですけども。その点に関しましてお答えをお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山です。

タブロイド判の関係に関しまして、監査委員さんからというところですが、監査委員さんから特に何者というのはないんですけども、実際これを導入するに当たりましては、複数者にお声かけをしまして、コンペさせていただきました。

宮代町が求める、具体的に言いますと、広報担当職員、やっぱり定期的に替わりますので、レイアウト、デザインのアドバイスも欲しいよということとか、先ほどご案内した納期が非常に短い、かつ、これ、自治会さんから要望あったんですけども、タブロイド判であれば、必ず半分にしてくれという依頼を加味すると、実際入札できるのが、もう1者しかなかったというふうな現状がございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 土淵委員。

○委員（土淵保美君） 分かりました。

ちょっと10万から15万の増額というところが引くかかるんですけども、そのまた次の事業ですね。広報事業に関しては、大分機材が古いという形で購入したいという形。例えば十何年も使っているとバッテリーもなかなかなくなったりとか、直接電源取らないと動かないというそういうのはよく分かります。

今度リースがどのぐらいで借りられるのか、ちょっと検討していただけることはできるのか、ちょっとお聞きます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山です。

リースに関しましては、ちょっと頭になかったことだったので、これから帰りまして、予算措置は実際しておりませんので、財政担当とも協議しまして、まずは、幾らぐらいで我々が希望するものがあるのかどうかということと、実際こういうふう当初予算で計上している費目以外に支出になりますので、そこが内部的に大丈夫なのかというところはよく相談して検討したいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

4点質問をさせていただきます。

予算書の72ページ、73ページ。私たちの予算書の120ページ、広聴・広報事業の前段でもありましたけれども、広報「みやしろ」についてです。

こちら、資料請求の資料の9ページにもあります配布先なんですけれども、今後この配布先を増やす予定があるのか、お伺いいたします。

2点目です。

町公式ホームページにリニューアルについてです。こちらの委託料の委託先について。それで、こちらの私たちの予算書の120ページにもありますけれども、この誰にでも読みやすい、分かりやすいホームページ構成、デザインとなるようにリニューアルということなんですけれども、どのようなイメージをされているのかということもお伺いいたします。

3点目です。

予算書の80ページの男女共同参画社会推進事業の委託料で一時保育業務委託料についてです。こちらは、男女共同参画のセミナーの際の保育なのか、それとも男女共同参画の会議についての保育なのか、そのあたりのことを教えてください。

最後に、予算書102ページです。

参議院議員選挙執行事業についてです。こちらの期日前投票事務委託料についてなんですけれども、こちら何か所あるのか教えてください。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山です。

私のほうからは、4つのうち2つですね。広報

「みやしろ」の設置場所及び町ホームページのリニューアルについてお答えします。

まず、1点目、広報「みやしろ」の設置場所、今回委員会の資料、9ページにもございますけれども、今1番から38番までございますけれども、つい先日ですけれども、町内の高齢者施設のほうから、ぜひうちのほうに置いてほしいという要望がありましたので、具体的にはそこに施設、たしか20部だったかなとは思いますが、増やす予定がございます。

今、町のほうでは、ホームページ等でこういう場所に配布していますよと併せまして、置いていただける場所を募集しますとありますので、要望があれば置かせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、2番目、予算書で言うと、72、73ページの広聴・広報事業の12番、委託料、町ホームページリニューアル委託料でございますけれども、こちらは、お願いする先は、今ホームページを運用しております株式会社キシステムさんというところをお願いする予定でございます。

イメージですけれども、一番今回のリニューアルで変わるのは、デスクトップ版のPC、いわゆるパソコンから見る画面と、我々、皆さんがポケットに入っていらっしゃるスマートフォンで見る画面が今のシステムですと、別々に職員が作っているイメージです。それが、1つの職員が作ったら自動的に幅が変わったり、レイアウトが変わったりするような、どういう端末から見てもスムーズに見られるような今で言えば、どの自治体もそうなんですけれども、そういった今風のホームページになるのかなと思っております。

あとは、今ホームページで一部のブラウザーで検索機能をかけますと、ちょっとセキュリティーに問題があるよというような部分があったりする

んですけれども、そういった基礎的なところも更新していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

人権推進室長。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 総務課人権推進室長の柴崎です。

一時保育につきましてお答え申し上げます。

一時保育につきましては、宮代町市民条例第8条に、参加しやすい環境づくりといたしまして、町は市民が参加しやすいような環境づくりを努めなければならないとされております。その中に、特に子育て世代の市民の参加を促進するために、原則として一時保育を実施するものとするをさせていただいております。

こちらの一時保育につきましては、男女共同参画の事業といいますか、私どもが所管している事業だけに実施するものではなくて、町全体的なイベントですとか、今ちょっとコロナ禍でイベント等はできていないんですが、イベント、もしくは審議会等の会議、様々な会議があると思います。そういった会議全てにおきまして、一時保育をつけることが原則となっておりますので、そのための予算として計上しているものです。

なお、委託先につきましては、今年度、来年度はこれから選定となりますけれども、今年度につきましては、久喜市にございます有限会社ウィズというところに委託をさせていただいております。委託に当たりましては、3年ほど前までは、きりびとみやしろさんのほうに委託をさせていただいたんですけれども、ちょっと業務のほうが今回できないということをいただきまして、昨年度から変更とさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君） 総務課副課長の鈴木と申します。

参議院選挙における期日前投票所、こちらについての期日前投票所の設置の箇所ということでしょうか。

こちらについては1か所を予定しております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

再質問をさせていただきます。

広報・広聴事業について、町公式ホームページのリニューアルで、こちらPCとスマホで同じように見えるように見やすくするという事なんですけれども、見たい記事というか、それが、すごく探しづらいというお声をよく伺うので、そのあたりも検索しやすいようにお願いしたいのと、こちらはいつ頃リニューアルになるのか、お伺いいたします。

2点目なんですけれども、広報「みやしろ」で、先ほど議会事務局でもお話ししたんですけれども、広報「みやしろ」と議会だよりを一緒にセットで置いていただきたいということで、こちらの総務課でそのようなことをしていただけるのかということで、あと、先ほど高齢者施設にも追加で置いてほしいというお声があったということなんですけれども、そういうところに併せて議会だよりを置くことはできるのでしょうか。もう一度お伺いいたします。

男女共同参画の一時保育については、内容承知いたしました。ありがとうございます。

最後に、参議院議員選挙の期日前投票についてなんですけれども、高校3年生も選挙権があるようになりまして、高校に期日前投票所を試験的に

置くという自治体もあるようなんですけれども、今後そのようなことを宮代町でもご検討されるのか、そこをお伺いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 総務課主幹の村山です。

私のほうからは広報関係のほうをお答えいたします。

1番目と順番ちょっと逆になりますけれども、今ご質問があった順番でお答えします。

まず、ホームページのリニューアルに関しまして、記事が検索しづらいよというお声があるというので、それは実際私も感じております。実際私も職員と調べてみても、何で出てこないんだろうというのがありますので、その点については、恐らくホームページの中の構造なのか、検索のそういう方法なのか分からないんですけれども、業者さんのほうにきちんと話しして、なるべく文字検索して、ヒットするようなリニューアルをしていきたいと思っております。

リニューアルの時期につきましては、現段階では10月から12月を予定しております。

続きまして、広報「みやしろ」の配布に関して、議会だよりと一緒に置けないかというところなんですけれども、議会事務局さんのほうからも恐らく議会だよりの配布場所というんで一覧が行っているかと思うんですけれども、端的に言うと、まずは、総部数、作っている部数が違いますので、おおむね地区とか公共施設等については、ほぼほぼ一緒なんですけれども、それ以外のところはやっぱりみやしろだけというところがあります。ので、部数が間に合えば置けますので、そこはちょっと議会事務局とも調整しまして、内部留保がどこまで履き出せるのかというのは確認してやりたいと思

っております。

あとは、ちょっと質問に対する答えというのに該当するか分かんないんですけども、例えば埼玉県の草加市さんなんかですと、タブロイド判の広報紙の中に議会だよりを入れているというところもあったりしますんで、そういったことも手段の一つではあるのかなと。そうすれば、もう1個配れば、広報も議会も置けるという状況できますので、そういったこともあるのかなとは思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君） 総務課副課長の鈴木と申します。

期日前投票所を高校に設置することについての検討であるんですけども、投票率の向上ということでは、1点検討の余地はあるかなとは思っております。

以前宮代高校とは、選挙権が18歳からということになったこともありまして、高校の先生のほうから、選挙に関してちょっと話をしてくれないかとか、そういった依頼があって、何年か行ったことがあります。そういう現状をそのとき確認したんですけども、町内の生徒で、宮代高校に通っている人数どれぐらいなんですかと聞いたら、非常に少ないんですね。期日前投票所を設けたとしても、なかなか効果がどうかと。1人でも投票すればということであれば、それは効果はあるかと思うんですけども、本当は1桁とか2桁やっ乗るぐらいかなという生徒しか町内からは通っていないという現状でございまして、期日前投票をすることはできるのは、その町内から通っている人のみということになってしまうので、取組としてはひとついい取組にはなるかと思うんですけども、その効果という点から考えると、ちょっ

と実現するにはどうかなというところもございまして、そのような状況となっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

何点かお願いいたします。

男女共同参画の推進についてなんです、女性登用、この前一般質問でも総務課長からご答弁いただいていたので聞いていたんですが、先ほど企画財政のときに、全員男性だったんですね。主査級以上が。総務は9名のうち3人女性なんですけれども、私もいろんな課を見ると、人数的には進んでいるんですけども、企画財政全然いなかったので、ちょっと質問をしてしまったんですが、そういう各課のバランス。バランスというより主査級をすごく増やしているというときに、企画財政に全然なくて、その企画財政のする内容ってバスとかタクシーとかいろんな幅が広く財政から管財、全部いろいろやっているんですけども、女性の主査がなぜいないのかということ疑問に思ったので、女性男性関係なく能力で配置とかしたり、適応できる人を置いていると思うんですけども、その辺1点お聞きいたします。

あと、広報のやはり配布の資料の9ページですね。関連についてなんですけれども、やっぱりすごく郵便局、この資料の中で、姫宮郵便局が非常に多くて30部置いてあるんですね。宮代、和戸って18部、10部あたりなんですけれども、読む人が多いのか、姫宮郵便局がとて多くて、日工大学にも置いてくださっているんですけども、5部なんですよ。この辺の何か事情とかもしお分かりになったりとか、以前10部だったけれども、要望があったとか、何か理由がございましたらお願いいたします。

あと、ホームページ見ますと、これからはよくなるということでありますが、町の広報とか町内の回覧とかの表示がありますよね。その中で、体協だよりとかにそういうものが載っている、配布の中にあるんですけれども、議会だよりを配布するとき、議会だよりの表記がないんですよ。ちょっと見ている方から言われて、もうホームページ専門に見ている、まだ自治会に入っていないかったり、私も見やすいので、ホームページで広報見ているんですけれども、最初気になって見たら、あれ、議会だよりが配布する月なのに載っていないと思ったら、ある方に、議会だよりっていつ発行するのと言われて、だから、見る人は見るみたいなので、ちゃんと忘れないように、何かちょっとミスなのか、2月だったと思うんですけれども、載っていなかったんで、ちょっとそこ、抜けちゃったのか、確認をお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君） 総務課副課長の鈴木と申します。

企画財政課のほうに女性の主査がいないということでご質問いただいた件につきましてお答え申し上げます。

女性の主査につきましては、全体の主査の割合といたしまして、主査全体で40人おるんですけれども、そのうち12人ということになっています。そのうち専門職というんですか、保育士、保健師が3名おります。その12人のうち3名除いて9名をどのように配置していくかというところではあるんですけれども、なるべく各課に均等にということではいけば一番いいんですけれども、やっぱり職員の適性ですとか経験、あとはそのときの人事異動のタイミング等もございまして、特に企画財

政課だから男性しか置かないとかそういう視点は全く持っておりませんで、担える職員がいれば、どんどん配置したいとは考えてはいるんですけれども、なかなかそのタイミングというのも非常に大きな要素もございまして、現在は企画財政課には女性の主査はいないと。よく見てみると、女性の職員も少ないなというところで、どちらかというところ、1階の窓口には女性職員が多いのかなという状況にはあるんですけれども、課全体として、やっぱり女性がいたほうが適切ではないかというような部署もあったりしますので、そういったところは意識したりするんですけれども、基本的には男性女性関係なく、配置というのを考えているので、今後、来年度の人事というのもありますけれども、そういった視点も持ちながら、配置というのを考えていきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（村山善博君） 主幹の村山です。

私のほうからは、広報配布関係とホームページの関係をお答えします。

まず、広報配布の委員会の要求資料9ページ、資料7、広報「みやしろ」配布場所と配布数についてでございます。中段より下のほうに目をやっていただきまして、具体的には、27番、姫宮郵便局30、28番、宮代郵便局が8、同じく和戸郵便局も8というところで、飛んで34番、日本工業大学窓口が5というところで、何か経緯があるのかというところなんですけれども、主に残っている部数だったり、いっぱい残っているからここ要らないのかなとか、ここ足りなさそうだなとかというところで、そこは担当のほうで調整していると認識しております。なので、実績という感じですね。逆にこの数字が未来永劫こうかというのは違う話で、

時によって変わってくるというふうなところでございます。

続きまして、ホームページの情報、ちょっと自分も今、ちょっと失礼しまして、ホームページを確認しているんですけども、自治会に配布する2022年の例えば2月ですと、回覧はありませんと。配布物については広報「みやしろ」2月号、みやしろ議会だよりナンバー121とあるので、ちょっと現状では出てはいるのかなと思うんですけども、もし漏れがあるよだというような話があるんであれば、ホームページに出すときに忘れずに出していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

女性の登用ということで、やはり企画財政って割と窓口伺っても、やっぱりバスのこととか、結構1階の住民課とか介護とかと同じように結構身近な箇所でもあるんですね。管財とか町の主要なものの企画あるんですけども、そんなときに私もちょっと総務課に行くと女性の方いるんですけども、少ないなといって、そうすると、窓口がいつも男性になってしまうんですね。だから、やはりどこにも男性でも女性でもいるという感じ。

来年度の人事とかもあると思うんですけども、やはり働き方がよくて上に上がろうと、上に行こうと思えるような働きをしてもらえるのと、やっぱり必要とされているんだよということを女性の方、いてほしいし、やっぱり並んだときに、男性ばかりというと、ああ、進んでいないのかなと。町進んでいないなと。特に企画財政に私は必要だと思っているので。じゃ、来年度とか、今後生かしていただきたいと思います。

広報のほうは、ちょっと苦手な人に当たったか

もしれないけれども、載っていないと思ったことがあったので、季刊号みたいな形になってしまいますけれども、やっぱりそこ見ている人もいるし、議会だよりってこう出ているんだと思っていただくので、ちょっと注意していただきたいと思います。あとは大丈夫です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
深井委員。

○委員（深井義秋君） 第2款総務費の68ページの6番、地域コミュニティ活性化事業でございますが、ここに7番、報償費と書いてありますね。
間違いました。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

2点ほどちょっとお聞きしたいんですけども、1つは、66ページです。(3)の総務管理事業の定年延長制度導入支援業務委託料と書いてあるんですけども、これは前から分かっていたことですよ。なぜ今頃なってこれは出してきたのか。そして、また委託料として出さなくちゃいけないことなのかどうか。それのところの理由をちょっと教えてください。

それと、68、69の人権・平和推進事業なんですけれども、法律相談弁護士謝礼ということで58万8,000円となって、前はもうちょっとあったような感じがしたんですけども、その辺のところ何かほかに出したということで、分けたということで聞いているんですけども、ちょっとその辺のいきさつをどうしてこういうことしたのかということで、いきさつをお願いしたいと思います。

それと、町民相談員費用弁償と書いて3万円となっているんですけども、今まで4,000円かそのぐらいだったですよ、予算としては。たしか昨年度と、その前は4,000円ずつだったと思うん

ですけれども、その辺のところの3万円になったいきさつ。どうして何か新しい事業で始めたのかなという感じで。それでも相談員が、不安が増えたのか、ちょっと分からないんですけれども。どうしてこうやって増やしたのか、その辺のところをお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君） 総務課副課長の鈴木と申します。

定年延長制度に係るこちらの委託料でございますけれども、この予算につきましては、令和3年度、たしか9月議会だったかと思うんですけれども、補正予算ということで計上させていただいて、令和4年度にも引き続きということで予算措置ということになっております。制度自体としては、令和5年4月1日施行を目指して、今準備をしているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

人権推進室長。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 人権推進室長の柴崎です。

ご質問いただきました弁護士の謝礼と費用弁償の件につきましてご回答申し上げます。

まず、弁護士の謝礼につきましては、昨年度議員の皆様からご意見をいただきまして、顧問弁護士の委託料につきましては、令和3年度見直しのほうを行いました。見直しを行う中で、今まで令和2年度までは顧問弁護士の顧問弁護士という業務と、あと研修業務、それと町民に対する無料法律相談、その3本の業務を一括して委託をしていたものでございます。そちらにつきまして見直しを図りまして、令和3年度から住民に対する法律

相談と顧問弁護士というものを切り離して別々の業務として委託をさせていただきまして、実施をさせていただいております。その中で、予算としては顧問弁護士業務委託料として計上させていただきましたので、今年度の町民弁護士相談につきましては、そちらの予算から支出をさせていただいているものでございます。ただし、令和4年度から町民に対する法律相談につきましては、人権・平和推進事業のほうで事業として今回計上させていただきました。顧問弁護士委託料は、顧問弁護士委託料のみの計上とさせていただきまして、今回人権・平和推進事業につきましては、町民に対する法律相談のみの金額となっております。

そちらの弁護士につきましては、埼玉弁護士会のほうにお願いをいたしまして、弁護士の派遣という形でお願いをさせていただいております。今年度から方法も変えまして、月2回の実施ということで予約制とはなっているんですけれども、実施をさせていただいているところでございます。

そちらにつきましての謝礼ですが、1回につき2時間ということで来ていただくことにつきまして2万2,000円というところでお願いをさせていただいております。そちらの積算ということになっているところでございます。

続きまして、費用弁償というところでございますが、町民相談員の費用弁償3万円ということなんですが、大変申し訳ございません。こちらにつきましては、金額の変動はございません。ここ数年ずっと同じ金額で費用弁償のほうを計上させていただいておりますので、昨年度も同じでございます。

こちらにつきましては、町の費用弁償の規則に基づきまして、支出させていただいておりますので、町民相談員3名おりますけれども、1回来るごとに300円というところでお支払いをさせてい

ただいている形になりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 昨年度の予算書を持ってきたんですけれども、この4,000円、町民相談員費用弁償、旅費ということで8万3,000円の中に入っているんですけれども、4,000円というのが。今回のあれだと、町民相談員、旅費の中に10万5,000円の中に入っていて、それが3万円となっているんですよ。ですから、聞いたわけなんですけれども、その辺のところはどうなのかなと思って、いるんですよ。1つは、1点目がそうです。

それと、あと、弁護士相談、顧問弁護士と分離をしたということ、それは分かるんですけれども、昨年度の弁護士費用は84万ぐらいになっていますよね、たしか。大分安くなってきたのかなという感じはするんですけれども、それで済むんでしょうか。時間給で2時間で来てもらっているということなんですけれども、例えば突拍子もないことだと、これが跳ね上がるということで受け止めてもよろしいんですか。弁護士費用は、何かあったときは跳ね上がってしまうと。それでよろしいんですね。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

人権推進室長。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 人権推進室長の柴崎です。

そうですね、大変失礼いたしました。

町民相談員の費用弁償につきましては、昨年と同様で300円掛ける12回のということで計上させていただいていますが、今回上がった理由ですね。そちらにつきましては、先ほど町民法律相談、弁護士さんがいらっしゃる際には、弁護士の費用弁償としてお支払いしている部分がございます。そ

ちらにつきましては、埼玉弁護士会は浦和にあるんですけれども、浦和から宮代までの交通費1,040円をお支払いする、それが12か月が全部で24回年間いらっしゃるということで計上させていただいているので、そちらのほうの金額が増加したということになります。大変失礼いたしました。

続きまして、弁護士の謝礼のほうが減額になったことについて、その金額でやっていけるのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、埼玉弁護士会のほうとの契約の中で、1回2時間につき2万2,000円というところでお支払いということになっていまして、町民の相談を2時間で4回受けるというところでの契約とさせていただいておりますので、その金額の範囲内での実施となっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 課長。

○総務課長（赤井誠吾君） 総務課長の赤井です。

補足をさせていただきます。弁護士の費用については、柴崎の説明のとおりですけれども、金額について予算書で具体的にご説明いたしますと63ページお開きいただきたいのですが、63ページ、一般管理費の中に10番顧問弁護士委託事業というのがあるかと思います。79万2,000円です。これが顧問弁護士料として熊川先生にお支払いしている金額になります。それと合せて先ほど柴崎のほうからありました町民向けの法律相談については、先ほど山下議員からお話がありました69ページに記載しております。法律相談弁護士謝礼58万8,000円ということになってございまして、この金額を合わせますと138万円という状況になってございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 法律相談とあったんですけ

れども、これで宮代町は何件ぐらい法律相談が受ける予定なんでしょうか。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

人権推進室長。

○人権推進室長（柴崎記代子君） 人権推進室長の柴崎です。

1 人大体25分、30分程度のお時間を設けさせていただきまして、1 回につき4回ということです。1 月に当たりまして8人ですね。8人を相談を受けられる状況にさせていただいております。その8人掛ける12か月分の相談者の枠というのをお取りさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で総務課分の質疑を終了いたします。

————— ◇ —————

◎延会の宣告

○委員長（川野武志君） 本日はこの程度にとどめ、次回は3月7日月曜日、午前10時から委員会を開き、会計室分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会 午後 4時22分

予 算 特 別 委 員 会

第 2 日

出席委員（１３名）

	小 河 原		正 君			西 村 茂 久 君
	金 子	正 志 君				山 下 秋 夫 君
	丸 藤	栄 一 君				丸 山 妙 子 君
	泉	伸 一 郎 君				角 野 由 紀 子 君
	塚 村	香 織 君				田 島 正 徳 君
	土 淵	保 美 君				深 井 義 秋 君
	川 野	武 志 君				
(議 長	合 川	泰 治 君)				

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

副 町 長	洪 谷 龍 弘 君	会計担当主査	高 林 優 子 君
町民生活課長	吉 永 吉 正 君	町民生活課長	押 田 昭 浩 君
町民生活課副課長	山 崎 健 司 君	町民生活課主幹	小 林 知 弘 君
町民生活課主幹	関 根 雅 治 君	危機管理担当主査	加 藤 正 久 君
危機管理担当主査	横 溝 秀 武 君	資源循環担当主査	田 邊 和 美 君
税 務 課 長	門 井 義 則 君	税務課副課長	金 子 諭 君
税 務 課 主 幹	田 原 浩 介 君	資産税担当主査	鈴 木 健 司 君
徴収担当主査	折 原 淳 君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野 口 幹 雄	主 幹	小 林 賢 吉
--------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（川野武志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより、3月4日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

————— ◇ —————

◎議案第18号の審査（会計室・町
民生活課・税務課）

○委員長（川野武志君） 本日は、議案第18号 令和4年度宮代町一般会計予算についてのうち、会計室、町民生活課、税務課分の順に質疑を行います。

これより会計室分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

出席者の紹介をお願いいたします。

○会計担当主査（高林優子君） 会計室主査の高林と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。2点だけお願いしたいと思います。

1つは、77ページ、区分13の使用料及び賃借料ということで、貸金庫借上料と書いてあるんですけれども、これは庁内に置いてあるんですか、そ

れとも庁外なんですか。

それと、もう一つ、区分17の備品購入費なんですけれども、事務用機器購入費ということで、大体毎年同じ値段ですけれども、今年は何を買う予定なんですか。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

○会計担当主査（高林優子君） 会計室主査、高林でございます。

お答えいたします。

まず1点目、77ページ、貸金庫についてですが、貸金庫は埼玉りそな銀行宮代支店にお借りしております。

2点目の備品購入費、こちらでございますが、こちらは前回キャビネットを購入したのですが、今回は引き出し式のキャビネットを考えております。前は郵便の切手を納める縦型のキャビネットを購入いたしました。今年につきましては、通常の引き出し式のキャビネットを考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
副委員長。

○委員（西村茂久君） それでは、2点お願いします。

歳入の関係ですけれども、50ページと56ページ、証紙の売りさばき手数料と郵便切手売りさばき手数料及び売上げです。それは56ページです。証紙売りさばき手数料、会計室の収入はそんなにないんですけれども、今回手数料率上がったんですか。それが1つ。

それから、郵便切手の売りさばき手数料及び実際の歳入ですけれども、これはあそこの派出所のところに郵便切手はいつも売切れみたいな形でないんですけれども、売る気がないんでしょうか。会計室は多少なりとも頑張って歳入の手助けをしてほしいんですけれども、大体置いてないという

のが変だなと思って。置いていないことはないんですけども、いつもないんですよ。その点、どうなのか、お答え願います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

会計担当主査。

○会計担当主査（高林優子君） 会計担当主査、高林でございます。

まず、1点目の56ページの証紙の売りさばき手数料について、お答えいたします。

手数料、消費税の関係で8%から10%に値上げしてございます。

2点目についてでございますが、申し訳ございません。質問の内容が、置いていないというのが何のことなのかよく分かりませんでしたので、もう一度お願いいたします。

○委員長（川野武志君） 副委員長。

○委員（西村茂久君） まず、証紙の関係は、これ前年は3.24%だったんだよね。今年は上がったんですよ。

それで、郵便切手の関係ですけども、郵便切手売りさばいていらっしゃるよね。ところが、あそこの派出所の左側のところに郵便切手が今ありませんということで書いてある。在庫がないということですかね。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

担当主査。

○会計担当主査（高林優子君） 会計室主査、高林でございます。

ご質問でございますが、置いていないというのはグリーティング切手、シール式の切手が置いてございませんという意味で貼ってございます。通常の切手、84円ですとか63円ですとか120円切手、全てご用意して、金種によってないものもございしますが、ご用意してございます。置いてございませんというのはグリーティング切手、10枚セット

になっているシール式の切手は、物によっては置いてございませんということで、売り切れてしまっているものについては置いてございませんというような表示をしております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 副委員長。

○委員（西村茂久君） 実は、郵便切手は前年度に比べて今年度予算ははなから全然少ないんだよね。ちなみに、今年度予算は2万2,000円ですよ、手数料が。収入は、56ページにありますけれども、400万。郵便切手か、郵便切手については93万が今年度は20万しかないんです。郵便切手。ということはあまり売る気がないということですかね。そんな言い方すると変でしょうけれども。実際、郵便切手、全部がそろっているわけじゃないんで、確かにそういう面はあるんでしょうけれども、でも、もっと会計室も収入関係は努力してもらいたいですけれども、いかがでしょう。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

会計担当主査。

○会計担当主査（高林優子君） 会計担当主査、高林でございます。

お答えいたします。

まず、3年度4月から販売を開始いたしました。初年度はそろえなければいけない金種という切手の種類がございまして、ある程度まとまった購入をいたしました。最初に販売所としてはそろえなければいけないという決まりがございまして。なので、まとまった枚数を購入しているんで、初年度は大変多くなる予定でございました。ただ、1年間販売してみまして分かりましたことは、あまり郵便切手を役場で購入される方が少ないというのが現実でございます。と申しますのも、やはり大変品ぞろえのいい郵便局がすぐそばにあるものですから、やはり多くの方は郵便局に足を運ば

れていて、切手を売っていますというようなアピールをしましても、やはりあまりたくさんの方は買われないという、そういう現実がございました。

なので、どうしても、あまりにも売れないのに多く予算を組んでおくのもどうかなと思ひまして、減らしてしまったというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。お願いします。

前段者の委員の関連するんですけれども、この76ページの証紙売りさばきの増と郵便切手売りさばきの減なんです、今理由を聞いてみると、売りさばき、切手の売りさばき減が73万円になっているんですが、今の理由からかなり減らしたということなのか。

あと、もう1点、証紙の売りさばきの増が37万5,000円となっていますけれども、ここの増というのはどういう意味でというか、どうしてこれだけ増えているのか、お聞きします。2点です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○会計担当主査（高林優子君） 会計担当主査、高林でございます。

1点目なんです、かなり減らしたというのは、売れ行きが悪いので減らしましたということでございます。

2点目の76ページ、証紙売りさばきの増でございますが、こちら、埼玉県証紙の売りさばきが増えるのはなぜかと申しますと、埼玉りそな銀行宮代支店が埼玉県証紙の販売を令和3年10月21日付で終了してしまいました。そのため、これまで埼玉りそな銀行で埼玉県証紙を購入していた町民の皆さんが宮代町役場に購入に来ることが予想され

るため、銀行の過去の1年間の販売額、それから件数を参考に計上したものでございます。りそな銀行に証紙を購入に行かれていた方は、高齢者の方で、運転免許の更新で使用するもの、こちらがほとんどとのことでした。役場は、町内の唯一の証紙の販売所になってしまいましたものですから、りそな銀行宮代支店で証紙をお買い求めになっていた方はほぼ役場に来られると想定しておりまして、750円分、500件ほど見込んだものでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。ありがとうございます。

切手のほうは、前段者もおっしゃってくださいましたけれども、あそこで切手を売っているというのを知らない方、ほとんどと言ったらいい方変ですけれども、知らないんですよ。だから、やっぱりあれば便利というところありますよね。例えば、役場に用事で来て、郵便局まで行かなくて切手を買えるって。今年度予算減らしてはしまいましたが、やっぱり切手買えますよみたいな、それはアピールというかPR必要なと思うんです。そうしたら、じゃ、ついでに買ってこうといったら少しずつでも、町民さんの便利にもつながるし、町の収入にも、そんな大きなものではないですけれども、つながるので、やっぱりPRが必要なところあります。

あと、今りそな銀行さんの運転免許返納のことで皆さん来るといので、本当に不便になったと思うので、そのあたりも、返納しようと思っ、ないって、りそなから、りそなで扱っていない、じゃ役場に来るといことは手段を取られるんですけれども、ちょっとやっぱりそれもお知らせするということも必要なというのは、二度手間に

もならないので、ちょっとソフト面になるんですけども、そういうところちょっとやっていたけたらいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。2点です。同じような内容になりますけれども、お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

会計担当主査。

○会計担当主査（高林優子君） 会計担当主査、高林でございます。

お答えいたします。

郵便切手に関しましては、確かにアピールが足りない、足りないというところは感じているところでございます。ただ、役場にいらっしゃって、80円切手を買って、その場で貼ってお出しになる方もたくさんいらっしゃいまして、実は扱いを始めたことに関しては大変評判はいいのかなとは考えております。ですので、今後はたくさんの方を知っていただけるようなアピールをしていきたいと考えております。

2点目でございますが、実は高齢者の方の運転免許の更新ははがきが届きまして、そちらのはがきに、開きますと証紙がりそな銀行で買えますというふうに印刷が入ってしまっているんです。ですので、皆さんりそな銀行で買わなければならないと思って行ってしまうようでしたので、どうしても宮代町で販売しているという、役場で販売しているということを知らない方はたくさんいらっしゃるかと思います。ですので、お知らせ、例えばホームページであつたりとか、一時的になりますが、広報でPRしてもよいのですが、ただ、皆様どうしてもはがきを見てしまってきてしまうので、埼玉県のほうに少しそちらのお知らせを改善してもらうなどしていかないと、ちょっと皆様の手間が減らないのかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 副町長。

○副町長（渋谷龍弘君） 副町長の渋谷でございます。補足でございますけれども、切手のPRは周知されているものだと思っておりますし、先ほど前段の議員からありましたように、切手がないと誤解があつてはいけませんので、そういうのも含めて検討してまいりたいと思います。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で会計室分の質疑を終了いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

これより町民生活課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

もとい、まず、先ほどお配りしました資料の説明をさせてから質疑に入りたいと思います。よろしくようお願いいたします。

○町民生活課長（吉永吉正君） おはようございます。

では、質疑の前でございますが、資料の訂正のご報告がございますので、先にその訂正のお願いをさせていただきます。

○町民生活課副課長（山崎健司君） それでは、資料の訂正に入らせていただきます。

総務文教委員会の資料ということで、事前にお

配りのほうさせていただいております資料の44ページの差し替えになります。令和3年度雑草等の除去の状況でございますが、こちらのうち市街地、一番右側の欄になるんですけれども、処理済みということで自己処理、委託処理、処理率、こちらのほうが誤記ということとなっておりますので、お配りさせていただきました資料で修正のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

改めまして、後にシールのほうで修正のほうさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○町民生活課長（吉永吉正君） 改めまして、おはようございます。

町民生活課長の吉永と申します。本日はよろしくお願いいたします。

出席させていただいております職員でございますが、自己紹介という形で紹介をさせていただきます。失礼いたします。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 改めまして、おはようございます。

町民生活課副課長の山崎でございます。地域振興担当、環境推進担当、資源循環担当のほうを担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） おはようございます。

町民生活課副課長、押田と申します。私のほうでは、防災、交通安全、防犯、自転車、消防関係のほう担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（小林知弘君） おはようござい

ます。

町民生活課主幹、小林と申します。

私は、環境推進担当、それから資源循環担当のほうを担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（関根雅治君） おはようございます。

町民生活課主幹の関根と申します。

地域振興担当をやっております。よろしくお願いいたします。

○資源循環担当主査（田邊和美君） おはようございます。

町民生活課資源循環担当主査の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○危機管理担当主査（横溝秀武君） 危機管理担当主査の横溝と申します。よろしくお願いいたします。

○危機管理担当主査（加藤正久君） おはようございます。

町民生活課危機管理担当主査の加藤です。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君） 土渕でございます。1点だけお願いいたします。

私たちの予算書P29、地域の力となる地区コミュニティセンター事業について、お尋ねいたします。

現在の進捗状況並びに今回必要な備品の購入や改修工事等を実施となっておりますが、その内容をお答えください。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

私たちの予算書29ページ、地域の力となる地区コミュニティセンター事業につきまして、回答のほうさせていただきます。

まず、現在の進捗でございますが、地区コミュニティセンターの趣旨、機能、役割などの基本的な考え方につきまして、庁内の会議を実施させていただきまして、実施計画策定に向けた基本的な考えを確認させていただいているところでございます。今後、こちらの計画に基づきまして作業のほう進めさせていただくということで今のところ動いているところでございます。

予算の内容でございますが、令和5年から開設ということでございますので、それに当たりまして事前の家賃、あるいは賃貸でするので物件の改修と備品の費用あるいは水道、電気、ガスのお金を見込ませていただいております。今回の予算とさせていただきますところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 土渕委員。

○委員（土渕保美君） ありがとうございます。家賃とかガス代、ある程度のところ、物件は決まっているのですか。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

今物件は決まっております。決まっておりますので、家賃も想定でございます。また、改修工事についても本当に見込みということで予定のほうもさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 土渕委員。

○委員（土渕保美君） ありがとうございます。

コロナ禍で今回3年目を迎えて、各自治会も総会等もすべて、ここ2年間書面の会合・総会となっている状況が続いています。コミュニティの現状がくずれかけているところでございますのでぜひともそのへんのところをしっかりと今後も推進していただきたいと思います。いかがでしょうか。お答え下さい。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 今ご質問のとおり、コロナ禍におきまして地区の会合等も持たない状況が続いている状況は確認させていただいております。また、町のほうからも会合のご案内をさせていただけない状況も続いているおりますので、地域のコミュニティを中心にしてこれからも推進していきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君） 議員の深井でございます。

予算書の68ページ、69ページ(6)地域コミュニティ活性化事業について質問させていただきます。7報償費、自治会長等報償金876万円とありますが、こちらは各町内会に支払われていると思いますが、昨年広報みやしろは何回か郵送での配布がありました。自治会で配布するのは、1軒どのくらいかかっているのかお答えください。全部で4点質問があるのですが、2番目としては、91ページ防災活動事業の委託料、何か所で何年契約で、委託先、内容をお答えしていただきたい。3番目、92ページの進修館管理事業の中の12番委託料は、指定管理料3,884万5,000円と書いてありますが、宮代町は大体3者以上の見積りを取るとってお

りますが、その3者以上のどことこの見積りを取ったのかお伺いします。4番目、86、87ページの自転車対策事業、12番委託料、町営駐輪場管理業務委託料、507万4,000円とありますが、これは放置自転車の保管場所は町有地に保管されているのか、それとも私有地に保管しているのか。私有地であれば、事業者と契約を交しているのか。家賃はいくらぐらいですか。いつごろから委託しているのか。それをお伺いします。以上4点でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まず、1点目の自治会長等報償金の関係でございます。お手元にお配りさせていただきました資料の51ページをご覧くださいと思います。

こちらに自治会長等報償金の一覧を載せさせていただいているところでございます。こちらのピンクで塗らせていただいているところにつきましては、地区自治会のほうにお支払いのほうをさせていただいているということでリストのほうを載せさせていただいております。

こちらの自治会長等報償金の趣旨でございますが、地区自治会を代表し、次の町政に関する事項にご協力いただくとともに、地域の自治活動に当たっている方にお支払いするということで、地区のほうから口座の指定がございますので、そちらのほうに振込みのほうさせていただいているところでございます。

まず、1点目、自治会長等報償金の趣旨でございますが、1点目としまして、ご質問の内容の広報等の町発行文書の配布または回覧。続きまして、防犯灯、公園など各施設の維持管理のための調整。3番目といたしまして、自治会の意見等の取りま

とめや行政との調整及び処理。4点目といたしまして、町主催事業または行事等への参加。5番目としまして、上記に掲げるもののほか、町からの依頼事項の対応ということで、こちらの5点を自治会長等報償金の趣旨とさせていただいているところでございます。

ご質問のとおり、広報ということも広報の配布をすることだけでは、自治会長等報償金をお願いをしているわけではございませんので、こちら単独での料金というのは算定もしておりませんし、把握の方もしていないということでございます。

続きまして2点目の、予算書の92ページ、進修館の委託料の関係でございます。お話しいただいたお金は指定管理料ということでよろしいでしょうか。指定管理料3,385万1,000円につきましては、指定管理ということで5年間、今年から進修館、指定管理させていただいておりますので、そちらのほうで取り決めている金額ということとさせていただいております。ですので、見積りとか、そういうのを毎回取っているということではございません。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田でございます。

順次ご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目、予算書の91ページ、防災活動事業の委託料の内容についてでございますが、こちらのほうには防災施設保守委託料、浄化槽維持管理委託料、樹木管理委託料、防災情報システム管理委託料、この4点の予算のほうの計上をさせていただいているところでございます。

まず、防災施設保守委託料でございますが、こちらの内容は防災行政無線の施設の保守委託料と、

それと防災倉庫内に浄水器を持っているところがございますが、そちらの点検並びに発電機のほうも防災倉庫のほうに常備しているところがございますので、そちらのほうの点検に当たる委託料ということで計上のほうをさせていただいているところでございます。

浄化槽維持管理委託料でございますが、令和3年4月1日付で埼玉東部消防組合のほうから旧中島出張所のほうが町のほうに移管された関係がございます、そこに浄化槽がございます。そちらのほうの浄化槽の維持管理をするということで予算のほうの計上もさせていただいているところでございます。

また、樹木管理委託料でございますが、こちらのほうは主に防災行政無線の子局の周辺の枝が伸びた場合に影響があるということで、その剪定等のための予算を計上させていただいているところでございます。また、先ほど申し上げたように、旧中島出張所のほうの移管を受けた関係で、その敷地内の一部に雑草が生えてしまうということで、その除草業務分の予算を計上させていただいたところでございます。

最後になりますけれども、防災情報システム管理委託料、こちらのほうにつきましては、防災無線を流したときに聞き取れなかった場合に、登録をしていただくとそちらのほうで配信されるサービスのものがございますけれども、その登録メールの配信サービスに係る委託料のほうを計上させていただいたところでございます。

以上が防災活動事業委託料の説明でございます。

続きまして、予算書の86ページ、87ページの自転車対策事業、こちらのほうの委託料、町営駐輪場管理業務委託料でございます。

こちらのほうの委託の内容でございますけれども、和戸の第1駐輪場、和戸の第2駐輪場、和戸

の第3駐輪場、進修館駐輪場、姫宮駅東口駐輪場、姫宮駅西口駐輪場の6か所の駐輪場の管理を、こちらはシルバー人材センターのほうにお願いしているところがございますが、その委託をしている経費となっているところがございます。

その主な委託の内容でございますが、4点ほどございます。1点目といたしまして、有料駐輪場の管理業務、2点目といたしまして、駐輪場整理等業務、3点目といたしまして、駐輪場の清掃業務、4点目といたしまして、駐輪場の除草業務、こういった内容で町営駐輪場管理業務委託という形で予算を計上しているところがございます。

それと、大変恐縮なんです、不法自転車の保管場所というお話も、ご質問いただきましたよね。申し訳ございません。

不法の自転車の保管場所でございますが、進修館脇のところ、一角に集めてきた自転車を納めているところがございます。そちらのほうに一時保管ということで不法自転車については保管させていただいているところがございます。

また、底地については借地ということでお借りしている関係がございますので、その借地料も、私どものほうの予算ではなく、企画財政課の管財担当のほうで借地料のほうはお支払いのほうさせていただいているところがございます。

また、契約期間についてでございますが、そこについては今年度末で切れてしまうんですが、3年契約でやっていたという記憶がございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 深井委員。

○委員（深井義秋君） 再質問させていただきます。

まず、地域コミュニティ活性化事業の中で、各町内会では、私も4年間区長をやった経験がありまして、やはり町内会によっては班長手当とかいう、役員手当というのが町内会費から皆さん払っ

ているんです。ところが、区長だけは町から直接区長の口座に振り込まれているんですが、やはり今町内会の加盟率がかなり下がって、大体60%と聞いておりますが、やはり町内会費自体が払うのがもったいないとか、そういう方が結構増えてきている。それから、町内会自体を改革しないと、なかなか町内会に入ってもメリットがないという意見もありまして、私からすれば、区長を経験した経験からしましたら、結局この新型コロナのために事業が何も行われていなく、結構繰越金が相当たまっているわけでございます。そういうことからしまして、区長手当も、役員とか班長手当は自治会費から皆さん払っていますんで、そういうこと考えますと、町が負担をする必要はないんじゃないかということも考えられます。

また、今敬老会も、今まで各地区で行われていました。各地区に敬老会を任せる前は、町が進修館の大ホールを使ってやっていたわけですが、今回こういうことで敬老会も行われなかった。ところが、行われていないんですけれども、各町内会の区長から言わせますと、結局やったことにすれば町からそれが入るよということで、もらっているという自治会も聞いております。

そういうこともありまして、それから去年3回から4回配られて、広報みやしろも配られていましたが、そのときの予算が結構何十万と予算がついているんですということから、区長手当もそのまま払うんじゃなくて、払うのであれば減額をするとかという対策を講じないのか、それをお聞きます。

○委員長（川野武志君） 1問でよろしいですか。

答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

今ご質問いただきました予算書69ページ、地域コミュニティ活性化事業の関係でお答えのほう申し上げます。

先ほどもお話しいただきましたとおり、委員会資料の51ページに自治会長等報償金の一覧のほうを載せさせていただいております。先ほどもご説明させていただきましたが、地区からの指定によって口座を指定していただいて、その口座のほうに支払いのほうさせていただいております。自治会長等報償金の使用方法については、各地区でそれぞれございます。区長さんご本人の口座に行くもの、あるいはその地区の口座に行くもの。地区の口座に入ったものは、地区の活動に使われていたり、あるいは自治会長さんのお手元に入っても地区のほうに細分されていたり、様々な自治会長等報償金の使い方があるところでございます。

そういう中で、先ほど5点ばかり自治会長さん等の報償金の趣旨のほうをお話しさせていただいたところでございます。配布、広報の配布が、手当が少し減っているからといってそれを減額するとか、そういう見直しをするとかということは、先ほどご説明させていただきました自治会長等報償金の趣旨とちよっとずれてきますので、そちらのほうは現時点では考えていないところでございます。

また、敬老会等のお話もいただいております。敬老会のほうは、現時点では19の地区から申請のほうをいただいております。交付申請、実績のほうも出していただいております。中身のほうは適宜確認させていただいて、適切な執行のほうさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 深井委員。

○委員（深井義秋君） 答弁ありがとうございます。

先ほどの自転車対策事業のは。

○委員長（川野武志君） 深井委員。

敬老会のほうだけの再質問だったので、ほかのものは取り下げてください。

○委員（深井義秋君） じゃ、以上で終わります。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。よろしくお願いたします。

5点ほど質問させていただきます。

まず、1点目ですが、予算書の87ページになります。2款総務費、第1項総務管理費、7目交通安全対策費、(1)交通安全対策事業の中で、14節工事請負費になるんですが、道路照明灯修繕工事というのがあります。これで、新しい工事を何件ぐらい、それからLED化を何件ぐらい予定しているのでしょうか。まず1点目です。

2点目なんですが、同じ87ページで、(3)の自転車対策事業、ちょっと先ほどの委員と重なるところがあるかもしれませんが、その中で、放置自転車等の撤去及び処分、それから放置自転車のリユースの促進ということで、私たちの予算書の中の55ページになるんですが、危機管理担当のところで自転車放置禁止区域を中心に町内全域において放置自転車対策を実施しと書いてあるんですが、これはどのような対策をされるのかということと、あとリユースの推進ということで、どのように推進していくかをお答えください。

3問目になります。予算書の91ページになります。10目防犯対策費、(1)防犯活動事業の中の14節工事請負費、防犯灯設置費及び修繕工事とあります。これも先ほどと同じように、新しいものを何件考えているか、またLED化を何件考えているかをお答えください。

4問目になります。私たちの予算書になるんで

すけれども、57ページになります。交通安全対策事業の真ん中辺、四角いところの3個目になります。交通安全運動の実施ということで、交通安全に関する街頭活動とあります。それと、その次のページの58ページの防犯活動事業のところの下のほうになるんですが、令和4年度の目標の中で、街頭キャンペーンという形があります。これ、どのようなことを行うかということをお聞きします。

最後に、5問目なんですが、これはちょっとどうなるか分からないんですけども、進修館管理事業ということで、私たちの予算書56ページになりますが、ここのところで、小ホールが議場として使われているわけなんですけど、ちょっと暗いというのがずっと考えていたんです。これを、町民生活課の方のほうから明るくしてもらえないかみたいな、要望みたいなものを言っていたのかどうかというのもお聞きいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

私のほうからは、私たちの予算書56ページ、進修館の管理事業の関係でお話のほうをさせていただきたいと思います。

先ほどお話しいただきました小ホールのLED化でございます。委員会の資料のほうでも出させていただきました、54ページのほうなんですけれども、進修館のLED化、未実施の施設ということで小ホールが上がっているところでございます。こちらの小ホールのLED化につきましては、町のほうでもいろいろ考えているところでございます。指定管理者のほうからいろいろとお話しただくこともありますので、そちらの内容についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

小ホールのLED化につきましては、指定管理者より予想を上回る利用料収入の増額によりまして、小ホールLED化をしたいということで、指定管理者による小ホールのLED化をしたいということで提案のほういただいております。調整のほうをさせていただきまして実施できればなと思っていますところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課、押田でございます。

順次ご説明申し上げます。

まず、1点目の予算書の87ページ。交通安全対策事業関係でございます。この中の14節の工事請負費、道路照明灯修繕工事について、ご説明のほうさせていただきます。

こちらのほうの道路照明灯修繕工事でございますが、令和4年度の予定でございますけれども、道路照明灯支柱のさびによる穴開きですとか支柱の根元のさびによる老朽化に伴って倒壊する危険がある箇所の工事を行う予定でございます。なお、こちらの工事箇所については3か所のほうの予定をしているところでございます。また、LED化についてでございますが、道路照明灯、切れたといった場合については順次LED化に替えていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、予算書の87ページ、自転車対策事業。こちらのほうで、本年度の特徴のところでは放置自転車等の撤去及び処分、放置自転車のリユースの推進という記載がございます。こちらのほうについては、主に歳入確保を目指しているところでございます。

なお、歳入といたしまして、放置自転車のリユースにつきましては、町内に5か所の、5団体の

組合がございますけれども、その宮代町自転車再利用促進会のほうにお声がけをさせていただいております、不法駐輪されて保管しておりました自転車で、警察等への照会をして、その後引き取りがなかった自転車については再利用という形で、その促進会のほうに買い取っていただいているところでございます。また、処分につきましては、民間の業者さんのほうに処分という形で、その有価回収の収入を得ているところでございます。

続きまして、申し訳ございません。私たちの予算書の55ページ、こちらのほうの危機管理担当のところの中段辺りの自転車対策事業のところ、対策はというふうなお話をいただいたかと思っております。こちらのほう、自転車の関係でございますので、主に放置自転車の問題があるかと思っております。放置自転車の問題につきましては、主に通勤ですとか通学の自転車の放置が原因であるかなというふうに捉えているところでございます。つきましては、啓発活動について、広域的に実施していくことが効果を得られるのではないかというふうにも考えているところでございます。また、放置自転車の解消につきましては、住民の理解と協力も必要不可欠ではないかというふうに考えているところでございますので、皆様方と一緒に考えながら、1台でも少なく放置自転車をなくすよう町として努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、予算書の91ページの防犯活動事業の関係でございます。こちらのほうでは、14節の工事請負費で、予算額として177万3,000円ということで防犯灯の設置及び修繕工事ということで計上のほうさせていただいているところでございますが、防犯灯の新設件数並びにLED化というご質問だったと思います。こちらの次年度の防犯灯の新設件数につきましては、例年のことではござ

いますけれども、7月ぐらいに区長さん等を通じて町のほうに防犯灯の設置要望というのをいただいているところでございます。例年申請件数は違うところではございますが、その申請をいただいた件数に基づきまして専門部会という会議を開きまして、町民参加の下、現場を見ていただいて、その中で、設置したほうがいいとか、こっち側は不要ではないかというようなお声をいただきますので、次年度の防犯灯の設置新設については未定ということでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、私たちの予算書の57ページ、交通安全対策事業。こちらのほうの四角の3つ目、交通安全運動の実施というところで、交通安全に関する街頭活動ということがございます。こちらのほうにつきましては、こちらも例年ですけれども、例えば警察の方ですとか交通安全母の会の方々、関係機関と協力しながら、今年でいえば進修館の交差点のところで街頭キャンペーンということで交通安全の防止に努めていただくようドライバーの方にいろいろ啓発物等配ったり、お声がけをしているような活動をしているところでございます。

また、58ページ、防犯活動事業のこちらのほうにつきましても、キャンペーンというお話をいただいているところでございますけれども、こちらのほうは隣の町であります杉戸町さんですとか杉戸警察署の署員と一緒に協力しながら、共同という形で街頭キャンペーンのほうを実施させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

1問目なんですが、照明灯のほうなんですけれ

ども、新しいのを何件つけるかというのは決まっていなくてということになるということでしょうか。その中で、LED化になっていない照明灯というのは大体、割合どのぐらいまだ残っているのかをお聞きます。

同じような質問ですので、3問目の防犯灯のほうでも、やはりLED化になっていないのは何割ぐらい残っているのかというのもお聞きいたします。

それから、2問目の放置自転車のリユースの件なんですけれども、そうしますと、衛生組合のほうにはもう今は関わりはないということになるのかということと、あと昨年度はリユースで何台ぐらいされたのかということをお聞きいたします。

それから、4問目に関しては、分かりました。4問目の街頭キャンペーンの内容は言われていなかったもので、どういうことをされているのかをお聞きます。前のほうの交通安全のほうは内容分かったんですけれども。

それと、あと最後の5番目の件です。やはりLED化にしていただけで本当ありがたいと思うんですけれども、ちょうど中央のところに穴が開いていまして、何の穴かなと思っていましたら、それは昔照明がついていましたという話を聞いたんです。真ん中に大きな照明をつけていただければありがたいなということを感じたんです。これは要望です。

以上、よろしく願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課、押田でございます。

順次ご説明申し上げます。

まず、道路照明灯の関係でございますけれども、道路照明灯につきましては、まず町内のほうに約

210基ぐらいございます。その中でLED化になっていない割合ということでございますけれども、今私のほうで手持ちで持っている資料でございますと、210基ぐらいございますけれども、LED化になっているのが約100件ぐらい。まだ半分ぐらいはLED化になされていないのではないかと、いうふうに捉えているところでございます。

また、防犯灯でございますけれども、防犯灯につきましては町内に約2,600ぐらいの防犯灯が設置されているところでございます。LED化の設置率でございますが、約98%がLED化されているところでございます。

それと、続きまして放置自転車の関係でございます。こちらのほうにつきましては、以前は衛生組合さんとの関係があったようなお話もいただいたところでございますが、今現在、衛生組合さんのほうに持ち込んだりというような関係はございません。また、昨年度のリユース台数でございますけれども、14台のリユースということでさせていただきますところでございます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○危機管理担当主査（加藤正久君） 危機管理担当主査、加藤です。

先ほど、街頭キャンペーンの内容ということで質問がございました。こちらにつきましては、今年度、記憶だと2回ほどやっていまして、1回目は東武動物公園の改札の前で杉戸町と杉戸警察と協力して詐欺、振り込め詐欺の防止についての啓発品を配って呼びかけを行いました。年が明けて、今年の、違いますね、12月の末なんです、年末年始の特別警戒ということで杉戸のアグリパークのほうで年末年始の特別警戒の出陣式を兼ねて、その後にアグリパークに来ているお客様たちに啓発品を配布いたしました。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

最後に1つだけ質問させていただきます。

この防犯灯、昨年、ちょっと暗いところがあるということで町民生活課さんのほうへ行きましてお話ししましたら、次の日にすぐ交換していただいていたということで、地元住民の方もすごく喜んでおられました。私に頼む前は、区長さんに頼んでも駄目で、直接言っても駄目だったという話を聞いたもんですから、そういうのもあったんですけれども、すぐ対応していただいたということで、大変ありがたいなと思ったんですけれども。例えば、夜なものですからなかなか気がつかないことが多いと思うんです。気がついた方がすぐ、アプリか何か利用して申請できる、要するに、例えばLINEとかで入力して、ここのところがちょっと暗くなっていますとか切れていますとか、そういったものを通報してもらえるような、そういうシステムをつくられたらどうかなと思うんですけれども、その点について伺いたいします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（加藤正久君） 危機管理担当主査、加藤です。

先ほど泉委員のほうから言われました防犯灯の球切れの関係です。こちらについては、防犯灯の電柱とか柱に管理番号というのがございまして、そちらを電話なりで言っていただければすぐ、その日のうちに当番の修繕業者のほうにファクスを送付いたしまして、おおむね3日以内程度で、業者の都合にもよりますが、3日程度で球切れの交換をしているところでございます。

あと、防犯灯の球切れについてのLINEのシステムにつきましては、ただいま検討はしていませんが、球切れの依頼について、LINEについ

ては今導入していませんが、宮代町の公式ホームページのほうで球切れのフォームがございまして、そちらから電子で球切れをうちのほうに連絡するフォームがございます。ただ、実際にそのフォームを使って修繕の依頼というのが来たことはほとんどなくて、ほとんど電話で区長さんか近くの方から電話があるのが実情でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ここで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時18分

○委員長（川野武志君） それでは、再開いたします。

ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村でございます。

3点質問をさせていただきます。

予算書の68、69です。地域コミュニティ活性化事業についてです。こちら資料の51ページにもあります、前段でもありましたけれども、自治会長等報償費についてです。こちら、各自治会で区長さん宛てか自治会宛てへの報償となっておりますけれども、こちらは各自治会の判断なのか、それとも町から、この活動に当たってご提案するといったことはあるのかお伺いいたします。

次に、同じくその下の地域コミュニティ活性化事業の豊かな地域づくり推進事業費補助金についてなんですけれども、これはどのような事業への補助金なのかお伺いいたします。

最後に、予算書92ページ、93ページの進修館管理事業についてです。こちら指定管理料として、進修館オープンカレッジの運用など、市民が運営

を担う進修館を中心とした市民活動の支援となっておりますけれども、町としてどのようなことを望んでいるのか、指定管理者とどのような関係性なのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まず、予算書68、69、地域コミュニティ事業の中の自治会長等報償金の関係でございます。先ほどお配りしている資料51ページに一覧のリストが載っているということで、ご説明のほうをさせていただいたところでございます。こちらの色によって地区の口座あるいは個人の口座ということで分けて表示のほうをさせていただいているところでございますが、こちらの口座の指定は、地区それぞれがこちらに申請してくるもので、町がこうしてほしいというお話はさせていただいておりません。ですので、地区の判断によりご申請いただいているということでございます。

続きまして、豊かな地域の補助でございますが、こちら自治会の活動に伴って申請いただくものでございます。コミュニティ活性化支援事業といたしまして、こちら地区自治会による公益的なレクリエーション活動とか、その他事業、イベント等で実施していただくための事業で交付のほうをさせていただいているものでございます。

また、先ほどお話をさせていただきましたが、地域敬老会関係の補助もこちらになっております。

また、コミュニティ掲示板の修繕等の補助金もこちらとなっているところでございます。こちらはコミュニティ活性化支援事業でございまして、また、地域カステップアップ事業ということで、別の豊かな地域づくり推進事業費補助金の中にご

ざいまして、こちらは地域の課題解決につながる事業、花いっぱい活動、地区連絡会、総会の費用等の補助のほうをさせていただいているところでございます。それぞれ補助対象経費、補助対象外経費でございますので、こちらのほうにつきましてはお尋ねいただければと思うところでございます。

続きまして、指定管理者、オープンカレッジのほうでございますが、オープンカレッジは1つの課題につきまして、その課題にいろんなところからお話いただく方を募らせていただいて、実施のほうをさせていただくということで予定のほうをさせていただいているところでございます。

ただ、オープンカレッジでございますが、コロナ禍の中で、なかなか人をお集めすることが困難でございます。実は、少し前から町民まつりも2年間できませんでしたので、それを新たな事業としてどのように立ち上げていけば、再開させていただければ、従前どおりまるっきりは同じようにはできないと思うんですが、皆さんの参加をいただいたり、安全にできるかと、そういうふうな話題を持ってオープンカレッジを実施させていただこうと思っていたところですが、それが新型コロナのまん延防止のほうが実施され、また延長のほうをされておりますので、現時点では実施できない状況が続いているというところでございます。

町といたしましては、市民活動支援ということでございますので、進修館のほうには市民活動、町民の立場になって支援していただければなと思っていますところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

再質問をさせていただきます。

地域コミュニティ活性化事業の自治会長等報償

費についてなんですけれども、町からは特にご提案などはしていないということなんですけれども、各自治会ごとにその報償費以外にも自治会費も含めて、それで活動していると思うんですけれども、そのあたりの活動の内容についても町はタッチをしないで、自治会にもうお任せをしているということではよろしいのでしょうか。

それで、そのあたりの報償費などは自治会員の方などもご存じなのか、そのあたりがちっと不透明な感じがしておりまして、それが自治会に入る加入率をどんなことをしているのかという内容も含めて分かっていないのかなと思うんですけれども、そのあたりのことや、あと、これから入ろうという方には、多分自治会長・区長さんがご説明をしていると思うんですけれども、自分で調べということでホームページがあると思うんですけれども、こちらの管理というか、情報発信というところで、それは町が行っているのか、それともそれも自治会ごとに行っているのか、その辺をお伺いいたします。

それと、豊かな地域づくり補助金は、先ほどおっしゃっていただいた多岐にわたると思うんですけれども、このような内容の補助金ということで承知をいたしました。それで、また自治会ごとにこのようなことがしたいという申入れがあった場合はご対応いただけるのか、もう一度お伺いいたします。

最後に、進修館の管理事業なんですけれども、オープンカレッジについては町民まつりの運営を考えていくということを計画していたということで承知をいたしました。この市民活動を支援ということで、自治会の運営についての何か悩みとか、そういうものは町なのか、それとも1つの市民活動でもあるので、それが進修館の市民活動になっているのか、それとも自治会ではなくて、それ以

外の市民活動、例えばどういう活動を支援しているのかというのを伺いたいします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まず、報償金の在り方でございますが、各地区によって様々でございます。先ほど資料のほうでもご説明させていただきましたように、取扱いが様々、ばらばらでございます。地区によってその取扱いが不明瞭というところがあるということであれば、その地区の区長さん、自治会長さん等が十分に説明をしていただいてないのかなと思うところでございますので、その辺、町のほうが細かく説明するといってもなかなか言えませんので、地区の考え方によるものとご理解いただければと思います。

町のホームページのほうで各自治会のご紹介をさせていただいていますが、あれは町のほうで従前その取りまとめたものを載せさせていただいておるものでございますので、適時修正が必要であれば、修正のほうをさせていただきたいと思っていますところでございます。

豊かな地域づくり補助金でございますが、先ほどご説明させていただきました補助金の項目がございます。その補助対象になるか、ならないか不明瞭であれば、窓口のほうに来てご相談いただく、あるいは電話でも結構ですので、ご相談いただければ、適時回答のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後のオープンカレッジでございます。市民活動に関しましては、進修館2階に市民活動の相談をお受けする窓口もございます。また、町のほう、その辺、なかなか行きづらいよということであれば、町の町民生活課のほうの窓口に来ていただければ、こちらのほうもご相談させていただきますし、ご相談をお受けすることも可能ですので、その辺はご遠慮なく、もしご不明であれば、町民生活課の窓口のほうにご相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

進修館の指定管理の件については承知いたしました。市民活動の支援の拠点となっているところということは認識しております。

それで、また、そういった市民活動がしやすいような、こちらは町からもお願いをしたいと思います。

それで、自治会については何かありましたら町民生活課のほうへご相談ということで承知をいたしました。

そして、先ほどの自治会長の報償金についてなんですけれども、自治会によっては今までの運営の中で、今までどおりにやっていったほうがやりやすいというところもあると思うんですけれども、そうじゃなくて、こういうことは町でやってもらいたいなということを思っている自治会もあると思います。報償金を区長さんに出すということも一つなんですけれども、それを出さないで、町で担えるものは町でやっていただいてということではできる、今後検討するのか自治会の中で、例えば広報を配るので1ヶ月に1回集まれるそれが人とのつながりを生むことにもなっていると思うんですけれども、それはそれとして、集まる機会を別に設けて、例えば広報等は配送郵送に切り替えて全町民に配布するということもできるんじゃないか、いろんなものが自治会に詰め込まれてしまっている、ひとつひとつこれは自治会でやった方がいいのか、それとも町でやってほしいの

かという、そういった町で担えることを考えると
いうことは今後するのかどうかお伺いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副
課長の山崎でございます。

ただいまのご質問でございますが、先ほどの市
民活動の相談とか自治会の相談、今回の相談も含
めて、地区コミュニティセンター、令和5年から
の開設になりますが、そちらのほうでもう十分に
お話しをお聞きすることができますと思います。コ
ミュニティの活性化につきましては、地区コミュ
ニティセンターのほうで対応は主になってくると
思いますので、そちらのほうでご相談いただきた
いと思うところでございます。

先ほどの自治会長報酬金の在り方、区の仕事の
在り方とか、そういうものも含めながら含めて相
談のほうをさせていただければと思うところで
ございます。今のところ、広報を郵送にすると、
具体的な検討はなされておられませんので、ご了
承いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君） 角野です。お願いします。

89ページ、みやしろの魅力推進事業なんですが、
私たちの予算書の11ページ、西原自然の森活用事
業というのがございます。この委託料の環境整備
と委託料56万円について、具体的にお願いしたい
とお思います。

それから、91ページの防災活動事業の前段者の
委託料の浄化槽の維持管理委託料1万4,000円入
ってまして、これが中島出張所の維持管理だとい
うふうなご答弁がございましたが、この辺で中
島出張所は今維持管理は町が費用を出していると

いうことで、今どんなふうに町が使っているのか
など、移管されたという言葉がちょっとよく分か
らなかったんですが、その辺、詳しくお伺いた
いと思います。

それから、93ページの災害に強いまちづくり啓
発事業というところで、参加体験型地域防災訓練
の実施というところがございますが、これと、そ
れから、防災コミュニティ促進事業の避難所設営
宿泊訓練実施委託料、これについてご説明をお願
いしたいと思います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副
課長の山崎でございます。

予算書の89ページ、私たちの予算書の11ページ、
魅力推進事業の委託料の内容をご説明させていた
できます。

令和3年度に西原自然の森の活用事業といたし
まして、こちら担当3課、町民生活課、教育推進
課、福祉課に健康介護課、子育て支援課、社会福
祉協議会を加えた6者をもちまして連携させてい
ただいて、西原自然の森の魅力向上と協力者の募
集・情報発信などを行うために、西原自然の森フ
ェスタ2021という事業を実施のほうをさせてい
たきました。町民生活課のほうでは、西原自然の
森にあります竹を素材に、竹の灯籠をつくらせて
いただいて、イベント広場のほうに設置させてい
ただいて、その中でイベントのほうを実施させ
ていただいたところでございます。こちら元池だ
ったところなんですが、そちらの場所でございます
が、外部電源とか、そういうものが不足しており
まして、イベントを実施する、あるいは演奏をす
るということに非常に不便を来しておりました。
そのようなことから、外部電源等の設置を予定さ
せていただいているところでございます。こちら

を整備することで、西原自然の森の活用がよりしやすくなると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田でございます。

まず、1点目の91ページの防災活動事業の関係でございます。こちらのほう、旧中島出張所のほうが移管されたということで、町について今どのように使用しているかというご質問にお答え申し上げます。

主にこちらのほう、旧中島出張所につきましては、災害用の備品のほうを保管させていただいているような状況でございます。防災の備蓄品を旧中島出張所の空き部屋に保管しているということでご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、予算書の93ページ、災害に強いまちづくり啓発事業のところで、参加体験型というふうなお話をいただいたところでございます。こちらのほうにつきましては、コロナ禍でなければ毎年10月に地域防災訓練のほうを実施させていただいているところではございます。その中で、実行委員形式で実施しているということなので、参加体験型というふうに記載のほうをさせていただいているところでございます。

また、予算書の92ページ、93ページの防災コミュニティ促進事業、こちらのほうの12節の委託料で、避難所設営宿泊訓練実施委託料ということでございますけれども、こちらのほうの内容でございますが、委託料として11万円の予算のほうを計上させていただいているところでございます。内容のほうは、避難所の開設訓練ということで、ハグ訓練を実施した際の関係団体への委託料ということで11万円の予算を計上させていただいている

ところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

私たちの予算書の11ページの西原自然の森のこの予算に関しては、実質的なそういう予算なんですけれども、この日、私は2021でちょっと用事があって出られなかったんですが、その設置、外部電源のいろんなところの設置ということなんです、この新規ボランティアスタッフ確保10人とか、年3回以上の参加者100人という、これはこれから少しずつ進んでいくということなのか、それとも毎年取りあえずフェスタをやっていくという、そういう体験事業ということなのか、これと、この次の、先ほど6課連携の下というふうなご答弁がございましたが、この後ろの進修館だとかの、資料館管理運営事業の進修館、旧齋藤家、旧加藤家との、西原に行ったときの全体の姿が見えるというか、どんなふうになるのかなというふうな、そういうような予想ができるようなことは話合いとか、そういうのはないんでしょうか。その辺、もうちょっと、今回環境資源課というのができて、衛生組合のことも必要な内容もあったりしていて、里山体験のこちらのほうも入っているということで、大変だなと思うんですが、里山体験事業編というところで、加藤家、進修館、そちらのほうのフェスタでわかってくださいよということなのか、その辺を教えていただきたいなと思います。

それから、93ページのほうの参加型、実行委員形式ということで、私たち議員にご紹介があったので、見させていただいたんですが、それじゃ、令和3年度は全区長さんには連絡はしてないという。主な自治会だけで実行委員形式だったのか、その辺もうちょっとお伺いします。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

西原自然の森活用事業の関係で、私たちの予算書、みやしろの魅力推進事業のほうでお答えのほうをさせていただきます。

こちらの事業でございますが、山崎山で市民団体と共に培った事業や活動のノウハウと経験を生かしまして、西原自然の森においても自然の魅力や大切さを知る体験事業や保全事業を市民と共に実施します。これにより、町野自然を守り育て、その魅力を発信する人材を生み出しますということで、こちらの前期計画の趣旨となっているところでございます。

令和3年度につきましては、こちら、ほかの2課も含めいろいろな趣旨がございますけれども、こちらの趣旨を話し合うための場を設けております。そういう話し合いの場を設けさせていただく中で、令和3年度、今年度は西原自然の森フェスタ2021ということで、1つの事業が実施できたところでございます。

今後も同じ西原自然の森活用事業という、その事業の中で里山体験編、移築民家活用編、新たな福祉の拠点づくり編ということで、それぞれの事業が展開されるわけでございますが、それぞれの事業を展開するに当たっては、それぞれの事業が相乗するように、より一層利用が増える、あるいは西原自然の森の魅力を知っていただけるように、これからも会議のほうは持っていきたいと思うところでございます。ですので、フェスタのみのつながりということではございません。

また、各事業の成果目標につきましても、それぞれ持っておりますので、それぞれ調整をしながら、こちらの成果目標を達成できるように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長の押田でございます。

再度、予算書の92ページの災害に強いまちづくり啓発事業の参加体験型の関係についてお答え申し上げます。

こちらのほうにつきましては、区長数ですと約76、77団体あるかと思います。また、自主防災組織につきましては、統合している地域もございますので、全体で56団体の自主防災組織がございます。そのような中で、地域防災訓練を実施するというのを申し上げたと思うんですが、令和2年からのコロナ禍の影響によりまして、令和2年度、令和3年度においては、10月の全体的な地域防災訓練の実施ができていない状況でございます。本来であれば、須賀小学校区域が須賀小学校のほうで地域防災訓練をする予定でございました。そういった関係で、須賀小学校で地域防災訓練を実施する際には、消防団で言うところの第1分団と第2分団が担当の消防団となります。そのエリアの自主防災組織の方にお声がけをさせていただいて、会議に参加していただくような形となりますので、区長数の全体数ですとか、自主防災組織の全体数というわけではなく、該当エリアの自主防災組織の会長さんにお声がけをして、会議を開かせていただいているということでご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

持ち回りで実行委員会形式というのは私も存じています。そうではなくて令和3年度のやった中で、区長が中島のほうの区長さんとか一応代表だけでやったんだよという、そういう連絡知ら

ないよみたいな、コロナ禍でできないので、一応そういう職員の避難所開設の訓練はしましたとか、そういうのはやはりある程度区長さんが知っておいたほうがいいのかなというふうな思いがしましたので、聞いてみました。コロナ禍ということで、ほとんど実行委員会形式、毎年市民が会議を開きながらやるというのができてないというのは重々承知しておりますので、その辺はあれなんですけど、もしできたら、この令和4年度はそうやって実行委員会形式でやりたいということなのかどうかということ。

それから、避難訓練も日中でなくて、夜間やっているとかがという、そういうやるという、職員なのか町民なのか、代表者だけでも夜間ということをやっているという自治体があるんですけれども、その辺についてはご検討されたことはあるんでしょうか。ちょっとお伺いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課、押田でございます。

順次お答え申し上げます。

令和4年度につきましては、実行委員会形式でやるということでございます。

また、避難所開設実働訓練、これは職員向けでございますけれども、他の自治体については夜間訓練も実施されているということで、検討はというようなお話をいただいたところでございます。こちらのほうにつきましては、現在のところは昼間の訓練を検討しているところでございます。しかしながら、災害についてはいつやってくるかわかりませんので、委員さんご指摘のとおり、夜間の訓練についても視野に入れながら、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑がございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

それでは、何点か質問させていただきます。

まず最初に、簡単なやつから、80ページから81ページにかけて6目の(2)のまちづくり交流事業でございます。区分のほうの需用費と消耗品で、令和3年度では予算としては2,000円だったんだけれども、4年度では2万5,000円となっています。ほかにも消耗品だとか、そういうのが増えていると思うんですけども、今年は何かそういうのが増えているような感じがするんですけども、この増えた理由というんですか、壊れたか、少なくなっただけかしているんだと思いますけれども、何か今年はちょっと消耗品が多いなという感じがしないでもないんですけども、町民生活課のほうではどういうふうなあれなのか、ちょっと教えていただきたいなと思っています。

それから、84ページから85ページにかけて、6目の(8)市民活動推進事業と事業名になっているんですね。これはなぜ市民と言う。町民が正しいんじゃないかなという感じがするんですけども、その辺のところも考えたことはあるのかどうか、それを1つ変えたほうがいいんじゃないかなという感じはしないでもないんですけども、その辺の理由を教えていただきたい。

あと、11の役務費でございます。ボランティア保険料は少なくなっているんですけども、令和3年度は3万円、令和4年度は2万円となっているんですけども、これは事業とか、そういうものを縮小するということで考えているんでしょうか。要するに保険料が減ってきたということは、掛け人数が少なくなってきたということは縮小とい

う感じがしないでもないんですよ。その辺のところをどういうふうに考えているのか。町民まつりだとか、いろんながあると思いますよね。それをなくすのかどうなのか、ちょっと分かりませんが、縮小するかどうか、その辺のところ。コロナ禍で縮小するんだといえればそれまでなんですけれども、その辺の保険料のかけ方ということはどういうことなのかちょっと教えていただきたい。

あと、86ページの(3)の自転車対策事業の中の区分12の委託料です。去年との比較で最低賃金の増となって増やしたんだということで、働く人たちの委託料を増やしたんだということなんですけれども、これは最低賃金が増えたから減ったということなんですけれども、これは何人で、最低賃金だけで働いているのか、その辺のところも教えていただきたいと思います。

それと、この同じあれなんですけれども、工事請負費、令和3年度が100万円、令和4年度も100万円となっているんですけれども、先ほど何か説明したような感じがするんですけども、もう一度どこをどのように工事するのか。同じ値段で計画的にやっていくのか、予算としてですよ。どういうふうにやっていくのか、その辺の説明をもう一度お願いします。

それと、90ページになります。11の防災対策費、(1)の防災活動事業ですが、前年度より1,241万円、前年度の予算を見ると、地域防災計画修正委託料、それが減っているんですけれども、その減ったということは完成したということだと思いますけれども、どういう成果があったのか。それと同時に、変化と成果を教えていただきたいと思っています。それと同時に、その成果を踏まえて、今年度の目標というか、どういうふうなものなのか、去年の実績なんかも含めて、今年度の目標みたいな

のがあったら教えていただきたいと思っています。

あと、88ページ、9目の(1)環境推進事業です。地球温暖化防止実行計画の推進管理と事業概要にあります、具体的に宮代町で、この地球環境、温暖化をどういうふうに進めていくのか、運動として詳しくお願いしたいと思います。本当にこの地球環境をみんなで考えていかないとおかしくなってくるんじゃないかなとは私は思っておりますので、みんなが将来的に進めるようにしていかなくてはいけないと思います。

あと、同じページなんですけれども、10目の(1)防犯活動事業です。先ほど防犯灯の電気代が安価になったということで説明があったので、基数が2,600、98%ぐらい防犯灯がLED化されているよということで説明がされたんですけども、これはなぜ安価になったのかということは、やっぱり価格的に私は説明をお願いしたいなと思っています。令和3年度では2,600基、令和2年度では何基あったのか、もう一度その辺のところを何基あって、これだけ安くなりましたよということで、交換したらということで、ただ、数字だけ述べられてもちょっと分からないという感じはするんですよ。何基から何基やって、電気代がこのくらい減ったよということ。例えば3,000基あったのが2,600だったら、減らしただけでということになってしまいますので、その辺のところをもう少し詳しくお願いしたいと思います。

あと、140ページです。(3)狂犬病予防事業です。前年度は298件、今年度の予定としては647件となっています。これだけ2倍ちょっとになっているんですけれども、どういうふうな計画でやっているのか。それと、国のほうで狂犬病じゃないんですけれども、位置情報を犬とかそういうのにチップを入れるということを言われているんですけれ

ども、その辺のところの議論もされているのかどうかお願いしたいと思います。

あと、144ページ、(2)合併処理浄化槽設置推進事業ですが、これは設置者に対する補助で予算化されているんですけれども、これなんかは補助する基準と言うんですか、あるのでしょうか。それと、昨年度の実績を教えていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君） ここで休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時58分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

山下委員の質疑に対しましての答弁を求めます。
副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まず初めに、予算書80から81ページ、まちづくり交流事業の関係で回答のほうをさせていただきます。

まず、こちらの事業でございますが、姉妹都市等の活動も含め予算化させていただいているところでございます。姉妹都市の活動の具体的な現場調整等をさせていただく関係から、需用費のほうを増やさせていただいたところでございます。

続きまして、2点目の予算書84から85、市民活動の市民についてでございます。宮代町にお住まいの町民と合わせるべきではないかということでございますが、市民は町民のみならず、宮代町に関わる方、在勤、在学ですね、あるいはまちづくりに関わっていただける方を含めて、市民という

こととさせていただいております。これは町民生活課のみならず、町全体で町民と分けてそのような関わる方を含めるときは市民ということで、その用語を統一させていただいているというところでございます。

また、ボランティア保険料が下がっているということで、お話をいただいているところでございますが、こちらクリーン宮代、クリーン古利根の参加がコロナ禍の中で少なくなってくるだろうということから、保険料のほうを下げさせていただいているところでございます。

続きまして、予算書の88ページ、環境衛生事業の温暖化の関係でございます。宮代町では、地球温暖化防止実行計画を定めさせていただきまして、その計画に基づきまして、温暖化対策を進めさせていただいているところでございます。こちらの計画では、基準年度を平成28年度といたしまして、平成28年のCO₂の排出量を、ごめんなさい、目標年度が長期目標が平成42年度ということになっているところでございますが、2030年で、こちらで基準年度から26%のCO₂を削減するというところで取組のほうを行っているところでございます。削減手段としましては、空調機器の効率的な運用ですね、エアコン等の効率的な運用、小まめな照明の消灯、あとは照明のLED化等に対応すべきということとなっているところでございます。

令和2年度の実績につきましては、町のホームページのほうに上げさせていただいているところでございます。各施設から電気、ガソリン、灯油、軽油、重油、液化石油ガス、都市ガス、自動車走行、浄化槽などのデータを提出していただいて、そちらのほうを集計させていただいた結果を町のホームページのほうに載せさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、予算書140ページ、狂犬病予防事業でございます。こちら予算額が倍額になっているということでございますが、こちら通常の狂犬病、畜犬管理システムに加えて、住基、下の住民課のほうのシステムから転出の方のデータを吸い上げて、適切に犬の台帳の管理をしていこうということから、今回システム変更の費用を計上させていただいたところでございます。

従前ですと自分の住民票は転出の手続はするんですが、犬のほうの手続は取られていないで、そのまま残されてしまっている方が多分にいらっしゃいました。それで、実質不在の犬が増えてきたこともございますので、今回このような形を取らせていただく中で対応のほうを取らせていただく予定でございます。

先ほどご質問のありました犬のマイクロチップの装着関係につきましては、今国のほうからいろいろな情報をいただいております。今年の6月1日からマイクロチップの装着が義務化になります。それに伴いまして、登録の手続等あるいは変更される可能性があるということがございますので、その辺を適時県を通じて国の情報をいただいているところでございます。

また、近隣自治体の集まりなんかでもこの辺は情報共有のほうをさせていただいているところでございます。

最後に、合併処理浄化槽でございます。予算書の144ページですね。合併処理浄化槽の設置整備事業でございます。こちらは予算のほうは10基分の予算を取らせていただいております。5人槽が4基、7人槽が4基、10人槽が2基ということで、10基分の補助のほうの対象の予算の枠のほうを取らせていただいているところでございます。

令和3年の実績といたしましては、5人槽が4、7人槽が4ということで8基の補助をさせていた

だいたところでございます。こちらのくみ取りのトイレあるいは単独処理浄化槽のトイレからの合併処理浄化槽への転用ということに対して補助を出させていただいているところでございます。浄化槽の使用が認められている地域でございますので、町内全域ということではございません。対象地域においてということでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課、押田でございます。

順次質問に対してお答え申し上げます。

まず、予算書の86ページ、87ページの自転車対策事業、12節の委託料、町営駐輪場管理業務委託料についてご説明申し上げます。

こちらのほうは、主に賃金の増による増額という形になっているところでございます。こちらのほうはシルバー人材センターのほうに委託をしているところでございますが、次年度予算につきましては、シルバー人材センターのほうで示された単価がでございます。そちらの人材センターで設定された単価に基づいて算出された委託料となっているところでございます。前年比で人件費、単価28円の増額となっているところでございますが、令和4年度の単価につきましては、埼玉県で設定されている最低賃金と同額での設定となっているところでございます。

また、管理の体制人員でございますけれども、大体前段議員のほうで内容については4項目あるということでご説明をさせていただいているところでございますが、人員については2名体制で管理をさせていただいているところでございます。しかしながら、除草作業については、2人というわけにはいきませんので、現場で草が多い、少ない

はあると思いますので、それを見て、そちらのほうについては2人と言わず、数人で実施していたいているような状況でございます。

また、14節の工事請負費、町営駐輪場で100万円の予算計上のほうをさせていただいているところでございますが、こちらのほうにつきましては、令和4年度でこういったものをやりますというようなことは決めていない状況でございます。こちらのほうの予算100万円につきましては、不測の事態に対応するため、予算のほうを計上させていただいているところでございます。発注するか否かにつきましては、その年によって違うということでご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、予算書の90ページ、防災活動事業についてでございます。こちらのほうにつきましては、前年比で1,241万5,000円の減額予算となっているところでございます。この主な大きな理由といたしましては、宮代町地域防災計画の修正委託料の減額分ということで捉えていただければと思います。その中で、令和3年度地域防災計画の修正を行っているところではございますけれども、こちらのほうについては令和4年度へ繰越しという形をさせていただいているところでございます。ですので、令和3年度中にはまだ修正計画は出来上がらないということで、令和4年度への繰越しということでご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、予算書の88ページ、防犯活動事業でございます。こちらのほうにつきましては、電気料が200万円の減額予算となっているところでございます。なぜ安価になったかということでございますけれども、電気料につきましては、燃料費調整額の変動により、月によって増減が発生しているような状況がございます。また、過去の電

気料の実績を勘案いたしまして、令和4年度については200万円の減額予算という形で要求をしたところでございます。

また、防犯灯の設置基数でございますけれども、令和2年度におきましては2,619基ございました。令和3年度、今年新設分を16件新設という形で対応させていただいたところでございますので、ごめんなさい、2,619プラス21基ということで、令和3年度については、そのトータル数が防犯灯の設置基数となるところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

一応消耗品とかそういうのはいろいろと都市の交流というんですか、それをやっているということなんですけれども、これはどこの国、どういうところと交流をするあれなんでしょうか。どこの国というか、交流の内容というんですか、それ1つと、あと市民活動推進事業ということで、これは町外の人も含まれているんだからということなので、これはやっていることは町民のためにやっているんですよね。市民というか全体的にやっているんだけれども、町民が対象として、目的はやるわけですよね。大学だとか、そういう人も入っていますからということでは言っているんですけれども、どうなんですかね、この辺のところは。町民が対象なのか、全体的に町としては、いや、宮代町以外の人も対象なんだよということなのか、重点的に思っているのは町民でしょう、でも。やはり私は町民を大事にするということでは、やっぱり思想的な活動じゃないんですけれども、中心に据えるべきじゃないかなという感じはするんで、その辺のところをもう一度なぜできないのかを中心をお願いしたいなと思っているんですけれども、84ページの市民活動推進事業ということでは

ていますけれども、私は町民を大事にするべきじゃないかなという感じはするんですよ。

あと、ボランティアの保険料、これはクリーン宮代とかそういうのが減るということなんですけれども、やっぱりそれはなぜ減るのかなという感じはするんですよね。予定として減る可能性があるからということなんだけれども、可能性ということは、町としては積極的にということじゃないんですか。こういう事業は積極的にやるとか、そういうんじゃないくて、もうお任せという感じなんですか。お答えください、その辺のところは。やはりこういう町をきれいにしようという活動を積極的にやらなかったら、どこもやると思いませんよ、はっきり言って。町が中心になってやっていかないと、これはね。それを最初からもうボランティア保険料を減らしていく。減る可能性があるからやらないんだという感じですよ。私から考えると。やっぱり縮小じゃなくて、拡大してきれいにしていくというようなことが大事じゃないかなと私は感じているので、その辺のところをどういうふうに考えているのかお答えください。

それと、この自転車対策なんですけれども、これはシルバー人材センターに頼んでいるということなんですけれども、これは町としては最低賃金で頼むということですよ、じゃ。シルバーセンターに。あとは何もやってないんですか。シルバー人材センターは最低賃金で頼めると。最低賃金ですから、全額渡したら全額でやるしかないですよ、はっきり言って委託料は。じゃ、シルバーセンターの備品とかいろんなことはどうするのかと思うんですよね、業務をやる以上は。最低賃金だけで間に合わない。全部行ってしまいますからね。最低賃金はこれは法律ですから。その辺のところはどういうふうに考えているのかなと。私はやっぱり最低賃金プラスアルファが必要じゃ

ないかなという感じがするんですよ。これは2人組でやっているということなんですけれども、6か所ですから、6人分ですか、最低賃金の。その辺のところをお願いします。

あと、工事請負費ですけれども、100万円、これは何の計画也没有ませんよと。ただ不測の事態に備えてやっているんですよということでやっているんですけれども、去年も不測の事態が100万円あったんですか、なかったんですか。その辺のところをきちんと言ってもらって、こういうことで去年はあって、今年もこういう100万円を予算をつけたんだよということを説明してくれば、なおさらありがたかったんですけれども、やはりただ予算をつけるということはある得ないと思うんだよね。やっぱりそれに備えるということは大事だと思いますよ、私も。ですから、そういう説明の仕方をやってもらえればありがたいな思っております。

あと、防災対策費、(1)の防災活動事業、前年の、これはまだ途中なので、経過、要するに予算を先延ばししたということだと思うんですけれども、これは途中でやっぱり予算をまた編成しているわけですから、去年の予算の成果とか、そういう行ったことに対しての効果というんですか、そういうのをきちんと成果として見るべきじゃないかなという感じはするんですよ。それができないと次の年の計画もなかなか難しいんじゃないかなという感じはするんで、その辺のところをどういうふうに考えているのか。ただ先延ばしただけで済んでしまっているのかどうか。去年は1,200万ぐらい予算として取っているんですよ。やっぱりその成果とか、そういうのも途中でも途中経過をきちんとやるべきじゃないかなという感じはするんですけれども、その辺のところをお願いしたいな思っております。

あと、88ページの地球温暖化防止実行計画です。これはホームページを見れば分かるよと言っているんですけども、やはり宮代町でもいろいろと私も言いました。事業者なんかも温暖化防止のためにはガソリンじゃなくてやったほうがいいんじゃないかとか、そういうことを言っているんですけども、やはり町民一人ひとりにこの温暖化のあれを知らせる環境と言うんですか、必要なという感じはするんですけども、町民生活課としてそういう町民に知らせるキャンペーンみたいなのは考えているのかどうか、ひとつお願いします。

88ページ、10目の(1)ですが、防犯灯、これは去年が2,619基やって、今年は2,640基、それによって、それでもう200万円減ったんだということだと言うんですけども、増えているのに減ったということは、普通の防犯灯が減ってきたのかなという感じはするんだけど、どのくらい減ったんですか、普通の防犯灯が去年よりか。LEDにし直してあるということと言ったんですけども、去年は何基普通の防犯灯が入っていて、それを撤去して、防犯灯のLED化にしたんだよということが分かればありがたいんですけどもね。増えているのに電気料が200万減らす予算となっていますので。

最初の人の質問では、何%でしたか。九十何%防犯灯がLED化になっていますよということでは言われたんですけども、パーセントは分かるんですけども、具体的に何基交換したのかきちんとお願ひしたいと思います。

狂犬病については、140ページ、どこかに書いてあったと思うんですけども、これは金の問題じゃなくて書いてあったのが298件と書いてあったもので、去年がね。今年は647件ということになっているんですけども、間違ってますか。合っている。そういうことで件数で書いてあったんで

すよ、どこかに。あれっと思って、今のだから回答というか説明の中では、件数じゃなくて予算の問題だということと言ったかと思うんですけども、これだけあれなのかなと思って、去年と今年の違いがあるのかなと思ってね。その辺のところ、私が間違っていたら、ちょっと間違いで結構なんですけれども。

あと、チップのほうは10月から義務化ということになると、飼い主にどうやって連絡するんですか。やっぱりそれは連絡しないとまずいですよね。皆さん知っているか、知らないか分からないけれども、順次なのか来年からなのか。でも、10月から施行だということになるとやらざるを得ないんじゃないかなという感じはするんだけどね。

あとは144ページの合併浄化槽は分かりました。一応お願いします。それだけです。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田でございます。

順次ご説明申し上げます。

予算書86ページ、自転車対策事業、13節の委託料の関係でございますけれども、こちらの委託料につきましては、町のほうでシルバー人材センターのほうにお支払いするのは、あくまでも人件費のみです。山下委員のほうから備品等の予算もプラスアルファで計上すべきというお話をいただいたところでございますが、シルバー人材センターにおける備品等については、シルバー人材センターの予算管理の下、やっていただいているところでございます。

また、2人体制でやっているということを申し上げたところでございますけれども、例えば有料駐輪場の管理業務委託でございますけれども、こちらのほうについては、2交代制で1日6時間の

勤務となりますけれども、朝の6時から9時まで、9時から12時まで、これをお一人ずつ管理事務所に詰めていただいているということで、2人体制ということで申し上げたところでございます。そのほかにも駐輪場の整理業務ですとか、清掃業務等ございますけれども、こちらのほうにつきましてもおおむね2人体制で管理をしていただいているような状況となっているところでございます。

また、14節の工事請負費の100万円の予算の関係でございますけれども、こちら令和2年度の実績で申し上げますと、有料駐輪場の防犯カメラの設置等をしていただいた関係で、この予算のほうから執行させていただいたところでございます。

また、今年度、令和3年度の実績につきましては、姫宮駅の西口の駐輪場、有料駐輪場でございますけれども、ハトの害があるということで、そのハト害対策の工事をさせていただいたということで、この予算のほうから執行のほうをさせていただいたところでございます。年度によってこちらのほうも実績がある、ないは何とも言えないところでございますが、過去の経緯からこのようなことがありますので、100万円という予算で計上のほうをさせていただいたところでございます。

続きまして、予算書の90ページ、防災活動事業、こちらの関係で地域防災計画の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、先ほど繰越しのほうをさせていただいたということでご説明のほうをさせていただいたところでございます。内容につきましては、今年度主な修正点といたしまして、ジェンダー多様性、性的マイノリティの配慮等の記載事項を今回の修正において地域防災計画のほうに反映をさせていただきます。

また、ペット同行避難の関係につきましても、少し厚みを加えた形での見直しのほうをさせていただいているところでございます。

また、過去における災害の水害対策等についても反映させた状態での修正計画となっているところでございますので、そういった形を全て加味した状態で見直しを図っているところでございます。

続きまして、予算書の88ページの防犯活動事業の防犯灯の関係でございます。こちらのほうにつきましては、防犯灯については毎年修繕等ですとか、新設の対応をさせていただいているところでございますけれども、令和2年度実績値で、防犯灯の修繕件数は全体で44件ございました。こういった対応をさせていただいているところでございます。

電気料につきましては、LED化率98%ということで、ほとんどLED化にさせていただいているような状況でございますので、普通の蛍光灯に比べるとLEDのほうが長年もちますし、電気料も安価になるということで、過去の実績を見て、減額の電気料の予算という形での対応をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まず、予算書の80、81ページ、まちづくり交流事業の相手先でございます。こちらでございますが、昨年にも新聞で随分報道されたかと思うんですが、町長が同姓同名ということから、越生町のほうと打合せを持ちたいということで、今回予算化させていただいているところでございます。そのようなことから、高速道路、有料道路の通行料も今回計上させていただいているところでございます。

続きまして、予算書の84、85、市民活動推進事業でございます。こちらの町民を優先すべきではないかということでお話をいただいているところ

でございますが、町民まつりのほうにも助成金のほうを出させていただいているところでございますが、町民まつり等につきましては、大きな事業につきましては、町内にお住まいでない日本工業大学の学生さんのお力をいただいていたたり、一部共栄大学ですかね、ほかの地域の方からお力をいただいたりしております。宮代町の事業をみんなよくしていきたいと思う気持ちは一緒でございます。そのような形から、町民ではなくて市民という言葉を使わせていただいているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、クリーン宮代、クリーン古利根につきましては、事業を縮小するというのではなくて、現実として参加が少なくなってくるだろうと予測されるところでございます。限られた予算の中で計画をさせていただいておりますので、今回は若干下げさせていただいているということとなっております。

続きまして、予算書の88ページ、環境推進事業の地球温暖化の関係でございます。先ほどお話しさせていただきました宮代町の地球温暖化対策の実行計画でございますが、こちら事務事業編ということで、役場の事務事業に関する計画を定めさせていただいているところでございます。この中で先ほどもお話をさせていただきましたけれども、空調機器の効率的な運営、小まめな照明の消灯、また省エネ機器の導入ということで、蛍光灯のLED化、自動車を入れ替えるのであれば、当然燃費がいい、環境に優しい自動車に入れ替えるような動きを取らせていただいているところでございます。

そのような形ですので、今この結果については町ホームページ等で周知させていただいておりますけれども、今回この計画のほかに区域編という

宮代町の区域全体を定める計画もあるんですが、宮代町は現時点では定めておりませんので、今お話しいただいたようなキャンペーンという形ではちょっと周知が難しいんですけども、ただ温暖化対策、世界規模の問題でございますので、今後周知のほうを図っていきたいと思うところでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、狂犬病予防事業の関係でございます。こちらは予算書の140ページ、141ページでございます。こちらの140ページの前年度予算と本年度の予算のところをご覧くださいと思います。こちら前年度予算のところに29万8,000円、今年度予算のところに64万7,000円という記載がございます。こちらをご確認いただいて、件数とお間違えになられたんじゃないかなろうかと思っております。

予算の額が増えた内容につきましては、先ほどお話しさせていただきましたとおり、住民基本台帳との連携構築のための委託料で35万2,000円ということで増額のほうをさせていただいておりますので、増額ということとなっているところでございます。

また、マイクロチップの義務化でございますが、6月1日からマイクロチップの義務化が始まるわけでございますけれども、この義務の対象といたしましては、犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化、マイクロチップを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化、こちらが義務化となっているところでございます。ですので、従前から犬を飼われている方等については、その義務化ということではございませんので、今後適時に皆さんにお知らせできるタイミングでお知らせをさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 大変失礼いたしました。先ほどの件数は万円と件数を間違えました。失礼いたしました。

そういうことで、狂犬病については私は了解をいたしました。これは販売業者に義務づけるということで、従来から飼っている犬猫には今のところは義務のあれがないんだということが分かりました。

80ページ、まちづくり交流事業、これは町長が同姓同名なんで越生町と交流をしたいということで、これは個人的な意見ということなんですか、それとも町としてやったんですか。個人的なあれでこういう交流をやりたいということなんですか。町長が個人的に交流したい、それとも町が何かの形で全体というか、まちづくりとして町民生活課としてこれは義務づけたというか、どうなんですか。これは個人的な思いなんですか。その辺のところがちょっと分からないなという感じがするんですけど、私だって同姓同名いますよ。その辺のところはどうなのでしょう。町民生活課としてこれは同姓同名だから交流しようという提案をしたんですか。それとも町長が同姓同名だから交流しようということなんですか。何か目的がないと、同姓同名だけで、これはちょっとひどいなという感じがするんで、何か目的があると思うんですけども、目的を持ってやっているのかどうか、その辺のところをお願いしたいと思います。

それと、市民活動推進事業、私は名前を変えたほうがいいんじゃないかということと言ったんですけども、それは私は私の考えがあるんで、町民にしたほうがいいんじゃないかというふうに私は感じているんですけども、それが町の全体的な要望であれば、ある程度私も納得はするところなんですけれども、その辺のところがちょっと皆さ

んの意見を聞くということも必要かなという感じがするんで、将来的なことですけれども、そういう部分で納得したらいいなと思っています。

あと、自転車対策事業なんですけれども、2人体制でやっているんだということなんで、宮代町としてはシルバーセンターに最低賃金で委託を出しているんだということなんですけれども、最低賃金でいいんですか、本当に。私は考えますね。最低賃金で出す。よく出せるなと思ってね。これはシルバーセンターだけではないですよ、もしかしたらね。最低賃金で出すというのは。そういう考えでいたんじゃないか。ほかにもあるんですか。シルバーセンターだけですか。もう一度お聞きします。

あと、工事請負は100万円のあれで分かりました。過去にこういうことがあったので、一応予定としては出しますよということで分かります。

あとは防災活動事業なんですけれども、これについてはいろいろと災害、水害、あとはジェンダー平等とか何とか言っていましたけれども、そういうことに使われた。計画があつて、それは今先延ばしして、去年のあれが分からないんで、先にまた今年も一緒にやりますよということなんだと思うんですけども、これは今年中には終わってしまうんですか。計画がきちんと決まるんですか、今年中には。これは3年も4年も先延ばしするわけじゃないでしょう。今年中に去年のことですから、去年からやっているんですから、その辺のところもはっきりとおっしゃってください。

地球温暖化については分かりました。ぜひ温暖化防止を積極的に推進してほしいなという感じはします。

88ページの防犯活動、電気代、LED化をやっているよ、98%だよということで、ただ、去年は44件ですか、普通のあれから44件をLED化にし

たんですか、それとも交換しただけなんですか。
これはLED化にしたということなんですか。そういうことで結構なんですか、考え方は。お願いします。それだけです。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。
副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まちづくり交流事業の関係でお答え申し上げます。

先ほどの私のお答えに不足がございまして、大変申し訳ございませんでした。町長名が一緒というのはもうきっかけでございます。姉妹都市を結ぶ、これから交流をつなげるということであれば、当然防災とか市民活動あるいは産業関係の交流とか、そういうものが図れるということの認識の中で町民生活課が今回予算計上させていただいてるところでございます。すみません、私の答弁が不足しておりました。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。
副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田でございます。

自転車対策事業についてお答え申し上げます。

こちらシルバー人材センターへの賃金ということで、先ほど来から最低賃金が956円ということで申し上げているところでございますが、そういった最低賃金でもいいのかというようなお話をいただいたところでございます。こちら埼玉県の最低賃金と同額ということで、先ほど申し上げたとおりでございますので、現在のシルバー人材センターから示された賃金956円に対して、町のほうとしては色づけをして、委託料としてお支払いをするつもりはございません。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。
担当主査。

○危機管理担当主査（加藤正久君） 危機管理担当主査、加藤です。

地域防災計画の繰越明許につきましては、今年度作業を進めていまして、先日、第1回の防災会議の開催がコロナ禍の状況ですので、書面により委員さんに発送させていただいたところでございます。その後、その意見を集約しまして、修正なり意見を付して、また第2回の防災会議を4月中には開催させていただいた後に、5月31日をめどに計画のほうは改定を行いたいと考えておるところでございます。

続きまして、防犯灯のLED化につきましてですが、先ほど44基という数字をこちらから回答させていただいたところでございますが、こちらについては球切れ交換が44基ということになってございます。去年、新設させていただいた箇所につきましては11か所ございまして、そもそももう98%というLED化率ですので、今後はそんなに率が上がっていくということは、そんなにたくさんLED化になる予定はございません。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） 何点かお聞きしたいと思います。

数的事項よりも、ちょっと考え方について聞くかもしれませんので、そんな難しい内容じゃありません。簡単に答えてもらえると思います。

1点目は、自治会組織の関係なんですけれども、特に各地区の集会所、今集会所も維持管理が大変みたいですね。これは高齢化とか、そういうので会員が減ってしまうというのものもあるかもしれな

い。そうなると自治会費というのがなかなか増える要素がない。減ってしまうと。それはそれでしようがないんでしょうけれども、私が今日聞きたいのは、各集会所の土地を借りてますよね、各自治会で。町も補助しているところが何か所かあると私は記憶しているんだけど、それはそれと、あと自治会と地主さんとが契約して、土地代金を払っていると。その内容が分かったら、各自治会の内容を教えてもらいたい。場所によっては相当支払いで苦労しているというのも聞いておりますので、どういうものかなということで私は調べたいと思いますので、その自治会の支払いについて、土地代金ももし分かったら教えてもらいたい。

もう1点は、前段者がいろいろ心配して質問しておりますが、カーブミラー、毎回増設してもらっているということは分かります、それは。

ただ、前にも一般質問が何かで聞いたことはあるかもしれませんが、冬になると曇ってしまうものね。それは何とかしたほうがいいよと。見えなくなってしまうからね。その対応はこの予算にのっているのかどうか。冬は本当に見えなくなってしまう。それはたしか何とか検討してやりますと言った記憶があるんだけど、一向に減ってないので、安全を考えると、それが曇ってしまうのを早く直したほうがいいと思います。それが入っているのかどうか、その対応の予算が。

あとは防犯灯、これもいろいろ50メートル間隔でどうのこうの、増やしてもらいたいという意見はみんな持っていると思いますよね。各自治会長も苦労している。特に私も前にも言ったことはあるんですけど、町の考えの50メートル間隔というのが基本というのは分からないわけじゃないんですけど、地域によっては50メートル間隔

だと全然見えなくなってしまう死角があります。大変な危険なところがあります。それを何とかすべきですねと私は言ったことがあるんですけども、一向に何か申し入れてもなかなかやってもらえないと。本当に私も結構あちこちに死角があるなど考えております。ひとつその対応は今度の予算にのっているのかどうか。

4点目は、清掃業務、私、この間、衛生議員になってたまげたんですけども、課長も一番前に座って聞いていたと思いますけれども、それは執行部側の考え方の提案だから分からない。内容的には話を聞いて、大体分かったんですけども、聞くと何か3分の1に議員を減らすと。宮代町は5人だから、私なりの計算だと3人になってしまう。久喜は9人だから6人になってしまう。単純にね。かなという私の考え、それはそれでいい。議員を減らさない場合には75%の歳費を、費用弁償というのか、歳費を減らすようなことらしいんですね。それは令和5年に決めると。というのは、今年久喜の市会議員が改選です。そういうのもあってだと思います。令和5年には決まるというようにちょこっと資料を見させてもらったんですけども、それは執行部側の提案。どう決まるか分かりません。久喜の議員さんとうちの議員さんがどういう考えを持っているか知りませんけれども、し尿処理の問題で、事務的費用が減ってしまうから減らすというような何かようですね。それは事務的な費用が減ってしまうんだから余計な金を払うことはないというか、いろいろ考え方があってもいい。あと、予算上大変だからそうするのかもしれませんけれども、そういう経過の中でどう決まるかは分かりませんよ。久喜の考えもありますから。議員の歳費を減らすんだか、歳費を75%に減らすのか、それもこれからの議論のことだと思うんだけど、何で議員だけ減らして、

管理者、副管理者は減らさないんだよね。大したもんだね。なぜ減らさないのか。議員だけ、おまえらは減らせということだよ。理事、管理者と副管理者は減らさないで、こうやって、おまえらって見ているわけだ。課長もそれは分かっている。多分課長も俺らをかっとならみつけている立場だったからね。なぜ管理者、副管理者は減らさないのか。それだけをちょっと今日は聞きたいと思っています。

以上、4点質問をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田でございます。

それでは、私のほうからは2点のご質問に対してお答え申し上げます。

まず、カーブミラーの関係でございますけれども、冬になると曇ってしまうというようなお話をいただいたところでございます。カーブミラーにつきましては防曇と言いまして、曇りを防ぐタイプのカーブミラーのほうを要望があるごとに設置対応させていただいているということで、現在のところはそんなに曇らないようなタイプのカーブミラーを設置させていただいているということでご理解いただければと思います。

2点目といたしまして、防犯灯の基準でございます50メートルの間隔の設置基準についてでございますけれども、こちらのほうはおおむね50メートルという基準の下に要望箇所については現場確認をさせていただいて、設置の可否を決めさせていただいているところでございますけれども、数字的には50という数字を示しているところではございますが、現場状況によっては柔軟な対応をさせていただき、設置のほうをさせていただいてい

るところもございますので、全てが50メートルという数字の下、設置をしているようなことではないということで、ご理解のほうをいただきたいと思います。

それと、防犯灯の設置基準については、50メートルの数値を見直したほうがいいというようなお話も従前からいただいているところでございますので、近隣の状況等を今確認しているところでございます。また、それに併せて、じゃ、今後50メートルの基準を例えばもうちょっと短く40メートルにするとか、そういったことを検討しているところでございます。仮に今の基準の50メートルを例えば40メートルということで、10メートル短い間隔で設置をさせていただくような基準にした場合、当然のことながら基準が短くなりますので、つける箇所数も多くなると思いますので、そうすると、今以上に予算の要求をしていかないというようなこともございますので、そういった全体的なことも考えながら、今後についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

集会所の借地の契約につきましてお答え申し上げます。

町のほうでは14の集会所に固定資産税で市街化区域、都市計画税がかかっているところについては都市計画税を含めて補助のほうを出させていただいております。

借地そのものに関する補助は出させていただいておりませんので、ごめんなさい、私も全体の数字が把握できているかどうかというのは今ちょっとこちらでは確認できませんので、確認させていた

だいてからお話をさせていただきたいと思うんですが、町のほうの補助としては借地料分には出ていないと。固定資産税あるいは都市計画税相当額については出しているということとさせていただきたいと思います。ちょっと確認させてください。以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

課長。

○町民生活課長（吉永吉正君） 町民生活課長の吉永でございます。

清掃業務の関係でお答えさせていただきます。

衛生組合議会の議員の定数を変更するかというお話でございますが、こちらは衛生組合議会の中で、議員さんから業務量が減るに当たって、議会議員の数も見直しというのも検討するべきではないかということでお話が出ているというふうに伺っております。

また、管理者、副管理者につきましては、見直す、見直さないか、そういうお話が出ているかも含めまして、申し訳ございません、承知しておりませんので、ちょっとお答えができなくて申し訳ないですが、承知しております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） どうもありがとうございます。ました。

まず、集会所の問題からちょっともう一回、ちょっと今14地区か、町がいろいろな形で補助していると。それでいいんですよ。いけないと言っていません。ただ、それ以外も地主さんとの契約で支払っている自治会がほとんどだと思いますよね。何か米2俵分だとか現金で幾らだとかと、いろんなうわさは聞いていますよ。それは構わないですよ。私はいけないと言ってません。ただ、そういうのをどのぐらい各自治会は支払っているのかだ

けを調べてもらいたいということ。いけないとかどうだと言ってませんからね。調べてもらいたい。各自治会はどのぐらい借地料として支払っているのか、町としては14地区にはこういう形で払っていますとか、それを全部後でいただきたいということですから、それをまず聞いてから私はそのうちこうしたほうがいいんじゃないかという要求とか要望があったら出そうと思っていますけれども、取りあえずそういうのを出してもらいたい。

2つ目は、カーブミラーね、あれ何か葉があるみたいで、吹きかければ曇りを一時的になくすのがあるみたいなんですよ。そういうのを早急に分かったら、本当に全然見えなくて危険だというのは結構ありますからね。私も経験していますから。それを何とかしたほうがいいんじゃないですかということ。

あと、防犯灯については大分積極的ないい方向に変えていただきましてありがとうございます、私が今日聞いている話は、たとえ40メートルにしても、30メートルにしても、場所によっては死角が出るわけ。最近は住宅ができてくるとなおさら本当に暗くて危ない。それを何とか早くしてもらいたいという予算が入ってないんですかと聞いているだけ。ですから、そういうのがあったらやりますと言えば、もう喜んで私は質問はやめます。やらないという理屈をつけると言いたくなるんですよ。なぜだとね。ちゃんと暗くなっても死角があってもいいんだなということになっていくからね。ただやりますと言えばいいですよ。それは区長さんとの関係もあるかもしれませんが、我々一般の人が見て、本当に危ないなというところはありますので、危険だなと言うと、宮代町の安全対策はどうかのこうのと言っても、そういう点を見ると、大変不安なところがあります。その解消をお願いしますと言っているだけです。

あと、衛生組合が何か知りませんということだけれども、何か資料をちょこっと見たら、しつこいようだけれども、議員を3分の1にするとか、歳費を減らすとかと、まだ何か久喜の議員さんも宮代の議員さんも腹は決まっていようです。私もこの間、初めて衛生議員で久しぶりに2年ぶりに出たんだけど、話が結構進んでいるんだよね。ここに議長がいるけれども、話が進んでいるの。というのは、令和5年に決めるということになっているようですね。それに対して議員の歳費を減らすか、議員定数を減らすか知りませんが、75%にしますと言っているんだよね。書いてあるんだよね。だけど、さっき言ったように、管理者と副管理者は全然減っている数字になっていないんだよね。うまいなと思ったよ。それだけ聞きたいわけ、そこを。我々議員を何でもおまえら減らすんだぞという目線で見ているんだよね。俺らは偉いんだぞと。だから減らさないんだなと私は取ってしまうわけ。それを聞いたわけ。今、町長いないから残念だったんだけど、いれば町長もそういうのかと聞きたかった。それはないよな。町長と市長は減らさないんだから。おまえら議員は減らせということだからね。最低でも75%の数字で減らすということですからね。それを聞きたいだけ、私は。それを聞いておいて、またそういう議論があるときに私ははっきり物を言おうと思っていますから。それを後で聞いておいてください。それが大事なことです、私から見れば。

以上です、再質問は。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

ただいまお話のありました集会所の契約でござ

いますが、地区と個人あるいは地区と法人等の契約になるかと思えます。町がその数字を調べて、第三者にお伝えすることが可能なかどうか、そういうことも含めて、少し調整させていただきたいなと思うところでございます。ちょっとここでできるともお答えのしようもありませんので、ちょっとお答えのほうは保留とさせていただきたいなと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長の押田でございます。

まず、カーブミラーのほうの関係についてお答え申し上げます。

小河原委員のほうから何か薬剤みたいなものをミラーのほうにかけると曇りが解消されるようなお話をいただいたところでございます。そういったお話をいただいたところでございますが、私、勉強不足のため、そういったものがあるというのを認識しておりませんので、そういったお話を今回いただきましたので、持ち帰って調べさせていただきたいと思っているところでございます。

また、2点目の防犯灯についてでございますけれども、基準値の50メートルを仮に40メートルにしても、30メートルにしても、基準値を和らげても、それでも死角は出るんじゃないかと。また、暗くて危ないところもあるんじゃないかというようなお話をいただきまして、そういったものについての防犯灯設置については別途予算があるのかというお話をいただいたところでございますが、令和4年度につきましては、防犯灯の設置費と修繕工事ということで177万3,000円の予算計上をさせていただいているところでございます。この約177万の予算の中で、新設につきましては要望の

あった箇所を確認して、設置対応、また、その50メートルの基準に満たなくても、死角地であるとか、危ない箇所の要望があった場合については、そういったところに柔軟な対応で設置のほうをさせていただければというふうに考えておりますので、先ほど申し上げた177万円の予算の中で全てやりくりをさせていただくということでご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副町長。

○副町長（渋谷龍弘君） 副町長渋谷でございます。

4点目の衛生組合の関係でございますが、今、小河原委員のほうからお話のあったことにつきましては、私のほうから町長に伝えておきます。ただ、今回のこの衛生組合のし尿処理移管に伴います議員の定数の見直しにつきましては、これはあくまでも久喜宮代衛生組合という一つの地方公共団体が判断することでございますので、今日の委員会につきましては答弁を控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 集会所については、どの地主さんに払ってくださいと、そういうことは聞いてませんから。Aという地区は幾ら払っている、Bという地区は幾ら、それだけですから、例えば何区に幾ら払っていますなんて一切聞きません。それこそそれをやると問題になる場合がありますので、それは分かっていますので、もしそういうことでやってもらえればということです、あと防犯灯、大分いい交代を、ただ、175万でどのぐらいできるかなというのはちょっと不安だけれども、できるだけそういう死角をよくないよう

にお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。お願いします。

簡単に答えていただきたいものが多いんですけども、お願いします。

委員の皆さんが質問しました資料51ページの自治会長等報償金についてなんですけれども、この中で地域に払われるものと個人の今回出しているだけなんですけれども、こういうことを新しくなった区長さんとかに知らせたほうが、それが情報を知らせるときになったものが困るので、そういう情報とか出していったほうがいいということ、個人の通帳に入っている、結構地域で副区長さんとか班長さんとかみんなに分けているところも結構あるんですよね。そういうのが住民にとってはいっぱいもらっていると思っている人も、やはりそういうところはしっかりと町として明確、自治会に入っているところはその中から頂いてないところもありますし、そこから何万円が区長さんとかというところもあるので、そういうことを共有していったらどうかと思うんですが、町はもうちょっとしっかりとそういうことを負担なくしていただきたいと思っておりますけれども、そこを1点お聞きします。

あと、91ページ、予算の防災の防災情報システム管理委託料というのがあって、配信サービスとなっているんですけども、これは5万4,000円なんですけれども、これって件数が増えても何件までがこの5万4,000円とか、全体の配信でこの金額なのかということをお聞きいたします。違っていたらどうかお願いいたします。

あと、毎年聞いているんですけども、ページ

91、市町村データ放送の利用料で66万円の内訳、ページ91、市町村データ放送利用料66万円となっているんですけども、その内訳をお願いします。

あとはページ88、89の空き家対策の予算が4万5,000円減っているんですけども、なぜ今減なのか、減の理由をお願いします。

あと、144ページ、合併浄化槽の先ほど答弁の中で認められる地域でというお話だったんですけども、これ全体じゃなくて認められる地域というのはちょっと確認なんですけれども、お願いします。

すみません、あとカーブミラー、前段の議員からも出ていたんですけども、資料1ページにカーブミラーが載っているんですが、曇り対応、私も前回ちょっと曇り対応でお願いしたんですね。朝、日が出る前に出勤している人たちが見えないと。さっきの答弁だと、そういう曇り防止のカーブミラーを使っているというお話なんです、今回何かきれいに拭いてくださるという対応なんです、汚れたら結局曇り止めでも見えないということと、そのカーブミラーが対応、私も前回前に委員会で対応するという答弁をいただいているのに、何でできないかというところがちょっと疑問だったんですね。そのあたりきちんとさっきの答弁だと対応しているカーブミラーが多いということなんで、そうすると、汚れてしまったら、曇って見えない、朝の、そういうときはそういう掃除とか全然してないということになりますので、その辺変えても、せっかくの取組が生かされていないということになりますので、そこをお願いします。

あとすみません、資料21ページの広域利根畜場の負担金なんです、宮代町を利用される方が多いということなので、この資料を見ても分

かるように、3万幾らかかかって、細かい資料を出していただいたんですけども、この辺のあたり、担当課としてはどう考えているのか、やっぱりもうちょっと利用者というか、どうしても近いほうに行きますけれども、ここかなり1人当たりの金額というのがすごく大きいですね、違いが。そのあたりどう考えているのかお聞きます。

以上です。

○委員長（川野武志君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時23分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

丸山委員の質疑に対しまして答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まず、予算書の50ページでございます。自治会長等報償金の関係でございます。こちらの各地区に明確にということをお話をいただいております。ところでございますが、こちら毎年申請いただくときに、各区長さんが窓口に来られます。状況によっては区の方と一緒に来られたりもするんですが、ご不明な状況であれば、その都度説明のほうをさせていいただいて、従前の受取り状況の説明をさせていいただいていた、丁寧に対応のほうをさせていいただいているところでございます。

各地区の状況がということで、ほかの地区にもお知らせということでございますが、区長会等ちょっとなかなか難しいことがあろうかと思いますが、地区連絡会とか地区コミュニティセンターの関係とかで、そういう中で少し情報の共有が図ればなと思っているところでございます。

続きまして、予算書の88、89の空き家対策の関係でございます。

空き家対策、確かに減ってはおります。これは減っているのが講師の謝金ということで減っているところでございまして、こちら講師謝金、1万5,000円ということで積算させていただいているんですが、1回ですね。それを10回から7回に減らせていただいております。こちらコロナ禍の中で事業としてなかなかその講演ができなかったりするもので、実数という形を見据える中で減らせていただいているところでございます。

続きまして、予算書の144ページでございます。合併処理浄化槽の対象地域のお話でございます。町内の排水処理は公共下水道だったり、農村集落排水事業だったり、浄化槽だったり、いろいろあるわけですが、その浄化槽を対象としている地域、市街化調整区域でなおかつ農集の区域外の区域がメインでございますが、あとはごめんなさい、桃山台の地域は公共下水道が入ってますかね。ですので、そういうところを除いた区域ということになりますので、その辺のですから、市街化区域で公共下水道が使えるところに浄化槽の補助は出せませんし、農村集落排水事業があるところに補助を出すことができません。そのような補助が充てられないようなところ、浄化槽区域と町が定めているんですが、細かいものは地図が町の町民生活課のほうにございますので、そちらのほうでご確認いただいて、もしご要望、ご相談があるのであれば、そちらのほうでご相談いただければと思うところでございます。

続きまして、広域利根斎場の利用料の関係でございます。こちら従前からいろいろお話いただいております。町としても転入時にパンフレットを配ったり、何かタイミングがあるたびにお話のほうをさせていただいているところでございます。

従前50%を切るような状況も続いていたりはしたんですが、ここのところ50%を超えるような状況がある中で、まだまだほかのところから比べれば利用率が低いというのは認識しているところでございます。

しかしながら、和戸に近い方が春日部方面に行くかどうか、あるいは春日部方面に近い方、姫宮の方が利根に行くのかとか、そういうのは全体のその枠の中でどうしてもやはり決められたりするもので、町が周知させていただくのはなかなか限界があるなと感じているのは事実でございます。ただ、縦長、細長い町のそういう特徴なのかもしれないけれども、いずれにしても利用率が少しでも上がるように、今後も努力していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（加藤正久君） 危機管理担当主査、加藤でございます。

予算書91ページの12節委託料、防災情報システム管理委託料についてでございますが、こちらについては登録制のメール配信サービスでございます。災害情報とか防災無線の内容を登録している方たちにメールを配信するサービスでございます。こちらについては定額制となっておりまして、今現在ブラストメール5000というプランに加入しておりまして、こちらで5,000件までは定額となっておりまして、5,001件を超えますと、プランは1ランク上がるようになっておりますので、今現在の登録者数は2,371人ということになっておりますので、しばらくはこのプランで賄えると考えております。

続きまして、予算書91ページの市町村データ放送利用料の66万円でございますが、こちらについ

ても月額5万5,000円ということで、テレビ埼玉と1社随契で契約させていただいてまして、市町村のテレビ埼玉のデータ放送ということで、2枠のこまを用意してございまして、そちらについて宮代町からの情報を発信するようなサービスでございまして。ちなみに令和2年度につきましては、コロナ関連で15件、熱中症関係で2件、台風関連で4件、ニューストピック的なものについては2件ということで、合計23回の発信をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長の押田でございます。

私のほうからはカーブミラーについてお答え申し上げます。

前段議員と重複する点があると思いますが、ご理解いただければと思います。こちらのほうにつきましては、曇りを防ぐタイプのカーブミラーを使っているということで、今はそういった新規設置する場合については対応させていただいているところでございます。

また、町内には多数のカーブミラーを設置しているところでございまして、当然のことながら老朽化して見えづらいようなカーブミラーも存在していると思います。そういった場合につきましては、お気づきの点がございましたら、ご連絡一報いただければ現場対応の上、新しいカーブミラー等に変えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。ありがとうございます。

1番目の報償金のことなんですけれども、やはり先ほどの答弁の中に、区長会では難しいけれどもとおっしゃっていましたが、4月とか新になる区長さんって本当にもう分からないんで、そのときにご説明あったりとか、だから、そのこと自体気づけないことも多いので、皆さんこういうふうに使っていますよというのはやはり今回提示していただいたような数字がやっぱり分かると参考になると思うので、その辺は連絡会というよりは、出すということがやはり区長さんの負担もなくなると思いますし、明らかになっていくし、区長を受けてくれている人たちもはっきりしたほうがやりやすいとやっぱりやった人は言うんですよ。そのところをもう一回区長会とかでもやってほしいと思っています。必要だと思いますので、その辺の答弁をお願いします。

あと、空き家対策の講師の回数が減ったということなんですけど、数字を見てしまいますと、空き家対策ってこれからすごい力を入れていかなければいけないし、講師の金額は減ったんですけれども、講演とかじゃなくて、多分派遣とかしたりするんですけれども、そうじゃない対策というのはやっぱり考えていただいて、やっぱりニュースとかでも静岡県の島田市なんかはやっぱりホームページで町のよさというのをすごいアピールしているんですよ。やっぱり女性職員の方がやっているんですけれども、やっぱりそうすると、それを見て移住もしているということで、テレビに上げられるところは結構活動をしっかりしているんですけれども、やっぱり小さな試みがつながっていると言っていますので、何か講演ができなかったらほかのアピールが必要だと思うので、その辺どうお考えなのかお聞きします。

あと、合併浄化槽について分かりました。市街化区域でもまだまだ以前からつなげてない方がい

らっしゃって、地域の方は大変困っている状況でいます。そんな中で、やっぱりこの補助制度が使えない。市街化区域が使えないというと、ますます進まない点になるんじゃないかと。国のほうからの補助が出ているのが市街化調整区域ですよ。けど、その市街化区域の中でどうするかとやっぱり考えてもらいたいと思います。

あと、利根斎場の利用が50%切っていたけれども、ちょっと回復しているということで、確かに和戸方面の方で使っている方はいらっしゃいますよね。私なんかも随分前に使わせていただいたんですけども、やっぱりただ負担額を見ると非常に大きいので、やはり関わっているんだったら、やはりもっと使ってもらおうということはしていく必要があるんだと思います。その辺はちょっと数字なので、難しいとは思いますが、そこをお願いします。

あと、91ページの定額制ということで分かりました、5万4,000円。まだまだ半分ぐらしか利用がないということで分かりました。

あと、91ページのデータ利用料66万円ですか、これは5万5,000円掛けということで、テレビ埼玉ということなんですけれども、本当に年間ちょっとしか流れないんですよ。でも、市によって大きいところは頻繁に流れているのと、あとやっぱり前にも出しましたけれども、J:COMで出ていることもあるので、お金を払っているのかなとちらっと私は思ったんですけども、何か情報がちらっと出ることもあるので、あれはJ:COMが独自で出しているものかなとちょっと今聞きながら思ったんですが、ここをもうちょっと予算なんで、決まっているんですけども、利用、何かもうちょっと見られる内容があるといいなと思います。

あとはカーブミラーなんですけれども、現在、

老朽化のものもあって、曇り止め化しているのって結構どれくらいの数とか率とか分かりますか。もし分かったらお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） まず、自治会長等報償金のございます。利用の内容について気づかない区もあるということでお話をいただいておりますので、お預かりするとき、あるいは機会あるごとに、その地区で頂いているところ、あるいは個人でいただいているところ、その在り方、状況等を説明させていただければと思います。個々に窓口に来ていただけたときには、先ほど申し上げましたけれども、丁寧に対応させていただいておりますので、そこを金額云々ではなくて、その辺に広くお話ができるように考えさせていただきたいと思うところでございます。

続きまして、空き家対策事業でございます。講師謝金が減っているけれども、ほかの対策をということでお話のほうをいただきました。実際環境のほうで今この空き家対策で一番力を入れさせていただいているのが、不適正管理にならないような空き家をPRしていこうということで、力を入れているというか、重点でやらせていただいているところでございます。不適正管理にならないようにということで、年2回の現場確認と通知をさせていただいて、こちらの資料の45ページのほうにも載せさせていただいておりますけれども、令和2年度では67件の空き家の台帳に載っているうち、33件の不適正管理の空き家を確認させていただいて、うち18件の是正のほうを対応させていただいたところでございます。

今後このような活動を環境のほうではやらせていただくとともに、利活用についてはちょっと

町民生活課のほうでは難しいところがありますので、他部署と連携をさせていただきながら、皆さんが困らないような空き家の管理をさせていただきたいと思っていますのでございます。

続きまして、合併処理浄化槽の関係でございますが、市街化区域で未接続でお困りということでございます。こちらの浄化槽、特に市街化区域で公共下水道が整備されているところは、当然公共下水道につなげていただくべきでございますので、浄化槽の補助が対象にならないということでございます。そういう接続促進の関係につきましては、まちづくり建設課のほうにご相談いただきたいと思っていますのでございますので、よろしくお願いいたします。

あと、利根斎場の関係でございます。負担金の関係でございますが、従前からいろいろお話をいただいております、町民生活課のほうでもいろいろ対策を取っているところがございます。その年によってどうしてもその利用の状況が違ってくるとい、そういう状況がございますので、今後50%以上維持できるかどうかというのも分からないところがございますが、知ってもら。使ってもらえるように努力を続けていきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（加藤正久君） 危機管理担当主査、加藤でございます。

91ページのテレ玉、データ放送につきましては、先ほど委員おっしゃったとおり、J：COMが関係しているという放送が流れるというお話でしたが、こちらについては町とテレビ埼玉との契約ですので、J：COMというのは関係ございません。委員の質問で利用の数がまだまだ少ないというお

話を賜りましたので、データ放送の活用につきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長の押田でございます。

カーブミラーの曇り止めの率ということのご質問をいただいたところでございます。大変申し訳ございません、統計を取っていないものですから、率についてはお答えすることができないということでご理解いただければと思います。申し訳ございません。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） ありがとうございます。

もう自治会のほうは本当に区長とかやってみると、やっぱり町民生活課の担当者の対応はすごくありがたくて、新しくなった区長さんは、本当に分からない人たちはそれで総会資料をしっかりとくったり、地域が2人になったりと、本当に助かっているとすごくお聞きするんですね。だから、本当に新しく区長さんがみんな関わるといいといんですけれども、そういう方のためにも情報を丁寧にしていただいているんですけれども、これからは積極的に情報を流していただくとか、相談に乗っていくということをお願いして、やっぱり区長になって嫌な思いをしない。区長さんせっかくやってくださって、お金をみんなもらっているとか、言い方悪いですが、そう言われている方もいらっしゃるし、いや、実は違うんだというところもあるし、本当に大変な仕事でもあるので、調整役でそういうところを少し理解しながら、さらに努めていただきたいと思います。

あと、すみません、空き家対策のことは分かり

ました。あと、浄化槽のことは市街化調整区域をつなげることが大事なんですけれども、だから、そっちも補助があったらいいとは思いますが、皆さん、きちんと支払いをしてつなげている方たちなんで、難しいとは思いますが、そちらまちづくりになりますので、はい、分かりました。

あと、利根斎場は今後も続けてよろしく願います。

あと、テレ玉かけて、地域の方もかけると言うんですけれども、やっぱりやってないと、あとやっぱり台風とか何かのときにすぐかけるとまだ情報が入ってこないとか、やっぱり頼りにしている人もいますよね。そうしたら、契約料がすごい上がってしまうのは大変だと思うんですけれども、今の中でとか、ちょっと足すことでもうちょっと情報量が増えるとか、そういうのは4年度、5年度とかにやって、さらに充実してもらいたいと思っています。

以上です。

カーブミラーは分かりました。積極的に願います。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

何点かご質問させていただきたいと思います。

私も余り数値的な問題よりも、やはりこれまでの課題についても予算上どういうふうになっているのかという意味も含めてお尋ねしたいと思います。

まず、68、69ページの総務費の中の(6)地域コミュニティ活性化事業でございます。これについては私たちの予算書29ページにも載っております。ある程度イメージもこれによって分かるんですけれども、まずお聞きしたいのは、今自治会も大変で、やはり大変というのはなぜかという成り手

がない。新しく引っ越してきたり、新しく入会する方はいいんですけれども、自治会に入っている意味がないとか、そういうので入らない方もいらっしゃる。町は極力入会してもらって、各自治会にはいろんな補助金もございますので、それを活用して、地域を少しでも活性化してほしい、それが町のほうの願いでもあるし、これは地域でのそういったものを活用して、活性化していく。それはいいんですけれども、なかなかそうはいつでも、今言ったように、自治会の特に役員さんになると、町の行事が多くて大変だという声も聞きます。

そういう中で、地域コミュニティ活性化事業というのは非常にタイムリーだと思っているんですけれども、この地域コミュニティや地区自治会のサポートをする地区担当者を配置しますということなんですけれども、これはまず何人ぐらい配置していくのか。これは町の職員なんですか。その辺についてももう少し詳しくご説明いただきたい。当面令和6年、令和7年度に向けてコミュニティセンターの開設2か所ということなんですけれども、これはモデル地区ということなんですけれども、これは将来どういうふうな箇所づけになっていくのか、その辺についてもお示しいただきたいと思います。

それから、同じく18節の一番下の集会所整備事業補助金、これはどこの集会所なのか、この積算根拠を示していただきたいと思います。

それから、84、85ページの交通安全対策費の交通安全対策事業でございます。これの中に道路路面標示設置あるいは修繕ということでありまして、具体的にこれまでも私は指摘したことがあったと思うんですけれども、道佛の区画整理事業で行われた地域の比較的、ごめんなさいね、何という公園でしたかちょっと忘れちゃったけれども、

その近くに標識があるんですけども、それはあくまでも簡易的に設置して、それは看板になっているんですけども、ややもすると倒れたりするために、砂袋でおもりにして押さえているんですけども、これは町ではなくて警察のほうの設置だということなんですけれども、こういった標識の要望がありながら、なおかつそういうふうにしていながら、まだ設置されていないと。ほかの優先すべき箇所もあるからそうなっているのか分かりませんが、あれは今の時期、春一番とか、とにかく風が強いときにはかえって非常に危険な状況にもなるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういった状況を打開するためにも何とか標識の設置はできないものかどうかということでお尋ねしたいと思います。

それから、相変わらず東小の危険な五差路なんですけれども、相変わらず地域住民から非常に怖い、危険だというふうな話があるわけなんですけれども、横断歩道をちゃんと通っていても、ややもするとどなられてしまうということで、やっぱり何とかならないかというような声もあるわけなんですけれども、あそこのことについてはもう最近私なんかもうさく言わないものですから、そのままになっているんですけども、やはり五差路、いろんな方があそこを通るわけですよね。非常に危険な思いをしている。それから、あそこの角には大きなダンプが通って、ブロック塀を壊すとか、そういったこともまだあるわけですよね。そういった意味で、あそこの危険な五差路の解消をどういうふうにしていくのか、その辺の改善策についてもどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、88、89ページの空き家対策事業、これも前段の議員さんからも出ております。それらを含めて同じ質問ができません。改善はされてお

りますけれども、それでも今言ったように、空き家が67件で不適正管理が33件、うちは正を確認したのが18件、それでも約半数なんですよ。これは年間2回の文書による是正指導で、もう終わっているわけですよ。なかなか解消されないということで、もちろん特に隣同士だと言ひ合いのけんかになってしまいますし、そんなことはもちろんできませんし、何とかならないかというのが声だと思うんですね。

ですから、これはこれで成果ですから、評価はするんですけども、あとの残り、どうするのかということで、空き家ですから、もちろん草だとか木だとか、そういうのはありますが、もう壊れそうな柱なんかあって、非常に怖い思いをしているという方もいるわけですよ。そういうのがずっと解消されないまいると。誰に話しても解消されないというような声も聞かれますけれども、こういった長年解消されないところについては、やっぱりもう一段ギアは上げなければいけないと思うんですけども、その点についての改善策についてお尋ねしたいと思います。

それから、90ページ、91ページの防災対策費で、次のページの災害に強いまちづくりということで、防災訓練等々もありますが、私はやっぱりこれは大きな課題だと思っています。いざというときに避難所が密になってしまつては困ります。これはもう総括でもやっていますし、一般質問でも何回も取り上げているんですけども、やはりいざというときに避難所へ自分で行かれない住民の方、これをどうするのか。もちろん町の職員でやれるはずがありませんよね。どうしても地域の自主防災あるいは自治会の力が必要でございます。

ですから、これはもう今すぐというわけにはいきませんが、もう課題であるのは間違いないと思うので、これはもうこつこつ積み上げてい

くしかないと思うんですけども、その点ではそういう自主避難できない方々への対応、これをどうしていくのか、それについてもお尋ねしたいと思います。

それから、避難所ですよ、今特にコロナ禍で避難所、普通よりも倍以上必要な状況になっています。これについても答弁もいただいています、努力もしているというのは重々承知なんですけれども、やはりこれについても絶えずどうするかという課題だと思いますので、当面新年度に向けてどういうふうな改善をしていくのかお尋ねしたいと思います。

それから、92、93ページの進修館費についてです。これについてはまず駐車場が足りないというふうに私は以前も指摘しました。今、コロナワクチン接種も行われ、それから、確定申告もやられて、今議会中でもあるし、9月もそうですし、12月、3月というのは非常に多いんですよ。少ない、駐車場が。これの対応で十分なのかどうかということで、どういった対応がされているのか、その点お尋ねしたいと思います。

金額的には、進修館管理事業の今年は進修館大ホールとロビーの空調機交換工事ということなんですけれども、施設改修工事ということであるんですけれども、進修館もそうなんですけれども、もともと空調は電気ですよ。だから、小ホールもそうなんですけれども、特に寒いんですよ。冬場は。これはどうしても電気だということで、もう長年来たんですけれども、それはもう代え難い弱点だと思うんですけども、これなんかは、ましてや小ホールについては今回はロビーということなんですけれども、ロビーもかなり個室じゃないので広いので、そういった点ではどういうふうに、どんな声があるのかなと思うんですけども、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点、細かいことでお尋ねすることになるんですけども、今、印刷機がありますよね、進修館に。この印刷機、聞くところによると、片面やると乾燥しないうちにやってしまうと、裏面が重なってしまうのか、できないというような話も聞くんですけども、私はえっと言ったんですけれども、どうなんでしょうか。進修館で自治会の方々はこういった総会資料とか作るのがかなり皆さん利用していますよね。それで片面が乾かないと、次の日にまたやらなくては行けないと。もうこれについてはぜひ解消していただきたいと思うんですけども、コピー機というのは一度に裏面、一度にできるようになっているんですけども、印刷機もそういうのもあるというふうに聞くんですけども、何か改善する必要はありますか。みんな言っているんですよ。印刷するのに2日間かかると。その点についての改善はできないものかどうかお尋ねしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、172、173ページの消防費の関係で、消防団員なんですけれども、資料にもあるように、団員数が91人で、定数が98、充足率が92.9ということで、消防団員退職報償金がありますから、退職する方がいるんですね。これは何人なのか。これらを含めての補充はどういうふうになっているのか。もうこれは92.9%でいいんだというふうにはもちろん思っていると思うんですけども、どういった努力がされているのか、改善についてはどのように考えているのか、その点お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まず、予算書68、69の地域コミュニティ活性化

事業でございます。この中でのコミュニティセンターの考え方でございます。まず、令和5年に1か所、令和7年に1か所ということで、2か所の開設を現在予定させていただいているのは実行計画に書かせていただいているとおりでございます。

こちらの地区コミュニティセンターの趣旨でございますが、地区自治会のサポートをする地区担当者職員を配置すると。また、その拠点として既存の施設を地区コミュニティセンターとして活用し、新たなつながりが生まれれば、地域における自治会活動や市民活動をサポートする場ということで位置づけられております。地区コミュニティセンターはこのような場所ということでご理解いただきたいと思いますところでございます。

職員の配置人数でございますが、現時点ではいろいろな検討させていただいておりますので、明確なお答えができない状況ではございますので、ご了解いただきたいと思いますところでございます。

また、集会所整備事業ということで予算計上されているが、どこの集会所かということでございますけれども、ここはどこのということではございませんで、集会所、ご使用いただいているとどうしても傷んでいきますので、集会所の整備が必要な地区に対して出させていただいているところでございます。大規模なところは事前に数地区ご相談をいただいているところでございますが、そのほかの地区につきましては個々にご対応させていただくための集会所の修繕の補助金ということでございます。

また、先ほどお話しさせていただきました固定資産税、都市計画税の補助金につきましても、こちらの項目のほうに含まれているところでございます。

続きまして、予算書の88、89でございます。空き家対策ということでございます。改善されない

場所の対応策ということでございますが、年2回の定期的な現場確認のほかに、適時お話をいただく場合は、現場のほうに出向いて現場確認をさせていただいております。状況によりましては、写真を撮り、その旨を相手方のほうに通知させていただくということをさせていただいておりますので、今後もこのような是正を続けていきたいと考えているところでございます。個人の所有物でございますので、なかなかそれ以上の対応をさせていただくことが難しい状況がございます。この辺は継続的にそのような対応を続けていきたいと考えているところでございます。

続きまして、予算書92、93ページの進修館管理事業でございます。駐車場の関係でございますが、駐車場につきましては、従前からいろいろお話をいただいております。町といたしましても、いろいろな形で駐車場の認識をしております。今後いろいろ財政の関係もあつたりもしますので、相談させていただきながら、対応のほうを考えていきたいなと思うところでございます。

また、大ホール、ロビーのエアコンの工事でございますが、こちら設計業者が入って設計のほうをさせていただいておりますので、きちんとしたものが出来上がってくると考えているところでございます。

あと、印刷機の関係でございますが、私もちょっとその状況を明確に確認させていただいてないんで、確認のほうをさせていただきますけれども、印刷費用が非常に安い金額でご提供させていただいているということもあると思います。その関係もあつて、印刷機があまり十分なものが入ってないのかもしれませんが、その辺は確認させていただきたいと思います。対応が取れるかどうかというのはちょっと確認後でないとなつとお話のしようもないんですけれども、ちょっと確認をさせて

いただきたいと思いますのでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田でございます。

順次お答え申し上げます。

まず、予算書の84ページ、交通安全対策事業についてでございますけれども、こちらのほうで87ページの事業概要のところにおいて、道路路面標示設置・修繕という記載がございます。こちらのほうでございますけれども、道路標示等工事につきましては、薄くなった区画線の修繕工事ですとか、学校からの交通安全上の要望が上がったときに対応するための路面標示工事となっているところでございます。

なお、路面標示ですとか注意喚起看板の設置等、こちらのほうにつきましては、警察と町とのそれぞれのすみ分け、役割がございます。道路標識及び道路標示につきましては、それぞれ設置者が定められておりまして、案内標識、そのうち重量制限とか高さ制限、こういったものについては道路管理者が設置するというような規定がございます。また、都道府県の公安委員会でございますけれども、そちらのほうの関係は規制標識といたしまして、駐停車禁止ですとか、駐車禁止、一時停止等、そういったものを定められるというような規定がございます。また、町のほうといたしましては、止まれの表示ですとか、減速を促すような路面標示、交差点のクロスマーク標示等の舗装をすることができるようになっているところでございます。

したがって、それぞれ役割分担があるということで、警察のほうで設置するような標識につきましては、要望等がございましたら、警察のほうに町からの要望ということで上げさせていただ

ければというふうに考えております。

続きまして、東小の危険な五差路の関係でございますが、解消については今後どう改善していくのかというご質問をいただいたところでございます。こちらのほうにつきましては、ご存じのとおり、県道でございますので、埼玉県県土整備事務所と調整が必要な点もございます。また、町のほうではまちづくり建設課の道路担当との調整も必要だというふうに考えておりますので、関係機関と調整を図りながら、要望等をいただいた案件ですとか、危険なものについては検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

したがって、現在のところ、具体的にどうすべきというような考えは今のところ持っていないということでご理解いただければと思います。

続きまして、予算書の90ページ、防災活動事業、こちらのほうの関係で、課題という形で自主避難できない人への町の対応というようにお話をいただいたかと思います。こちらのほうにつきましては、地区の皆様方に個別避難計画の作成のほうをお願いしている関係がございます。そういった地域の避難行動計画をつくっていただいて、町のほうに上げていただきますので、そういった形でどういったところにどういった方がいるかというような点も把握しながら、例えば体の悪い方ですとか自主避難ができないということで、どういうふうな方にそういった方々への対応を進めていくか、地元の方と町のほう、また関係部署と調整をしながら考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、避難所についてでございますけれども、こちらのほうは令和2年からコロナ禍の関係で、従来の避難収容人員とは大変変わっております。従来よりも各避難所約4割減というような収容人員となっているところでございます。こちらのほう

うにつきましても、コロナ禍の中で万が一災害が起きた際には、いろいろ言われていることですが、3密の対策を取ったりとか、そういったまず対策を図りながら、町のほうとしては受入れをしていければと思います。また、受入れ後については、町民の皆様の健康管理もしていかなければならないというふうに考えているところでございますので、そういった避難所に来た町民の方については、健康管理シート等をお渡しして、自己管理をしていただき、毎日の調整を図っていただければというふうに考えているところでございます。

また、設営から運営までを網羅したような想定問答集のほうも作成のほうをして、感染症避難所運営マニュアルという形で職員への周知の徹底を図った上で、定期的に引き続き避難所開設実働訓練等を実施させていただいて、町職員への浸透をさせることで、感染症に対する避難所運営の習熟度を向上させ、町全体の取組としてさらなる向上を図りたいというふうに考えているところでもございます。

最後になりますけれども、予算書の172ページ、消防総務事業でございます。こちらのほう、173ページのほうにおいて、7節の報償費といたしまして、消防団員の退職報償金169万8,000円を計上させていただいているところでございますが、令和3年の3月末日で退団する方がいらっしゃいますので、その方の予算を計上させていただいたところでございます。人数につきましては、大変失礼しました。令和3年ではなく、令和4年の3月31日、今年度末の退団者でございます。大変失礼いたしました。

今年度末の退団者ですが、2名の消防団員の方が退団される予定であります。2名退団することによって、また、消防団員の人数が減ってしまう

ような状況が発生するわけではございますけれども、引き続き町といたしましては消防団員の皆様方にどなたかお知り合いの方ですとかお声がけできるようなことがいच्छゃれば、お声がけをいただきたいとか、町の広報紙で消防団員の募集、これは同じような話になってしまいますが、そういった形で1人でも多く定数の98に達するように入団者を募集できればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、地域コミュニティ活性化事業なんですけれども、地区担当者の配置についてはまだ未定ということです。この地区コミュニティセンターの開設なんですけれども、当面、先ほども言いましたように、令和6年、令和7年度で1か所ずつということなんですけれども、これは全体的にはどういうふうな配置になっていくのか、その点もう一度ご説明をお願いしたいと思います。

続きまして、交通安全対策事業です。道路路面標示設置だの修繕については、目的が先ほど言ったような路面だということで分かりますが、先ほど言ったように、こういった子供の飛び出し、あるいは危険なところなので、一時停止だとか、止まれという標示は必要だと思うんですよね、先ほど言ったところにつきましては。それがずっとこの数年間進んでいないわけですよ。そのままの看板が設置されたままで、その設置されたものも先ほど言ったように、非常に危険な状況になることもあると思うんですよね。そういう状況になっているので、これはなぜ、警察関係もそうなんですけれども、進まないのかということなんです。やっぱりこれも命に関わる問題だし、特に小さなお

子さんを持っている保護者からすれば非常に心配な問題だと思うんですけども、その点については従来から改善されない。なぜなのかということでやっぱり返せるような答弁が欲しいんですよ。その点についてどういうふうに返したらいいのかお願いしたいと思います。

それから、東小付近の危険な五差路の具体案を持ってないということなんですけれども、実際に起きているのはそういう事故等々あるわけです。もちろん私も見ていて、歩道を渡ろうとする方がいれば、もちろん止まる車もありますよ。中には止まらないで、むしろ歩行者に対してどなっていくような、それはもうとんでもない話だと思うんですけども、そういった点ではまちづくり建設課あるいは県のほうとの連携も必要なんですけれども、やっぱりここはずっと言われているところなので、それなりにどうしたらいいのか。中にはもうここにカメラを設置したらどうかと。もうひどい車がいるわけでしょう。町民の中には、もうこの交差点にカメラを設置してほしいという声も実際あるわけですよ。だから、それがいいのかどうか分かりませんが、やっぱりそういう声に対して、ある程度どうすればいいのか具体案をぜひ持っていただきたいと思うんですけども、その件についてももう一度お願いしたいと思います。

それから、空き家の関係でございますが、やはりそれ以上の対案はないんでしょうか。もちろんこういう問題が出れば、現地に行って調べて、どうしたらいいのかということで対応していると思うんですけども、全く言うことを聞かない。聞いて聞かぬふりをしているみたいにも思うわけですよ。でも、近所の方は非常に危険なところでどうしようもないという、非常に安心・安全でないという思いをしている。だから、そういう方たちの思いにやっぱり沿った形を取らないといけな

いと思うんですけども、ですから、前進もあるわけですから、こうしたもうずっとそういったことに耳を傾けない方に対する対応も必要だと思うんです。

これはきちっとした条例がないからだというものもあるかもしれませんが、今の状況の下で対応は難しいのか。あくまでも個人のものだということで、今のままで続けるしかないということで答弁しましたが、それ以上の答弁は出ないんでしょうか。その点お尋ねをしたいと思います。

それから、防災対策費の関係ですが、台風とか地震によって違いますが、特に台風はもうあらかじめ進行方向とか、今はもうはっきりしてきて、地震と違って台風の対応についてはもう事前にできるというような状況なんですけれども、それでも台風の状況によっては進修館だってややもすると大ホール、危ないかもしれないような状況になるかもしれません。ですから、現状のままでいいということにはならないと思うんですけども、さらに加えて、コロナ禍で3密にできないということになれば、これはもう増やしていくしかないのかなというふうに思うんですけども、そういった点では、先ほども言ったように、これはもうすぐ解決できる問題ではない。でも、もう一歩一歩やっていかないと、本当にいざというときにはどうしようもなくなりますので、そういった点でぜひ、これはもう意識的に力を入れていかなければいけない課題だと思うんですけども、その点どうなのかもう一度お願いしたいと思います。

それから、進修館の印刷機についてはちょっと担当のほうも分からないということなんですけれども、こういう声があります。総会資料を作るのに2日間もかけてやらないですよ。もうぜひこれはお願いしたいと思います。

それから、消防団の172、173ページの関係なん

ですけれども、70代が5人いますよね。60代が25人。私はこれは大変だとは思いますが。実際どうするのかということは言えるかもしれませんが、でも、実際探すのは大変だと思うし、昔は自分が退団するときには自分の人を見つけてから退団という話もよく聞くぐらい。これはもうずっと課題になっているわけですが、これもおいそれとはいかないと思うんですけれども、何せ充足率というのがありますので、これはそれに近づけなければ、いざというときにはならないわけで、これも命に関わる問題なので、ぜひそういった点では充足させていただきたいと思うんですけれども、もう一度そういった点では従来のやり方でやっていくしかないのか、その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、1点忘れしました。聞き忘れなんですけれども、今度環境資源課、町民生活課から分かれるわけなんですけれども、これは総務で聞けばよかったんですけれども、職員としてはどういうふうな振り分けなのか。令和5年度に向けて形成していかなければいけないと思うので、現状のままで分ければいいというわけにはいけないと思うんですけれども、そういった点ではどういった職員の配置になるのか、その点、冒頭聞き忘れしたので、それだけお願いいたします。

○委員長（川野武志君） ここで休憩に入ります。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時38分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

それでは、丸藤委員の質疑に対しまして答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（山崎健司君） 町民生活課副課長の山崎でございます。

まず、地域コミュニティ活性化事業の地区コミュニティセンター事業の関係でお答えのほうを申し上げます。

まず地区担当者の人数でございますが、今のところ確定はしていないと。調整中だということでお答えをさせていただいております。令和5年、令和7年にどのような地区で、どのような配置をするかということでご質問でございますけれども、宮代町は駅が3つございますので、中心部、東武動物公園周辺は役場にその機能を持たす。和戸駅、姫宮駅のほうに1か所ずつ開設のほうを予定したいと考えているところでございます。駅周辺に設けさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目の空き家対策事業でございます。先ほどお話しさせていただきました今以上の対応は難しいのかということでございますが、現時点では今以上の対応は難しいと考えているところでございます。ただ、先進事例を確認させていただきながら、今後また研究、検討のほうをさせていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君） 町民生活課副課長、押田でございます。

順次お答え申し上げます。

まず、交通安全対策事業の関係でございますけれども、こちらのほう、数年にわたって進んでいないようなお話をいただいたところでございます。こちらのほうにつきましては、子供飛び出しの注意喚起看板は町のほうで設置、一時停止の標識に

つきましては、警察のほうになります。標識の設置につきましては、警察のほうに町のほうから要望という形で上げさせていただきますので、引き続き要望として警察のほうには上げて、設置をしていただけるようお願いできればというふうに考えているところでございます。

続きまして、五差路の関係でございますけれども、こちらのほうはさきの答弁と同じようなお話になってしまいますけれども、まずこちらの五差路につきましては改良工事をしてから、今のところ事故発生がないというふうに認識をしているところでございます。

したがいまして、地元の住民の方等から町のほうにこちらの五差路の改善要望については特段今のところお話をいただいてない状況でございます。しかしながら、状況が変わりまして、町民の方等から要望いただいた際には、埼玉県の県土整備事務所、また町のまちづくり建設課の道路担当、そして町民生活課の危機管理担当、3者で調整を図って検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、防災活動事業の関係でございますけれども、避難所は増やしたほうがいいのかというようなお話をいただきました。現在のところ、避難所については災害時に15か所開けるような避難所を設定させていただいているところでございます。この15か所に対しましてプラスアルファ何か所増やしていくかというようなこと、また、どういったところに新たに避難所を設置するかというようなことにつきましては、今後の課題として1か所でも多く避難所を増やせればというふうに考えているところでございます。

最後になりますけれども、予算書の172ページ、173ページの消防総務事業の関係の消防団の関係でございます。こちらのほうにつきましての充足

率ということをお話をいただいているところでございますけれども、消防団の方につきましては、平成30年7月の豪雨ですとか、令和元年の東日本台風、令和2年の7月の豪雨など、毎年大きな災害が全国各地で発生しているような状況にございます。このような災害の多発化、激甚化ということで、消防団数の減少によりまして、消防団員一人ひとりに係る役割が大変大きくなってきているものと認識しております。

こういった一人ひとりの負担が重くなっているような状況の中で、消防団員の数足りないということで、いかにそこを埋めていくかようなことが課題となっているところでございますので、そういった課題につきましては、今国のほうで消防団員の処遇等に関する検討ということで、処遇に関する見直しの事案がございますので、そういった処遇改善の面で見直しを図った上でメリットを今後新たに入ってこられる消防団員の方にお話をさせていただくとともに、いろいろな情報提供をできればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（渋谷龍弘君） 副町長の渋谷でございます。私のほうからは、最後の7点目の来年度の組織につきましてお答えを申し上げます。実は組織の内示が今週の17日、金曜日でございますので、あくまでも確定ではございませんが、現段階での予定ということでご回答申し上げます。現行の町民生活課につきましては、現在4つの担当で構成されておりまして、危機管理担当と地域振興担当、そして環境推進担当と資源循環担当の4つの担当で組織されておりまして、職員は課長含めて全部で17名でございます。これが来年度からは、町民

生活課と環境資源課に分かれるわけでございますけれども、町民生活課につきましては、危機管理担当及び地域振興担当で、職員は課長を含めて11名を予定してございます。一方、環境資源課につきましては、環境推進担当と資源循環担当で、職員は課長を含めて8名を予定しております。従いまして、現行17名から来年度は町民生活課と環境資源課で19名となる予定でございますので、2名を増員ということでまたよろしくお願いいたします。あくまでも現段階の予定でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で町民生活課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時57分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

これより税務課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○税務課長（門井義則君） 税務課長、門井です。

よろしくお願いいたします。職員個々の自己紹介にて対応させていただきます。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課主幹（田原浩介君） 税務課主幹、田原です。よろしくお願いいたします。

○徴収担当主査（折原 淳君） 税務課徴収担当主査、折原です。よろしくお願いします。

○資産税担当主査（鈴木健司君） 税務課資産税担当主査、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。よろしくお願いいたします。

4問、質問させていただきます。

簡単な質問ですので、まず、1問目です。

97ページ、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費(2)税務総務事業、22節償還金になります。町民税・軽自動車税過誤納金還付引当金850万円ですけれども、この説明をお願いいたします。

2問目です。同じく97ページで、2目賦課徴収費(1)町民税事業、17節の備品購入費ということで、イメージ管理用スキャナーということを説明していただきたいと思います。

3問目です。99ページになります。

同じく(5)の納税推進事業ということで、口座振替、あとコンビニ収納スマホ決済の利用促進とあるんですが、このコンビニ収納とスマホ決済の割合がどのくらいかを教えてください。

あと最後になります。

4問目ですが、「私たちの予算書」の51ページになります。一番上のところですね。令和4年度の取組という中で、3行目なんですが、軽自動車税ワンストップサービス等とあるんですけれども、この説明をお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

まず、1問目の予算書97ページ、償還金利子及び割引料の項目でございますが、町民税・軽自動車税過誤納金還付引当金、こちらは町民税及び軽自動車税において、錯誤が生じた場合に町税を還付する項目でございますが、こちらのほう850万円となっております。昨年度は1,185万円ということで、こちらのほうは過去3年間の実績に基づいて、平均額等で計上させていただいておりますが、昨年度につきましては、令和元年以前の過去3年間で1,000万を超えていたということで計上していたところでございますが、令和2年度につきましては、実績額が下がったということから850万円の計上となったところでございます。

続きまして、同じく97ページの町民税事業、イメージ管理用スキャナーでございますが、こちらにつきましては、電算委託をしております株式会社TKCのほうへ給与支払い報告書を読み取って電子化しまして、伝送するための備品でございます。こちらのほうが更新時期を迎えたところから22万9,000円の計上を新たに行ったというところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○徴収担当主査（折原 淳君） 徴収担当、折原でございます。

3点目のコンビニ収納とスマホ決済の割合ということでご説明いたします。

令和3年度につきましては、まだ半ばということでございますので、令和2年度で説明させていただきますと、コンビニエンスストアの収納件数が令和2年度で2万5,366件、こちら資料のとおりなんですけれども、そのほか、Pay Bが令和

2年度が合わせて1,190件でございますので、こちらを見ますと、割合的にはコンビニエンスストアのほうが95.5%、Pay Bスマホ決済、こちらのほうが0.5%、合わせて100%という内訳でございます。

3番につきましては以上です。

○委員長（川野武志君） 担当主幹。

○税務課主幹（田原浩介君） 税務課主幹の田原です。

4番目のご質問の軽自動車のワンストップサービスについてご説明します。

現在、軽自動車税の関係につきましては、税につきましては市町村、登録につきましては、都道府県のほうで行っております。そちらの都道府県のサービスが更新時期を迎えまして、それに合わせて軽自動車税の仕組みにつきましても、ワンストップで電子でデータのやり取りを行えるように今後、令和5年からなっていくしますので、それに合わせたデータの更新になります。

以上です。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

1問目なんですけれども、この過誤納金還付ということで、その過誤納金がこの850万ぐらいをそんなに大きな額起こってしまうことを見越しているということになると思うんですが、これなぜ起こるのかをお聞きたいと思います。

それから2問目のほうです。イメージ管理のほうは分かりました。

あと3問目のほうなんですけれども、じゃ、スマホ決済というのは、まだそんなには浸透していないということになるのかなと思うんですが、この場合、スマホ決済で電子マネーも利用できるようになってくるのかということと、その場合ポイ

ントみたいなものがつくかどうかということをお伺いいたします。

あと4問目のその説明だったんですけども、何かちょっとあまりにも大ざっぱ過ぎてよく分からなかったんですが、電子でのやり取りという形らしいんですけども、何かもう少し分かりやすく説明していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主幹。

○税務課主幹（田原浩介君） 主幹の田原です。

では、再質問にお答えします。

1番のまず還付の内容なんですけれども、一番大きなものは法人税の法人町民税の還付になります。

法人町民税というのは、それぞれの法人が申告をしてからの納付になりまして、大きな納付がある場合、半年間で予定納付、または中間納付と言われる仮の納付を行います。それが1年たったときに、その精算を行うんですけれども、大きな金額になりまして、中には何千万単位の間納付を行うことがあります。それが決算の時期に納付がないという可能性が出てきます。それぞれの法人の事業内容によっては、なので、大きな還付が出る場合があります。これに合わせて、それに対する準備ということで、大きな金額を予算で計上させていただいております。

続いて、4番、ごめんなさい。ワンストップのほうですね。大分はしょってしまって申し訳ございませんでした。

現在は、ワンストップサービスではなくて、それぞれ紙での申請を行っています。軽自動車を購入された場合は分かると思うんですけども、それぞれの軽自動車検査協会と呼ばれる国の施設に、紙でナンバー登録とか所有者の登録をしています。

その紙がそのまま市町村に郵送されてきます。その紙を改めて町のシステムに手で入力をしていきます。なので、ユーザーも紙で申請、自動車検査協会も紙で町に報告、それを再度電子で打っているような状態です。

また、今度、納税の仕組みになりますと、軽自動車税は町に納税しますので、その納税の情報は、納税証明書という形で車検時に検査協会のほうに届けます。なので、ユーザーは、自分で紙を持って車検に行かなければいけない。こういう状態で紙を使ってまだ今でも情報のやり取りが行われています。こちらがワンストップ化、インターネットを使った電子を使ったことで、全てが情報というネットワークの中に入っていきますので、それぞれの手で回っていたものがコンピューター化されることで、本人ユーザーが歩くことなく、いろいろなサービスを受けられるようになる。そういうことになります。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○徴収担当主査（折原 淳君） 徴収担当、折原でございます。

第3問目の再質問についてお答えいたします。

今現在、スマホ決済なんですけれども、今宮代町で使えるものは、P a y Bのみでございます。将来的なものでございますが、今、国のほうでQRコードつきの納付書というものを検討整備を進めているところでございますが、令和5年度の4月、あくまでも予定でございますけれども、こちらQRコードを使ってスマホ決済、そういったものも導入されるということを聞き及んでおりますので、宮代町につきまして、P a y B以外のいわゆるペイ払いですか、につきましては、国のほうで示すというか、国のほうに入ってくる各種ペイ

払いにつきまして、令和4年度に検討し、令和5年度から納付ができるような形で準備を進めていくことになるかと思います。ですので、現状、電子マネーでポイントというものにつきましては、今現在、やってございません。

以上になります。

○委員長（川野武志君） 答弁、よろしく願います。

課長。

○税務課長（門井義則君） 税務課長、門井です。

ワンストップサービスについて、ちょっと1点補足させていただきますと、この仕組みが構築されますと、いわゆる車検のとき、軽自動車税は市町村税ということで、普通自動車は県税なんですけれども、普通自動車は今車検のとき納税証明書いらないんです。よっぽど直近で納付とかだとデータが反映していないということもあるんですけども、納期内納付とかで車検時までには期間が空いている場合には、もう既に電子のやり取りが確立されているということで、普通自動車は、それでもあればお持ちくださいというふうに車検業者から言われたりすることあると思うんですけども、軽自動車税は、現状この仕組みができていないということもあって、納税証明書が必要なんです、車検のとき。納税しもなくしてしまったといった場合には、税務課の窓口で車検用の納税証明書というのを無料で発行しているという現状があるんですけども、この仕組みが確立されますと、軽自動車の車検においても、普通自動車同様、納税証明書不用でも車検が受けられると、そういうところでは軽自動車のユーザーさんにとっても、メリットという部分が出てくるのかなと考えている。そういった内容のものでございます。

以上、補足させていただきました。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

ワンストップサービス分についてもよく分かりました。ただ、今ちょっとお聞きした中で、納税証明書というのは、よく車検のときに何かいつも見せていると思うんですけども、それは必要でしたよね。普通の自動車の場合でも。今、必要ないと聞いたんですけども、そうですか、分かりました。

私もコンビニを利用している人間なもので、あれなんですけれども、これからもスマホ決済が進むように、やっぱりやっていきたいと思うんですけども、これからも周知ですね、それをどのように考えているかだけお答えいただきたいと思います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○徴収担当主査（折原 淳君） 徴収担当、折原でございます。

実際、国からの情報というのは適宜情報がきておりまして、令和5年度の4月からQRコードということになれば、少なくとも半年以上前から、ある程度確定した情報が来るかと思えますので、国の確定情報が出次第、広報あるいはホームページ等でお伝えしていくことになるかと思えます。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

98ページ、(4)の徴収対策事業について伺います。

この概要について説明では納税相談とか財産調査に基づく滞納整理の推進、また、新規滞納事案の発生を防止となっているんですけども、この資料の10ページを見ますと、滞納する人が58件、令和3年度で、差押えされている人が58件あるん

です。

この中で、大変税務課としては一番心苦しいところになると思うんですけども、これは仕事ですから、ある程度はやむを得ないのかなと思って、いるんです。この滞納差押え不動産1件、貯金が34件、生命保険が4件、給与が11件、年金が3件、その他で5件、全部で58件ということなんですけれども、この不動産というのは、住む場所が例えば差押えされた場合は、なくなってしまう。生活ができなくなると思うんですよね。どういうところがこの差押えされたのか。畑なのか山なのか、その辺のところを詳しくお願いします。

あと、貯金というのは、これは本人が言わないと貯金があるかないかというのは分からないと思うんですけども、この調べ方というのはどういうふうに調べているのか。銀行で教えてくれないはずですよ、個人の情報ですから。それとも、そういうのを町役場だと分かるのかどうか。貯金があるのかないのかというのは、その辺のところ、これは生命保険も同じです。

あと給与なんですけれども、11件あるということなんですけれども、これは全額差し押さえてしまうんですか。それとも一部なんですか。これも毎月毎月の給与というのは、生活のために使われていると思うんです。生活保護世帯でも8万か9万ぐらいもらえるはずだと思うんですけども、それ以上差し押さえてしまうと生活ができなくなるはず。例えば、住宅ローンとかそういうのがある人は、そのぐらいで、給料の3分の1ぐらいなくなってしまう。それで、そのほかに差押えすると、生活が困難になってしまうと私は考えているんです。どのように給与を差し押さえているのか。幾らぐらいを差し押さえているのか。全額なのか一部なのか。これは年金も同じです。

あと、その他というのは、どういうことを言う

のかなというちょっと分からないので、その辺のところも詳しく1点だけです。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○徴収担当主査（折原 淳君） 徴収担当、折原でございます。

幾つか質問がありましたので、ひょっとしたら順序不同になってしまうかもしれませんが、説明不足がありましたら、また再質問という形でいただければと思います。

まず、1点目の不動産差押えのどんな状況かというところでございます。

実際に、滞納がある場合に関しては、その方の財産等を調査して、速やかに納付になるような形で徴収吏員として努力しているところでございますが、この不動産1件の差押えにつきましては、土地と建物について差押えを行いました。現状なんですけれども、生命保険等がたくさん出ましたので、滞納者の方からこういったお金が出たというところで、全額納付がありましたので、この不動産差押え1件、土地と建物に関しては、現在は差押え解除ということになって完納状態となっております。

続いて、2点目、預金調査の方法でございます。

こちらにつきましては、滞納がありますと、我々納期限の20日以内に督促状を送付することになります。督促状を送ったときに何らか反応があれば、いろいろ納税相談という形に結びつくかと思うんですけども、やはり反応がない方につきましては、いろいろ財産調査のほう着手します。その中で、預金なんですけれども、毎月50人程度なんですけれども、全店調査というものをかけております。その全店調査の中で、全ての銀行ではないんですけども、埼玉県の方が多く利用されているであろう銀行に絞って調査をかけておりま

す。その中で、預金というものが銀行の口座をつくっていて、お金が入っていれば、そういった3か月以内の動きというものを我々のほうで確認させていただいているんですけれども、その中で全額というわけにはいかないんですけれども、ある程度、生活できるような金額を残しながら差押えという展開になります。その差押えも直接銀行に行って差押え行ったり、あるいは遠方の銀行なんかですと、郵送差押えという形で行ったりしております。

続いて、給与の差押えです。

こちらの給与の差押えにつきましては、やはり委員さんご心配のとおり、全額差し押さえてしまうと、生活ができなくなってしまうというご懸念あるかと思うんですけれども、こちらに関しては、国税徴収法等にも記載があるんですけれども、差押えの禁止額、取ってはいけないという金額ございます。そこに関しては、いろいろ税金引かれたりとか、あと世帯の人数に応じて取ってはいけない金額というのが決まっておりますので、その辺につきましては、世帯の状況等も適切に調査しながら、お勤めの給与担当者の方と調整を行い、違法にならない差押えのほうを進めております。

4点目のその他差押えはどんなものかという内容でございますけれども、こちらについては、東京電力の線架の補償のお金であったり、家賃ですね、家賃のオーナーさんに払うための家賃の差押え、あとそのほか、法務局にあります供託金、そういった供託金、これ家賃だったんですけれども、こういった供託金の差押えを含め、5件ということになっております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

これ貯金なんですけれども、全件50件を恐らくこ

こに入っているんだろうということで、調査するんだと思いますけれども、これで銀行というのは調査して応じるのでしょうか。そういうの、普通は銀行なんかは個人情報を重ねるところだから、どうなんですか。その辺のところは。町が言うと、それは調査対象で従わなくてはならないのでしょうか、法律的には。

それと、給料は禁止条項があって、それ以上は取ってはいけないよということを言っているんですけれども、額としてどういうふうな具体的な例として、例えば30万取っている人、50万取っている人、100万円取っている人があると思うんです。家族が1人も3人も5人もいる人、別々だと思うんですけれども、その辺のところというのは、町としてはどのようにやっているのか。そういう細かいところをちょっと教えていただきたいなと思っております。

あと、これ税収取っているんですけれども、この生活保護世帯とか、そういうのには税収がかかるのでしょうか。今度納めていないからということで、そういう徴収政策の中に入ってしまうのか。

あと、先ほど言いましたコロナ禍で企業倒産した人、事業が倒産したところ、そういう負債があるところも回収を優先してしまうのかどうか。生活が成り立たないと思うんですけれども、その辺のところ、細かく説明をお願いしたいと思っております。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

担当主査。

○徴収担当主査（折原 淳君） 徴収担当主査、折原です。

まず、1点目、町のほうから預金調査照会かけたときに応じなければいけないのかというところがありますけれども、基本的には、国税徴収法や

地方税法にもありますが、基本応じなければなら
ないということがあります。私も細かい条項とい
うのは、ちょっと今手元に持ってきていないんで
すけれども、基本は罰則規定とかというのもあっ
たと記憶しております。

2点目、具体例ということでございます。

例えば、例を申し上げますと、お一人世帯です
ね。お一人世帯ということでやると、ざっくりで
すけれども、いろいろ会社で給料天引きとかでい
ろいろしている住民税とか所得税とか、そういつ
たものを給与総額から差し引いていって、なおか
つ、お一人ですと、基本的に10万円差し引かなけ
ればならないというところがあります。ここが2
人世帯、3人世帯という形になりますと、1人増
えるごとに4万5,000円を加えていく形になりま
すので、お二人世帯であれば、14万5,000円、3
人世帯であれば、19万円という形で、こう引いて
はいけない金額というものが増えてきます。それ
に合わせて、またその10万、14万5,000、19万と
いう額で申し上げましたけれども、そこからいろ
いろ引いていった中で20%を引いてください。少
し体面料として残してくださいというのが20%と
かとあるんですけれども、その辺を差し引いて差
押え可能金額というのが出ます。あとは我々のほ
うで、こう差押え可能金額として、お一人様世帯
ですと、計算上取れる金額が出てくるかと思うん
です、多分に。そこを我々が持っている情報でこ
れまで取ってしまうと生活が成り立たないかなと
いうのをさじ加減をして、最終的にじゃ、給与で
あれば毎月これだけ差し押さえをしていくという
形で決めていくようなことになります。

預金差押えにつきましても、同じような考え方
を持っていまして、例えば毎月25日に給料が入り
ます。じゃ、実際差し押さえるのは給料じゃなくて、
預金だから全額取っていいのかというと、や

はりそうではなくて、その辺、やっぱり生活でき
るような形で、今みたいな計算をやりながら、宮
代町としては預金差押えのほうをやっております。

続きまして、3点目、生活保護もしくはそれに
準じるような方についての差押えはどうかという
ところでございます。基本生活保護の方に関しま
しては、処分停止に該当するような方ですので、
特段保護の方に対しては、町は積極的に取りに行
っていないというような状況でございます。

また、事業が立ち行かないということで、もち
ろん法人とかであれば、大体そういった事業所
の方に関しては、破産するところもあるかもしれ
ないんですけれども、その実際一括納付ができない
場合については、少しずつ分納で収めていくとい
うやり方もございます。個人事業主ということで
あれば、もちろん話を聞いて納付ができる方なの
か、納付できない方なのかということを、こちら
のほうで確認し、もしちょっと納付のほうが難し
いということであれば、処分停止をかけて、その
状態が3年続くようであれば不納欠損という流れ
になります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

今話を聞いて、強制的にほかの自治体でやっ
ているようなことはやっていないということで私
理解してもよろしいですかね。よく調べてからや
っているということでその辺のところは。

それで、この町税等の調定、資料の9ページで
すか。1月末現在で令和3年度収納率が79.7%に
なっているんですけれども、これだとやはりまだ
納めていない人があと20%近くいるということ
ですよね。これは月末まで3月いっぱいまでにはど
のくらいになるのか。ちょっと私も分かりません
けれども、これは滞納ということでカウントされ

てしまうんでしょうか、その辺のところは。やはり、こういう没収する人に対しては、ある程度厳しくやるんですけども、1年ぐらいたとやらない。それは何年ぐらいたと没収というんですか、滞納処分をかけていくんでしょうか。

例えば、これは令和3年度では収納率が79.7%ですから、あと2割の方が納めていないということですよね。まだ完納していないということですよね。その辺のところで、どういうふうなやり方をしているのか。ちょっと分からないところがあるんですけども、片方は滞納があるからと処分をする。これは何年ぐらいたしたら処分の対象になるのかどうか。その辺のところがちょっと分からないというのがあるんで、よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○徴収担当主査（折原 淳君） 徴収担当、折原でございます。

徴収率のことでご説明いたします。

この今資料の8ページですかね。その町税等調定・収納状況比較1月末現在ということであるんですけども、一応1月末の状態ですと、まだ納期が来ていない固定資産税等もあります。あと、委員の皆様の資料としては、1月末現在ということで資料をお作りさせていただいているんですけども、一応、2月末現在という形になりますと、もうちょっと徴収率が上がってきている状態で、地方県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税ですね、一応こちらが現年につきましては、今現状2月末現在、お手元に資料ありませんけれども、合わせますと85.65%の徴収率、滞納繰越分、こちらが36.08%ということになっております。現年分に限って言えば、今合わせた令和2年度の徴収率が99.37%ということで、去

年令和2年度の現年分納まっているかと思います。ですので、今まだ現年分は5月まで実際入るカウントする形になるかもしれないんですけども、約14%、2月の末の状態では取れていないということにはなるんですけども、ただ、この数字は固定資産税の口座振替分に関しまして、まだ反映されていない時期でございますので、こういった数字になっているかと思います。

今の見通しということでございますが、このまま頑張って努力すれば、去年の合わせた徴収率ですね、現年分99.37%を超えていくのかなという見通しでございます。

滞納繰越分に関しては、2月末現在36.08%ということで、昨年が38.89%でありましたので、実際ここからどれだけ延ばせていくかというのもまたあるんですけども、数字的には、それに近づけるよう努力していくということでございます。なので、去年と比べると、徴収率は全体的によくなっているのかなと思っております。

あと、差押えの関係なんですけれども、他市町村と比べてどうかというところでありますけれども、宮代町とすると、よく調べてというんでしょうかね、よく調べて強制徴収、差押え等を行っているかと思しますので、他市町村がどれだけ派手にやられているかちょっと分からないですけども、宮代町は適切にやっているかと思します。

差押えの件数で見ますと、令和元年度、2年度、3年度途中でございますが、件数的には減っているかと思しますが、ただ、徴収は差押えだけではなくて、電話催告であったり個別に手紙を送付して納付に結びつけるという努力を各徴収吏員のほうでやっておりまして、差押えの件数は少ないですけども、このような形で徴収率が元年度、2年度、3年度途中でありますが、今よくなっているのかなと。少しずつ右肩上がりでは

ありますけれども、伸びてきているのかなというところで思っております。

なので、宮代町とすると、差押えは適切にやっているというところで理解しております。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

私は、まず令和4年度の税制改正について、どういった内容になっているのか。

また、令和4年度の地方税制改正などについても、資料を要求したんですけれども、どういった状況なのか。ご説明をまずお願いしたいと思います。

それから、予算書の歳入についての町税、それぞれ個人、法人、固定資産税、それから軽自動車税、たばこ税ですね。それから都市計画税、これらについての積算根拠があると思いますので、それぞれ詳しく示していただきたいと思います。

以上。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。
副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

まず、丸藤委員さんの1点目の令和4年度の税制改正の状況でございますが、委員会資料の1ページ、2ページが税制改正の概要となっております。

このうち、まず町税に関係するものとしたしましては、1点目の固定資産税の土地の負担調整措置、こちらにつきましては、宅地のうち商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とすると。現行5%という措置でございます。

こちらにつきましては、昨年度も商業地等に係る負担調整措置により上昇するものについては、

上昇させないという措置が、こちら令和3年度限りではございましたが、令和4年度については、5%のところを2.5%にとどめるというところでございます。

こちらを当町に当てはめますと、資料の3ページのほうにございますが、固定資産税の負担調整の特別措置というところで影響額を見てみますと、宮代町の商業地等につきましては、地価の下落が進んでおりまして、負担水準の割合がほぼ6割から7割の水準にもう既に達しているというところでございまして、こちらのほうに該当するものは、負担調整措置によって課税標準を上昇させるものについては、該当なしというところで確認したところでございます。

続きまして、同じく1ページの関係するものとして、個人住民税のほう、住宅ローン控除、こちらのほうがございます。所得税の住宅ローン控除の適用者につきましては、所得税額から控除し切れなかった額を所得税の課税総所得金額の5%の最高9万7,500円までの控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するという措置でございます。

こちらにつきましては、同じく3ページのほうに影響額ということで載せてございますが、こちらについては、今までもこの所得税のほうから引き切れなかった額を住民税から控除するという措置が令和3年12月までありましたが、こちらの適用期限を令和7年12月まで4年間延長いたしまして、令和7年末までの入居者を対象とするという形で適用期限が延びたというところでございます。

こちらのほうにつきましては、住宅借入金等特別控除について令和3年度の実績を見ますと、住民税のほうから控除額は4,320万円、適用対象者は970人というところでございまして、1年度当た

り約4,000万程度を見込んでいるということでございます。こちらの4,000万につきましては、全額国費で補填されるという形でございます。

税制改正についての主な内容についてはこちらでございます。

続きまして、2点目の町税の税目ごとの積算内容でございます。

まず、予算書の12ページ、13ページの個人町民税のほうになりますが、まず、1点目は、均等割、こちらにつきましては、標準税率年額3,500円となります。納税義務者数につきましては、過去3年間の平均を考慮して生産年齢人口、住民基本台帳人口、納税義務者数等を考慮いたしまして、直近の動向、前年実績を加味いたしまして、令和3年10月現在において、令和4年度の納税義務者数につきましては1万7,175人ということで、前年同数という形に算定してございます。収納率は98.6%の見込み、前年度比同額として見込んだところでございます。

所得割につきましては、過去3年の調定額、令和3年10月の調定額をベースに、総額では16億937万9,000円、前年度比4,499万7,000円、2.9%の増加で見込んでございます。内訳といたしましては、特別徴収12億343万6,000円、普通徴収3億9,556万6,000円、退職所得1,037万7,000円ということで前年度比4,499万7,000円で2.9%の増と見込んだところでございます。

続きまして、法人均等割でございますが、法人均等割につきましては、令和3年度中の新規法人、法人数等の動向を見込み、令和3年10月の調定額、前年度積算額等を勘案いたしまして収納率の見込みを99.0%とし、3,997万7,000円と算出したところでございます。前年度比80万円の増、率にして2.0%の増といたしました。

続いて、法人税割でございます。

法人税割につきましては、過去5年間の法人税割額や決算見込み等を勘案いたしまして、令和3年10月の調定額をベースに収納率99.0%とし、3,859万5,000円と算出したところでございます。前年度と比べ901万8,000円、率にして18.9%の減と算定いたしました。

続きまして、固定資産税でございます。

固定資産税の土地につきましては、令和3年度の調定額、調定見込額に負担調整、地目変換分のプラス要因と下落修正分のマイナス要因などの増減要因を加味いたしまして、収納率の見込みを98.6%とし、5億5,374万8,000円と算定いたしました。前年と比べまして2,215万4,000円、率にいたしまして4.2%の増といたしたところでございます。

続いて、家屋につきましては、令和3年度調定見込額に新築増築家屋及び新築家屋の軽減終了分等のプラス要因、あと減少分家屋、滅失した家屋の減分を加味いたしまして、新增築家屋につきましては、プラスの140棟というところで、収納率の見込みにつきましては98.6%とし、6億5,331万5,000円と算出いたしました。前年度と比べまして3,421万4,000円、率にしまして5.5%の増といたしました。

償却資産につきましては、令和3年度の調定見込額につきましては、調定額推移をベースに既存資産の減価分のマイナス要因と新設店舗などの新設資産の増加などを、また、あと前年度の令和3年度予算については、マイナスとしたところですが、決算見込みにつきましては、プラスになるというような調整分を加味いたしまして、収納率の見込みを98.6%とし、3億1,382万6,000円と算出いたしました。前年度比1,644万6,000円、率にして5.5%の増としたところでございます。

続きまして、予算書の14ページ、15ページでこ

ざいます。

国有資産等所在市町村交付金につきましては、国や県の所有する固定資産について、それ以外の者が使用する土地及び家屋について交付金が交付されるものでございますが、県からの資産については移動なしでございますが、既存分の資産の減価により減額となっております。算定内容としては48万円マイナスの4万5,000円、8.6%の減少となったところでございます。

続きまして、軽自動車税、こちらの種別割につきましては、令和3年度10月時点での車種別台数、こちらに新車生産ですとか、販売台数とあとグリーン化特例の見直しなどを加味いたしまして、令和4年度当初の車種別台数につきましては、9,649台をやや前年と比べまして微増を見込みました。ただ、台数は微増でございますが、グリーン化特例の見直しということで、グリーン化特例のほうで75%軽減のみということになっておりまして、今までであった50%軽減、25%軽減につきましては、令和元年度の税制改正によりなくなりましたので、その分がプラス要因という形になってございます。収納率を97.5%とし、6,426万7,000円と算出いたしまして、前年度比133万7,000円、率にして2.1%の増額としたところでございます。

続きまして、16ページ、17ページの環境性能割でございます。

環境性能割につきましては、令和3年度の実績及び税制改正によりまして、こちらのほうも臨時的軽減期間が終了するというそちらの影響を加味いたしまして432万円と前年比195万7,000円の増、82.8%の増という形で1%減税分がなくなるところでプラスの増加で見えております。

続きまして、町たばこ税でございます。

町たばこ税につきましては、喫煙環境の厳しさ

や健康志向などを反映しまして過去5年間の売渡し本数の動向などを反映いたしまして算出しております。

また、令和3年10月に税率の引上げがございましたので、売渡し本数の低下とあと税率引上げによる減分、こちらのほうを同程度と加味いたしまして1億4,927万9,000円と算定したところでございます。前年度比同額といたしたところでございます。

続きまして、予算書18ページ、19ページでございます。

都市計画税につきましては、令和3年10月時点の調定額のデータを基に固定資産税同様負担調整分、地目変換分のプラス要因、あと地価下落分による減分のマイナス要因、家屋につきましては、新增築家屋の増加要因と減少分家屋の減分を加味して試算したところでございます。

土地につきましては8,220万1,000円、家屋につきましては7,168万円、合計1億5,388万1,000円ということで、前年比720万8,000円、プラスの4.9%という形で増加を見込んだところでございます。

積算状況は以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。ありがとうございました。

まず、税制改正による影響なんですけれども、ここに書いてあるように、該当土地が極小のために影響はないということで分かりました。住宅ローンに関係も、はい、分かりました。

町税についてのそれぞれ説明いただきましたが、特に14ページ、15ページから16、17ページの軽自動車税ですね。これは大ざっぱに説明があったんですけども、特に新年度については、大きくこの辺が増えてくるだろうというふうに見込んだと

ころはどこなのか。お示ししたいと思っています。

それから、順序逆になりますけれども、例えば、町税の個人の滞納繰越分なんですけれども、これはいつも前年度から繰り越される個人町民税の滞納税額のうち、当該年度内に収納が見込まれると。これは均等割とか所得割の税率、収納率はそれぞれ見込んでいるんですけれども、それと同じように滞納繰越分も、例えば4割ぐらいを40%ぐらい見込んでいるとか、そういうんじゃないくて、いつもあれですかね。この辺は実績と勘案しての見込額なんでしょうか。その辺についてもご説明をお願いしたいと思います。

都市計画税については、固定資産税とほぼ同じような状況というふうにも捉えるんですけれども、これについては、土地家屋の状況というのは、どういうふうになっているのでしょうか。僅か4.9%、720万8,000円の増というふうに見込んでいるということなんですけれども、その点では固定資産税も2,215万4,000円と率としては4.2%の増ということなんです。その辺のことについても、もう少しお示しを願いたいと思います。

以上。

○委員長（川野武志君） 答弁願います。

副課長。

○税務課副課長（金子 諭君） 税務課副課長、金子でございます。

まず、再質問の1点目の軽自動車税の特に大きく見込んだところというところでございます。登録台数のほう9,649台と見込みまして、昨年と台数的には微増というところでございますが、このうち、税額の4分の3を占めます16ページ、17ページの軽四輪乗用自家用でございしますが、こちらの登録台数のほうは、ほぼ同数と見ておるところですが先ほどの説明でもありましたとおり、グリ

ーン化特例の軽減税率が50%軽減、25%軽減が、税制改正によりまして令和4年度からなくなることから、こちらのほう台数は同数でございしますが、額的にはこの軽四輪乗用自家用のところについては、そのグリーン化特例の見直しによりましてプラスの123万円、率にしまして2.5%の増となったところでございます。

こちらが大きく軽自動車税の増額の要因となったところでございます。

続きまして、3点目の都市計画税の積算でございます。固定資産税と連動しているところでございまして、都市計画税の土地につきましては、市外化区域分の負担調整及び地目変更分の部分と家屋につきましては、固定資産税のほうはプラスの140棟というところで見たとところでございますが、都市計画税については、市街化区域分の105棟分というところで、その分を加味して算定したところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁願います。

担当主査。

○徴収担当主査（折原 淳君） 徴収担当主査、折原でございます。

滞納繰越分の積算の考え方でございますけれども、ある程度5年間と長い範囲で見て、税目ごと勘案して数字のほうを入れさせて設定させていただいております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で税務課分の質疑を終了いたします。

————— ◇ —————

◎延会の宣告

○委員長（川野武志君） 本日はこの程度にとどめ、
次回は3月10日木曜、午前10時から委員会を開き、
福祉課分の質疑から始めたいと思います。
これにて延会いたします。

延会 午後 5時06分

予 算 特 別 委 員 会

第 3 日

出席委員（１３名）

小 河 原	正 君	西 村 茂 久 君
金 子 正 志 君		山 下 秋 夫 君
丸 藤 栄 一 君		丸 山 妙 子 君
泉 伸 一 郎 君		角 野 由 紀 子 君
塚 村 香 織 君		田 島 正 徳 君
土 淵 保 美 君		深 井 義 秋 君
川 野 武 志 君		
(議 長 合 川 泰 治 君)		

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町 長 新 井 康 之 君	福 祉 課 長 宮 野 輝 彦 君
福祉課副課長 小 島 晃 君	社会福祉担当主査 長 瀬 昇 之 君
障がい者福祉担当主査 荒 川 俊 二 郎 君	子育て支援課主 横 内 宏 巳 君
副 課 長 田 中 啓 之 君	子育て支援課主 石 井 栄 君
子育て支援課主 吉 田 直 子 君	保育担当主査 松 岡 祥 哲 君
こども笑顔担当主査 清 水 邦 江 君	住 民 課 長 高 橋 暁 尋 君
住民課副課長 高 橋 正 巳 君	住 民 課 主 幹 中 村 佐 登 志 君
戸籍住民担当主査 海 老 原 剛 章 君	国保・後期担当主査 岡 安 英 之 君
年金担当主査 加 藤 智 浩 君	

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長 野 口 幹 雄	主 任 岡 村 恵 美 子
----------------	---------------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（川野武志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより、3月7日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

————— ◇ —————

◎議案第18号の審査（福祉課・子育て支援課・住民課）

○委員長（川野武志君） 本日は、議案第18号 令和4年度宮代町一般会計予算についてのうち、福祉課、子育て支援課、住民課分の順に質疑を行います。

これより福祉課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○福祉課長（宮野輝彦君） おはようございます。

福祉課長の宮野です。本日はよろしくお願い申し上げます。それでは、福祉課本日出席しております担当職員の自己紹介をさせていただきます。

○福祉課副課長（小島 晃君） おはようございます。

福祉課副課長の小島と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君） おはようございます。

社会福祉担当、長瀬と申します。よろしくお願い申し上げます。

○障がい者福祉担当主査（荒川俊二郎君） おはようございます。

障がい者福祉担当の荒川です。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） おはようございます。泉でございます。

5点ほど質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、予算書の111ページになります。

第3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費(5)で障害者総合支援事業、この中で12節の委託料で、宮代健康福祉プラン作成業務委託料とあるんですけれども、これはどちらに委託されるかをお聞きいたします。

2問目なのですが、同じく(10)障害者地域生活支援事業、こちらも12節委託料になるんですけれども、入浴サービス委託料、この内容をお聞きいたします。

それから、113ページになります。一番下のところの子供の発達支援巡回事業委託料とあるんですけれども、これについてもお伺いいたします。

今のが3問目になります。

4問目なのですが、この地域、右側の本年度の特徴というところで、地域生活支援拠点事業とあるんですけれども、こちらのほうは私たちの予算書の68ページのほうに書いてあるわけなんですけれども、これの仕組みについてお伺いいたします。

それから、最後の5問目なのですが、その下のほうの移動支援事業というふうにあるんですけれども、この移動支援についても、やはり68ページ

のほうにも説明があるんですが、福祉タクシーとか燃料とかの支援であるんですけども、それとこれの違いというのはどういうところにあるかをお聞きいたします。

以上5点です。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。泉委員の質疑にお答え申し上げます。

まず1点目、予算書が111ページ、障害者総合支援事業の12節の委託料の中のみやしろ健康福祉プラン作成業務委託料の委託先というご質問だと思います。

こちらのほうにつきましては、今回の健康福祉プランの障がい者編というものが、今の計画のほうで令和5年度までになりますので、令和4年中にアンケート調査を行いまして、現在の状況等を障がいのある方々に確認をする内容となっております。

委託先ということなんですが、委託先につきましては、今の段階ではまだ決まっておりません。はい。これから入札等を行いまして決めていくような状況になります。

1点目は以上になります。

続きまして、予算書112ページ、113ページになります。

障害者地域生活支援事業になります。こちらのほうの12節委託料の入浴サービス委託料の内容ということでご質問が来ていると思います。入浴サービスにつきましては在宅でご自身で入浴できない方、もしくはヘルパーさんなどが入りましてお手伝いして入浴することができない方、いわゆるだれも入浴させることができない方が対象となっております。

方法としましては2つあります。1点目は施設に行きまして入浴する方法、もう1点はお自宅に専門業者が来て入浴させる方法になります。入浴サービスについては月4回、7月から9月夏場にかけて、その3か月につきましては6回の入浴サービスを受けることができます。

それと、入浴サービスにつきましては、通常、平時のときは4回なんですけど、そのうちの4回目につきましては自己負担が1,000円発生します。夏場の7月から9月につきましては、5回目、6回目が自己負担1,000円、1回につき1,000円ずつかかるという状況のサービスになっております。

2点目は以上でございます。

続きまして、子供の発達支援巡回事業になります。

こちらのほう、同じく予算書112、113ページになります。

障害者地域生活支援事業の中の同じく委託料になります。こちらのほうの事業の内容ということでご質問だと思います。

当該事業につきましては、令和2年度までは相談の希望のあった保育園2園に対しまして、年2回巡回し、本人の状況等を確認した上で、対応方法などを助言していた事業になっております。これまでのやり方では、そのときの状況のみの対応となっておりましたので、その子の成長に合わせた継続的な支援というところにはなかなかつながっていないのかなというような状況でした。

そのような状況から、令和3年度からは心理の先生に来ていただきまして、本人の状態とか、あとは行動などを確認していただきまして、本人の発達の状況を見立ててもらった上で、本人に合った支援方法などを心理の先生、あとは相談支援専門員が助言するようなこととしております。

併せて、継続的な支援というのは必要になって

きますので、学校とか、あとは保育園、あと福祉など、必要に応じて連携を図れる体制も整えた状況でございます。

令和3年度の実績といたしましては、5園に訪問して15名のお子さんを確認していきまして、各園を訪問した上で成長に合わせた助言をしたところでございます。

2回目の訪問は現在行っているところなんです、1回目の助言によって保育園とか幼稚園とかの対応も少し変えるような状況がございまして、約半年ぐらい様子を見た状況の中では、お子さんが大きく成長する場面も見受けられまして、そういった状況では、引き続き本人のお子さんの状況を確認して、継続的な支援を行っていく必要性は強く感じたところでございます。

それと、今回の助言サービスによって福祉サービスのほうにつながったケースとかも出てきておりまして、この事業の目的であります早期発見、早期対応というところでもできてきているのかなというふうには感じているところでございます。

3点目につきましては以上でございます。

続きまして、予算書112ページ、113ページになります。

私たちの予算書が68ページになります。

こちらの拠点事業の仕組みというところなんです、私たちの予算書のほうにも書かれており、障がいのある方の高齢化・重度化というところと、あとは障がいのある方を面倒を見ている親御さんが高齢になってきて、その親が亡くなったときにご本人さんがどういう生活をしていくのかというのが、親御さんからすると心配である。あとは残された障がいのある方がどういうふうに住生活をしていくのがいいのかというのが不安になるところではございます。

そのような状況から、こちらの拠点というものを

を設けまして、親亡き後の生活をどういうふうにしていくのがいいのかというのを考えていくところになります。

そこに当たっては、親亡き後の生活を見据えた練習の場ということで、グループホームとか施設とかの短期入所の訓練を行ったりとか、あとはこの方を支えるための人材育成を行うとか、そういったものを中心になって検討をする場所になります。

拠点事業につきましては以上になります。

続きまして、予算書114ページ、115ページ、同じく事業名は同じになります。障害者地域生活支援事業になります。その19節扶助費の中にあります移動支援給付費になります。こちらのほう、移動支援事業の内容ということでありますが、こちらのほう、障がいのある方々がいろんな生活をしていく上でいろんなところに移動をしながら自分の生活をしていくというときに、なかなか1人では移動できないというときに、ヘルパーさんですとかそういった方が一緒にその方を連れていくようなサービスになっております。

使える用途としては、制限はあるんですが、そういった部分では、本人の利用の仕方によって様々な移動の手段を使っていくような状況になっております。

移動支援とタクシーの違いになります。タクシー券、ガソリン券につきましては、ご自身が自ら移動するために使うものになります。こちらの移動支援事業につきましては、誰かの手助けをしていただきながら移動をしていくというサービスになりますので、そういった部分では使用目的が若干違う形になります。

以上5点の質問の答えになります。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉伸一郎君） はい、ありがとうございます。

した。丁寧に教えていただきましてありがとうございます。

そうですね。2点目、入浴サービス委託料と、あと3点目、子供の発達支援巡回事業委託料、分かりました。あと4点目の地域生活支援拠点事業も大体分かったんですけども。あと移動支援事業もよく分かりました。

まず1点目の再質問なんですが、この障がい者実態調査の実施ということで、私たちの予算書66ページに352万円という形で載っているわけなんですけど、65ページのところに、この四角で囲まれたところの一番最後のほうなんですけど、令和5年度に計画策定を予定している第6期宮代町障がい者基本計画、第7期宮代町障がい福祉計画、第3期宮代町障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート調査というふうになっているんですけども。

こちらの66ページの説明では、この第6期障がい者基本計画等の策定に向けたということで、このアンケートは第6期だけになるのか、その辺の件をちょっとお聞きしたいと思うんですけども。7期宮代町障がい福祉計画と3期宮代町障がい児福祉計画のほうは、やっぱり同時にアンケート調査をされていくのかどうかということをまずお聞きいたします。もう一つあるんです。

それから、すごい、特に3番目の子供発達支援のところですね、すばらしいなと聞いていたんですけども、ぜひこれからも進めていただければと思います。

4問目の地域生活支援拠点事業ということで、確かにグループホームの入所の手助けとか人材育成とかと言われたんですけども。これからやっぱりこの問題ってすごく多くなってくると思うんですね。

こう具体的にここに力を入れたいというか、そういうところをもう少しお聞きしたいと思うので

すが、その2点だけよろしく願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

泉委員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、予算書でいいですよと110ページ、111ページ、障害者総合支援事業、私たちの予算書のほうで65ページ以降になります。

今回の計画の策定につきましては、6か年計画になっております障がい者基本計画、それと3か年計画になっております第7期の障がい福祉計画、あとは第3期の障がい児福祉計画が3年計画になっておりまして、今回、この3つの計画が同時に改正になる形になります。

したがって、基本計画というのは全体像を示す計画になっておりまして、そのほかの第7期、第3期の障がい福祉計画、障がい児福祉計画につきましては、この基本計画の実行計画としての位置づけの計画になっておりまして、今回のアンケート調査につきましては、この3つを対象としたアンケート調査になってくるものになります。

計画につきましては以上でございます。

それと、予算書が112、113ページ、障害者地域生活支援事業になります。こちらの中にあります委託料の中の部分になります。地域生活支援拠点事業のいろいろやる中の重点的なものを何をというところのご質問だと思います。

先ほど説明させていただいた中には、親亡き後のというところを重点的に説明させていただいたところです。こちらのほうは、その方の状況に応じて順次行っていくというところが必要になってきますので、当然そこはやっていく話にはなっていきます。

ただ、その方々を支えていくためには人材育成

というものが非常に大切でございまして、人材育成につきましては、すぐに人材が育つわけではございません。そのような状況から、人材育成というのを重点的に行っていまして、あらゆる場面で対応できる人材の人数だとか質を整えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉伸一郎君） ありがとうございます。

じゃ、最後に1つだけ質問をさせていただきます。

この地域生活支援拠点事業で、その人材育成という形で進めていくということなんですけれども、例えば、これ親御さんが亡くなった障がい者の方が独りになったりしますよね。その方に対して、こう割当てと言ってはちょっと失礼なんですけれども、この人にはこの方がついて支援をしていくとか、何かそういう個別的に支える人を決めるとか、何かそういう仕組みとかというのでも考えられるかどうかをお聞きたいします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 副課長の小島です。

泉委員の質疑にお答え申し上げます。

例えば、障がいのある方が、じゃ、この先どうしようとなったときには、当然、担当という、この人がというところのキーパーソンは必要になってくると思います。ただ、その方だけでは当然にして支え切れないところがありますので、支えるに当たっては、関係する、例えば日中であれば日中活動の場所、住まいの場であれば住まいで関われる場所とかという様々な方がいて、その方を支えている状況ですので、キーパーソンとなり得る方が中心になっていろいろ考えてはいくところですが、そこでは足りない部分が当然出てきますの

で、障がいのある方が困らないように、あらゆる場面で支えられるような人が、その方の後ろにはいるという状況になって支えていくような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。何点か質問をさせていただきます。

最初に108ページになります。

社会福祉総務人件費、(2)です。社会福祉事業でございます。この予算書を見るとマイナス361万円となっています。去年、たしか撤去費用ということで、マイナス1億4,581万円ですか、出していると思うんですけれども。まだ引き続き、これ撤去費用として出していく必要があるのでしょうか。それのところを1つは聞きたいなと思っております。

それと、社会福祉事業で、福祉交流館すてっぷ宮代がオープンしたんですけれども、旧ふれあいセンターとの利用状況の違いとか、そういうのがあるかどうか、利用者の声でよいところと改善点とかがあるのかどうか、その辺のところを出していただきたいなと思っております。あと、職員のご意見などあったかないか、働く人たちの異動して、どうなった、こういうふうに改善したほうがいいんじゃないかと、そういう声があるのかどうか、それを出していただきたいなと思っております。

それと108ページ、同じ(4)のほうです。

重度心身障害者医療支給事業での、県内で現物支給化ということで説明されているんですけれども、この現物でやって見込額の増となっているのか、それによって宮代内の支給対象者への影響があるのかどうか。あと、所得制限が10月8日導入

されるということなんですけれども、その影響する方の人数、所得制限は幾らなのか、その辺のところも詳しくお願いしたいと思います。

あと、110ページになります。

障害者総合支援事業、前年度よりか1億1,167万円増えているんですけれども、措置入院等委託料なんかも含めて、その辺のところを詳しく何が増えているのか、詳しくお願いしたいと思います。

あと112ページ、113ページ、(10)の障害者地域生活支援事業でございます。区分12の委託料、埼玉葛北地区管内広域事業と出ていますけれども、これはどういう事業なのか、詳しくお願いしたいなと思っております。

それと114ページになります。

(12)の福祉タクシー等利用料金助成事業でございます。たしか去年も減っている、今年も減っているんですが、予算もね、2年連続で減っているんだけれども、どこの説明だったかな、112ページ。これは例は比較資料というんですか、それによって比較資料の福祉課の最後のほうの114ページの福祉タクシー事業とあるんですけれども、この中にはタクシー券、ガソリン券を郵送するための経費増といっているんですけれども、減っていて、この経費が増えるというのはどういうことなのか、その辺のところを教えてくださいな。毎年、私は2年間の分を持っていますけれども、2年間減っているんですよ、予算が。その中でタクシー券、ガソリン券を郵送すると、経費増と、経費が増えているんですよ、どういうわけなのか、ちょっと分からない。普通減っていれば経費も減るわけなんだけれども。その辺のところの説明をお願いします。

あと老人福祉費(2)、一番下の2目、老人福祉費です。老人福祉費は福祉課でいいんだよね。福祉課だよな。

114ページの(2)の老人福祉費、その中の説明欄の中で低所得者利用者負担対策事業と書いてあります。これ福祉課でしょう。これ福祉課って書いてあるんじゃない、これ。これ福祉課じゃないの。ああ、そうかそうか。13節が福祉課、健康介護課になっているみたいです。ごめんなさい。

以上。

○委員長(川野武志君) 5問でよろしいですか。

山下委員、よろしいですか。

それでは、答弁に入ります。

副課長。

○福祉課副課長(小島 晃君) 福祉課副課長の小島と申します。

山下委員さんの質疑にお答え申し上げます。

まず予算書108ページ、109ページ、社会福祉事業になります。全体で361万の減になっているところの理由はというご質問だと思います。

こちらのほう、まず委託料のほうで、第5次総合計画実行計画事業の西原自然の森活用事業ということで、すてっぷ宮代のオープニング経費ということで161万円、こちらのほうが減になっております。あと、すだちの家がすてっぷ宮代に移転するということで、既存のすだちの家、笠原小学校の中にあった既存のすだちの家のほうを普通教室に戻すということでの工事費用ということで250万、合わせて361万円が減額になったということになります。

1点目は以上になります。

続きまして、2点目、すてっぷ宮代と旧ふれあいセンターとの違いというご質問だったと思いますが、こちらのほう、役割のほうですてっぷ宮代と旧ふれあいセンターということで、役割のほうがちっと違う状況なので、一概に比較というものはできないところではございます。すてっぷ宮代、社会福祉協議会のほうが現在入って、いろい

ろなサービス等を行っているという状況ではありません。そのような状況の中で、ボランティア育成だとか、あとは見守り声掛け店とかを増やすとか、様々な活動を行っているという状況のことを行っております。

それに併せて、フードドライブとかそういう食事、食材とかの提供とかも行ってございまして、そういったところでは、非常に本来の役割という部分がだんだん社会福祉協議会のほうでも大きくなってきてございまして、そこができるようなことになっております。

2点目につきましては以上でございます。

3点目、社会福祉協議会のほうの職員としての、向こうに行つての改善点とかがあるかどうかというところでございます。

こちらのほうは特に社会福祉協議会の職員からも、特に向こうに行つて、こちらにいたとき、役場近くにいたときとの違いのところでは、困った点というのは特に声としては聞いていない状況でございます。

以上でございます。

続きまして、4点目、予算書108ページ、109ページ、重度心身障害者医療費支給事業になります。こちらのほう、まず現物給付にしたときに対象の方々に影響があるのかどうかという部分でございます。

こちらのほう、現物給付にすることによって窓口払いというのがなくなるような状況ではありますので、そういった部分では医療にかかりやすくなるのかなというふうに認識してございまして、影響という部分では、マイナスの影響はあまりないのかなというふうに考えております。

現段階ではないという状況です。始まってみて、その辺がどういった影響が出るかというのはちょっと分からない部分でありますので、現段階ではな

いという状況です。

続きまして、所得制限が10月から入る予定になってございまして、これまでも新規の方につきましては、平成31年1月から県の重度心身障害者医療支給事業の制度の見直しがございまして、新規の方につきましては所得制限ということで行っていたところなんです。令和4年10月から対象になっている全員の方に、所得制限という形で確認させていただくような状況になっております。

所得制限というところになってきますので、どのような影響があるのかというところではあります。その方の収入がどの程度あるかというところが大きなポイントになってきますので、そういったところでは影響がどのくらいというところがなかなかちょっとお示しできないところではあります。詳しい人数は今のところ把握していない状況です。

ただ、31年1月から導入している所得制限の関係でいいますと、大体50人ぐらいの新規の方がいた場合には、1人か2人ぐらいの形で所得制限で対象外になってしまう方が出ているというような状況ではあります。これが全体にならしたときには、ちょっとまだ今のところは、その方の所得状況が毎年変わってくるところもありますので、全てが把握できていないというところが今の現状でございます。

以上でございます。

続きまして、110、111ページ、障害者総合支援事業になります。こちらのほう、比較で1億1,167万4,000円の前年比較で増になっているというところの理由でございます。

まず、一番大きな増になっているところは、18節負担金補助及び交付金になります。こちらのほうが前年比較で1億532万2,000円の増になっております。全体的に毎年利用者の増ですとか、あと

は報酬改定などがありまして増加傾向になっておるところでございます。

今年度の特徴といたしましては、生活介護、すみません、負担金の中の介護給付費、訓練等給付費という障害福祉サービスの事業の中の生活介護が約5,200万円、就労継続支援B型が約3,000万円、あと共同生活援助、グループホームが約1,500万程度、それと子供の支援のところになります。児童発達支援、あと放課後等デイサービスで約2,150万円と、それぞれ大幅に増加しているところでございます。

それと、先ほどもご質問であった委託料の宮代健康福祉プラン策定業務委託料、こちらのほうが352万円ということで、昨年と比べても新規で予算を計上しているので皆増という形になります。

それと同じく委託料の中の措置入所の委託料になります。こちらのほう、予算としては毎年2か月分程度を予算計上していたところなんです、ちょっとここ数年、措置入所でこのサービスを使うケースが増えてきていること。あとは、これを使うことによって長期にわたって措置入所が続く傾向がございましたので、お1人分の年間分を計上させていただいたところで、前年比較で258万1,000円増えているという状況になっております。

大きい理由としては以上になります。

続きまして、予算書112ページ、113ページ、障がい者地域生活支援事業の中の委託料になります。広域事業ということで、埼玉北地区管内広域事業の内容ということでございます。こちらのほう、予算のほうで9,297万8,000円を計上させていただいております。埼玉北地区の広域事業というものは、近隣3市2町、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、そして宮代町の、この3市2町で構成している事業になります。

この広域事業で福祉行政のほうを、この近隣が

差が出ないような形で行えるように協議をしているものがありまして、それが埼玉北地区地域自立支援協議会になります。その3市2町が持ち回りで事務局を行っておりまして、今回、宮代町が事務局になりましたので、大幅な1億円近い数字がこちらの委託料として計上させていただいております。

委託料になりまして、じゃ、その先の内容はどのようなものかというものを説明いたします。

まず、常日頃から相談を受ける相談支援事業と、あとは先ほど泉委員からもご質問がありました地域生活支援拠点の委託料と、あとは協議会の運営経費、あとは地域活動支援センターの委託料というものが計上されております。金額の内訳といたしましては、相談支援事業の業務委託料が5,506万円、うち宮代分が812万780円。それと、同じく相談支援事業のところに入ってくるんですが、各相談支援事業所の取りまとめ役になる基幹的な役割を果たす基幹相談支援センターの運営経費というものが1,824万1,000円、うち宮代分といたしまして204万4,128円、地域生活支援拠点運営業務委託料といたしまして947万8,000円、うち宮代分といたしまして140万3,533円。地域活動支援センター事業業務委託料といたしまして1,019万9,000円、宮代分といたしましては122万6,697円となります。

委託料、そのほかに運営経費とか、そういった各種研修を行ったりする経費もこちらの委託料の中には入っているところではございますが、全体として、宮代分としては1,279万5,138円が宮代分の負担金額になります。

続きまして、予算書114ページ、115ページの福祉タクシー等利用料金助成事業になります。

こちらの事業は、福祉タクシー券、ガソリン券を対象の方にお配りいたしまして、いろんな場面で利用していただきまして、ご活用していただく

という事業になっておりますが。

年々減っている状況というところの中で、経費が多くなっているのはなぜかというところだと思います。宮代町につきましては、年間でタクシー券のほうを36枚、ガソリン券のほうを12枚を選んでいただいております。その方の利用の仕方によって、タクシー券、ガソリン券の併用という部分も設けさせていただきましてご利用いただいているような状況です。

まず、対象の方に行き渡るように、もともとは年に1回春先にタクシー券、ガソリン券の申請をしていただきまして、その申請に基づいてお配りしていたところでございます。

そうしますと、何らかの都合で申請に来られない方とかも出てしまう状況がございましたことから、何かこういい手だてがないかというところと、あと、今コロナ禍の関係で窓口のほうをなるべく減らすというほうがいいだろうというところもありまして、前年度に支給した内容で希望された内容で支給しておりますので、その内容で翌年度送るという形に変えたところでございます。その状況で、まずは交付率を上げるということを行ったというところでございます。

実際のところ、その先でどういうふうにご利用していくというところの利用率という形になりますが、利用率につきましては、その方のどういうふうな外出をして、どういうふうにご利用をしていくかというところになってしまうというところがあるので、コロナ禍の関係で利用控えというものもありました。

ただ、それだけで利用率が下がっているということではないのかなというところもありまして、ちょっと分析をしたところ、やはり以前から議員さんからもご指摘があったように、利用の仕方、1回に当たって1枚しか使えないというところが

使いづらいんじゃないかというご指摘もあった状況です。

そういった状況から、町としても、どういうふうにしていくのがいいのかなというところで考えていたところではございますが、当該事業につきましては、町独自の事業というふうには位置づけられているんですが、この事業の開始した当時につきましては、埼玉県の実業としてスタートしている実業でございます。そういう状況で町独自の事業ではあるものの、当時の県主導の実業の形態というのが、流れがそのまま引き継がれている状況でして、町だけの判断で1回の利用で1枚ではない状況、1回の利用で複数枚使えるような状況とかも、町としてはやりたいなとは思っていたところなんです。ちょっとそこがどうしても町だけの実業としてできないというところがあったので、県のほうにも要望を、複数使える状況をつくれないかというところは要望として出していたところです。

そのような状況から、このたび埼玉県が音頭を取りまして、複数枚利用できる状況を検討しているという機運が高まりまして、一応、今、調整中ではございますが、令和5年度から複数枚利用できる状況にする方向性で調整している状況ですので、早ければ令和5年度からは1回の利用で複数枚といっても2枚ということになるようなんですが、その方向で調整しているようなんですが、今よりは少し利用の仕方が利用しやすい状況になるかなというところと、その状況によって利用率も上がってくるかなというふうには考えております。

山下委員からの質問は以上だと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） いろいろと詳しくありがと

うございました。

最初から再質問させていただきます。

社会福祉事業なんですけれども、108ページの。351万減った理由が言われたんですけれども、これは去年も大分その理由で減っていますよね。だから、去年では終わらなくて、今年も引き続いてその事業の継続だということでもよろしいのでしょうか。去年はたしか1億4,581万円、予算から減っていますよね、そういう理由で。執行したとか、元に戻すんだといいまして、予算としてはそういう理由でということになったんですけども、じゃ、今年もそれは終わらずにやったということなんです。そういう理解の仕方でもよろしいのでしょうか。まず1問目ね。

(3)のこれ、重度心身障害者医療費支給事業、今年の10月から資格者対象の所得制限を全員に設けるということなんですけれども、これまだ把握していないということは、10月に始めるのにまだ把握していないというのは、ちょっと、何やるのにもやっぱりこれだけ分かっていて把握もしていないということになると、ちょっと利用者も突然言われたら困るんじゃないですか。事前に連絡するとか、どういうふうに上がりますよ、そういうやっぱり配慮というのは必要じゃないんですか、上げるにしても。私はその利用料を上げるというのは納得いかないんですけれども。少なくともこれは利用者には連絡する、こういうふうな条件になりますよ。上がった人は、平成30年ですか、31年だったのかな。上がった人はその利用料として所得制限やられていると思いますけれども、まだそのまま入院しているとかそういう人というのは上げていないわけでしょう。やはり把握してきちんとやるべきじゃないかなと私は思うんですよ。それが町の行政の携わる人たちの義務じゃないんですか、やっぱり連絡するということは、最低限。

私はそう思います。上げるということは、これは私は大反対ですよ、本当は。

あと、(6)の措置入所委託料というのは分かりました。

113ページの埼玉葛広域事業も分かりました。要するに、宮代が当番でなっているんだよということで分かりました。

この110ページの福祉障がい者ですか、措置入所、これは宮代町が当番だということで分かりました。埼玉葛のほうが当番だということですね。

措置入所等委託料というのは、去年は予算としては78万ぐらいだったんじゃないですか。それが336万になっていると思うんですけれども、その辺のところがちょっと行き違いかななんて思っているんですけども。たしか78万だと思いますよ、去年は。それが百何十万と今言いましたよね、今年、ちょっと違うのかなと思って、今ふと思ったんですけれども。78万ですよ、去年は。間違いないですよ、それで。

もう336万の説明の中で去年は78万だと私は思っているんですよ。百何十万だということで今言いましたので、ちょっと違うのかなと思ひまして。それ1つ。

それと福祉タクシー券なんですけれども、これ利用率が少ない、埼玉県で当初やったからということなんですけれども、埼玉県では令和5年からですか、改善していくということで言われているんです。これは今、埼玉県では補助金みたいなの出しているんですか、出していないんですか。当初は埼玉県が主導でということをしていましたので。出しているのか、出していないのか、補助金として。

ここの予算書を見ると、840万全額宮代町で出していますよね。福祉課のほうに一般財源として。国・県の支出はゼロになっていますから。これは

埼玉県に相談しなくても、自分たちでできるんじゃないですか、やる気になれば。当初はそうだったかもしれないけれども。予算措置も何もしていないんでしょう、埼玉県では。その辺のところをもう一度お願いしたいと思います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君） 福祉課長の宮野です。

社会福祉事業で1億何千万円減っているというお話だったかと思うのですが、こちらの金額については、昨年度は社会福祉協議会がすてっぷ宮代に、旧ふれあいセンターを改修工事するための負担金として1億5,000万円程度負担金を計上していたことから令和3年度にはその金額がありました。工事が完了いたしましたので令和4年度はその工事分がなくなっていますので、その分減額になっているということです。以上でございます。

2点目の重度医療に関しては、把握していないというのは、こちらのほうで言葉の方が間違っちゃったって感じなのですが、大体の把握はしております。ただ正確な数字についてはこちらのほうに申請されてはじめて出てくる数字でございますので、その数字はわからないと。現時点での細かな数字というのも当然把握しているのですが、こちらのほうに資料を持ち合わせておりませんので、その辺については資料がないということでご理解いただければと思います。こういう事業をやるに当たっては、所得制限などについては当然利用者に対しては十分説明していかなければならない事項でございますので、その辺についてはしっかりやっていきたいと考えております。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

先ほどの課長の続きでございます。所得制限とところでございますが、こちらのほうですね、今現在行っている確定申告、この内容に基づいて実際所得制限の状況を確認してまいりますので、今の現段階では、どのぐらいの方が所得制限で対象になるか、対象外になるのかというところは、その今の確定申告の結果を受けての話になるということをご理解いただければと思います。

それと、先ほどの措置入所のところでございますが、措置入所につきましては先ほどもご説明させていただきましたが、これまで2か月分ぐらい一応予算措置をしていたところでございます。

ただ、最近の措置入所のこの委託料のところが、頻繁に使われるような形になってきたこと。あとは使う形になっては長期にわたって利用されるという形になりますので、1年分を計上させていただいた形になりますので、昨年と比べて258万1,000円増額になったということでもあります。

再質問の最後のところで、予算書114ページ、115ページの福祉タクシー等利用料金助成事業のところでございますが。

まず、この事業自体のスタートが埼玉県の事業ということで埼玉県の補助がありました。補助事業としてスタートしていたところなのですが、こちらのほうが埼玉県が補助をもうしないよという状況に変わって、ちょっと正確にいつからというところが、私の記憶によると、平成20年ぐらいからだっかなとは思いますが、そのぐらいから町、要は市町村の単独事業という形で独自にやっていかなくはいけないというところではあります。

ただ、福祉タクシー券につきましては、県内のタクシー事業者との調整がどうしても必要になってしまっていて、その部分については県のほうで調整をした上で協定を結んで、協定を結んだタ

クシー事業者と町のほうでこの事業を進めていくという形になっております。

そのような状況から、町単独で独自にどんどん進めていけるかといったら、そうではないところがございまして、そのの部分については、町で独自に行けないところにつきましては、県のほうにお願いしながら、協定の見直しをお願いしたというところで、令和5年度からは取りあえず複数枚で利用できるような状況を整えていこうということで調整が今入っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 最後のところから。タクシー券については分かりました。まだまだ県のほうのそういう調整が必要だということが分かりました。

それと、重度心身障害者医療支給事業、確定申告を受けてからちゃんと調べてからやるんだよと。これは所得制限ということは上限が決まっているんですか、最後にお聞きしますけれども。その辺の上限額というのはどういうふうになっているのか。そういう詳しい上限額幾らで、最低限はこうだよと。最低限はこうで、上限額はこれ以上はもう所得制限の範囲の中だよというふうな、それが分かればおっしゃってください。それは分かりますよね、たしか。

それだけですな。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

上限額、所得制限の限度額という形でちょっとお伝えさせていただければと思います。

こちらのほう、扶養親族がなし、本人のみという場合、所得制限の基準額が360万4,000円、これ

を給与収入で換算いたしますと、518万円の収入が給与収入としてあると、所得制限になります。

例えば、本人と例えば働いていない奥さんが扶養でいますという方につきましては、所得制限の基準額につきましては398万4,000円、給与収入で換算しますと565万6,000円になります。

先ほどの収入のない奥さんがいて、さらに子供がいますというような扶養親族が2人の場合、こちらのほう、所得制限基準額が436万4000円、給与収入で換算いたしますと613万2,000円になります。

扶養親族が3人の場合になります。所得制限基準額が474万4,000円、給与収入で換算いたしますと660万4,000円。

扶養親族4人の場合、所得制限の基準額につきましては512万4,000円、給与収入で換算いたしますと702万7,000円。

それ以降につきましては、1人扶養が増えるごとに、所得制限の基準額が先ほどの4人でお伝えした512万4,000円に38万円ずつ加えていくというような内容になります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

ここで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時24分

○委員長（川野武志君） 再開します。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

予算書108ページ、109ページ、社会福祉事業の社会福祉推進事業補助金に。

3点質問をさせていただきます。

1点目は社会福祉推進事業補助金についてです。こちら、社会福祉協議会の補助金ということで、昨年からフードパントリー事業など始まっていると思うんですけども、4年度に新たにまたフードパントリーについて、していくことなど教えていただければと思います。

2点目、その下の民生委員・児童委員活動費等補助金についてです。こちら資料の22ページにもありますけれども、昨年、民生委員、児童委員の活動ということで、このようなことをされていたと思うんですけども、このコロナ禍の中で、このような活動をしてみて、また4年度、どのようなことをしていくのかということと。

あともう一つ、民生委員・児童委員推薦会委員ということについて教えてください。

3点目が、予算書の112ページ、113ページ、前段でもありましたけれども、障害者地域生活支援事業の埼玉北地区管内広域事業についてなんですけれども、先ほど内訳等教えていただきましたけれども、こちらの委託先、地域活動支援センターなどの委託先はどちらなのかをお伺いいたします。以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

まず1点目、予算書108ページ、109ページの社会福祉事業、18節負担金補助及び交付金の社会福祉推進事業補助金ということであります。

こちらのほうは、基本的には社会福祉協議会の職員の人件費が主なものになっております。その中で、その職員の方々が実際にいろんな事業を行っていくというところで、大きい内容でいきますと、第5次総合計画前期実行計画というものを社会福

祉協議会が中心になって、福祉課部門については行っているような状況であります。

いろいろな事業を行っているので、ちょっと説明させていただきますと、まずは大きなところで社会課題に対応したセミナーやイベントを開催ということで、こちらのほう、人材育成というところになります。人材育成のところの中では、地域サロンとかエンジョイ参加者などを対象とした講習会をやって、ボランティアさんを増やしていく形を取っていたりとか、あとは様々な方が困らないように、地域の見守り声掛け店というところで協力店を募集したりとか、そういったものを行っております。

あとはセミナーとかイベントを行うことによって、新規のボランティア登録が増えたりとかしてございまして、団体でいきますと、今年度だけで7団体増えています。あと個人ですと17名のボランティア登録があったような状況です。

ご質問の中にあつたフードパントリー、いわゆるフードバンク事業、宮代版のフードバンク事業ということで、町のほうと社会福祉協議会でいろいろどんな形がいいのかというところを相談しながら進めていったところ、まずステーションの設置ということで食材等を集めるということでステーションの設置、こちら町と社会福祉協議会それぞれ2つずつあったんですが、その後、各郵便局、宮代郵便局、和戸郵便局、姫宮郵便局が増えまして、現在5か所になります。今後、無印良品とかそういったところにもご協力いただきながら増やしていく予定でございます。フードドライブにつきましても、提供元ということで現在19か所あります。主なところをちょっとお話しさせていただくと、杉戸農業高校、新しい村、埼玉県フードバンク埼玉、埼玉県こども食堂ネットワークなどにご協力いただいて、食材等を集めている状

況です。

フードパントリー、今度配るところになります。配るほうにつきましては、年間、令和3年度につきましては14回実施して733名延べお配りした状況でございます。

内訳といたしまして、生活困窮者の方に9回の454名、子育て世帯につきましては2回の94名、日本工業大学の学生に3回185名という形になっております。

セミナーとか行った結果、フードドライブボランティアということで登録が現在15名となっております。令和3年度のうちに14名、もともと1人の方がいらっしゃってさらに新規の方が14名登録したということで15名という形になっております。令和4年度につきましては、これからどんな形で令和3年度の内容を踏まえて、展開していくかということになっていくかと思っております。令和3年度の実施状況である程度うまくいっている部分がございますので、そこを継承しながら、さらに増えていけるような事業も充実していけるような状況をつくっていきたいと考えております。

続きまして、民生委員・児童委員ということで、同じく社会福祉事業になりますので108、109ページになります。

活動ということで、事前にお配りした委員会資料の22ページに、3年度の活動内容を掲載させていただいているところでございます。やはりコロナ禍の影響がございまして、会議を中止せざるを得ないとか、もともと予定していたものを少し後ろ倒しにしたりとかという、ちょっと様々な工夫をしながら事業を進めていたところでございます。

視察の研修とかも予定していたところなんです。二、三回ちょっとタイミングを逃して延期延期で、結果的に令和3年度できないということにはなってしまったのですが、一応そういう状況で

す。令和4年度のほうですね、今の現在の状況からするとあまり令和3年度と変わらないコロナ禍の状況でもあるのかなというところでもあるので、3年との経験を踏まえて事業展開をかけていければ、民生委員さんの活動に貢献できるような研修を考えていければと思いますのでよろしくお願い致します。

民生委員・児童委員の推薦会につきましては、予定としては年に4回開催する予定であります。1月、4月、7月、10月ということで委嘱のタイミングがございまして、その前の月に開催するという形で考えております。令和3年度につきましては、推薦会を開くタイミングのときに、民生委員さんとしての候補者が挙がっていれば開催するんですが、令和3年度につきましては1名の方が追加として出てきていただくという形になりましたので、1月20日にその1名の方を推薦会で諮りいたしまして、一応、令和4年4月に委嘱する予定で段取りを今進めているところになります。

推薦会の委員さんにつきましては、全部で7名になります。民生委員・児童委員の会長さんとか、あとは福祉に携わる方とか、そういう少し、民生委員さんの業務内容とかも理解しているような方々が委員になっていただいている状況です。

続きまして、112、113ページ、障がい者地域生活支援事業の広域事業の委託先というところです。

まず、令和3年度の状況で委託先のほうをお伝えさせていただきますと、まず相談支援事業につきましては、社会福祉法人のみぬま福祉会、あとは社会福祉法人のじりつ、それと社会福祉法人のひらのになります。

基幹相談支援センターにつきましては、その委託相談の3法人を中心に、基幹的な役割を果たすということになりますので、そこが共同企業体を立ち上げまして、その3法人の代表のところのみ

ぬま福祉会になりますので、共同企業体に委託しているところになります。

もう一つが拠点につきましても同じく共同企業体に委託しております。

最後に地域活動支援センターにつきましては、社会福祉法人じりつになります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

再質問をさせていただきます。

社会福祉事業のフードパントリーの件ですけれども、現在フードドライブの輪が広がって回収場所だったり、ボランティアの方も増えていると思うので、令和4年度もこのような状況をより支援していくということで承知いたしました。令和3年度やってみて食材の量など需要と供給についてもどうなのかということで、今後福祉関係の方からも宮代町にフードドライブができて良かったねというお声をいただいているのですけれども、ほかの地域の自治体よりは少ないということで聞いているので、今後このような活動をしていく方を増やしていくのか、それともこの拠点を一つ大きくしていくのかということを考えたいのと。

久喜市と幸手市と連携して広域でフードパントリーをされるということも少し聞いたのですけれども、そういうことも今後されるのかということをもう一度伺います。

2点目の民生委員・児童委員についても委員の推薦会については承知いたしました。

民生委員・児童委員の活動なのですからこちらの22ページにもありますように工夫されているということなのですから、活動についても研修をすごくいい内容でされていると思うのですけれども、民生委員・児童委員の方がこのような研修の内容を知っていることはもちろんなのです

けれども、それ以外の町民の方がこのようなことを理解していることによって民生委員・児童委員の活動がしやすくなると思うのですけれども、そのあたりの啓発などはどのようにお考えなのかもう一度お聞きします。

3点目の埼葛北地区管内広域事業については承知いたしました。こちらの関わる方の相談業務ということになっているんですけれども、なかなか町民の方がこういう活動をしているということも分かりづらいというところがあるので、こちらの啓発についても伺います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

まずフードドライブについてでございますが、需要と供給のバランスはどうなんだろうというところなんです、まず町の役場のところ、福祉課の前に籠を置いて入れていただけるようお願いしているような状況の様子を見てみると、やはり偏りがどうしてもあるのかなと感じます。特に、お米は非常に時期的なタイミングで多かったりとかする。要は新米が出る直前とか、その直後とかというのはお米がすごく提供していただいて、社会福祉協議会についてもお米はすごく来ています。そこを必要としている方も非常にいますということでは1点あります。

ただ、その一方でお米だけではなかなか栄養バランスとかを含めるとなかなかちょっとバランス整わないのかなというところかというと、おかずになり得るようなものというのは、やっぱりレトルトとかそういった部分で少ない状況になっておりまして、そういった部分は一般の方からはなかなか難しいのかなというところだったので、野菜と

かは杉戸農業高校とか新しい村とかからの提供になってくるのかなというところで考えています。

提供バランスについては、どうしても寄附でのものがあるので、どうしてもその需要と供給のバランスが整わないところは当然出てきてしまうのかなというところなんです、そこは県のほうでやっている事業とかも含めて連携を図りながら進めていきたいなというふうには考えております。

あとは、今の活動をどういうふうな展開でというところでは、まだ始まったばかりです、宮代町では。そういう状況の中では、まずは今のやり方を軸として進めていって、その後にさらにというところがあれば考えていければというふうには考えておりますので、よろしくお願いします。

あと、久喜とか幸手とかと連携をというところの部分では、当然、宮代町だけでは完結できないところもございます。そのような状況から、状況が許せばというところと、あとは連携を図ってやっていける環境とかも含めて考えていく必要性はあるとは考えていますので、その辺ご理解いただければと思います。

続きまして、同じく社会福祉事業のところの予算書108、109ページ、民生委員・児童委員の内容です。

こちらのほう、民生委員・児童委員さんが地域で活躍できるような内容をどういうものかいいのかなというところは、民生委員さん等含めて考えていっている状況です。中には、一般の方々にも研修のときに参加していただいて話を聞いてもらいたいなという内容もございます。ただ、今の現状のコロナ禍の状況でなかなか難しいところは人が集められないというところがございまして、そういったところでは、今後どのように一般の方々に周知していけるかというところは、ちょっと課題かなというふうに考えております。

続きまして、予算書112、113ページ、障害者地域生活支援事業の広域事業の委託先とかが、やはり委託していて、その先のどこで何をやっているのか、どういう相談ができるのかというところはわかりづらいというところはお指摘のとおりかなというところです。

というのもありまして、パンフレットを作ったりとかして周知をなるべくできるようにはして、対象の方とかにもそういう宣伝はさせていただいている状況です。

まずは、困ったことがあれば、こちらのほうに相談していただいて、その内容に基づいて委託している相談支援事業所とかを紹介したりとかして、つなげていくというのは今もやっているところなので、そこを基本としてやっていければと思いますのでご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ありますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） おはようございます。お願いします。

大きく3点です。

1点目は113ページ、手話言語条例の策定に向けた検討が入っています。私もこれ必要だと思っていたので、これから委員とかも出していくと思うのですが、どういう段階を踏んでいくとか中身をわかるようにご説明ください。

それと108ページ民生委員・児童委員についてです。昨年よりは民生委員の方皆さんがんばっていると思うのですが、地域の協力員だとかボランティアだとか、民生委員さんの協力が必要不可欠だと考えてくださっていると思うのですが、どういうふうに進んでいるかその辺をお願いします。

あと、資料の7ページの障害者手帳をお持ちの

方の数が載っているのですが、障害者手帳と介護保険、障害者手帳でお願いできることと、障害者手帳でできるかと思っていたら介護保険の申請をしていないとできないということを知らなかったという声をお聞きしているのです。健康介護課と福祉課との連携、障害者手帳を取得していても一番軽い5級だと元気に暮らせたりしていて、病気をしたりしてだんだん必要になっていったときに、自分は障がい者だからいいかと思って手続きもしない、その辺り、担当としてどの程度把握しているのか。先ほど言ったように、介護福祉との連携で申請しなきゃいけないとか、ケアマネジャーに相談しなきゃいけないと、その辺りどういうふうにされているのかお願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

丸山委員さんからのご質疑にお答え申し上げます。

まず、112ページ、113ページの障害者地域生活支援事業の中の報償費の謝金のところで、手話言語条例検討委員会謝金ということで載せさせていただいているところです。こちらのほうは、今現段階の予定になりますが、4年度中に委員さんを募りまして、いろいろどんなことをやっていったらいいのか、どういう周知をしていくのがいいのかというものを含めた条例の制定に向けた検討をまいります。

その後、パブリックコメントとかを実施した上で条例の素案を確定させて、令和5年の6月議会のほうで条例の審議をしていただこうかと考えております。

委員さんにつきましては、やはり、ある程度の

福祉に明るい方が必要になってきますので、そういった部分で相談支援事業所の方ですとか、福祉施設の関係者、あとはボランティア団体さん、そういったところを当たりまして、委員さんを募ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目、予算書108ページ、109ページの社会福祉事業の中の地域のボランティアの関係のところ、ボランティアの関係ということでございます。

こちらのほう、やはり第5次総合計画前期実行計画というところの中で、やはり地域のボランティアさんで民生委員さんも含めた形で、いろいろな情報収集ができる方がやはり必要ということと、民生委員さんの要は成り手不足という部分の解消も含めて、成り手に成り得るような方の育成もしていけないと、今の状況を打破できないというところがございます。

そういったところから、推進委員という、地域福祉の推進委員という名称で今行っているところなんです、その養成講座とかを実施しているような状況です。

今年度、令和3年度につきましては、地域交流サロンですとか、エンジョイとか、健康介護課のほうで行っている事業に積極的に参加されている方々を対象に養成講座のほうを実施するという状況で、ちょっとまだ今年度これから一応予定では3月17日、来週予定なんです、養成講座を行いまして、今の段階だと7名程度が参加する予定ということで動いているという状況です。

こちらのほうは、講座を受けたからすぐできるとかそういう話ではないので、この地道な活動を続けていきながら、民生委員さんに成り得る人材を育成していきたいというふうには考えております。

続きまして、ちょっと予算書のほうには直接書

かれていないところなんです、障害者手帳の取得と介護保険のサービスの関係という内容かなとは思いますが。

まず、手帳につきましては、その方の本人の状態で像によって手帳というものが出てくるものになります。一方で、その手帳を取得した先として、必要なサービスを提供するような状況になってきますので、そこが障がい福祉サービスのほうに行くのか、それとも介護保険のサービスのほうに行くのかというところになってくると思います。

一番大きいところは、介護保険のサービスにかかっているのは、手帳を持っていたとしても65歳という、介護保険のサービスを純粋に受けられる1号保険者の方が介護保険優先としてサービスを受けていただく形になります。

一方で、障害者手帳を取得していて、おおむね65歳未満の方というのは、障がい福祉サービスとか、障がい者のサービスのほうになっていきます。その受けている方々が年齢が65歳になった時点で、介護保険のほうに引き継ぐという制度になっておりまして、これは宮代町だけではなくて、ほかの自治体も同じようにやっています。

ただ、介護保険のサービスのほうでサービス提供できない内容で、障がいのほうではあるよというような内容であれば、障がい福祉サービスのほうとか、障がい者のサービスを受けるということも可能となっております。

あともう一つ、手帳の取るか取らないかという判断の部分は、やはりご自身の体の具合とか、あとは手帳取得に当たっては、専門の先生の診断書が必要になってくる。その部分につきましては、町ではその方の状況がどうなのかというところがやはり把握はちょっとできない状況ではありますので、ご相談いただければ可能性という部分で、最終的な判断は先生になるので、可能性という部

分はお話しできるかなとは思いますが、ここのご相談がないと、その方がどういう状況にあるのかというのはやはりこちらではちょっと把握できない状況にはなってしまいますので、まずは町以外でもケアマネジャーさんとかお医者さんとかいらっしゃるので、そこにご相談いただければと思いますのかというのは決めていただければと思いますので、その辺ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。

再質問をさせていただきます。

条例の制度に向けて、これからやっていくということで分かりました。これとかもやっぱり専門的なことなので、またボランティアさんとか手話サークルとか皆さん入っていかれると思うんですが、やっぱりこれも公募とかもあるのか、お聞きいたします。

あと、そうですね、公募があるかお聞きいたします。

あと、ページ108、109の民生委員さんですね。成り手不足で育成というので、これはもうぜひとも力になっていくと思うのでお願いしたいんですが。

3月17日に予定しているということなんです、民生委員さんにつながっていつて、ある程度若い、今、多分、担当課の方も大変で、年齢層が上がってきてしまっているというところがすごく大変だと思うんですが、参加される方がやっぱりある程度、仕事もしているし難しい時期ではあるんですが、若い人の参加というのはありそうなのか。年齢聞いていないので分からないとは思いますが、その辺どうなっているのかお聞きします。

あと、障害者手帳のことなんですけれども、ちょっと私の質問もちょっとうまくできなかったの

で申し訳ないんですけども、障害者手帳を持っていて、体がだんだん悪くなっていても、本人そんな悪いと思っていないので、見るからに周りが思っているから、介護保険制度使えるよって周りは思うんだけど、結局申請をしていないために、階段の手すりを付けるというときに、もう自分で直しちゃったけれども、ちょっとご相談もさせてもらったんだけど、健康介護に言ったら申請されていないのでできません。手で付けちゃったものではできませんって後から聞くんですけども、何かそういうのって、ちょっともっとう介護申請していないとちゃんと受けられない。手帳を持っているから、ああこういうのできるのかな、もしかしたら補助が受けられるかなんか思っている方もいらっしゃるんで、何かそういう辺りを、連携、もうちょっとできないかなと。市とかによっては、本当いろんなサービスが1人のところに行けば全部できるというところまでいろいろ出てきていますよね。

それで、前回もちょっと、この関連に対してちょっとご相談したときに、すぐに健康介護課をご紹介していただいてご相談したんですけども、やっぱり何かそこで連携ができると、もうちょっと町民の方で、本来ならもっとサービスを受けられるのに知らないという方がいらっしゃる、ほかにも結構いらっしゃるんですね。そういう辺りをもう一回ちょっと担当課としてもうちょっとできるような方法がほしいと思うのですが、その辺ちょっとお願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

まず、1点目手話言語条例のほうですね。委員

さんの中に公募の委員は募集するのかというお話だと思います。

こちらのほう、公募の委員さんも募集する予定でございます。もともと委員構成がそれほど大規模なものではない委員会になりますので、恐らく1名程度になるかなとは思いますが、募集をかける予定でございます。

続きまして、2点目の地域ボランティア、地域福祉推進委員の状況ですね。こちらのほう、若い人はというところではありますが、今回、参加される方というのが地域交流サロンとかエンジョイとかの参加者になっていきますので、なかなかそういう状況の中では、ふだん仕事をされている方はほばいないかなという状況です。ちょっと内容まで7名の状況を確認していないんですが、一応そういう状況なので、ある程度の年齢層になってしまふかなというふうな状況であります。

あと3点目ですね。3点目のサービスの関係でございますが、まず手帳を取得した段階では、こんなサービスが受けられますよということと、あとはこのサービスを受けるためにはどういうタイミングで申請しなければいけないよという部分も含めて、福祉課のほうでは説明させていただいています。

仮に、相談などで事前に何かあれば相談してくださいというふうな話をしているところではございまして、年齢要件、先ほどお話しした65歳のところの中で、うちのほうの相談を受けて、福祉課のほうでサービス提供はうちではないというところであれば、健康介護課のほうの介護保険サービスのほうにつなげていくということは行っております。

実際、居宅介護、住宅改修とかを行うというのは、やはり健康介護課のほうでも障がい福祉サービスのうちのほうのサービスでも事前の申請でど

んなことをやるのか、それが障がいがあつての必要なものなのかどうかという判断がどうしても必要になってしまいますので、事前の申請というのは必要になってしまうのかなというところです。

ですので、できれば困ったことがあれば、身近に相談できる人がいれば、その方にさせていただいて、あとは町のほうの担当のほうに相談していただければスムーズに進むのかなと思いますので、その辺ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。ありがとうございます。

手話言語条例のほうは公募としては1名ということでした。

あと民生委員の年齢なんですけれども、皆さん、地域で多分支えあうので、まずはそれからいいんですけれども、そういう比較するときに、やっぱり若い人とか、やっぱり働いている人が対象だと思うんですけれども。ちょっと働いている人とかでやっぱり医療関係の人でも結構町の協力とかもしている方はいらっしゃるって、そういう方って考えてこうやってくださるので、やっぱり土日とかもそういうきっかけを作る。すぐは無理かと思うんですけれども、たくさん関わっていくようにお願いいたします。

あと、障がい者のほうは今ご答弁いただいたように、困ったときに相談しやすい福祉課というものを町民に分かるように、多分、受け側の担当課はそういうつもりでいるんですけれども、なかなか町民のほうには、昔、障害者手帳とか取得していくと、だんだん相談しなくなってしまっているところもあるので、何かやっぱりさっきご答弁いただいたような相談しやすい福祉課になっていただきたいと、さらにお願いしたいと思いま

す。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君） 田島です。

2点よろしく願いいたします。

予算書のP109の社会福祉事業、その中で社会福祉推進事業補助金2,476万6,000円、これ先ほどありましたように、社会福祉協議会に対する補助金と、あとプラス50万ということで、西原自然の森活用事業の合計金額だと思うんですね。

実際、来年度から新たな福祉の拠点づくりの具体的内容ということなんですけれども、その拠点づくりがされると思うんですけれども、今現在、土日がやっぱり社協って閉まっています。オープンスペースということで囲碁とかをやる方もいるんですけれども、そういった意味で土日のオープンということは、これからやっていくのでしょうか。また拠点づくりの内容というのはどういった内容なのか教えてください。

あともう一点は、資料の7ページ、先ほどいろいろ質問があった障害者手帳についてということで、身体療育というのはほぼ横であり増減がないんですけれども、精神のほうは一挙にもう30人以上、急に増加しているんですね。その増加の内容とか、その傾向は把握しているのかどうか。

あと、ちなみになんですけれども、この1級、2級、3級のその精神障害者の年金額が分かれば教えてください。

以上2点です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

まず、1点目、予算書108、109ページの社会福

社事業の負担金補助及び交付金の社会福祉推進事業補助金になります。

こちらのほう、内訳を正確にちょっとお伝えしたいと思います。

まず、社会福祉協議会の補助金として2,400万、あとはこども食堂分ということで8万円、あとは第5次総合計画の福祉の拠点づくりの関連で50万。そのほかに、建設国保、あと土建国保のほうへの補助金が、建設国保で4万1,000円、土建国保のほうで11万5,000円ということで計上をさせていただいております。

拠点づくりについてのまず内容ということで、こちらのほうは令和3年度に実施している内容を継続的に実施するというので、令和4年度もまずはそこからというところで考えておりまして、地域福祉推進委員の養成講座、フードドライブ関連の養成講座、災害関連のセミナーの実施、西原自然の森フェスタをそれぞれ実施していく予定でございます。

そのような状況の中で、ボランティアとか福祉に携わる方を増やしていきたいというので考えておりまして、あとは福祉関連の団体さんが連携するようなプラットフォームづくりということで、活躍の場を作っていきたいというふうに考えております。

それと、社会福祉協議会、福祉の拠点というところの中で土日がオープンされていないというところでございますが、一応、こちらのほう、その部分、土日やっていないというところは課題としてはあります。今後、土日も含めてオープンをどの程度できるかというところは検討をしていく一つかなというふうには考えておりますので、今すぐちょっと今、私のほうでこうしますというところまではまだ検討していない状況ではございますので、お話しできないところではあるんですが、

ご指摘のあるとおりの部分もあるのかなという部分ありますので、そこは検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

それと、手帳の関連でございます。

手帳の精神障害のある方が増えているという状況なんですけど、こちらのほう、年々、精神障害者保健福祉手帳の方というのは増傾向でいて、元年度と2年度はあまり変わらない状況ではあったんですけど、恐らく3年度につきましては、このコロナ禍の部分の影響も多少出ているのかなというところではあります。ただ、申し訳ないんですが、この335の方々の内容がという部分につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんのでお答えできない状況ではあります。

それと、年金についてなんですけど、この手帳の1級から3級イコール年金の等級ではない状況ではございます。1級の方ですと年金も1級になることが多いのかなという。人によって1級だからといって1級の年金ではなくて、1級でも2級の年金になる方もいらっしゃいます。その方の障がいの内容ですとか、状態像によって年金の支給内容も変わってくるという状況になっております。

等級によつての年間の金額というところなんですけど、すみません、手元に数字を持ってきたいないので詳しい金額がお伝えできないんですけども、おおむねというところでいいますと、1級の年金は年間で90万の後半、九十七、八万だったと思います。2級の年金になりますと、80万を欠けるぐらいだったと記憶しております。詳しいちょっと金額につきましては大丈夫です。

それでは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 田島委員。

○委員（田島正徳君） ありがとうございます。

やはり、このすてつ宮代、すごいきれいになって、やっぱり1億5,000万もかけて、トイレも

きれい、いろんなところが整備されて、すごいよくなったと思うんですね。じゃ、今というか、昨年度から進修館がワクチン接種でいろんな部屋が使えない。じゃ、ボランティア登録しているから向こうを使おうかなと思うと、土日がどうしても閉まっているので、どうしても制約をされる。

こういうコロナ禍で会議室がないというのがすごいやっぱり住民の方が困っていらっしゃるの、他市町村だと社協が管理しているビルで会議ができたり、土日が会議ができたりということがあるので、そこら辺は今後柔軟にやっていっていただきたいなと思います。そうしないと、じゃ、土日休みだから使えませんということになっちゃうと、もうボランティア団体も動けないし。

あともう一点は、社協と連携して、この災害時ボランティアセンターというふうなことをあそこに置くのかどうか。町としてどういうふうに考えているのか。じゃ、いざそのボランティアセンターをあそこに置くということになったら、そこら辺の行動計画とか、いろんなことに関してどこまで進んでいるのかということをお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

まず、すてっぷ宮代の活動拠点というところの中で、土日を使えるようにできればという、ボランティア団体さん、ボランティアさん含めて、やはり土日も含めて動いているというところは認識しているところではございます。

ですので、今後その辺も含めて、含めてと言うよりも踏まえて、どのような、あそこのすてっぷ宮代を開館していく形がいいのかというのはちょっと検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

それと、災害ボランティアセンターの立ち上げをどこにということですが、やはり災害ボランティアセンターにつきましては、すてっぷ宮代のほうで立ち上げるような状況になるところでございます。

実は、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練というものを今年度も予定しておりまして、やる予定でしたが、ちょっとこのまん延防止の関係で、コロナ禍の関係でちょっと人を集めてやるというのが難しくなってしまうと、本当は2月の後半に実施予定だったんですが、そういう状況でできなかったというところで、一応ボランティアセンター立ち上げについてどんな感じでやっていくかというところは、社協の職員の中で共有を図った、確認をしたというところでは報告を受けているところでございます。

ですので、ちょっと今回の場合はボランティアさんとかも含めての訓練ができなかったというところは残念でございますが、一応そのような段取りで進めているという状況になっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 田島委員。

○委員（田島正徳君） ありがとうございます。

やっぱり災害時に拠点となるということをやったりとつくってもらうということがやっぱり必要であり、この台風・地震、いろんなことに関して、あそこでもう統一的に全部完結できる、資材も運ばれて、ボランティアの受入れもできてというようなことを進めるために、あそこの駐車場のところに屋根をつけていただければ、台風時にみんな長靴を脱いであそこで登録してというようなことではなくて、屋外で長靴を履いたまま登録できて、水の補給もできてというようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。屋根の増設、ボランティアセンターとして、そういうようなことは考えて

いらっしゃるのでしょうか。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君） 福祉課長の宮野です。

災害時のボランティアセンターの運営の関係で駐車場のところに屋根を設置することに関して検討しているかというご質問ですけれども、当然屋根があるということは活動するうえで大変やりやすい状況になるということは認識しているところでございますけれども、現在では、具体的には町のほうで設置するというところまでは検討していないと。

今後につきましては、どのような形で先ほど副課長から答弁ありましたけれども、訓練とかを通じてボランティアセンターの在り方といいますか運営の仕方が効果的なのかということを社協と連携しながら考えていきたいと考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○委員長（川野武志君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 0時18分

再開 午後 1時17分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

引き続き、福祉課分の質疑を行います。

質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

前段の議員で問題が出ておりますので、私からは確認しながら質問させていただきたいと思います。

5点についてお願いします。

まず、108、109ページの社会福祉事業の民生委

員、児童委員の関係でございます。これについても、前段の議員の中で出ました。町としてもいろいろ努力はしていると思うんですけれども、成り手の育成、それから養成講座、いろいろやっているわけなんですけれども、それでも欠員が7名現状でいるわけなんですけれども、これをどう打開していくかということで、先ほどいろいろ説明もありました。これは、見た目は欠員が7地域にあるわけなんですけれども、実際細かく聞いて見ると高齢の方もいますよね、民生委員、児童委員さんの中には。高齢化だから、高齢の方だからいいとか悪いとかではないんですけれども、やはり役割からいくと相当きつい方もいらっしゃるんじゃないのかな。中には、成り手がいないので、なかなか辞められないというふうに、そういう方もいらっしゃるかもしれません。これは、私は、かもしか言いようがないので、その点ではどういった状況なのか。これはなり手と、また、欠員との関係なんですけれども、やはりこれはずっとなかなか難しくて、続くのかなというような状況もあるかと思うんですけれども、そういった点ではどういうふうな打開をしていくのか。その点についてお尋ねしたいと思います。

2点目は、110ページ、111ページの障害者総合支援事業でございます。

これは、金額も予算額もかなり大きくなって増額にもなっています。これについての内容ですね、生活介護とか就労継続支援や、放課後等デイサービス等の介護給付、訓練等給付費の実績勘案で増額したという説明がありましたが、これについては、その下の第6期障がい者基本計画等の策定に向けたアンケート調査の実施もありますけれども、これはそんなに大きな金額ではないと思しますので、その実績勘案により増額した部分ですね、その点についてお示し願いたいと思います。

それから、今、言いました第6期障がい者基本計画策定に向けたアンケート調査なんですけれども、これは従来と変わった点はあるのかどうか、その点についても伺いたいと思います。

それから、112、113ページの障害者地域生活支援事業なんですけど、これにつきましては、これも前段で出ました手話言語条例の策定に向けた検討ということで、先ほども具体的に来年度の6月議会にはもう提案していきたいというふうなお話が、答弁がございました。これは、ろうあ者とか、耳の不自由な方にとっては非常に朗報だと思います。この件については、もう検討ということだったので、恐らく条例制定するんだろうなという感じは受けていたんですけれども、具体的にこれから、先ほども言われましたが、特に、条例の大きな目的ですね、それはどういうところに置いているのか、その点、お示しをしたいと思います。

続いて、福祉タクシー等利用料金助成事業、これにつきましても、前段の山下議員のところでも答弁がございました。私も総括質疑で行いましたけれども、なかなか利用がされないという、どこに問題があるのかということでこれまでもお聞きして、改善点なども聞いてきたんですけれども、今回、1回の利用で複数枚数にしていくということ、それはまだ調整中ということなんですけれども、でも早ければ令和5年度からというような答弁もございました。これについては、これである程度、利用が進んでいくのか、その点で改善としては現在のところこういうふうに考えているということなんですけれども、これで利用は進むのかどうか。もちろん、新型コロナ禍での影響もあるとは思いますが、これまでの状況と、これで変わっていくのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

それで、最後なんですけれども、生活保護の関

係についてお尋ねしたいんですけれども、これはもちろん福祉事務所の関係で、直接はということがあるんですけれども、やはりマスコミ等では、もうコロナ禍の関係で過去最高の受給者というふうに報じられておりますけれども、そういった点では、宮代町ではどういう状況なのか。資料等も出ておりますけれども、それらと加味してお示ししたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

丸藤委員さんの質疑にお答え申し上げます。

まず、108、109ページの社会福祉事業の関係で、民生委員、児童委員の成り手と欠員状況というところの中で、今後どういう方向性でやっていくのか、民生委員さんも高齢の方もいて、仕事がきつくてというところで、成り手もなかなかいないのではないかなという状況のお話だったと思いますが、確かに、成り手という部分では欠員になってしまっている地域については、区長さんとか自治会長さんとかともお話をしても、なかなか新しい方、人材という部分が出てきていないという状況でもあります。そのような状況の中で、何もしなければ、今の状況が維持、もしくは欠員の状況がもっと悪化するような状況になっていくのかなというところでもありますので、そういった状況の中では、第5次総合計画の前期実行計画のほうで地域福祉推進委員のほうを養成するということで、直接、民生委員さんに最初はならなくても、民生委員さんになり得る人材を見つけていく、もしくは育てていくというところが必要ではないかなということで、今そういう準備をして講座を開いて、人材確保に努めていくというところで考えて

おります。ですので、すぐに欠員のところにその方々が入って活躍できるかといったら、急に講座を1回、2回受けただけで活躍できるような職種ではないというのも、こちらも理解しておりますので、地道な活動を踏まえた上で人材として育てて、民生委員、児童委員さんのほうになっていたければというふうに考えております。

1点目は以上になります。

2点目、予算書110、111ページ、障害者総合支援事業になります。予算増ということでありますが、具体的なところというところになります。

資料のほう、委員会資料、事前に提出させていただいております資料のほうで、9ページになります。

9ページのほうで見ていただくと、まず、介護給付費のところで、放課後デイというふうに書いてあるところが、令和2年度については47名、3年度につきましては73名ということで、こちらのほう、大幅に増加しているような状況であります。

それと、今度は下の段の訓練給付と書かれているところで、就労継続B型、こちらのほうも令和2年度が46名に対して、3年度につきましては55名ということで、こちらも大幅に伸びているような状況となっております。

そういう状況の中で、実績勘案という形で伸ばした状況ではございますが、そのほかに要因として増の見込みとしたところがございます、そちらのほうで社会福祉協議会の移転に伴いまして、ひまわりの家、すだちの家のほうが、すてっぷ宮代のほうに移動しました。その関係で支援をするスペースが広がったことによりまして、定員を増やすということと、サービス提供内容、こちらのほうは現在の利用者のほうが高齢化してきたりとかありますので、その方々の利用の状況、利用者の状況を鑑みて、定員と、あとはサービス内容の

見直しを行ったというところですよ。

定員のほうも増やした上で、サービス内容ということで、もともと就労移行、自立訓練、就労継続支援B型、生活訓練ということで、4つのサービス提供を行ってございましたが、今回の見直しに伴いまして、生活訓練と就労継続B型の4本から二本立てという形にしております。その結果、もともと就労移行とか自立訓練とかの方々がほかのサービスに移行するというところで増になるという形で、予算計上したところでございます。

それと、あとは子供のサービスにつきましては、子供の発達の巡回相談事業、こちらのほうを行っている効果もありまして、あとは、相談を受けたら早期発見、早期対応ということで行いまして、近年利用者が増加しているというところで、そのあたりも踏まえて見込んだところでございます。

それと、同じく障害者総合支援事業の委託料の宮代健康福祉プラン作成業務委託料につきましては、毎回アンケート調査、計画を作成する前の年にアンケート調査を行うところでございます。そちらのほうは、アンケート調査につきましては例年同じような内容で、やり方は変わらないかなということ考えております。

ただ、国のほうで新たな制度とかそういった状況がございますので、その辺も含めた形で調査の内容は変えていくような状況になっていくと思います。

続きまして、112ページ、113ページで、障害者地域生活支援事業の中の7節報償費、手話言語条例検討委員会委員謝金というところの関連で、手話言語条例の内容で、どういったところに重きを置いて検討していくのかというところですよ。

今回の条例につきましては、手話が私たちがしゃべる言葉と同じような言語ということで、そこを位置づける条例になっております。したがいま

して、あらゆる場面で手話というのは必要な部分で考えていかななくてはいけないというところで、今後いろいろな事業を行っていく上で、手話を当たり前のように使っていけるような状況をどういうふうな形にしていけばできていけるのかというところを、周知も含めたところを考えていきながら、条例制定をしていきたいと考えております。

続きまして、114ページ、115ページの福祉タクシー等利用料金助成事業になります。

こちらのほう、もう何年も前からご指摘があったとおり、利用率が伸びてこないというところでございます。宮代町の特性として、縦長で、そこに沿った状態で電車が走っているような状況もあるので、タクシーの利用のほうもなかなかそういった地域性もあって伸びてこない理由もあるのかなと思いつつなんですけど、ただ、そもそもコロナもあって、さらに使いづらさ、1回の利用で1枚というところの使いづらさというのはありましたので、今回複数枚というところは、利用率向上に期待を寄せているところでございます。

ただ、それをやったからといって、全てが解決するとも思っていませんし、利用率がこれやることによってどう伸びてくるかというところは検証する必要があると思っております。ですので、令和5年度の利用状況を鑑みて、次の対策が取れる内容があれば検討して対応してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上になります。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

担当主査。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君） 社会福祉担当、長瀬でございます。

丸藤議員のご質問にお答えしたいと思います。
福祉産業委員会資料の4ページをご覧ください。
生活保護についてということで、宮代町の状況

についてどうかというようなご質問であったと思います。

元年度から3年度にかけての生活保護扶助別人員状況ということで、丸藤議員からもお話しありましたとおり、生活保護につきましては東部中央福祉事務所、県のほうが所管をしております、そちらのほうで情報を提供いただきまして、こちらに掲載させていただきました。

元年から2年にかけて、ちょうどコロナ禍に入った時期ですね、この時期に関しましては、やはり人数、非常にというか、多少増えてきました。2年から3年の段階ですと、世帯数で2人、人員で4名というところで、いずにしても増えているという状況でございます。

担当主査としまして、窓口のほうでご相談等の対応をさせていただいております。窓口にいっしょの方、様々な方いらっしゃいますが、やはりご高齢の方が多いです。年金だけではなかなか生活ができないというようなお話、ご本人からあるケースと、ご親族、お子さんとかからご相談があって、うちの親が厳しいんだけど、私たちが仕送り等していたんだけど、これ以上、自分たちの生活もあるので何とかならないかというようなご相談が増えているように感じております。

福祉事務所のほうではそういった方々につきましては、老齢による生活資金の枯渇というような表現で保護になるケースが多いのですけれども、やはり、両親が年金だけでは耐えられないというようなケースが多いようにお見受けしております。そういったケースにつきましては、ご存じのとおり、医療費というところで、医療費がかからなくなりますので、その分ご負担が少なくなるのかなというところがありますので、そういったケースには生活保護は役に立っているのかなというふうに感じております。

あと、別のコロナ禍ではどうなのかというところが必要になると思うんですが、コロナ禍の影響でご相談に来る方というのは、昨年に比べると今年はそんなに多くはありませんでした。家賃補助としましては多少、住宅取得給付金であるとか、様々な救済措置がありますので、そちらのほうの活用で何とかしのいでいращやるのかなというふうにお見受けしております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） ありがとうございます。

丸藤でございます。

それでは、確認しながら再質問をさせていただきますと思います。

まず、108、109ページの民生委員、児童委員の欠員の対処方法ですね、このことなんですけれども、確かに、答弁のとおりだと思うんですけれども、やはり民生委員の役割からいって、非常に大事だし、特に、ここのところ、コロナ禍の関係で、例えば自治会に何か、うちのほうでは民生委員さん、あるいは児童委員さんの顔も知っていただくということもありまして、必ず総会には民生委員さん、児童委員さんと呼んで、紹介をしながらやっているんですけれども、なかなかコロナ禍の中で、紹介もままならない、総会自体ができないので、書面表決ということで、ですから一方ではそういうふうに出番はないけれども、でもここにはこういった状況だから余計ね、役割というのは大事だと思うんですけれども、いかんせん、ずっと長くやられて、高齢で大変だという、そういう端から見てもそういう思いしますので、やはり簡単に交代がきくようでしたらいいんですけれども、なかなか、先ほどの答弁でも前段の議員のできるだけ若返りということもあるんですけれども、そうはいかないというような状況もあります、大変

だと思うんですけれども。でも、やっぱりどうなんでしょうか、新しく任務に着くよりも、やっぱり相対的に減っていくほうが、高齢化になればなるほどそういうふうになってしまうのかなというふうに思うんですけれども、それはもう先ほどの答弁のとおり、地道にやっていくしかないんですけれどもね。やはり、その辺は、でもきちっと認識していかないと、ずるずると後退していつてしまうというような状況もあるかと思いますので、そういった点ではもう1段ギアを上げる必要があるのかなというふうに思うんですけれども。そういった点での認識はどうでしょうか、お願いしたいと思います。

それから、110、111ページの障害者総合支援事業ですね。先ほど答弁ありましたけれども、特に、子供のサービスについて、ちょっともう少し具体的に、実績勘案により増額したというところで、具体的などころでよく分かりませんので、その点についても一度お尋ねしたいと思います。

それから、第6期障がい者基本計画に向けたアンケートなんですけれども、新たなというように答弁にございましたが、一番最初に聞いたのはどこか変わったところがあるのか、あるのであればその点について具体的にということをお聞きしたつもりなので、新たな部分があるのであれば、そこをもう少し詳しくご説明いただければと思います。

それから、次のページの112、113ページの関係なんですけれども、先ほども耳の不自由な皆さんにとっては朗報だと思いますけれども、この手話の条例制定についてと、当然、普及啓発もあると思いますし、こういった施策の推進を進めて、推進しなければいけないというものもありますので、そういった点では次の段階もただつくただけではいけないと思いますのでね、そういった点では

どういうふうな形で進めていかれるのか、もう少しその点についてもお示しいただければと思います。

それから、福祉タクシーの関係でありますけれども、まずはこの利用率が上がるようにするために、先ほど来からの点で実施をして、それをさらに検証していきたいということです、これはこれで注視していきたいと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、生活保護の関係でありますけれども、そうですね、宮代町は特に、どこもそうかもしれませんが、高齢者が比較的多くなっているということで、やはり年金で暮らしていけない、そういう方が多くなっています。そういった点では、これまでややもするとまだまだ仕事ができるのに仕事をしないで、生活保護のほうで受けて生活をして、なるべく働いて自立するようというふうな、そういう点で指導もしてきたかと思うんですけれども、今はもう高齢化になってしまうと仕事すらないと、そういうのがあればもう当然、仕事に就いて、それで生活保護にはいかないんですけれども、その分致し方がなく受けているということだと思うんですけれども。

東部中央福祉事業管内では、伊奈町があまりにも保護率が低いから、これも含めて宮代は平均よりはちょっと高いんですけれども、本当に実態は相当厳しいのだと思うんですけれども、実際、冒頭にも言ったように、窓口ではありませんけれども、町で受付というか、受けて、ほとんどの方はほぼ自給できているのかどうか、そういった点ではただ話を聞いて説明して、自給しないという方もいるかと思うんですけれども、そういった点ではどういう傾向になっているのか、その点も合わせてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

丸藤委員さんの質問にお答えいたします。

まず、予算書108、109ページ、社会福祉事業の民生委員、児童委員の関係でございます。

人材育成というところで、まずは取り組んでいる状況の中で、地域福祉推進委員のほうをまずは確保するというので、まずは養成講座を行っていきます。次の段階になりましたら、今度はその方々の役割というところを少し担っていただくような段階に入っていくのかなというところで考えておきまして、そうなってくると、民生委員さんとの関係のところはどういう立ち位置で動いていくというところを今度は学んでいっていただきながら、実際に動いていっていただくという形になっていきます。段階を経ていくことによって、実際その推進委員の方々が、じゃ、次の段階で自分が民生委員になってもいいかなというふうに思っていいただければ一番いいのかなとは思っています。で、その状況になれば、好循環という状況になりつつあって、民生委員さんが入れ替わる段階でもスムーズな移行ができていくというふうには考えているところでございます。ですので、まずは、ここの地域福祉推進委員として関わっていきいたいという人を一人でも多くまずは育てていくというところが必要だと今は感じて、実際そういう講座を開いていくというところになっております。

続きまして、110、111ページ、障害者総合支援事業のところでございます。

子供のサービスの増の理由、まずは介護給付費訓練等給付費のところの子供のサービスの増の理由というところでございます。

通常、障害福祉サービスというところになりま

すと、手帳の所持というところが一番重要になってきて、それを持ってサービスを受けるというのが基本ルールになっております。ただ、お子さんの場合ですと、成長度合いによって手帳の取得になるのか、それとも手帳を取得しないまでも生活できていける状態像になっていくのかというところは、お子さんの成長に合わせた支援を入れることによって大分変わってくるところでもございます。そのような状況から、手帳の所持が必須条件ではなくて、何らかの指摘があればサービスを使えるという状況に今はなっております、そういう状況からサービスを使うという敷居が下がっていった、サービスをどんどん使っていけるような状態にはなっているというところになっています。ですので、手帳があるなし関係なく、ここがもしかしたらうちの子は心配なんだというところの相談から、じゃ、サービスを使っていきましょうかというところにつながっていくということもありますので、そういったところでサービスの利用増につながっていると考えております。

それと、同じく障害者総合支援事業のアンケート調査で、新たなことはあるのかというところの中では、これから国のほうでこういう新たな取組を入れてくださいとかという通知が来たりとか、そういうものがあって初めてそのアンケート調査の内容構築していくような状況でございます。今の段階で新たなことというところでいいますと、特段、じゃ、町がここをというところは今のところなくてですね、これから国・県からの情報提供を基に、ここの部分聞いておいたほうがいいよねというところがあれば、それを取り込んでいくという形になっています。

あと、112、113ページの障害者地域生活支援事業の手話言語条例の関係でございます。

こちらのほう、普及啓発推進とかという部分に

ついては当然やっていくんですけれども、宮代町としてどんな形でこういう普及啓発をしていったらいいのかとか、推進していくのがいいのかというところを今回の委員会の中でご意見をいただきながら、その中で条例を制定して、じゃ、その条例とかご意見の中でどんな取組をしていくのかというところを今後決めていくという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

担当主査。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君） 社会福祉担当、長瀬でございます。

丸藤議員さんの質問にお答えしたいと思います。

相談後の状況ということで、ご質問賜ったと認識しております。

ご相談を受けた後、東部中央福祉事務所のほうに概要等も併せてご本人さんの状況を相談記録とともにお渡しをしております。その後、東部中央福祉事務所のケースワーカーのほうで直接ご本人さん、またはご家族さんのほうに状況確認というような形で生活保護の認定の可否について判断をされているのが実情でございます。

そのケースワーカーさんのご訪問の際に、資産の状況なんかも確認をしたときに、まだちょっと蓄え等があるとか、資産があるとかというようなケースで、一部もう少し様子を見てくださいねというケースは幾つかあったように認識しております。しかしながら、おおむねほとんどの方がやはりご指摘ありましたとおり、ご高齢による勤労が、なかなかお勤めができないという状況と、生活資金の枯渇というような実態が見受けられますので、その後、認定されて生活保護になっているというようなケースが多いのかなというふうに感じております。

以上になります。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

はい、答弁ありがとうございました。

1つだけ、障害者地域生活支援事業、112、113ページの手話言語条例の策定に係る問題で、先ほどもこれから普及啓発、それから施策の推進などを図っていかなければいけないんですけども、やっぱり共通しているのは、障がいのある人もない人も安心して生活ができる、これが基本だと思いますので、ぜひそういった観点から、もちろんつくっていただけたと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。これは質問ではありません。よろしく願いいたします。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
西村委員。

○委員（西村茂久君） 1点だけお願いいたします。
民生委員の関係です。

ご承知のとおり、民生委員というのは非常勤の国家公務員ですよね、ということは、これは国の制度ですよね。ちょっとこの問題については、委員の皆さんからかなりご質問が出ているわけですけども、その答弁の中でちょっと気になったのは、今の欠員状態を見て、やはりその背景に高齢ということと、きついというご答弁、それはそのとおりだと思うんですけども、そこで質問をいたします。

その前に、地域福祉推進委員ということもお話しされていますが、これは、民生委員の予備軍みたいなものですよね。この地域福祉推進委員になって、それで、よっしゃやろうということになったら民生委員に応募しようと、こういうことだと思います。そういう理解でいいですね。

それで質問は、まず、この民生委員の全国の充足率、今期スタートの時点、町の充足率はもうす

ぐに出ていますから、スタート時の充足率が幾らになるかというようなのが一つね。

それと、民生委員の皆さんに対してアンケート調査を行ったことがありますかどうか、もしあるとすれば内容についてお答えください。

それから、実際に民生委員が何をやっているというのは資料の中で出ていましたので、これは以前より活動が増えているなというふうに理解はしたんですけども、実際に予算を見ると487万という低額というか、ほとんどもう上も下もないという、そういう形でやっていらっしゃるわけですよ。なぜ、こういう事態があるにも関わらず活動に予算が、活動予算が全く上がらないのか。この点についてお尋ねします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

西村委員さんの質疑にお答え申し上げます。

まず、1点目、民生委員の全国の充足率というご質問なんです、申し訳ございません、今手元に全国の分はちょっと持ってきていない状況です、お答えちょっとできない状況でございます。

それと、次の2点目、アンケート調査というところなんです、こちらのほう民生委員を続けるかどうかのアンケート調査については実施はしているところなんです、内容の部分の活動に当たっているところのアンケート調査というのは、実際実施していないところでございますので、把握しておりません。

すみません、私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

担当主査。

○社会福祉担当主査（長瀬昇之君） 社会福祉担当、

長瀬でございます。

西村委員のご質問にお答えします。

活動費につきましては、実際のところお渡ししているのは活動費という形で、報酬ではないということになっています。一応、ボランティアであるということが民生委員法に位置づけられておまして、年間の活動費としては県の補助金が充てさせていただいております。それまで5万9,000円お渡ししていたものが、今年度から6万200円と、ちょっと、ちょびつとですけどもね、ちょっと上がっているような状況です。この金額にプラスでお渡しするというのは、今のところ町のほうでは検討はしておりません。

ほかの自治体に対しても状況によってはプラスのところもあるんですが、基本的にはこの県の補助が基本になって、活動費という形でお渡しをしている状況になります。

そのほかに補助金の中では、実際に委員さんのほうで視察を行ったりとか、あとは研修を受けたりとかといったところでの、あとは参加する際の費用弁償であるとか、そういったもので協議会のほうのお渡しをしている補助金という形でお渡ししておりまして、その額は一定の額で今まで推移しているというような形となっております。

状況としては、令和3年度に先ほどの金額が上がっておりますので、令和2年度の額からは令和3年度は少し上がっているというような。で、その金額がそのまま本年度も継続しているというような形です。

以上になります。

○委員長（川野武志君） 西村委員。

○委員（西村茂久君） 分かりました。

この民生委員の問題については、欠員があるからどうのこうのというんじゃなくて、非常に民生委員制度そのものに対して根っこの深い問題を抱

えているというふうに私は認識しているんです。

確かに、今現在7人ぐらい欠員がいらっしゃると思いますけれども、努力されて2名補充されたということですよね。その辺は認めるんですけども、何と言っても、なぜ民生委員が出てこないのか、これは本当に考えないといけないと思います。会議なんかの場所では絶対にそういう話はしないんです。だから、無記名のアンケート調査でこの民生委員の活動について自分はどう思っているのかとか、何を改善してほしいとか、こういうのをやっぱり取る必要があるんですよ、ここまで来たら。

本当のところが見えない中で、いろいろ手を打とうとされているところに、これは宮代町だけじゃないと思います、近隣も恐らくそうだと思いますけれども、恐らく全国の充足率も、大体、町と同じくらいだというふうに推定はできると思います。やはり、この制度そのものは、昔は名誉職でよかったんですけども、今はそうじゃないですよ、ボランティアなんですよ、はっきり言って。報酬が出るわけじゃないですから、活動に対して一定のものが出るだけですから、そういうところで大変だとは思うんですけども、やはりこの問題はどこに本質があるのかというところを早く突き止めていただきたいと思います。その中で、この制度を100%進めるというのが最終目標ですから、それを進めていただきたいなというふうに思っています。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
深井委員。

○委員（深井義秋君） 112ページの一般会計予算の令和4年度の、この10番の障害者地域生活支援事業、113ページの11、右側に成年後見人申立手数料とか、成年後見制度利用支援事業と書いてありますが、こちらは私も成年後見人は16年やった経験がありまして、質問いたします。

こちらは、成年後見人になるためには、宮代町の町長、あとは司法書士、あとは親であっても成年後見人は、埼玉県でいいですよと、埼玉県の浦和の中央裁判所、そこに届けを出してやらなきゃいけないんですね。私もやった経験ありますが、そういう場合は本人が実費で全部出して、それで最後に被保険者ですか、それらの予算から出すのが当たり前なんです、こちらだと町が全部負担するのでしょうか。115ページにも載っておりますが、成年後見人等報酬助成金88万8,000円と書いてあるんですね。これに関してちょっとお答えをお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁をお願いします。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

深井委員さんの質疑にお答え申し上げます。

予算書112ページから115ページにかけての内容です。成年後見人につきましては、申立てにつきましては深井委員さんのほうの内容で大丈夫だと思うんですが、ただ、その中には、申立てをすることができない方、もしくはそういう申立てができない方について、町のほうで町長申立てということで、市町村長申立てということで必要な方に関しては申し立てる手続をするための費用を計上しているところでございます。

あとは、成年後見人になった方に対する報酬というのは、本来であればその本人が後見人さんにお支払いするのが通常なんです、やはりこちらのほう、預貯金、資産等がない方も必要な方については後見人がついていて、その方々に対してお金というのは払えない、その方々は払えないので代わりに町が助成をして、負担して後見人さんの報酬ということで出しているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 深井委員。

○委員（深井義秋君） 福祉産業委員会の資料を見ますと、令和3年度はゼロと書いてありますが、令和3年度は誰もやらなかったんでしょうか。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

令和3年度につきましては、現在申立てについては、現状、福祉課部門に関してはないというところになります。

実は、今、申立てに当たって調査等を行っている方がいらっしゃるしまして、こちらのほうの方につきましては、令和4年度に具体的に申請などをしていくかなというところで今現実として動いている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 深井委員。

○委員（深井義秋君） これは、障がい者に対してはそういう制度の、例えば、弁護士とか、それできなかったら司法書士とか、そういう人になるんですけれども、今まで、去年か、おとし、誰がなっているか確認したいので、お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島 晃君） 福祉課副課長の小島と申します。

後見人は誰がなっているかというところでございます。

町、町長申立てということで申し立てた結果、裁判所のほうでその方が後見人というふう指名している状況でございまして、今現状で後見人になられている方は福祉的なところがありますので司法書士と、あとは社会福祉士の方、あとは資産

がものすごくある方がいるので、その方は弁護士が後見人になっています。

町のほうで関わっているとか、町のほうでちょっと知り得ている方でいうと、そこの方々がなられております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 深井委員。

○委員（深井義秋君） 細かくありがとうございます。

成年後見人制度、町も民間の方に成年後見人になってもらうために何回か講習会を開いたことがあるんですね。それに私も参加したことあるんですけども、これからも講習会を開く予定はあるんでしょうか。成年後見人になるための制度の講習会です。

○委員長（川野武志君） 深井委員、もう4回目なので。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で福祉課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩に入ります。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時27分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

これより、子育て支援課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○子育て支援課長（横内宏巳君） それでは、皆様こんにちは。

子育て支援課長の横内でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日出席をさせていただいております職員の自己紹介をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 皆さんこんにちは。

子育て支援副課長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（石井 栄君） 皆様こんにちは。

子育て支援課、石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（吉田直子君） 皆さんこんにちは。

子育て支援課公立保育園を担当しております主幹の吉田と申します。

よろしくお願いいたします。

○こども笑顔担当主査（清水邦江君） 皆さんこんにちは。

子育て支援課こども笑顔担当の清水と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○保育担当主査（松岡祥哲君） 皆さんこんにちは。

子育て支援課保育担当の松岡と申します。

本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

ひとつ質問させていただきます。全部で4つと、資料の面でちょっと質問させていただきます。

まず最初に122ページ、1目の(2)の学童保育所運営事業です。

学童保育所で働く職員の方に賃上げとして9,000円、処遇改善ということで示されましたが、これは一応国の指針では9月までということなんですけれども、10月以降はどうなるのか。その辺のところもう一度詳しくお願いしたいと思います。

それと、区分のほうで13で使用料及び賃貸料なんですけれども、いちょうの木分室、賃貸料が減っていますが、これは分室をどうするのか。下げたということは廃止したのか。それとも、そんなこと聞いてなかったんですね。ちょっとその辺のところ詳しくお願いしたいと思います。

あと126ページです。子ども家庭総合支援事業でございます。

これは、みんなで子育てこども未来事業から移行したと伺いました。子供とその家庭を対象にした地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援の実施となっているが、活動実績にすると弁当配布と生活支援ということになっているんですけれども、これだけなんでしょうか。

私、一般質問で質問したんですけれども、ヤングケアラーの問題をね。これとは関係がないと思うんですけれども、早く800万立て、訪問なんかするということなんですから、800万の予算を組んでいる。同時並行して調査なんかも、その家庭の調査もできるんじゃないかなという感じがするんで、その辺のこともどういうふうに考えているのか。これは課が違うからやらないとか、そういう問題じゃないと思うんですよね。そういうことをお願いしたいなと思っているんですよ。その辺のところ、詳しくお願いします。

あと126ページ、2目の(1)です。

児童手当支給事業でございますが、予算が1,477万円減となっているんですよ。理由とし

て支給対象者の減となっているんだけど、支給対象者の減ということは子供の数が減ったということなんですか。それとも対象者がただ減ったというだけなんでしょうか。それと、あとは昨年度の対象者はどこへいつてしまったのか。その辺のところも詳しくお願いしたいと思っています。

あと、もし減だというんだったら、やっぱり年収の少ない対象者、その減った分ぐらいは同額を切ってもいいんじゃないかなと私は考えているんですよ。その辺のところもどういうふうに思っているのか、もう一度お願いします。

あと130ページの3目(4)の委託料でございます。

みやしろ保育園、国納保育園、給食費の単価は引上げになったと思うんですけれども、この辺のところ、何で上がったのか詳しくお願いしたいなと思っています。

それと、131ページ、区分の13の使用料及び賃貸料ですが、国納保育園とみやしろ保育園、AEDとLEDで、ちょっと違うような感じがするんだよね。賃貸料と賃借料と書いてあるんだけど、LEDなんかは。ただ、どうしてそういう違いが出てくるのか、その辺のところお願いしたいなど。

あとLED化、これは何年頃までに終わらせるつもりでいるんでしょうか。それと、また参考資料なんですけれども、この中にもLED化が含まれているんですけれども、ちょっと分からないなという感じがするので、現場によってバランスが、100%もありますよね。どうなっているのかなと思っているんですけれども、その辺のところは町としてはどういうふうに考えているのか、お願いします。

それと、今度、資料のほうからちょっと質問したいんですけれども、資料の最初の1ページにある子ども医療費の支給状況。合計分を見ていると

年々減っているんですけども、この減った理由というのはどういうことなのか。やっぱりコロナ禍で病院へ行く人が少なくなったのかどうか、その辺のところ、ちょっと分からないのでお願いしたいなと思っています。

それと、3ページの公設宮代医療センターのところなど元年度では5,300件いったのが、昨年度では2,700件になっていますので、それも含めて、多分コロナ禍かなというふうに私は一人で感じているんですけども、説明のほどお願いします。

それと、保育所の待機児童、12ページになります。

令和元年度では18件だったのが、令和4年度では4月時点、33件となっています。増えているということは、4月1日時点ではまだだったらまだ分かりませんが、増えているということはどういうことなのかなと思っていますんですけども。これは入所したくても入れないという人なんではないでしょうか。

あと、保留通知発行数ですよ。定義に基づく公表値は3件ですけども、今年は。国の定義に戻るとそうなんですけれども、やはり入りたくても、例えば去年もそうだったと思うんですけども、9名の人が国納のほうへ行けとあったって、これは無理ですよ。やはりきちんと完全に把握できるのであれば、保育所足りないんだっただけ足りない。いや、個人のわがままですよというんだっただけそれはそれで、どういうふうに感じているのか、町として、お願いしたいと思います。

あと、これは16ページになるんですけども、保育士と学童指導員の年間退職数、令和3年度になると急に増えているんですよ、元年度も同じなんですけれども。国納保育とみやしろ保育はいないんですけども、姫宮保育園、百間保育園、本田だと軒並み、学童指導員も姫宮も令和3年度は

辞めてしまっている。何か理由でもあったんでしょうか。

先ほど言いました29ページになりますけれども、子育て支援施設のLED化の状況ということで書いてありますけれども、100%増とゼロ%があるということで、この辺のアンバランスは逆に感じているのか、お答えできたらひとつよろしく願います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 子育て支援課副課長の田中です。

順にお答えさせていただきます。

まず1点目、予算書122ページの学童保育所運営事業の関係で処遇改善事業、今般の国のほうで処遇改善についての平均9,000円の賃金アップに関しまして、10月以降どうなるのかということに對してお答えさせていただきます。

処遇改善事業の関係につきましては、国のほうで、今年の2月分から来年の9月分までについては、国のほうで補助金という形で手当てをすることであることを明言されております。

学童保育所につきましては、国から町のほうに補助金が来ると。町は学童保育所指定管理へ委託料という形でお支払いしていますので、賃上げ相当分を指定管理料に上乗せして、具体的には変更協定という形ですね、金額の分、そういう形で各事業所のほうに賃上げ増加分ということで支給するという形になります。

10月以降につきましても、この処遇改善事業は、1回上げたら9月になったら下げちゃうとかそういうのじゃなくて、ずっとベースアップを図っていくという観点の事業ということで、それが国のほうの補助金の交付条件にもなっておりますので、

10月以降も継続するという前提で考えております。

ただ、国のほうの手当てが補助金を取りあえず9月で終わり。それ以降はどうするのかというところがまだはっきりとしていないところは、町にとっての財源になる部分ですので、そこはちょっと心配しているところではあるんですけども、一度上げたくいを下げろということは、基本的に反対の考え方であるというふうに認識しております。

続きまして、同じく学童保育所運営事業、予算書122ページの使用料及び賃借料で、いちょうの木児童クラブ分室関連事業の金額が下がったという理由につきましては、こちら契約の更新になりまして、昨年度までの賃料には、賃料プラス、分室の開室に当たりまして、間仕切り工事とか避難器具の設置工事をしておりまして、その分を賃料に上乗せしてお支払いしていたんですけども、それが全部払い切ったので、その分がなくなったという形になります。

なので、内訳としましては、家賃と電気、水道、合わせて月に8万円です。8万円掛ける12か月で96万円になるんですけども、それに契約更新で一月分の8万円を乗せまして104万円になります。予算のほうは116万円です。計上させていただいているんですけども、契約更新料の考え方の部分が交渉した結果、少し安くなったということで、このような数字でございます。

続きまして、予算書126ページ、(14)子ども家庭総合支援事業、こちら新規事業でございます。こちらの内容、具体的に何をやるのかというご質問につきまして、お答えさせていただきます。

さきの全員協議会の際にも子ども家庭総合支援拠点の設置ということで説明をさせていただいております。具体的に何をやるのかといったときには、主に虐待関係への対応というのが

大きなところになります。

支援が必要な家庭の早期発見、虐待を未然防止から再発防止になるように対応する。地域に根差した包括的かつ継続的な支援というものも実施していくということで、具体的な取組につきましては、保育園とか学校等へ訪問、情報収集、保護者の虐待防止の収集、継続的な支援が必要な家庭への定期訪問といったものも現在でも行っているんですけども、これは回数も今度増やしていきたいなと思います。

今年度予算でも反映させていただいていますけれども、子ども見守り強化ということでお弁当配布、生活支援の実施。要保護児童地域対策協議会、そういった協議会の事務局、あるいは児童相談所との連携ともども強化してまいりたいと考えております。

専従の専門職員を配置することで、これまでよりもより丁寧な対応、特に未然防止とか再発防止といった部分、関係機関との連携も強化して、組織的な対応を図るようにしてまいりたいと考えておりまして、ご指摘いただいたヤングケアラーの関係につきましても、子ども家庭総合支援拠点の中で対応してまいりたいと考えております。

具体的にヤングケアラーの関係で何をやるのかというところは、正直まだ具体的なところまでは詰まってございません。やらなければいけないことといった部分につきましては、まずはヤングケアラーという社会問題に対する啓発というか、子供も大人もヤングケアラーって何という、そういったところをまず、子供自身がヤングケアラーという問題、自分がそうかもしれないと気づいていないこともあります。親も子供にさせていることが、こうやってヤングケアラーだよという、本当はしてはいけないことなんだよということも知らない人がいっぱいいると思いますので、そういつ

た啓発の部分ということ。

あとは現状把握。実態調査でご意見もいただいていますけれども、実態調査を行わないと実際にどんな支援、サポートが必要かということも分かりませんので、実態調査の取組についても学校との連携を図りながら検討していきたいと考えているものです。

実際の支援に当たっては、ケアの原因要素になっている福祉とか介護とか、そういった部門との連携も不可欠になってくると思いますので、そういった関係機関との横の連携をどう取っていくのかといったことも、子ども家庭総合支援拠点が中心になって機能していく。総合的な窓口、かつ調整の中核になって機能していくということが必要だと、そのように考えております。

一旦ここで私のほうは。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（石井 栄君） 子育て支援課主幹の石井です。

続きまして、順次質問にお答えしたいと思います。

予算書126ページ、児童手当支給事業に関するご質問に対してお答え申し上げます。

予算が前年度比マイナス1,077万3,000円となっている理由につきましては、委員ご指摘のとおり支給対象児童数が減少したものと考えております。

あと、減額になった予算を全体的な手当での底上げをしたほうがいいというご指摘なんですが、引き上げた場合に、この事業の経費につきましては町の単独の事業となりまして、多くの町単独の負担が生じるところでございます。全体、町といったしましては、様々な子ども子育て関連事業を限られた財源の中でバランスよく実施していくことが重要であると認識しておりますところから、現

在のところは思うようなご指摘のことは考えておりません。

続きまして、委員会資料の1ページ及び3ページに関するご質問に対してお答えを申し上げます。

子ども医療費の支給状況というところで、年々給付費が落ち込んでいるという状況につきましては、主な理由につきましては、委員ご指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の影響によるところが大きいものと認識しております。

同じく3ページの子ども医療費支給に伴います受診医療機関の順位別一覧につきましても、順位1位としまして公設宮代医療福祉センター診療所六花が挙げられておりますが、令和元年度は5,309件のところですが、令和2年度2,805件、令和3年度につきましても2,748件、かなりの落ち込みが見られるところでありますが、こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、受診を控えた影響によるものと認識しております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 子育て支援課副課長の田中です。

続きまして、みやしろ保育園と国納保育園なんですけれども、関係。予算書でいいますと130ページのみやしろ保育所運営事業の一番下のところで、13節使用料及び賃借料の関係でございすけれども、初めにAEDとLEDの関係のご質問だったかと思うんですが、AEDはいわゆる心肺蘇生の装置でありまして、役場にもありますけれども、この借り上げということで、心肺蘇生の器具の借り上げの賃借料という形になります。

一番下のLED照明リース料、こちらについては、今年度初めて計上させていただいたものでご

ざいます。今年度、庁舎のほうのLED化、全部実施させていただいたんですけれども、それと同じ考え方でみやしろ保育園、あと国納保育園、両方の照明を全部LED化しようというものでございまして、庁舎と同様にリース契約ということで事業を予定してございます。

リースの期間は10年間を予定しております。みやしろ保育園、国納保育園ともリースの期間は10年リースを予定しております。月々のリース料はこちらに書いてあるとおりなんですけれども、令和4年度につきましては10か月分のリース料を盛りまして、そのリース料と、計上に伴いまして電気代がLED化で下がるということで、電気代が下がった分をリース料という形で計上させていただいておりますので、予算の持ち出しが増えていくということのないようにということでいただくようになります。10年間のリース契約に向けて、これから賛成いただきましたら、きちんと進めてまいりたいと考えております。

続きまして、給食費の単価の内訳の関係は、この後、吉田のほうからお話をさせていただきますので、委員会資料のほうのご質問に移らせていただきます。

12ページの保育所の待機児童の関係ですね。令和4年度見込み、4月1日時点で33人が保留通知発行数、その右側に定義に基づく公表値ということでございます。

保留通知発行数33の内訳なんですけれども、こちらは、まず保留通知を希望する。育児休業を続けたいんで保留通知を出してほしいと、そのために申請を出している方が14人。次に、いわゆる特定園希望ということで、委員さんもおっしゃいましたけれども、特定の園を希望して、ほかの園が空きがあるけれども、特定の園しか希望されていないので待機になってしまうという方が16人。右側

の3枠のうちに入るんですけれども、待機児童、国の定義にのっとった児童が3人。14足す16足す3で33人という内訳になっております。

定義に基づく公表値の待機児童3人につきましては、3人とも2歳児という形になってございまして、入りたくても入れない。何とか入れてあげたいというのが我々も同じ気持ちで入所調整をさせていただいておるんですけれども、結果、こうなっているんで、何だこれはというお話をいただくこともやむを得ないと思うんですけれども、ご希望をいただいている、特に特定園希望の場合、いろんな理由があつて、家の近くじゃないと入りたくないという、ごもっともかと思うんですけれども、そういう理由とか、そういう中にも様々な理由があるんですけれども、そのうちの家庭によってあると思うんですけれども、入所申請をしていただくときに希望する園というのを全部書いていただくんですよね。それを、例えば1つしか書かれない方も実際にいらっしゃいます。ここでないと入りたくない、ここしか入らないという方もいらっしゃいますし、全部書いていただく方もいらっしゃいますので、それぞれご事情の中でのことなんですけれども、実際の入所の審査につきましては、それぞれの保護者の方の就労の状況とか家庭の状況とかそういうので点数をつけてまして、点数の高い方から順に希望する園に当てはめさせていただくのです。その流れの中でどうしてもかみ合っていないとか、希望どおりにいかない方も出てきてしまいまして、それが特定園希望という形で、実際に希望しているのに入れないという形になってしまっているという状況でございます。

我々担当としましても、できる限り希望に応えていきたいというように、できる限りのことはしていかなくはないということでも当然考えて

ございまして、そのために各保育園のほうから、これも回らせていただいて、民間保育園の年少枠を少しでも空けてもらえるようにということで交渉等もさせていただいてございます。

あとは、来年度は宮東に新しい保育園、民間主導で整備していただくことも決めておりますので、そこで何とか待機児童ゼロ、皆さんが希望するように入れるようにというか、ということを実現してまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料の16ページ、保育士、学童指導員の年間退職者数が令和3年度は増えているということで、保育士に関しては6人、学童6人ということで、担当のほうから聞き取りを行った範囲での情報なんですけれども、ご家庭の事情とかご自身の健康、あるいはほかの施設に転職があるというように回答をいただいております、では数が何でこんなに増えているんだというところまでは、申し訳ないんですけれども、その背景に何かあるのかというところまでは把握できておりません。申し訳ありません。

最後、29ページのLEDの関係。先ほどみやしろ保育園と国納保育園のLED化は令和4年度に100%にするということで予算計上させていただいておりますけれども、それ以外の学童保育所につきましては、学校のほうに入っている形になっておりますので、LED化事業についても小学校のLED化の中で一緒に進めてまいりたいと。学校のほうとどっちが費用負担するのかとか、そういうところはこれからの調整になりますけれども、学校の教室とセットでということを考えております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君） 子育て支援課

主幹の吉田です。

先ほどの給食単価、上がったことについてをご説明させていただきます。

予算書131ページがみやしろ保育園、133ページが国納保育園の位置になります。業者はそれぞれ違うのですが、質の同じ提供というところで、食の担当は両園とも同じ量になっております。

こちらの給食単価なのですが、給食業者導入時より据置きで今までまいりました。子供の1食単価が220円、これは税別です。大人の1食単価が300円というところで据置きできたのですが、参考見積りを毎年提出、業者さんがされたときに、その経過についてを両園とも調整した結果、やはり原材料の高騰ですとかかなり厳しいという状況をそれぞれの業者からも聞きまして、その中で、現在とても質のよい給食を提供されておりますので、そこを維持するためにはどのぐらい上げたらできるのかというところで、10円ずつ、子供の給食単価は230円、大人の給食単価は310円、税別です。そういうところで業者と調整をしたところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） それでは、再質問させていただきます。

122ページ、学童保育所運営事業ですけれども、9,000円はこれは上げていきますよと。ただ、これちょっと一つ聞きたいんですけれども、各事業所にこれは渡すんですよね、プラスアルファとして。ということは、事業所で再配分をするということでしょうか。1人頭平均で上げますよというんじゃないくて、事業所で再配分する。例えば、極端な話、1人は4,500円、片方は1万3,000円ぐらい上がる、そういうこともあり得るということですか、事業者にやるということは。

その辺のところも監視を強めるんでしょうか。それとも事業者任せになってしまうんでしょうか。その辺のところをもう一度お願いしたいなと。

ほかのことについては、いちょうの本分室、私は廃止なのかなと思ったんですけども、要するにそこの中の修理代みたいなやつがなくなったというわけなんですと、こういうことですね。分かりました。

あと、子ども家庭総合支援事業、ヤングケアラーの問題は私は取り上げたんですけども、これは並行してやっていきたいということで、将来的にまだ具体的にどういうふうにしていくかは分からないんですけども、やっていきたいということなんで、これは教育委員会とも相談しながらやっていくということですね。

やっぱり、私は子供というのは勉強する、試験をやる、これを保障してやらないと駄目だということに感じているんですよ。やっぱりそれをさせるためには、町のほうできちんとそういう保障をしていかないといけないということで、強めていただきたいと思っています。そのことで、私はこのことについては分かりました。

あと、126ページの2目の(1)児童手当支給のこと。子供の数が減ったんだろうということなんだけれども、実際に減っているんですよ。それで、去年までもらった人は、これを支給対象外となったということなんでしょう、要は。じゃなきゃ減るわけないものね。そういうことで受け止めてよろしいんですね。分かりました。

私は、それと、やっぱり子育て支援を応援するというので、町の考え方だと思うんですけども、やはり児童手当もらっている人というのは収入が少ないんですよ、はっきり言って。やっぱりそういう点では補助を高めるというんですか、町の補助でも。私は考えたほうがいいんじゃないか

なという感じがするので言っているわけなんで、ぜひその辺のところは将来でも結構です。支援を強化してほしいって思っているんですよ。もちろん手当てに限らずほかの面でもいいです。ぜひその辺のところは実現してほしいなと思っています。

それと、委託料、AEDは国納保育園と姫宮保育園でちょっと違うんですよ。片方は賃借、片方が貸借ということになっているんだけど、ここの扱いなんですけれども、金額が違う。なぜこういうふうな形になっているのか、その辺のところも説明をお願いしたいなと思っているんですけども。

LED化については、将来的に町の方針でやっていくんだということで分かりました。その辺の部分だけは説明をお願いしたいな、やっていただきたいなと思っています。

それと、やっぱり資料のほうに入るんですけども、1ページ、支給がだんだん減ってきている。これは去年あたりから、コロナ禍という。これ、もしコロナ禍でなかったらやっぱり増えていくあれなんですか。町としては予想はどうなんですか、その辺のところは。もしコロナ禍でなかったら、これは増えていったということなんでしょうか。その辺のところもう一度。いや、こういうふうなんだよ、コロナ禍でこれだけ病院も減っているんで、もし万が一これが同じ数だったら増えていくみたいですよということで分かっていたんでしょうか、その辺のところが。ただコロナ禍だから減って当然だよという、そういう感じなんでしょうか。先ほども言いましたが、保育園はお願いしたいなと思って。

あと資料の12ページで、待機児童。とにかく町としてはそれを解消したいということで努力は分かるんですけども、実際にいるということですよ。

よね。まだ休みたい、育児休暇を取りたいという人もいますけれども、突然希望するというのは、やはり家の近くだとか職場へ行くついでとか、そういう都合だかあるんだと思いますけれども、やはりかなえてやるというのが子育て支援の義務じゃないかなと私は思っているんですよ。ぜひ、その辺のところは、新しい園を来年度も考えるんだって言っていますけれども、ぜひ希望に沿えるようにお願いしたいということで、これは。

あと、これについては絶対数というのは、保育園の扱える絶対数というのはどのぐらいになっているんですか。保育園で扱われる量、絶対数というのはあるわけですね。何人ぐらい預けられるんでしょうか。そのうち、これだけはみ出しているということは、じゃ、定員が割れている保育園もあるということなんですか。入りたくても入れないということは、定員割れしているところもあるということですよ。絶対数を教えていただきたいと思っています。

あと、辞めた理由、16ページになりますけれども、これは本当に本人に聞かないと分からないというのが、気持ちは分析は難しいと思うんですが、でも実際には増えていると思うんですよ。どうしてかなと私も思っているんですが、私の聞いた範囲では、かえで児童クラブゼロになっていますけれども、本当は辞めたいという人がいたってことだよ。

だから、どういう訳なのかなと思ってね。厳しいのか、給料が安いのか、その辺のところの分析というのは、給料の面ではどうなのかというような感じもしないでもないですよ。資料の中にも給料の面で書いてありましたよね、たしか。最低賃金というのか。

19ページに学童保育所の指導員の正規が、何も知らない人が17万4,990円、これは平均だって書

いてありますけれども、非正規の人だと1,053円。一般的な最低賃金よりか上がっていますけれども、どうなんだろうかね、その辺のところは。これ、プラス9,000円は入っていませんよ、まだね。

その辺のところで、私は一番底辺だと思いますよ、何の条件もないんですから。地域の実情に応じてやりなさいということですからね。最低賃金でもいいしというふうな感じだと思うんですよ。私はそういうところが辞めていく事情じゃないかなという感じがするんですよ。分からないけれどもね、個人個人によって。そういうことで、改善していただきたいと思っています。

それと、改善するということで、9,000円は改善する。ただ、先ほども言いました。ぜひ事業所で勝手なことはできないようにお願いしたいなというふうに感じております。

あと、LED化は学童のほうは小学校と一緒にそのとき考えてやっていくんだというふうな回答だだと思うんです。ぜひ、もしそっちは有益だったら早めにやったほうがいいかなという感じはするんで、節減のためには。よろしくお願いします。

ただ、電気料は節減するけれども、その委託料というのが高くなったんじゃ話にならないんで、その辺のところの計算はきちんとお願いしたいなと思っています。

あと給食なんですけれども、最後に言った、単価が今、子供が220円、大人が300円。また10円上げるんだということで言っていましたが、質を落とさないためにはそのくらい上げなくちゃいけないんだということを言ったんですが、学校はやっぱり学びの場なんですよ。子供さんだけでなく、大人が子供の負担もしなくてはいけないということ、特に給食費は。

だから、その辺のところで考えなくてはいけないんじゃないかなという感じはするんですよ。給

食費を上げたらやっぱり保護者の負担が多くなる。その辺のところはどのように考えているのか。当然だよと、質を落とさないためには上げるのは当然だよ、その意識ぐらいしか考えていないのかどうか、もう一度お願いしたいと思うんですけども、その辺のところを。

以上です。

○委員長（川野武志君） 山下委員、再質問は何問でしょうか、4問。いや、だって4問分質問してないと思うんです。

暫時休憩させてもらいます。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時12分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

答弁願います。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 子育て支援課副課長の田中です。

順にお答えさせていただきますけれども、もし抜けているものがあつたらご指摘いただければと思います。

まず初めに、学童保育所関係の処遇改善事業ですけれども、事業者が勝手に、都合のいいように割り振りを決めないよにということでご質問なんですけれども、処遇改善事業につきましては、国の提示している交付条件に基づいて、実際の子供の数ですね。入所している子供の数で交付基準額というものが決まってきます。各事業所はその交付基準額以上に賃上げをしなきゃいけない。それがまた条件になってきます。

じゃ、実際にどういう形で再配していくのか、配分していくのかといったところは、基本的には

事業所の裁量に委ねられているところですけども、例えばその事業所の社長なり役員がおいしいところを全部持っていっちゃう。ほとんど従業員にその恩恵がいかないとか、そういうことはなしですよということで国からも来ております。

実際に町内の学童保育所、今、事業所から上がってきている改善の額なんですけれども、2つの事業所、かえで児童クラブと株式会社アンフィニ、両方とも常勤職員については月額で1万1,000円ほどの賃上げを考えているという、常勤については、非常勤については時給ベースで50円から60円ぐらいの賃上げを考えているということで、非常勤だと月額に換算すると常勤ほどにはいかなくなるかなと思うんですけども、時給、五、六十円アップするということで考えているというような計画を考えていただいております。

続きまして、予算書130ページの13使用料及び賃借料。こちらがAED賃貸料になっていると。予算書132ページ、133ページの国納保育所運営事業の13節がAED賃借料になっているとのご指摘。最初もそういうご質問いただいていたと思うんですけども、理解できずに申し訳ありませんでした。これにつきましては、表記が違っているのは我々のほうのミスでございます。賃借料という形で統一させていただきたいと。内容的には同じものでございます。

すみません。AED賃借料の金額が違うことにつきましては、主幹のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君） 主幹の吉田です。

ただいまの金額の賃借料の違いなのですが、国納保育園は平成30年から導入しております。そち

らでも、実績においての、こちら数字となっているのですが、みやしろ保育園におきましては六花と隣接しているということもあり、AEDの独自の導入は今現在ではしてなかった状態なのですが、やはり施設として設置することが望ましいということで、来年度から予算を取らせていただきました。

そのときの参考見積りとして提示を求めたところ、このような数字が出ておりまして、実際、今度契約というふうになった場合に、国納保育園と同じような数字に近づくであろうということでの金額となっております。国納保育園は実績の数字となっております。みやしろ保育園は予算上の金額となっております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 子育て支援課副課長、田中です。

では、資料の12ページの保育所の待機児童の関係なんですけれども、こちら定員割れが発生している保育所はないのかというご質問についてお答え申し上げます。

現状での数字になりますけれども、現状での町内保育所全ての受入れ可能枠は495ございまして、入所決定した児童が490人なので、数値的には5つ空きがあるという状況にはなるんですけれども、年齢とかそういった部分で希望しているかというのがかみ合っていないというのがございまして、特定園の方、こっちを希望してくれば入れるのになという方も当然いらっしゃると思います。けれども、そこがうまくマッチングしないと。

上から順々にマッチング等でうまくできていればいいんですが、すごい数の調整になってきますし、保育の必要性の指数の順に当てはめていくと

というのがございますので、どうしてもうまくかみ合っていない。希望と需要と供給と言ったらいいいのか分からないんですけれども、そういうのがあって、5つの枠が現状空いていると。

ただ、これについても今後、4月以降も年度途中の入所希望、随時ありますので、すぐに埋まってしまうのかなというように考えております。

続きまして、同じく資料の16ページ、年間退職者数、辞めてしまった学童と保育所の職員さんが辞めてしまった理由につきましては、いろんな理由があるかと思います。委員さんがおっしゃったような理由も当然あると思います。

我々といましては、保育所にしても学童保育所にしても、賃上げという部分で、今回の処遇改善事業も可能な限り活用していきますし、それ以外の部分でも働きやすい環境、宮代町の子育て、保育を支えていただいている仲間というか大事な財産ですので、気持ちよく、前向きに捉えていただけるようにということを常に意識しながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君） 子育て支援課長の横内でございます。

私のほうからは、まず保育園の給食の関係でお答えさせていただきます。

今回、単価が220円から230円に上がったということで、保護者の負担が増えるのかというご質問でございますが、こちらは保護者の負担は増えません。町の持ち出しでこの分は吸収させていただく予定でございますので、保護者に負担が増えるということはありません。

あと、もう一点、子ども医療費がコロナ禍でなければ増えたのかどうかということでご質問でござ

ございますけれども、こちらにつきましては、子ども医療費は今、子供が若干減少傾向にございますので、コロナ禍でなければ横ばいかもしくは減少になっていたのではないかとこのふうには予想されます。

こういったことも併せて、コロナ禍でありますので、やはり減少傾向が強くなってきたというふうに考えられます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。
大体分かりました。

給食費、保護者の負担がない、町の持ち出しでやっていくんだということよく分かりました。
ぜひ親御さんの負担が大きくならないように、今後進めていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ありますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

4点質問をさせていただきます。

予算書の126ページ、127ページです。

ファミリーサポートセンター運営事業について
2点質問をさせていただきます。

こちらのファミリーサポートセンター事業なんですけれども、資料の24ページ、25ページにもあるんですけれども、こちらのファミリーサポートセンター事業は、子育てに関する不安や負担感を解消するための子育て援助活動支援ということでやっている事業だと思うんですけれども、この利用状況を見ますと、ファミリーサポートセンター事業については送迎が主であるという状況なんですけれども、産前産後のための送迎や託児というのであるんですけれども、令和2年度は52件と利用されている方がいらしたんだなというこ

とで、こういった送迎、保護者のリフレッシュという意味でも、そういった利用がもう少しあればいいのかなと思ったんですが、また資料の21ページに一時保育の利用状況があるんですけれども、こちらでも保護者の方が一時的にお子さんを預けることができるようなものになっていると思います。

それで、お伺いしたいのは、ファミリーサポート事業のほうでは、あまり意図するところの利用がされていないのかなということと、もう一つ、その辺のことをちょっと利用状況やどのような運営でされているのかということ。告知であったりとか、その辺をお伺いいたします。

それで、それに関係して、ファミリーサポートセンターの事業の支援ということで、ひとり親支援事業補助金というのがあるんですけれども、こちらは資料の25ページになるんですけれども、やはりなかなか利用がされていないということで、こちらでも利用しづらいのかなという、こういった表からちょっと判断を私なりにしたんですけれども、それで、それについて伺いたいのが、この補助についてののご案内であったり、あとは補助自体を半額から、例えば3分の2補助するとか、もしくは先ほども一時保育についての半額の補助など、もう少し補助の範囲を広げるだとかできないかということをお伺いいたします。

続いて、同じく26ページ、27ページの子ども家庭総合支援事業についてです。

こちら先ほども説明がありましたけれども、もう少し詳しく教えていただきたいと思ひまして、ご質問いたします。

子どもの家庭総合支援拠点の開設ということなんですけれども、こちら先ほど専門職員もいらっしゃるということだったんですが、こちらの拠点の職員の構成などをもう一度教えてください。

次に、最後に子ども見守り強化事業委託料につ

いてです。

こちらは社会福祉協議会へ委託をされているということで、今年度もお弁当配布事業などをされていたと思うんですけれども、こちらで今、こちらの資料が27ページにありまして、12世帯45人の方の支援をされているということで、今、この人数になっているんですけれども、お話があったりして、訪問した際に拒否されてサービスにつながっていらっしゃらない方などがいらっしゃるのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） ここで休憩とさせていただきます。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時45分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

引き続き、子育て支援課分の質疑を行います。

塚村委員の質疑に対しての答弁をお願いします。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 副課長の田中です。順にお答えさせていただきます。

まず、予算書126ページのファミリーサポートセンター事業の関係なんですけれども、資料のほうは24ページ、25ページ、こちらのほう、利用件数の状況の中で、学童保育とかの送迎の利用はあるんですけれども、リフレッシュ関係の利用といったものが少ないのではないかとということでご指摘、どのように周知活動、周知等どうしているのかというご質問いただいたんですけれども、その周知についてはありきたりな方法ですけれども、子育てひろばとか保育園とかにチラシ置かせていただく、あるいは子育てひろばの事業、こどもまつり

という事業を毎年やっているんですけれども、そこで、ファミリーサポートセンターの職員に来てもらって、パネルブースみたいな形でPRしてもらったりするコーナーもやったりもしておりますけれども、結果、こういう状況を見る部分で、確かに議員さんおっしゃるとおり、リフレッシュの部分というのは確かに少ないのかなと。

本当に困っている方に使っていただくというのはもちろんなんですけれども、知らなかったりとか、あと知っているけれども、ちょっと敷居が高いなというか、使っちゃっていいのかしらとかという、そういった部分をなるべく取り除いていけるようにということで、委託事業者とも情報共有しながら、課題を共有しながら、もっと気軽に利用していただけるように努めてまいりたいと考えております。

そのためには、この事業自体を支えてくれる提供会員さんという方々がいて初めて成り立つ事業、地域の方々のご協力があって成り立っていく事業ですので、そういった方々の確保といったところにも併せて努めてまいりたいと考えております。

続いて関連する事業で、ひとり親家庭支援事業助成金の交付の関係なんですけれども、こちらも令和元年度からスタートした事業、令和2年度か、始まって間もない事業なんですけれども、資料25ページの下に書いてあるとおり、利用はそんなに振るっていない状況でございます。こちらについても利用促進、PRのほう、これからもうちょっと積極的にもらってまいりながら、どうしたらもっと利用してもらえるのか、逆にどうして利用してもらっていないのか分析する中で、より使い勝手のいい、より実効のある支援につながるものとして、ご指摘の補助率のアップというところも含めながら、ちょっともっと時間をかけて検討させていただけたらと思います。

併せて、ご指摘いただきました一時保育のほうにつきましても、同じように利用者の方のニーズ等も踏まえながら、一時保育については生活保護の世帯の方は無料になっているんですけれども、それ以外は同じ料金でという形になっておりますので、その在り方についても併せて検討していきたいと考えております。

続きまして、同じく予算書126ページの子ども家庭総合支援拠点に配置する専門職員の構成につきましても、国のほうの子ども家庭総合支援拠点の実施要綱のほうで、配置されるべき子ども家庭支援員という形、呼称なんですけれども、資格が示されてございまして、全部で18あるんですけれども、主立ったものを申し上げますと、社会福祉士とか教員免許を持っている、保健師、助産師、看護師、保育士といった資格を持っている方を配置しないさいよということで、宮代町に設置する子ども家庭総合支援拠点には常時2名の、今申し上げました資格を持った職員を配置できるようにということで、現在、組織のほうと調整しているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君） 子育て支援課長の横内でございます。私のほうからは子どもの見守り強化事業についてお答え申し上げます。

弁当配布が断られた方がいるのかということでございますが、実際に事例としましては、アレルギーがあるのでお弁当はいらないと言われた事例がございました。

こちらの子どもの見守り強化事業につきましては、家庭とつながるためのきっかけづくりとして行っているものでございまして、目的は課題等を抱えた家庭の子どもに変化がないかの確認でござ

います。お弁当を持っていなくても、定期的に連絡し訪問させていただくなどつながりが切れないうちに行っているものでございます。

引き続きこのような課題を抱えた家庭等につきましては、関係機関と連携して粘り強く見守りを続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

再質問をさせていただきます。

先ほどの、ファミリーサポートセンター事業については承知をいたしました。告知の仕方でもまたつながるきっかけにもなりますので、そのようなお伝えの仕方でご利用が増えるといいなと思います。

また、一時保育や半額という割合の部分のご検討もしてくださるということで、承知をいたしました。

それで、子ども家庭総合支援事業についてなんですけれども、こちらは役場の子育て支援課の中にこの拠点を置くということで、よろしいのかということをもう一度伺うのと、あと、この子どもの見守り強化事業委託料ということで、こちらの見守り事業は、社協のほうに委託をされているということなんですけれども、今後この家庭総合支援拠点との連携というか、どのような感じでされていくのかもう一度伺いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 副課長の田中です。

まず初めに、子ども家庭総合支援拠点の設置場所なんですけれども、今の子育て支援課の場所を予定しております。

続きまして、予算書の126ページ、子ども家庭

総合支援事業の中の、子どもの見守り強化事業の委託料の関係なんですけれども、こちら予算596万円取りまして、内訳としましては、先ほど来ご質問いただいております弁当配布が279万2,000円、2、7、9、2が社会福祉協議会への委託を予定しております。週1回の弁当配布する事業。

もう一つが、316万8,000円、3、1、6、8で、こちらのほうはアスポートという社会福祉法人のほうに、生活支援全般のサポートということで委託するものでございます。

子ども家庭総合支援拠点との関係につきまして、子ども家庭総合支援拠点、言ってしまうと子育て支援課が発注者になりますので、子ども家庭総合支援拠点のほうで、子どもの見守り強化事業の指揮監督を行うという形になります。子ども家庭総合支援拠点、町が行う見守り事業を補完するような位置づけの業務委託でございますので、そのような形になります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

大きく3点お願いいたします。

1つ目は、122ページ学童保育所についてです。

2点目は、先ほどから出ています、みやしろ保育園、国納保育園のことについてお願いします。

3点目は、127ページの子ども家庭総合支援事業についてお聞きいたします。

1点目の学童保育所なんです、資料15で、保育所、学童保育所の延長保育状況と主な理由で、いろいろ出ているんですけれども、延長保育は実質認めていないということで、先ほどから出ていますサポートセンターとかでやっていただくんですけれども、遅れてくる方というのはいないのか、この対応として時間に迎えに来られない方は皆さ

んファミリーサポートとか依頼しているのか、お聞きいたします。

それと、2点目の、みやしろ保育園、132ページ、133ページですか、みやしろ保育園と国納保育園のLED化については前段者の委員のときの説明で大変よく分かりました。

それで、去年から私も質問させていただいて、すごい庁舎に合わせて導入ということで、非常にうれしく、100%目指してということで、それはもう本当、感謝というか評価しています。

それで、その関係で、すみません、さっきの学童のほうの関係になるんです、LED化の。民間のところを一応、児童クラブで民間施設のほう借りているんですけれども、そっちのほうのLED化ができていないんですけれども、お借りしてから4年くらいかな、平成30年でしたっけ、新しいんですけれども、そのLED化は、LEDにはしなかったんでしょうか。この資料見るとゼロなんですけれども、そのあたり、かえて児童クラブとか、学校内でのところは、先ほど答弁いただきましたように学校と一緒になので、できないというのはよく分かります。ここのビルに関してはできるんじゃないかと思いますので、その辺の答弁お願いします。

あと、国納保育園のほうの遊具の購入ですか、21万6,000円とあるんですが、これどんなものを購入なのか、何年かに1回新しくしてくれているのか、あとこれに本とかが入っているのか、そのあたりみやしろ保育園とともに答弁いただきたいと思います。

あと、127ページ、子ども家庭総合支援事業なんです、相談というか、虐待未然防止ということで答弁いただいたんですが、現在その相談というのはやはりコロナ禍もあって増えているんだと思うんですが、どんな感じ、月にすると何件とか、

毎日とか、何かどういう人がとか、何かそういうのが分かりましたらお願いいたします。

それとその支援の中で、さっきの保育園とも関係あるんですが、1人目を生んで育休の人が2人目を生んで、県内のある自治体ではその1人目で育休している人が、一時保育をお願いしようと思ったら、インフルエンザの予防接種で行こうと思ったら、育休中の方の保育はしませんというお断りをされたというお話を聞いたんですが、うちの町はそういうことは保育園で同じように受けられないのか、ファミリーサポートのほうでお願いしますと言うのか。そのあたり、すみません、規定があると思うのでお願いします。

以上3点です。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 副課長の田中です。

まず初めから、最初の学童保育所運営事業、P122ページ、学童保育所運営事業のほうからお答えさせていただきます。

学童保育所、基本的にはいずれの学童保育所も19時、夜7時までのお預かりになっております。現実的にそれに間に合わない方もいらっしゃるんじゃないかというところなんですけれども、突発的なもの、交通事情とかそういったもので間に合わないということは、まれにはございます。そういった場合はどうしようもないので、学童のほうでお預かりをせざるを得ない状況でございます。

それ以外の日常的に仕事の終わる時間がお迎えに間に合わないという方は、資料の24、25ページの先ほどファミリーサポート事業のほうの利用状況でも、学童中の送迎という数字が一番多くなっておりますとおりでございます。

ただ、それ以外にどんな状況の方がどうしてい

るかというところまでは申し訳ないんですけども、状況把握できてございません。

続きまして、同じく学童保育所関係で、いちよの木分室のLED、こちらにつきましては、今年で4年目になるんですけども、こちらのLEDについては、現在のところ申し訳ないんですけども、借りている部分であるので、LED化を積極的に進めていく予定、今のところはございません。

続きまして、126ページ、予算書の子ども家庭総合支援事業関係で、コロナ禍ということも含めて虐待関係の状況はどうなっているのかということでございますけれども、こちらにつきましては統計的な数字で申し上げますと、令和3年度12月末時点ですけれども、数字だけで言いますと、通告、通報みたいなものが30件、相談50件、令和3年度。その前の令和2年度が通告が28、相談が56なので、28が30になって、56が50途中経過ということで、増えているという状況でございます。

越谷児童相談所のほうに直接通告が行くケースも多々ありまして、そちらのほうの統計の数字になるんですけども、内訳、虐待、心理的虐待が62%、身体的虐待が22%、ネグレクトが15%、性的虐待が1%ということで、心理的な虐待が6割超ということで一番高い比率になっております。

心理的虐待は子供に対して暴言を吐くとか、あと子供の前で夫婦げんかをするといったことも、現在、心理的虐待に該当するということで、実態としまして、警察とかから町のほうにも夫婦げんか関係とか、それに限らずですけども、そういうことがあって子供がそういう場所にいたから一時的虐待に該当するということで、警察関係機関から通告等がしょっちゅう、毎日と言わないまでも、2日に1件ぐらいは入ってくる状況でございます。

それ以外にもいろんな方からの相談とか、そういったので担当職員、ほぼほぼそれに追われていると、その対応で結構、いつ来るかも分からないのもありますので、そういった電話なり情報が入るたびに、緊急性等考慮して、まずは子供の安全確認、安否確認をする、それ第一、自分の目で子供が安全かどうか確認するということを最優先にしながら、日々対応させていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君） 主幹の吉田です。

国納保育園の備品購入費について、予算書P133ページの内容について回答させていただきます。

こちら、21万6,000円と上げさせていただいているのですが、具体的に申し上げますと、ままとセットとって、人数がかなり使いますし、安全性を考慮した保育用品となりますと、かなり金額がいったものになりますので、このような金額となっております。そのほかもろもろ、今使っているものでやはり壊れてしまったものですかを買いつけようになっています。

みやしろ保育園にはこの備品購入費というふうには入っていないのですが、こちらは職員にどんなものが必要かということ聞き取ったときに、みやしろ保育園のほうでは、教材費の中で対応できるおもちゃが上がりましたので、そちらのほうで対応させていただいております。

何年ごとに入れ替えているのかというご指摘なのですが、特に何年ごとというところは設けておらず、やはり壊れてしまう、子供たちが好きなものと言いますと、かなり人気があるものは頻度が

高くなって壊れたりということもあるので、その辺を年間で買い足していったりだとか、あとは必要なものを予算につけていただいて購入させていただいている状況です。

こちらに本なども入っているのですかというご質問なのですが、本は図書費も取っております、そちらでも購入できますが、図鑑等かなり大きなものになりますとやはり備品対応ということになります。そちらも職員からの希望ですとか、子供たちの興味関心によってはこちらの費用で購入させていただきたいというところではございます。

あと、国納保育園では、本につきましては、町の移動図書館を利用させていただいております、玄関のエントランスの本棚に宮代町立図書館の本を並べて子供たち見させていただいております。

次の質問になるのですが、育休の方が一時保育が受けられるかというところで、町としては、そこは利用はできます。町に在住している方であれば、利用が可能です。あとはお子さんが1歳になっていないとそこは利用できないのですが、その条件を満たしている方であれば、利用は可能です。

以上です。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。ありがとうございます。

じゃ、1つずつ。いちょうの木の分室に関しては、これからずっとほかの人のときの答弁でも使うような状況だと思うので、光熱費とか水道は町負担になるということなので、やはりそんな大きな金額、小さい一部屋ですので、ただ、やはりほかにも進めるのであるなら、進めていったほうがいいんじゃないかと。持ち主さんが全部水道、光熱費持つということで変えないんならそれは構わないことなんですけれども、町が負担するのであれ

ばそこは考えていただきたいと思うので、その辺
答弁をお願いいたします。

あと、虐待に対しての、やっぱり結構相談がい
っぱいで職員さんが多忙というか、時間が取れな
いというか大変な状況だというの、今お聞き分か
りました。それでやっぱり夫婦げんかとかもうそ
れが虐待に入るということで、本当に結構入って
くるという状況で、本当、専門にちゃんと携わっ
ていただきたいということが分かりました。

この越谷の児童相談所からとかというのもよく
入ってくるんですか。この今答弁いただいた中で、
結構、直接そっちから来るというのがどれぐらい
あるのか。月によって日によって違うと思うんで
すが、ちょっとそこもう一回お願いいたします。

あと、保育園の備品購入に対して分かりました。
本も分かりました。結構まめにというか、必ず毎
年、今お話聞いていると、教材費とそうではない
ので先生たちから聞いたりとかして、一応毎年希
望は聞いているということか、もう一度お聞きい
たします。

それと、うちの町はそうやって育休の人たちの
お子さんも預かれるということなので安心しまし
た。結構、1人生んで2人目が双子さんとかとい
う方とかも本当に大変で、そういうときに育休中
で預かってもらえないのかというのがちょっと耳
に入ってきたりしていたので、町として対応して
くれているということで、安心しました。

じゃ、今質問した2点ですか、お願いいたしま
す。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 副課長の田
中です。

まず、いちょうの木の分室のLED化の関係な
んですけれども、議員さんおっしゃいましたよう

に、これからどれぐらい使うのかというところが
一番大きいのかなと、光熱費は確かに町のほうで
負担しておりますので、その低減を図るという、
光熱水費も実際には定額で負担しているので、そ
のまま跳ね返ってくるわけではないんですけど
も、そういったところも考慮してということのご
質問ということで理解させていただきます。

それから、いつまで借りるのかということも、
とりあえず今、第2期目ということで、来年度、
再来年度その次3年間は借りるだろうというこ
とで、現在契約を結んで準備をしているところなん
ですけれども、この先どれぐらい使うかといった
ところのちょっと見通しを見ながらということと、
あとビルのほうの所有者の意向も当然、賃貸なん
だけれども伺いながら、ちょっと検討させていた
だけたらと思います。

続きまして、虐待の通告、どういうところから
入ってくるのか、町が受けるのが多いのか児相が
受けるのが多いのかということなんですけれど
も、令和2年度の状況で言いますと、当事者から、
児童相談所、当事者なり通報する人が児童相談所
に直接通告した件数というのが81件、それに対し
て宮代町に直接あった通告なり相談というのは84
件になるので、大体同じぐらいかと思われます。
町のほうには結構警察のほうから直接電話がかか
ってくる人が多いです。

児童相談所に通告が初めにあったものは基本的
に児童相談所が先に動いていくので、児童相談所
が動いてある程度方向性が決まった後に、町のほ
うにこういうことがあってこう動いていますとい
うような形になります。

大きな役割分担としてはやっぱりより重要度と
いうか危険度が大きいものは児童相談所の対応と
いう形になってきますので、町が通告を受けた際
も、これはちょっと危険だなとかそういった場合

には、すぐに町から児童相談所に通告をさせていただくという形になりますけれども、訪問とか支援というか、とにかく行って子供の様子を確認する、あるいは保護者の話を聞くといったものが必要な場合には、町が単独で行く場合もあれば、児童相談所が単独で行く場合もある。逆に一緒に行ってくださいということで一緒に行く場合もある。そのケースに応じて様々な対応を取っているところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君） 主幹の吉田です。

先ほどの備品購入につきまして、毎年希望を取っているのかというご質問に回答させていただきます。

やはり、先ほども申し上げたとおり、使っている中で壊れてしまうものは、その都度整えております。このように、備品購入費というように予算に上げる場合には、かなり大きい額になりますので、金額的にも、あと耐用年数も大きなものになりますので、日々職員にどんなものが必要とか、あとは日々の保育の中の子供たちの活動ですとか、あとは世の中でこういうものがないんではないかとかいうところの情報で、職員に聞きながら、上がったものを予算要求をさせていただいているところであります。

以上です。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。ありがとうございます。

子ども家庭総合支援拠点は本当必要なところで、今も一生懸命対応していただいていますけれども、より先ほど答弁いただきましたように相談回数を

増やすとか、やはり不幸な子供が出ないように、よく機能を生かしてやっていただきたいと思います。

保育園児のほうはしっかり対応していただいているようなので、今後ともよろしく願います。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。角野委員。

○委員（角野由紀子君） 角野です。願います。

126、127の先ほどの子ども家庭総合支援事業、新規で全協でも説明がありました、児童福祉法の10条の2ということで、令和4年4月から設置されるということで、今もそうですが、全協でもこの宮代町の現況というのを聞いて、いつの間にか若い方々が増えてくるということはこういうことなのかなとか、ちょっとショック、二桁もあるのがちょっとショックだったんですが、この予算書におきましては、126、127に関して、歳入のほうなんです、31ページの国庫支出金、国庫補助金の民生費、国庫補助金の児童虐待、DV対策等、総合支援事業費補助金ということで、子ども家庭総合支援拠点の運営、支援対象児童等見守り強化事業に対する補助金ということで、補助率が2分の1と3分の2になっていますが、これについて説明というか、この127との関連でお願いしたいと思います。

それと、123ページの児童福祉対策事業、これ去年もあったんですが、12節の委託料の中の子育て短期支援事業委託料について教えていただきたいと思います。願います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君） 子育て支援課長の横内でございます。まず1点目の子ども家庭総合支援拠点の補助金についてお答え申し上げます。

こちらは、予算書では30ページ、31ページの国

庫支出金のところでございます。児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金として585万7,000円出ておりますが、この中で子ども家庭総合支援拠点の運営に関する事業に対する補助率が2分の1で、支援対象児童等見守り強化事業に対する補助率が3分の2というようになっています。

私からは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 予算書の122ページ、児童福祉対策事業、(4)児童福祉対策事業の委託料、子育て短期支援事業委託料につきまして、お答え申し上げます。

こちらにつきましては、今年度、令和3年度からスタートした事業でございます。別名、子どものショートステイ事業と申しまして、保護者の疾病その他の理由により、家庭で養育することが一時的に困難になった児童を児童福祉施設に入所させて養育する、子どものショートステイ事業ということで、泊まりで複数の日数、養育施設で養育をするという、そういうサポート事業でございます。

具体的には委託ということで、羽生市にある児童福祉施設のほうに委託契約を締結しまして、事業をスタートさせる準備が整ったんですけれども、コロナ禍の中で、施設のほうからちょっと子供の受入れはできないという話をちょっといただいてしまいまして、委託契約は締結してはいるんですけれども、受入れができないということなのでPRも今できていないと、そういった状況になっておりますけれども、コロナ禍が落ち着いたましたら、事業を積極的にPRして事業の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） 126、127の子ども家庭総合支援事業でございますが、今、課長のほうからご答弁ございましたが、この2分の1と3分の2の補助があるということなんですが、そうしますと、この本年度の財源内訳が495万7,000円になっていますが、ここの内訳は幾らになるのかお伺いします。

それから、今のショートステイの話なんです、羽生の児童福祉施設のところで、受入れできないということで、PRしてというのはこれは広くどなたでもいいですよという、そういう事業ということなんでしょうか。

それから、全協のほうで総合支援拠点のイメージというところで、今ニュースでもへーというような、驚くようなこの虐待絡みのニュースがあちこちであるんですけども、宮代町がこのイメージ図でいきますと、代表者会議、実務者会議、ケース会議というのがあります。その下に、民生委員、児童委員、主任、児童委員、人権擁護委員、社協、また民間福祉関係者、幼稚園だとか保育所だとかも入っているんですが、この代表者会議、実務者会議、ケース会議というのはどんなふうにする予定でいるのか、お伺いします。

○委員長（川野武志君） 答弁願います。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君） 子育て支援課長の横内でございます。私のほうからは、子ども家庭総合支援拠点の歳入に関する内訳についてご説明申し上げます。

まず子ども家庭総合支援拠点の運営に係る分でございますが、歳入といたしましては188万4,500円、併せて子どもの見守り強化事業に関しましては397万3,333円でございます。こちらが内訳になります。1,000円未満は丸めて予算は計上させていただきます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 副課長の田中です。

ショートステイ事業の対象なんですけれども、こちら町内に住所を有する方で、利用の理由につきましては、疾病、育児疲れ、育児不安、その他身体上または精神上の理由、出産、看護、事故、災害、失踪、その他家庭養育上の理由、冠婚葬祭、出張、学校への行事の参加、そういった利用目的が、利用することができる形になってございます。

○委員長（川野武志君） 暫時休憩。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時25分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（清水邦江君） こども笑顔担当主査の清水と申します。

先ほどの要対協の代表者会議、実務者会議、ケース会議についてお答え申し上げます。

代表者会議は、年に1回1月に開催しておりますが、コロナ禍の関係で昨年度、今年度は開催しておりません。各機関の代表者の方に集まっていただきまして、会議を行います。

実務者会議なんですけれども、年に3回行っておりまして、6月、12月、3月に実務者会議を行っております。こちらは、要対協のほうに挙がっている児童につきまして、それぞれの関係機関から近況などの報告を上げさせて情報収集いたしまして、今後どんなような見守りをしていくかなど

について会議を行っております。

ケース会議については、各関係機関で、ケース・バイ・ケースなんですけれども、この方についてはもう少しこういった支援が必要じゃないかとか、もう少しこういった機関に関わっていただくかなんてはいけないといったケースが発生した場合、町のほうからお声かけさせていただく場合もございますし、児童相談所から、じゃケース会議をやりましょうということで開催させていただくこともございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 副課長の田中です。

先ほど、子どものショートステイ事業の関係で、羽生市にある事業所と、福祉児童施設と申し上げましたけれども、申し訳ありませんでした。加須市の間違いでした。加須市にございます、社会福祉法人愛の泉という施設でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

そうしますと、予算のほうなんですけど、この設置する人件費、常時2人と、それから会計年度任用職員1人というのは、これは町の持ち出しというか町の費用でやらなければいけないということですね。

それで、この児童虐待の2分の1と3分の1の見守り強化のほうは、この127ページの社協にお弁当配布生活支援ということなんですよね、そうすると、この資料でいきますと、これは社協は毎週火曜日にお弁当配布で見守りするというふうになっていますが、福祉課のほうで絡みみたいなのは、子供食堂絡みで木曜日ということもありますが、

そうしますと、火曜日と木曜日重複するような方々も子供さんもいるというふうなことでもいいのでしょうか。その辺を聞きたいと思います。

それから、虐待が起きたときに、私たちニュースで聞いたときには、児童相談所も駄目だよねと思ったり、こっちのほうが悪目だったのか、そのケース・バイ・ケースでいろいろ判断、いろいろ事件が起きたときなんですけれども、判断がこうだったんじゃないのかなという、普通の私たちが聞いても心配になるようなことが結構あるんですが、このイメージ図でいくと、低いほうは、まだ生まれる子育て包括支援センターのほうから子育て支援課にいった、児童相談所にいくと、こう赤が黒く強くなっていますけれども、そうしますと、本当にこの通告のあった80件、令和2年度の81件、これは児童相談所で、町のほうは28件と56件相談があったという、そういうので連携は取らなければいけないんですけれども、この家庭総合支援拠点の専門というか、そこが設置したのために、そこでしっかり責任を負うみたいな形になってしまうのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、ショートステイについて、愛の泉というところだということで、短期、子育て支援課の私たちの予算書でも子育て短期支援事業など支えていきますよと書いてありますけれども、これは愛の泉というところをお願いするということは、普通はなかなかPRして進めるというような内容ではないんじゃないかなとは思っていますけれども、その辺、子育て支援課として、安心してできますよみたいな書き方なんです、その辺についてお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 副課長の田

中です。

まずお弁当の配布の関係なんですけれども、福祉課のほうでやっているお弁当の配布は木曜日、こちらのほうでやっている配布、こちらのほうはご自宅に直接持っていくと、社会福祉協議会に持っていったらと思うと、福祉課のほうは社協に取りに来てもらうという形だったかと思うんですけれども、対象者が重複している部分はあります。ありますので、それはそれで是としています。逆によりよいのではないかと、担当としては考えております。

あとは、虐待の関係で、子ども家庭総合支援拠点ができることによって、逆に宮代町は子ども家庭総合支援拠点ができたんだからということで、児相のほうで、言ってしまうと町に押しつけてくるんじゃないかとか、そういう心配があるのではないかとご質問かということで、我々も初め、そこそこ心配はしていたんですけれども、全国的に児童福祉法の改正に伴いまして、子ども家庭総合支援拠点を整備していくといわれる中で、当然児童相談所の負担軽減というのがその背景にあるというのはございますけれども、これによって各、宮代町もしかりなんですけれども、いろんな小さな自治体だと、兼務で児童虐待に関する業務をやっているという状況の中で、専門的な資格を持った職員をしっかりと配置するという大きな枠組みがつくられて、それによって自治体のほうの体制を整備するきっかけになったのかなということで、実際に子育て支援課のほうも、宮代町についてもこれをきっかけに体制が強化できるというふうに担当としては考えておりますので、それによって児童相談所とより一層連携を深めて問題に処するようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君） 子育て支援課長の横内でございます。子どものショートステイ事業は加須市にある施設でちょっと使いにくいのではないかとご質問だと思いますが、子どものショートステイ事業はどちらかと言いますと、一週間程度の利用を想定しておりまして、こういった場合に子どもが入所まではいかないんですけども継続していることができる施設ということで、こちらの施設と契約させていただいているところでございます。

実際にもっと短期で、例えば1日でもいいんだよっていう場合は、緊急サポートの事業がございますので、こちらをご案内させていただくということになります。ただし、議員ご指摘のとおり、子どものショートステイにつきましても使いやすい近くの施設がいいのではというふうには課題として子育て支援課としても感じているところでございますが、児童福祉施設が、かなり数が少なく制限られておりますところから、本当に近いところというのがないという状況でございます。もっと近いところがあるかもしれませんので、今後とも継続して調べてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

4点を質問させていただきます。

まず、122、123ページの保育所の関係なんですけれども、もう第1次審査、第2次審査を終わっているわけなんですけれども、具体的に入所はどういうふうになったのか、保育所の関係で。先ほど枠が492なんですけれども、現時点で決定した数字をお示しいただきたいと思います。

それと、子ども医療費支給事業なんですけれども、これはもう18歳までの入院について支給され

るようになりました。これも朗報だと思いますが、通院についてはどういう経過で、結果が入院ですから、これはこれとしてももちろん成果なんですけれども、それと一緒に通院についてはどういう論議がされてとりあえず入院だけになったのか。

それから、県内全域で窓口での医療費の支払いが不要になりました。現物給付方式を導入されたということで。これについてももちろん朗報で、これについてはどういう経過でこういうふうになったのかということでお尋ねいたします。

それから、126、127ページの子ども家庭総合支援事業です。

今、前段の議員さんからいろいろ質疑がありましたので、分かりました。これは設置根拠として児童福祉法というふうに言われたんですけども、そうしますと、これは全部の自治体で行われるようになっているのかどうか。その辺の状況と、それから職員の体制なんですけれども、これは国要綱の設置基準に基づいてということで、常勤2名、会計年度任用職員1名ということなんです。これはもちろん資格を持った方ということで理解するんですけども、そうしますと、これは働き、職員として従来の仕事と兼務されるのか。それとも、これだけの子ども家庭総合支援としての体制での職員なのか。その点もお尋ねしたいと思います。

それから、最後に保育所でもオミクロン株の第6波で感染者が増えていると思います。これは子育てだけではありませんけれども、一般質問でもお聞きしましたが、現時点、一般質問では園児の感染状況も伺いました、職員も伺いましたが、これはいつからいつまでの、できれば1月1日から2月末ぐらいの資料があれば、新型コロナの感染状況をお尋ねしたいと思います。これはなぜ質問するかと言いますと、やはり、保育所などの職員

など、3回目の接種をやはり優先してほしいと、そういう観点からお尋ねしますので、お示しを願いたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 副課長の田中です。

順不同でお答えさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルスの感染状況なんですけれども、こちらにつきましては、申し訳ありません、4月1日からの情報は今手元にございまして、今回の第6波、オミクロン株、今年の1月以降の数字で昨日までの数字をお伝えさせていただきますと思います。

保育園の園児で27名、保育士は7名、園児が27、保育士が7、学童保育所は児童18名、先生、指導員等が3名、18の3が最新の数字でございます。

続きまして、保育所の入所の第2次審査の終わった時点の状況、現時点で確定している数字について、口頭で申し訳ないんですけれども、お伝えさせていただきますと、申請者数が全部で528、そのうち保留通知希望ということで、育児休業続けたいからという方が14人、町側に、あとは取り下げた方も5人ということで、実際に入所を希望されている方が509人で、先ほど申し上げました受入れ可能枠ということで、町内の保育園の受入れ可能枠全体が495枠を用意させていただきました。

実際に入所決定したのは490、調整の結果ということで、入所ができなかった保留通知希望以外で入所ができなかった方というのが合計で19人いまして、その内訳が、特定園希望が16で、国基準に基づく待機が3という形になります。

続きまして、子ども家庭総合支援拠点の関係な

んですけれども、国のほうで努力規定ということで、設置、努力規定ということになっておりますけれども、県内ほとんどの自治体で設置するということに聞いてございます。近隣も軒並み設置予定となっております、職員の関係なんですけれども、国の基準に基づく有資格者を配置ということで、専従で考えております。今現在、虐待の業務に当たっている職員は、虐待業務やりながら、実際には子育てひろばの運営、あるいは子育てサロンの企画とか子供の居場所づくり事業とか、そういったものを兼務でやっているんですけれども、子ども家庭総合支援拠点できて配置する職員については、子ども家庭総合支援拠点の仕事専従という形で配置したいという形で、内部的に調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君） 子育て支援課長の横内でございます。子ども医療費の18歳までの通院の医療費拡大についての関係でございますが、以前試算しましたところ、通院まで拡大しますと、町単独負担で1,300万円の増加が見込まれるということで、今回は、まずは入院までとさせていただいて、こちらの1,300万円は見込みでございますので、実際に入院を拡大してみて、どのくらい増えるかという状況をみながら、今後まったくやらないと言うことではなくて、調査していきたいとは考えております。

○委員長（川野武志君） 子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（石井 栄君） 子育て支援課、石井です。

子ども医療費の埼玉県内の現物給付化に関する質問につきましてお答え申し上げます。

実施につきましては、令和4年10月からとなっ

ておりまして、委員ご質問の今回の制度改正に至った経緯につきましては、県内の市町村の要望も昔からありまして、その要望を取りまとめた形で、埼玉県担当課、いわゆる保健医療部のほうで重い腰を上げていただいて、スタートを切ったと言いますか、まずは県内の医療関係団体との調整がまずしなければならぬということで、県の医師会でありますとか、歯科医師会でありますとか、薬剤師会でありますとか、その辺に対する概要説明を、資料によりまして令和2年12月頃から開始したところでございます。その辺の団体調整ですとか踏まえて、市町村に対する制度改正という旨の内容が今年になって入ってきた次第でございます。

県内の市町村としましても、埼玉県内の医療機関の現物給付化につきましては非常に喜ばしいことでありますし、利用者にとりましても医療提供を受けやすい環境が整備できたということで、喜んでいただいておりますので、令和4年、今年の10月からの制度の改正に向けまして、現在準備をしておりますところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

答弁ありがとうございます。

では、確認もしながら再質問もさせていただきます。

まず、保育所の関係なんですけれども、まず1点は、受入れ可能枠なんですけれども、これが以前の全協で聞いたときよりも3名増えていますよね、枠が、この辺の理由と。

それから、そうしますと、現時点で待機児童が3名と、これはもう4月1日からのということで、待機する児童が3名ということで確認してよろしいですね。

それと、そうしますと、管外への委託ももちろん入っていると思うんですが、その辺はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

それから、122、123ページの子ども医療費の関係でございます。

県のまず現物給付方式の導入についての県の動向についても、今答弁がございました。分かりました。

それから、通院の関係でありますけれども、まずは入院をということで、分かります。これはそうしますと、入院をやりながらそういった状況も踏まえて調査しながら、前向きに通院についても考えていくということで私は捉えますが、それでよろしいでしょうか。やれるやれないは別にしても、前向きな答弁だと思いますので、そういうことで理解してよろしいのかどうか。

それから、子ども家庭総合支援事業なんです、これはあくまでも強制でなくて努力規定だということで、分かりました。職員についても専従で考えているということですが、そうしますと、子育て支援課として、さらにこの担当体制が増えるわけで、そうしますと、従来の職員プラス会計年度任用職員を含めてプラス3ということで理解してよろしいんでしょうか、その辺と。

それから、その先、宮代町の児童虐待の現状なんですけれども、本当に平成30年度から通告、相談内容の件数を見ますと、年ごとに20件ぐらいつねづね増えているわけですね。令和3年度については12月末時点で既にもう80件ということであると。やはり、令和3年度末までになると、これは100件を越してしまうのかなというふうに、私も本当に件数としてはすごい多いなと、これは軽視できないなというふうに思って、とりあえずこんなにも虐待がありながら、国の設置基準では3人しかこう設置できないのかというふうに思うん

ですけれども。

これは、先ほど努力義務ということなんですけれども、やはり虐待を解消していくためにも、その辺のまた、聞くと、取りあえずまずはやってみてというような答弁になるのかもしれませんがけれども、こういう常勤の職員あるいは任用職員の3名ということでもいいのかどうか、その点についてはどういうふうな議論になったのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、最後の新型コロナ感染の関係ですが、例えば保育所では、休室があったと思うんです、それから休園はなかったのか、それから学童保育についても閉室というんですか、これは今クラブそれぞれありますけれども、その点での詳しい状況は分かりますか。

あと、民間なんですけれども、幼稚園とかそういう関係は、町としては把握されていないかどうか、それについてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 副課長の田中です。

最初に、保育所の入所の関係についてお答え申し上げます。

先の全員協議会のときに1次審査の結果ということで説明させていただきました受入れ可能枠より増えている理由ということで、何で増えたのかというところでございますけれども、こちらにつきましては、2次申請の状況を受けまして少しでも枠を増やしたいということで、我々職員が、民間保育園のほうに改めて何とかならないかということでお願いにお邪魔させていただいて、拡大させていただいたものでございます。

続きまして、待機児童3名、4月1日からのと

いうことなんですけれども、現時点では待機児童、この委員会資料の12ページにございますとおり、定義に基づく待機児童が3名、そういう形になります。先ほど説明させていただいた数字の中に、管外での委託は含まれているのかということでございますけれども、管外への委託は含まれてございません。

続きまして、子ども家庭総合支援拠点の職員の配置の関係なんですけれども、国の基準上は常時2名配置しなければいけないということで、正職員を2名と、あとは職員が休んだり外出するときがあるだろうから、その補足的な意味合いも兼ねて会計年度任用職員を1名ということで考えておりますけれども、そうすると、子育て支援課の人数が純粋に3人増えるのかと言いますと、そういうわけにはいかないのでございまして、そこは人事組織のほうの兼ね合いになるので、我々としては増えるに越したことはないと思うんですけれども、会計年度任用職員は現在、雇用しておる会計年度任用職員が1人増えます。

正職員のほうにつきましては、何とも、まだ組織の内示のほうもいただいていないのでお答え申し上げづらいんですけれども、完全に3増えることはなかなか難しいという話は、なので、子ども家庭総合支援拠点、正職員2人入れるということはどこかの担当が1人少なくなるのではないかとというような状況でございます。

そういった中で、虐待の件数がこれだけ増えているのに子ども家庭総合支援拠点そのものも3人でいいのかというような、そこは教科書どおりの答えになってしまうかもしれないんですけれども、現時点でそこからスタートして、できる限りのことをやりながら、確かにヤングケアラーへの対応等含めていくと、やることは盛りたくさんだなど、現時点で何とかならないかなと担当としても考え

ておりますけれども、やってみながらちょっと考えていきたいなというように考えております。

新型コロナウイルスの関係での保育園等の休園の関係なんですけれども、こちらも1月以降の第6波オミクロン株の関係でございますと、保育園の休所が最新の情報で3か所。

○委員（丸藤栄一君） 休所、休園。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 休園、休園です。1月の下旬から2月の中旬にかけてトータルで3園休園がありました。

学童保育のほうは休所はしておりません。幼稚園の関係は積極的な情報収集はできておりません。保護者等から情報が入ってくればとはありますけれども、幼稚園のほうからの休所、休園になったからということで町へ連絡いただけるような体制には、現在のところはなっておりません。

私からは以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君） 子育て支援課長の横内でございます。子ども医療費の18歳までの通院拡大についての関係でございますが、担当課としては、18歳までの通院拡大のサービスは有効なサービスであると認識しているところでございます。

いつも同じようなお答えになってしまって申し訳ないのですが、限られた財源の中で様々な子育てサービスを行っていかなくてはなりませんので、そういったバランスを見ながら、近隣の状況もあわせて見ながら検討してまいりたいと考えておりますが、なかなかすぐというのは難しい状況かなとは捉えておるところでございます。

子ども家庭総合支援事業の関係で1点補足をさせていただきますが、常時2名体制で実際に足りるのかどうかということでございますが、正直申

し上げまして厳しいと認識はしておるところでございます。

しかしながらこの支援拠点の業務につきましては、支援拠点の職員が全部動くということではなくて、マネジメント機能を持ち合わせた拠点という位置づけを持っておりますので、例えば、学校、保育所、関係機関と連携しながら、今週の見守りはそちらでお願いしますとか、常時の見守りは所属している保育園、幼稚園お願いしますとか、そういった連携を取りながら業務を分担して、継続して見守っていけるような体制を取っていきまして、なるべく常時2名の体制であっても有効に子育て家庭へつながっていけるようなやり方を取りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 答弁ありがとうございます。

丸藤でございます。

保育所の関係ですが、受入れ枠が増えた理由も伺いました。分かりました。

もう4月1日から始まりますし、もちろん先ほどの答弁が、管外の委託については数字は入っていないけれども、どういうふうになるかというのは、もう分かっているわけですね、それについてお示しいただきたいと思います。

これはずっと、4月1日から始まりますけれども、待機児童もいますし、これはやはりゼロにするための努力はずっと続けなければいけないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、先ほどちょっと聞き忘れたんですけど、取り下げというのはどういう理由なんですか。それについても、最後ですでお尋ねしたいと思います。

それから、子ども医療費についてでありますけれども、課長はさすが課長でうまくまとめました

が、先ほどの答弁のほうが私は前向きかなというふうに思いました。いずれにしても予算も関わることで、最初に言った、通院、入院よりも通院のほうが予算かかりますから、やはりそういった点でいろいろ考えなければいけないですけども、やはり少子化、それから出生率は非常に大変な状況になっていますので、そういった点、それから人口を増やしていく、そういう面からも、やはりこういった面で少しでもやはり負担がなくなるような、そういった状況にぜひ持っていただきたいと、先ほどそういう答弁でしたので、よろしくお願いしますと思います。これは結構でございます。

それから、子ども家庭総合支援事業の関係ですが、もう4月1日から始まりますし、子育て支援課の人数もうはっきりしているんでしょう。まだ内示ないんですか。いつになりますか、じゃ。町長でもいいですよ。もう担当のほうにはいつているのかなと思いましたが、当然。少なくともこういった面では前進は前進として評価しなければいけないと思いますけれども、他方でやっぱりその分減らされては大変だと思いますので、そういった点でお聞きしていますので、よろしくお願いしますと思います。

それから、新型コロナの関係で、感染状況が分かりました。実際保育所あるいは保育所の職員、そういった方々の3回目の接種は進んでいるんでしょうか。これは進めなければいけないと思うんですが。

それから、特に保育所、学童もそうなんですけれども、やっぱりこういった感染状況の下で職員は大変だと思うんですね、やっぱり命に関わる問題で、自分、職員自身も家族を持っていて、やはり感染者が非常に子供たちから感染していくという状況の下で、本当に職場に行くのも大変な思

いで行っていると思うんですけども、そういった点では、職員が辞めたいとか、増減もありますけれども、そういった点ではどういう状況なのか、その点だけ最後にお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○保育担当主査（松岡祥哲君） 保育担当主査、松岡です。

1つ目の保育所の管外委託での入所希望人数についてお答え申し上げます。

お配りしている資料では、宮代町での1次審査終了後の人数となっております。今現在、宮代町での2次審査終了後時点での人数になりますと、この委員の皆様にお配りしている資料を、口頭で申し訳ありませんが、修正させていただきますと、久喜市がゼロ歳児がゼロになっているところが1になります。久喜市の合計が6になります。白岡市のゼロ歳児の1がゼロになりまして、白岡市の合計が2になります。春日部市がゼロ歳児から右に進んでいきまして、ゼロ歳がゼロ、1歳児が2、そのままです、2歳児が1、3歳児がゼロのところは1になります。4歳児が3になりまして、5歳児はそのまま2です。合計数は7から9になります。幸手市は変化がなくそのままになります。それから伊奈町のほうもそのまま、越谷市が1つ希望が増えまして、2歳児が1増えています。次のページで、さいたま市、加須市、上尾市、古河市につきましては、そのままになっています。

管外委託の希望につきましては、宮代町のほうから他市町村のほうに入所申請を上げます。その入所の審査につきましては、園のある自治体、他市町村のほうで審査をして選考していきます。ですので、この時点でも他市町村さんのほうから結果が来ていないところもあります。それですので、

まだ決定した数字をお示しすることはできないんですけれども、今のところ、まだ決まっていないところが春日部市さんの中で9人いる中の4人につきましては、まだ結果が出ていないというところはあります。

他市町への希望につきましては、併願というところも認めていますので、1人の方が違う複数の自治体を希望していたりする状況もありますので、それでまた、その他市町の中でのその方の優先順位というのがありますので、なかなかそこが難しいところでもありまして、他市町さんの結果が出るタイミングですとか、それで最終的に希望する方がここに決めますという、その判断です。その意向も踏まえて決定されていきますので、この数字が基本的には最終的な結果はまだ出てはいないんですけれども、今のところはその数字でお示しさせていただきました。よろしくお願いいたします。

もう一点、取り下げの理由につきましては。

取り下げの理由につきましては、申請した時点で求職活動というところも、保育の必要性としては認められるところですので、求職活動での保育の希望という申請で出されている方が、結果として4月1日時点で就職がかなわないというところで、取り下げるという方もいらっしゃる。

また、幼稚園への入園希望を併せてされている方もいらっしゃいます。3歳児クラスで年少さんに入るところで希望されている方につきましては、幼稚園の入所につきましては、各園での取扱いになってきますので、保育所と幼稚園2つのほうの希望をされていて、結果として幼稚園のほうを選んだので保育所の申請のほうは取り下げますというところで、そういったところで取り下げが生じている状況でございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君） 副課長の田中です。

保育所の保育士、学童保育所の指導員のワクチンの3回目の接種の状況なんですけれども、全て3回目は済ませていただいております。

それに関連して、保育所、学童保育所で働くスタッフの皆さん、コロナ禍の中で、心配な気持ちの中で仕事に従事していただいているということなんでしょうけれども、完全に不安をなかなか取り除かせていただくことは難しいと思いますけれども、社会機能を維持していくために必要な職種ということで、できる限り閉所、休所とかなないようにということで、運営に当たっていただいて、というところで我々にできること、先ほどのワクチン3回目を優先的に受けていただくというように、各位の努力をする。ほかにやっていることとしては、抗原検査の簡易キットを購入しまして、保育所、各学童保育所、民間の保育所も含めて一定数をお渡しして、何かあった時にすぐ抗原検査ができるようにということで、例えば保育所の子供が陽性だったという情報が入ったところの担任の先生がすぐに抗原検査をして確認できたりとかできるようにということで、感染拡大を防ぐということだけでなく、保育士の不安を軽減するという意味合いでも抗原検査キットの配布をさせていただいているところです。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君） 子育て支援課長の横内でございます。子ども家庭総合支援拠点の人員体制の関係でございますが、こちら、担当課

といたしましては令和4年4月からこちらの支援拠点を開始したいということで、職員3名体制を取りたいということを町部局に要請してまいりまして、お蔭をもちまして正職員2人の確保と会計年度任用職員1人の確保を、こちらはお約束いただいておりますので、これで、まずは総合支援拠点をスタートさせていただきたいと考えております。

その他の内示につきましては、子育て支援課ではまだわからないところがございますので、まずは子ども家庭総合支援拠点のしっかりとした体制づくりができたかなとは捉えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ありますか。

答弁求めます。

担当主査。

○保育担当主査（松岡祥哲君） 保育担当、松岡です。

3回目の保育士と学童指導員の3回目の接種に関して補足させていただきます。

3回目の接種の要件で、2回目の接種日以降6か月が経過しているというところがまずありますので、おおむねお勤めいただいている保育士、学童指導員の方は、6か月以上経過しているので全ての方が受けていらっしゃるんですけども、まだこの要件、6か月以上経過していない方には6か月たってから随時ご案内がいくようになっておりますので、最終的には皆さん受けていただける要件となっております。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

ないようですので、以上で子育て支援課分の質疑を終了いたします。

ここで、休憩いたします。

休憩 午後 5時20分

再開 午後 5時32分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

これより住民課の一般会計分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（高橋暁尋君） 住民課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。自己紹介とさせていただきます。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○住民課主幹（中村佐登志君） 戸籍住民担当主幹、中村でございます。よろしくお願いいたします。

○国保・後期担当主査（岡安英之君） 国保・後期担当主査、岡安と申します。お願いします。

○戸籍住民担当主査（海老原剛章君） 戸籍住民担当主査の海老原と申します。よろしくお願いいたします。

○年金担当主査（加藤智浩君） 年金担当主査の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉伸一郎君） 泉です。よろしくお願いいたします。

簡単な質問を4点ほどお願いいたします。

まず、1点目になります。予算書の101ページになります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、(2)で戸籍住民基

本台帳管理事業、この中で、13節使用料及び賃借料ということで、マイナンバーカードを予約、交付、管理システム利用料79万2,000円とあるんですが、この内容を教えてください。

2問目になります。戸籍住民基本台帳管理事業ということで、私たちの予算書の47ページになるんですが、上段のほうの一番最後の四角で、その他の経費で189万円とあるんですけれども、予算書で調べたんですけれども見つからなくて、この内容を教えていただきたいと思います。

それから、3問目になります。予算書の143ページになります。同じく2目予防費で、(9)の後期高齢者疾病予防事業というところで、18節の負担金補助というところで、総合健診受診補助金199万7,000円で、その中の説明で、後ろのほうで健康マイレージ歩数計の購入費用等を助成と書いてあるんですけれども、それについてどういうことなのかを教えてください。

あと、最後になるんですが、私たちの予算書の45ページになります。2つ目の国保・後期担当、年金担当というところの、文章の真ん中あたりなんですけど、人工知能の分析による勧奨通知を交付と言っているんですけれども、これはどういうものなのか、教えてください。

以上、4点になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君） 戸籍住民担当主幹、中村でございます。

それでは、泉委員の質問につきまして、1点目と2点目が私の所管でございますので、答弁させていただきます。

まず、1点目の予算書101ページの戸籍住民台帳管理基本事業の中の13節の使用料及び賃借料のうち、マイナンバーカード交付予約・管理システ

ム利用料につきましては、マイナンバーカードが、今までは台帳で管理していたものを、全てコンピューターの中での管理にするための利用料でございます。住基のほうの情報と連動いたしまして、それぞれ住民の方がどのようなマイナンバーの状態になっているかというものを管理するためのシステムの利用料でございます。

それから、続きまして、2点目でございます。

私たちの予算書47ページの経費の内訳、その他の経費というところでございますが、こちらにつきましては、全体の経費、1,748万円から主な経費といたしまして計上いたしました電算委託料、電算システム経費、それから証明書コンビニ交付に係る経費、こちらのほうを引いた残りの額ということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

3問目にご質問いただきました、予算書で142、143ページ、(9)後期高齢者疾病予防事業の関係でお答え申し上げます。

10番需用費、18番負担金、補助及び交付金ということで、2つの節があるわけでございますが、総合健診受診補助金につきましては、人間ドックの補助金を助成ということで、111件でございます。なお、10節需用費の15万1,000円につきましては、マイレージの歩数計ということで、60個分を予算計上させていただいております。

4番目の私たちの予算書の45ページの前文の中で、国保・後期担当の中の真ん中辺の人工知能の分析による勧奨通知というお尋ねでございますが、今年度も実施をさせていただいたわけでございますが、健康診査の受診率につながるように、過去

に受けられた方とか、過去に何年か空いた方とか
ということA Iのほうで判断いたしまして、5
種類に分けて受診につながるような文書をそ
れぞれ作成して、交付する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉伸一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、1問目の件なんですけど、分かりました。
マイナンバーカードで先ほどの45ページのところ
にもあるんですけど、マイナンバーカードの
健康保険証利用の本格運用というふうになってお
りまして、今年6月からひもづけというのが始ま
るんですけど、これ、企画財政のほうとつな
がってしまうと思うんですけど、ポイントがつく
というのがありますよね。これについて住民課のほ
うでも、マイナンバーカードを交付するに当たっ
て、ポイントを取得する方法みたいなものを教え
ていただければなということで質問させていただきます。

それから、2問目の件なんですけれども、先ほ
どの答弁だと差し引いた経費だと言われて、それ
は分かっているんですね。ただ、その経費の内容
がどういふものなのかと聞いたつもりでいたん
ですけど、引き算を聞いたわけではなかったの
で、えっと思ってしまいました。

それと、3問目のマイレージ歩数計の購入費用
の助成なんですけれども、私もマイレージの歩数
計を今回郵送していただいたんですが、これって
無料で県から送っていただいているわけではない
んでしょうか。その件について、65個分というこ
とをお聞きしたんですけども、もう一度、その
件についてお聞きいたします。

あと、A Iのほうは分かりました。ただ、健診
を奨励する通知が、はがきが来るんですけども、

受けたにも関わらずまたはがきが来るという、そ
ういう方がいっぱいいらっしゃるって、郵送料金が
無駄になっていませんかという苦情を受けたんで
すけれども、その辺についてどのようにお考えか
をお聞きいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

住民課主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君） 戸籍住民担当主幹、
中村でございます。再質問のほうにお答えいたし
ます。

まず、1点目のマイナンバーカードの取得のと
きに、マイナポイントの取得の仕方等につきまし
てのご案内をというご質問でございますが、こち
らにつきましては、担当のほうから、マイナンバ
ーカードをお渡しするとき、窓口でお渡しする
ときには、そのときに説明書の資料をお渡ししまし
て、マイナポイントにつきましては、設定につ
きましては、企画財政課のほうへ行っていて、
できますよというお話を差し上げております。

それから、ご郵送で申請して台帳でお送りする
方につきましても、同じリーフレットのチラシを
同封させていただいております。

それから、2点目につきまして、こちらにつ
きましては、事業の中の8節の旅費から19節の負担
金補助及び交付金までの合計の中から上げた経費
を差し引いたものでございまして、こちらの細々
とした、それぞれ旅費ですとか消耗品ですとか、
こちらのほうを合計したものということでご理解
いただければと思うんですが、よろしく願い
いたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高
橋と申します。よろしくお願いします。

3番目のご質問のマイレージの歩数計につ

しては、60個分、1個当たり約2,500円なんですけれども、全額補助をいただいております、これをそのままお渡しさせていただいております。

4番目のはがきにつきましては、集団健診であれば保健センターのほうで行っておりますので、引き抜き等は当然、受診された方については出さない努力はさせていただいているんですけれども、個別ということで、町内で、町会で、医療機関にかかった方の場合には、日付がいつ受けられるかわからないということで、若干すみません、抜け切れていないところがあるかもしれませんが、どうしてもそういった事情がありますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉伸一郎君） ありがとうございます。
よく分かりました。

最後に、1点だけなんですけれども、やはりポイントなんです。私の場合、郵便局とかに行ってやったんですけれども、自分でできなくて、最終的に企画財政課のほうの窓口へ行まして、そちらの窓口の方にやってもらってポイントをいただいたという経緯があるんですね。

例えば、これ、ポイントを1つ指定のところにに入れてしまうと、移動できないので、そこでしか使えなくなってしまって、別のカードに入れたいんだといってももう後の祭りなので、その辺のことをよく分かるように説明しなくてはいけないと思うんですが、例えば郵送でした場合にも、その辺のことは分からないと思うんですね、説明書にも書いておりませんので。その辺のことで、何かしら改善点というものができるかどうか、お聞きいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君） 戸籍住民担当、中

村でございます。

今ご指摘の点につきましては、マイナポイントをなるべく窓口にいらしたときには、泉委員おっしゃるとおり、一番お使いになるカード、一番有効に使えるカードで、そのポイントがそちらについたほうが一番ご本人にとってもメリットございますので、そのようなご案内を差し上げているんですが、おっしゃるとおり、ご郵送でお送りするときには、こういった一覧表のカードで使えますよということで、カードを途中で切り替えたいというお話、どこにも確かに載っておりませんので、それはうちのほうでもお送りする文書の中に何か書けるようには改善していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ありませんか。
山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。2問ほど質問させていただきます。

1問目です。112ページの(8)の国民健康保険特別会計繰出事業でございます。区分の27節、繰出金の説明欄、事業概要の説明欄に、都道府県化に伴う安定した運営と記載されているんですけれども、何をもって安定と言うのか。その説明を一つお願いしたいと思います。

それと、加入者です。繰出金が去年よりかまたかなり減りましたよね。その加入者は予算査定によって、予算査定は加入者が減ったからということで説明されているんですけれども、調定額とかそういうのを見ると、年々増えている。そうすると、予算査定によって負担増となっていることが目に見えて分かるんですよ。その辺のところの説明をお願いしたいと思っております。

あと、142ページです。後期高齢者健康診査事業、それと142ページ、143ページの(8)と(9)なん

ですけれども、後期高齢者健康診査事業と後期高齢者疾病予防事業でございます。受診者の昨年との比較、また、所得階層別で受診者の差があるのかどうか。あと、検査やってどのくらいの健康診査疾病予防で、傷病、症状、病床を発見となったのか。その辺のところの実績を教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

1 点目の予算書112、113ページの国民健康保険特別会計繰出事業の関係の本年度の特徴の都道府県化に伴う安定した運営ということで、委員さんのほうでご承知のとおり、令和9年度の完全な統一化ということで進めさせていただいているところで、毎年全協のほうでも説明させていただいたように、標準保険税リスト等、今、県のほうと市町村のほうで調整をさせていただいております。最終的なゴールというのはそういったところで、経営運営、全ての市町村が同じ税率であったり、同じ保健事業とか、もろもろなものを合わせていって、最終的に安定するということを目指しているということで、それも仮定ということで、都道府県化に伴う安定した運営ということで書かせていただいております。

あと、加入者につきましては、また国保のほうでご説明申し上げるかもしれませんが、毎年度、4%から5%、加入者については減っております。ただし、ご存じのとおり、加入者の高齢化等、また、医療費の高度化等ありますので、単純に数字的には減っていくものではないんですが、今年度につきましては、国民健康保険特別会計繰出金ということで、県支出金を適正に見込んだことに

よりまして、マイナスということで比較で出させていただいているところでございます。

併せて3番目の予算書142、143ページの後期高齢者の関係でございますが、こちらにつきましては、健康診査につきましては、所得別の受診率等につきましてはデータがございません。後期高齢のほうについては、なるべく皆さんに受けていただきたいというところでございますので、特に所得別の把握はさせていただいております。

また、健康診査等、人間ドック等受けられたことによって、疾病予防になるということがどのくらい効果があるのかというご質問でございますが、当然こちらにつきましては、医療費の縮減を目指して受けていただくということでございますので、こちらにつきましても、後期高齢者広域連合の指導の下、受診率を併せて上げていく、いかなければならないということを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 分かったような、分からないような、安定した理由ということで、標準保険税率に合わせていくんだということでやるんだと思いますけれども、これ、健康診査といいますけれども、国保税の一人当たりの調定額の順位表というのがあるんですけども、年々上がっているんですよね。最初は38番目だったんです。それが去年は34番目、今年は調定額が上がっていますから、9万幾らに上がる予定ですから、また20番目か30番目あたりになるのかなという感じはするんです。

そういうことで、町民にとっては安定してはいらないですね。私はそう感じるんです。値上げ連続で、これは安定ということは言わない。これは税金、それは運営している人からすれば、埼玉県

で統一してやりたいんだと言っているんですけども、町民からすれば、これは不安定ですよ。払い切れないんじゃないかなという感じはしますよ。その辺のところどういうふうに考えているのか。

この世帯数で7割、5割、2割のをやっているんですけども、全体で今年は3年度、4年の10月現在、ちょっと分からないんですけども。52.6%の人が何かの形で軽減受けている。これ見えていて安定はしていませんよ。年々それが aumentando いるんです。世帯数で言うと、元年度が51.6%ですか、2年度が50.56%、3年度だと4,894世帯中、52.6%というふうに増えているんですけども、私はそういう点では、繰出事業、少なくするべきじゃないかなという感じはします。

少なくとも、ほかの自治体はそんなに動いていないというのが感じられるんですよ。繰出金を増やすべきじゃないかなとは感じております。これについてはもう一度ご回答をお願いします。

疾病事業なんですけれども、受診者を増やすためのデータなので、これによって病症発見というより、受診者を増やすんだと感じながら今受け止めたんですけれども、これは把握はしていないんですか、疾病、これで何人発見したよということ。その辺のところをお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

一番の目的、埼玉県に限らず、全国的に県運営というのものもあるかもしれないんですけども、医療費を払うというのが保険の一つの目的であったり、そのためには皆さん、健康診査を受けていただいて、病院にかかられないようにしていただくとか、あとは先ほどありましたように、国保のほうでもマイレージということで、歩数計のほうを

お配りさせていただいています。医療費を抑えていくというのが必ず必要なところだと思います。

ただし、その他繰入金というのが、一般会計からの繰入金ということで、国保加入者でない方からお金をいただくことになるということになりますので、結果的に国保の中で全てが完結するようなものが国保としては安定化ということで考えていくということで、県運営から始まったものだと考えております。

また、予算書142、143の後期高齢者健康診査事業等・疾病予防事業等につきましては、所得とかどのような医療費の削減効果が上がったということは、資料がないのでお答えできませんが、これによって、健康診査を受けることによって、当然医療費であったり、重複受診者の対策事業であったり、いろんなデータを集められたり、1つに特化したものではなくて、全体的に医療費を抑えていくという考えがありますので、皆様に健康診査のほう受けていただきたいという考えでやっておりますので、皆さんが健康寿命ということで長生きしていただくのが一番だと考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

全国的に国保の加入者がということで、国保の加入者だけでやっていったら、際限なく上がっていきますよ。私はそう思うんですけども、もう終わりがありませんよ、これは。医療費の保険を自分たちで払いなさいよ、だったらね。私はそうじゃなくて、町もそういう考えじゃなくて、やっぱり助け合いのものですから、保険というのは。それは当然いろんな方からすれば、アンバランスがあると思いますけれども、それは当然のことだと思いますよ、私は、町で補助するというやつは。私はそう感じるんですよ。その辺のところ町は

どういうふうに考えているのか。ここは際限なく上げていくということなんですか。そういうのは、もう一度お願いします、それは。

それと、医療費を下げるために、142ページなんですけれども、健康診査とか疾病予防でやるんだと言っていますけれども、結果がないと、どういう病気が高齢者になったら多くて、そういうデータがないと、疾病予防もどうやって予防するの、そう感じるんですよ。ただ受ければいいんだ、やらせればいいんだというんじゃないでしょう。どういうやり方が疾病予防になるんだ、そういう結果、こういう症状が発見されたよということで、そういうデータがなかったら、何のためにやっているのという感じがしますよ。そういうデータも取らない、ただやっている、受診率だけ上げればいいんだ、私はそういうのはちょっと納得できないという感じはしますよ。もう一度お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

結果的には、埼玉県第2期国保の運営方針ということで、統一化に向けて第2期が今始まっているところです。この後、第3期とかということで、最終的には令和9年度の全県統一ということを目指しておるわけでございますので、現在のコロナ禍というイレギュラーな事象もありますし、これからどうなっていくかというのは分からないところでありますが、ただ、全県的に、全国的に向かっていく方向というのは、国保体制というのは、繰入金なしで健全運営を図っていくということで、その中では当然医療費の削減であったり、皆さん健康で、どうしても高齢化になってきますので、そういったところを見ながら健全な運営を

図っていくべきだということで、埼玉県内統一ということで目指しているところでございます。

続いて、何度も同じような話になってしまいましたが、予算書140、143ページの疾病予防等事業につきましては、ただ宮代町のほうで受診をしていただいているというわけではなくて、健康診査で出たデータを埼玉県後期高齢者の広域連合のほうで分析いたしまして、重複した受診者の対策の事業であったり、あとは糖尿病になりそうな方であったりというところを、広域連合のほうでデータ化して医療費の削減をやりますので、その健康診査を町で受けさせているだけではなくて、その先は広域連合のほうで仕事をしていただいているということで、すみません、先ほども言いました言葉が足りなかったかもしれませんが、そういったことで健全なお体になるようには、町と広域連合で分担してやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） 今日は初めての質問です。時間が6時過ぎていきますので、簡単に質問したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

私も後期高齢者の問題で、私たちの予算書の49ページ、その中で、限度額が66万、これが対象人数は何人になるか、それで高齢者特別会計に加入しているのは何%なのか、教えてもらいたい。

もう一点は、前段者と関連しているかもしれませんが、医療介護制度や健康診査等のデータ分析から、虚弱な高齢者中心、介護予防事業と連携したフレイル対策を実施しますところで、もうちょっと具体的に分かりやすく、我々素人に分かりやすく説明をお願いしたいと思います。それだけです。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

1 番目にご質問いただきました、限度額が今年度、令和4年度から64万から66万に上がる世帯数につきましては、来週の後期特会のほうで、今、すみません、データがございませんので、出ましたらそのときにお答え申し上げる形でよろしいでしょうか。後期高齢者特別特会のほうでお話を、できればさせていただければと思います。

2 番目の、後期高齢者健康診査事業等、私たちの予算書の49ページ、こちら一般会計でございますので、今お話いただきましたこちらについては、レセプトデータといいまして、毎月診療報酬明細書ということで、かかれた病気が分かるような形になっております。お薬とか細かく調べればそういった形で、虚弱になられる前のお体が悪くなりそうな方をピックアップ、抽出いたしまして、そういった方に対して健康介護課のほうの保健師と連絡を取りながら、おたっしや元気塾とかいろいろ公民館でやらせていただいているところにお誘いをさせていただいて、運動していただいたりお話をさせていただいたりして、防止、ちょっと寝たきりになったり、お体が悪くならないような事業をさせていただいている内容でございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原正君） 1 点目は、後で教えてもらいたいと思います。

2 点目について、高齢者関係と介護予防関係の、どういうセットでこういう対策をやるのか、これがよく分からないんですよ。今しゃべっている内容だけでは、私たちちょっと分かりにくいんだよね。どういうセットをするのか。それだけ分かり

やすく教えてもらいたい。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

実際は介護のほうなんですけれども、通常だったらおたっしや元気塾とかに出させていただいて、個々に参加いただいて健康に悪くならないように参加いただければいいんですけれども、なかなかそういった方というのは、ご自身から参加されにくいということで、健康介護課の保健師のほうに、そういった先ほど病名とかお薬をどれくらい使っていますよと端末がありますので、それを操作していただいて、該当者をその保健師が抽出、何人か出してきて、その方に対して健康な体操教室であつたりに参加していただくような考えで今年度もやらせていただいておりますので、引き続きこういった参加者のほうをなるべく広く募って参加いただければ、悪くならない、家に引きこもりがちになると、どうしても体力が落ちるということを防ぐために、こういった介護予防と後期高齢者の一体化ということで進めさせていただく事業でございます。よろしいでしょうか。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原正君） もう一回だけ。

最終的には、住民課とどういうセットでどういう日常の対策をやるのかという聞きたいんですよ。多分高齢者は健康介護課のほうへは行くとは思いますが、住民課との接点は、おいらあまり知らないんですよ。そのセットがどうなるのかね、対策、それが知りたいわけなんです。だからもし私たち高齢者で利用している人が、住民課へ行ったり健康介護課へ行ったり、どうやって話に行ったらいいのか分からないですよ。今言っていることが分からないわけではないんですけど

も、高齢者の対応をどうセットでお宅のほうとやるのか、それが分からないんだよね。予算上はそういうことで分かるんですけども、我々一般の町民はどういうふうにやったらいいのかというのが本当に分からない。それがすぐ分からない。分かるというより、フレイルというのがよく分からないんだよ、これが。フレイルというのは英語なんでしょうけれども、私の前の先生がよく見せてくれたけれども、私も前聞いたような気がするけれども、一般の人は分からないよね。これを分かるようにもう一回教えてもらって、辞めます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（岡安英之君） 国保・後期担当主査の岡安と申します。

小河原委員の質問について答弁させていただきます。

今までは科学的なデータがない状態で、町の健康介護課からいろいろ認知症予防対策事業を行ってまいりました。今後につきましては、経済の科学的なデータ、皆様が健康診査を受けまして、このままいくと寝たきりであったりとか、介護保険の在宅介護であるとか、介護になってしまうという方たちを、科学的なデータをもって町のほうから、こういった介護予防事業をやっているんで、ぜひご参加いただけないかと。これをすれば、フレイルの可能性から回復するというか、自立した生活を、健康長寿な生活をやり遂げていけますよということで、科学的なデータをもって今後は行っていきます。

ですので、今まではそういった後期高齢の健診データと介護予防のデータが全くつながっていませんでした。そういったことをつなげることによって、より望ましいといえますか、プチフレイルの方をフレイルにさせないという科学的

なデータをもって取り組んでいこうということが、一体的実施の目的でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

1点だけお伺いします。

これは国民健康保険会計と関連がございますが、とりあえず住民課としては、今年度、要するに今年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、延期してきた保険税率等の見直しを検討します。これはもういわば保険税率を引き上げることなんですよ。これまで感染拡大の影響等によりということなんですけれども、これから新型コロナ感染症の関係からいくと、第7波も来ると言われていますし、そういう中で、先ほど、これは県のほうからとの関係で統一化ということでもありますけれども、国保加入者は高齢者、あるいは所得の低い人が加入しているわけですよ。ですから、見直しといっても保険税率を引き上げるとことは大変厳しい状況になるということなんですけれども、この見直しについて検討すると言っているんですから、どういうときに引き上げるのか。あるいは新型コロナウイルス感染症が収束はしないにしても、どういう状況になれば引き上げをしていくのか。その点の見直しについて、それだけお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

税率の見直しということで、2回ほど据置きということで税率のほうをそのまま、限度額のほうは上げたところがあったんですけども、税率については見直しということで、今年、令和3年

度なんですけれども、令和2年度、単年度収支で黒字というところもあるんですけれども、令和4年度につきましては、検討するに当たっては、令和3年度の決算は当然見ていかなくてはいけないというところは考えております。

先ほど来申し上げて、委員のほうからも今ご質問の中でありましたように、令和9年度の埼玉県の県内統一というところで、毎年度標準保険税率というものが埼玉県から、宮代町はこのぐらゐの率で集めてくださいよというところがありますので、こういったところを参考にしていけないと、いきなり令和9年度にこの税率でやってくださいということで県から示された場合、かなりの負担というのが出てくると思うんです。なので、決して負担増を望んでいるわけではないんですが、特別会計という性格上、その他の一般会計繰入金ということは、ほかの国保加入者でない方からお金を頂くことになりますので、そういった標準保険税率等を参考にしながら見直しを進めさせていただければなということで考えております。

また、所得の低い方であったり、高齢者の方が多いということで、そういった国保の特徴的なものというのはあると思うんです。その中でも医療費の適正化であったり、いろんな事業をすることによって、医療費を抑えていく、または、収入が伸びるわけではありませぬので、そういったところでバランスよく運営していくということが今後必要になってくるということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

それは今まで言われてきたことなんですけれども、この間、保険税率の見直しを、限度額はもちろんなんですけれども、延期してきた理由に、新

型コロナ感染症の感染拡大のためということでした。ですから、これからもあるわけですよ、考えられるわけですよ。先ほども言ったように、そういったことの視野というのはどの程度検討されるものなのか、その点についてお示しいたきたいと思います。なかなかコロナウイルス感染症の今後の見通しというのは非常に難しいんですけれども、それを理由に保険税率の見直し、引上げと言っているんですから、それはどうすれば引き上がらないのか、そういった選択肢もあると思うんですけれども、その点に限ってあればお示しいたきたいと思います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

令和2年の頭頃、新型コロナが最初出てきた頃には、当然国民、全世界の者がコロナに対してかなり恐怖感というか、未知的な疾病ということでかなり経済活動が制限されて、いろんな経済が回らないとか、失業者の方も増えたとかいろいろあったと思うんですけれども、最近ブースター接種ということで、3回目を受けられている方が、率は高くないんですけれども、上がってきた。また、新型コロナにかかれた方の待機期間、濃厚接触者の待機期間というのが短くなってきたということで、以前、新型コロナにかかっている方のご心労というのは大変なものがあったと思うんですけれども、今は新型コロナに対するものというのはかなり分かってきているところもありますので、そういった事情で、また、2年前とは若干変わっているのかなというのは個人的には思います。なので、そういった状況、また、県の運営方針等の見直しとか中間見直しとかいろいろあると思うんです。ワーキンググループでもいろいろ議論され

ておりますので、そういったところの意見とか社会情勢という形になるかもしれませんが、そういったところを見ながら判断していくと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で住民課の一般会計の分の質疑を終了いたします。

————— ◇ —————

◎延会の宣告

○委員長（川野武志君） 本日はこの程度にとどめ、次回は3月14日月曜日、午前10時から委員会を開き、健康介護課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。お疲れさまでした。

延会 午後 6時19分

予 算 特 別 委 員 会

第 4 日

出席委員（１３名）

小 河 原	正 君	西 村	茂 久 君
金 子	正 志 君	山 下	秋 夫 君
丸 藤	栄 一 君	丸 山	妙 子 君
泉	伸 一 郎 君	角 野	由 紀 子 君
塚 村	香 織 君	田 島	正 徳 君
土 渕	保 美 君	深 井	義 秋 君
川 野	武 志 君		
(議 長 合 川 泰 治 君)			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

副 町 長	洪 谷 龍 弘 君	健康介護課長	井 上 正 己 君
健康増進室長	竹 花 治 君	健康介護課副課長	稲 宮 辰 男 君
健康介護課主幹	宮 下 義 樹 君	健康増進担当主査	岡 本 知 佳 子 君
介護保険担当主査	小 林 和 政 君	産業観光課長	菅 原 隆 行 君
産業観光課副課長	飯 山 武 君	産業観光課副課長	榎 本 恭 一 君
農地調整担当主査	鷺 谷 栄 一 君	農業振興担当主査	鈴 木 功 君
商工観光担当主査	山 内 一 生 君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野 口 幹 雄	主 幹	小 林 賢 吉
--------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（川野武志君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。これより、3月10日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

————— ◇ —————

◎議案第18号の審査（健康介護課・産業観光課）

○委員長（川野武志君） 本日は、議案第18号 令和4年度宮代町一般会計予算についてのうち、健康介護課、産業観光課分の順に質疑を行います。

これより、健康介護課の一般会計分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（井上正己君） おはようございます。本日審議をお願いいたします健康介護課長の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、職員は、自己紹介にて紹介をさせていただきます。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） おはようございます。健康介護課副課長の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康増進室長（竹花 治君） おはようございます。健康介護課健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（宮下義樹君） おはようございます。健康介護課健康増進室主幹の宮下と申します。よろしくお願いいたします。

○介護保険担当主査（小林和政君） 健康介護課介護保険担当の小林でございます。よろしくお願いいたします。

○健康増進担当主査（岡本知佳子君） 健康介護課健康増進室担当の岡本でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） おはようございます。山下です。

5点ほどお聞きしたいと思います。

最初に、116ページから117ページにかけての(3)みやしろ健康都市プラン策定事業でございます。

これ、ずっと説明を聞くと、福祉課と健康介護課で輪番でやっているということなんですけれども、なぜこれは輪番でやる、両方またがっているからという意味なんでしょうか。

そのことと、区分の12番の委託料、みやしろ健康福祉プラン高齢者編策定実態調査委託料となっているんですけれども、この委託料というのは、どこに出しているんでしょうか。

それと、こういう外部に委託しないと、こういうことは策定が難しいんでしょうか。その辺のところをお尋ねします。

あと、このみやしろ健康福祉事業運営委員会は、年何回くらい開いているのか。それもお尋ねしたいと思います。

あと、(4)の高齢者日常生活用具給付事業です

けれども、3万7,000円となっているんですね。たしか3万7,000円だった、3万7,000円ですよ、この予算書の記載してあるやつですと。これ、3万7,000円で何人分なのか。生活用具希望者の選定方法とか、大勢出た場合、それで間に合うのかどうか。選定方法とか、そういうのはあるのかどうか。要望したら出すのか、それとも選定するのか。何かあるんだと思いますよね、3万7,000円しかないんですから。調理器1個買っただけで3万7,000円ぐらいしてしまうと思うんですよ。その辺の問題、どういうふうな選定方法なりをやっているのか、何人ぐらいいたのかどうか、その辺のところを詳しくお願いしたいと思います。

あと、(5)低所得者利用者負担対策事業予算ですけれども、619万となっています。これは昨年と同様、増額もしているんですけれども、これも利用希望者数、何人ぐらいいたのか。それと、何人ぐらいの予定なのか。

それと、これは収入制限があると思うんですけれども、低所得者ですから。その辺のところを詳しく、そのほかにもあるのかどうか、そういう制限とか、そういうのは、詳しくお願いしたいなと思っております。

あと、このことなんですけれども、急な病なんかで働けなくなったあたりの援助というのもこの中にも入るのかどうか。その辺のところも詳しくお願いしたいと思います。

あと、118ページから119ページにかけて、(7)です。(7)の避難行動要支援者支援事業でございます。

自力で避難が困難な方の把握と要支援者の名簿の策定などが載っています。それらの事業は大事な一面と考えますけれども、実際に避難行動が必要と思う訓練などは、これは介護課で行うのか。それとも、ほかのところでこれも支援を要請する

のか。その辺のところを実際にどういうふうにやっていくのか。夜とか、昼間とか、嵐の日でしょうか、いろいろありますよね。そういう避難訓練というのは、どのようにやっているのか。津波なんかではゼロメートル地点にて、かなり介護施設にいた方が亡くなったということも聞き及んでいますが、そういう訓練をしているのか、そういうことを詳しくお願いしたいと思っております。

最後に、(8)でございます。

長寿生きがい支援事業でございます。これは、本当に長寿で長生きしてもらいたいという方は、当然私らも考えておりますけれども、これらのことについて住民からの要望とか、そういうのはあるのかどうか。どういうことをやってもらいたいとか、細かいことがあったら、ここには町民グラウンドゴルフ大会だとか、輪投げ大会とかありますけれども、そのほかにも細かいことがあると思いますよね。そういう要望とか、そういうのがあるのかどうか。その辺のところを聞き及んでいるのか、それとも把握しているのかどうか。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

順にお答えを申し上げます。

まず、1点目でございます。予算書116ページのみやしろ健康福祉プラン策定事業についてでございます。

こちらは、先ほどのご質問にありましてとおり、このみやしろ健康福祉プランにつきましては、健康介護課と福祉課、両方で所管をいたしております。したがって、先ほどのご質問にも、隔年で事務局を持つことの理由ということでござい

すが、今申し上げましたように、両方の課で所管をしておりますことから、1年ごとにそれぞれの課で順番に行っているものでございます。

そして、事業の中の12節委託料、みやしろ健康福祉プラン高齢者編策定実態調査委託料、予算として308万円を計上させていただいております。

こちらにつきましては、みやしろ健康福祉プランの事業計画に係るものでございますが、現在、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間といたします、第8期の計画が進行しているところでございますが、今回予算に計上させていただいたのは、次期、第9期の計画が策定が後に必要となります。これは、令和6年度から令和8年度までの3年間に計画期間となるものでございまして、その初年度の前々年度である令和4年度に宮代町民の方に、現在介護をご利用になっていらっしゃる方、そのご家族などについて、どういった需要があるのか、どういったサービスを望んでいるのか、どういったお考えがあるのか、どういったことを希望するのか、そういったことを調査するものになりまして、非常に多くの方にご意見を伺う形になりますので、委託業務といたしまして行っていくようなことを予定いたしております。

また、みやしろ健康福祉事業運営委員会の開催でございますが、こちらは、特にプランの策定とかがなければ年に2回開催いたしております。

まず、年度当初に1回目を行いまして、それは前年度の下期の進捗状況の確認、それから当該年度の上期の目標設定を伺います。それから、2回目につきましては、秋口から年末ぐらいにかけて開催しているところですが、こちらは上期の進捗状況、それから結果です。それから、下期の予定について委員会の中で報告をさせていただいて、ご意見を伺っているものでありまして、通常2回行うものでございます。

続きまして、2点目の同じく予算書……

〔「その委託先はどこ、委託先は。委託先も言ったんだけど、委託先はどこですかということ」と言う人あり〕

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 委託先でございますが、こちらにつきましては、これから4年度の中で入札なりを行って決めていくことになっておりますので、現在のところは決まっております。

続きまして、2点目の高齢者日常生活用具給付事業でございます。

こちらは、予算額が3万7,000円となっております。こちらについては、多くの方の申込みを受けてその中で選定を行うといったものではなくて、ご希望があった方に対してこちらで条件等を審査いたしまして、給付を行うものでございます。

ちなみに事業の内容でございますが、おおむね65歳以上の方の高齢者世帯で、要介護・要支援の認定者がいらっしゃる世帯に対して日常生活用具を給付または貸与して、日常生活の便宜を図るものというふうになっております。具体的な内容を挙げますと、1つ目は電磁調理器、そして2つ目が火災警報器、そして3つ目が自動消火器、これは給付となっております。そして、4点目として高齢者用の電話、これは貸与という形になっております。

今までの実績でございますが、ここ数年実績があまりない状況でございまして、3年ほど前に電磁調理器の支給が1件あったほか、今年度1件、電磁調理器の支給がございました。あまり利用者がいないということなので、今後はちょっとPRについても、積極的にやっていかなければいけないかなというふうに考えております。

それから3点目、予算書同じく116ページ、低所得者利用者負担対策事業でございます。

こちらにつきましては、事業の目的でございますけれども、介護保険のサービスを利用された方に対して、その負担分を支払うことが困難な方、低所得者の方に対して、利用者負担の一部を助成するものとなっております。

その助成を受けるためには、幾つか条件がございます。ご本人様の収入状況、課税、非課税、そういったものが一つ条件になっておりますが、要介護認定、要支援認定を受けた方で、なおかつ介護保険の負担限度額認定、これを受けた方というのが対象となります。

助成の内容でございますが、在宅介護サービスの2割、施設の介護サービスが1割というふうになっております。

支給者の数でございますが、ここ数年の状況を見ますと、令和元年度が支給者数が297名、そして令和2年度が313名となっております。

令和4年度の予算につきましては、令和3年度と同額の予算を計上させていただいております。

続きまして、予算書の118ページ、避難行動要支援者支援事業についてでございます。

こちらは、町のほうで災害のときに避難の支援が必要な方を抽出いたしまして、ご本人様に、地域の自主防災組織に名簿を提供していかどうかのご本人の意思の確認を取りまして、同意が得られた方に対して、自主防災組織のほうにその名簿を提供させていただいております。

実際の訓練がどのように進められているかというところでございますが、基本的に訓練については、その地区のそれぞれの自主防災組織でやっていくような形になっておりますので、それぞれの地域での対応ということになります。

これとは別に、町では住民生活課が主管となりまして地域防災訓練を行って、いざというときのための避難ということで、皆様と一緒に訓練をし

ているということを行っております。ここ何年かは、コロナ禍の影響等もありまして、避難所の設営訓練という形で行っておりますが、そういったことを通して、地域でもいざというときの避難の訓練の方法については、対応していただいているというふうに考えております。

そして最後に、同じく予算書118ページですが、長寿生きがい支援事業でございます。

実際に住民の方から要望などがあるのかというお話でございます。先ほどお話に出ましたグラウンドゴルフ大会ですとか、輪投げ大会、こういったものは今まで開催をしていたところなんですけれども、実際に輪投げ大会につきましては、以前はゲートボール大会という形で平成30年度まで主催をしておりましたが、なかなか多くの方が参加するのが難しいというご意見がありまして、どなたでも簡単に参加ができるような種目がいいということで、令和元年度から町民輪投げ大会に変更させていただいております。そのときには進修館の大ホールで行ったんですが、会場は非常に多くの人でにぎわって、非常な盛り上がりを見せていただいたところで、好評をいただいております。

その後は、残念ながら、令和2年度、令和3年度と新型コロナウイルス等の影響もありまして、開催ができない状況ということになっておりますが、なかなかそういった形で、皆様のご意見を現場の声としてお聞きすることはできない状況ではございますが、機会を通して、高齢者の方を中心としてこういったものを皆さんが希望していらっしゃるか、これについては、これからも把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 最初からお願いしたいと思います。

みやしろ健康福祉プランの策定事業、これから入札で決まっていくことなんですけれども、今までは、入札でどういう委託先が決まっていたんでしょうか。その辺のところを、どこそこと、どこそこは、こうこうしてやったよということが、例があればおっしゃってください。

それと、外部に委託しないと実態調査ができない。町のほうでは、一切みんなそういうふうなことは、外部に委託してしまうのでしょうか。町で把握して、細かいことは町のほうも知っているんだと思いますよ。そうしないと、こういう外部にみんな委託してやってしまうということは、職員の達成力にもならないと私は思っているんですけれども、その辺のところはどうやってやれば一番理想かなと私は思っているんですけれども、外部に委託することだけが能じゃないんじゃないかなと私は思っているんですよ。やはり自分たちの頭で考えてやっていかないと、表面上だけで、何の苦勞もせずにやっていくというふうに私は感じているんですよ。ぜひこの辺のところは、職員も含めて考えなくてはあれじゃないかなと、私は考えております。ぜひ、その辺のところもう一度踏まえてやっていく必要があると思います。

あと、年2回しかやっていない。委員会を2回しかやっていない。これだと、町民の声は聞こえるんですか、これで。ふだんからやっていないで。やっぱりいろんな不満とか、いろんなのが出てくると思いますよ、町民から。やっぱりその声を取上げていく。それが町の姿勢じゃないですか。年に2回しかやっていないとなると、ちょっと少な過ぎる。私は四季それぞれでやっていく、2か月に1回とか、3か月に1回ぐらいはやっていく必要があるんじゃないかなという感じがしますよ。どうなんですか。その辺のところ、やる気あるんですか、ないんですか。まず、それをお願いしま

す。

あと、高齢者日常生活用具給付事業、3万7,000円、希望が今のところ少ないからということなんですけれども、これはPRも何もしなければ、町民の方は分かりませんよね。みんな今生活が困っていたということで、年々低所得者は増えてきている。それで、600万ぐらいに今回はなっていくんで、やっぱり日常生活、これを希望する人はいっぱいいるんじゃないかなと、私は感じているんですよ。PRが少ない。連絡しない。低所得者の人がみんな手を挙げなかったら、こういうことがありますよということをやれば、これの10倍も20倍も出てくると思いますよ。やはりそういう声を聞くということは大事じゃないかなと私は思っておりますので、ぜひPRだとか、そういう低所得の高齢者に手紙を書くとか、こういう制度がありますから、ぜひということでやればいいんじゃないですか。

3万7,000円といったら1人ですよ、本当に。1台渡したら1人で終わっちゃいますよ。私はそう思います。ぜひその辺のところをどうするのか、今後、低所得者のほうには、このことについてPRをすることは言っていましたけれども、PRじゃなくて、積極的にやるべきじゃないかなと私は思っております。

(5)番の低所得者のこの619万、年々これは上がっていくのかな。300万から247万か、313万から619万になったんですからね。これは年々上がっている。収入制限があるんだと思いますけれども、これは細かい条件というのは、例えばの話ですけども、収入条件は分かりますよ、それは。低所得者かどうかという、1,000万もらっている人は低所得者といえないですから、幾らから低所得者という規定があるんでしょうか。多分このあれに出ていたと思いますけれども、その辺のところを

もう一度お願いします。

あと、例えば、500万とかもらっている人が急な病で収入がゼロになってしまった。そういうときはどうするのか。突然の場合もありますよね。今まで安定して払っていたんだけど、急になってしまったということになると、こういうのが受けられるのかどうか。もう一度その辺のところをお願いします。

あと、218ページからの避難訓練。町の自主防災団体にいた人もいたということでやるわけなんですけれども、それで、実際に今まで大きな地震ありましたよね。そういうときは、それが機能しているのでしょうか。機能しているというか、そういう例があったんでしょうか。連絡して、そういう態勢を取ったという事例が。その辺のところをお願いします。

長寿生きがい支援事業については大体分かりました。一生懸命当事者の意見を聞きながら、より多くの方が参加できるようにということでやることで、ぜひこの辺のところも、より多くの方、町の意見を聞いてやってほしいなと思っておりますので、このことについては結構です。

そのほかのことについて、もう一度お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

順にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目、みやしろ健康福祉プラン策定事業でございます。

こちらは、今回予算に計上しておりますニーズ調査は、前回4年前に行ったときでございますが、こちらは入札により業者のほうを選定しております。

委託にすることについてのお話でございますが、調査の内容につきましては、該当の方にアンケートを取る形となります。これは、アンケートを配布して回収ということになるんですが、実際にアンケートの配布数が前回の調査時で約1,700人、それから、回収をした数が約1,300件ほどございます。非常に多くの回答をいただいております。

これは、回収したアンケートをそのままということではなくて、アンケートのデータを基に、皆さんどういったニーズを持っていच्छるかというところの把握、調査、分析、これが最も必要となり、重要になるところでございますので、やはりこれにつきましては、専門の知識、経験にたけた業者に委託をして、様々なデータを作成してもらって、どういうニーズがあるのかというのを取りまとめていただいたほうが、職員がやるよりも、非常に効果的で効率的に仕事が行えるということで委託をしております。

それから、回数でございますが、年に2回では少ないのではないかというお話を今いただきましたが、今こちらの委員会をお願いしているのは、基本的にみやしろ健康福祉プランの策定、それから進捗管理でございます。こちらは上半期と下半期の年に2回行っておりますので、それに合わせて年2回ということで行っておりますので、もちろん委員さんおっしゃるとおり、町民の声を聞くということは非常に重要なことではあります、この健康福祉プランのみやしろ健康福祉事業運営委員会の役割ということを考えますと、事業の進捗状況の確認ということがメインですので、年2回ということ考えているところでございます。

それから、日常生活用具給付事業でございます。こちらは、もっと積極的にPRしたほうがいいんじゃないかというお話をいただきました。こちらにつきましては、今現在、周知の方法といたしま

しては、町のホームページに掲載しているほか、チラシなども作成して皆様にお知らせをしております。

また、宮代町地域包括支援センター、こちらでも該当があると思われる方については広く周知をして、積極的に勧めていってもらうように事業のほうを進めてもらっております。

また、各介護保険事業所のケアマネジャーに対しても、こういった制度のことはお知らせをしておりますので、やはり該当があると思われる方については、積極的に広くPRをしていくようお願いをしております。

町といたしましても、この周知については必要であるというふうに認識していますので、今後も、こういったやり方がより効果的であるかどうかということについて検討していきたいというふうに考えております。

それから、低所得者利用者負担対策事業でございます。こちらは、先ほどのお答えで申し上げましたとおり、低所得者の方について利用者の負担の助成を行うものでございますが、その条件についてというお話でございます。

この条件については、細かな話になってしまうんですけれども、申し上げますと、まず、介護保険料の第1段階の方、こちらについては、本人と世帯全員の住民税が非課税、そして老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者が対象となります。

そして第2段階については、同じく住民税非課税で合計所得と課税年金収入額が80万円以下の方が対象となります。

そして第3段階としては、1つ目として、同じように住民税非課税で合計所得、それから、課税年金収入額が80万円以上120万円以下となります。

それからもう一つ、第3段階の中でさらに区分されるんですが、こちらは、住民税が非課税の方

で、合計所得と課税年金収入額が120万円以上の方が対象となります。

この制度の趣旨といたしまして、収入状況のほかに預貯金などを保有していられちゃって、例えば、負担能力はあるにもかかわらず補足給付行方といった不公平感、これを是正している、ある程度、それで過去にも制度改正が行われているところでして、現在も預貯金の金額の制限がございまして、単身世帯ですと1,000万円以下、配偶者のいる世帯ですと2,000万円以下というのが負担限度額認定を受ける条件となっております。

例えば、先ほどのご質問の中で、収入が減ってしまって急に対象となるような人がいた場合の対応についてですが、こういった形で収入が減ってしまうということは、それだけ住民税が非課税になってしまうということになりますので、そういった条件を満たしていれば、引き続きこの制度は受けられるものというふうになっております。

それから、避難行動要支援者支援事業につきましてですが、実際にどういった具体的な訓練が行われているのか、把握をしているかというお話でございましたが、町といたしましては、特に具体的に、その地区でこういった形でどのように行われているということを話にはお聞きしたことはありますが、まとめた資料としてはこちらのほうでは把握はいたしておりません。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） みやしろ福祉プランです。

委託先、競争入札でやったということなんですけれども、どこの業者に決まったのでしょうか。まず、それ1点と、あと、619万のこの低所得者負担対策事業、預貯金1,000万円以下、2,000万円以下の方ということで、これはちゃんと調べてやるんですよね、間違いなく。どういう機関で調べて

くるのか、町に前に聞いた話だと、銀行に行って直接調べますよということではあるんですけども、本人の申告ではないですね。その辺のところを2点ばかりお願いしたいなと思います。

あと、この避難訓練、町として把握していないということなんですけれども、なぜなのかなという感じがするんですよね。町としてお願いをしているわけですよね、自主防災会に。後は知らんぷりなんですか。その辺のところも詳しく、町として把握していないと言ったから、じゃ、どういふうにやっているのか。自主防災会にお任せということなんでしょうか。

お願いします、その3点だけ。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

まず1点目、みやしろ健康福祉プラン策定事業でございますが、こちらは、ネクストアイ株式会社というところに委託をしております。

〔「ネクストア」と言う人あり〕

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） ネクストアイです。アルファベットになります、ネクストアイ。ちなみにこちらはその翌年、令和2年度に策定をいたしました第8次の介護保険の事業計画の業者と同じ業者になっております。

〔「じゃ、2回とも同じだということですか」と言う人あり〕

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） はい。全く別のものになりますので、ニーズ調査はネクストアイで委託をして、その翌年にプランの策定をまた改めて業者選定を行って、ネクストアイになったというところなんです。

そうしまして、2点目でございますが、低所得者利用者負担対策事業でございます。こちらの中

で預金の条件がございますというお話を先ほどさせていただきます。こちらについてきちんと調べているかということでございますが、こちらの預金の残高につきましては、町は直接銀行に調査は行っていません。これは今までのご質問、去年とかの質問の中でもそうお答え申し上げておりますが、町のほうから直接金融機関とかに預金の照会はいたしておりません。

どうやってそれを把握するのかというところですが、これは申請時にご本人様の名義の通帳の残高のコピーをいただいております。もちろん預金が多ければ、その複数の預金の残高のところのコピーをいただいております。それを添付していただいて申請ということになりますので、町のほうから金融機関に調査は、今まで行ったことはございません。

それから、避難行動要支援者支援事業でございますが、こちらの事業自体の趣旨といたしまして、地域の自主防災会に名簿を提供いたしまして、その地域の自主防災会が個別の避難行動の計画を作成する。いざというときに、こういった形で、誰がどのようにその方を避難所に連れていくかという計画を策定するものでございまして、そこを自主防災会にお願いしているところでございます。

ですので、実際にその後こういった訓練をするかということは、その自主防災会のほうにお願いをしているところでございますので、町としては、個別の避難行動の計画を作成というところをお願いしております。

ただ、その計画が作成のみで終わって、それだけで終わってしまうと実効性のないものになってしまうので、当然その計画がきちんと有事に実行されるようにしていただくよう、自主防災会のほうにお話をして、依頼をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。

4点ほど質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、119ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、(7)避難行動要支援者支援事業、前段の委員も質問されていましたが、名簿を作成するということなんです、この作成方法を教えてください。

続きまして、2問目になります。予算書141ページになります。同じく2目予防費、(1)保健予防事業の18節負担金補助になります。新型コロナウイルス感染症検査費助成金、89万とありますが、これは何人分であって、どのような根拠で計算されたかを教えてください。

続きまして、3問目になります。予算書143ページ、同じく予防費で(5)健康教育事業で、この12節委託料のところなんです、真ん中に物品購入委託料とあるんですけども、これ、どのような物品になるのか教えてください。

最後、4問目になります。予算書147ページになります。4目医療対策費、(1)福祉医療センター運営事業、この13節で使用料及び賃借料ということで医療機器リース料、これが2,336万とあるんですけども、これはどのようなものか教えてください。

以上、4点になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えいたします。

予算書118、119ページの避難行動要支援者支援

事業でございます。

こちらの名簿の作成をどのように行っているかというご質問でございますが、まず対象者の抽出を図っております。

その対象者の抽出の条件ですが、幾つかございます。まずは、介護保険の中で要介護度が3以上の方、それから視覚障害1級と2級、それから聴覚障害2級、その他幾つかの障がいの条件がございますが、こういった一定の障がいの条件に該当している方。そして、3番目として、精神障害者保健福祉手帳が1級の方、それから4番目として、養育手帳のマルAとAを交付されている方、また、過去において登録がされている方。

こういった方を町のほうで抽出をかけます。当然こちらは健康介護課だけではなくて、福祉課などの関係各課のほうと連携を図りまして、該当者の抽出を行っております。

その結果、令和2年度におきましては、その該当となる方が1,099人いらっしゃいました。そして、この方に、名簿を地区の自主防災会組織に提供してよいかどうかという同意を取る文書をお送りいたしまして、その結果、同意書を得られた方というのが678人、令和2年度です。ですから、1,099人中、令和2年度は678名の方の同意が得られております。全体の約6割の方から同意を得られているという状況になります。

この同意を得られた方に対して町のほうが名簿を作成し、そして、自主防災組織のほうに働きかけまして、受領していただけるという形で紹介をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長の竹花でございます。

いただきましたご質問にお答え申し上げます。

まず、予算書141ページの保健予防事業、18節の89万円のところの人数でございますけれども、1,780円の500人分を予算計上します。これは埼玉県で行っている分を根拠にしたり、あとは、同じ程度の人口のところでどの程度の予算を見込んでいるかというところを考慮して、500人というところで設定させていただいたものでございます。

続きまして、予算書143ページの健康教育、12節物品購入の委託料のところでございますけれども、こちらにつきましては、ありがとうございます券を予定しております。今までがクオカードのほうで皆さんのほうにお配りしていたんですけれども、地域経済の活性化という部分も含めて、ありがとうございます券の購入を予定しているところでございます。

続きまして、予算書147ページのところでございますけれども、13節の使用料及び賃借料というところでございますけれども、こちらにつきましては、介護支援システムの賃借料と、あと全身用エックス線装置のリース料と、あと電子カルテシステムリース料、そちらのほうの合計金額となっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、作成方法ということをお聞きしたんですけれども、これは個人のところに郵送して、それに書いていただいて、それをポストのほうに郵送して送るというやり方をされていると思うんですけれども、このときに用紙なんです、先ほど言われたように、いろいろな指定が書かれているんです。そういう中で、けがをして腰を痛めて、お年寄りで、こういう身体障がい者みたいなのに入っていないくて、腰を痛めて、ちょっと身動きが取

れなくなったという方があったりするんですけれども、そういう方を把握することはしないのでしょうか。その辺のことをちょっと心配しているんですけれども、障がい者だけみたいな形の用紙になっていましたので、ですから、例えばケアマネジャーがこの用紙を見て書こうとしたら、「あなたは対象になっていませんね」と言われて、提出しなかったという方もいらっしゃるわけなんです、現実に。だから、ちょっとその辺がおかしいなと思ったんですけれども、その点についてちょっとお聞きいたします。

2 問目なんですけれども、500人分ということで分かりました。

これ、もしまた拡大して、増えた場合なんですけれども、そういうときには、また対処されるようになるかどうかをお聞きいたします。

あと、3 点目と4 点目は分かりました。

ただ、4 点目なんですけれども、4 点目の医療機器リース料なんですけれども、これは大体何年ぐらいのリースになっているかをお聞きいたします。

3 点だけお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

避難行動要支援者支援のことでお答えいたします。

今ご質問にありましたように、町で名簿の対象として上げているのは、一定の例えば障がいを持った方など、一定の介護の認定を受けた方などということで行っておりますので、今、委員さんのご質問にありましたように、例えば、障がいは認定は受けていないんだけど、体の具合が悪くて、ちょっと外に出るのが難しいといった方もい

らっしゃるというふうには思います。

あくまでも、この事業の制度といたしまして、まずは、優先的にどういった方を対象として進めていくかというのを考えておりますので、一定条件に該当する方というのを、優先的な順位として高い方をまずは避難行動の要支援者としてしようとして考えているところでございますので、その優先度の順で対応させていただいているというところで、ご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長の竹花でございます。

いただきました再質問にお答え申し上げます。

予算書141ページの保健予防事業のところでございますけれども、感染が拡大してきて必要性が出てきた場合、補正で対応させていただく必要があるというふうに考えております。

続きまして、147ページの医療機器のところでございます。全ての医療機器において、リース期間は5年間というところで契約しておりますので、開始時期によって少しずつ終了が変わってくるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。よく分かりました。

1点だけ再々質問させていただきます。

先ほど言った方なんですけれども、介護の等級が1級、2級ではなくて、もうちょっと上のほうの等級になっていたんですけれども、やはり腰を痛めてひどくなって、はって歩くしかできなくなったということで、そういう場合に、要介護の申請をまたするとすると時間がかかってしまうとい

うのもあって、結局用紙を出さないようにしたという形になっているわけなんですけれども、やはりそういう応急的な措置じゃないですけれども、何かあった場合には待ってけませんので、避難をさせるというものに関しては、名簿の把握は大切じゃないかと私は思うんですけれども、それとあと、地図データ複製使用料というのが下に書いてあるんですけれども、これは何か地図を利用して、地区防災のほうに資料みたいなものを提出されているのかどうかを最後にお聞きいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

避難行動要支援者支援事業についてお答えいたします。

先ほどのお答えの中で申し上げましたが、一定条件の方、より優先度の高い方を対象として、まず進めさせていただいているところでございますが、対象者の把握につきましては、今後自主防災組織だけではなく、民生委員さん、児童委員さんやケアマネジャーなどを通して、情報の把握に努めていきたいというふうに考えておりますので、そういった中で対応させていただきたいというふうに考えております。

それから、予算書の119ページにあります使用料及び賃借料の地図データ複製使用料というのでございますが、こちらは、パソコンを使った電算システムの中で該当者の方のデータを落とし込んで、地図の中で見られるようにしてございます。その地図のデータの著作権の関係で、ゼンリンに対してその使用料を支払っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

4点質問をさせていただきます。

予算書の312ページ、313ページ、資料の82ページ……

〔「一般会計」と言う人あり〕

○委員（塚村香織君） 失礼いたしました。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ありますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君） 角野です。お願いします。

139ページ、私たちの予算書の80ページなんです。保健予防費です。今年度の特徴で、子宮頸がん積極的勧奨が再開ということで、私たちの予算書では子宮頸がん予防191人となっていますが、これは何年生というか、それについてお伺いします。

それから、141ページ、母子健康事業の12節の委託料で産後ケア事業委託料が入っています。これが宿泊も今回入れてくださったと、新規で入れてくださったのかなと思うと、ありがたいと思うんですが、これについて詳しくお願いしたいと思います。

それから、143ページの不妊治療費助成事業について、不育症と不妊治療費の助成と早期不妊検査費の助成ということで、年齢は何歳までの予算計上なのかをお伺いします。

○委員長（川野武志君） よろしいですか。

○委員（角野由紀子君） はい。取りあえずそれをお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただきましたご質問にお答え申し上げます。

私たちの予算書、80ページのところの子宮頸が

んワクチン接種で191名、こちらについてですけれども、実際には、中学1年生と高校1年生をメインで考えていたところなんですけれども、国の制度が変わって、キャッチアップ事業として、今まで積極的な勧奨を行っていなかった方々についてというところを、今後一斉に通知を行わせていただく予定もございまして、人数として出させていただいたときは、中学1年生、高校1年生でしたけれども、この後対象を変えて、補正予算のほうを組ませていただきながら、今まで対象にならなかったという、たしか9年間だったと思うんですけれども、漏れていらっしゃった方々についても、積極的に勧奨を行っていきいたいというふうに考えております。

2点目でございますけれども、産後ケア事業、宿泊型でございまして、こちらにつきましては、昨年度から実際に始めさせていただいているんですけれども、実績に基づきまして人数を増やす必要がございましたので、4年度につきましては、1名分増やしてというところで対応させていただく予定でございます。

ただ、金額といたしまして、一番大きいところが産婦の健診のほうが始まりますので、そちらを新規で始める分につきましては金額が大きくなっているというところで、ご理解いただきたいと思います。

不妊治療につきましてでございますけれども、上限につきまして、43歳になるまでというところで行わせていただいております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

町のホームページでも、積極的に子宮頸がんについては啓発して下さっているのは拝見しました。

ということで、これは中学1年と高校1年生を
勘案しながら予算計上して、そしてキャッチアッ
プとして、長くこれまでずっとやってこれなか
った方々のは、補正でまた出してくださるという
ことで了解しました。お願いします。

それから、産後ケア事業についてですが、4人
分というふうに言われたんですか。

〔「4年度分として。今年度から実際には
行っておりまして」と言う人あり〕

○委員（角野由紀子君） これ、具体的にどんなふ
うな、約74万3,000円がこんなですよという明細
というか、それをちょっとお伺いしたいなと思っ
て、お願いしたいと思います。

それから、不妊治療費の助成については、国の
ほうでしっかり助成というか、法で決まるように
なった。それがもう全部入っているということだ
よろしいのでしょうか。これまでは、県とそれか
ら町独自というのがありましたよね。その流れの
ままの予算計上なのか、来年度から変わる、それ
も入っているのかお伺いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。
室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹
花でございます。

いただきましたご質問にお答え申し上げます。

産後ケア事業でございますけれども、こちらに
つきましては、基本的に宿泊型というのは、産後
1年以内のうちに7日間以内というところで受け
入れているものでございます。今年度実際に行わ
せていただき、実際に1泊2日で1万800円の自
己負担分が生じるというところで計算しているん
ですけれども、実際には7日間分の3人というと
ころで来年度の予算を変えて、自己負担が1万
800円というところでございまして、町の一般会
計からは1泊2万7,000円かかっています。です

ので、2万7,000円掛ける7日間の3人分という
ことで来年度の宿泊型の予算として計上していま
す。

また、訪問型につきましては、自己負担分とし
ては、初回が1,400円と2回目以降が1,000円とい
うことなんですけれども、一般会計からは7,000
円持ち出しのほうがございます。7,000円掛ける
8人分と、あと2回目以降の5,000円分を3回と
して8人分、合計で17万6,000円を予算計上して
いるところでございます。

続きまして、不妊治療の持ち出し分のところで
す。今度、保険適用になるというところから始ま
ってくると思うんですけれども、そこをベースに、
もともと埼玉県が補助したものの上乗せ分として
です。保険適用になったとしても、埼玉県が
補助して足りない部分については、引き続き出さ
せていただく必要があるのかなというところで、
今検討を進めているというところでご理解いただ
きたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

私も一般質問でいろいろ、3歳児健診の弱視ス
クリーニング機器だとか、また、造血幹細胞移植
後の定期予防接種の追加の費用をお願いしたりと
か、全部予算に入っているので大変うれしく思っ
ているんですが、この産後ケアについてもしっか
りとこんなふうに適用になってきている。小さな
町にしてはすごいなと思ったんですが、この1泊
する場所というのは、参考にお伺いしたいと思
います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹
花でございます。

宿泊型の施設ということでございますけれども、白岡市にございます山王クリニックさんのほうに赴き、お願いしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
深井委員。

○委員（深井義秋君） 議員の深井でございます。
予算書の290ページ……

〔「特会です」と言う人あり〕

○委員（深井義秋君） すみません。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

2点お願いいたします。

1点は、119ページ、シルバー人材センター補助金についてです。補助金は650万出ています。資料のほうで、シルバーさんの業績とかを見ているんですが、この650万が少ないのか、もうちょっと増やしたほうがいいのか、そのあたり、担当課としてはどう考えているのかお聞きします。

もう1点なんですが、ちょっと資料のほうにはないんですが、前年度もお願いしましたLED化についてなんですが、昨年度、保健センターのほうが進んでいなかったんですが、これはどうなっているのかお聞きします。

2点です。

○委員長（川野武志君） ここで休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時19分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。
答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

シルバー人材センターの補助金についてお答えを申し上げます。

まず、シルバー人材センターにつきましては、ご承知のとおり公益社団法人として位置づけられているものでございまして、決して団体として利益を求めているようなものではございません。ですから、例えば、依頼があつて修理などをして入った金額につきましては、基本的には手数料等がありますけれども、会員さんのほうに配分されるという形になります。

それ以外のところで、固定経費として上げられるようなものとして人件費だと思いますが、そういったところに充てるのが補助金であるというふうに認識しています。

この補助金は、町からの補助金もございますが、国のほうからも、補助金が同額で基本的に交付されるということになっておりますので、そういった基本的な構造の中で支給をしているものでございますので、現在としては、この金額であるのが妥当かなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただきました保健センターのLED化というご質問でございますけれども、それにつきましては、庁舎内でもどんどん進んでおりますことから、保健センターにおいても、どの部分から換えていったらいいのかという部分の効率化も含めて、検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。ありがとうございます。

シルバー人材センターのをなぜ聞いたかという
と、シルバーさんのはすごく仕事が丁寧なんです
よね。それで、今60歳定年した方が結構生きがい
で入りたいという人、いらっしゃるんです。やっ
ぱり仕事もお任せいただければ、ただ、コロナの
時期でなかなかできなかったけれども、やりたい
という方がいらっしゃって、高齢者も増えている
ので、そのときに、この650万は人件費かなと思
ったんですけども、しっかりと仕事をしていた
でく上で、これで足りているかなという思いもあ
ったんです。これで多いんでないかじゃなくて、
これでしっかりやっていけるかなと思ったんです
けれども、ここ数年この金額で来ていると思うん
ですけれども、私の記憶が間違っていたらすみま
せん。

ちょっとこのシルバー人材センターの活用はす
ごく大事だと思うので、その点でこの650万がい
かということで再度、はい、今後活躍される町
民の皆さんの、何ていうんですか、一部として、
きちっとやっていただくためにどうしたらいいか
ということを聞きます。

あと、LED化につきましては、指定管理者の
ところ、本当にすごく頑張ってください、LED
化進めていただいています。保健センターは町
の職員も行っていますし、一部なので、それでや
っぱりしっかりと対応していただきたいと思って、
はい、今のご答弁で分かりましたので、よろしく
お願いします。

質問は1点です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮
でございます。

シルバー人材センターの補助金でございますが、
これまでは、令和3年度は補助金の金額は548万
円でございます。令和4年度につきましては、
102万円増額をいたしまして650万円となっております。

この増額に至ることになった背景でございます
けれども、高齢者の数が非常に増えている状況で、
高齢化率というの32.5%ということで非常に高
い率。ところが、まだまだ現役として働きたい、
働けるという希望を持った高齢者の方というのは
たくさんいらっしゃいます。

その反面、シルバーのほうで会員数というのも
令和元年度は181名でしたが、令和3年度は182名
で、ほとんど変わっていないという状況ござい
ます。また、契約金の金額というの、令和元
年度は1億1,600万円、そして令和2年度は1億900
万円ということで、逆に減っているという状況が
ございます。

こういった背景には、コロナの影響もあって仕
事のほうが減っているという状況があると思うん
ですが、仕事をしたい、働きたいという方がたく
さん増えているのに対して、その受皿であるシル
バー人材センターのほうの会員数を増やすとか、
契約金額を増やすとか、そういったことがやはり
必要であるということを受けて、シルバー人材セ
ンターのほうとも何回か話をしているんですけれ
ども、やはりそのためには、シルバー人材センタ
ーの体制の強化を図る必要があるというところで、
特に人件費についてはきちんとこちらのほうで積
算をして、額を交付することによって、シルバー
人材センターの体制も、例えば、今まで非常勤で
あった人が常勤になるとか、非正職員であった方
を正職員にするとかいった形で処遇改善を図ること
によって、職員の体制の強化を図ることによっ
て、会員数の伸びにつなげたりとか、あるいは請

負の仕事の件数、金額、そういったものを増やしていくとか、そういったことに結びつけたりということで、今回、令和4年度から補助金のほうを増額して650万円というふうにしている背景がございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。ありがとうございます。

60歳定年で、まだ本当に皆さん若くて、実際に聞いた話とかだと、事務職をずっとやってきたと。それで庭木の剪定とか、皆さん教えてもらいながらやって、すごく生きがいがあるという声がたくさんあるんです。そうすると、それが町のためにもなってというのがあります。

それで、高齢化も実際あるので、もう一度お聞きしたいのは、やっぱりいろんな仕事をしている方がいますけれども、賃金の差というのもあると思うんです。仕事の内容とかもあって、少ない人たちがもうちょっと取れるというんですかね、あるようにできるような仕事をもう少し確保するとか、実際今のところ、確保するにはどうしたらいいかということが1点と、もう1点は、やはりもし分かれば、高い収入というか、頂いているものと回数、それとあと少ないという、何かそういう大まかでいいので、分かったら教えていただけたらと思います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

まず、シルバー人材センターの方の待遇でございますが、賃金のお話が出ました。実は、埼玉県の方の最低労働賃金のほうが改正になったことに伴いまして、令和4年4月1日から単価金の改

定が予定されておりまして、職種によって金額のほうはいろいろ異なっているんですけども、駐車場管理や清掃作業などはこれまで928円だったんですけども、956円に改正がされております。また、手取りの除草作業も948円だったのが、966円に改正をされております。

ですので、より働く方が希望に合った形で仕事ができる上で、併せて賃金もある程度の額が頂けると、そういった環境は、シルバーのほうでも整えられるように進めていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

1点、質問をさせていただきます。

予算書の140ページ、141ページ、私たちの予算書の83ページ、資料の86ページ、健康診査事業について伺います。

今年度の特徴として、個別検診の胃がん検診、肺がん検診の実施となっておりますけれども、この資料にもありますように、検診率がなかなか上がっていないということで、今回、この個別検診を追加されたところが改善点だと思うんですけども、また、女性のがん検診などは町外での検診になりまして、それも含めて検診する方が少ないのかなということもあるんですけども、集団検診の回数を増やすとか、何かそのあたりも、どのようにしてこういう今年度を決めたのか、そのあたりのことを伺います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただきましたご質問にお答え申し上げます。

がん検診につきましてでございますけれども、胃がん検診、肺がん検診につきましては、従来からずっと集団検診で行ってきたというところがあるんですけども、国民健康保険の加入者の方とかは、個別健診での特定健診は受診しているけれども、胃がん検診とか肺がん検診、そのほかにもう1回保健センターに行くんだと、なかなか難しいという方々もいらっしゃったので、同時に受けられる体制が取れば、受診率が増えるのではないかとこの部分も検討させていただいた上で、個別検診を導入させていただきたいというような予算の処理をしたというところがございます。

また、女性の検診につきましては、ご承知のように町内にはないというところがある中で、町外の先生方にどの程度協力いただけるか、また、集団検診におきましても、南埼玉郡の医師会のほうとの、あとは健康づくり事業団との調整の上で日程等を決めさせていただいておりますので、1日の最低の人数というのが当然示されていますので、その人数分が確保できないと、検診のまた日にちのほうを縮小しなければならないとか、いろいろな諸事情がございましたので、その部分を全部含めて検討させていただいた上での予算措置ということで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

再質問をさせていただきます。

肺がん検診もそのような、個別にまた保健センターに行つてという手間を省くために回数を増やした。個別でできるようにしたということで、それは承知をいたしました。

女性の検診についてなんですけれども、対象者の人数で、この期間というのを決めたということなんでしょうか。

もう少しこの集団検診を増やすことができないのか、もう一度伺いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

いただきました再質問についてお答え申し上げます。

子宮頸がん、乳がん検診、婦人検診について全部の検診がそうなんですけれども、事前に、これぐらいの方々が受けられるというパイが、決まっているというのが分かっているれば、それに合わせた形で振り分けというのでできるんですけども、事前に、1年ぐらい前から、集団の検診についてまず日程を決めさせていただいて、そこから始まって、そこで受けられなかった方々には個別検診に回っていただきながら、検診の機会を妨げないという体制を整えておりますので、先にこう、集団の方々をお断りする人数とかが例えば事前の段階で分かっているれば、もう少し日にちを増やしたとしても、対応ができるというような形の体制が今後取れると思いますので、今いただいたご意見を参考にさせていただきながら、集団検診の日程についても、従来のまでの方がいいのか、これから拡大するべきなのかというところでは、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

ご検討いただけるということで、ありがとうございました。

やはり検診の日程に行けなくてという方も、町外だと、なかなか電車や車はちょっとということで、それでもうその機会を逃してしまうという方もいらっしゃるとのお声もありますので、なるべ

く町内で受けられればいいんですけども、なかなか婦人科がないということで、そのような集団検診の回数を増やしていただくのをご検討いただければと思います。

あと、がん検診について、がんの早期発見ということは、病気に対する早期発見が重要であるということの一つあると思うんですけども、その啓発活動などは行っているのか、最後にお伺いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹花でございます。

がん検診の受診に対する推奨というところでございますけれども、今年度ご自分自身が何の対象になっているかという個別通知をさせていただいているんですけども、これが多分一番皆さんに、今年はこれが受けられるんだと、自身としてはというところが一番大きいかなというところを考えて、今の通知方法をさせていただきますので、またこれで伸びないようであれば、今の間に何をしたらほうが受診率が増えるのかというようなところが出てまいりと思っておりますので、その辺はまた今後も研究を続けさせていただきながら、少しでも受診率が向上できるような体制を整えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

大きく分けて1つは、118、119ページの避難行動要支援者支援事業です。

前段の委員からもずっと質問があつて、説明もされましたが、要するに、優先度の高い高齢者あ

るいは障がい者から避難行動要支援者名簿の更新、あるいは、個別支援計画の作成をしていくということなんですけれども、私は、これは本当にこの段階は早くしないと、町としてもどういうふうに対応するかというのが、それだけ遅くなると思うんですよ。

これは健康介護課だけで作成はできても、自主防災の関係で町民生活課との連携も取らないといけないですよ。ですから、その辺どういうふうに連携を取っていくのかということも心配なんですけれども、いかにせんこの避難行動要支援者の名簿がまだ完全にできていない。そうですよね、ずっと作っていますけれども、更新とかというふうになっていますし、じゃ、正直に言って、これはどれぐらいの人数になるのか。私は先ほど前段の委員でもあったように、急に腰が痛くなったとか、そういうのは除いたにしても、介護度も高いほうから来ていると思うんですけども、避難行動要支援者、これははっきりしていますよね。ですから、どれぐらい見込んでいるのか、実際進み具合は、新年度予算でどこまで行くのか、その点についてまずお尋ねしたいと思います。

それから予防費の関係で、まず予防費の中の保健予防事業で、140、141ページの一番上の新型コロナウイルス感染症検査費助成金、これは1件当たり1,780円の500人分です。これは、実際はどういうふうに補助金を受け取れるのか、まずその点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、同じく144、145ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業です。新型コロナ、特にオミクロン株の第6波で感染者が急拡大しています。私の数字が間違っていたらあれなんですけれども、1月の感染者数が112人、2月が468人、3月が、今日頂きましたので3月13日までで223人、合計で803人なんです。要するに、1月4日

から3月13日まで、月にしますと、2月は1月の4.18倍です。3月は1月のもう既に約2倍。そういう状況になっています。

それで、健康介護課で把握していると思うんですけども、まず介護施設ですね。あるいは事業所、これでのこの間、1月からでも結構なんですけれども、利用者が何人ぐらい感染しているのか、職員は何人ぐらい感染者がいるのか、その点お尋ねしたいと思います。

それと、これは第3回目の接種ですので、ホームページにも出ておりますけれども接種状況、これについては、3月6日終了時点で接種率は、2回目のワクチン接種率が87.1、それから3回目が35.2%となっているということなんですけれども、これについての評価、それもお願いしたいと思います。

それから、先ほど数字を挙げましたけれども、実際町内の感染者がこれだけ、803人ですか、いますけれども、支援を希望した方、食料品とか日用品、これは現在どういうふうな状況になっているのか。これは新年度予算にも関わる問題ですので、ぜひ、把握している範囲でお願いできたらというふうに思います。一般質問でもお聞きしたんですけども、自宅療養者の実際の数字、これは把握している中での自宅療養者の状況、これも併せてお示し願いたいと思います。

それから、六花の関係なんですけれども、前回の一般質問の中でも、六花は県の協力指定になって、ドライブスルー方式で発熱外来をするというふうに答えもあったんですけども、実際、六花ではそのようにやられているのかどうか。その点もどういうふうに行われているのか、それも併せてお尋ねしたいと思います。

以上、何点かお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

避難行動の要支援者支援事業のご質問についてお答えいたします。

先ほど、前段の委員さんのご質問の中でもありましたが、町で名簿を作成いたしまして、その名簿を自主防災組織のほうに提供して、個別避難の計画をつくっていくというのが基本的な流れなんです。現在のところはなかなか思うように進んでいないという状況がございます。先ほど、人数の面でも該当の方が1,099名いらっしゃって、約6割の方から同意書を得られているというところがございます。

この個別避難計画の作成が思うように進んでいないということは、宮代町のみならず全国的に同じ状況となっております。そんな状況を受けまして、国では令和3年に災害対策基本法の一部を改正する法律というのが施行されまして、この避難行動を必要としている方の個別の避難計画の作成では、市町村に対して努力義務化されたところがございます。

この努力義務化の内容でございますが、国が示した指針によりますと、まずは、優先度の高い方について、おおむね5年程度で計画を作成するというふうに示されております。また、行政におきましても、防災担当、福祉担当、介護担当、関係部署で共同体制で行うようにということも示されております。

そういったことを受けまして、町でもまずは国の指針の示すとおり、優先度の高い方から順番にお願いをしていこうというふうに考えております。なかなか自主防災組織の方からお話を聞くと、名簿を受け取っても負担が大きいとか、何をしたらいいのかよく分からないといった声も多く聞かれ

ているところでございますので、まずは、全員の
方からということではなくて、あくまでも、優先
度の高い方をさらに抽出をして進めていきたいな
というふうに考えております。

これは健康介護課において試算するということ
で行っていたんですが、こういった今後の予定を
踏まえまして、昨年から、担当部署であります町
民生活課、そして障がい者を担当しております福
祉課、そして健康介護課が共同で打合せを何回か、
担当者で集まって重ねております。今後のスケジ
ュールですとか、どういった形で抽出していつて、
どのように進めていったらいいか。また、どうい
った関係機関の方に調整しながら進めていくかと
いうところを早速昨年から協議しているところで
すので、そういったことを踏まえて、今後国の出
す指針に基づいて、宮代町のほうも対応できるよ
うに事業を進めていきたいなというふうに考えて
おります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花 治君） 健康増進室長、竹
花でございます。

PCR検査の申請についてでございますけれど
も、こちら1,780円掛ける500人分というところで
ございますけれども、初診料とか検査費に対する
部分の、初診料の約3割というところの計算で
1,780円を算出していますが、実際には行政検査
を受けた方々には、その領収証を持って申請書を
1枚書いていただくという必要がございますので、
保健センターに来ていただき、検査をした内訳が
分かるものを持ってきていただいて、申請書を1
枚書いていただくという手順で受付のほうを行っ
て、後ほど振り込ませていただいているという状
況でございます。

2点目の自宅療養者数でございますけれども、
3月11日現在で853名の方々がいらっしゃいます。

また、3回目の評価というところでございます
けれども、3回目につきましては、3月14日現在
の速報値でございますけれども、接種率としては
43.2%、3回目に関してです。2回目の接種に関
しては87.1というところでずっと変わっておりま
せんので、実際に予約のほうを、今引き続き受付
のほうを行っているところでございますけれども、
なるべく前倒しで、6か月たった方々については、
受けられるような体制は整えているところござ
いますので、これに基づいて、また接種率のほう
は上がってくるのではないかというふうに期待し
ております。

また、食料支援につきましてですけれども、ち
ょっと前後しますけれども、10件のほうは対応さ
せていただいております。

高齢者の接種率につきましては、80%ござい
ます。

六花の発熱外来でございますけれども、こちら
については、一般質問でもご答弁させていただい
たように、きちっと連絡をいただいた方々に対し
ては対応しているというところでございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮
でございます。

介護施設の中での新型コロナウイルスの感染者
の数についてお答えいたします。

そういった事例が発生した際には、事業所のほ
うから報告をいただいております。現在のところ、
施設のほうで働く職員で2名です。それから、
利用者の方、入所者ではなくて利用で1名、合
計3名となっております。

以上でございます。

〔「あと、自宅療養者の数は分かりませんか」と言う人あり〕

○健康増進室長（竹花 治君） 自宅療養者の数、3月11日時点で853人となっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） それでは、確認と再質問をさせていただきたいと思います。

118、119ページの避難行動要支援者支援事業です。これはやっぱり一番ネックになっているのは、努力義務だからなんですよね。でも、市町村において差はあるにしても、やはり私はこれは努力義務化とはいえ、どんどん進めてもこれは悪いことではないというふうに思います。それはもう誰もそういうふうに思っていると思いますが、ただ、今までの答弁でも自主防災等の関係で、先ほど答弁もありましたけれども、何をしたらよいのか実際分からないということも非常にネックになっていると思うんですけれども、私は、これはもう間違いなく町の職員だけで避難行動要支援者を守れるはずはないし、これはもうやはり一番そういう方の周りにいる方が助けなくちゃいけないんです。

だから、私は自主防災といえますけれども、やはり自治会の役割というのは非常に大事だと、そういう中で、あれもやれ、これもやれということで、非常に責任ばかりが重くなってきて、やることも多いし、自治会自体が何というんですかね、非常に弱くするわけにいかないところに来て、だんだんそういう状況にもなっているところが非常に歯がゆいんですけれども、町としては、そういう中で、じゃ、どこからかということで優先度の高いところをということで、分かるんですけれども、先ほども言いましたように努力義務なんですけれども、これは5年というふうな話も国との関係で出ましたけれども、これは町としては、どこ

までどのぐらいで完成していきたいのか。完璧というのはありませんけれども、おおむねどれぐらいに持っていこうとしているのか。国が言っている5年程度で考えているのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、2点目の予防費の中の感染症検査費助成金、これは分かりました。

それから、144、145ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業なんですけれども、まず、今回第6波と言われていますけれども、介護施設、事業所の利用者1人、職員2人ということで、随分感染者が出ていないということで、これは第5波の教訓でもあったので、こういうふうになっているのか。町としては、介護施設、事業所は何か所でこの数字なのか。

それとあと、いいことだと思うんです、感染者が少ないというのは。その辺を私は先ほど第5波の教訓と言ったんですけれども、その辺をどういうふうに町として分析しているんでしょうか。その点も併せてお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど、自宅療養者が853人ということなんですけれども、そうしますと、数字が出ているので、1月、2月、それから3月の自宅療養者の数についてもお願いしたいと思います。

それから、発熱外来、公設宮代医療福祉センターの六花なんですけれども、連絡をいただいたところについては対応しているという話なんですけれども、実は私、最近知り合いで感染した方から連絡あったんですけれども、やはり皆さん最初具合が悪くなって、熱が出て、喉が痛くて、だるくなって、変な倦怠感が出てきたということで、すぐかかりつけ医の六花に連絡したんです。そうしたら、六花では発熱外来はしませんと言われたと。これは話が違うでしょうということを思ったんですけれども、それで、その方は次のかかりつけ医

に電話して、そこは大きい病院だったんですけれども、それでドライブスルー方式で検査をやってくれて、それでPCRもやって、陽性だというのが分かったんですけれども、本人が具合悪くなったのが28日で、すぐに電話したのに六花で対応してもらえなくて、もう大きい病院にも言って、やっと3月3日に検査できた。

こういう状況なんですけれども、先ほどの話だと、連絡いただいたところ是对応していると。対応していないじゃない。その辺、町としてはきっちと把握できていないんじゃないでしょうか。私は、それは一例だけでそういうことは言えないのかもしれないんですけれども、おかしいですよ、それは。

六花は診てもらえないので次の病院に行って、やはり車の中で、さっきも言ったように、ドライブスルー方式で容態や具合とか全部聞いてくれて、それでPCR検査も鼻からやって、30分もしないうちに結果が出て、陽性と。ですから、その日は薬も全部くれて、それでももちろん自宅療養で、後は県民サポートセンター、24時間対応ということで、そこと連絡を取りながら、また病院とも連絡を取りながらずっと来たというんですけれども。

六花、公設なんです。私も何回も言っているように、こういった町民の安心に、期待に応えるような、PCR検査はできないにしても、発熱外来ができるようになったということであれば、やっぱりちゃんとしないといけないと思うんですよ。そのためには、町としては、こういう具体的な例を聞いてどういうふうにされるのか。このままじゃいけないですよ。

こういう話、今初耳だとかというのであれば、ちょっと聞いていただければいいと思うんですけれども、どういう対応をしているのか、午後からで結構ですから、それについてもお願いしたいと

思います。

以上です。

○委員長（川野武志君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　0時04分

再開　午後　1時03分

○委員長（川野武志君）　再開いたします。

引き続き健康介護課の一般会計の質疑を行います。

答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上でございます。

順次お答えしたいと思います。

まず1点目、避難行動計画の目標ということでお尋ねをいただいております。

ご質問のとおり避難行動計画につきましては、昨年法改正がございまして、優先度の高いところから行政側で作成する努力をなさいということが記載されてございます。こうしたことを受けまして、先ほど答弁もいたしました、昨年から庁内に関係する課と協力をしながら進めているところです。

この避難行動計画をおつくりするには、やはり要素は私どもは3つあるのかなと考えております。

1つは優先度、どなたのものをおつくりするかということ、もう一つはその方を誰が避難させるか。避難者のほうです。もう一つが避難先です。福祉避難所はどこか。この3つがセットでないと、なかなかこの行動を具体化するのは難しいということ。改めて3課の調整の中で確認はできております。

こうしたことから福祉課とそれから町民生活課

という名前が出てくるのですが、例えば福祉課においてはその対象者の方、障がいのある方、障がいを持っていなくても別の避難を助けなければいけないような要素がある方とかもあるかもしれないということも出てきます。

併せて町民生活課ではハザードマップを管理していますから、どんなエリアの方がやはり優先的に避難をしなければならないかということ来判断する必要があると思っています。

併せてその避難させる方というのが重要でして、この場合地元自治防災組織というのは非常に心強い存在なんです、その方々がよし、我々が避難させようという気持ちになっていただくということがまず必要でございます。そうした3つの要素を組み合わせながら来年度実行していきたいと思っています。

具体的に何年だというお尋ねですが、国が言うところの5年というのは一つの目安として持っております。その中で計画を立てまして、優先度を定めて、具体化を図ってまいりたいと考えております。

それから、次の質問で高齢者施設の対象者数ということです。全部で46施設ございまして、内訳は入所系が13、それ以外は通所とか訪問ですけれども、これが33施設ございます。46です。

次が、自宅療養者数の状況です。月別にご説明したいと思いますので、1月が302名、2月が437、3月が昨日までで127、合計しますと900、失礼しました、866ですかね。6ですが、不明の方が9名あるので、トータルになると975名、不明というのは発症日が分からない方がどうしてもいるので、ということでご理解をいただければと思います。

3点目、六花の対応についてです。ご質問ということですが、貴重なご意見をありがとうございます

ます。六花につきましては昨年の12月から県の指定医療機関と指定を受けまして、発熱外来の対応をさせていただいております。ただ、施設の性格上ということとが1つと、あともう一つはやはりコロナの感染というのは、皆さんもご存じだと思うのですが、ただ発熱の症状と特に今年が明けますと花粉症なんかも出てきます。いろんな症状を見分けるのが難しいというところもございますので、六花につきましては基本的にはかかりつけの方を対象優先とさせていただいてこれまで対応しております。そうした中で発熱外来ですから、事前にお問合せをいただいて、中にはやむを得ずお断りするケースもございます。これは六花に限らずほかの医療機関も同じでございまして、その辺の症状ですとか受診できるその時間、こういった制約のある中やむを得ずお断りするということは申し訳ないのですがございます。

そうは申しまして、ご質問のとおり公設の機関として皆様方に安心を提供するというのが私どもの仕事ですから、今回のお言葉は真摯に受け止めて指定管理者とも今後皆様に期待されるような施設になれるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

答弁ありがとうございます。

それでは、118、119ページの避難行動要支援者支援事業の件についてでございます。

今課長から答弁がございました。まずは優先度の高い方からで誰が避難させるか、それからどこに避難をするかという観点からご答弁がございました。

これは先ほどからも言っていますように、じゃ、地元の自治会あるいは自主防災の関係者、私は広

く聞いていたわけではありませんけれども、やはりこれをやるについて、町の姿勢がやはり、どう言いますかね、私の印象は公報、国のほうから来ているからしょうがなくと言っちゃうと語弊があるのですけれども、そういう感じがするというのが率直な意見なんですよ。

ですから、やはりこれについてはこちらも目の色を変えないと、地域の自治会あるいは自主防災会の人たちも、やはり変わってくれない。やはり様子見なんです。町の対応の。

ですから、私の記憶では日本海のほうの火災が起きた酒田市でしたか、ここは見事、あれですよ、近所の人たちの連携で誰一人高齢者が被害者が出なかったと。

これは、台風、地震、火災もそうなんですけれども、やはりそれで、そういうやっているところを事例に挙げてもしようがないんですけれども、やはりそういうところもあるので、私は一番は、やはり国ですよ、問題は。だから、もっと、やはり力を国のほうで入れてほしいと思うのですけれども、それに先んじてやはり、これはいずれ整えないと本当に事故災害が起きてからは遅いと思いますので、もう一つネックになるのがやはり個人情報なんです。これは、自主防災のほうの方たちも言っているのですけれども、それを個人情報だから町にこういうふうにしてほしい、いざというときはこういうふうにしてほしい、これは自主防災とか自治会の人に、あるいは近所の人に知られてもいいですかとか、そういう内容になっているからですけれども、個人情報の関係があってもどうしても公にできないと。でも、私たち議員が受けた防災関係の学習会が、そういうのはいざとなったときに個人情報とか言っていられないと。命を助けるほうが先だからと。それはすごく、何というんですかね、極端な話かもしれないですけれども、やはりそういう作成したもの、あるいはどこにいるかというのは本当に公にしないと助けられないと思うんです。

れども、やはりそういう作成したもの、あるいはどこにいるかというのは本当に公にしないと助けられないと思うんです。

そういういろんな障がいもあるのですけれども、やはりその辺もきちんと対応していく必要があるのかなと。それにはやはり、町が、町も変わっていかないとということを私は言いたいので、ぜひ、そういった点では姿勢も示せば、そういう意味でぜひ、お願いしたいというふうに思います。

これ以上の答弁は出ないと思いますので、それだけを言っておきたいと思います。

次に、新型コロナの接種の関係でございます。

予算書の144ページ、145ページの関係でお尋ねしました。

先ほど特に介護施設治療所の利用者、職員が少なかったというのは、どういうふうに教訓としてあったのか、その辺はどのように分析しているというか、そのことについて答弁はありましたか。私ちょっと聞き漏れたような気がしますので、それをもう一度お願いしたいと思います。

いずれにしても不幸中の幸いだと思います。特に学校関係、児童生徒の非常に多かったところでしたし、それで、そういう中で今感染者からいくと高止まりみたいな、もう少しピークは過ぎたのではないかと言われていますけれども、やはり感染者がまだまだいて、特に死亡者、高齢者に多いということですので、ここでもう一度確認なんですけれども、3回目の接種についてはもちろん利用者は先ほど八十何%、職員もケア労働者の方の3回目の接種は相当優先されて接種を受けられているのかどうか、その点についても確認をしたいと思います。

それから、自宅療養者の感染者支援についての数も分かりましたら。あと、公設官代福祉医療センターの件なのですが、先ほど課長からもかかり

つけの方に取らねえ対応しているけれども、中にはやむを得ずお断りすることもあるという答弁がございましたが、やはり公設の医療センターです。ですから、安心が第一なんですけれども、やはり判断としてそこでこれはもう、専門的な見地からも新型コロナウイルスに感染しているなということで判断してお断りしたのかどうか分かりませんが、やはりそうだとすると、じゃ、そういう疑いがあるので、じゃ、次はこういうところに電話して、ちょっと聞いてみましょうとか、それぐらいのこともやっていけば、まだ違っていたと思うんですけれども、そうしろとは言いませんけれども、やはり普通の疾患、病気でもやはり六花で対応できない病気については、ちゃんと紹介状も書いてくれて、違う病院にも行けるようになっていきますよね。それをやってしかるべきだなというふうに思うんです。もう、断るだけで発熱外来はしませんと言ったわけで、冷たい対応だなというふうに思うわけです。

だから、今後はそういうことのないようにということで、安心していただけるようなという答弁はあったんですけれども、その辺はやはり、町のほうからも強く言うべきではないのかなと。

このことについては地域医療振興協会の考え方と以前はちょっと町のほうの対応とか合わないところもあったんですけれども、それでもやはり町民の声に押されて発熱外来も見てくれるようになったと思うんです。

だから、そういった点ではきちっと町のほうの対応、いつも気をつけて口酸っぱくするように言えとは言いませんけれども、やはり時々そういうふうに言っていたほうがいいのではないかなと思うんです。これは対応になるんですけれども、その辺、もう一歩、やはり町民から安心してもらえる公設宮代福祉医療センターにするため

にもそういうふうなことは必要だと思うのですけれども、その点について最後もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（井上正己君） 課長の井上です。

では、ご質問いただきました点について順次お話をしたいと思います。

まず、要支援者の避難行動計画で町の姿勢がというところです。

先ほど私が申し上げた要素を推し進めようと思いますと、この要支援者に関わる方々に対して、まず、町がこう考えてこういうふうになりたいということをきちんとお示しする必要があるというふうに思っています。それがまさに姿勢でして、例えば民生委員さん、児童委員さんもそうですし、ケアマネジャーもそうだと思います。それから、自主防災組織もそうです。そういった関連する方々のいろいろと会合がございますので、それを調べさせていただいておりまして、3課連携のことをまずは説明をしながら、現場としてどのようなことが困っているかということとをきちんと洗い出しをして進めていきたいというふうに考えております。そういった機運を高めることによって、ご質問の個人情報の壁もあるいは乗り越えられるかもしれませんので、町としての姿勢はやはり大事かと思いました。

それと、幸いにも今回高齢者施設での感染が少なかったと言え少なかったのですが、教訓としてはやはり、通常の感染対策、これは各施設において十分にやっていただけた結果ではないかというふうに思っております。これは住民の方も同じでございます、日頃からのこの感染対策をするということが、私どもの生活の中にまさに一部として身についていたのではないかと考えておりま

す。

そうした高齢者施設ですが、3回目の接種については希望があった方については既に完了をしています。

最後、六花についてです。ご指摘ありがとうございます。

その場に私も居合わせたわけではありませんから、言葉のやり取りまでは是非を申し上げることはできませんが、やはりそういった声があるというのは何らかの運営上の原因があるというふうに考えております。本日令和4年度の予算審議をいただいておりますので、令和4年度の運営に当たりまして皆様に信頼いただけるような施設となるよう引き続き努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） 多くの人が質問していますので、1点だけお聞きしたいと思います。

健康介護課というのは私たち町民の健康に関するまちづくりという見出しがありますよね。当然だと思いますよね。今前段者が六花の問題でいる、六花の対応についてどうなんだという質問がありましたけれども、私は多分予算書に関係ないんじゃないかという人がいるかもしれませんが、なぜ予算にのせないということを申し上げたいので、事前に言っておきたいと思います。総合病院の問題です。

総合病院が十分、執行地でも力を入れますと話をしていますよね。本当に力を入れるんだったら予算に、誘致予算ぐらいのついているのかなと思っていたんです。一切ない。ただ、口頭でやりますやりますと言うだけね。やはり本気、宮代町のためにやるんだったらそういう誘致予算ぐらいあってもいいんじゃないかなと私は思っていたわけです。

それが一切ない。なぜかと。それだけを聞いておきたいと思います。本気でやるのかどうか。本当にやるんだったら誘致予算ぐらいのせて、頑張りますというのが約束だと思います、町民に対して。それだけ。なぜかというのを聞いておきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

健康介護課長。

○健康介護課長（井上正己君） 健康介護課長の井上です。お答えをしたいと思います。

総合病院誘致、東武動物公園の西口への病院誘致につきましては、これまでも議会の場でお答えを申し上げましたことに加えまして昨年12月には埼玉県知事に直接新井町長から要望をさせていただいております。要望したというのはとりもなおさず病院のベッド数というのが県の、基本的には県の計画で定まりますので、その中でお取り計らいをいただきたいということで要望活動をさせていただいております。

この計画にどう位置づけていただくかということ、それと、やはりそのそれだけのベッドを確保するということは、やはり必要になってまいります。そうなりますと、当然様々な行動、アクションというのを起こすのですが、現状において予算に計上するような経費ではない、結果たまたま上がっていないということでございます。

今後必要な経費が生じることが見込まれた場合には議会の皆様にご相談を申し上げながら予算化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 私が質問しているのは今まで誘致をやっていたという、この場合、全員協議会だったか、何かで報告がありましたよね。

それを聞いていることで質問しています。なぜ、誘致予算をのせないんだと。本気でやるのか。それだけなの。課長が、じゃ、予算にのせないでいいと言ったんだね。それを聞きたいわけ。本気でやればそれぐらいのことをやってもいいんじゃないですかという、私は。課長がのせなくていいと言ったということと同じだよ、今の答弁は。そういうことだね。

課長が答弁する問題じゃないですよ、これは。右に偉い人がいるんだから、その人がばんと答えるべきだと思いますよ。課長が責任取ることじゃないから、予算の問題は。それが聞きたいわけ、質問は。

多分課長は経理へ行って話をしたとか、そういう話でさ、この前全協だか何かでそういう話が出て、説明、町長していたよね。それに基づいて質問をしているんですよ、私は。本気でやるのなら誘致予算をのせたらどうですかと聞いているだけ。

そうしたら、課長は誘致して、話をしているからと。ということは、予算はつけられたと。課長の権限でつけなかったんですね。それだけ聞きたいんですよ。

本気なんですよ、私たちは。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（渋谷龍弘君） 副町長の渋谷でございます。

予算につきましては、今課長が申し上げたとおりでございますけれども、確認の意味でも説明をさせていただきますけれども、病院の整理につきましては、医療法に基づきます埼玉県の定められております基準病床数に一定の条件と制約がございます。その基準病床数が既存の病床数を上回る場合に病床の整理が可能となっているわけです。そこで、第8次の埼玉県の地域保健医療計画にお

きまして病床の整理です、可能となりますように今関係機関のほうに働きかけをしております。

そういったことで、特に具体的な予算を設けいたしておりませんけれども、そういった関係につきましては粘り強く行っておりまして、その一環として行ったのが昨年の12月15日の大野知事への要望だということでございます。この知事に対しましては町長のほうから東武動物公園駅西口地区への総合病院整備に関する要望書という形で要望を行っております。

当日は町長のほうから宮代町のこの医療環境の現状ですとか課題とかそういったものを詳しくご説明申し上げまして、総合病院の必要性を訴えたところでございます。

知事のほうから具体的に現在の基準病床数におきましては新興感染症への対応ですとか、地域医療提供体制の確保などにおきまして十分な対応ができる制度となっていないというふうなご認識を持っていられっしゃいます。そのため、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえまして基準病床数ですとか、使用病床数が加算といったことを可能とすること、そして高度で専門的な医療を提供する医療機関への病床の整備を可能とするために二次保健医療圏を超えた病床の配分について知事の裁量でできるように、その12月に行ったときに、11月にです、後藤厚生労働大臣に大野知事が強く要望したというふうな見解、回答をいただきましたことから、非常にタイムリーかつ前向きなコメントをいただいたというふうに認識しております。

今後につきましては、この病院誘致の必要性ですとかどのような医療を備えるといったことを東武鉄道と一緒にそういった病院の整備交渉みたいなものを検討しながら、引き続き粘り強く活動をしていきたいと思っておりますので、具体的な予算はありませんけれども、引き続き病院誘致を目

指して埼玉県知事と共に活動を進めていきたいと思っておりますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） それは今聞いたのは計画ですよね。私の質問はそういうのでは、そういうことではないですよね。

あの和戸のあれは、何だった。何町だっけ。

〔「横町」と言う人あり〕

○委員（小河原 正君） 横町については地図で調べて、職員を2人配置したんですよね。ですよね。それは予算がついたから職員を配置しているわけですから、この誘致の問題についても、総合病院の、なぜそういう予算化、予算がかかる内容についてのせないんだということなんです、私が聞いているのは。それは今まで経過は、一生懸命やっているというのは何回か報告されてから、おおよそです、今言ったあんな細かい話、1回聞いても忘れちゃいますけれども、おおよそは大体聞いているわけ。

私が今質問しているのは、あの横町が成功したのは職員を2人つけました。それは2人つけたということは予算に関係するわけですよ。ところが、総合病院については一切そういうことがない。ですから、何で予算化しないのですかという質問なんです。そうしたら、課長はああじゃない、こうじゃないと口を閉ざすんだよ。予算化しないという説明をしているわけだね。それでいいんですかと聞いているわけよ、私は。私の質問が悪いかもしれない、仕方が悪いかもしれないけれども、本当にやる気があるのかどうかと聞きたくなるわけですよ。職員の1人や2人配置して、専門的に。それぐらいのことをやらなかったら、まず、成功しないと思います。それを聞いているわけです。

私の質問が悪かったかもしれません。委員長、3回目ですから、また聞いて、また言い訳だけを聞いたのでは私は納得しませんので、私の言いたいことを言っておいて、耳に痛くなるほど、ちょっと入れておいてもらいたい。そのことを忘れないで。私はそう思っていますので。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（渋谷龍弘君） 副町長の渋谷でございます。

言い訳を申し上げるつもりではございませんけれども、まずは組織につきましては、令和2年の4月1日に地域医療対策プロジェクトチームというプロジェクトチームをつくりまして、ここで病院の誘致を含む地域医療提供体制の検討に入っております。そこで、令和3年4月、去年の4月でございますけれども、地域医療感染症対策担当といった職員を4人専属で補充しまして、この担当でワクチン接種と並行しまして病院誘致のほうの活動も行っております。

それと、活動もそうですけれども、そういった活動を粘り強く進めていく中でおきまして、予算が必要なあれでございますが、そこはもう、積み上げて補正予算を組んで対応していきたいと思っておりますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

○委員（小河原 正君） 確認していいよね、答弁が全然変わってきているんだから。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

○委員（小河原 正君） 委員長、答弁が変わっているんだから、確認しなくてはならないことがありますよ、質問者は。本気で何とかしてもらいた

いんだから。それで、答弁を終わりにしては、3回で終わりだなんて、それはないよ。そんなの駄目だよ。

○委員長（川野武志君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時37分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で健康介護課の一般会計の質疑を終了いたします。ここで休憩といたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時54分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

これより産業観光課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○産業観光課長（菅原隆行君） 皆様お疲れさまです。

産業観光課長の菅原です。どうぞよろしくお願いいたします。

以下、担当職員を紹介させていただきます。

○産業観光課副課長（榎本恭一君） 産業観光課副課長の榎本です。よろしくお願いいたします。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副

課長の飯山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○農業振興担当主査（鈴木 功君） 産業観光課農業振興担当主査の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君） 産業観光課農地調整担当主査の鷺谷と申します。よろしくお願いいたします。

○商工観光担当主査（山内一生君） 産業観光課商工観光担当主査の山内です。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君） 議員の深井でございます。よろしくお願いいたします。

予算書のページ154ページ、(4)新しい村管理運営事業、155ページの新しい村指定管理のことで質問いたします。

3点質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

新しい村管理運営事業、この農業担い手支援事業ですが、新しい村は営利企業の町の第3セクターになっています。指定管理者でございますが、委託料が3,215万になっておりますが、この下には魅力アッププランとあって業務委託料になっていまして1,100万、その他で4,315万になっております。これについて質問いたします。

また、新しい村自体は結と農の家、これを耕作するその三本柱になっておりますが、これは利益がどのぐらいになって、この差を出していただきたいと思います。

2番目にページ158ページ、商工業振興事業の

18負担金、61ページです。こちらに18款負担金補助及び交付金のところに商工業振興費用補助金1,100万と書いていますが、福祉産業委員会の資料の右5ページ、こちらに令和元年と2年と3年度とトータルで1,100万、毎年1,100万になっておりますが、この件について詳しく説明をお願いいたします。

それと、3番目です。ページ、予算書のページ151ページの12番、委託料。トウブコ動物公園フェスティバル開催とありますが、これも年に何回開催するのでしょうか。予算が150万と書いてありますが、これも予算的に増額をお願いしたいと思います。

以上、3点お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副課長の飯山でございます。

ご質問いただきました1点目、予算書154ページ、155ページ、新しい村管理運営事業におきます新しい村指定管理者、こちらのご質問についてお答えをいたします。

ご質問いただいたとおり新しい村、株式会社新しい村につきましては第3セクターの会社として新しい村の管理運営を行っていきたいと思っております。こちらの指定管理料につきましては、基本的に新しい村は原則としてその利用料金及び事業収支をもって施設の管理経費及び事業運営経費を賄うというような独立採算制を取ってございます。そういったことから、こちらの指定管理料につきましては、このうち新しい村の収入、収益のない施設及び収益性が低い施設の維持管理経費といたしまして新しい村の公園部分の維持管理、修繕経費に用いる経費として指定管理料のほうを予算ほうを計上してございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君） 産業観光課副課長の榎本です。

まず、予算書159ページ、商工会、商工会です。商工会振興事業1,100万円の内容でございますが、こちらについては幾つか内容がありまして、経営改善普及事業費としまして、各種指導員の活動費ですとか、町おこし事業として産業祭ですとか町民祭りの協賛金、そのほか総合振興費ということで、青年部とか女性部各委員会の活動費、そのほか助成金ということで商店会助成金ですとか商店会連合会の助成金など、こういった事業の総額が1,100万円となっております。

そのほかトウブコフェスティバルです、予算書161ページ、宮代ブランド創造事業の12番の委託料でございますが、こちら150万円計上してございますが、こちら令和元年、令和2年と、令和2年度は中止になったのですが、トウブコフェスティバルは年1回ということで、これまで行っております。

増額の要望というお話でよかったのかなと思うのですが、こちらについてはこの令和2年は今年3年もコロナでできなかったもので、こちら新しい、新しくこのコロナ禍でやる中で既存のこの150万円ですまずはやってみて、その上でどういったやり方が必要なのか必要であればそういった増額なども検討していきたいなと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 深井委員。

○委員（深井義秋君） 再質問いたします。

先ほどのこの新しい村に関しての質問の内容に結と農の家の各事業、維持管理の経費、どのくらい売上げがでたかを出していただきたいと思います。

す。

先ほどの質問で、魅力アッププラン業務委託料、この1,100万円というのはこちらの25ページの産業委員会費用、これとは違うんですね。

○委員長（川野武志君） 深井委員、1問でいいですか。2問。続けて質問してください。

○委員（深井義秋君） 先ほどの3点の質問とこの新しい村の指定管理料、ページ155ページの魅力アッププラン策定業務委託料、これ1,100万なんです。これに質問いたします。それから……。

〔「内容」と言う人あり〕

○委員（深井義秋君） 内容です。内容は、と運営でございますので。それから、トウブコフェスティバル開催が年1回と言っていましたが、これを町の活性化のためにも夏を含めて年に2回ぐらい開催できるようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

榎本副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君） 産業観光課副課長の榎本です。

トウブコフェスティバル年2回ということですが、こちらご存じのとおり1万人を超えるような参加者がおりまして、これまで実行委員形式で行っていた際には6月ぐらいから開催日の11月ぐらいまで実行委員会による検討を重ねながら行っておりますので、年2回となりますと同じような規模でやるのはちょっと難しいのかなというふうに考えています。

ただ、このコロナ禍の中でイベントの仕方というのも随分と変わっていくのかなと考えておりますので、そこも踏まえながら今後について検討していきたいなというふうに思っております。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副課長の飯山でございます。

ご質問いただきました新しい村指定管理料の関係でございますが、令和2年度の決算ベースでお答えいたしますと、直売所事業におきましては右上にございますけれども、全部で2億3,000万円ほどの売上げがございます。また、加工事業といたしまして、こちらが約950万円ほど、また、農業支援事業、こちらはアグリ生産部門のほうの事業でございますが、そちらが約4,500万円ほど、また、観光運営等のグリーンツーリズム事業につきましては、約400万円ほどのそれぞれ売上げとなっております。

事業全体での利益ということになりますと、約980万円ほどの令和2年度では売上げとなった利益が出てございます。

それと2点目、予算書154ページ、155ページ新しい村の魅力アッププラン策定業務委託料1,100万円ほどの委託料でございます。こちらにつきましては、令和3年度に新しい村の魅力アッププランの策定に際しまして基礎調査というものを行いました。そちらの基礎調査の結果を基に、令和4年度におきまして新しい村の魅力アッププランというものを策定する予定でございます。そちらの策定経費に当たりまして、業者委託にするための経費といたしまして1,100万円ほどの予算のほうを計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 深井委員。

○委員（深井義秋君） 今言われました魅力アッププラン策定業務委託料ですけれども、この基礎調査と言いますのは、何をやるんでしょうか。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副

課長飯山でございます。

魅力アッププランの基礎調査につきましては令和3年度に行っております事業でございます。具体的に言いますと、新しい村の魅力アッププラン、新しい村につきましては平成13年に開業いたしましたが、それから20年が経過しまして、建物の老朽化や直売スペースあるいは飲食スペースの狭隘化、駐車場不足などの諸課題が生じておりますことから、今後20年間を見据えた新しい村をより魅力ある施設にするためのプラン、計画のほうを策定するというので、令和3年度のほうから行っておるところでございます。

令和3年度につきましては、基礎調査といたしまして業務をコンサルタント業務に委託しまして、各種の調査のほうを行ったところでございます。具体的な業務といたしましては、新しい村が担ってきた機能と役割の継承ということで、新しい村に関わる方々からのヒアリング調査、あるいは生産者の今後の意向、動向調査をいたしまして、森の市場結の生産者組合に対しましてアンケート調査、また、周辺環境の変化と消費者の動向調査といたしまして近隣にございます直売所や体験農園、あるいはスーパーなどの新しい村と競合する可能性のある周辺施設の整備実績、また、市場ニーズ調査といたしまして、関東圏の居住者500人に対しまして、こちらの家庭などに対しましてアンケート調査のほうを行っております。そのような各種の調査を行って、その結果を踏まえて令和4年度の策定業務のほうに移ろうという形で考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。よろしくをお願いいたします。

5点ほど質問させていただきます。

まず1点目なのですが、予算書の155ページになります。6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費で(5)で明日の農業担い手支援事業ということで、10節の需用費になります。一番下のところの6次化及び研修用農業資材費ということで、135万5,000円で結構額が多いのですけれども、これはどのようなものの教材費、資材になるかを教えてください。

続きまして、予算書の157ページになります。同じく4目農地費で(1)農地費一般管理事業、この中でまず、7節の報償費、用排水路しゅんせつ藻刈謝金、これの説明をよろしく願いいたします。

それから、12節の委託料、用排水路等草刈・汚泥引上等委託料、これ、委託先はどこになるのかを教えてください。

14節工事請負費、農業用地施設修繕費、こちらのほうが後ろの説明で第5番21号の木柵水路の改修工事となっているのですけれども、これは場所はどこなのかを教えてください。

それから、最後になります。(2)農業生産基盤整備推進事業、この中の18節の負担金補助のところで、宮東・中島地区圃場整備事業県営調査負担金、これの説明をお願いいたします。

あわせて、下のほうに多目的機能支払支援事業補助金とあるのですけれども、この関連性はどのようなになっているのかも聞きいたします。

以上、5点になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副課長飯山でございます。

予算書154ページ、155ページ、明日の農業担い手支援事業におきますご質問をいただきました。

まず1点目、10節需用費におきます6次化及び研修用農業用資材でございます。こちらにつきましては、農業担い手塾新規就農を目指す方の模擬経営をしていただく現場として農業担い手塾のほうを設置してございますが、こちら担い手塾におきますパイプハウスの設置の資材でございますとか、あるいはトンネル栽培のための支柱やビニールなどの農業用資材の購入費のほか、6次化の事業といたしまして、宮代野菜を用いた料理のレシピ動画や料理教室の開催というものを考えてございまして、そちらの材料代について計上してございます。

続きまして、同じく154ページ、155ページ、失礼しました、156ページ、157ページの1、農地費一般管理事業におきます7節報償費、こちらの農業用排水路しゅんせつ藻刈謝金でございます。こちらにつきましては、農業集落の方々に農業用排水路の管理というものを行っていただいております。具体的に言いますと水が来る前の4月頃を中心としましたごみさらい、あるいは水が来います4月ぐらいで行っております冬に生えています雑草、それらを藻刈りのほうがございますが、そちらに対する経費といたしまして謝金といたしまして、農家集落に対しまして謝金のほうを支払わせていただいておりますところでございます。

続きまして11節役務費、違う、失礼しました。12節委託料、用排水路等草刈汚泥引上等委託料でございます。こちらにつきましては、用排水路の草刈り、こちらにつきましては、期間的な水路、続きまして、こちらについては町で直接業者委託によりまして草刈りのほうを行っております。この際に生じました草刈りの委託料プラス草刈りに生じました草の引上げ等についても委託料としまして業者のほうに行ったところでございます。業者につきましては町内の土木業者、それと町のシ

ルバー人材センターさんのほうにそれぞれ業務内容に応じまして発注のほうをさせていただいておりますところでございます。

それと、同じく157ページ工事請負費、14節工事請負費の農業用地施設修繕費でございます。こちら事業内容のところに第50021号、木柵水路の改修工事となっておりますが、こちらにつきましては字山崎地内新しい村の育苗施設の南側の水路の修繕となっております。こちらにつきましては以前木柵で整備をしました水路であります、経年劣化によりまして木柵の腐食が進み、土留め部分が崩れてきておりまして、田んぼへの水の取水に影響が出ている状況でございまして、また、耕作者からの改善要望をいただいているものでございます。そういったことから修繕といたしまして、コンクリートフリームによる改修を行うものとして予定してございます。延長につきましては200メートルほどでございます。

続きまして、2、農業生産基盤整備推進事業におきます18節負担金補助及び交付金、こちらの宮東・中島地区圃場整備事業県営調査負担金でございます。こちらにつきましては、宮東・中島地区の圃場整備事業につきましては埼玉県におきます事業といたしまして、県営埼玉圃場整備事業として行うという計画でございます。こちらにつきましては、令和4年度につきましては県による本調査1年目としまして土壌調査、地耐力調査、史跡状況調査、また、基本設計を行うことを予定してございまして、それらに対します業務といたしまして埼玉県に対しまして負担金のほうを支払うものでございます。

それと、同じく18節負担金補助及び交付金の多目的機能支払事業補助金でございますが、こちらにつきましては町内で4つの組合等で多目的機能の事業のほうを行ってございます。具体的に言い

ますと若宮地区、前原西地区、宮東内野地区、沖の山地区の4地区でございます。こちらにつきましてはそれぞれの地区に対しまして、農地面積に対しまして補助金のほうを支払ってございます。

なお、宮東・中島地区の圃場整備事業との兼ね合いはというご質問でございますが、こちらのそれぞれの地区の活動につきます補助金でございまして、先ほどの宮東・中島地区圃場整備事業とは直接的には関係はございません。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

1 問目の6次化についてはよく分かりました。
ありがとうございます。

2 問目なんですけれども、用排水路しゅんせつ藻刈謝金ということで、これはそういう地区のほうにお願いして、それに対する謝金を払っているという形ではないかと思うのですが、何地区ぐらいあるかということをお伺いします。

それから、3 問目なんですけれども、分かりました。

4 問目なのですが、これはそうしますと私が前一般質問した場所でよろしいのでしょうか。ありがとうございます。分かりました。これ、何月ぐらいから始められて、いつぐらいかかるか、その期間も教えていただければありがたいのですが、よろしくお願いいたします。

あと、最後の宮東・中島地区の件、分かりました。そうしますと、先ほど説明されたような形で進捗されていくということよろしいということですね。分かりました。

では、先ほどの質問だけよろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副課長飯山でございます。

予算書156ページ、157ページ、農地費一般管理事業におきます7報奨金、用排水路しゅんせつ藻刈謝金でございますが、こちらの対象となっております地区につきましては、28地区でございます。

以上でございます。

失礼しました。それと、14節工事請負費、農業用施設周辺地でございます。こちら、山崎の新しい村にございます東武鉄道南側の新道改修でございます。昨年泉議員のほうからご質問いただいた場所の改修工事となります。工事につきましては、隣接する田んぼで水田、稲作をしてございまして、稲作の終了後、水が終わってからでございますので、10月以降に着手のほうをさせていただくことで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

何か月くらいかかるかというのもちょっと聞いていなかったのですが、それもまた再質問という形でさせていただきたいのですが、その前に28地区あるということだったわけなんですけれども、以前にこういう作業をしております、けがをなさったという方がいらっしゃったんです。そのときにけがをしたのですけれども、町のほうから補償が出ませんかということを聞きましたら、その当時は何か、ないので出ませんというふうに言われただけなんです。今回これを見たときに、11役務費のところ、用排水路しゅんせつ藻刈作業、あと、園管理者、傷害保険料37万7,000円というのが載っていますので、今回はこれを利用してそのけがした人たちに補償が出るのかどうかをお聞きいたします。

それと、あともう一つが先ほど言ったのですけれども、大体工事に何か月ぐらいかかるのかなんかも伺いたいします。

以上、2点になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副課長の飯山でございます。

ご質問に対しましてお答えさせていただきます。

まず、工事請負費でございます水路改修でございますが、工事着手が10月ぐらいから始めさせていただきますまして、3月1日いっぱいまでには完了するような予定で取り組みたいと思います。

また、藻刈謝金等の関係におきましてけがをされた場合の対応ということでございますが、こちら、確かに藻刈りの際、していただく際にどうしても草を刈るとか、あるいは地区によっては機械を使って草刈りをするというようなことがややもすると、あつてはいけないことですが、けがを生じてしまうということがございます。そういったことから、幾ら謝金として行っていると言いましても、やはりけがによっては大変重度なけがというものも考えられますことから、令和4年度につきましては11節役務費におきまして、そういった藻刈り、あるいはごみさらい等の対応謝金に対しましてけがを負った場合も想定しまして、傷害保険料に入らせていただくための経費として37万7,000円ほど計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

順次質問させていただきます。

最初に152ページから153ページにかけてでござ

います。(1)の水田農業構造改革対策事業です。その中の区分10の祝い米購入費です。190万となっておりますけれども、昨年の実績と今年の予定数というのですか、予定人数というんですか、それをまず、おっしゃってください。

あと、それと経営所得安定対策推進事業補助金となっておりますけれども、これも概要を教えてくださいなと思っております。また、その何件分の予定なのか。あと、その中で条件とか内容はもちろんのことなんですけれども、条件についてはこのあるかないか、補助金を出すのに、それをお願いします。

それと、(2)の農業経営基盤強化対策事業の事業概要の中で本年度の特徴として耕作放棄地の再生利用だとかいろいろ書かれているんですけれども、担い手農家への農地利用の面積の推進だとか、その実績をちょっと教えていただきたいと、また、再生利用面積と放棄地の面積はどのくらいあるのか、お願いします。

次、154ページに入ります。(3)の農業振興地域整備計画管理事業です。区分のほうで見ると1のほうで審議会委員、昨年度はたしか6万4,000円だと思っていますけれども、今年度は9万6,000円となっているのですけれども、これは委員が増えたということなののでしょうか。その辺のところも。

あと、区分10の需用費、印刷製本費です。これ、印刷製本費となっているのですけれども、何をどこに注文したのかおっしゃってください。

それと12の委託料です。農業振興地域整備計画策定業務委託料となっておりますが、この昨年度はどういうふうになっていたのかの実績などをおっしゃってくればありがたいなと思っております。成果なども、実績とか成果などもおっしゃってくればありがたいなと思っております。

それと、(4)の新しい村管理運営事業委託料です。魅力アップ策定業務委託料ですが、これも昨年と今年ですけれども、その辺のところの実績とどこにどんな成果等本年度の計画をおっしゃっていただければありがたいと思います。この委託料ですが、どこに昨年度はやって、また今年も同じところに頼むのかとか、その辺のところもお願いします。

あと、同ページの(5)の明日の農業担い手支援事業ですが、区分14報償費、いろいろと書かれているのですけれども、これは報償費というのは…いろいろと書かれているのですけれども、ちょっと分からないなという感じがするのです。講師委託料だとかいろんなことが書いてあるのですけれども、実践研修指導謝金とか農業担い手何とかと書いてあるのですけれども、これはみんなそれぞれ別な方に渡しているのか、それとも同じ方もいらっしゃるのですか。この報償費については、もともとまるっきり別々なのですか。いろいろ書いてあるのですけれども、分からないのでちょっと教えていただきたいなと思っています。

あと、同じ同ページの区分10の需用費なんですけれども、昨年度予算額の、予算の中で電気料というのが入っていたんです。今回入っていないのでこの電気料は全然使わないのですか。ほかのところはいろいろ書いてあるのですけれども、食糧費だとか消耗費だとか。書いてあるのだけれども、電気料は入っていないなと思って。そういうところは電気を一切使わないということなのですか。その辺のところもお願いします。

それから、158ページに入ります。商工費に入ります。

まちなか創業、150ページのまちなか起業創業支援事業です。昨年度よりか391万円増額したと言うんですけれども、このまちなかというのは

けれども、支援内容って支援団体は幾つあるのか。開業実績は、また、営業実績です、それと、税金が増えた、この、やって起業創業を支援してこの宮代町に来てくれる税金なんかも増えているのかどうか。あと、町外からの人材と町内からの人材は何人ぐらい集まって補助対象としてやっているのか、その辺のところもちょっと分からないので教えていただきたいと思います。

それから、160ページの3目消費者対策費の(1)の消費者対策事業ですが、何回ぐらい研修を行ってやったのか。あと、相談件数はどのくらいあったのか。活動内容とまた、消費者対策というのですから、何かいろんな相談事もあったと思います。その中の解決した数というのは何件ぐらいあったのか。ただ、相談しただけなのかちょっと分からないので、その辺のところの実績を分かったら教えていただきたい。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副課長飯山でございます。

ご質問に対して答弁させていただきます。

予算書152ページ、153ページにおけます水田農業構造改革対策事業、こちらの10節需用費、祝い米購入費でございます。こちらにつきましては、赤ちゃんが生まれた家庭に対しましてお祝いとお米の消費拡大という観点でお祝い米のほうを贈呈させていただいたものでございます。こちらの実績はということでございますが、令和2年度、昨年度におきましては193件の、193名の方に対しまして贈呈の決定をしまして、こちら1家庭につきまして4枚、5キロのお米を4枚分、都合20キロ分贈呈させていただくというものでございますが、令和2年度は193人の方に合計といたしまして、

合計でいきますと4,125キログラム、4,125キログラムほどの贈呈のほうをさせていただいたところでございます。

今年度につきましては、1月末現在でございますが、180名の方に贈呈の決定をいたしまして、これまでのところお米との引換えをされたものが合計3,095キログラムのお米の引換えをさせていただいているところでございます。

○委員長（川野武志君） 担当主査。

○農業振興担当主査（鈴木 功君） 農業振興担当主査の鈴木です。

予算書152ページ、153ページの経営所得安定対策推進事業補助金につきましてご説明いたします。

こちらの補助金につきましては、宮代町から宮代町地域農業再生協議会のほうに補助金として支出しているものでございます。こちらの経営所得安定対策につきましては国が実施しております直接支払いの一つでございます水田活用の直接支払い交付金、例えば麦大豆、飼料用米、そういった取組に対しての交付金を国が直接生産農家に交付するものなのですが、その申請された農家の事務手続一切につきまして地域農業再生協議会が行っておりますので、それに対します事務的な経費ということで補助金として支出しているものでございます。

経営所得安定対策の加入者でございますが、令和3年度の実績でございます。全体で52名の方が加入申請されました。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副課長、飯山でございます。

続きまして、ご質問に対しましてお答えさせていただきます。

再生利用と遊休農地の関係でございます。

遊休農地のつきましては、以前ご呈示いただきました産業、福祉産業委員会資料といたしまして、1ページに耕作放棄地の面積を計上してございます。こちらにつきましては、農林業センサスの数字でございますが、平成27年の調査結果では114ヘクタールとなっております。

なお、こちらの耕作放棄地につきましては調査対象となりました農家さんが過去1年間作付しないで、今後も作付するという意思がはっきりしないという土地で農家さんの自己申告が明記にございますが、114ヘクタールとなっております。

なお、これらは農業委員会で毎年農家さんに利用状況調査ということで、失礼しました、農業委員会で直接現場を確認して、雑草とか繁茂しているような状況を現地を見て確認しているところの遊休農地の面積といたしましては、令和3年度、今年度の状況でございますが、39.1ヘクタール、39.1ヘクタールほどの遊休農地があるというふうな形で確認をしてございます。こういうような耕作放棄地あるいは遊休農地の解消に対しまして、町のほうでは幾つか手当てのほうを行ってございます。

まず1点目といたしましては新しい農業団の育成という観点で、農業担い手塾のほうを行ってございます。農業担い手塾におきましては、現在までのところ16人の新規就農者が担当しているような状況でございます。

また、2点目といたしまして大規模に耕作放棄地を解消するために農業法人の誘致を積極的に行っているところでございます。これまでに平成24年からこれまでに法人が6社が町内に参入しまして、合計しますと16.8ヘクタールほどの耕作地解消につながっているものでございます。

また、3つ目といたしましては農業委員や農地利用再生企画推進委員と協力しまして耕作放棄地

の再生活動のほうを行っているところでございます。こちらにつきましては平成15年度から当時の農業委員と協力いたしまして耕作放棄地の解消活動といたしまして、現場に入りまして自ら汗をかき、遊休農地の解消のほうに取り組んでおりまして、こちらにつきましては昨年度末までに約8.6ヘクタールほどの耕作放棄地の解消を行っているところでございます。

続きまして、予算書154ページ、155ページ、農業振興地域整備計画管理事業におきます1報酬の農業振興審議会委員の予算の関係でございます。昨年までは農業振興審議会といたしましては俗に言う農用地区域からの除外につきまして、そちらの審議を行っていただくために年2回会議のほうを行ってございました。そういった謝金のほうをお支払いしているところでございますが、令和4年度につきましては、農業振興地域整備計画の見直し作業を行うに伴いまして、そちらで通常行っております除外用審議のほか農業振興地域整備計画の見直しの関係で、そちらの審議を行ったことで回数を増加させていただいたところ、報酬についても増額となったところでございます。

続きまして、第10節需用費の印刷製本費でございます。こちら印刷製本費につきましては、農業振興地域整備計画の来年度見直し作業を行うことを予定してございまして、その関係で農業振興地域図、地図につきましても新たに改訂した地図を作成しようということで、こちら印刷費につきまして新たに計上のほうをさせていただいたところでございます。

続きまして、12節委託料、農業振興地域整備計画策定業務委託料でございます。こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました町の農業振興地域整備計画、こちらの見直し作業のほうを行うということで、そちらの財務作業におけます業者

委託料としまして予算のほうを計上させていただいたところでございます。

続きまして、新しい村管理運営事業におきます12節委託料、魅力アッププラン策定業務委託料の関係でございます。新しい村の魅力アッププランの関係につきましては、令和3年度に基礎調査といたしまして、業者委託によります各種調査のほうを行っておったところでございます。具体的に調査の内容といたしますと、これまで行ってきました新しい村が担ってきました機能と役割の検証といたしまして、新しい村に関わる方々からのヒアリング調査、あるいは生産者の今後の意向と動向調査ということで森の市場結の生産者組合に対しまして今後の販売事業でございますとか村に対しての活動等についてのアンケート調査を行ってございます。また、周辺環境の変化と消費者の動向調査といたしまして、市場ニーズ調査といたしまして販売圏にお住まいの方500人を対象にしまして新しい村の機能でございますとか、サービスに関することなどについてもニーズ調査というものを行ってございます。また、今後求められる機能と役割の遷移ということで、各種調査や事例等を基にしまして、基本的なコンセプトの確定でございますとか機能の徹底などについても調査のほうを行っているところでございます。

いずれにしましても、今現在調査のほうが継続中でございますことから、現在のところその調査報告書を取りまとめるまでには至ってございませんが、基礎調査の取りまとめが終わって報告書が出てきました段階で議員の皆様にはその調査結果についてもご報告をさせていただくことを考えてございますので、よろしくお願いいたします。

それで、予算書154ページ、155ページ、明日の農業担い手支援事業でございます。

こちら、7節報償費、こちらのほうに各種委員

の謝金あるいは講師謝金というような各種謝金のほうを計上してございます。こちらは基本的にそれぞれ各委員会あるいは農業担い手塾に関しましては新規就農里親制度、こちらにつきましては農業担い手塾の塾生に対します実践的な指導をしていただく方の謝金あるいは農業担い手塾の審査委員会委員謝金につきましては、現在農業担い手塾のほうで研修しております塾生に対しまして、そちらの3年間で検証していただきますが、その3年目を来年度迎えることから、そちらの卒塾に向けた審査をしていただくための謝金あるいは講師謝金につきましては6次化等の講習会におきます講師の謝金というものをそれぞれ提供してございます。委員につきましては、場合によりましてはそれぞれの委員会で重複するような委員さんもいらっしゃると思いますが、基本的にはそれぞれ別組織の委員会等に対します謝金という形で提供のほうをしているところでございます。

続きまして、10節需用費、こちらのほうの関係でございますが、令和3年度につきましては電気料という形で予算のほうを計上してございました。今年度につきましては計上してございませんが、こちらは農業担い手塾の実践研修といたしまして農地で野菜等の栽培研修のほうをしていただいているところでございますが、そちらのほうで新たに設置する場合、井戸等を設置する場合の電気代としまして電気料のほうを想定しまして計上しておったところでございますが、現在の担い手塾の塾生につきましてはそのような井戸等を設置する必要はないと。また、今後におきましても確実にそういった電気料が、電気代が発生するような、必要なことはございませんので、今年度については予算の計上のほうを見送ったところでございます。

なお、今後農業担い手塾の研修に当たりまして

井戸等を設置する場合につきましては、その都度補正予算等、あるいは予算の流用等で対応してまいりたいと思いますので、思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君） 産業観光課副課長の榎本です。

まず、予算書160ページ、161ページ、まちなか起業創業支援事業の町内外から起業を行う人材を掘り起こし、より呼ぶための起業創業支援事業の実施ということで事業概要に書いてございますが、こちらの起業創業支援事業の主な内容としましては、本年度の特徴にありますとおり月3万円ビジネス講座の開催ということで、こちらは若い女性をターゲットにしまして、小さな商いと言いますか、小さなビジネスを生み出す講座でございます。こちらについては杉戸町との共催で行っておりまして、こちら参加者が12名おりますが、5名が宮代町、2名が杉戸町、そのほかその近隣市町からも参加ができるということで行っておりますので、その他は5名ということで12名で行っております。

現在講座の最中でございまして、この期間内に起業された方というのはまだ終わっていないものですからおりませんので、これですぐ税収だということはございませんが、各参加者の内容を見ておりますと、すぐ起業ができそうな内容のプログラムもありますので、来年なんかにはこういった起業の方がいらっしゃいましたという報告ができるかなというふうに思っております。

続きまして、消費生活相談、消費生活関係ですが、やはり予算書160ページ、161ページということで、こちらについては令和3年度の実績としましてはまだ1月末段階でございまして、84件ございまして、その内訳は不当請求ですとか商品一般

ということでチケットの購入のトラブルですとか、そのほか売買契約ということでソーラーパネルですとかインターネットの契約ですとか、そういった売買契約、その他不審な郵便物が届くですとか、そういった内容のものがございます。

こちら件数、84件ということでございますが、大きなものもございまして、例えば不動産の購入ですとか、そういったものについては県の専門の機関をさらに紹介するというのもございますので、その都度それぞれに対して金額、幾ら救済できたかというのが全て把握できないものですから、総額として幾らというのはちょっと申し上げられないで大変申し訳ないのですが、そちらについてはご理解いただければと思います。

そのほかの研修についてのご質問もありました。研修については、これまでですとみやしろ大学の1コーナーを活用させていただいたり、消費生活サポーターという方が地域におりまして、そちらの方向けの研修ですとか、あとは健康介護課のほうで行っております見守り支援ネットワークの全体会議、そういった場を活用させていただきまして研修を行ってございましたが、今回のコロナ禍の中で研修ができなかったというような現状があります。

ただ、とは言え何もしないというわけではございませんので、消費生活サポーターさん、地域で活躍されている方には毎月、今こういった被害が主に起きているか、どういうところに注意をしないといけないかという通知をさせていただきまして、それぞれ活動していただいております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

米の祝い金、祝いということで昨年度が193件、

大きさが20キロということで4トンあったと。本年度はまだ1月末ですから180人あったということで、分かりました。これを引き続き赤ちゃんの出産祝いということでやっていただくとありがたいなと思っております。

それと、経営所得安定対策費補助金となっているんですけれども、これは国からの支払いということなんですけれども、これはあれとは違いますよね、昨年度の米の暴落というか、そのあれとは違いますよね。別なことで流用しているんですよね。これ、52名がということなんですけれども、これは52名のこの人から申請があったということなんです。申請がない人はこれを手続きを、何か条件というのはあったんですか、それについて。52名、農家の方はもっとやっていると思うんですけれども、何か申請のこれ条件というか、そういうのがあったかどうか、その辺もう一度お願いします。

放棄地についてはいろいろとやっている人、農業委員とか法人から新しい担い手が16人できたとかそういうふうに言いましたけれども、まだまだ放棄地がいっぱいある。歩いているとよく分かるんですけれども、草が生えてきて、農地の中に。あれは周りの人もそうだし、農業の水路も駄目になってくる。大変な、今やっている農家の人は大変な苦勞をしているなという感じがしますので、ぜひ、それを回避、草の放置、そのままにしておくのではなくて、それを、何というんですか、整備するというか、せめて草が生えないようにしてもらえないかどうか、その辺のところをやはり重点にしていかないと周りの人が困るんですよ。その辺のところをどういうふうに考えているのか、お願いします。

それから、ちょっと聞き忘れていたんですけど、114ページで農業振興整備計画、昨年度の

審議会委員 6 万 4,000 円だったのが今年 9 万 6,000 円のところ、増えたのかどうかもう一度ちょっと聞き忘れてしまったのでお願いします。

あと、印刷製本費、これは何で印刷、何を目的に印刷をしているのか、内容をもう一度ちょっと、この辺のところも先ほど聞き落としたというかあるので、お願いします。

あと、委託料なんですけれども、農業振興、どこにこれを行ったかということで質問したと思うんです。そのどこにというのがないので、これはみんな委託料が最近多くなっているの、なぜこんなに委託料が必要なのか私も分からないので、どこに昨年度、今年はどこにということで、しきりに聞いているんですけれども、その辺のところもお願いします。委託料についてはお願いします、その辺のところ。

それと、(5)の154ページですか、明日の担い手、明日の農業担い手支援事業、いろんな報奨、謝金があったのですけれども、じゃ、重複する謝礼もあるということですか。何人ぐらい重複しているんですか、それは。この謝金の中で。ちょっとその辺のところ分からないということで聞いたのだけれども、何人ぐらい重複しているのか。お願いします。

電気料については分かりました。井戸とかそういうのが使わなかったということで、使えばまた予算で計上しますということで了解しました。

それと、まちなか起業創業支援事業、160ページの。杉戸町が2人、宮代町が5人、その他ほかで5人、12人の方に支援していますと。まだ集まっていないので成果が分からないので、これから来年度にかけて成果が分かるはずなのでそれを皆さんに報告しますということは分かりました。ただ、額が少ないから多いからという問題ではなくて、きちんと成果を上げられるように、せっかく

やる気があって宮代町で活動するわけですから、その辺のところがきちんと指導とか、こうすればいいんじゃないとか、そういう指導をお願いしたいなと。成果をまた発表していただければありがたいなと思っております。

消費者、160ページの3目の消費者対策です。84件も年間にあるということですよ。1月まで。大変な今世の中だなという感じがします。いろんな事件がある。それをなくすために宮代町もこういう相談事業をやっているんだと思います。対策事業をやっているんだと思いますけれども、ぜひ、起きないように通知をよく、放送なんかもやっていますけれども、注意喚起を町民に徹底してほしいなという感じがします。ぜひ、その辺のところでは皆さんに活動内容とかそういうのを報告しながら、今回はこういう不動産のがあったよ、こういうソーラーパネルの問題あったよ、これは営業だだと思いますけれども、全部。不当な営業をやって、やってきているんだと思いますけれども、そういうのにだまされないように注意喚起をしていただきたいと思います。

以上のことなんですけれども、もう一度お願いいたします。

○委員長（川野武志君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時09分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

引き続き産業観光課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

担当主査。

○農業振興担当主査（鈴木 功君） 農業振興担当主査の鈴木と申します。よろしくお願いします。

予算書152ページ、153ページ、水田農業構造改革対策事業の経営所得安定対策推進事業補助金につきまして、ご説明いたします。

こちらの国の直接支払いの対策であります経営所得安定対策に申請する際には、まず、毎年ちょうどこの時期なんです、営農計画書というものをご各農家の方から町のほうに提出していただきます。どここの水田で何をやるかという作付計画を立てていただきます。その後ちょうど田植えの時期が終わった頃に町のほうから該当される生産者に対して、申請手続きを行いますので、そういった形で呼びかけを行います。その後加入された生産者の方につきましては、例えば麦であれば、農協と出荷計画を結んでいただく。大豆、ソバ、野菜等につきましては、直売所、例えば森の市場「結」等への直売所に出荷をしていただく。飼料用米につきましても、JA南彩との間で出荷して出荷計画を結んでいただく。そのように経営所得の安定を期するための直接支払いの交付金となりますので、単に作っただけというわけではなく、きちんと営農計画書に作付を計画を立てて、それに基づいて収穫出荷をしていただくことが前提で国から交付金が頂けるというものでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副課長の飯山でございます。

幾つかご質問に対しまして、答弁させていただきます。

まず、遊休農地の関係でございます。

町としてどのような取り扱っていくのか、どのような対応をしていくのかというようなご質問に対しまして、町のほうとしましては、遊休農地、耕作放棄地対策としまして、幾つか事業のほうでご

ざいますが、そういった中でも、耕作放棄地になっている状況が大分ひどいというような場合につきまして、それぞれの対応につきましては、今現在も行っていますが、農業法人の誘致というものをやっているものでございます。

令和元年度におきましては、宇東地域におきまして、有限会社竹内園芸さんが農業参入しまして、そちらで2ヘクタールほどの遊休農地の買取りという形になってございます。

今後におきましても、大規模に耕作放棄地の解消をやっていくためには農業法人の誘致を積極的に今後も続けてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、予算書154ページ、155ページ、農業振興地域整備計画管理事業におきます報酬でございます。

農業振興審議会委員の報酬でございますが、令和3年度におきましては、こちらの農業振興審議会、年2回ほど会議を行ってございまして、こちらの議会に対しまして委員さんの報酬を計上してございました。令和4年分につきましては、農業振興地域整備計画、町の整備計画につきまして、こちらの見直し、約10年ごとに行う見直しでございまして、そちらの大きな見直しを行うことから、農業振興審議会につきまして開催回数を増やして検討のほうをしていただきたいということで考えてございまして、そちらの回数の増加に対しまして、予算のほうも増加のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、10節需用費、印刷製本費でございます。こちらは、町に農業振興地域整備計画書という図面がございます。約1万分の1ほどの大きさの図面でございます。こちらにおきましては、町の農業振興地域の農用地区域、俗に言う青地というものがありますが、農業を積極的に行ってい

くんだというような意思を表した地図でございますが、そちらの改訂に伴います新たな印刷、地図を作成させていただくものでございます。

具体的に言いますと、和戸横町地域で、今、産業団地のほうが形成されておりますが、あその土地がもともとが農業振興地域の農用地区域、青地となつてございました。そちらが市街化区域のほうに編入になりましたことから、そちらの部分が、まず、修正をしなきゃいけないと。また、来年度、農業振興地域整備計画の見直しにおきまして、そのような農用地区域のほうを修正・変更等が生じてまいりましたそういったものも含めまして、地図を新たに作り直すというような経費としまして、印刷製本費のほうを計上させていただいたところでございます。

また、委託料、こちらのほうの策定業務委託料でございます。すみません、先程、ご質問の中で、答弁がもれておりましたが、こちらが農業振興地域整備計画が10年ぶりに見直しを行っているものでございますが、こちらの見直しに伴いまして、令和3年度におきましては、こちら基礎資料という形で、基礎資料の調査をするということで委託のほうをしたいと思っているものでございます。こちらにつきましては、株式会社アクリーグという民間のコンサルタント担当業者に委託のほうをしてございます。

令和4年度につきましては、また新たに業者選定を行いまして、業者のほうに発注させていただくこととしてございますので、現段階でどの業者になるかというところについては、決定のほうはしてございません。

続きまして、明日の農業担い手支援事業、これらにつきましては、報償費、各種委員の謝金でございます。上から順番にいきますと、新規就農者支援委員会委員謝金につきましては、こちらは委

員が合計で15名ほどお願いしてございます。こちらは、農業担い手塾の塾生が研修のほうをしてございますが、そちらの塾生の行っています活動等について内容を確認させていただくという形で新規就農者支援委員会を設置してございますが、そちらについては委員が15名。

また、同じような委員会、上から3つ目、農業担い手事業審査委員会、こちらにつきましては、先ほどもご答弁いたしました、農業担い手塾の卒塾に当たつての審査、また、農業担い手塾に新たに入塾を申請された方がいた場合の入塾の審査、そのようなそれぞれの入塾、あるいは卒塾の審査をするために、委員会のほうを設けてございまして、こちらにつきましては、委員が5名ほどいらっしゃると思います。こちらについて、重複の観点で言いますと、新規就農者支援委員会につきましては、委員長、副委員長、それと営農指導長といたしまして農家さんが2人、合計4人の方が農業の担い手塾の審査委員会の委員さんと書いてございます。そのことが重複している点につきましては、4名の方が重複しているような形になってございます。

なお、先ほど言いました新規就農者支援委員会につきましては、年に4回ほど、その一方で農業担い手塾の審査委員会につきましては、こちらが入塾審査、あるいは卒塾の審査があった場合に開催する形になってございますので、そのような状況がなければ開催のほうは行わないということになってございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ちょっと順不同になりますけれども、最後の重複。4人が重複していることなんですけれども、これは同じようなあれなんですかね。別々だと思ったんですけれども、ほかのことはないということなんです、じゃ。ほかの

項目のほうには入っていないということですね。
よろしいですね、そう受け止めて。新規就農里親制度謝金とかそういうのは重複していないということですね。155ページです。報償費。

○委員長（川野武志君） 山下委員、1問でよろしいですか。

○委員（山下秋夫君） ちょっと待ってください。
最初聞きたい。順不同だと言ったでしょう。

まずは、それを聞きたいと思います。重複していないというのであれば、それで結構でございます。

印刷製本費については分かりました。青地の部分を書き直すということで。これは書き直す段階で、毎回毎回やるんだと思いますけれども、何年に1回ぐらいやるんですか、これは。そういう変更になったときだけやるんですか、それとも毎年やるとか。その1本お願いします。

あと、114ページ、農業振興整備計画です。審議会委員の昨年度の6万4,000円、9万6,000円、これについては、回数を増やすということですよ。委員は増やすわけじゃないんですね。回数を増やして6万4,000円から9万6,000円に回数を増やすということですね。分かりました。

以上の1つだけ、じゃ、お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副課長、飯山でございます。

予算書154ページ、155ページ、明日の農業担い手支援事業におけます報償費、こちらのほうの各種委員さんの重複はということでございます。

すみません、先ほどの答弁の中で、ちょっと漏れてしまいました。

新規就農者支援委員会につきましては15名中15名の委員さんがいらっしゃいますが、この中の4

人が農業担い手塾審査委員会委員の謝金の対象となっています委員さんと重複のほうしてございます。

その一方で、新規就農里親制度謝金、こちらにつきましましては、担い手塾の塾生に対しまして、指導のほうを行っております方に対しまして、謝金のほうを支払ってございますが、こちらのほうの里親制度の指導農家さんには、新規就農者支援委員会の委員謝金の対象になっている委員さんと重複のほうしてございます。こちらのほうが、里親制度の謝金が3人の方に謝金のほうを支払うことにしてございますが、この3人が委員のほうの委員会の委員さんと重複のほうしてございます。

その一方で、下から2番目、実践研修調査費、こちら農業担い手塾の実施に当たりまして、パイプハウスのほうを整備する場合、パイプハウスの設置に対しまして、指導いただく方に対しまして、謝金等も考えてございますが、こちらは、この新規就農支援委員会の委員さん、あるいは農業担い手塾の審査会の委員の謝金の対象になる方とは別の方でございますので、重複を防ぐ観点で言いますと、4人の方がすみません、重複をしているというような状況でございます。

それと、農業振興地域整備計画管理事業の位置づけと事業費の印刷製本費のこちらとの関係でございまして、こちらにつきましましては、現在の地図が平成25年度に作成したものでございます。

こちらのほうは、先ほどご説明いたしましたとおり、地図の中の色塗り部分が最新の情報に変えるために、今回印刷のほうをさせていただくものでございます。基本的に何年に1回とかそういうなものはございませんが、今回はその内容が、当時刷ったもののと、内容が変わっていることから、新たに作り直しをさせていただくものでございます。

こちらについては、なくなる限りは基本的に同じものを使うというので、毎年印刷するとかいうような形では行ってございません。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

4点質問をさせていただきます。

予算書154ページ、155ページ、新しい村魅力管理運営事業についてです。

先ほどもご説明ありましたが、魅力アップ作成プラン策定業務委託料なんですけれども、こちら今年度、基礎調査をして、また来年度にこの策定をしていくということなんですけれども、私たちの予算書の13ページにございます。こちらプラン策定の成果目標ということで、令和7年度となっているんですけれども、この矢印が令和5年度に確定となっているところのご説明と、あと、この策定委託料として1,100万円になるんですけれども、こちらは毎年今後かかっていくのか、その辺りのご説明をお願いいたします。

続きまして、予算書154ページ、155ページの明日の農業担い手支援事業についてです。こちらの6次化及び研修用農業資材費として、こちら先ほどご説明があったんですけれども、パイプハウスなどの資材や6次化の料理教室の材料費などということだったんですけれども、その6次化という視点でどのようにこの料理教室を利用していくのか、お考えなのかということを教えてください。

続きまして、同じく予算書154、155の明日の農業担い手支援事業についてなんですけれども、こちらの補助金など第5次総合計画になります新規就農者の確保と育成を含めた総合的な担い手対策の実施ということで予算がいろいろありますけれども、こちらの新規就農者を増やして今後、例え

ばどのような作物を作ってほしいのかとかそういう要望が町としてあるのか、それとも何か農業をやりたい人をそういうこと関係なく応援していくのか。また、町外からの移住者を目的として宮代町で農業をするということのメリットを期待しているのかとかそのあたりもどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

最後に、予算160ページ、161ページ、まちなか起業創業支援事業についてです。こちらの起業創業支援補助金についてなんですけれども、本年度の特徴として、企業創業支援補助金の拡大とありますけれども、拡大した内容が対象者であるのか、どのようなことが拡大されたのか、教えてください。

以上です。

○委員長（川野武志君） 暫時休憩。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時30分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君） 産業観光課副課長の榎本です。

先ほどご質問いただきました予算書の160ページ、161ページのまちなか起業創業支援事業の起業創業支援補助金の拡大の内容ということで、こちらにつきましては、これまで起業創業の補助金が60万円だったものが、実績に基づきまして、申請者が増えてきそうだということで、そちらを今まで3件だったものを5件にして100万円に増やしたのと、あとこれまでこちらで宮代町の小さなマルシェ、そちらの予算を取っていたところでございますが、こちらの実行委員会形式で行ってい

たものでございます。これはトウブコフフェスティバルも同じ実行委員会で行っていた経緯がありまして、こちらにつきましては、なかなか実行委員会として継続していくことが難しいということで、開催方法についてそれぞれのマルシェについても検討を進めているところでございますが、トウブコフフェスティバルにつきましては、これまで実行委員会と民間企業のボランティアさんで行っていたところでございますが、こちらの中心を実行委員会から民間企業さんと少しシフトをして、実行委員会さん、形的に実行委員会になるかどうかはちょっとまだ分からないんですけれども、ボランティア中心になるかもしれないですが、そちらの負担を減らしながら実施していきたいと考えております。

一方で、みやしろマルシェにつきましては、実行委員会さんがなくなったということもありまして、また、今後のコロナ禍の中でのイベント開催の在り方ということで、なかなか実行委員会さんにこのコロナ禍の中での事業の責任というんですか、何かあった時の場合にといいますか、そういったことを考えますと、なかなか実行委員さんが集まって、もちろん町が責任を負わないということではないんですが、実行委員会さんのそういった負担なんかを考えますと、実行委員会によるこのみやしろマルシェの開催というのは、今後難しいんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

とはいえ、マルシェというものについては、生産者と消費者が直接顔を合わせる機会でありまして、町の中の消費行動といいますか、消費の価値観を安いか便利とかそういったものから安心感であるとか人と人とのつながりとかそういったところへシフトしていくというのを考えますと、こういったマルシェを一定程度やっていくというの

は、必要ではないかなと考えておりまして、こちら新しい補助金制度を創設しまして、こういった自分たちの責任が負える範囲の中で、小さなマルシェを宮代町の各地で実施するのを支援するために補助金制度ということで、こちらの予算を新しく発行させていただいたところでございます。

これは、最近ですと、スキップ広場だけでなく、西口にできました良品計画の中の芝生広場ですとか、もちろん新しいけ村の芝生でもそうなんですけれども、そういったところで頻繁にいろんな団体さんがマルシェができるような資金的な支援と情報のPRといいますか、そういったものも積極的に町のほうで行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副課長、飯山でございます。

2つ目の魅力アッププランの関係でございます。

私たちの予算書13ページ、新しい村魅力アップ事業におきます表記の仕方でこちらが一番下にございます前期実行計画成果目標は、令和7年度となっていますが、その一方で、その上の前期実行計画の趣旨とその工程、こちらにつきましては、令和5年の上半期で窓に矢印となつてございます。

こちらにつきましては、一番下の前期実行計画としては、令和5年度までの事業計画になってございますが、そのうち、新しい村の魅力アップ事業につきましては、令和5年度の途中までの間には魅力アッププランにつきまして完成させるというような計画でおるところでございます。

それと、予算書に戻ります。魅力アッププラン作成業務委託料1,100万円でございますが、こち

らにつきましては、令和3年度の基礎調査を踏まえて令和4年度に魅力アッププランの策定業務のほうを行うことで考えてございます。そういったことからこちらの予算につきましては、令和4年度単年度で業務を行うということで考えてございまして、令和5年以降も毎年というようなものではございません。

それと、予算書154ページ、155ページ、明日の農業担い手促進事業におけます6次化及び研修用農業資材ということでございます。こちらの中身につきましては、先ほどご答弁させていただいておりますとおり、担い事業におけますハウスを作成する経費、それと、6次化に関係しますレシピ動画でございますとか、料理教室の関係で使います消耗品等につきましてはの購入経費でございますが、この中で、料理教室ということでご答弁させていただきましたけれども、こちらが食の人材を育てるという観点で、農家の方々に講師を迎えまして、郷土料理を若い世代の方々に知ってもらうための料理教室というものをを行うということで考えてございます。こちらにつきましては、令和2年度以前から行っておるものでございますが、コロナ禍におきまして、感染の拡大防止のため、令和3年度につきましては、実施ができなかったものでございますが、令和4年度につきましては、コロナ禍ということもございますが、そういう点なども踏まえながら、料理教室のほうを開催してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、明日の農業担い手支援事業におけます町としても推奨する作物とか、あるいは農業協会から農業支援者に対する応援というような感じでございますが、町として推奨する作物というものにつきましては、農業担い手塾におきましては、野菜栽培、あるいは果樹栽培、こういったものの

農業担い手塾の研修メニューとしまして設定して、担い手塾のほうの受入れのほうを行っているものでございます。

なお、それ以外、町としての作物と言いますと、町にとって一番大きなウエートを占めておるのが、稲作でございます。ただ、稲作と言いましても、最近の米余り等もございまして、そういうのもございますので、稲作に代わる新しい作物、高収益をできるような作物があれば、そういったものについて研究などをしながら取り組むよう進めていけばいいかなと思ってございます。

また、町外からの移住者に対するということでございますが、予算書の155ページの18節負担金補助及び交付金の中にございます宮代町農業担い手塾営農研修奨励金がございます。こちらにつきましては、町内で就農を志す農業担い手塾生に対します研修奨励金という形で町外から転入して農業担い手塾に入っていただき、研修したいという方を対象にしまして、奨励金を年間150万円ほど月に換算しますと、1か月当たり12万5,000円を交付させていただくという形で制度をつくり、予算のほうを計上しているものでございます。こちらの対象としましては、農業担い手塾の塾生であること、また町外から移住して研修開始までに町内に住所を移して引き続き町内に居住して研修に取り組む方と。また、就農の予定時の年齢が45歳未満の方であると。そのような要件を基に全て満たした方を対象に補助金のほうを交付させていただくという形で新たに町外から入ってくる方を応援するような補助金の計上を行っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

再質問をさせていただきます。

予算書154、155ページの新しい村管理運営事業の魅力アッププラン策定業務委託料については、令和4年度の予算だけということで承知をいたしました。

そして、こちらの実行計画の表の件も分かったんですけども、ということは、プランの策定が令和5年度の前期に終わるということで、そこからその実行が始まるということによろしいのか、どのような期間のプランを想定されているのか、もう一度伺います。

同じく154、155の明日の農業担い手支援事業の6次化についてなんですけれども、こちら先ほどのような説明で承知いたしました。

この郷土料理を広めていくということがこの目的とされていて、この対象というのは、どなたを対象にされているのか、お伺いいたします。

次に、新規就農者についてもご説明いただきまして、承知いたしました。

先ほど具体的にどのような作物かということで、野菜や果樹と果物ということだったんですけども、宮代町は、巨峰が特産とされていて、今、後継者などの問題もあるんですけども、そういう巨峰を継いでもらいたいとか何かそういったことでも進めているのか、そのあたりのことをどう考えているのかということもお伺いいたします。

最後に、予算書160ページ、161ページの起業創業支援補助金についてなんですけれども、こちら前回60万円で、3件の予算で、今回5件にしたということで、ちょっとそのあたりのことがよく分からなかったのもう一度お願いしたいのと、ちょっとこの、先ほどマルシェをするための補助金ということでご説明があったかと思うんですけども、こちらはそういった小さなマルシェをする方々への町からの補助金として、対象者というのは、どういう方を想定しているのか、そのあた

りをもう一度お伺いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副課長、飯山でございます。

まず、魅力アッププランの関係でございます。

魅力アッププラン、こちらの私たちの予算書には、令和5年度の間までにはということで矢印を引かせていただいております。

策定については、令和4年度中に策定するというところで考えてございますが、その策定されたプランの実行という関係でございますが、こちらのプランの実行につきましては、今後今年度行っています基礎調査の結果を踏まえまして、いろいろな課題であるとか、今後どのような機能を持ったほうがいだろうというような各そのような調査結果のほうが、そうやって出てくると思います。

それを受けまして令和4年度に魅力アッププランの検討のほうを行っていくことで考えてございますが、こちら計画に関しましては、例えば短期、中期、長期で検討していかなければいけないというものが出てくるかと思います。例えば長期の部分では、建物の関係、建て替えとか、あるいは改修とかそのようなものを含めた検討をしていかなければいけないのかと。あるいは、短期でありますと、今すぐにでも実行できるようなものというのでも出てくるかなと思います。

そういうものもございますので、計画の策定が完了して、すぐさま実行に移せるかといいますと、なかなか建物というハード系につきましては、期間を見て取り組んでいかなければいけない事業ですとしますので、そのようなことを加味しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、6次化の郷土料理教室でございます。

対象ということでございますが、農家さんの方々が日々農家さんに伝わるような伝統的な料理、そういったものを若い多くの方々に伝えていってもらおうという形で、料理教室のほうを考えてございます。

このようなことが具体的に今、団体名というような対象年齢のほうは設定してございませんが、今までに行ってきた料理教室でございますと、親子での参加とかそういう中の方もいらっしゃいますので、なるべく幅広い年代の方に農家さんで伝わるような料理について知ってもらうという機会を実施のほうをしてまいりたいというような思いでございます。

それと、推奨作物の関係で、宮代町では、巨峰が、昭和40年代から盛んに栽培のほうされてきているような部分がございます。そういった状況の中で、今後巨峰をどのような形でまた伝えていくのかという関係でございますが、町の農業担い手塾におきましては、先ほど研修項目で野菜、あるいは果樹というようなご説明いたしましたが、このうち果樹、特に巨峰につきましては、過去に農業担い手塾で入塾された方で、巨峰栽培の研修をされて、現在独り立ちして、巨峰の栽培をいらっしゃる方がいらっしゃいます。

そういったことから、特に巨峰だけをメインという形ではございませんが、引き続き農業担い手塾のメニューのほうに果樹、巨峰、あるいはいいというようなものがあるかと思いますが、そのような観点でメニューを継続して今後も栽培する新規就農者を育ててまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君） 産業観光課副

課長の榎本でございます。

先ほどのまちなか起業創業支援事業、予算書の160ページ、161ページの創業支援補助金の実績です。60万円から100万円というところにつきましては、令和2年度の創業促進の件数が2件ありまして、令和3年度、今年度につきましては既に3件ほど申請が来て、広報を行っているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、創業で資金的な支援が必要な方がいたときに、予算の範囲内ということになりますと、このままですと、予算がないので、ちょっと今年は出せないんですというお断りをしなくてはいけないような状況になりそうな状況になってはきたものですから、こちらについては増額をしたところでございます。

それから、マルシェの補助金の関係でございます。こちらは誰でもいいということではなくて、こちら起業創業の部分でのマルシェ補助金でございますので、こちら、町内での起業ですとか出店を目指している方というのも対象者にさせていただいております。ただ、全員がそういった方であるという場合ばかりではありませんので、もちろん町外の方がこちらと一緒に参加するということも否定するものではないんですが、主目的としては、町内の起業とか出店を目指している方がそちらにいるということを確認させていただいた上で、補助を出すというような形を取りたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

再々質問をさせていただきます。

明日の農業担い手支援事業の6次化については、郷土料理、呉汁とかそういったものを料理教室でされているということで、この対象、その6次化

をするというよりは、一般の町民の方にこの郷土料理を知っていただくということで開催しているということで、6次化としては売ってはいないということなんでしょうか。そのあたりもう一度お願いいたします。

あと、先ほどのまちなか起業創業支援事業についても、ということは、1件に20万円の補助があるということで、今回5件分の100万円で、こちら140万円になっているんですけども、そのあたりをもう一度お願いいたします。

それで、今年度の3件というのは、どのような実績というか、どういう方がされていたのかもう一度お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課の副課長、飯山でございます。

6次化の観点でのご質問でございます。

確かに料理教室につきましては、農家さんのほうで代々受け継がれているような伝統料理につきまして多くの方々に周知、知っていただくという観点で、料理教室を行っているものでございます。

その一方、6次化という観点でございますと、以前に食と農業の研究会というものを設置しまして、そちらのほうで農家さん、商業者さん、消費者さん、そういった方が一堂に会しまして、検討をする場を持ってございました。しかしながら、コロナの関係がございまして、令和元年をもって休止状態となってございます。

そちらの中で、研究会の中に出てきました意見としましては、一堂に会して研究会としてみんなが町として何か一つのものを商品化するというところにあらず、農家さん、あるいは商業者さんが一堂に会ってそれぞれの視点でアイデアを生かして開発を行っていることが現実的な方向性なんじゃ

ないかというような結論に至ったということもございまして、現在休止状態になってございます。

しかしながら、来年度におきましては、研究会という形ではございませんが、先ほどの料理教室のほかにいろいろなイベントを行っていますけれども、町の地産地消という観点で、宮代の野菜、それと町の管理栄養士さんがタイアップしましたレシピ動画というものを昨年度9月からホームページ等においてアップして、皆さんに周知のほうをいただいているとともに、そのレシピにつきましては、町のホームページのほか、あるいは新しい村、あるいは保健センターなどの公共施設、あるいはスーパーなどにレシピを置いて、PRのほうらせていただいているところでございます。

また、研究会としてはございませんが、研修会というようなものを考えてございまして、そういったところで講師の方を呼んで、そこに先ほどのような農業者、商業者の方などを対象にしまして、こちらの研修を行って、そこで何かヒントをつかんでいただいて、それを持ち帰っていただいて、商業者とか、あるいは農業者などで6次化に向けた商品開発というものを行っていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君） 産業観光課副課長の榎本です。

予算書160ページ、161ページのまちなか起業創業支援事業の起業創業支援補助金140万円ですが、内訳としましては100万円が創業支援のほうで、40万円がマルシェのほう、マルシェの補助金になります。100万円の補助金については、これまでもあった補助金で、補助率が2分の1で上限が20万円でございます。ですので、仮に上限いっぱい

ですと、20万円掛ける5件までの予算となります。

マルシェのほうは、上限を5万円とさせていただいて、補助率は2分の1でございます。利用できる内容は、広告費であるとか、会場の使用料といったものに利用できるような内容として考えております。こちらは5件、5万円で8件ほどを見越して40万円というような積算をしております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。
何点かお願いします。

161ページ、こちらは頂いた資料の歳出関係の増減理由に載ってるものを2点質問させていただきます。

歳出の資料の5ページの宮代ブランド創造事業、この中の観光情報誌宮代い〜ねの印刷製本費の減ということで、理由。

それと、この金額、結構高いような気がするんですけども、実際幾らかかっているのか、お願いします。

もう一つ、その下の項目の委託料ですよね。観光情報誌宮代い〜ねのポスティング委託料もそうなのですが、3年度、今年度150万円、4年度172万5,000円となっているんですが、このポスティング委託料は結構高いような感じがするんで、ちょっと詳細をお願いいたします。

あと、そのページのまちなか起業創業支援事業ですね。宮代働くウェブサイト運営及び改修委託料20万円ということで、この改修委託料の理由をお願いします。

次は、資料の3、この歳出の資料です。

ちょっと新しい村3次運営事業の中の使用料及び賃借料、借地料未払い分を一括支払いしたことによる減と書いてあるんですが、今年度40万802

円、来年度……

○委員長（川野武志君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 3時57分

○委員長（川野武志君） 再開します。

○委員（丸山妙子君） もう一回言います。

新しい村管理事業155ページですかね。使用料及び賃借料の中の本年度40万3,000円、4年度は減っているんですが、理由をお願いいたします。

それと、昨年度も質問させていただきました。資料の11、LEDの関連です。補助金が出ているということで、LED結構、産業観光課はやっていただいたんですが、去年より下がったところ、この30万円を補助が出るんですが、これは何年かに1回とか、毎年は使えないと思うんですが、その詳細をお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 丸山委員、2問。

○委員（丸山妙子君） いや、大きく4問。

○委員長（川野武志君） 大きく4問。

答弁願います。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君） 産業観光課副課長の榎本でございます。

予算書160ページ、161ページの宮代ブランド創業事業の需用費の印刷製本費167万4,000円のい〜ねの発行ですが、こちら年に2回発行しておりますので、内訳としては2回分ということになります。

それから、ポスティングの費用ということで、委託料、観光情報誌配布委託料22万5,000円、こちらについても2回分の金額になるんですが、内

容としましては、このい〜ねの配布先につきましては、町外に発信をするという目的で行っておりまして、特に若い世代がいる地域に集中的に配布するというので、例えば越谷市であれば、レイクタウンですとか、草加市であれば、駅前ですとか、こちらのポスティング業者のほうで、何丁目まで指定して配布できるポスティング業者がおりまして、そちらに人口の若い世代がどの辺に住んでいるかという情報もその業者のほうで把握しておりますので、そちらの情報を活用させていただきまして、なるべくいろんなところに。それでいて若い世代に届くようにその都度配布先を変えて発信をさせていただいております。

それから、同ページのまちなか起業創業支援事業のウェブサイトの改修の関係でございます。

こちらにつきましては、第5次総合計画が今年から始まりまして、顔が見える地域経済をつくるという方針が一つ掲げられたところでございます。

その中で、実行計画事業として、小商いからはじめようチャレンジシップ推進事業という起業創業支援するという実行計画ができた中で、こちらまちなか起業創業支援事業としてこの実行計画事業の内容にそぐうような変更をしていくということで予算を計上させていただいたところでございます。

具体的に申し上げますと、今回商工業活性化補助金の見直しですとか、マルシェ補助金のお話も先ほどさせていただきましたが、そういった支援情報を修正してそちらに新しい支援の内容なども追加して、こちらに掲載をしていく予定でございます。そのほか町で起業を志そうという方に対して宮代の産業がどういった産業構造なのかというのもお知らせするようなページの制作というのも考えてございます。そのほか商店街のページということで、今3つ商店街ありまして、1つ休会中

でございますが、そういった商店街の詳しい情報なんかもこちらに掲載していくところで検討してございます。

そのほか町の中にシェアキッチンということで、業務計画の中で、起業創業に向けた場ができておりますので、そういった紹介もさせていただく予定でございます。

そのほか過去のページをご覧いただいたことがある方にとっては、重複してしまうかもしれないんですが、働く人という特集ページがあるんですが、これまでずっと同じ方が同じページに並んでいるようなそういったページ構成だったんですが、これがちょっと見づらいということで、見づらいといいますか、人が増えてきましたので、それを見やすくするために、バックナンバー化ということで切り分けて、それを興味のある働く人の情報というのが、見られるような形で改修をしていくと予定でございます。改修の内容としては、こういった内容で検討しております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

課長。

○産業観光課長（菅原隆行君） 産業観光課長、菅原です。

予算書154ページ、155ページ、新しい村管理運営事業の土地借り上げ料でございますが、来年度につきましては、減額させていただいております。

その理由ですが、これまでお一人、市民運用地に土地をお持ちの方、お一人なんですけれども、ちょっと相続の関係等でなかなかこちらが支払う用意はしていたんですけれども、ちょっと支払いをとどめてほしいというような話がございまして、何年も支払いが滞っていた部分がございます。今年度中に相続の関係が整理できたということで、まとめてお支払いすることができましたので、来

年度からはその部分がなくなりまして、正規のお支払いをさせていただけるということで、減額とになってございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課の副課長、飯山でございます。

福祉産業委員会資料の11ページでございます。

LEDの取組の関係でございます。ご質問の中に補助金というようなご質問がございましたが、そちらにつきましては、令和元年度におきまして、全国共済農業協働組合連合会のほうから補助金が下りまして、新しい村の育成施設、ライスセンターの照明につきまして、LED化したものでございます。

こちらの補助金につきましては、1施設1回限りとのことでございますので、今後このような形での補助金のほうは該当はしないということになります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。

じゃ、再質問させていただきます。

この、すみません、今初めに質問しました観光情報誌「宮代い〜ね」、宮代ブランド創業事業なんですけど、ポスティング委託料というのが、ちょっとご説明いただいたんだと3年度150万ですか、今年22万5,000円増えているんですよね。だから、年2回だと、1回、単純計算で21回75万円、80万円ぐらいかかるということですか。さっき答弁いただいた中で、越谷とか若い人のところで配布しているということです。だから、委託するのは何か所もあるのか、その辺もちょっと詳しくお願いいたします。

確かに「い〜ね」は立派で、すごくいいねと思うんですけども、結構値段がいいかなというのが、ちょっと毎年気にはなっているところなんですよね。町内いろいろやったださっていて、その評判と金額が結構かかっているというのがちょっと気になっているところなので、その辺もう一回、お願いいたします。

ちなみに内容は違いますけれども、町の広報紙は720万、12か月なので1回60万ですよね。広報紙、議会広報とかは、やっぱりさっき調べましても、やはりそんなにかかっていないですよね。その辺からお願いいたします。

あと、その土地のことに對しましては、理解いたしました。分かりました。

あと、4番目のLEDに對しましては、1回限りの補助金で30万で直してくださったものなんですけど、ほかの方も質問させていただいていますが、積極的に結構指定管理とかのところもLED化に向けて頑張ってるこの1年してくださっているの、担当課としてどうするのか、今、新しい村をやってくれているところにどうしてもらおうのかとかその辺、もうちょっと積極的に進めていただきたいと思うので、その辺の答弁をお願いします。

以上です。3点お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君） 産業観光課副課長の榎本でございます。

先ほどの予算書160ページ、161ページの宮代ブランド創業事業の需用費、印刷製本費でございますが、こちらの昨年度までは、まず、この「い〜ね」の制作費とポスティングを行う事業者というのが一緒の場所でした。その場合ですと、なかなか制作とポスティングを一緒にやるとなると、競っていただける事業者さんがほとんどなかった

ものですから、このままですと、金額も安くすることができないものですから、今回これ、分けまして、これで競っていただける事業者さんにお声かけをして、プロポーザルで事業者を決めるということでこれを分けた経緯がございます。

ですので、これをなるべく金額を下げていきたいというのは、もちろん思っておりますが、こちら2回分の費用となっておりまして、内容、ご評価いただいて大変ありがたいと思っております。やはり一緒に携わりますと、プロのカメラマンが入りまして、プロのライターが入るものですから、私も広報担当をやっていた経験があるんですが、なかなか写真一つ取っても、なかなか同じものを撮るにしても全然出来栄えが違うというのを見ますと、なかなか広報紙と同じようにはいかないなと思っております、ただそれでも、これ、金額をなるべく下げていきたいという思いもございますので、いい質で内容のよいもので安くやれるところを来年度についても選定していきたいなというふうに思っております。

ポスティングにつきましては、場所によって1か所ではございませんので、同じ業者さんでこの東武沿線エリアから都内まで配布ができる事業者さんがおりまして、そちらに今年度についてはお願いしているところでございますが、なかなか先ほどお話しした何丁目までというところまで指定してやれるところというのは、そう多くはありませんので、こちらについては、そちらの事業者さんをお願いした経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課の副課長、飯山でございます。

LEDの関係でございますが、こちら新しい村、

指定管理で行ってございますが、次の指定管理の更新の際にLED化に向けた取組というものを検討して取り組んでまいろうかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。

分かりました。

ウェブの改修については、またこれからよくなりそうというか、見やすくなりそうだったり、変わるようなので、ぜひともよくしていただきたいと思います。分かりました。

あとは、プロのカメラで撮ると確かにいいんですよ。今後も2つに分けていただいて、競っていただくという方法はすごくいいと思うので、今後それでやって、少しでも下げられて質のいいものということをお願いします。

LEDについては、分かりました。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君） ここで休憩とさせていただきます。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時22分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

引き続き、産業観光課分の質疑を行います。

質疑はございますか。

小河原委員。

○委員（小河原 正君） お先にすみません、質問させていただきます。1点だけです。

たしか、私25年ぐらい前に質問した内容だと思うんです。

最後まで聞いてください。

というのは、あの当時、用水路だとか道路の拡幅するとかで、土地の端が残ったんだよね、みんな。それがそのままほうって置いた土地がいっぱいあったの。たしか25年から30年前に、それ何とかすべきだというんで質問したことある。

そのことで最近ちょっと心配になったので、まだそういう土地が宮代町に何か所あって、何平米ぐらいあるのか。ちょっとその数字だけ教えていただきたい。何か所と数字。

ですから難しい質問じゃありません。ちょっとそれを教えてもらいたい。それだけ。

○委員長（川野武志君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時25分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

答弁を求めます。

○産業観光課長（菅原隆行君） 産業観光課長、菅原です。

産業観光課が所管している分となりますと、水路を恐らく造ったときの残地ですとか、あるいは土地改良事業をやったときの残地になると思うんですけども、残地というのが何平米から何平米までをちょっと残地というのとかが、その整備はちょっとできませんので、何平米というのはちょっとお答えがしづらいかなというふうに思います。ですので、実際には恐らく草がぼうぼうになってしまっているですとか、そういった問題が出てきていると思いますので、そういったものについてやはり個別にちょっと対応させていただく形にせざるを得ないのかなというふうには考えております。ですので、数字を出すのは非常にちょっと難しいかなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 何か所かというのも分らないですね。本当は平米も分かるんだよね。残った土地があるんだから、いっぱい。今ないのならいいの、ないで。

昔は道路を拡幅すると必ず残ったの。30センチぐらい。だっと。それを、場所によっては税金払ったんですよ。そういう税金を払っていた問題があったので、小河原あれ何とかしろと言われたので、私、25年から30年前に質問したことある。それは問題でしょうと。それはなくすべきだと。私は、土地を拡幅して町のために家を貸したのが残っちゃって、税金払うというのはおかしいでしょうと。もうあのときは相当問題になったんですよ。たしか日下部町長だったかな、その当時なんかも、それで私に会って、分かったと、あのときのあの町長は、きっぷがいいからね、分かったとすぐ言ってくれた。

そういうのがあったのが問題な部分まだ、最近もあったんだよね。それは言わないけれども。それは言わなくていい。何か解決したようだから、それはいい。ほかにもあったら問題だから聞いているんですよ。思わないですか。

何か所あるかというのだけでも、平米も本当は出るんだけどね。今出せるというような返事がなければ、委員長にお願いして、私もするけれども、後でもいいから調べてくださいと言いたいけれども、それは本当に残っていたら問題だからね、まずはね。だから心配して質問しているんですよ。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

課長。

○産業観光課長（菅原隆行君） 産業観光課長、菅原です。

恐らく水路沿いの残地につきましては、ちょっと大変申し訳ないんですけれども、面積は多分出せないと思います。そこを有効に活用できるかできないか、残地として見るか見ないかという判断がまた必要になってきちゃうと思いますので、よっぽど小さいところが何か所ぐらいあるかというのは、数えればもしかしたら出るかもしれないですけれども、それ以外にやっぱり個人の方が、ここは残地だというふうにしてしまえば残地になってしまいますので、ちょっとそこが物理的に難しいかな、大変申し訳ないんですけれども、ちょっと難しいかなと思います。

すみません、以上です。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 4回目質問してよろしいですか。

○委員長（川野武志君） はい。

〔「3回目です」と言う人あり〕

○委員長（川野武志君） 最後です、小河原委員。

○委員（小河原 正君） 最後だから困ったな。何て言っているのか。下手な質問すると終わりだと言われて終わっちゃうから、よく考えないと。

やっぱり残地という言葉が悪いのかな。何しろ、地主さんの土地が残っているわけなんだよ。地主さんの土地を拡張して残っちゃったんだから。中心から2メートル以降とかいろんな話もあったのも、4メートルにするとか6メートルにするとかね、そうすると残っちゃったんだよ、土地が残っちゃった。それを周りにほっぽってあるから、土地を持っていた人の土地が名義になっている。今、なっていたわけね。それが、名義が土地を持っていた人だから、税金をその部分払ったわけですよ、その人が。個人で、町へ。だから町はもうかったんだけど、それはあまり言い過ぎるとまた怒られるからな。

本当は、早く気がついていれば、町が買収するか、採納してもらうかは別にして、ちゃんと町の土地にすべきなんだよね。町の道路のなんだからね。それをちゃんとしておいたほうがいいですね、いいですよ、いろいろ言っているわけ、私今回ね。残っていたら問題でしょうと。別に皆さんは悪いかいいとか言ってるんじゃないよ。そういう土地が結構あるんじゃないですか、まだ。そういうことを、変られるなら早くしておいたほうがいいと思いますよ。

たしか日下部町長のときかな、やって話しして、もう分かった、すぐ解決するよと多分答弁もらったと思うんだけど、その時代からもう何年たった。25年から30年もたつたから、そういうのはとっくに解決していいわけだね。また、しなきゃなんないよね。

時間かかるからそれを早くしますという返事があるかないか、しないというなら、また適当で済んじゃう。するかしないかだ。そういう質問。

途中質問の仕方間違っって、今、何か2人でやっていたけれども、3回目だから駄目ってやられるからよく説明しているわけ。

委員長、副委員長が何かやめろって、やめさせろとやっているようだけれども、あの2人は……

○委員長（川野武志君） 課長、最後の答弁よろしくお願いいたします。

○産業観光課長（菅原隆行君） 産業観光課長、菅原です。

今の質問に対するお答えとなりますと、ちょっといろいろと事例の勉強とかも必要なんですけれども、できるものについては当然やっていきますし、できないものについては、やはりどうしてもできないと出てきてしまうと思います。ただ、そこを勉強して、やれる範囲で考えていきたいというふうに思います。

こういった答弁になってしまいますが、よろしくをお願いします。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。
大きく3点についてご質問させていただきます。
ページ数で言うと、152、153ページの農業振興費の関係になると思います。

特にこれは今年度、新年度ではありませんけれども、米価の暴落がひどかったと思います。今年度は。それに対するやっぱり補填と言いますか、それは国のほうでもやりましたが、去年はこういうことはなかったと思います。じゃ、新年度はどういうふうになるかというのはあるんですけれども、それで、米価の暴落は、どういった状況だったのか、まず、その点、いろんな教訓があったと思うんですけれども、それについてお示し願いたいと思います。

それから、2点目は、158、159ページの商工振興費なんですけど、新型コロナウイルス感染症によるやはり影響が、まだ6波が長引いているわけなんですけれども、こういった中で、宮代町の中小企業、お店をやっている方は、本当に仕事ができない状況で、お店が開けられないという、そういう方もいらっしゃると思います。

今年度は、令和3年1月から8月までに2,200万円。それで、3年度の補正で3,350万円ということで、合わせると5,500万円もこの影響による支援をしているという状況なんですけれども、これは新年度はこれに当たる予算というのは1,200万円ですか。だとすると、これでいいのかどうかというのがあるんですけれども、当然なければ補正になるということになるんですけれども、こういった経過からいって、もしそうだとすると、その予算の在り方はどうなのかということで、まず、

お尋ねしたいと思います。

それで、これは事業者あるいはお店の支援金ということなんですけれども、このオミクロン株の感染拡大の中で、建設業界も世界的に建設資材が高値になって、それから併せてガソリン高騰が収まるどころか上昇傾向にあります。だから、こういった中で、こういう方たちと、こういった仕事があっても受けられない、そういう方もいらっしゃると思います。こういう事業者に対しても、どういった救いができるのか。

先ほど福祉産業委員会の資料の中で、26、27ページの資料として載っておりますけれども、こういった支援ですね。新年度はどういうふうにやられていくのか、その辺についてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、3点目は、160、161ページの、消費者対策費なんですけれども、これでもやはり悪質商法とか、契約トラブル、架空請求、不当請求、振り込め詐欺とか、いろいろあるんですけれども、宮代の状況はどういうふうになっているのか。

これまではそんなに多いというふうには聞いておりませんけれども、全国的な流れから言って、宮代は非常に少ないのか、その辺は少ないとすればどうしてそういうふうになっているのか、その辺についての分析というか、状況についてのお示しいただきたいと思います。

以上。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副課長、飯山でございます。

米価の関係でございますが、3年産のお米の価格、こちらコシヒカリでございますが、農協に出荷した場合の金額でございます。昨年度、令和3年度につきましては、概算金として60キロ当たり

8,300円の価格となっております。参考に申し上げますと、令和2年産が60キロ当たり1万2,200円でございますので、そちらのほうから大分下落しているというような状況でございます。

なお、こちら概算金となりますので、精算金というものが、今後出てくる場合もございますが、まだこちらについては確定をしておりませんが、別途JA農協さんで60キロ当たり400円の加算金をこの2月には交付するというような話も伺っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君） 予算書158ページ、159ページの商工業振興事業のお店や事業者への支援金ということで、こちらについては、今回の議会の補正の中でもお話しさせていただきました事業者・お店支援金のほうを全額繰り越して来年度支援を行っていくという方向で進めております。

そのほか、国・県の補助が、その都度情報が入ってきますので、それを見ながら町としてできることを進めていければなども考えております。

それから、予算書160ページ、161ページの消費生活対策事業ですが、令和3年度につきましては、1月末の段階で、84件の相談がありました。

傾向としましては、やはりコロナ禍の中で、インターネットを介したトラブルというのが増えているなと思います。

そのほか、今後につきましては、ご存じのとおり成人年齢が引下げになるということで、そういった被害も増えていくんじゃないかなと考えております。

そういった意味では、もう間もなくですが、令和4年4月1日に成人となった段階で、今19歳で

20歳になる前の方が、突然といいますが、4月1日現在成人となりますので、そういった方々と、あと、この令和4年4月1日以降、順次毎日18歳になるごとに成人となっていく方がいらっしゃると思いますので、町としては、こういった被害に気をつけるようにというお手紙を直接送る取組も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

それでは、確認をしながら、再質問させていただきます。

まず、米価の関係でありますけれども、152、153ページの農業振興費に当たると思いますが、これやっぱ、農家の方々のやはり所得にも関係しますし、非常に今年の場合は大きく下落しました。

これは、国・県とか、それから先ほどJAの関係もあるんですけれども、これは町としては、特にこれを補助するような予算というのは設けないのでしょうか。もう、これは国・県で対処するというところでよろしいのでしょうか。

その点、お尋ねしたいと思います。

それから、158、159ページの商工振興費の関係でございます。

これは、事業者にしても、お店にしても、大変な状況だと思うんですけれども、これについては、やはり間に商工会の関係も入って援助をしているのでしょうか。

そういった点では、啓発といいますかね、マスコミでもやっていますけれども、こういう支援がありますよというのは、絶えずやる必要があると思うんですけれども、そういう意味では随分件数も多いし、実際助かっているとおっしゃっています。そうだと思いますね。商売をやっていけても、

前年度との売上げの関係もありますから、これはもう全くできないお店、あるいは商売やっけても売上げが減っている、そういう方にとっては非常に朗報だし、これはもう本当に活用すべきだと思うんですけども、そういった点では、もっと活用してもらえるチャンスはあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういった点でのPRの関係ですね。

それと、直接、先ほども言ったように、町の窓口に来るのか、あるいは商工会などからの援助で来るのか、その辺の実務はどういうふうになっているのか、お示しいただきたいと思います。

それから、最後の160、161の消費者対策費なんですけれども、これにつきましては、84件の相談があるということなんですけれども、テレビなんか見ていると、特にNHKでは、私はまだだまされないとか、そういう意味でね、もう毎日のように夜と次の朝やっていますけれども、それでもトラブルが発生していると、そういう状況なんですけれども、そういった意味では、確かに先ほど言われたように、契約の関係では、二十歳から18歳に年齢が下がりましたから、そういった契約のトラブルも多くなるというのは想像できるんですけども、これは実務はどういうふうにやられているのでしょうか。

例えば、相談によっても違うと思うんですけども、例えば、最初は町内司法書士などと相談に行って、案件にもよると思うんですけども、無料だとは思いますが、しかし、それが進んでいくにつれて、案件によって無料ではなくなるケースもあると思うんですけども、負担等の関係では、どういうふうな状況なのか、それも併せてお示しいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（飯山 武君） 産業観光課副課長の飯山でございます。

米価の関係でございます。

町として、米価の下落に対します応援に関係しますのは、昨年10月時点におきまして、補正予算で認めていただきました次期主食用米作付応援事業のほうを行っておるところでございます。

こちらにつきましては、主食用米の消費が大幅に減少しまして、全国的に令和3年産の米価が令和2年産と比較して大幅に下落しているという状況でございまして、宮代農業の主力農産地である主食用米に対して、次期令和4年産の主食用米の作付を行う生産者の方を対象にしまして、種苗費用の一部を助成することで生産者を応援するという制度のほうでございます。

現在のところ、対象者、令和3年産で主食用米作付を行った方が378名いらっしゃいまして、その方にご案内をさせまして、現在のところ、交付申請をいただいた方が303人、金額にいたしますと、973万6,600円ほどの補助金のほうを交付させていただいたところでございます。

また、そのほかに国の制度でございしますが、米の値段が下がった場合に保障を受けられる国の制度としまして、米のナラシ対策というものがございます。

こちらにつきましては、今回令和4年産のお米の作成計画を提出していただく営農計画書というものを提出していただくように、農家さんに対しまして周知をしたところでございますが、そちらの営農計画書の配布の際に、このナラシ対策のパンフレットを同封するほか、また、昨年、主食用米の補助金のご案内を差し上げたときには、同じく国の制度でございしますが、収入保険制度、こちらのほうのチラシについても同封させていただい

て、町だけではなく、国の制度も各種ございますので、そういったもののご案内を差し上げたところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

課長。

○産業観光課長（菅原隆行君） 産業観光課長、菅原です。

先ほどご質問いただきました宮代町事業者・お店支援金、補正予算のほうで計上させていただいて、全額繰越しをし、来年度当初からスタートさせていただく事業の件についてでございますが、こちら受付窓口は、前回の事業者・お店支援金のおかげから商工会のほうにやっていただいております。

なぜ商工会といいますと、こちら前回の事業を行う際に、町のほうから商工会さんのほうでも書類の審査等でご協力をいただきたいというご相談をさせていただいたときに、商工会さんのほうから、むしろ商工会のほうで主体的にちょっと事業をやりたいと。なぜかという、申請のあった事業者さんに対して、商工会の2階でやっている相談会につなげたりですとか、あるいは商工会の同じようなある経営改善事業につなげていきたい方というのは恐らくいっぱいいるだろうと、そういったことで、審査だけで協力というよりも、受付の段階から商工会のほうで行わせてもらえないかというようなお話をいただいております。前回、それからこれらやる事業につきましても、受付窓口については商工会で考えているところです。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君） 産業観光課、榎本です。

それでは、予算書の160ページ、161ページの消費者対策事業ということで、今年度1月末までに84件ということでございますが、こちら相談は無料でございます。

ただ、内容によっては、確かに、例えば多重債務の関係になりますと、初回は無料で行っておりますが、その際に、こちらで町の担当の司法書士につなぎまして、その後手続が進んでいきますと、最終的には、有料の部分については、債務を精算する中で相殺していくような、そういった形になっていくものもございます。

もちろん町の消費生活相談員さんだけでは対応できないものもございますので、その際には、埼玉県専門の機関につなげるような場合もございます。

その先で、例えば弁護士の費用とかかかる場合もあるのかもしれないんですけども、そこまで、例えば今年度そういった案件はなかったの、ちょっとどのくらい費用がかかったのかというのはちょっと分からないんですけども、そういった場合も、場合によってはあるかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） それでは、1点だけ、最後。

事業者・お店支援金の関係なんですけれども、先ほど課長から商工会に相談会、受付窓口をやっているということなんですけれども、そうすると、ほとんどはそういう形で支援されるんでしょうけれども、知らない方なんかはそうすると当然町の産業観光課に来ると思うんですけれども、そういった点では、そんなには多くないんですか。この件数からいくと結構あると思うんですけれども、そうすると、町に来た場合は、商工会でやっていますのでということで、案内するん

だと思うんですけれども、そういう形なんですか。

その点だけ。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君） 産業観光課副課長の榎本です。

まず、商工会からご案内を送ることになるんですが、こちらについては、商工会会員だけではなくて、把握している非会員の方にも送らせていただいています。

もちろん、把握し切れていない部分もあるかと思いますが、そういった方が町に相談に来た場合には、商工会のほうをご案内するような形を取っております。

これ2回目になるんですが、1回目のときにも、何事業者さんか直接町にいらっしゃる方はおりましたが、そちらの方、商工会のほうに案内させていただいて、対応させていただいております。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君） 田島です。よろしくお願いします。

予算書154、155ページ、新しい村管理運営事業。

このコロナ禍で、新しい村、令和1年度と令和2年度を比較して5,000万円、売上げが3億円というふうに飛躍的に昨年は伸びました。何か一生懸命頑張っているのがすごい印象にあるんですけれども、今年度、市場調査委託料550万円、そして来年度、魅力アッププラン策定業務委託料1,100万円、新しい村がどういうふうに具体的に魅力アップをしていくのか。また、この策定するのに、今年度と来年度で1,650万円、どういうふうに、内訳ですか、この費用の使い方の内訳をま

ず教えてください。

あと、指定管理料が3,215万円、20年間ということなんですけれども、分かりましたら、今までの指定管理料の合計、その2点をよろしく願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

課長。

○産業観光課長（菅原隆行君） 産業観光課長、菅原です。

予算書154ページ、155ページ、新しい村管理運営事業の魅力アッププラン策定業務委託料1,100万円についてでございますが、まだ今年度につきましても、550万円をかけて基礎調査をさせていただいております。

こちらにつきましては、調査を行う技術者、コンサルに委託ではあるんですけれども、技術者の人件費相当分というふうに町としては見ております。町の職員が、この計画づくりのために専属で増員をさせていただいて、勉強をして、1年間それだけをやれるということであれば、もしかしたら職員のまま可能なかもしれませんが、1年、2年ないし、長くても3年スパンの10年に一度、20年に一度の事業でございますので、そのために人を新たにというよりは、技術者、専門のプロの方にオンブズマン頼むと。その中で町もそういった農家を勉強していく、そういったほうがいいというふうに考えておりまして、コンサル委託を選択させていただいたところでございます。

今年度の中身につきましては、先ほどから説明をさせていただいたところではあるんですけれども、具体的に言いますと、生産者の皆さんに対する今後の生産意向等に対する調査ですとか、あるいは埼玉県外の関東近郊の皆さんに対して、新しい村の認知度の調査ですとか、それから、新しい村を訪れた方に対して、目的ですとか、今後

対する要望ですとか、そういった調査ですとか、さらには、民間事業者に対して、全国の有名な道の駅ですとか、あるいは直売所が経営している民間事業者に対しまして、あるいはアウトドア関係の民間事業者、複数社に対しまして、新しい村に対して魅力があるかとか、そういったところも含めて、調査をかけているところです。

それは、新しい村のどんなところが魅力を感じるかですとか、そういった部分でのヒアリング等も行っているところで、そういったところもありますので、ある程度全国的にノウハウがあるコンサルに委託をさせていただいたというところがございます。

来年度につきましても、そちらの基礎調査結果を基に計画をつくるということで、昨年説明させていただいたときには、3か年に分けて計画をつくりたいということで、本来この人件費1人相当分の500万円を掛ける3年で予定はしていたんですけども、今回基礎調査をやっていく中で、なるべくできることは早めにやりたいなというふうなちょっと思いもございまして、来年度、再来年度の2か年かけてやる予定だったものを、来年度ちょっと1年で委託分だけはちょっと終わらせたいなというふうに考えております。そういったところから少し経費が上がってしまったというところはございます。

内容につきましては、計画の方向性といたしましては、基礎調査の中で、直売所ですとかカフェを、これから生産者が減る中でどうしていくかですとか、あるいはその観光部分について、需要が増えていくので、これからどう広げていくかですとか、あるいはアグリ農家支援の部分につきましても、これから窓口で一般的なところの調査を今しているんですけれども、方向性としては、このような直売所、カフェを今後どのように運営して

いくか、観光については、こういった広げ方をしていくか。農業支援につきましても具体的に言うと、極端なことを言うと、新しい村の農業支援部分でも、担い手が育てられるぐらいまで、力を入れていくのはどうだろうか、そういうところの今検討をしているところでして、それを大きくまとめていきたいなと、そのビジョン、方向性をまとめていきたいなというふうに考えております。

内容につきましては、当然ですが、今は新しい村も既に動いて20年たっておりまして、中でいろんな方が活躍しておられますので、そういった皆さんと話し合いながら、いい形に持っていければなというふうに考えております。

それから、新しい村の指定管理料のこれまでの積み上げについては、ちょっと申し訳ないんですけども、今手元にございませぬ。申し訳ないです。

以上です。

○委員長（川野武志君） 田島委員。

○委員（田島正徳君） ありがとうございます。

その魅力アップを3か年でやるつもりだったのを、来年度でとにかくそういった策定の委託を終了したい。それは分かるんですけども、じゃ、どんなふうな新しい村になるのかというのが、じゃ、来年にならないと見えない。要は、委託された業者がもちろんプランを考えてやって、役場と担当課と調査して、進めていくんだと思うんですけども、全く、要は今年度550万円の予算が出て、来年度1,100万円。全然見えないわけですよ。途中経過も分からないで、非常に、果たして、この1,600万円以上かけて、本当に平気なのか。大方の、昔からではない方の住民の間では、「農」のあるまちづくりということも全く理解していませんから、その拠点となる新しい村ということも全く理解していないというのが現実です。

じゃ、具体的に1,600万円をかけて、何年後に新しい村をこうするという、そういうビジョン、具体的なビジョンというのはいつ発表できるのか、また、じゃ、それに向けて、あと幾らかければできるのか、今、この第5次総合計画前期実行計画事業ということで、令和7年度まで成果目標というふうに書かれていますから、あとどれぐらい予算をかけ、またそういう魅力アップを進めていくのか。そういう具体的なことをちょっとお話ししていただければと思います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

課長。

○産業観光課長（菅原隆行君） 産業観光課長、菅原です。

先ほど、前段の議員さんの質疑の中でも、副課長のほうで答えさせていただいたかと思うんですけども、一応今年度いっぱい末までかけて基礎調査結果をまとめているところです。本当はもう少し早くまとめ終わりたいんですけども、緊急事態宣言ですとかまん防の関係で、なかなかヒアリング、面談ができずにどんどん遅れてきてしまったところがございます、今回もちょうとまん防の延長等で、それが明けないとヒアリングがなかなかできないということがございまして、年度末ぎりぎりまで基礎調査まとめるのがちょっとかかってしまうような状況です。ですので、それがまとまりましたら、その資料を基に、議員さんのほうには説明をさせていただく予定となっておりますので、来年度早い時期にご説明はさせていただきます予定です。

それから、来年度、計画自体については、こちらでもまた説明を先ほど副課長のほうからさせていただきましたとおり、来年度末をめどに策定を進めていきたいというふうに考えております。

それから、具体的に金銭的にどれぐらい規模が

今後かかるのか、といったところなんですけれども、これにつきましては、あくまでも今回策定するのがビジョン、方向性を示すものでございますので、全ての金額が網羅されているものではありません。ですが、幾つかの恐らく整備投資というのは、前もやっていきたいというふうに考えておりますので、その金額の規模が、よく質問に出てくる、例えば駐車場の拡張ですとか、あとはトイレの増設ですとか、そういったものも検討はしておりますので、そういったもろもろを含めると、恐らく数千万円とか数億といった話にもなっていくとは思いますが、ただ、それも全て補助金がどれぐらい使えるのかですとか、そういったものも調べながらやっていきたいとは思っております。

ただ、今回策定するのは、あくまでビジョン、方向性でございますので、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、観光事業をどういった人たちと協力しながら、どういうふうに伸ばしていくかとか、そういった方向性だというふうにご理解いただければと思います。

ただ、アグリ部門につきましては、できれば早めに動きたいという部分もございますので、そこは人をどう育てて、担い手を増やしていくかというところで、ある程度整備投資もしていけたらなというふうには考えているところです。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 田島委員。

○委員（田島正徳君） アグリのほうは、自分なんかも思っているのは、今若い子たちが伸びてきているし、耕作放棄地も増えてきている。ただ、やりきれない。区画が変なところは、やっぱり時間もかかるし、手間もかかるからやり切れないというような問題が出てきていて、いっそのこと、切り離して、新しい村の農業法人部みたいな感じで、もっと充実して、社員も増やし、新しい村ではな

くて、宮代町全般の農地とかいろんなものを考えてやっていってほしいなというのがあるんですけども、それは2人、3人の、ただ、民間で今いろんなところが出てきているので、やっぱりちゃんとしたそういうところとノウハウを共有して、そのためにはやっぱり新しい村でしょ、というようなイメージが住民の中にはあるので、そういったことを行く行くは、その耕作放棄地や農業を放棄しているところも、跡継ぎがいらないからどうしようというところを、もっと積極的につくっていただきたいと思います。

あとは、自分なんかがちゅっとお話伺ったのは、じゃ、西原自然の森、あそこまで遊歩道をつなげて、そうしたら要は日帰りハイキングみたいので、あそこで何かをやって、食事は新しい村でとか、何かそういう、あと10年後はそうやってというような、お金はかかるんですけども、そういうような何か夢を、長期的なスパンで考えて、そういったような考えは持っていますか。

最後の質問なのでよろしくお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

課長。

○産業観光課長（菅原隆行君） 産業観光課長、菅原です。

まず、アグリ部門の分社化につきましては、全く否定するものではないんですけども、新しい村の予算というのは、アグリ部門と観光部門ですとか、アグリ部門と直売部門、カフェ部門で6次化を開発するですとか、そういったコミュニティから生まれる新しい価値を創り出せるというところがまた一つのよさのところでもあるんです。ですので、アグリ部門が独立したときに、果たしてその連携が可能かどうかというところは、検証が必要だなというふうにも思っています。

それともう1点、アグリ部門を担えるような民

間企業が、じゃ、果たしてあるかどうかというところで、確かに農業法人たくさん出てはいるんですけども、新しい村が担うような、形の多少よくない、あるいは水が出るような圃場、あるいは用水と排水が分離していないような農地、そういったところを引き受けるかという、なかなかそれを引き受ける法人というのは今後も出てこないと思います。

そういったところでは、民間企業を誘致しながら、一方で町はアグリ部門をきちんと存続させていくという両開きが必要だなというふうには考えているところです。

今後将来的にどうなるかというのは分からないですけれども、現状では、今はそういったところですので、民間企業が取って代われるかといったら、それは恐らく今のままでは無理かなというふうに思っています。

あと、それから、観光部門等でいろいろな多少お金はかかるけれども、少し遠征しながら日帰りができる、あるいは1泊できるような事業を見ているかというところでは、議論の中でも出てきていますし、あるいは、今回の新しい村基礎調査をつくるに当たって、これまで関係されてきた約40人近い方にヒアリングを行っているんですけども、そういった皆さんからもご意見は出ておりますので、当然そういったところも視野に入れて検討はさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で、産業観光課分の質疑を終了いたします。

————— ◇ —————

◎延会の宣告

○委員長（川野武志君） 本日はこの程度にとどめ、
次回は3月16日水曜日、午前10時から委員会を開
き、まちづくり建設課分の質疑から始めたいと思
います。

これにて延会いたします。

延会 午後 5時12分

予 算 特 別 委 員 会

第 5 日

出席委員（１３名）

小 河 原	正 君	西 村	茂 久 君
金 子	正 志 君	山 下	秋 夫 君
丸 藤	栄 一 君	丸 山	妙 子 君
泉	伸 一 郎 君	角 野	由 紀 子 君
塚 村	香 織 君	田 島	正 徳 君
土 淵	保 美 君	深 井	義 秋 君
川 野	武 志 君		
(議 長 合 川 泰 治 君)			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町 長	新 井 康 之 君	副 町 長	渋 谷 龍 弘 君
教 育 長	中 村 敏 明 君	まちづくり 建 設 課 長	石 塚 孝 信 君
まちづくり 建設課副課長	高 橋 勝 己 君	まちづくり 建設課副課長	小 川 英 一 郎 君
上下水道室長	成 田 雅 彦 君	まちづくり 建設課主幹	新 井 庸 一 君
まちづくり 建設課主幹	小 島 英 樹 君	まちづくり 建設課主幹	和 田 光 春 君
教育推進課長	大 場 崇 明 君	教育推進課 学校管理幹兼 副 課 長	塚 越 健 一 君
生涯学習室長	草 野 公 浩 君	教育推進課 主 幹	青 柳 誠 君
教育推進課 指 導 主 事	加 藤 裕 一 君	教育推進課 指 導 主 事	鷺 川 裕 介 君
教育推進課 指 導 主 事	齋 藤 真 美 子 君	教育総務担当 主 査	高 橋 道 彰 君
生涯学習・ スポーツ振興 担 当 主 査	川 崎 章 人 君	文化財保護 担 当 主 査	横 内 美 穂 君
総 務 課 長	赤 井 誠 吾 君	企画財政課長	栗 原 聡 君
住 民 課 長	高 橋 暁 尋 君	税 務 課 長	門 井 義 則 君
町民生活課 副 課 長	山 崎 健 司 君	福 祉 課 長	宮 野 輝 彦 君
子育て支援 課 長	横 内 宏 巳 君	健康介護課 主 査	小 林 和 政 君
産業観光課 副 課 長	飯 山 武 君	会計管理者兼 会 計 室 長	大 橋 洋 巳 君

本委員会に出席した事務局職員

議会議務局長 野 口 幹 雄

主 任 岡 村 恵 美 子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（川野武志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。これより3月14日に引き続き予算特別委員会を開きます。

————— ◇ —————

◎議案第18号の審査（まちづくり
建設課・教育推進課）

○委員長（川野武志君） 本日は、議案第18号 令和4年度宮代町一般会計予算についてのうち、まちづくり建設課、教育推進課分の順に質疑を行い、終了後、議案第18号の討論、採決を行います。

これよりまちづくり建設課の一般会計分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君） おはようございます。まちづくり建設課長の石塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） 副課長の道路担当の高橋です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君） おはようございます。まちづくり建設課副課長、小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（新井庸一君） おはようございます。まちづくり建設課主幹の新井と申します。

○上下水道室長（成田雅彦君） おはようございま

す。上下水道室長の成田です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○まちづくり建設課主幹（小島英樹君） おはようございます。道路担当の小島と申します。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君） 道路担当の和田と申します。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願い申し上げます。

質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。よろしくお願いします。

3点ほど質問をさせていただきます。

まず、予算書163ページになります。

8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費で、(3)の道路台帳整備事業のところ、12節委託料になります。

この台帳補正業務委託料、これどこに委託されているのか。また、どのような作業をされるものなのかを教えてください。

続きまして、2問目になります。

予算書165ページになります。

同じく3目道路新設改良費で、(1)都市計画道路整備事業、この14節で工事請負費ということで1億1,500万、これ都市計画道路整備工事となっているんですが、これ町道第12号線の整備だと思うんですけども、これはどのぐらいの進捗をされているのかをお聞かせください。

それから、3問目になります。

167ページになります。4目橋梁維持費、(2)岸辺遊歩道整備事業で、この12節の委託料のところ、現地調査業務委託料、これどこに委託されているかを教えてください。

以上3点になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長の高橋です。

まず、予算書の163ページの台帳補正に関しましては、内容といたしましては、道路台帳ということで、道路の現況幅員等が記載されているもので、記載などに対応するために町のほうで整備されているものでございます。現況の幅員ですとか、延長とかそういうものをまとめているものでありまして、年々道路が整備されればそれを補正して、変えていくと。例えば、横町ですとか、新しい新市街地ですとか、道路を造るときに補正の量も増えてくるような形でございます。

続きまして、委託先のほうは、今までパスコのほうに委託をして、処理をしているような形になっております。

今までの継続としては、パスコのほうを受託をしてやっております。

続きまして、予算書の165ページの道路の新設改良、都市計画道路の道路工事の町道12号線ですけれども、こちらにつきましては進捗率、土地の買収についてなんですけれども、こちらのほうは面積で89.3%の進捗になってございます。用地買収のほうは、残りが4件というような形になってございます。

工事といたしましては、全体の工事費用、概算ですけれども、出した上で73.9%の進捗をしているというような状況でございます。

続きまして、予算書の167ページ、橋梁の岸辺遊歩道整備になるかと思うんですけれども、こちらにつきましては、こちら今年度、第5次総合計画のほうで位置づけた新しい予算になってきますので、令和4年から委託先をどこにするかという

ところで、入札なりということで図っていくことになるかと思うんですけれども、測量と現地の調査に入るための委託のお金となっております。

以上になります。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、1問目の道路台帳整備事業なんですけれども、今回、令和3年度は道路台帳整備事業ということで300万の予算でしたよね。今回は、道路台帳補正業務委託という形になっています。

ところが、50%アップして、450万になっているんですね。台帳整備をするのが300万かかっているのに対して、補正するほうが450万で150万も多いというのがどのような形でこうなっているのかをちょっと聞きたかったものですから。これというのは毎年やるものなのかもついでに聞きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、2問目なんですけれども、はい、分かりました。あと、4件で買収が終わるということで、ああ、進んでいるんだという気がしたんですけれども、この物件補償というのはどのようなになっているかというのを教えてください。

それと、あと完成するのは、大体いつぐらいになる予定にしているかということもお聞かせください。なかなか通っていてもどのぐらい、いつになったらできるのかなと、何かちょっと不安みたいなものを感じますのでよろしくお願いいたします。

あと3問目の現地調査業務ということが分かりました。

そうしますと、まだ入札をしてから決めるということで、私も最初これ見たときに、調査をするのが517万かかっていますので、予算で529万ですから、あと消耗品とかそういう形になっています

ので、整備する金額がどこにもないなと思って不思議に思っていたんですね。そうしますと、もう整備するのはまた後の段階で予算を決めるということでのよろしいわけですね。分かりました。

じゃ、2問だけよろしく願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長の高橋でございます。

まず、1問目なんですけれども、台帳補正とは毎年行うものでして、基本となるものはもう既にできております。

ただ、先ほどのとおりなんですけれども、毎年道路が整備されたり、道路の認定廃止が出てきたりということがございますので、そのたびに増えたら増えた分を、現況を追加していくような形で、現況の調査プラスその台帳の補正というような形を取っていただいているものでございます。

なので、毎年毎年同じくらいのお金が出るんですけれども、その差額が出るというのは、その補正の量が違ってくるとやっぱりお金が上がってくるということで、延長が増えればそれだけ増えるという新しい事業、区画整理などの事業ができればできるほどお金が上がるというような状況でございます。

続きまして、都市計画道路のほうなんですけれども、町道12号線の物件補償になるんですけれども、基本的にこちらの場所は調整区域で建物1件ぐらいしかございません。

ただ、沿線沿いに電柱が何本も立っているかと思うんですけれども、そちらも物件補償の一部となつてございます。なので、支障となる物件が1件プラス工作物とかというのが多少あるんですけれども、それプラス電柱の補償費だというふうに考えていただければと思います。

こちらのほうのトータル的な事業の完成はいつ頃かというご質問かと思うんですけれども、こちらにつきましましては、物件の補償ができてから場所によって地盤がかなり悪いような状況でございますので、今の黒いトン袋、おもりを乗っけて、通常であれば2年ぐらいは沈下に時間がかかってしまうんですけれども、最終的に物件が買えまして、何ていうんでしょう、周りの地盤に合わせて、例えばそこだけ早く沈下が終わるようにペーパードレーンとかサンドマットというような形で道佛のほうではやっていたんですけれども、そういった手法を取りながら、なるべく早く、いつとはちょっと言えない、用地買収の絡みがありますのでなかなかいつとは言えないんですけれども、なるべく早く買収させていただいて、工事は速やかに完了させたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） はい、ありがとうございます。

再々質問をさせていただきます。

1点だけなんですけれども、この都市計画道路整備事業のところでこの物件補償1件というのは、姫宮のほうの信号の交差点の角にあるお宅のことになるんですかね。そちらのほうは一応もう決まっているということは聞いていましたけれども、あの道路を歩道をずっとあのまま突き抜けていくような形になるのでしょうか。

大体それというのはいつぐらいになるかを最後に教えていただけますでしょうか。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長の高橋でございます。

補償の契約の時期はいつぐらいかということで

のご質問かと思うんですけども。

○委員（泉 伸一郎君） 歩道が完成するのはいつぐらいになるかということです。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） すみません、歩道が完成するのはいつかというところでなんですけれども、まずは今、そちらのほうの補償の交渉をさせていただいてございます。いろんなことがありまして、ちょっと代が替わったりという、権利者の代が替わったりということがございまして、今、あまり詳しくは言えないんですけども、当たるところについての代替えのプランを考えていただいているような状況でございまして、かなり話は進んでいる状況でございまして、そちらのほうを車の車庫が3台分とか当たってしまうので、その配置を今あるお庭のほうでレイアウトができれば、あとはお金次第というところもあるのかもしれないんですけども、こちらの補償額と交渉させていただいた上で、補償については補償調査の額によってなんですけれども、決まるというところもあるんですけども、それで検討させていただいて、契約に向けて進めていければと思っております。

その部分につきましては、地盤はそれほどは悪くないと思いますので、周りのところの田んぼの中の2年とかというほどの期間を置かなくても工事はできると思いますので、それほどの時間は要さないのかなと思われま。

以上でございます。

すみません、追加でなんですけれども、物件として、大きく当たっているのは1件というふうにお答えしたんですけども、そちらの今説明させていただいた反対側のお宅についても塀が当たったりということで、何十センチかなんですけれども、当たりますので、細かく言うと3件の物件補償がございまして、3件プラス小さな物置だったり

というがあるので、実際は4件になるのかもしれないんですけども、大きくは1件のところがちょっと難航しているような形かと思えます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

それでは、4点ほど質問させていただきます。

まず最初に、164ページ、2目の道路維持費でございまして。

(1)の道路管理維持費、区分12の委託料でございまして。この委託料、道路側溝清掃業務委託だと書いてあります。

この何社から最初に見積もったのか、毎年、これは同じ業者なのか、その辺のところをお願いします。

区分14になっているんですが、工事請負費、道路修繕工事6,821万9,000円となっているんですけども、これは1か所の道路工事のところでしょうか。説明をお願いいたします。

あと、166ページになります。

3目の道路新設改良費、(2)の地区生活道路整備事業でございまして。

これは生活道路、地区の生活道路というんですから、生活道路の整備だと思うんですけども、生活道路、皆さん、車に乗ったり、自転車に乗ったりなんかしていたら分かると思うんですけども、凸凹が目立つんですね、町中の生活道路が。工事をやった、水道工事をやった、ガス工事をやった、至るところで凸凹。その自転車に乗ってひっくり返る人もたまに出ているんですよ、けがはしないですけども。

そういうところで、これを計画的に修繕しないとまずいんじゃないかなと思っております、私は。町民が毎日生活する道路ですので、これでは予算

が少な過ぎるんじゃないかなと思っているんですよ。その辺のところをどういうふうに考えているのか、ご説明していただきたいと思っております。それから、170ページです。

下水道費、公共下水道事業会計負担事業ということなんですけれども、今回5,000万ほど予算が少なくなっております。説明はされたと思うんですけども、もう一度詳しくこの辺のところをどういうあれで減額したのか説明をお願いします。

あと、172ページになります。

3目の公園費の(1)公園等環境管理事業ですが、ここにも書いてあるんですけども、事業概要の中にも公園利用者の安全と良好な環境をということを書いてあるんですよ。

しかし、宮代町の公園を見ていると、ほとんどのところでトイレと水道がないんですよ。隣の町、白岡に行ってもあるし、春日部に行ってもあるし、杉戸に行ってももちろんあります。宮代町だけなんです。あるのはここ、大きな立派なトイレがありますよ。そんな立派なトイレは要らないですよ。

宮代町は細長い町なんで、町を歩こうとしたらトイレがないと本当に健全な歩き方はできないですよ。昼間だったらいいですよ、朝早くだとかな。夕方だともう公共施設は閉まってしまうからね。そうすると、もう歩けないという事情が。

私個人的には犬の散歩をしていますので、町中、こうやってぐるっと回るんですよ、朝。そうすると、近いときは困ってしまう。本当に困りますよ。

そういうことでこういう整備というのは町民のためというか、健康維持費、維持するためにもやっぱりそういうトイレとかそういうのは必要じゃないかなと思う、水洗とか。特にコロナがはやっていますから、今はね。手洗いとかそういうのも必要じゃないかなと私は感じております。ぜひそ

の辺の整備を考えているのかどうかお願いします。以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課の高橋でございます。

まず、予算書の164ページの道路維持管理の件だと思いますけれども、こちらの側溝清掃ですとかといったものの見積り等はどのように取っているのかとか、何社から取っているのかということだと思いますけれども、こちらについては金額に応じていろいろですけれども、早急に対応が必要なところにつきましては、近くの業者さんのほうにお願いして、場合によっては一者随契で行っていたりということもあります。

そうですね、町内業者のほうからの、または見積りというような形を取らせていただいているようなところが、こちらの道路維持管理のほうについては多いかというふうに思います。

続きまして、予算書のほう165ページになります。

こちらの14節の工事費6,821万9,000円というお金は1路線なのかどうなのかというようなご質問かと思うんですけども、こちらにつきましては委員会の資料のほうがございますでしょうか。こちらのほうの道路事業の箇所図が1枚目をめくるとあると思うんですけども、こちらの金原のほうに町道1483号線というものが青塗りであるかと思うんですけども、こちらとそのちょっと上ですか、町道第39号線ということでこちらの2か所についての舗装修繕というふうな形になります。

続きまして、予算書の166ページの地区生活道路、こちらにつきましても工事費の関係かと思うんですけども、予算の額が少ないのではないかなというようなご質問であるかと思うんですけど

も、こちらについても限られた予算の中ではありますので、優先順位をある程度つけさせていただいた上で修繕のほうをさせていただいているような状況でございまして、おっしゃるとおりなかなか凸凹なところが解消されないといったこともあるんですけども、なるべく対応できるように進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田でございます。お答えいたします。

予算書の170ページの公共下水道事業会計負担事業、こちらが前年と比べて5,046万3,000円減額になっているその理由ということでございますが、こちらは令和4年度に、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮して優先順位をつけた上で施設の点検調査、修繕を実施していくということで、ストックマネジメント計画というものを令和4年度に策定いたします。

その策定の前に令和3年度に、今年度ですね、町内の幹線の下水道管、約13キロメートルあるんですが、こちらのカメラ調査のほうを実施させていただきました、令和3年度ですね。調査の前にその下水道管の中の清掃とかもございまして、その委託も発注しておりますので、その委託費用を令和3年度予算では5,100万円計上させていただいております。

この約5,000万ということで、この令和3年度にこの事業費がかかっているということで、これはあと令和4年度にはこれがなくなるということでこの5,000万ということでご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君） まちづくり建設課副課長、小川でございます。

予算書172ページ、公園等環境管理事業の関係の公園のトイレの関係のご質問につきましてお答え申し上げます。

このご質問につきましては、前回も委員のほうからご心配をいただいたご質問だとはございますが、トイレを整備するにはやはりかなり費用がかかりますし、その後の維持管理コストもかかるかと存じます。限られた予算の中でやっておりますので、今後も公園につきましては、現状のままで維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 164ページですね、最初。

毎年同じかと私は聞いたんですけども、早急の場合ということで近くの業者に頼むんだということを行っていますけれども、これは町の業者をほとんど町の業者で、指定で委託しているということなんですか。全然公募でやるというとか、そういう競争入札はしないということでやっているわけなんですか。町の近く、競争入札の場合はやるんだとそれしか答えていないんで、ちょっと具体的な例がないんで、どういう頼み方しているのか、ちょっと分からないというのがあるんで。

別に町の業者に頼んじゃいけないということを言っているわけじゃありません。やっぱり公平さということでしきりに町のほうでは言っていますので、その辺のところをどういうふうにやっているのかということで、私は本音が聞きたいんですよ。まずそういうことでもう一度お願いしたいと思います。

それと道路新設改良費、この生活道路166ページです。この限られた予算でということを書いて

も、これは町民の税金ですからね。限られた予算、これ限られた予算ですよ、全部、予算書ですから。町民が毎日生活する道路が凸凹で、万が一けがした場合、この間もありましたよね、どこの工事のあれで。凸凹のところに突っ込んで骨折したんだか何だかちょっと忘れましたが、それが町のこの道路が凸凹になっている。皆さん、感じていると思いますよ、それは。ちょっと奥へ入っていくと凸凹で、車に乗っていても凸凹、凸凹するんですよ。自転車に乗っている人もそうだと思いますよ。

年齢も重なって言っていますよね、日本の宮代町の年齢が上がってきていると。そうするとやっぱりそういうところを少し計画的に直すということは必要じゃないかなと私は感じているんですよ。なぜできないんですか、それが。限られた予算、予算取ればいいじゃないですか。不要不急なやつはやめて、やはり皆さんの生活道路の修理を急ぐべきじゃないかなと私は感じておりますよ。どのように感じているのか、そういうところは。予算の都合上でつけない、町民がけがしてもいいですよということなんでしょうか、はっきり申しまして。もう一度考えてくださいよ。お答えくださいよ。

あと170ページの下水道費です。

5,000万減ったということなんですけれども、いろいろと長期的に13キロをカメラでもって調査、清掃して、それが予算が減りましたということで、それは納得するんですけれども、工事が減ったということだけでは。

ただ、この予算書じゃなくて、何だっけな、私たちの予算書だったかな、5年か10年後には見直すということを言っているんですよ。私は最初そっちのほうかなと思ったんですけれども、企業会計にして長期的な視野でもって見直していくのか

なという感じがしたんで、その辺の関係はどういうふうに考えているのか。

企業会計にすれば、この出している4区3,000万ですか、全部個人負担になりますよね。企業会計です、独立採算制になりますから。その辺の関係はどういうふうになっているのか。相当な額になると思いますよ、個人負担となると。その関係をもう一度、その辺の関係を併せてお答えください。

あと、公園施設、これも予算がということで、維持費が大変だと言っていますけれども、これはほかの市町村でも同じですよ。ほとんど宮代町はないんですから。それを皆さん、どうやってやっているんですか、あそこの遊歩道を歩いた場合、万が一のときは、はっきり申しまして。環境とかそういうのは大丈夫なんですか。町民が利用しているところですよ、はっきり言いまして。女性なんか歩けないですよ、本当に、朝晩は。昼間は役場とかそういうのは開いていますけれども、5時以降は閉まってしまいますから、新しい村だって閉まってしまうんですよ。その辺どういうふうに考えているのか、もう一度お願いします。予算の都合じゃなくて、いや、こういうことで考えますとか、前向きに考えてほしいですよ。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課、副課長の高橋でございます。

まず1問目の164ページの道路維持の予算の関係だと思うんですけれども、町の業者の指名の方法ということであったかと思うんですけれども、まず入札に絡むその金額ですか、のほうとしましては130万以上という形で入札にさせていただいているところでございますので、それ以下の細か

いものについては、見積り等でやらせていただいておりますので、すみません、先ほどの答弁の中で足りておりませんでした。

130万円以上のものにつきましては、業者選定委員会に諮りまして、主に工事の内容にもよりますけれども、町の業者のほうに指名のほうになるというケースが多くなっております。

続きまして、予算書の165ページの地区生活道路に関してなんですけれども、こちらにつきましては、来年度予算につきましては500万ということで、昨年度、令和3年度との比較につきましては250万円という形で上がっているような状況でございます。

委員、おっしゃるとおりでございます、住民の方が安全に通れるような道路を目指すために予算の要望等をさせていただければというふうに思っておりますので、そういったけががないように、道路パトロール等も重点的にやらせていただいて、予算のほうを上げさせていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田です。お答えいたします。

5年見直しというのは、私たちの予算書ではなくて、先日の全員協議会でご報告会させていただきましたが、宮代町下水道事業経営戦略の中のことでと思います。この経営戦略を3月いっぱい策定ということで今、進めております。

そして、その中で先ほども申し上げましたがストックマネジメント計画というのを令和4年度に策定しまして、実際どのくらいの修繕費がかかるのかというのを概算で算出いたします。

経営戦略上は、取りあえずまだ額が確定してい

ないということで毎年8,000万円程度の修繕費を計上させていただいております。

それで、その暫定ということですので、こういう計画のもので、5年見直しということで、水道ビジョンもそうなんですけれども、こういう計画は大体10年計画が多いものですから、中間期で評価をするという決まりがございますので、当然、評価ということで5年後に見直しして、そこでまた将来の事業費を算出するような形になると思います。

それで、今後の住民負担ということでございますが、下水道事業も水道事業と同様に企業会計になりまして、原則は独立採算ということではございますが、それでは経営ができないということで一般会計から負担金を頂けることに、これは法律でなっております。その不足分を補助金として頂くことになっているんですが、経営戦略のときもご説明しましたが、ほとんど現時点での下水道事業というのは、過去に行った莫大な費用をかけて下水道事業を整備しておりましたので、その借入金の償還がほとんど、もう3割から4割ぐらい事業費にかかっておりますので、それがもうここ、令和8年くらいにはなくなっていく、少なくなっていく状況でございますので、今この計画どおりですと、当分の間は住民負担は増えていかないと、今のままの料金でできるのではないかと、現在の経営戦略上では考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君） まちづくり建設課副課長、小川でございます。

委員のご質問のございました遊歩道を歩いているときにトイレがないということで、公園へのトイレの整備というご質問でございましたが、大変

恐縮ではございますが、外に出る前にあらかじめご自宅でお済ましただけると助かります。それから、どうしてもという場合は、近くの公共施設等をご利用いただければと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ちょっと最後のところがちょっと、自宅でやれと。自宅でやってきますよ、皆さん。自宅で間に合わないから言っているんですよ、歩いていて。ふざけた回答だなというふうに思われてもしようがないなと思いますよ、今の回答は。

町民の健康の増進ですから、それは自宅でやってこいというのは難しいですよ。じゃ、トイレ、全部職場でも自宅でやってこいというんですか。おかしいでしょう、そんな言い方は。

私からすれば変な回答の仕方だなという感じがしますよ。もう少しましな回答を言ってくださいよ。確かに将来的にはその気持ちも分かります。将来的には、整備していきます、検討しますぐらいは言っていたでもいいんじゃないんですか。

宮代町だけです、白岡に行ったらあるんですから、公園にも、小さな公園にも。駅にあって、駅の近くに公園にもあって、団地の中の公園にもありますよ。私全部調べてきましたよ、それ。健康増進だとか何とかと言っても、これはおかしいですよ、ちょっと。

私は整備を求めます、これについては。生理現象ですから、いつどうなるか分かりませんよ、誰だって。

それと、下水道費は将来的にやっているんだということですが、今水道代とか、電気代とか全て公共料金上がっていますよね。将来的に今のところは上げなくて済むんだということ言

っていますけれども、計画的には見直しを考えていることなんですよ。ぜひその辺のところは家庭負担が重くならないように。

上げるなということを私は言いたいんですよ。全ての公共料金上がっていますから、もう。公共料金だけじゃないですよ。食事、食べ物を買いにいっても上がっていますので、これ以上負担したら皆さん、税金も払えなくなりますよ。そういう人が増えてきていますので、ぜひその辺のところは考えてほしいと思います。

そのことについては結構です、言わなくても。

あと、道路新設改良費ですけれども、計画的にということで予算を増やすみたいな要望をすることによって言っていますけれども、本当に計画的にやってほしいと思っていますよ。来年はきちんと計画的に、ここと、こことここをやるんだということを前もって分かるようにしてほしいですよ。

特に私なんか歩いていると、和戸のほうの生活道路、悪いですよ。県道と並行して走っているところの。あそこなんか凸凹ですよ、あれって思っちゃうほど。いろんな工事やっていて。バイクなんかであそこ歩いたら怖くて走れない、はっきり言って。生活道路ですよ。

そういうことで、計画的にやってほしいというのが私の要望です。

公園だけはお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君） まちづくり建設課副課長、小川でございます。

公園のトイレの整備の関係でございますが、冒頭お答え申し上げましたとおり、整備につきましては莫大な費用がかかることから現在のところトイレの整備につきましては、予定はしてございま

せん。大変申し訳ございませんが、近くの公共施設等をご利用いただけるとありがたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
深井委員。

○委員（深井義秋君） 委員の深井でございます。
3点質問させていただきます。

ページ、146ページから165ページ、道路維持管理事業ですね、(1)道路維持管理事業。

こちらの165ページにある道路側溝清掃業務委託料でございますが、この場所はどこの側溝でしょうか。また、地区の側溝清掃はできないのでしょうか。各自治会にて区長がカマスを町に申請して、家が町内会単位でやっておりましたが、高齢化したために各自治会ではできなくなりました。ぜひとも町で予算を取って業者に委託することを考慮していないか、お答え願います。

あと、ページ、166から167ページ、(2)の地区生活道路整備事業、こちらの12番委託料、測量設計委託料とありますが、この部分の設計委託料はどこの業者がやっているのか。

あとまた、次の14工事請負費500万、この地区生活道路整備工事、こちらはどこの地区のどこの場所か。それから、本年度の特徴に建築後退用地の整備とありますが、この後退用地の整備というのは、以前は私の土地もそうでしたが、杉戸土木事務所から県道を整備するときに、昔は町道だったと。それを30年ぐらい前なんです、それが県道に格上げになったときに、その場所が所有権を登記をしないで勝手に県道に整備されたというのは一応杉戸の県土整備事務所に言ったら、それは寄附になっているんじゃないかとなっていました、もうあまりにも日にちがたって、それは時効になって、その部分の負担は地主が寄附したこと

になっているというふうにありましたが、私も二、三か所の土地がそういう調べましたら、昔のままの所有権だった、そういうふうな、本来だったら請求すれば金になることなんですけれども、それがいつの間にか無償で同意をしたことになっております。

18の負担金、道路等後退用地補助金、これをそういう土地を考慮したら175万というのは少ないと思います。これを上げることはできないんでしょうか。

それから、ページ、170と171、170ページの5番東武動物公園東口駅周辺整備事業。

これは171ページに、第5次総合計画・実行計画と書いてありますが、今年度はどこまで進める計画ですか。杉戸町に向かって右側ですか、それとも用地買収が進んでいると思いますが、一部住民が移転に反対していると聞いております。全然進んでいませんが、そういう場合はどのように町が進めているんでしょうか。強制収用ですか。

あとは21番の補償、補填及び賠償金、これ5,700万と書いてありますが、この金額は保険会社の査定で出したんでしょうか。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長、高橋です。

まず、予算書のほうの164、165ページ、道路維持の道路側溝の清掃というところでございます。

こちらにつきましては、基本的には道路側溝の清掃というのは地区のほうでお願いしているところではあるんですけれども、交通量の多いようなところですか、暗渠になっているようなところというようなところで簡単にはできないようなところにつきましては、町で行っているような状況

でございます。

なかなかこちら、地元でやるというのは高齢化に伴いましてやるのが難しいということではあるかと思うんですけども、そうですね、全てを町のほうでやるというのも難しい点もございまして、あと調整区域でまず多いと思うんですけども、排水放流という形を取らせていただいているんだと思うんですけども、下水が整備されていないところの排水ですね、そういったものが側溝に出て、それが側溝清掃せざるを得なくなる状況になることが多いということで、排水放流承認を出すときには、基本的には自分の宅地内の管及び排水先の側溝というのは清掃してくださいというのが条件になっておりますので、その辺も踏まえて地元の方にやっていただいているということがありますので、ご理解いただければというふうに思っております。

続きまして、予算書の166、167ページの、こちら12番委託料のほうですね。こちらのほうがどこに発注されているかというようなところだと思うんですけども、こちらのほう令和4年の予算になりますので、まだ業者のほうは決まってはございませんが、未登記の道路ですとか、そういったものの用地を測量したりというようなことで対応させていただいているものでございまして、今年度の令和3年度との同額ということで予算計上させていただいているところでございます。

その下の段の14番道路工事費ということで、500万円という計上のお話だと思うんですけども、こちらにつきましては道路後退用地の整備ということで、基本的に道路後退用地というのは、建築基準法の42条2項道路と言われるもので、4メートル未満のもので、建築を伴って4メートルに整備する場合に、このセットバックするような形になるんですけども、そういったところにつ

きましての後退用地の整備等を行うものでございまして、こちらにつきましても、令和4年度の予算になりますので、どこに発注するかということはお金によって先ほどの説明のとおり入札になるのか、もしくは見積りになるのかというような形で業者が決まってくるものでございます。

その下の負担金、補助及び交付金ということで、道路後退用地の補助金ということになりますけれども、こちらにつきましては先ほどの工事のところの説明をさせていただきましたとおりに、2項道路のセットバックに関わります測量等のお金が個人で必要になってくるかと思うんですけども、それに対して町が測量費の一部を補助するという内容になってございます。

こちらにつきましても増額をさせていただきまして、昨年度は87万5,000円というところを175万というような形で予算要望をさせていただきまして、確定しているところでございます。

なので、こちらについては少ないということはないかと思うんですけども、そのような状況でございます。

すみません、それで県道の用地の寄附の件のお話がございましたんですが、基本的に県の取扱いと町の取扱いがちょっとどうなっているかというところなんですけれども、町のほうではそういった基本的に未登記というような扱いの道路、道路上はしているんですけども、個人の方の土地が残ってしまっていたりというところが、たまたまあるところはあるんですけども、そういったところにつきましては町では経緯等を調べさせていただきまして、状況によっては買収させていただくような場合もございまして、やっぱりそのケース・バイ・ケースでございまして、対応方法につきましては、その案件によって異なるかと思えます。

3番目の質問で、予算書の170ページ、171ページになるかと思うんですけれども、こちらが東口整備についての用地費等の関係だと思うんですけれども、こちらにつきましては、こちらのほう進捗率といたしまして面積で言いますと24.9%になっております。おおむね東武鉄道のほうから理解が得られているということで、こちらの用地の面積を足しますと63%というような進捗になってございます。

まだ契約していない方というのが、土地でいいますとおよそ9件ございます。こちらについては担当のほうが用地の交渉を進めさせていただいて、反対者の対応ということも質問に挙がっていたかとは思うんですけれども、基本的には強力な反対者は今のところいないというふうに考えてございます。

ただ、相続であったりいろいろな絡みがありますので、あと、県からの補助金のつき具合とかそういういったものもございますけれども、年に二、三件ずつ買えていけているのかなというふうに認識しているところなんですけれども、最悪ちょっと意向が合わずに反対ということで契約が難しい場合には、周りの状況にもよりますけれども、委員の方、皆様思っているかとは思うんですけれども、最終的には収用というような手続、やむを得ずそういう手続に入るというような可能性もございますので、そういった形で事業を進捗させていければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 深井委員。

○委員（深井義秋君） 再質問させていただきます。

ページ、165ページの道路側溝清掃業務委託料、こちらは先ほど、市街化調整区域とおっしゃっていましたが、ここは住宅地で市街化区域なんです。それで、側溝に蓋もありまして、それでこ

こは一応排水路ですか、にもなっているんですね。それで、その蓋を外して清掃するのに皆さんが高齢化しているためにできないと、そういう形で町に言っても何とも動いてくれないと、そういうこともありまして、ですからカマスも以前は町で取りに行って、皆さんで清掃したんですが、その後、皆さん、高齢化でその蓋を外すことができないと、そういう形でできないのがもう何年も続いているわけです。

ですから、その後、先ほど市街化調整区域と言いましたが、市街化調整区域ではなく市街化区域なんですよ。今後の町としてはやるつもりはあるんですか。お願いします。

○委員長（川野武志君） 1問でよろしいですか。

○委員（深井義秋君） それからですね、これが1つ。先ほど、何度も言いますが町道から県道に、前は町道だったんですね。うちの土地もそうなんです。一応そういう町道から県道、土木事務所から言わせると、それは町に言ってくれという返答がきました。

ですから、その町道から県道に移管するときに、所有権、登記、それはどうなっているんでしょうか、その手続上は。

あと3番目、170ページですが、5番の東武動物公園駅東口周辺整備事業、これについてもやはり大体解決が近づいていると言いましたが、私が聞いたところだと1件はどうしても移転はしないとっております、当事者から聞いたんですが。

ですから、最終的にやっぱり強制収用の手続に入るんでしょうか。この3点お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長、高橋でございます。

まず1点目の道路側溝の清掃ということで、町

がやっていただけないのかというようなことだと思わなければならない、基本的に市街化の道路側溝等の清掃については町民生活課のほうとちょっと相談、調整させていただきまして、状況等も確認させていただかなければ分からないこともございますので、ちょっとその辺、調整、確認させていただければというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

2番目の町から県道へ移管された道路について、県のほうから町に話してくれというようなお話があったということなのかもしれないんですが、ちょっと基本的に県のほうに移管したということであれば、県のほうの管理というふうになるということが通常のものかなと思いますが、ちょっと内容がよく分からないところもございますので、後で教えていただければその辺、調べさせていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

3番目の東口の件なんですけれども、こういった都市計画事業につきましては、やっぱり大きなエリアを買収なりというような形で交渉させていただくことになりますので、最終的に難しい、ご理解いただけないということであればそういった強制的な執行というものはなくはないです。

ただ、できればご理解いただきたいというのがありますので、事業の進捗で周りがもうほとんどなくなっているような状態で1件だけぽつんとというような状況であれば、それは間違いなくやらざるを得ないのかなと。工事が進められないのであれば、そういった手続もしていかななくてはならないということで、一応その辺は担当のほうも理解しておりまして、手続には入れるように交渉の記録を取ったりですとか、あと埼玉県ですとか、用地課であったり、収用のほうの担当に相談はしていますので、やる手続の方法としてはおおむね

分かっているというふうに思いますので、事業の進捗を見ながら進めていければというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 深井委員。

○委員（深井義秋君） 先ほど、町道と県道の件なんですけれども、道路の拡幅に関しましては、拡幅の場合、これ県道に限らず……

じゃ、これに関しては町民生活課と相談すればいいんですね。

じゃ、県道は分かりました。

以上です。

○委員長（川野武志君） ここで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時19分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

引き続き、まちづくり建設課の質疑を行います。質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

3点質問をさせていただきます。

予算書166、167ページ、私たちの予算書98ページです。

橋りょう整備事業についてです。こちらの橋梁架替工事道路管理者負担金についてですけれども、詳しくは道佛三丁目地内の寺の前橋の架け替え工事とのことなんですけれども、こちらの工事のご説明を、私たちの予算書の中にも書いてありますけれども、詳しくスケジュールなども含めて教えてください。

2問目は、予算書170、171ページです。

東武動物公園駅西口周辺整備事業についてです。

こちら資料の6ページにもありますけれども、交差点改良工事事業についての予算だと思いますが、こちらの詳しいスケジュールなど、どのような交差点にするのかなどを詳しく教えてください。

最後に、予算書172ページ、173ページ、公園等環境管理事業についてです。こちらの委託料のはらっパーク宮代指定管理料について伺います。

こちら、令和4年度ではらっパークの指定管理者のほうで追加されたサービスなどございましたら教えてください。お願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長の高橋でございます。

まず、予算書の166、167の寺の前橋の工事の件だと思うんですが、まずこちらに関しましては、現況が幅員のほう4.1メートル、長さが13.5メートルの橋梁が現在架かってございます。こちらの姫宮落川のほうの拡幅に伴いまして、今現在計画されているものとしたしましては、幅員が7.2メートル、長さが25.5メートルという形に大きな形になるということでございます。スケジュールといたしましては、多少、当初から遅れているような状況かとは思いますが、今年度から来年度にかけて完成する見込みというふうに県のほうから伺ってございます。

続きまして、2番目の質問ということで、予算書の170ページ、171ページの東武動物公園駅の西口の工事のほうなんですけれども、こちらの交差点改良、こちらにつきましては、これまでやってきました中央通り線、春日部久喜線よりも線路側のところなんですけれども、そちらのほうの整備が完了しまして、現在、今回工事に当たるラーメン屋さん側のほうなんですけれども、こちらが線形が車でいうと左側通行になると思うんですけれ

ども、ちょうどそちらの車屋さん側から出ると、対向のほうの車線とぶつかってしまうような形状になってございますので、これはかなり危険な状況ということで、そのセンターラインを合わせるような形で16メートル道路から16メートルにセンターを合わせてというような形が取ればいいんですが、ちょっとラーメン屋さん側のほうが用地が買えていないということもありまして、センターラインを合わせた形で用地買収をしたところから先が現況水路を合わせて7メートルになってございますので、その車道の幅員のセンターを合わせてうまく交差点の改良をしていこうというふうに考えてございます。

スケジュールについては、今、用地のところに電柱が1本立ってございまして、その電柱にいろんなケーブルが乗っている状況でございます。これの移設のほうを今年度お願いしている状況でございまして、なかなかその電柱の移設に時間がかかるというふうに伺っております。いろんなものが乗っているため、余計かかるというような、設計ですとか、上に乗っている関係の占有者との協議が時間がかかるというふうに伺っておりまして、これが終わりましたら補償させていただいて、残った残地のところに移転させていただいて、それからの工事になりますので、もしかすると来年度いっぱい終わらなくなる可能性もございますが、電柱の移設が終わったらずぐに工事に取りかかれるように調整をして進めていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君） まちづくり建設課副課長、小川でございます。

予算書172、173ページ、公園等環境管理事業の

うち、12節委託料、はらっパーク宮代指定管理料の関係で、令和4年度における追加サービスはというご質問でございました。指定管理者のほうにつきましては、令和4年度からが第4期になりまして、日本環境マネジメント株式会社というところが管理することとなっております。

第3期から引き続きの会社になりますが、こちらで計画しております自主事業というものがございます。この中で、令和4年度から新たに始めるものといたしまして、パンプトラックというのを設置させていただきます。これは、スケートボードをやる際に、山型の台を設置してスラロームを造るようなものなんですけれども、そちらを調整池のほうに設置する予定でございます。こちらが新規事業になります。

それから、ボルダリングといいまして壁を登るような、そういったアイデアのほうもいただいております。そちらも設置する計画だということで聞いております。

そのほか、モルックという競技というか、ものがあるんですけれども、そういったものの体験教室を開くというのも聞いてございます。そちらが新規事業、新たな追加サービスということでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

再質問をさせていただきます。

橋りょう整備事業についてなんですけれども、橋の架け替えということで先ほどのご説明で承知をいたしました。

その関連で、その先の今の姫宮落川の工事に伴って桜の木をちょうどその辺りを切って工事をしているんですけれども、その辺りの前、畑だった場所が広がっているところとか、あの辺がどの

ようになっていくのかというのを分かっていたら教えてください。

2点目なんですけれども、交差点のこの地図でいう手前側のほうの工事ということで承知をいたしました。ここの道路がちょっとカーブしていて危ないなといつも思っているんですけれども、信号などはつくのか、もう一度伺いたいします。

最後に、はらっパークについてなんですけれども、スケートボードなどのご要望も多かったと思いますので、このようなまた新たに、今年度から指定管理ということでいろんなことを取り入れていただいております。

それで、以前、指定管理のときに伺ったものがモルックということだったのかなと思うんですけれども、それが新たにできる道具とか場所とかはあるのか、そのあたりをもう一度伺うことと、あとははらっパークの原っぱのような感じで、広いところでキャッチボールをしたりいろんなことができるということでもとてもいい場所だとは思っています。遊具について人工芝でできている滑り台のようなものが1つあるんですけれども、それ1つでも本当に子供たちはそこで滑り台をしてよく遊んでいると思うんですけれども、何か今後そういった全て整っている遊具をそろえた公園にするということではないにしても、遊具を置く予定などはあったり、町から要望されたりとかそういうことがあるのか、お願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長、高橋でございます。

質問の前に、すみません、先ほどのスケジュールの関係で、ちょっと誤りがありましたので訂正させていただければと思います。

今、県のほうで寺の前橋のほうの設計等を進め

ているということで、その負担金をお支払いしているような状況でございまして、すみません、完成というお話がございまして、工事についてはこれから設計が終わってから令和6年、7年ぐらいということで工事に入って完成というような形で伺ってございます。

桜の木が切られて、周辺の畑等のところが空地になっているかと思うんですけれども、そちらに関しましては、資材を置いたりですとかそういったもので県がお借りしているような形で一時使わせていただいているというふうに伺ってございます。

続きまして、2番目の質問の県道のところのカーブということだと思うんですけれども、確かに久喜方面に向かって左にカーブしていきまして、歩道もちゃんと整備されていないような状況で見づらい状況でございます。そういったことで警察のほうとの協議は行っているところではあるんですけれども、警察から言われているところでは、信号と信号の距離が近いと。県道春日部久喜線の久喜に向かって1つ目のラーメン屋さんがあったりというところの信号と新設を要望している箇所の交差点の距離が近いということがございまして、基本的には難しいというふうに聞いております。問題をクリアするためには、どちらかの信号をなくしてほしいというような形で意見されております。

なので、その辺の問題等がクリアできれば大丈夫かとは思いますが、ちょっと今現在つけられるかどうかというのは、すみません、はっきり言えないところではあるんですけれども、調整させていただいて進めさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君） まちづくり建設課副課長、小川でございます。

まず、新規事業のモルックの関係でございしますが、こちらについては来年度、年2回の体験教室を予定しております。したがって、体験教室に来ていただいた方たちなどのご意見を聞きながら、こちらについてはニーズが高まればレンタル等についても検討する必要があるかなというふうには考えております。

また、遊具についてでございますが、はらっパークにつきましては、あのような広大な芝生広場が広がっているということが一つの魅力なのかなというふうには考えてございまして、現在のところ、新たな遊具の設置については考えてはございませんが、こういった意見もございましたということで指定管理者のほうには伝えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。お願いします。

資料10ページの和戸横町の進捗についてお伺いします。

地元の方たちの話によると、ちょっと大きなところが入ってくるんじゃないかという話もありますし、あと久喜との境のところに今大きな看板ができました。「首都圏でいちばん輝く町」とすごい目立っていて、この町が豊かになって未来が見えるのかなと思うんですけれども、あの看板というのは事業者が立ててくださったのか、町が立ててくださったのか、進捗と一緒にお願いします。

あと、予算書の166ページの地区生活道路整備事業です。

前段の委員からも質問ありましたけれども、地区生活道路のやっぱり整備をもう少しやっていただきたいと思うんですが、特に担当課もご存知だと思えるんですけども、新白岡に行くところの境、新白岡との境が何年か前にもやっぱりそこでけがした方もいらっしやったけれども、白岡がその先きれいに整備されたんですよね、今年。そんな状況から、隣の市との境との道の整備をやはりきちんとしていただきたいなと思うんで、その辺、優先順位があると毎年お聞きするんですが、こういうところの優先順位というのは何年に回ってくるかとやはり計画的に立ててほしいなと思って質問します。

あと、173ページ、公園等環境管理事業についてです。

その中の本年度の特徴の中に、修繕工事で迅速な実施と書いてあるんですが、壊れたりとか点検とかしていただいているんですが、ちょっと一般質問にも出したんですが、整備というのが修繕だけじゃなくて、やはりペンキ塗りとかそういう予算もきちっと入っているのか、計画があるのかお聞きいたします。

あと、資料の1ページなんですが、先ほども出ていましたけれども、今年の予定ですか、健康マッ歩のところがピンクになっているんですけども、ここは草とかの除草なんですが、結構傷んだりしているところはやはり高齢化で自転車、ベビーカー、皆さん通るのにこの整備というのは除草しかないんですが、きちっと安全確保のために整備をしてくれているのか。特にピンクで線が引かれているので、ちょっとそこの辺の予定をお聞きします。

あと、ほかの課も聞きますけれども、資料13番、LEDです。去年よりやっていただいている気はするんですけども、はらっパークの指定管理の

方はいろいろ先ほどの質問の中でもいろんなことをやってくださってありがたいんですが、資料13ページです。はらっパークのほうの進捗が進まない状況なので、このあたりは担当からお話ししていただいているのか、今後どういうスケジュールになっていくのかお聞きします。

6点になります。お願いします。

○委員長（川野武志君） 丸山委員、5点ですね。

答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まず、166ページ、167ページの地区生活道路についての工事費の件だと思うんですけども、先ほどの説明のとおり、町職員の理解しているところございまして、予算要望もさせていただいているところでございます。

特に、委員おっしゃるとおり町道77号線になるかなと、新白岡に抜けるところの道路につきましては、職員のほうで交通量を測ったりとかいろんなことをやりまして整備に向けての準備をしているところございまして、できれば令和3年度の予算の中で発注ができればというふうに考えておりますので、繰越し等になるのかもしれないですけれども、対応させていただければというふうに考えてございます。

4番目の質問の中で、資料の1ページの健康マッ歩のところ、道路維持の健康マッ歩の除草というふうに書かせていただいております。そうですね、場所によって状況はまた確認させていただきまして、広いところであれば対応させていただければと思いますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君） まちづくり建設課副課長、小川でございます。

まず1点目、委員会資料の11ページ、和戸横町地区進捗状況と進出企業の関係でございまして、1つ目、看板の設置についてでございますが、こちらにつきましては施工者のほうの大和ハウス工業と設計のほう等に携わりました日本興新という会社がございますが、そちらの連名で看板のほうを設置しているところでございます。

続きまして、和戸横町の進捗状況でございますが、委員会資料の11ページの(2)土地利用計画図のほうをご覧ください。

こちらに、右側になるんですが、2街区というふうに書いてございます。こちらにつきましては、現在物流施設の建築工事のほうを進めておりまして、それに合わせて周辺道路、それから水路、調整池等の整備を進めてございます。建築工事につきましては、令和4年の秋に竣工予定でございます。現在、それに向けて鋭意工事を進めているところでございます。

続きまして、予算書のほうでございます。172ページ、173ページ、公園等環境管理事業、こちらの事業概要のほうに公園遊具等の本年度の特徴といたしまして、公園遊具等の定期点検及び修繕工事の迅速な実施ということが記載されております。こちらについて、ペンキ塗り等の予定も入っているのではというようなご質問でございましたが、今現在予定しているところはございませんが、当然ペンキが薄くなっているところについては、この中で対応させていただきたいと考えてございます。こちらの予算につきましては、この事業の10、需用費、こちらのほうの消耗品費のほうからペンキ代等を捻出する予定で考えてございます。

続きまして、委員会資料の13、各施設のLEDの取組の中で、はらっパーク宮代におけるLED

化率につきまして進んでいない状況、今後の予定はということでございましたが、今現在、建物の蛍光灯については不具合が発生したときにそのタイミングで交換をしているような状況でございます。また、今後もそういったような不具合のタイミングで交換については考えていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。ありがとうございます。

1番目の和戸横町、遠くから見てもすごい建物は大きくなってきて進んでいるのが分かります。

地元の人たちの声と一部からも、もう久喜との境のほうの第1のほうですか、あっちもう決まったという話もちょっと聞こえてきたりしているのと、あと、地元の方がアマゾンが来ると言っているんですけども、ちょっと私、それ、えっと思うんですけども、何かいろんなうわさも出ているので、その辺、正しくはどうなっているのかお聞きします。

あの看板は大和ハウスと日本興新さんが立ててくれたということで、すごく大きく目立っていていいなと思ひまして、そこは分かりました。

ページ166の地区生活道路なんですけれども、ありがとうございます。結構新白岡に向けての道はすごい交通量もあるし、私もよく使うんですけども、本当に交通量が多いのに、でも本当に傷んでいる。さっき言ったように白岡が直ってしまったのですごく差が出てしまったんでちょっと気になっていたんですけども、令和3年で発注ということで分かりました。

前もお願いしたんですけども、杉戸町との境の鎌倉橋、飛び地のむさし堤とかを利用する万願寺橋の古利根の境の道路とかはほとんど杉戸の方

が利用はするんですけれども、ああいうところもやっぱりちょっと利用は杉戸町の方がほとんどですけれども、でも須賀の方とか皆さん使うので、やはりあの辺も整備をしっかりとしていきたいということと、やはり散歩の方が非常に多いんです。私もたまに行きますけれども、危なくて、本当にけがしそうですね。よけるときに土手に下りるんですけれども、実際しっかりと調べていただいているところも杉戸町とも協議していただくのか分からないんですけれども、しっかりとそういう近隣の市町との境の道というのは本当に何か優先順位がすごい低いのかなと感じるところなので、そこをちょっと確認いたします。

あと、公園等のペンキとか、やっぱり壊れたら困るんですけれども、やはり見た目とか子供が遊ぶ、やはりとても大事なもので、やっぱり何年かに一回はしっかりと塗っていただくということは必要ですので、その辺ちゃんと予算に入れていただきたいと思います。今年は消耗品費で対応してくださるということなのでありがたいとは思いますが、でもこれは業者委託にはなかなか難しいかなと思うんですが、その辺も業者委託の金額で入るのかお聞きいたします。

あと、今、公園で前段委員も言っていたんですが、トイレの話なんですけど、トイレは必要という意見と、私の考えとしては、私も遊歩道を歩きます。怖いんですよ、人けがなくて。やっぱり遊歩道とかのトイレは性被害の割合は高いんですよ。公園とか夕方から小さい子とか、今は男の子も被害に遭いますので、そういうとき一定のしっかりとやっぱり予算がないとか、かかるという観点じゃなくて、安全性というのを考えてやはりやっていただきたいというのと、必要だったら本当に維持管理をきちっとやって、どこか距離も測ってしっかりと造ってもらおう。やっぱり遊歩道

に造るというのは本当に怖いというのがありますので、そういうところはしっかりと考えていただきたいと思います。その辺どう思うのかお願いします。

あと、資料1の健康マッパなんですけれども、すごくお金をかけて造っていただいた遊歩道なんですけれども、やっぱりお金をかけてもらった分だけ剥がれてくるんですよ、ころころと。だから、普通のアスファルトと違うので、その辺お金もかかるんですけれども、傷み出すと一気に全部ぼろぼろとなって歩きづらい、転びやすい、ベビーカーが動かしづらい、そこをちょっと点検してしっかりと対応を年間の修理費でできるのか、ちゃんと大きくやるのか、そこをお聞きします。

あと、LEDですが、建物自体がそんなに大きいところではないので、はらっパークは一度にといたら無理かと思うので、分かりましたので、指定管理さんにはこういう町としてきちっと動いているということをお話していただいて、積極的にやっていただきたいので、そういうことをお願いしてもらいたいので、そのあたりもう一回お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長の高橋でございます。

2番目のお話なんですけれども、地区生活道路の整備ということで市町村の境の道路、交通量が多かったり散歩だったりということで利用者がいるということは重々承知しているところではございます。どこの道路でもそうなんですけれども、現場は確認させていただきまして、対応できるところは早急に対応という形でやらせていただければというふうに考えておりまして、予算要望のほ

うもしていきたいというふうに考えております。

あと、4番目の健康マッ歩の件なんですけれども、当初土系舗装だったりというようなところがあって、がたがたになりやすいというのは承知しているところでございます。今の状況で令和4年度に路線として対応するというのはちょっと難しいので、場所場所で修繕になるかなというふうには思うんですけども、将来的には予算のほうを要望していかなくはならないのかなというふうに、造ってから何年もたちますので予算要望のほうをいただければというふうには思っています。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（小川英一郎君） まちづくり建設課副課長、小川でございます。

まず1点目でございますが、委員会資料の11ページ、和戸横町の関係でございます。

こちらについて1街区のほうについていろいろなわさがあるというようなお話でございましたが、町のほうにもまだ何ができるというような相談は来てございませんし、何ができるかというのはちょっと分かりかねるところでございます。

続きまして、予算書172、173ページ、公園等環境管理事業でございます。

公園のペンキについて何年かに一回は塗る必要があるんじゃないかということで、そちらについて業者委託等、金額に入れてあるのかというようなご質問でございましたが、業者に頼む必要のある塗装の場合でございますが、そちらにつきましては10節需用費の施設修繕料、こちらの中で対応ができるというふうに考えてございます。

また、前段の委員さんからもご質問のございましたトイレの関係でございますが、私のほうで先ほど設置について費用も膨大にかかるため、現在

のところ設置の計画はないということで答えはさせていただきました。そうすると、全く造らないというような話にはなるとは思いますが、例えば、歩いている方に近くにこういったトイレがあるというような案内看板等を出すことは可能なのかなというふうには考えてございますので、そういった方向でちょっと検討のほうをさせていただきいなというふうには考えてございます。

最後に、委員会資料の13ページのLEDの関係でございます。

こちらにつきまして、はらっパークにおいては電気の不具合のタイミングでLEDに交換をさせていただいておりますということでお答えを申し上げました。LEDに変えることによって電気料のほうにも反映されると思います。このような意見がありましたことは指定管理者のほうにも伝えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 暫時休憩。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○委員長（川野武志君） 質疑を続けますので、よろしく願いいたします。

小河原委員。

○委員（小河原 正君） まちづくり建設課の内容について幾つも聞きたいことはあるんですけども、今日は2点だけに絞りたいと思います。

1つは、前段者もいろいろ何人かの方が道路修繕の問題。私も気になっているのは、最近、宮代の道路事情だかどういいう事情だか分からないんですけども、道路によってはその裏道になって道路の結構大きいのか、交通量が多くなっている。

それはしょうがないとは思っていますが、道路がそういうところは十分傷んでいる。もう真ん中はひび割れになっちゃって、あれほっぽっておいたら相当金がかかるようになるんじゃないかと心配しているわけです。それはしょうがないとして、ですから舗装の順番というのをもう一回舗装の修繕のやっぱり順番、どういう考えかを一つは教えてもらいたい。早いうちに手を打っておいたほうがいいのもあると思いますので、そこら辺の絡みでひとつ説明を願いたいと思います。

あと、2点目についてなんですが、聞くのはやめようかと思ったんですけども、今、町道12号線というか、春日部久喜線の問題とか、これから北春日部との町道252号線との問題とか出てきますよね。そこで、代執行、私も1回経験しています、代執行で。嫌な雰囲気だよ、確かにやりたくないよね。でも、経験者の一人として、私、代執行というのは本当に嫌だなと思う。道佛の区画整理で経験しているんですよ。もうあのやり方は異常だよ、一般的から見れば。我々がやったときには異常でも、やらざるを得ない。町の考え方でやってくださいということです。道佛の区画整理の役員、我々がやったわけですよ。確かによくないよね、あれ。でも成功したわけ、あれ、代執行して。あの嫌な雰囲気を味わったんですよ。ですから、これは役場は多分代執行はどうなんだといってもやる気はないよね。

また、けんかするみたいにやるんですから、ですから、法的にもその時点でちゃんとやるわけ。えらい嫌な雰囲気。そういうことを今後どうするのかというのは、私、今言ったこれからの問題で代執行しなくちゃ、ほとんど解決できないと思うような事態が出てくると思います、宮代も。

それは、今度の町道252号線の一軒引つかかるような問題、あの人があれは私は嫌ですよと言っ

たら、ほとんど開発できないよね。多分皆さんが理解するように話して、相手理解してくれるとは思いますが、場合によっては、そういうことを考えて、今でも駄目なところがありますよね。もう何年で、20年ぐらい駄目なんだよ、あれ。ああいうのもどうするんだというふうに町の人は騒いでいるわけ。騒いでいてもそれは大変だというのは分かりますから、私は話を聞かされると、代執行というのはすごい大変なんだよということで話はします。

でも、今後その問題についてどういう考えなのか、ある程度やらないと成功しないというのは幾つか出てくると思いますよ。ですから、今、宮代町は代執行についてどういう考えを持っているか、聞かせてもらいたいと思います。

その2点です、今日は。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長の高橋でございます。

1点目の道路の修繕、交通量が多くて道路のほうに傷んでいるというような形で、舗装の計画的な修繕というようなご質問かと思います。

予算のない中でなんですけれども、まずはひびが割れたりというような状況になると思いますので、早めに接着剤的なもので補修をするですとか、どうしても雨が入ったりして、そこをまた車が通ったりすると、どんどんひびが割れてしまうというのがありますので、そこまで傷まないうちになるべく早く早くというような形で、お金がかからずにも長く使えるようにというふうには努力しているところでございます。

また、いい製品なども出てきていますので、そういうものの利用も今検討しているところであります、傷んでしまった道路についてはこちら

の資料にもございますとおり、最終的には優先順位をふるいにかけてじゃないんですけれども、優先順位によって整備していく、直していくというような形になってしまうんですけれども、そうならないようにまずは努力したいなというふうに思っております。

2点目の都市計画道路等の用地買収の最終的に買えないところはどうかというご心配だと思っておりますけれども、私も道佛の件はよく道仏の事務所にいましたので分かっているんですけれども、町道252号線の延伸ですとかそういったところでの反対されている方というのも承知しております、先ほどの説明でもありましたとおり県のほうの用地課とも話しております。やっぱり交渉の経緯ですとか、周りの進捗状況等をよく記録に残しておいた上で、いつのタイミングでやるのかというのが大事だというふうに伺っていますので、その辺はきちんと記録を取りながら、また相談をしながら最終的に町が行うというような収用の手続になりますので、そのぐらいの心積もりで都市計画道路として整備していかなくちゃならないのかなというふうに思っていますので、最終的にはそういう手続を取らざるを得ないと思うんですけれども、その前にどうかご理解を得たいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 優先順位、生活道路の優先順位というのを小河原委員は質問されたかと思うんですけれども、その辺は答えられますか。決め方ですかね、順番の決め方ということで質問されたと思うんです。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） すみません、お答えさせていただきます。

○委員長（川野武志君） 副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづ

くり建設課副課長の高橋でございます。

資料のほうの3ページにもございますとおり、道路を整備する際にはやっぱり優先順位が必要ということで、これはあくまで視点なんですけれども、これを行う際の緊急性であったり安全性を考慮するであったり、あとは町の政策に合っているかといったところ、経済面、費用対効果、それから施設の状況等の現状、それからあとは、周りの環境、町民の協力体制ですとかそういったものも含めまして検討させていただきます。これについては、新設する道路だけでなく、要望されている路線についても同じような考え方で限られた予算の中で優先順位をつけざるを得ないというところでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） どうもありがとうございました。

優先順位については、いろんな多くの人の声も聞く必要があると思いますが、正直言って自分が住んでいる目の前というか近くは目につくんだよね、どうしても。そこら辺をこうしろということはいえませんが、ひとつ早くやらないと後でえらい金かかるんじゃないかというような場所もありますから、それは町の財政のことを考えれば、それは早めに手を打つ、文書的な問題じゃなくて、早めに手を打つべきではないかなというのは私は思うんで、ひとつそうお願いしたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので。

2点目の代執行、今の答弁でよしとしなくちゃいけないのかなとは思っておりますけれども、まず、ほっぽいといったら10年、20年、年々問題が残ってしまうと思いますよ。よく話を聞くのは、例えば都市計画道路じゃないけれども、もう将来的にはここは道路が広がりますよと分かっているんだか

ら、許可をして、家も建ってしまう。道路を広げるときはそこところが話がつかないわけだよ。何でつかないんだろうなと。話を聞くといえば結構町の人は知っているんだよね。あれは都市計画道路を許可したときには判こを押しているはずだよと。それで言っても話がつかないんだ、どういふんだろうねとよく聞くわけ。それはその人の立場もあるけれども。

そういうことを考えたり、あとこれから、今でも全然話がつかないところがありますよね、出張っちゃって、全然。もう何年たつだろう、あれ。それもいろいろ何か理由があるようですけども、それはそのままずっと10年、20年ずっとほっとおいたら、例えばこれから開発できる町道252号線の路線、あれ相当、場合によってはよっぽど早いうちに手を打たないと話がつかないと思いますよ。つかなければ、春日部との話し合いも宙に浮いてしまうわけだね。あそこに橋を架けるわけですから。

そういうことを考えると、私は、場合によっては本当つらいかもしれないけれども、代執行というのをやらざるを得ないというような時代も来るんじゃないかなと私は心配しているわけです。

ですから、今、本当に町はそのぐらいの気持ちがあるのかどうか、それは相手がいることだから大変だね。そうならないように話をつけてもらうのが一番いいんだけど、そう言ったって住んでいる人の権限があるから。北春日部とのつながりは、あれは多分住んでいる人はあそこに橋が来るということを知らなかったと思いますよ。今の町道252号線が真っすぐ行くと思っていただけから、大体一般的に。それがこんなにぐにやり曲がるんだから。そういう人だから、相当真剣に、また親切に説明しなかったら、代執行でもやらなかったら成功しないと思いますよ。それでいいの

かどうかというのは、私の考えは別にして、町はそのぐらいの勇氣があるのかどうかと聞きたいわけですよ。そうしろとは言いませんよ。代執行しろとは。あんな嫌な思いしたくないもの。副課長も経験があると言ったけれども、私たちは前面に出てやったんだから、あの嫌なことを。すごいですよ。もう二度とあんなことはやりたくない。すごいですよ、代執行というのは。

ですから、そういうことを考えて、町はどのぐらいの気持ちを持っているのかというのを聞きたいわけですよ。代執行しないためにどういう運動をしますという。そういう説明がないんだよ。どういふふうに解決するのか、もう一回教えてもらいたいと思います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長の高橋でございます。

今の話、町道252号線の延伸の話かと思うんですけども、まず、意気込みというか、最終的にどうなるかということかと思うんですけども、説明を先ほどもさせていただいたように、最終的な方法というのは収用になる可能性がございますので、そうなるときの準備として、交渉段階の記録であったり周りの事業の進捗状況というのが必要であって、それをきちんと整理した上でないと収用までいけないということを伺っていますので、そういう資料を集めながら交渉を進めさせていただくというような流れになっておりますので、それがきちんとしていないと逆に収用にまで持ち込めないという形なので、そうならないように交渉については丁寧にやった上で記録をちゃんと残しておく。最終的には収用に向けた資料として使えるような形にできるようにそういう資料をつくったりというようなことを重ねていくような努力を

したいというふうを考えております。

町道252号線の線形の話で、1軒当たってしまうというようなお話もあったかと思うんですけれども、こちらの方につきましては、線形の話で特別扱いではないんですけれども、住んでいるということもありますので、まずもう説明に行かせていただいております。この方につきましては、確におっしゃるとおり、何で真つすぐじゃないんだという話もございましたけれども、その辺の経緯等は春日部市側の計画もございますので、よく説明をさせていただきまして納得していただいているのかなというふうには考えております。

今後については、用地の測量ですとか、あと物件の補償について調査をさせていただくということで、都市計画決定がされてからそういう調査に入らせていただきますので、やっぱり全面的に当たってしまいますので、補償額を見ないとどういう再建をするかというのがなかなか考えがまとまらないと思いますので、できれば都市計画決定ができればすぐにでも、今、予算がついていけませんので予算を確保するなりして調査に入らせていただいて、補償額を確定させるという手続がまず必要かなというふうには思っていますけれども、その辺の説明を担当のほうで伺ってさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） それでは、ここで休憩いたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時15分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

引き続きまちづくり建設課の質疑に入りたいと

思います。

質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、162、163ページの土木費の中の道路台帳整備事業なんですけど、これは冒頭、前段の委員も伺っていたと思いますが、金額が150万円、前年度と比較して大きいもんですから、大きな道路の認定、廃止の管理かなというふうに思いますけれども、その辺、主な内容で結構ですので、すみません、もう一度その点についてお尋ねしたいと思います。

続きまして、164、165ページの道路維持費の中の都市計画道路整備事業です。

内容については、先ほど説明もありました。それから町道第12号線との関係だと思うんですけれども、都市計画道路については、やはり他市との、ほかの自治体との関係で、ほかの自治体が進んでいれば、それと併せてつなぐように都市計画道路も整備されるということがあると思うんですが、そういう意味で、私は新橋通り線、これについての現状、どういうふうになっているのか、また展望などについてもお尋ねしたいと思います。

それから、168ページ、169ページの都市計画総務費の中の一般住宅耐震対策事業であります。

これは、非常に大事だと思うし、いざというときのやはり住民の生命に関わる問題でもあるので、進めなければいけないんですけれども、参考資料も示されているんですけれども、住宅の耐震化の現状ということで、現在87%まで進んでいるということなんですけど、これはパーセンテージだけで、実際どういうふうになっているのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

あわせて、これは耐震診断あるいは改修工事、

ブロック塀の撤去補助金の実績も載っているんですけども、ややもするとブロック塀のほうが非常に実施率が低いと、特に低いというふうになっているんですけども、この辺の状況は。なぜこういうふうになっているのかということで、まずお尋ねしたいと思います。

それから、次のページの170、171ページの東武動物公園駅西口周辺整備事業なんですけれども、これは今回お示しされておりますけれども、西口周辺エリアの価値を高める。まず、その前に、新年度はどこからどこまで整備されるのかということでお尋ねしたいと思います。あと、西口から東武動物公園まで、あるいは新しい村というのもありますけれども、そこまで出のかどうか、その点もお願いしたいと思います。

それから、東武動物公園駅東口周辺整備事業。

これにつきましては、前段の委員の中でも質疑がありましたが、私は駅東口地区のターミナルの関係でどこまで進んでいるのか、その点について非常に、新年度ではどこまで目標にしてされているのか、その点も併せてお尋ねしたいと思います。

それから、最後は172、173ページの公園等環境管理事業ということで、先ほど公園費の関係で前段の委員も答弁していましたが、私も、トイレについては、それはもう全然、設置は考えていないのかというふうに捉えたんですけれども、さらに前段の委員の質問で、そういうふうに捉えられると困るので、案内板を設置するというふうな答弁がありました。これは思いつきではないと思うんです。だとすれば、確かに設置はできないのかという質問なので、その辺ですばっと答弁してもよかったのかなと思いましたんで、これについては課長から答弁していただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長の高橋でございます。

まず、1問目の質問ということで、予算書の162ページ、163ページの台帳補正の関係かと思えますけれども、こちら基本的なものはもう既に行っているんですけども、それに対して前年度道路の認定、道路の廃止などがあったところについて補正を行うものでございまして、例えばですけども、道仏の区画整理事業ですとか、そういったものをやると相当量の都市計画道路の認定、廃止が伴います。そういったものと同様に、今回、和戸横町ですとか、その他いろいろあるんですけども、そういうところの認定、廃止を道路台帳上補正を行わなくてはならないので、前年度にありました認定、廃止に伴いまして多少の増減が出てくるというようなことでご理解いただければと思います。

続きまして、予算書の164ページ、165ページの都市計画道路の整備費ということで、県道の整備等も併せて教えていただきたいというような質問だったかと思います。

まず、都市計画道路の町道12号線の整備につきましては、用地面積のほうの進捗率といたしまして89.3%、事業費ベースで考えると73.9%ということで、残りの用地買収といたしましては4軒程度残っています。そちらのほうの対応を進めながら工事のほうを行っていきたいというふうに考えております。

県のほうの事業につきましては、まず新橋通り線のほうが上げられていたかと思うんですけども、こちらのほう、杉戸県土整備事務所のほうで進められているわけなんですけれども、平成27年2月には境界立会い等行いまして用地の測量のほ

うが実施されている状況でございます。令和3年度に、新橋通り線の位置づけといたしましては、地権者からの要望があれば用地買収に応じる、予算化するというような形だったんですけれども、杉戸県土整備事務所のほうから少し伺ったところによると、1軒のほうの用地交渉がかなり進んでいて、来年度には購入できるのかなというような形かなと思っております。事業として本格的に始まれば、調査に入って用地買収という普通の流れになると思うんですけれども、まだ本格的な開始ということではないので、用地買収等の要望があれば対応というような形になってございます。恐らく令和4年度ぐらいからは事業化ということで本格的に始まると思うんですけれども、現状ではそのような状況でございます。

続きまして、予算書の170ページ、171ページ、東武動物公園駅西口周辺事業ということでご質問があったかと思うんですけれども、こちらの整備につきましては、まず今市民参加で進める上で、核となるような市民の方とお話を進めているところでございます。検討メンバーの確定までには至っていないんですけれども、少しずつそういったお仲間ができてきているところかなというふうに思っております。来年度の整備につきましては、本格的な整備につきましては、このわくわくロード整備事業という中なんですけれども、予算的には西口周辺整備事業ということもありまして、工事といたしましては交差点改良のほう、こちらのほうがメインになってくると思います。

そのほかといたしましては、市民の方と社会実験的な取組、町を盛り上げる、活性化するような社会実験を行いまして、その中でどのようなものが、どのような整備が必要なのかというところが出てきましたら、既存のところをちょっとずつ修繕するような形を取りながら整備をしていきたい

というふうに考えております。まずは、本格的な整備ではなくて、ちょこちょこ直していくような整備をイメージしていただければと思います。

こちらのほう、第5次総合計画の前期計画の中で上がっている事業でございまして、最終的にどこまで整備をするかというご質問だったかと思うんですけれども、現状、申し訳ないんですけれども、どこまでの整備というのはまだ決まっていない状況でございます。ただ、駅前広場から進修館の交差点までというのはほぼほぼ終わっていて、進修館のところから加藤園のところまでというのは片側の歩道が整備されている状況でございます。残ったところですか、あとこの取組自体が、道路というのは車から人へという流れになってきてございますので、実際にこのメインの通りが18メートルで車がメインのような幅員構成になっていきますけれども、そのようなものが今必要なのかどうかというところを社会実験しながら検討させていただいて、最終的な整備、あと、新しい村までつなぐ、回遊性を持たせるようなことができるような整備ができたというふうに考えてございます。

ちょっと、内容として市民参加で活動しながらのお話になってきますので、どこからどこまで整備するんですよとは言えないところがありますので、ご理解いただければと思います。

続きまして、予算書の170ページ、171ページの東武動物公園駅の東口ということで、ターミナルの事業はどこまで進んでいるのかということで、あと目標も含めてということだったかと思うんですけれども、こちらのほう、東口の街路事業として今進めているんですけれども、こちらが平成29年8月4日に事業認可をいただきまして、そこから進めている状況であるんですけれども、目標としては令和5年度、令和6年3月31日の完了を予

定して進めております。

ただ、こちらの事業につきましても地権者の方との交渉が入ってきますので、あと国庫補助金が入ってこない限りは回していけないような事業でございますので、その辺のつき具合と交渉の状況に応じてになってしまうんですけれども、おおむね7年を目標に進めている事業でございます。

駅前広場の面積的な進捗率といたしましては24.9%。ただ、東武鉄道の所有している、今駅前広場となっているところだと思うんですけれども、そちらのほうはおおむね理解が得られていますので、その面積を足しますと63%となっておりまして、用地的にまだ未契約の方は9軒あるということです。ただ、そこには店子さんですとかも含まれますので人数的にはもう少し多くなるんですけれども、用地を持っているという方としては9軒ということになっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（新井庸一君） まちづくり建設課主幹、新井と申します。

ご質問いただきました、予算書でいきますと168ページの下段から171ページにかけてでございます一般住宅耐震対策事業、それと今回委員会資料でお出しさせていただいております7ページ目の耐震改修促進計画の状況というところでの、特に資料内での現在の87%の数字上の内訳というまづお話をいただきました。

こちらにつきましては、宮代町の耐震改修促進計画というものをつくっております、こちらの数字をお出しさせていただいている形になります。こちらの根拠としまして、昭和56年6月以降なのかそうでないのかというところが大きなポイントでございます。こちらの数字につきましては、住

宅土地統計調査という調査を基にお出しさせていただいている数字になりまして、56年6月以降現在までにおうちを建てた方といいますか、棟数。こちらにつきましては、その数字ですと1万4,037棟。逆に、今度はそれより以前の住宅がまだあるという住宅につきましては2,388棟。これを割り算しますと87%になるというような形になります。昨年末現在の数字ですので、若干変わっているところがございますが、住宅土地統計調査自体が4年に1回になりますので、現在こちらの数字を使わせていただいているというのが現状でございます。

それと、もう一つ、ブロック塀の補助数の低迷につきましては町の考え方というところでございますが、こちらの制度につきましては令和2年度から補助という形で創設をさせていただいております。資料のとおり、昨年は2件、今年度もまだ1件というような数字ではございます。こちらの数字につきまして、私どもも少し解析していかなければならないのかなというところもございまして、本年度、県のほうで調べました緊急輸送道路、災害時に例えば物資とかを運ぶ高規格道路というんですかね、少し幅員のある広域性を持った道路沿いの、私たちの目視ではありますけれども、危ないであろうというブロックを所持所有している方、数字でいきますと43軒ばかりあるかなというところで調査させていただきまして、この方々にアンケートを取らせていただきました。内容につきましては、常時というわけではないんですけれども、目視でも結構ですので、ブロックの安全性について、ご自身でチェックしたことがありますかですとか、あとは、もし金銭的とか余裕とかというもの含めて、改修する意向とかはありますかですとか。あとは、先ほどもありました、補助制度というものをご存じですかというような、

あまり多くない質問ではあったんですが、アンケートをさせていただきました。回収率はあまりよくはなかったんですけども、その中で見えたものにつきましては、やはり、こう言うのは失礼かもしれませんが、多少、ブロック倒壊による例えば二次災害ですとかも踏まえた意味での意識というのがちょっと若干低いのかなというのがまず一つ思われたという点。

それと、私どもの責任もあると思いますが、制度が新しいというところもあると思いますけれども、全体的に周知がまだ浸透していないというところの反省点というのが浮かび上がったところですよ。

町としまして、耐震の、建物もそうですけれども、やはりブロックというものも直接の災害とか、あと二次災害の危険性を考えれば、やはり重点的にこちらのほうは力を入れていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、私ども、できる限りの範囲で、特に現在コロナ禍でイベントですとか、なかなか周知できないという部分もあると思うんですけども、そういう状況の中でも皆さんに知ってもらって、使っていただけるような方法、あとは周知の方法というのを少し考えていく中で、こちらの数字がどんどん増えて来ればいいのかというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君） まちづくり建設課長の石塚でございます。

予算書の172、173ページの公園等環境管理事業に関連いたしまして、公園や遊歩道にトイレや看板の設置をというご質問が、前段の委員さんからいただいております。

トイレの設置に当たりましては、必要か必要でないかという問いに当たっては、当然あったほうがいいというふうには考えております。ただ、設置に当たりましては、まずは費用がかかる、その後の維持管理費もかかる。そして、今このような時代ですので、特にトイレは外から閉鎖されて、遮断されて、閉鎖的な空間ということもありますので、新たにつくった施設が犯罪の場になってしまっただけではいけませんので、防犯ベルとか防犯カメラも当然設置していくということが求められると思います。

また、特にトイレを設置するとなりますと、公園に隣接している住民の方々、または地元の自治会の方々にも十分ご理解をいただく必要があると思います。トイレができたから便利になるというのは当然なんですけど、トイレができることによって、夜間も含めて、人が集まる場になってしまう可能性もなくはありませんので、まずは地域の方々のご理解も非常に重要な課題であろうというふうには考えております。

今回の予算編成に当たりましては、執行部として精査した、全て重要な予算だと私は思っております。特に今後、福祉や教育については予算が年々増えていくということもあります。一方、歳入を考えれば大きな伸びというのは、一部産業団地の整備などで期待はできる場所ではございますが、恐らくそれ以上に歳出も伸びていくというところもございます。そのような中で、道路の修繕の問題も、前段の委員さんからもご指摘をいただいているところでございまして、その道路の修繕自体も皆様の期待に応えるように努力はしておりますが、充分に対応できるような状況には今ないというのは私も心苦しいところではございます。

特に、予算については歳入の歳出とやはりバランスであり、どのようなところに重点配分をして

いくかということが非常に重要なところではございます。その点に関しましても、まちづくり建設課としては地域の皆様方の暮らしが少しでも利便性が上がって快適に暮らせるようにということで予算編成についてはいろいろ苦慮しているところではございますが、公園への設置を今すぐできるかできないかという状況になった場合においては、現時点ではなかなか難しい状況であるということはお理解をいただきたいと思います。ただし、利用者の方が安心して快適に利用できる環境づくりに努めていくというところは職員一同同じ気持ちでございますので、それらの視点を踏まえて、今後何ができるのかを含めて検討はさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） それでは、再質問させていただきます。

まず、162、163ページの道路台帳整備事業なんですが、そうしますと、私は道路台帳の整備については大きく言ってどういうところなのかということでお聞きして、和戸横町ですか、大部分は、この増額されている分も含めて。道路台帳整備はもう毎年やることだと思うんですけども、特に新年度はこういうふうな、前年度の関係で予算化されていますので、大部分は和戸横町などなんでしょうけれどもということによろしいですね。

〔「はい、現時点では」と言う人あり〕

○委員（丸藤栄一君） あと164、165ページの都市計画道路整備事業で、これは新年度予算の関係も言われましたけれども、新橋通り線、これは宮代だけで進めて、やはり杉戸のほうにも向かっていくわけなので、杉戸のほうのやはり動きも気になる場所なんです、これは単なるうわさで聞くわけにはいかないんですけども、何か新橋通り

線では杉戸のほうでも考えているような、そういう話も聞いたもんですから、ちょっとそういう動きもあるのかなということでお尋ねしたんですけども、その辺ではどうなのでしょう。お願いしたいと思います。

それから、168、169ページの一般住宅耐震対策事業についてでありますけれども、全体の戸数が1万4,037戸と。それで、先ほど2,388戸ということなんですけれども、そうすると分母と分子はどうなる。何で87%なのか。この数字の根拠、示していただきたいと思うんです。

それから、先ほどいろいろ、災害とかあって、本来通れる道路もやはり災害によってどうなるかわかりません。そういった点で、目視で43軒というところで、そこにアンケートをお願いしたということなんですけれども、これは、少ないということなんですけれども、どれぐらいなんですか。アンケートが返ってきた数字ですね。

それと、もう一点はブロック塀についての補助金というのは、これは令和2年からですか。私、ちょっとその辺ではどうだったかなと思ったんですけども、それで特にブロック塀については数字がすごく少ないもんですから気になったんですけども。だとすると、これも大事な点だと思いますので、軽視できないと思うんです。それで、やはりもっと住民にも知らせなければいけないと思うんですけども、それらも併せてどういうふうに展開していかれるのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、170、171ページの東武動物公園駅西口周辺整備事業なんですが、これは分かりましたが、市民参加による検討は、メンバーは確定していないということなんですけれども、今後のことになると思うんですけども、これは大体どれぐらいで進めていかれるのか。

それと、私はこれまでの言い方とちょっと違うのかなと。それは、西口周辺エリアの価値を高めると。これは西口周辺、例えばさっき言った西口から動物園、あるいは新しい村までエリアを入れるかどうか分かりませんが、そこを単なる整備をしていくという、そういうこれまでの手法というような認識なんですけれども、価値を高めると何かどうなのでしょうね。周辺の固定資産税でもないんですけれども、そっちのほうにもちょっと関わってくるような、単に価値を高めるといふような言い方すると何か誤解も生まないのかなというふうに思いますので、その点、言い方なんですけれども、こういうのでいいのかどうか、それも併せてお尋ねしたいと思います。

それから、その下の東武動物公園駅東口周辺整備事業なんですけれども、これは駅前広場の買収面積が774.63平米。それで駅前広場用地確保率が24.9%と、内諾をいただいているけれども、東武鉄道を含めて63%ということだと、あと東武鉄道の関係が4割、その他が6割ということになるのかな、大雑把にいうと。これで最終的には令和7年度を目標にということなんですけれども、本来はもうもっと先に進めていなければいけないんですけれども、そういった点では見通しとしてはそれでいいのかどうか。

これで、とにかく私が言いたいのは、ずっと言っているように、東口のターミナル、これがとにかく現状じゃ大変だし、皆さん、特に雨降った日なんかは大変な思いしているわけです。ですから、これを何とか解消しなければいけない。その後の話については、進めるのは、それはそれで結構なんですけれども、とにかくバスのターミナル、それをやはり一日も早く完成しなければいけないと思うんですけれども、そういった点から、どうなのかということでお聞きしたんですけれども。今

のところは、そうすると令和7年を見込んでいるということですね。これは確認なんです。

それから、172、173ページの公園等の環境管理事業。そうしますと、トイレは必要という認識な当然持つてはいるということで分かるんですけれども、先ほどの答弁だとトイレを設置していかないというように思われては困るので、案内板ということなんですよね。それは、どうなんですか。進めていくのかどうかということでお尋ねしたつもりなんですけれども、もう一度、その点についてお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長の高橋です。

まず、1問目の台帳補正の関係ですけれども、これも確認だったのかなとは思うんですけれども、前年度行われたものに対して補正をかけていくということで、こちら交付税の関係もありますので、きちんとしたものを整備しておかなくちゃならないというような形でございます。ということで、認定、廃止等が出されれば、それを補正していくというような流れになってございます。

2番目の県の事業になるかと思うんですけれども、新橋通り線の進み方ですね、進捗ということで確認したいということだと思うんですけれども、杉戸町のほうの動向はどうかというところであると思うんですけれども、こちらのほう、杉戸県土整備事務所のほうで、県のほうで動いていますので、ちょっと杉戸側の詳細なことまでは分からないんですけれども、基本的には宮代町のほうと歩調を合わせて進めるということで伺っていますので、測量なり地質調査なりということを行った上で整備に向けて動いていくというような形に

なるかと思います。

次に、予算書のほう170ページ、171ページの東武動物公園駅の西口周辺整備の関係のわくわくロードの整備事業になると思うんですけれども、こちらの市民参加のまずメンバー、人数とかどのぐらいの規模で行うかという質問だったかと思うんですけれども、今現在ではまだ未確定なところはありますけれども、核となるメンバーといたしましてはそんなに多くは考えていませんので、10人程度、前後になるのかなというふうに思っております。ただ、それはあくまで核となるメンバーでありまして、そのほかに賛同いただける方と一緒に活動を通して必要なものを抽出していくというような形を取りたいと思っております。以前からお話が出ているとおり、この西口通り線というのは何かしらの仕掛けが必要であるということとは昔から言われていることでございます。検討自体も顔づくりプロジェクトであったり、商工会のほうであったり、歩きたくなるまちづくりみたいなことで検討が進められてきた経緯がありますので、そういったものも生かしながら、もう机上での話ではなく実際に動きながら皆さんと一緒に考えていければなというふうに思っております。

書き方の中で、西口の価値を高めるとか町の価値を高めるというような表現があるということで、ちょっと整備だけなんじゃないかというような、市民に対して誤解を与えるんじゃないかという心配があるというところではあるんですけれども、この取組といたしましては、基本的にはウォーカブルの政策ということで、ちょっと勘違いされやすいんですけれども、居心地がよく、誰もが歩きたくなるような道づくりでなく、まちづくりということで認識していただければと思いますので、道をただ整備しただけでは得られないようなところの価値観ですとか、そういったものを市民の方

と一緒に考えられればなというふうに、ちょっと理想になってしまうかもしれないんですけれども、そういう意味も含めまして書かせていただいております。

続きまして、予算書のほう170ページ、171ページの東武動物公園駅の東口の関係でございます。

こちらにつきましては、認可から7年の目標で進めているというふうになっておりまして、これは何で7年かといいますと、事業計画を取るときに街路事業の認可、7年を目途にということがまずありますので、それは埼玉県の方からの指導でもございまして、規模は違えど、まず7年という設定をするようにというふうになります。規模が小さければ7年以下の事業もございしますが、今回の東口よりも規模が大きかったとしてもおおむね7年を目途に事業計画をつくりなさいという指導がございまして、そのために、宮代町の東口といたしましては7年の計画で進めさせていただいておるところです。どうしても用地交渉によって事業のほうが長引いたりということがありますので、用地交渉を進めながら、年に2、3軒ずつという形で進めざるを得ないというところでございます。地権者の意向もございまして、あと予算といたしましては1億から2億の予算を確保しなくちゃならないというところもありますので、その辺の裏として国庫補助もいただかなければ進められないという状況でございますので、早く進めれば進めるほど単年度にかかる事業費というのは莫大な額になりますし、また地権者の方にもご迷惑をおかけしたり、あと現状の道路を生かしたまま解体工事、解体工事となりますと、どうにも交通のアクセスができなくなるような状況もございまして、年にやっぱり2、3軒というのが限度かなというところではございます。そのため、事業計画上の7年というのは目標でございまして、もちろん、

一日でも早く担当のほう、バスターミナルをつくって開放するというのは目標にございますので、その辺を考えながら、なるべく早く開通、完成させていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（新井庸一君） まちづくり建設課主幹、新井と申します。

ご質問いただきました予算書の168ページから171ページにかけての一般住宅耐震対策事業、それと委員会資料におけます7ページ目の耐震改修促進計画の状況の数字の根拠でございます。

すみません、先ほどのお話をさせていただきまず。少し訂正をさせていただきながら、ちょっとご説明をさせていただきます。

まず、昨年の3月末の母数、こちらにつきまして1万4,037になります。そのうち2,388、こちらが56年5月以前の住宅で、ここからちょっとややこしくて申し訳ないんですけれども、この2,388のうち、当時から例えば鉄筋でお家がもうできていて、幾ら56年より前のお家であっても耐震の強度があるというものとないものというものに分類しています。この中で、全くちょっと難しいであろう、要は耐震に満ちていないという数字が1,787。こうしますと、1,787戸を全体の1万4,037で割り返しますとおおむね13%という数字が出てくるんですけれども、この13%がいまだ耐震に足りていないであろう住宅という形での積算という形になります。すみませんでした。

それと、その次にいただきましたアンケートの回収率なんですけれども、おおむね4割程度の数字となっております。数字でいきますと、母数が43件ですので、14件、15件ぐらいのご回答数となっております。

そして、もう一つ、ブロックの補助の今後の展開というところ、それともう一つ、委員さんも記憶なっていると思いますけれども、ちょっと誤解されるのが、過去に生け垣の補助というのものが町のほうでございまして、これは生け垣を、ブロックのものを生け垣に替えていこうというような少し補助があったんですけれども、これが、ごめんなさい、ちょっと年度は覚えていないんですが、廃止になりまして、少したった後に、令和2年から今回の制度ができたというような形になります。

今後の展開といたしましては、今でも少しずつやり始めてはいるんですけれども、もちろんホームページとか広報は基本としてこれからも継続させていただく中で、地域防災の方々の会議ですとか、あとは区長さんですとか自治会長さんでの会議ですとか、そういうところでの周知活動。あとは、町のほうで出前講座等も行っておりますので、こういうところであればお話をさせていただきたい。ただ、ブロックだけということになるとなかなか申入れとかお話をというのは来ませんので、私どもで所管しています耐震ですとか安心安全なまちづくりですとか、こういう面からのちょっと視点も含めまして、やり方の一つとしてこういうやり方もありますよという形での、少し広い意味を持った意味で説明等をさせていただくことで少しずつ感じていただいて、浸透した中で、特に補助率というのが上がってくればよろしいのかなというふうに今のところ考えております。

また、町のほうですと耐震の会という形で町内の建築士さんのほうにもご協力いただきまして、耐震診断ですとか耐震改修、またブロック等の制度の、利用していただいた中でどんどんそういうのが普及できればいいねというような共通認識を持ちつつ協力体制を取っておりますので、そういう建築士さんですとか工務店さんのご協力をいた

だきながら普及活動のほうを進めさせていただければというふうに考えております。

また、私も少人数でやっている中での知恵しかございませんので、いろいろ皆様からのいい提案があれば取り入れさせていただければというふうに思いますので、ご意見等もいただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君） まちづくり建設課長の石塚でございます。

予算書の172、173ページの公園等環境管理事業の質問をいただいております、トイレの設置に関する事項と案内板ということでございますが、まず、トイレについてはちょっと現状ではなかなか難しいというお答えをさせていただいたところでございます。また、案内板につきましては、まず設置の目的と表示する内容をしっかりと考えていくというのが大一番だとまずは思っております。それは、看板について、トイレの案内だけをするのか、またトイレの案内をするのの公共施設に限って案内をしていくのかということなんですが、ご承知のとおり、公共施設は町内に均等に配置されているわけでもありませんし、また公園や遊歩道も一定の箇所に配置はされていますけれども、なかなか全てを網羅するというのは難しい状況でございます。そんな中で、公共施設だけを案内するというやり方ではなくて、民間の施設、特にコンビニエンスストアなどにもご協力をいただけるのかどうかも含めて、今後そこは調整をさせていただきたいとは思っておりますが、いずれにしても、この看板の設置については、その設置の目的とか表示内容が非常に重要になってくるだろうというふうに考えております。

特に、ちょっと私も今考えたところではございますが、もし造るのであれば、公園なり周辺の街区の地図を載せて、そこにコンビニとか公共施設が入っているようなものができれば一番いいのかなと思います。それはトイレの場所の案内だけではないということでございます。ただ、それを造るためには、やはりそれなりの大きなものになりますので、じゃいつまでにできるのか、やれるのかということになりますと、やはり歳出の、予算の確保が重要になってまいります。

先ほど来申し上げたように、利用者の方が安心して快適にお使いいただけるような環境をつつていきたいという気持ちは議員の皆様も町の職員も同じでございますので、何ができるのか、また何をすれば地域の皆様が喜んでいただけるのかということを念頭に置いて、いろいろと考えさせていただきたいと思いますので、皆様からのいろいろなご提案やお知恵をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君） よろしく申し上げます。田島です。

予算書P166、167、岸辺遊歩道整備事業。まだ明らかになっていないんですけども、大体どれぐらいの長さで遊歩道を考えているのかということと、続きまして、P170、P171、東武動物公園駅西口周辺整備事業と、この資料で、私たちの予算書の資料で17ページ、ここにも書いてあるんですけども、西口わくわくロード事業。市民参加による検討、市民参加によって駅西口周辺エリアの基本構想の検討を実施するというふうに書いてあるんですけども、じゃ、どういったことを町は基本構想として考えているのか。先ほど前段者の質疑にもありましたけれども、価値を見出すと

かというふうに、じゃ、町として西口エリア周辺の価値というのはどういうふうに考えているのか。以上2点、よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長、高橋です。

まず、予算書の166、167ページの岸边遊歩道の、今現在、案ですけれども、考えている整備の延長ということでございます。

こちらについては、まだ明確な、ここをどのようにするというのは決まてはいないんですけれども、考えられることで上げますと、今県のほうで和戸の一体工事の説明会が行われたりということで、整備の検討、整備に向けた事業を進めるという状況でございまして、それに伴いまして、迂回路として町道の688号線から雷電神社のほうに入ってくる道路がありまして、そこから備前堀川を渡るような、人道橋を架ける予定でございまして、その周辺から駅に向かう道路、町道というと635号線になるのかなと思うんですけれども、その辺のエリアの整備検討を考えていくべきかなというふうに考えております。

続きまして、予算書の170、171ページ。私たちの予算書の17ページ。東武動物公園駅西口わくわくロード事業ということで、市民参加の基本構想とはどういったものを考えているかというところでございます。

こちらにつきましては、今までの検討結果なども踏まえまして、最終的に西口エリアをどうしていくかというような構想図であったり、これまでの検証結果等、今どうなっているかというところをまとめていくような形になるかと思うんですけれども、その中で、市民参加をやった結果このようなデータが得られたので、何が必要で何が必要

じゃないかというところも踏まえまして検討していくような形を考えております。

その中で、町の価値を高めるような動きといたしまして、まちづくりについての講演会なども考えております。こちらのほうは、委託を行って、それなりにウォーカブル的な取組をしているコンサルさんなりにお話をしてもらったりということで、ウォーカブルの取組といたしましては、市民から、特に不動産屋さんですとか土地をお持ちの方の意識を変えていくですとか、市民の方がこの場を盛り上げていくということの延長でそういった、最終的にはエリアの価値、土地の価値も含めまして、上がっていくような取組というのがこのウォーカブルの取組というふうに考えておりますので、そういった意味で、市民の皆さんの意識を変えていきながら、活動を通して必要なものはどんなものかというものも検討して、最終的にこのわくわくロードという回遊性を持たせた道路が完成していけばなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 田島委員。

○委員（田島正徳君） ありがとうございます。

それでは、P166、167の岸边遊歩道整備事業。大体具体的にこういうふうなマップというか住民の方に知らせることが、概要というんですか、概要ができるのはいつぐらいなのでしょう。

続きまして、東武動物公園駅西口周辺整備事業。この資料6ページにもあるように、駅西口から東武動物公園、新しい村までを町民、観光客、事業所とともに、アイデアを出し合いながら、歩いて楽しく、わくわくするような道に整備するというふうに書いてあるんですけれども、わくわくというのがいまいち分からないんですよ。じゃ、このまちづくりで道路を整備するのに、わくわくとなると産業観光課みたいな感じで、でも、駅西口周

辺整備事業ということでまちづくりのほうになっているから、道路の整備とか、そういうことに関してはまちづくり、じゃ、わくわくするようなことに関しては産業観光課か。ちょっとこの辺が、非常に具体的に分からないんで。じゃ、2つでやるんだったらやるで、その分をまちづくり建設課はこういう面を担っているというのを明確に答えてほしいんですけども、よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まちづくり建設課副課長、高橋です。

まず1問目の予算書166、167の岸辺遊歩道の概要がいつ出せるのかという話でございます。

こちらについては、おおむね町の担当の中でのイメージ的なものは何となくあるんですけども、それを基に自治会の人たちとちょっと、ここを使われる方の意見をお聞きして、その上で概要版を公に出すことができるのかなと思いますので、ちょっと、まだすみません、いつとまでは言えないんですけども、岸辺遊歩道の計画、私たちの予算書の22ページにあるように、ここのスケジュールの表にあるとおり、市民参加による岸辺遊歩道の整備方針の決定ということで、令和4年度というところまでバーが出されていると思いますので、来年度の中で概要を出せるように、ご意見をいただきながら検討ができればなというふうに考えてございます。

続きまして、予算書の170ページ、171ページ。私たちの予算書で17ページの東武動物公園駅西口のわくわくロード事業ということで、こちらのわくわくするようなところが分かりづらく、またどの担当が何を受け持っているかというところがよく分からないというところでございます。

正直、これ難しいところでございまして、第5

次総合計画の中でわくわくロード事業を持っているのはまちづくり建設課の道路担当でございます。ただ、この事業といたしましては、大きな意味でエリアの活性化のなまちづくりだというふうに考えております。第5次総合計画の中で言ってしまうと、わくわくロード事業と小商いから始める、商工のほうで持っている企業支援事業、そちらと教育の持っているほうのどこでもミュージアム事業というのがございます。そのようなものをまとめて事業として行っていければというふうには思っているんですけども、その辺が第5次総合計画で言っている担当同士の連携であり、横ぐしで進める事業ということで、ご理解いただければと思っております。

なので、ちょっとわくわくするというのがよく分からないというのはあると思うんですけども、そこについては、例えばどこでもミュージアムであったり創業者支援であったり、マルシェが行われていたり市民が音楽の活動をやっていたり、そのほかにも健康的な取組をしていたりというのがこのエリアで行われている、そういった公共空間をつくり出して、それプラス人をメインとした道路づくりというのを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 田島委員。

○委員（田島正徳君） ありがとうございます。

言っていることは分かるんですけども、なぜこの駅西口にそういうのを設定するのかというのがちょっと自分ではよく分からないんですけども、中心地で新しい村もあるからというようなことだと思うんですけども。

先ほど、質問というか、まちづくりのほうの資料で、6ページで町民、観光客、事業所というふうに書いてあるんですけども、観光客、事業所

というのが何を指しているのか。東武動物公園に来る観光客なのか、新しい村に来る観光客なのか。また、その人たちがどうやってアイデアを出すのという何か基本的な疑問があり、事業者というのは何を指しているのかなという、非常に事業概要として、まだまだ第5次総合計画も始まったばかりで、何かぼわっとした事業概要しか載っていないですね。これがいざこういうことをやり出して、えっ、じゃこんなに値段がかかるの、じゃ誰が望んでいるの、町は何をしようとしているのということをもうちょっと明確に答弁をしていただきたいんですけども。要は、これについて令和5年からきつといろいろなお金がかかってくると思うし、それに関して、令和4年度、新しい事業としてこういう概要が出ていて、こういうふうに進めていくという何か単純な答えをよろしく願いたいんですけども。お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（高橋勝己君） まず、西口に設定しているというところで、このエリアをどうして設定したかというところだと思うんですけども、こちらのほう、第5次総合計画を市民参加で検討した結果、この東武動物公園駅の西口から新しい村までという、回遊性を持たせたというところで決定しているものだと思います。

なぜこの場所かというと、やはり都市計画の視点から考えたとしても、中心市街地であり、資源となる公共施設がこの駅から新しい村のおよそ直線1キロぐらいのところに、進修館であったり役場であったり、あと笠原小学校、新しい村そういったものがある中で、一番活用しやすく、価値を高めるところ、宮代町であったり町の価値を高めるところとして一番シンボリックなエリアなのかなというところで設定しているものだと考えてお

ります。

こちらの資料の6ページに出ている事業概要の内容だと思うんですけども、こちらのほうも第5次総合計画に記載されている内容をそのまま出ているような状況でございますので、確かにぼんやりしていて分かりづらいかと思います。それで、最終的に幾らかかるのかということが見えていない中で、どういうふうに事業を進めていくのかというのは多分皆さんご心配かなとは思いますが、その辺を市民の皆様から意見をいただいて、活動をしながらか必要、必要じゃないということを見極めていくところかなというふうに思っております。

その活動をする者と、例えば観光客であったりという方のアイデアをいただく方法といたしましては、コアとなる方とはまた別のアイデアのいただき方というものがあると思いますので、その辺は、例えばアンケートの調査を行うですとか、活動のほかに幅広く意見を伺うという場を設けるべきだというふうに考えておりますので、うまくその辺は意見が拾えたらなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上でまちづくり建設課の一般会計分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時39分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

次に、教育推進課分についての質疑に入ります。
注意事項を申し上げます。委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○教育推進課長（大場崇明君） 皆さん、こんにちは。

教育推進課長の大場でございます。今日はよろしくお願いいたします。

それぞれ担当職員から自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

○生涯学習室長（草野公浩君） 皆さん、こんにちは。

教育推進課生涯学習室長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）
こんにちは。

教育推進課学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） こんにちは。
教育総務担当主幹の青柳です。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務担当主査（高橋道彰君） こんにちは。
教育総務担当の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（加藤裕一君） こんにちは。
学校教育担当指導主事の加藤です。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（鶴川裕介君） こんにちは。
学校教育担当指導主事の鶴川と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（齋藤真美子君） こんにちは。
学校教育担当指導主事、齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（川崎章人君）
こんにちは。

生涯学習・スポーツ振興担当主査の川崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化財保護担当主査（横内美穂君） こんにちは。
文化財保護担当主査の横内と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。
質疑はございますか。
土渕委員。

○委員（土渕保美君） 土渕でございます。
4点ほどお伺いいたします。

私たちの予算書18ページ、まちなかどこでもミュージアム事業についてお伺いいたします。

1点目は、支援の仕方、どのようなものなのか、例えばオープニングスタッフとして会場づくりとか、受付の手伝いなのか、それとも支援金が出るか、出ないか分からないけれども、そういった金額面での支援なのか。

あともう1点は、仮称になっていますけれども、アートウィークの実施に向けて検討となっていますが、これはどのようなものなのか。また、期間の日数はどのくらいを考えているのかお伺いします。

あと、同じく私たちの予算書118ページ、生涯スポーツ振興事業について。その中で第50回町民体育祭（スポーツフェスティバル）となっています。これはどのような展開を企画しているのか、詳しく現在の進捗状況をお伺いします。

また、2点目として、商工会の委員の参加や意見を取り入れるよう要望しましたが、考えはどうなっているのか、お伺いします。

以上4点、お願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野でございます。

ただいまの土渕委員さんの質問につきましてお答え申し上げます。

私たちの予算書20ページのまちなかどこでもミュージアム事業の支援の内容でございますけれども、令和4年度につきましては、この実施内容にもございますように、アーティストと飲食店等のマッチング、それから、令和4年度の下半期には、（仮称）アートウイークの開催、それから、実施方法の検証と見直しということで位置づけてございます。

まず、アーティストと飲食店等のマッチングの関係ですけれども、こちらはアーティスト、いわゆる活動、音楽とか演劇とかダンス等の活動をやっている方、それから、絵画とか彫刻とか陶芸などの展示をやっている方をアーティストとしておりまして、この方々と、それから表現の場ということで、例えば公共施設とか店舗などの屋内や屋外、公共施設、やはり店舗などの前などで、そういうアーティストの方と表現の場をマッチングをいたしまして、町の中で自由に発表ができると、また、展示ができるというようなことを仕組みづくりを考えてございます。

それに対する支援策でございますけれども、3点ほどございまして、まず、そういう発表のできる場所が町内にどれぐらいあるのかということを公共施設ガイドとして、一般の方が見られるように情報提供していきたいと思っております。

それから、支援策の2といたしまして、既に展示とかやっていたらしゃるとか、何か催しをやっていたらしゃるような飲食店などのアート情報の紹介も併せてやっていきたいというふうに考えて

おります。

それから、支援策の3ということで、路上パフォーマンスを行うためのライセンス制度ということで、路上パフォーマンスというのは、例えば東武動物公園駅の西口なども発表の場としては非常に有効なところでございまして、そういったところで、発表ができるような仕組みを設けたいということで、通常ですと、ああいう場所で発表すると、警察や道路の許可届が必要になるんですけれども、そういった手続を簡単にできるようなライセンス制度をつくりまして、発表が自由にできるというようなことを考えております。

このほかに、アートウイークの開催ということで、こちらはそういった発表とか展示をする集中した期間を設けまして、町のあらゆるところでそういった展示発表が行われるという期間を設定しようということでございまして、おおむね1週間ぐらいを目安にそういった期間をぜひ設定したいということで考えております。

それから、あと、予算書のほうで支援のほうで予算化しておりますけれども、先ほどの発表の場を、発表したいとか、展示をしたいという方のために、消耗品を購入いたしまして、そういう消耗品を貸出する事業も今年度やっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

続きまして、118ページの生涯スポーツ振興事業の町民体育祭（仮称）スポーツフェスティバルの進捗状況でございますけれども、2月に全員協議会のほうで説明をさせていただいた後、現在また町のスポーツ団体さん等から今意見をいただいております。

今後は、5月に区長の連絡会が今行われる予定ですので、区長の連絡会のほうで説明をさせていただいて、ある程度ご納得がいただけたら、一応

フェスティバルの方向で進めていきたいというふうに考えております。

6月に実行委員会を組織をいたしまして、その実行委員会のメンバーにそういったスポーツ団体の方、それから、区長の代表の方、それから宮代の社協の方等メンバーに入っていて、内容の検討を進めていきたいというふうに考えております。

内容につきましては、今後、具体的に実行委員会の中でしっかり詰めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

生涯学習室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野と申します。

商工会さんとの関係でございますけれども、ぜひ例えばフェスティバルの商品とか、そういったところでぜひ積極的に連携を取っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 土淵委員。

○委員（土淵保美君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、各再質問をさせていただきます。

まず、最初に、アーティストがコラボする飲食店や施設の雰囲気新たな作品を考えるときに、そのアーティストに対して、材料費とかの提供はできるのか。

あと、期間に向けまして、アートウィークの期間の延長、例えば、すごく好評だったという形で、もう少し延長してほしいという要望があったときに、延長可能なのか。

次に、新しいスポーツフェスティバルに対して、子供や高齢者、障がい者などがスポーツやレクリ

エーションに楽しむとともに、コロナ禍における新しいスポーツ振興の在り方を目指すイベントを開催しますとなっておりますが、どのような新しいスポーツなのか、大体教えてほしいと思います。

また、4つ目が、118ページですね、今のが。私たちの予算書118ページのスポーツフェスティバルについて、イベント会場で飲食できる小スペース、例えばマルシェやフードコートなどがあると、親子で気軽に参加できると思いますので、その辺を町内の商工会や、またキッチンカーなどを扱う人たちに対して託すことを願いますが、町の考えをお伺いいたします。

以上、4つです。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野でございます。

土淵委員さんのご質問にお答えします。

1点目のアートウィークの延長は可能かどうかということですが、先ほど1週間程度というふうに言いましたけれども、それも今後検討していきますので、ぜひ延長とか短縮も可能だということでお答えさせていただきます。

それから、続きまして、スポーツフェスティバルの新しいスポーツの内容でございますが、この新しいスポーツの中には、当然障がい者のスポーツも含まれておりまして、どちらかといえば、競技スポーツというよりは、障がい者からお年寄りまで簡単に楽しめるスポーツを考えております。それも今後実行委員会の中で、しっかり決めていきたいというふうに考えております。

それから、イベントでの飲食スペースについての商工会さんへの協力ですけれども、当然飲食のことは非常に大事になりますので、ぜひ商工会さんと連携できればよろしいかなというふうに思っ

ております。

以上でございます。

もう1点、アーティストに対して材料費等の支援ができるかどうかということなんですけれども、今のところは材料費については考えてございません。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 土渕委員。

○委員（土渕保美君） それでは、最後の質問にいかせていただきます。

まず、私たちの予算書118ページ、ミュージアム事業について、最後に、商店店舗のシャッターや壁とかにエアブラシやペイント絵画を得意とするアーティストのコラボは美術作品の展示として捉えることができるのか伺います。

あと、最後に、スポーツフェスティバルに關しまして、今まで点数や順位を争う体育祭と違い、誰もが参加できて、楽しく過ごせるスポーツフェスティバルを目指していると思いますが、その中で何かメインとなるイベントは考えていますか、伺いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野でございます。

土渕委員さんの質問にお答えさせていただきます。

シャッターとか壁にペイントの絵画とかもアートに含まれるのかということでございますけれども、当然含まれると思っております。

2点目のスポーツフェスティバルのメインのイベントでございますけれども、今、やはり有名アスリートを招致をいたしまして、子供さんとか、高齢者の方がそこでアスリートと触れ合う機会をぜひメインのイベントにしたいなというふうに考

えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

4点質問をさせていただきます。

予算書42ページ、43ページです。

教育費県補助金のスクールサポートスタッフ配置事業についてです。

こちら、いつから何名、どのくらいの期間になるのか教えてください。

次に、予算書176ページ、177ページ、就学支援委員会事業です。

こちらの教育上特別な配慮を要する児童生徒に対する教育的措置の適正化ということで、本年度の特徴でございますけれども、適切な就学支援、相談の充実、就学時の健康診断の実施などということなんですけれども、本年度新しく追加されたことなどございましたら、教えてください。

次に、予算書182ページ、183ページの教育支援センター運営事業についてです。

こちらもお答えできる範囲でいいですけれども愛称はもう決まったのかということと、あと、職員のほうも決まったと思うんですけれども、どのような方がなられているのか。あと、その職員の男女比も教えてください。

最後に、同じく182ページ、183ページのICT教育推進事業についてです。

こちら本年度的特徴として、1人1台の情報端末を活用した教育活動の実施とございますけれども、今年度のまたさらに進んだ取り入れたものやあと、この内容が学校ごとに違うのかということもお伺いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越です。

それでは、まず、初めに予算書の42、43ページ、スクールサポートスタッフにつきまして、こちら現在県のほうに補助金の申請をしております。そちらのほうの回答がまだ得られておりませんで、そちらの回答が下り次第、学校の配置のほう考えていきたいというふうに思っております。なので、その回答待ちということで、詳しいところはそれからということになります。

続きまして、予算書176ページ、177ページ、就学支援委員会事業になります。

新しい取組で何かというところでございますが、来年度に向けては今年度と同じもので進めていくというふうになっております。特段何か新たに追加というものは現時点ではありません。

続いて、予算書182ページ、183ページの教育支援センター運営事業になります。

こちら、愛称のほうなんですけれども、様々検討した結果、今、「みらい」という名前で愛称を考えております。

さらに、職員につきましては、センター長と教育相談員、それから教育支援員が3名という5人体制で考えておりまして、男女比につきましては、男性2名、女性3名ということで配置の予定でございます。

続きまして、予算書182、183ページ、ICT教育推進事業についてございます。

来年度の新たな取組ということになりますけれども、現在の取組をそのまま継続していくというところになります。1人1台端末を、どのように有効に使えるかということにつきましては、学校の中だけでなく、どのような活用の仕方があるかということも含めて、来年度も取り入れながら、

進めていければなというふうに考えております。

学校ごとに違う取組があるかということでございますが、特段学校ごとに何か特別に行っているかということ、学校に任せているところもございしますが、基本的には、今のところ同じような進捗で進んでいるかなというふうに考えております。

私からは以上になります。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

再質問をさせていただきます。

スクールサポート配置事業についてなんですけれども、県に申請をしているということなんですけれども、いつ頃その結果が出るのか、もう一度お願いいたします。

それから、就学支援委員会事業についてなんですけれども、こちら特に今年度と来年度変わりは無いということなんですけれども、配慮が必要な児童生徒についてのことで、例えば福祉サービスを受けている児童生徒もいると思うんですけれども、その相談員の方との連携などが必要かとは思っているんですけれども、こちらをどのように考えているか、お願いいたします。

それから、教育支援センターの愛称についてなんですけれども、「みらい」ということで、どのように検討をされたのか、お願いいたします。

最後に、ICT教育についてなんですけれども、こちら、今年度もいろいろ整えて使う、タブレットを使用する機会も少しずつ増えているかとは思っているんですけれども、来年度このようなことを追加するという目標というか、具体的にあれば教えていただきたいのと、あと、先ほど学校ごとに違いがあるかということをお伺いしたんですけれども、これ、学校ごとに差が出ていないかというところをもう一度教えてください。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

まず、スクールサポートスタッフの審査結果のほうですけれども、いつ出るかというのは、ちょっと明確に来ていないもので、ここでいつ来ますということがすみません、ここで答えられないんですけれども、分かり次第進めていきたいなというところで、お答えさせていただきます。

続いて、就学支援委員会事業につきましては、配慮が必要な児童生徒の福祉のサービス等の連携というお話でございます。

こちらのほう、今現在の全てにおいて行っているかという、なかなか難しいところもあるんですが、就学前の子供たちにつきましては、そういった一般的にいう放課後等デイサービス等利用している子たちの様子については、こちらのほうが就学前、入学前の状態をこちらのほうでお伺いして、状況を把握して、その子がどう学校のほうで学習につなげていけるかというところは、様子を見させていただいております。

その中で、そういったサービスの相談員といいますか支援員さん等とも連絡を取って、その子の状態については、お話をいただいているところでございます。

それから、支援センターの愛称というものにつきましては、こちらは町の様々な民間団体さんのお話等もいただいたところでございます。そういったものを踏まえた上で、こちらの教育支援センターの検討委員会というのがございまして、そちらのほうのメンバーとともに話し合いをした結果、その中でこの「みらい」という、その愛称をつけていこうというふうに決めたところでございます。

それから、予算書の182、183のICT教育推進事業の追加というところでございますが、今年度

取り組んでみてというところで、各学校のほうに今年度も同じお話をしていたところなんですけれども、やはり子供たちの操作の扱い、特にキーボードを使った入力というところが、やはりもう少しスムーズにできないかなというところがあります。

授業の中において活用していく中で、やはりキーボード入力というところで、かなり時間が要されてしまって、本来の授業の内容というものが、若干遅れてしまうようなところがあったりもしました。実際には書いたほうが早いかなというようなところがあるんですけれども、その辺がやはり今後進めていく上では非常に重要なポイントで、スムーズに操作ができるというところを今年も含めて、来年度もまずはその部分をスムーズにできるようにということで、各学校には話をしております。

各学校間の差というものにつきましては、こちらでも教育委員会のほうで、各学校に出向いたときに、情報端末の使い方について見させていただいたところなんですけれども、そんな特に差が出ているというふうには捉えておりません。

どこの学校も先ほど言ったようなところが、なかなか進んでいないなというところもありますので、その辺をどういった形でクリアしていくか、進めていくかということで、今年度も子供たち、授業の中で学習の成果につながる活用の仕方を取り組ませていきたいなというに思っております。

以上になります。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

再々質問をさせていただきます。

スクールサポートスタッフ配置事業についてなんですけれども、まだいつになるのか、いつから答えてくるのが分からないということで、いつか

ら開始できるか分からない。承知いたしました。
こちらの予算は計上されているのか、伺います。

就学支援委員会事業の関連なんですけれども、福祉サービスとの連携もされているということで承知をいたしました。

学校に入学してからも必要な場合は、福祉サービスの方との、または、相談員の方との連携も継続ということも必要かと思いますので、その辺も担任の先生ができない場合は、今後、教育支援センターも設置されるので、そこに行つてのつながりやその把握をするというところでの連携もできるのかなと思っておりますので、そういうことがやっていくのかどうかということをお伺いいたします。

教育支援センターの愛称については承知をいたしました。

I C T教育のキーボード入力というところなんですけれども、こちら、タブレットなんですけれども、キーボードがついているということで、キーボードで入力するというのが今後本当に大切になってくると思いますので、その使い方というか、一度そういう授業をすれば、子供たちはすぐに覚えると思いますので、その辺を特に時間を取ってやったほうがいいのかなと思いました。それに加えて、やはりキーボードを使うという、マウスもすごく、タブレットにあるキーボード状のマウスは使いづらいので、個別のマウスというか、タップするものは使いづらいので、マウス利用していくのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校教育担当学校管理幹兼副課長の塚越でございます。

まず、スクールサポートスタッフの件でござい

ますけれども、こちら予算に計上しております。

続いて、就学支援委員会、入学後も担任がなかなか連携が難しい場合のセンターの活用ということでございますけれども、教育支援センターのほうで、やはり相談等は受けていきますので、どういったもので連携が取れるか、または、どういった方法で支援ができるかという検討はしていけるかなというふうには考えております。

ただ、具体的に実際に、じゃ、この子に関して、じゃ、こういう支援センターで支援しようかというところについては、また、今後検討は必要かと思うんですが、各機関との連携を図るという意味では、このセンターを使いながら、相談していくことは可能かなというふうに考えております。

続いて、I C T教育推進事業のキーボード入力に関しましては、こちらは各校のほうにこのキーボード入力の練習といいますか、訓練といいますか、こういったものについては様々な時間を取りながら、練習をするようにということで、今年度からお話をしております。

ですので、また、来年度に向けては、そういった時間を、学校の中の時間を有効活用するという形で進めていければなというふうに考えております。

また、今お話がありましたキーボード上のマウスではなかなか使用が難しいというところではございますが、一般的な手に持って動かすマウスというものの扱いについては、今のところ考えておりません。学校の様子ですとか、子供たちの様子を見ながら、この辺、導入したほうがいいのかどういかにいうことを含めて考えていければなというふうに思っております。

以上になります。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。よろしくお願いたします。

4問質問させていただきます。

まず、1問目になります。予算書の200ページ、201ページになります。

10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費、(1)で公民館管理運営事業になります。

こらら、予算で445万5,000円ということになっているんですけども、一応私たちの予算書のほうで、113ページも一緒に見ていただければと思うんですが、この113ページのところに施設管理経費ということで、電気料、水道料、清掃委託、空調設備等の保守点検委託、施設備品修繕費ほかとなっているんですけども、電気料、水道料、清掃委託はいいと思うんですけども、この大体残りの空調設備等とか、あと、保守点検委託とか、あと施設備品修繕費、これ、大体、この和戸公民館、百間公民館、川端公民館の割り振りがどのくらいになっているかと教えていただきたいと思います。

2問目になります。

予算書の209ページになります。

第5項保健体育費、(1)総合運動公園管理事業のところなんですけれども、1目保健体育総務費、その中の14節で、工事請負費ということで、施設改修工事、これが2,242万5,000円になっているんですけども、室内プール等屋根防水改修工事の実施となっているんですけども、これ、もう少し具体的に教えてください。

3問目になります。

同じく(5)スポーツ推進委員活動事業の中で、ページが210ページになるんですけども、東京2020オリンピック聖火リレー事業ということで、予算が入っているんですけども、これの説明をお願いいたします。

最後の4問目になります。

210ページ、211ページで(1)学校給食運営管理事業になります。

こちらのところで、1節報酬で、学校給食運営審議会委員とあるんですけども、これ、何人で、どのような方がやられているかということと、その下の7節報償費のほうで、学校給食研究委員謝金という形になっているんですけども、このところの違いの説明をお願いいたします。

以上4点になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

生涯学習室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野でございます。

泉委員さんの質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の予算書200ページ、201ページの公民館管理運営事業の関係で、私たちの予算書の施設管理経費の各公民館の割り振りということでございますけれども、公民館ごとの割り振りは特になしてございまして、この中で見ますと、施設備品の修繕費ですが、具体的なものということで、今考えていますのが、川端公民館1階の洋室のカーテンの購入は一応具体的となっております。そのほかにつきましては、その都度修繕が発生したときに、対応させていただくということで、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、209ページの総合運動公園管理事業の工事請負費、施設改修工事の具体的な内容ということでございますが、こちらは総合運動公園の室内プール棟の屋根の防水工事となっております。現在、雨漏りがする状態となっております。原因が屋根の防水シートが長年の劣化で損傷しております。このまま放っておくと、雨漏りと、あと、やはりコンクリです。コンクリが軟弱になって、建物自体の強度が非常に下がって危険

であるというようなことで指摘を受けておりまして、今回、その防水のシートの改修工事を大々的に行うものでございます。

続きまして、同じく210ページ、211ページの東京2020オリンピック聖火リレー事業の関係でございますけれども、今年度は予算を計上してございませんので、0とさせていただきます。こちら、財務会計システムでシステム上どうしても計上されてしまうということで、システム上の理由ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

予算書210ページ、211ページのまず、学校給食運営審議会委員の人数ということで、現在14名の方に委嘱をしております。内訳としましては、7名の方が学校長、識見者の方がお一人、あと県の保健所の方の職員がお一人、医師会、歯科医師会、薬剤師会の代表の方がそれぞれいますので、そこで3人、保護者の代表の方が2人で、これで今14名。公募でお一人毎年募集はかけているんですけれども、残念ながらちょっと応募がなくて、今、公募の方の枠というのが今不在になっております。

審議会の役割につきましては、毎年学校給食の年間の計画の内容の審議ですとか、あと、毎年栄養教諭の先生とかに学校給食評価というものをいただいていますので、そういった評価の点検、あと、重要な審議事項ということで、例えば給食費の改定とか、そういったものがあれば、こういう審議会場で審議をしていただくと、そのような役割を担っております。

その次の段の7節の報償費で出ている学校給食研究委員会ですけれども、こちら、内部の研究委

員会になっておりまして、こちらも現在12名の方に委嘱をしております、内訳が7人がそれぞれ各学校の給食主任の先生方で、あとお一人が代表としまして校長会からの代表ということで校長先生がお一人、あと同じく教頭会の代表の方でお一人、あと養護の先生の中から代表でお一人、あとは保護者のこちらも代表の方から、中学校と小学校でお一人ずつですので、お二人参加をいただいております。それで12名です。

先ほどの審議会も研究委員会も事務局が私ども教育委員会の教育総務担当の職員と、あと、中学校と小学校にそれぞれ配置されております栄養教諭の先生方、こちらが事務局としてやっております。

研究委員会の役割ですけれども、研究委員会は具体的に献立の研究ですとか、あとは例えば最近よくやるのは、今新型コロナウイルスがはやっていますので、そういった場合の学校給食の対応の仕方とか、あとは各学校での情報交換とか、そういった内部の給食の研究という、役割を担っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

そうしますと、予算としては割り振りはしていないということなんですね。分かりました。

その中で、ピアノ調律手数料2万7,000円とあるんですけれども、これはどの公民館でやられているのでしょうか。まず、それが一つ。

それから、2問目、この2問目で施設改修工事ということで、防水シートとなっているんですけれども、結構額を見ると2,000万以上あるということで、規模としては、そうしますと、1棟の屋根全体を修理することになるかどうかをお聞きたいします。部分的ではないということかどうかで

すね。

それから、3問目分かりました。やっぱりそういうシステムがあるということなわけですね。

あと、最後のところなんですけれども、この中で、栄養士という方は入っていないくて、そういう栄養バランスのほうが何か相談して決めているというような形になるわけですかね。

そうしますと、あと、アレルギー対応に対してはどこで行われているかもお聞きたいします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野でございます。

泉委員さんの質問にお答え申し上げます。

まず、公民館管理運営事業のピアノの調律はどこの公民館かということでございますが、3館全てでございます。アップライトピアノがそれぞれ1台ずつ入っております。

続きまして、予算書でいいますと208、209の総合運動公園管理事業、施設改修工事の雨の防水工事の関係ですけれども、屋根全体となります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

初めに、栄養士の方の関係ですけれども、中学校と小学校にそれぞれ配属されている栄養教諭、こちら栄養士の資格を持った先生ですので、その方が基本的には栄養の献立等を作成しまして、その原案について研究委員会場でいろいろ検討しているというような状況でございます。

アレルギーの関係ですけれども、アレルギー対策につきましても、その栄養教諭を中心にそれぞれの学校でアレルギー対策会議、学校長を中心に

ありまして、それでちょうど今頃なんですけれども、一月ぐらい前からですからですけれども、例えば新たに入学する子供たちにまずアレルギーの確認申請等出していただいて、それで、対策が必要だという子につきましては、それぞれの対策会議の場で学校がそれぞれ面談を行って、それで、こういったアレルギー対応をしていくかというのを検討して、対策を講じているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。角野委員。

○委員（角野由紀子君） 角野です。お願いします。

ページが不同になりますけれども、ちょっとご容赦ください。181ページの町民みんなが先生推進事業ということで、資料の13ページにもあります。

その中で、スクールガードのお話なんです、スクールガードの方々が羽織ったり、いろいろ印として着ているのかなというようなそういうものの費用というのはどこから出るのかをお伺いします。

それから、190ページ、196ページの小学校、また、中学校もそうですが、要準特別支援教育就学援助ということで、小学校と中学校に出ています。今年支給費目にオンライン通信費を追加というふうに書いてありますが、この人数等、何人掛ける何人で、何円掛ける何人ということなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。資料17ページにも人数は書いてあるんですが、その積算をお伺いします。オンラインだけの話です。

それから、201ページの青少年健全育成事業のうちの放課後子供教室なんです、百間小で実証的にやられていたかと思うんですが、今年は委託料が入っています。報償費プラス委託料というこ

とで、どんなふうに今度やり方を変えたのかをお伺いします。

それから、202ページ、図書館費なんです、去年は図書館の外壁を調査するということで、建築基準法に基づいて外壁を調査をしたということなんです、それは調査ということで、建築基準法で決められているからやったということだけなのか、その辺の、あとはどうなるのかお伺いします。

それから、今年から小学校でも教科担任制が入ってくるのかなと思うんですが、その辺で、今、世の中的に教師不足というのがすごく話題というか、悩みどころというか、そういう問題になっているかと思うんですが、宮代町において、そういうことは発生したことがあるのか、その辺、また、そういう予兆があるのか、その辺もお伺いします。

それから、資料のほうの6ページなんです、余裕教室調べというところと、それから、12ページ、特に小学校のほうなんです、小学校の入学者数の推移と今後の予想ということで、令和3年度から今年、令和4年度からずっと書いてありますが、この余裕教室調べでいくと、笠原小はもう19の19でいっぱいなんです、須賀小と百間小は結構あるのかなというふうに思うんです。それで、東小はプレハブで、今造っているということで、生徒数の増加に合わせてやっていますが、この辺で、昔は笠原小が生徒が少なくなってしまったので、通学区域を全部にして自由にしてみたいな、そんなふうに伺ったことがあるんですけども、その逆で、今度笠原小と東小がもともとの教室が少ないのに、人が集まってきそうな予兆があるということで、百間小のほうに行くとか、須賀小のほうに行くとか、そういう生徒がいるのか、いないのか。あと、そんなふうに促すようなことはしているのかどうか、ちょっとお伺いします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校管理幹兼副課長の塚越です。

まず、予算書181ページ、町民みんなが先生制度になります。こちらのスクールガードの方々へのいわゆるベストといいますか、そういったものの支給のことかなというふうに捉えておるんですけども、ベストについては、町からの支給はしておりません。ですので、こちらのほうには予算としては入っておりません。

続いて、予算書の195ページ、資料17の就学援助のオンライン通信費になりますが、1家庭、月1,000円の12か月というふうに計算をしております。小学校で16家庭、中学校で67家庭を想定をしております。

それから、教科担任制に関わる教師の不足というところでございますけれども、本町で現在、今年度につきまして、教師不足についての対応ですけれども、おかげさまで本町では担任等の不足というものはありません。何とか運営できている状況でございます。来年度当初、令和4年度当初の教員配置につきましてもおかげさまで何とか全員埋まっているというような状況でございます。

ただ、委員おっしゃるとおり、教師不足というのは、本当に我々事務局としても感じておまして、足りないというような状況は感じております。今後どうなるかということもありますが、現在のところ、宮代町では足りているというようなことになっております。

それから、入学者の推移ということでございますが、資料の12ページのほうになりますが、こちら、令和7年度までの1年生の入学者数の推移、予測をしているところでございます。

こちらは、実際のところ、宮代町では自由選択等を行っている関係で、学区による数字で表わしてしまうとかなり偏りがあるというところで、例年の自由選択をしている状況を見通しまして、大体どれくらいの割合で各校に移動といたしますか、移っていくかということを見ながら数字を決めております。

今のところ、ほかの学校にというところで何か宣伝をしているかということでございますけれども、特にこの学校にという宣伝等はしておりませんで、今のところは各保護者の判断に任せて選んでいただいているというような状況でございます。

以上になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野でございます。

角野委員さんの質問にお答え申し上げます。

まず、予算書201ページの放課後子供教室の内容でございますけれども、令和3年度までは運営スタッフをボランティアを募りまして、運営をさせていただいております。ただし、新型コロナウイルスの関係で事業は中止となっております。

令和4年度は、今度は民間業者のほうに委託ということで、今考えてございます。開催日時につきましては、月1回程度の開催、放課後の開催を予定してございまして、なぜ委託に切り替えたかということでございますけれども、学童も同じような事業やっております、将来的に一体化で運営をしたいという希望もございまして、現在、学童のほうは民間委託で実施しております。できれば、同じような委託会社で運営を一緒にさせていただいて、将来的に一体型ができればなというふうに考えてございます。

続きまして、2点目の予算書202ページの図書

館管理運営事業でございますけれども、外壁診断の関係ですけれども、こちらは建築基準法に基づきまして実施した調査でございます。調査の結果、特に問題はないということでしたので、今年度は特に予算は計上してございません。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） ありがとうございます。

今の答弁からの再質なのですが、図書館の建築基準法に基づく調査というのは、何年ごとの外壁調査だったのか、ちょっとお伺いします。

それと、もう一つ、学童と同じというか、業者、アンフィニということによろしいんですねということで、そのアンフィニのスタッフは、じゃ、学童はもう勤務体系が決まっていますが、そのスタッフというのは、どんなふうにするのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、オンラインの、これは補助ということですか、月1,000円という意味、助成というか補助というか、そういう感じなんでしょうか。満額ではないんですね。そこのところお伺いします。

この要準特別支援の方々以外でできない人はもういない、つながらないところはないというふうなことでいいのかどうか、お伺いします。

それから、自由学区、自由選択というのは、近年の実績というか、その辺の人数、小学校だけで結構です。実績というのは、大体何名ぐらいというか、笠原小範囲から百間小へ入学をしようかなという、また、東小から百間小へ行こうかなという、道佛の地域なんです、新住民の方がそっちへ行こうかという人数があるのか、ないのかをお伺いします。

それから、もう一つ、スクールガードのベストはよく小学校だより見ると、いつもありがとうご

ざいますというふうな学校からのお便りには書いてあるんですが、そうしますと、自前でそれぞれの地域がやっているというか、そんなふうにやっ
てもらっているということによいかどうか、お伺いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野でございます。

まず、図書館管理運営事業の外壁診断調査の関係ですけれども、まずおおむね10年ごとの調査でございます。

それから、2点目の放課後子供教室の業者委託の関係でございますけれども、先ほど具体的に業者名が出ておりましたけれども、まだ特に決まっているわけではございませんが、極力同じ業者にやっていただきたいという気持ちはございます。

スタッフの体制ですけれども、特に調整はしていませんので、今後、調整をしていくようになると思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校管理幹の塚越です。

まず、スクールガードのベストにつきましては、こちら、自前ではないかと、各校の予算等の中から出していただいているか、教育委員会から特に出してはいませんが、各校で対応していただいているかなというふうに捉えております。

それから、オンライン通信費につきましては、こちらは満額でございません。補助になっております。それ以外の補助といたしますか、対応になりますが、こちら、やはり通信で大量のデータを使いますので、Wi-Fiの機器の貸出しというも

のを考えております。現在そちらのほうの対応について準備を進めているところでございます。

それから、自由選択に伴う児童の移動につきましては、委員おっしゃるとおり、一番多いが東小学区から笠原小学校への移動になりますが、令和4年度当初に入学する子の、今年の数なんですけれども、東小学校から笠原小学校へ45名で、それから、百間小学区から笠原小学校へという方が5名、それから、須賀小学校の学区から笠原小学校へ2名というふうになっております。それ以外のところだと、百間小学区から東小学校へ3名というふうになっております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） 今ご答弁いただきました。

ありがとうございました。

スクールボランティアのほうなんです、各校で対応しているということです。そしたら、各校の費用というのは、町の予算の中の学校の使える予算の中でやっているというふうに理解していいのか、ちょっと確認させてもらいます。

それから、Wi-Fi機器貸出しの準備ありがとうございます。

それから、自由選択の割合で、東小から笠原小に行っているのは45人、これ、結構ショックというか、両方きつきつで結構大変だなというふうに思いました。百間小からも須賀小からも笠小のほうに行ってしまうんだというのが、これで、百間小から東小というのもあり得たりして、思いと裏腹な流れになっているのかなというふうに思いますが、この辺についてはまだ新住民の方々、道佛中心になってしまうんですが、道佛から見える百間小へ、あそこ道もそんなに危なくなさそうで、通学路的にも遠いところではないなと思うんですが、ある程度の区分けで、こっち側のほ

う誘導できるような、そういう、すべというのはないんでしょうか、その辺だけ1点伺います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校管理幹兼副課長の塚越です。

先ほどのスクールガードのベスト等の費用につきましては、学校のほうに配付しているものになりますと、町の予算というふうになるんですけれども、予算書の181ページになりますが、町民みんなが先生の、こちらのほうの学校のほうに配付しているもので対応しているということになります。

それから、続きまして、新入学児童資料の12ページのところにあります新入学者数の推移のことになりますが、学区の区分けというお話をいただきました。確かに数を見ますと、また、余裕教室等の状況を見ますと、百間小学校にということを考えられるかと思うんですけれども、学区の区分けにつきましては、今のところ、具体的に区分けをするというふうには考えておりません。

今後の推移を見ていく中で、これは、教室が間に合うかどうかという視点になってはしまうんですけれども、今後のこの数を見ていくと、その数字というものは、何とか今の現状のまま追いついていくかなというふうに考えておりますので、そういういったところまで検討ということまでは至っておりません。

以上になります。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。8点お願いします。

180ページ、(4)いじめ不登校対策事業に関連していくと思うんですけれども、今、制服、以前か

ら質問したり、町も取り組んでくださっていて、スカートではなく、ズボン貸与とかとなっているんですが、今、全国的に、うちの町は言われたら校長から対応してくれてということなんです、もう事前にどっちでも選べますよという時代になってきているんですけれども、その辺の対応をお聞きします。やはり自分から言えないということになってくると、やっぱり浮いてしまったりとか、いじめの原因にもなっていくので、そのあたりの考え方、そして、どうしていくのかもお聞きします。

順不同ですみません、資料19ページ、学校からの改善要望というところがございます。

その中で、大きい2番の教育環境の整備充実というところで、各教室の照明器具のLED化、計画的な入替えを検討してほしいということで要望が出ています。

子育て支援課のときも、学童のLED化がやっぱり進まないのはやっぱり学校との連携というのがあるということで、このあたり、教育委員会としてはどう考えているのか。やはり金額的にも、長期的に見たら、規模が大きいので、考えていく時期ではないかと思うので、そこをお願いします。

それで、同じ要望のところの大きな3の(9)各学校の実態に応じた樹木剪定というがあります。配当予算での対応というんですが、このあたり、希望がかなっているのか、ちょっと具体的に予算に関係あると思うのでお願いします。

それから、大きな4、その他の要望というところに、(4)で小学校の学級懇談会等における幼児の見守り者派遣というのがあって、今後検討となっているんですけれども、これ、以前、私も関わっていたんですけれども、やっていた時期があって、すごく保護者の方が助かって、集中して聞けるということで、今後検討というのはどうなって

いるのかお聞きします。

もう1点、その中の(11)9か年皆勤賞の廃止を含めた検討とかと、やっぱりこういうのが出ている理由、これも今後の検討なんですけれども、どうなっているのかお聞きします。

あと、今度は資料25のLEDの設置率、庁舎及び指定管理施設、公民館の全てということで、図書館とかやっただいていてるんですが、このあたり、郷土資料館がやっぱり資料館ということで金額がかかるのか、少ないんですが、そのあたり今年もお聞きします。あと、公民館もこれから変わっていくときなのではないのか、その辺も、和戸公民館と百間公民館は0で、川端公民館33%ですよね。そのあたりもお願いいたします。

それと、さっきも出ていたんですけど、スクールボランティアの安全見守りなんですけど、教育委員会は把握されているのかなと思うんですが、やはりある程度予算をつけないと、ちょっとうちも家族が10年やっているんですけども、まだ、毎日はやらないので、そんなにひどくはないけれども、変わらないんですよ。配付されたら、それきりなので、やはり回数出てくる方は傷むし、あとは、毎年500円のカードをくれたり、お手紙くれたりいろいろするんですけども、そのあたり教育委員会は学校の対応をしっかりしていただいているんですか、しっかり把握されているのか、それなりの予算を出すのか、お聞きします。

以上です。

○委員長（川野武志君） ここで休憩といたします。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 4時05分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

引き続き教育推進課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校管理幹の塚越でございます。

それでは、丸山委員さんからの質疑について、まず1つ目のいじめ不登校に係る制服貸与についてでございますけれども、今、おっしゃっていただいたとおり、各校では、ただいま子供たちの申出等に個別に対応しながら、制服については取り組んでいるところでございます。

現在の状況をこのまま維持といいますか、進めていくことになるかなと思うんですけども、ただ今後につきましては、今おっしゃっていただいたように、子供たちの状況とか、あとは近隣の市町の様子を見ながら、そういったものを参考にしながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、資料のほうの19ページの要望にありました学級懇談会等で、子供の見守りというものに関しましては、こちら現在予算等については、ついていないというところでございますが、町のほうの子育て支援課のほうでファミリーサポートセンターというもので、そういったものが利用できるということがありますので、こういったものを保護者のほうには周知といいますか、お知らせをしまして、利用していただくような形にしていきたいというふうに考えております。

続いて、9か年皆勤賞が廃止を含めた検討という件につきましては、こちらは中学校の卒業式で例年生徒の9か年の皆勤賞、こちらのほうを表彰しているところですけども、こちら校長のほうから、その皆勤賞のために体調不良であっても無理をして子供が出席をしてくるというようなことも見られてくるということもあって、健康上の問

題もあるので廃止したらどうかというお話がありました。

これについて教育委員会としましては、皆勤賞については、やはり子供たちの9か年の努力というものがありますので、そちらを認めることは大変意義があることかなというふうに考えております。ただ、そういった卒業式で表彰するということについては、今後、検討しまして別の機会に表彰してもいいのではないかなというふうに考えております。

それから、スクールガード等のスクールボランティアについてになりますが、こちら特段何か物を出すということではないんですけれども、支援していただいている方々については、保険等の対応をして何かのときに対応できるようにということで行っております。さらに、これ回数が2回ほどなんですけれども、そのスクールボランティアさんをまとめていただくスクールガードの方に年2回ほど、こちらの事務局のほうに来ていただきまして、各学校では教頭と一緒に来ていただきまして、会議を持ちまして、そこで課題等について検討をしているところでございます。

その中で出てきたものについて、どのように改善していったらいいかということで話し合っているところでございますので、そういったところで対応させていただいております。

私からは以上になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野でございます。

丸山委員さんの質問にお答え申し上げます。

委員会資料の25ページでございますが、LEDの公民館と郷土資料館の状況でございますけれども、LED化につきましては、当然設置を考えて

ございます。

それで、まず公民館と郷土資料館につきましては、今年度、専門の業者さんに一度現場を見ていただきまして、現在、工事費の見積りを先日提出していただいたところでございます。

公民館につきましては、これから電気料の削減額とか、その工事費との割合でどの程度効率がよくなるのかというのを計算しまして、予算要求につなげていきたいというふうに考えてございます。

郷土資料館につきましては、やはりこちらの資料を見ていただきますと、常設展示室とかホール兼特別展示室といいまして照明もかなり特殊な照明でございまして、大変工事費も高くなってございます。これも令和4年度に向けて予算要求させていただいたんですけれども、なかなか予算の確保ができずに、今年度は予算化することができませんでした。ですので、また引き続き、予算化に向けて努力をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

委員会資料の19ページになります。

改善要望の2の(6)計画的な各種教室の照明器具のLED化についての質疑にお答えいたします。

先ほど、室長からもありましたとおり、小中学校においても業者の調査というものを今年度入れております。それでLED化の必要性については十分認識しているところでございます。

学校の場合、やるとなりますと、やはり大規模な工事になりますので、例えば、実施時期、夏休みだけで間に合うのかどうかとか、あと土曜日、日曜日など、お休みの日を使ってやるのかとか、

そういった実施の手法なども今検討しているところでございまして、そういったものが全てクリアできれば予算化していきたいというふうにこちらでも考えてございます。

続きまして、同じく資料20ページ3の(9)各学校の実態に応じた樹木の剪定についてですけれども、すみません。選定については誤字でございませす。申し訳ございません。

原則、学校配当の予算の中でご対応はいただいているところですが、ご指摘ありまして、例えば高木等になりますと、学校の先生方とかでは対応することは当然難しいので、そういったものについては、教育委員会のほうにご連絡をいただいております。現場を確認して教育委員会の持っている予算の中から樹木の剪定等は行っておりますので、今後もそのようにやってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。

再質問させていただきます。

要望の中の資料20ページです。見守り者派遣というのなんですけれども、ファミリーサポートを紹介をするという話もあるんですけれども、それも一つなんですけれども、やっぱりそれぞれというとなお金がかかったりもしますよね。ある程度、例えばひとり親家庭だったらお迎えとかでも半額とかとあるんですけれども、やっぱり学校行事なので、その辺何人かお願いして、保育士さんみたいな、お願いするとか、そういうことをすると本当に、昔職員さん、ご存じですけれども、マザーズで活動していたときは、本当職員のお母さんたちは非常に助かって、集中して聞けるということで、先生方も本当に集中して聞いてくれたと。やはり小さい子供さんを連れてだと集中して聞け

ない。そういうことがあるので、やはりちょっとそこはしっかりとした教育をうちの町はやっていると認めていると思うので、やはりそこからサポートは大事だと思うので、その辺お考えをお聞きます。

あと、同じ要望のところで皆勤賞なんです、9年間の努力ということで、今出しているということなんですが、やはり私も9年間、立派なんですけれども、やっぱりちょっと体調悪くても無理に行かせるという話も前々から聞いていて、本当にすばらしいことではあるけれども、やっぱり卒業式で表彰されるということの重みも確かなんですが、やはり無理をさせてまでというところありますので、やはりここはほかの機会にとかしていくことも大事かと思うので、よく検討してもらいたいと思うので、その辺もう1回お願いします。

あと、スクールボランティアの支援で、スクールガードさんは教頭先生と一緒に年2回、お話を聞けるけれども、このスクールガードさん毎日やってくれているので、それこそつけているあの緑色のあれは定期的に換えているのか。さっき言ったように、結構10年でも週1回でもかなりになるんですよね。そういうところをやはり教育委員会、補助なり予算つける。そこをきちっとどう考えているのかお聞きます。

あと、LEDのところは、考えていくとさうそうであるが、たくさん思います。そうすると、公民館に関してもやってくださるということですし、学校のほうも大がかりになりますけれども、多分ランニングコストというか、先のことを考えたら随分違うと思うし、学童さんのほうも助かるのかなと、気にはしていましたので、そのところは分かりました。

あと、資料館なんです、もともとの電球とかでも高くついています。高くつくって、専門的なものなので。でも、新井町長もいらっしゃいます

けれども、やっぱりこの埼玉地区を見ても、どこにも資料館があるわけではないので、資料館を持っていく以上は、やはりお金をかけるときはかける。何か何年か屋根とかも修復してなかなかお金がかかるんですけども、計画的でちょっと考えていっていただくのか。もう1回お聞きします。

あと、要望の中の20ページの樹木なんですけど、これが要望の中で学校の実情に合わせた実態に応じた樹木選定と書いてあるんですけど、これはこの学校にはこの樹木とか、何かちょっと文字からだと剪定とかではなくて何か、これ漢字が間違っちゃって言いまして。分かりました。すみません。申し訳ない。さっきよく聞かなくて、分かりました。やっぱり多分笠原小とかは学校に応じた予算といっても大変なんだろうなと思うんですけど、分かりました。しっかりやっていただきたいと思います。要望のところもありますけれども、今お聞きしたところをお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校管理幹の塚越でございます。

懇談会に見守り派遣につきまして、こちら委員おっしゃるとおり、やはり保護者の方が落ち着いて懇談会等に参加できるということにつきましては、そのとおりかなというふうに考えております。なかなかこちらのほうで予算が取れないというところがありますので、今の現状の中でどのような対応ができるかというのは考えて、保護者の方が気兼ねなくといいますか、集中してこの懇談会等に参加できる工夫をしていきたいなというふうに考えております。

続いて、皆勤賞につきましては、先ほどお答えをしたとおりでございまして、やはり今後は卒業式等での表彰については、取りやめの方向で考え

ていきつつ、違う機会で改めてになるか、または朝会等になるかというあたりで、対象の子供たちに表彰する。または別のそういったところではないところで表彰するという形で考えていければなというふうに思っております。

それから、スクールガードリーダーさんのベストの交換についてなんですけれども、こちら年1回、帽子とベストについては新しいものを交換しております。

以上になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野でございます。

丸山委員さんの質問にお答え申し上げます。

郷土資料館の今後の修繕についてでございますけれども、委員もご承知のとおり、大変資料館の修繕にお金がすごくかかります。これまでも予算要求させていただいていましたけれども、なかなか財源の確保が難しいということで、特に令和4年度は財源を確保するという意味で新しい手法、寄附金を募る等のことも考えてございます。また、その工事のやり方とかをもうちょっと細かく分けてできないかとか、そういった工夫をさせていただいて、なるべく工事ができるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 分かりました。

ちょっと何点かお願いします。さっき答弁していただいたのに、制服のことを人権に配慮したということで、やはり申し出るということ非常に大変なので、さっきのご答弁だと、この状況が多分続くようでしたけれども、以前、質問したときには、統廃合の話があったときに、新しい学校にな

ったときに、いろいろ考えるという答弁をいただいたんです。関連していただいたことあるんですけども、やっぱり今、夏も暑く、冬寒くて、自転車通学の子も多いので、そういうことも含めて女子でもパンツがはける。そういうことはもう言われなくても、こっちから提案するように、やっぱり持っていく実態だと思うんです。その辺もう1回お願いします。

あと、表彰のことは本当に9か年頑張ってくださるお子さんたちの気持ちはすごく分かるんですけども、今の時代ちょっと分かんないんですけども、地域振興会長賞とか何かあったときは、卒業式じゃなくてほかのときにあげたりもしているので、ちょっとほかの機会にやっぱり全生徒の前であげるとか、何かやっぱりそういうふうにしてみんなでたたえてあげるという形にすることもいいのかなと私は思います。

あと、スクールボランティアさんのベスト、緑色のは年1回交換してくださるということなので、ありがとうございます。やっぱりさっき言ったように、ボランティアさんのほうは全然交換しないので、何かその辺ちょっと学校と話し合って、やっぱり毎日やってくださっている方がいるんですよね。週5日。そうすると、毎日結構傷むので、やはりその辺は学校と話し合って、予算づけとか何かしていただけたらと思うので、そこももう1回お願いします。

あと、郷土資料館につきましては、理解はしておりますけれども、やっぱり本当さっき言ったように、地域で全部の自治体を持っているわけない郷土資料館なので、やっぱり理解していただく方とかクラウドファンディングとか、何か使うとか、やっぱりふるさと納税を使うとか、何か考えてやっていただきたいので、そこももう1回お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校管理幹の塚越でございます。

制服の件につきまして、委員おっしゃっていたとおりの、やはり気候のこと等もあります。また、その人権についてもということもありますので、こちらのほうはなるべく早くといえますか、そちら個別に対応する以外にスピーディーに対応できることは何かということを検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、9か年皆勤賞につきましては、今おっしゃっていたとおりに別の機会を設けて、みんなの前でたたえるというようなこと、そういったものを進めていければなというふうに考えております。

それから、先ほどスクールガードのベストの件ですけれども、スクールガードリーダーさんは年1回、県のほうから支給があって、帽子、それからベストについてはあるんですけれども、スクールガードの皆さんについては、各学校の対応になっておりますので、年に1回交換しているかどうかというところは、ちょっとそれぞれのところによるかなというふうに考えております。ただ、ボランティアさんについてのその毎日活動していただいて、本当に頭の下がる思いで、参加していただいている方は本当に毎日よくやっていただいているというふうに聞いております。

こちらのボランティアさんの連絡会については、これ各学校で学校応援団という形で連絡調整、連絡会というんですかね、各校でちょっと呼び名が違いますけれども、そういったことを催して日頃の状況とか、あとは今後についての話し合いというものを持っております。さらには、学校によっては、そういった感謝の会というようなところを設

けて、今年1年大変お世話になりましたということで、子供たちも合わせたそういった会を設けているというような状況がございます。すみません。帽子につきましては、県ではなくて教育委員会のほうからスクールガードリーダーさんにはお渡ししているということになりますので、よろしくお願いします。

私からは以上になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野でございます。

丸山委員さんの質問にお答え申し上げます。

資料館の修繕についてでございますけれども、先ほども申し上げましたとおりに、やり方等工夫をし、また、令和4年度は先ほどお話がありましたクラウドファンディングも今検討しておりますので、そういった形であらゆる手段を使って財源の確保に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

それでは、3点ほど質問させていただきます。

まず最初に、176ページ、第10款の教育費、(3)の小中学校適正配置事業でお伺いしたいと思えます。区分の12の委託料と書いてあるんですけれども、基本構想など策定支援業務委託料となっているんですけれども、これはいつどんな内容でどこに委託するのでしょうか。その辺のところをまずお伺いしたいと思えます。

それと、210ページ、学校給食費です。

(1)の学校給食運営管理事業の本年度の財源内容ですけれども、諸収入1億1,874万9,000円がこ

れは保護者から頂いたお金なんでしょうか。その辺のところ、またちょっと分からないので、聞いてから質問をさせていただきます。

それと、202ページです。文化財保護費でございます。

私たちの予算書の115ページになっているんです。昨年、百間小学校の滑り台、コンクリートでできている、それが国の登録有形文化財になったということで、すばらしいことだなと思っているんですけれども、こういう保存をする方法というのはあるのでしょうか。それと、今後の調査予定、ほかにもあるのかどうか。そのほかにも重要な発掘があったのかどうか。ちょっと教えていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

予算書の176ページ、小中学校の適正配置事業の委託料の件ですけれども、こちら先月の議会全員協議会でご説明させていただきましたとおり、須賀小学校等の再整備に向けた基本構想の策定支援業務ということで、再整備に当たっての基本的な考え方ですとか、基本的な方針などをまとめるに当たって、その会議の運営の補助ですとか、あとは先進地事例の情報収集など、そういった支援をしていただく予定でございまして、業者につきましては、先進地の取組などもございますので、そういった実績等を踏まえて業者については選定していきたいというふうに考えてございます。

2点目の予算書の210ページ、学校給食運営管理事業の諸収入1億1,874万9,000円ですけれども、委員ご指摘のとおり、こちらの保護者の皆さまから頂く学校給食費となりますので、そのようにご

理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野でございます。

山下委員さんの質問にお答え申し上げます。

予算書202ページ、文化財保護事業でございます。また、私たちの予算書は、文化財保護事業ということでございます。

まず、国の登録有形文化財の指定の方法でございますけれども、まず、町民の方やあと町にある文化財保護委員という専門機関がございまして、そちらの委員さんのほうから候補になり得るものをまず推薦をしていただきます。文化財保護担当のほうで、その調査をさせていただきまして、調書を作成させていただきます。文化財保護委員会を開催いたしまして、そこで国に推薦をさせていただきます。国に推薦をさせていただいて国のほうで認めていただければ、国の登録有形文化財ということになりますので、手続が幾つか必要となっております。

それから、今後の調査の予定でございますけれども、今のところ特にはございません。文化財保護ということではなくて、発掘のほうになりますと、昨年、道仏遺跡の調査を行いまして、今年度まとめたところでございます。今のところ、発掘につきましても、具体的に決まっているところはございませんが、ここのところ、試掘調査といひまして不動産業者の開発があつて、ぜひ調査をしていただきたいということで町のほうに依頼があるわけですが、その件数が非常に増えておりまして、近々また調査対象が出るのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

基本構想、いつ、どこでということなんですけれども、これから業者は選定するんだということなんです。分かりました。

確かに、ここの資料を見ますと、委員会のときにもらった資料ですか、2月10日にもらった資料なんですけれども、この中にも広報等に周知して地域説明会でも実施すると書いてあるんですけれども、この辺のところの予定というのは、きちんと説明会なんかをするということなんです。それと同時に想定されるメンバー、基本構想の策定に当たって、メンバーが識見者、学校関係者、教職員、保護者、地域住民の方、公民館利用者、関係課の職員などということが書いてあるんですけれども、この選定の方法というのは公募で応募でやって決めるのか。それとも、指名によって決めるのか。その辺のところ、どうやって決めるんでしょうか。その辺のところを教えていただきたいのと、地域説明会の実施については、いつ頃またやるのかどうか。その辺2点だけ、これをお願いします。

それと、学校給食のことなんですけれども、資料を見ると、令和2年度の資料なんですけれども、生徒数1,495名いるということで、令和2年度でね、資料のこれの今年もらった資料14ページなんですけれども、2,197名いて、そのうち1.何パーセントの人が給食費を払えないということになっていますね。資料22ページでは、98.8%、令和2年度で。が徴収した数なんですけれども、1.2%の人が払えない。ということは、2,197いるんですから約22名の方の保護者からこの給食費を頂いていないということに計算上はなります。その辺のところ、この給食費を町のほうに何とかしてもらえないかという教職員からの要望があると思

うんです。この辺のところは、どのように給食費を請求するのか。その辺のところ、学校の生徒に渡すのか、児童に渡すのか。それとも保護者に直接渡すんだけど、保護者は働いているし、いないと思うんです。どうやっているのかなと思ひまして、まさか子供やあれに言うわけにいかないですよ。その辺のところのやり方というのを教えていただきたいなと思っております。

文化財保護費については、調査をやるといふことなんですけれども、不動産の調査は今滞っているんですか、これは。不動産からの要請というのが。これ町から積極的に宮代町の文化財は大体分かりますよね、遺跡だとかそういうところがどこに集中しているというのは。そういうのはやはり積極的にこちらから調査するべきじゃないかなという感じはするんですけれども、その辺のところはどうなっているのか。お答えをください。よろしくをお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

まず、1点目の適正配置の関係ですけれども、地域説明会につきましては、いつ頃というお話がありましたので、一応予定では5月の下旬頃から6月の前半にかけて中学校区、こちら書きましたけれども、中学校区単位で地域の住民の皆様や保護者を対象に説明会を開催する方向で考えております。

また、こちらを書かせていただきましたが、説明会ですと、やっぱりある程度、日程に限りがございますので、例えば説明動画の配信等も併せて行って、できる限り広く周知していきたいというふうに考えております。

続きまして、基本構想の策定に関してメンバー

の選定についてはどうかというお話ですけれども、こちらは例えば地域の住民の方であれば、以前の適正配置の審議会では、地区連絡会を通して地域の住民の方から団体ごとというんですかね、その地区連ごとで推薦をいただいた方にご参加をいただいております。

また、保護者の代表の方も同様にPTAの団体を通じて推薦をお願いしまして、推薦をしていただくというような形を取っておりますので、できる限り幅広く参加をいただくということで、そういった推薦と、あと当然公募の方も募集をかけますので、公募で参加いただく住民の方、あとはある程度識見者の方については、専門的な知識が必要になりますので、こちらについてはある程度、事務局のほうでも選定をしていかなければいけないかなということを考えておりますので、そういった複数の方法で委員会は組織していきたいというふうに考えております。

続きまして、給食費のご質問でございます。

委員会資料の22ページ、学校給食費の滞納状況調べについてですけれども、まず初めに、令和2年度で2万6,260円未納があったということなんですけれども、こちらパーセントは確かに99.97%となっているんですけれども、実際には1世帯の方の未納となります。督促といいますか、お支払をちょっとしていただけない場合は、どういう対応を取っているかということですが、その同じ年度内に未納がある場合には、今は担任の先生から直接保護者の皆様ですね、ですので、お子さんは一切通じないといいますか、直接保護者の皆様にご連絡をしていただいて、できる限り年度内にお支払をしていただくようお願いをしております。それでも支払がしていただけないものの、いわゆる過年度分となったものについては、教育委員会のほうから直接、各ご家庭のほうにお

願いをしているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野でございます。

山下委員の質問にお答え申し上げます。

まず、不動産業者につきましては、発掘調査のときに関係してございます。それで、よろしくお願いいたします。

それから、なぜ町が積極的に発掘調査をやるのかということなんですけれども、発掘調査の基本的な考え方として、土の中にある遺跡は当然壊さないほうがいいので、そのまま保存しておくのであれば、保存しておいたほうがいいというのが基本的な考え方でございます。

先ほど言いました不動産業者とかが民間の開発をするということになりますと、当然その土地を掘り返したり何だりしますので、そういう場合は、発掘調査をさせていただいて、もしそこから出るようであれば、町のほうで積極的に試掘調査をしていくということになります。

町のほうでも過去の発掘調査の結果とか、それから町の古代からの歴史を踏まえて、大体この辺に遺跡があるという分布は全部調べてありまして、当然そのエリアに引っかかってきた場合は、積極的に試掘調査をやります。それ以外であれば、特にはやらないということでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

基本構想ここに書いてありますけれども、今書いてあるとおり、識見者は、町のほうである程度選定をするということを今言いましたんですけども、これを公募でやるとなると、どうなのでしょう。

時間がかかるんじゃないですか。確かに公募でやったほうがいろんな意見が聞けて、いいのかなという感じは私はします。そこで町のほうで選定したら大変なことになるなと感じますので、ぜひその辺のところをよく考えて。公募が一番いいのかなという感じが私は個人的には思いますけれども、いろんな意見を聞くのにも、町だけの執行部のほうの意見だけでなく、やっぱり公募で選んで土地の人がどういうふう考えているのか。あと父兄やPTAの人がどういうふう考えているのか。それ十分に聞くべきではないかなと感じます。ぜひその辺のところをやっていただきたいなと思っております。

全体的な学校の適正配置は、あと5年か10年ぐらい先になるという話なんですけれども、やっぱりこの直すのに当たって、いろいろな公民館活動なんかも一緒にやるということになりますと、私は一番初めに質問もしました。ちょっと危険じゃないのというので、そういうこともあるので、ぜひいろんな意見を聞いていただきたいと思っております。このことについては、これで質問を終わります。

あと学校給食費1名ということで、今、回答になっているんですけれども、これは過年度分も含めて98.8%収納したという意味でよろしいんですか。分かりました。

1名いて2万6,260円だということですが、当年度は。そういうことなんでしょうけれども、これは、じゃ2,197名いた中に1名ということでよろしいんですね。じゃ、子供さんにだけはこれはしっかりと分からないように、子供に分かったらいいじめの対象になりますので、ぜひその辺のところは配慮してやっていただきたいと思っております。

私は給食費は公費で出すべきだなというふうに感じているんですよ、いつでも。その上で前提と

して今の給食費を徴収している私案と先ほど言ったように、公費で賄うべき、しかし、現実的にはこうなだけけれども、1名の人がいるということで、その1名の人にも配慮してやっていただきたいというふうをお願いしたいと思っております。

それと文化財の保護のほうは分かりました。ただ昔聞いたんですけれども、これは文化財の、町に報告すると面倒くさいからということで、そのまま何も出なかったよということでやっているということがあるので、その辺のところは、しっかりと町のほうでも文化財を守る上でやっていただきたいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） すみません。簡単に質問しますので、簡単に答弁願えればよいと思いますので、よろしくお願いします。

今1点目につきましては、前段の山下委員が質問した内容に重複すると問題ですから。私は予算的に177ページに770万、この金額の内訳をもうちょっと、なぜこうなるのか教えてもらいたい。

2点目につきまして、学校の特に中学生ですね、中学校ですね。部活の指導はどのくらいやっているのか、学校の先生が。特にやっぱり学校の先生がある程度部活をやるのが、大きな生徒の力になると思います。そういうことを考えて、いろいろ先生が部活をやるのがいいの悪いのという議論もあると思いますけれども、現状ではどのくらい先生が部活動を指導しているのか。それを教えてもらいたい。

3つ目は、これは建てる建てないと言えれば終わっちゃうんですけれども、中央公民館、生涯活動を考えれば、宮代の公民館の問題は駐車場が

ない。古い、建て替える時期も来ている。また、もう一つ、私地元の人に、地元という違うかもしれないけれども、西原公民館は、まだあのまま地震のたびにあれが倒れちゃいますよと言ったってちっとも倒れない。あれはもう何か理由があって、使わないのか、今物置だよ。あんな頑丈なのなぜ今残っているのかと思って。

あれも公民館の数を減らすために対策を考えたんだね、地震対策を。本当に地震対策で問題だったら、職員が中に入って物置にするんでも、これだって問題なんです。地震があったらどうするんだと。ちっともひび割れもなければ何も無い。使える公民館がもったいないじゃないかと騒いでいる人いますよ。

だけれども、その前に、宮代の公民館の駐車場もない。なかなかもうちょっと便利な公民館でもない。ほかの町村を見ているとすばらしい、生涯活動を考えれば、もう立派なのがあつて、これだけの宮代だったらあつていいわけですよ。前にも一般質問で何かやったという記憶があるんだけど、町の生涯学習活動のために宮代町はええ町にしたいなんて言っているけれども、とんでもないよね。貧弱な公民館で、それも申込みに毎日ここへ来るんでしょう、この受付へ。鍵の番号を教えて、はい、使ってくださいとやってますよね。大体中央公民館を造って、宮代の3万3,000人の人の学習を考えれば、中央公民館とつくに考えるべきだと思うんですよ。どう考えているのか、それだけ教えてもらいたい。造りたくないのか造りたいのか。それだけでもまず最低でも答えてもらいたい。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹

の青柳です。

では、1点目の適正配置の基本構想支援業務委託料の内訳についてお答え申し上げます。

こちらは、先ほど申し上げましたとおり、基本構想策定に必要なための会議運営に係る資料作成ですとか、あとは会議を開催したときの会議録の作成、あるいは先進事例の情報収集や製本、最終的な完成品の製本等を作成していただくものになりますので、その支援していただく業者の人件費が大半にはなります。そういった作業とあとは今言ったような消耗品のようなもの等を含めて770万、あとは金額につきましては、先進地で幾つかやっている団体の同様の基本構想の策定委託料なども参考にしまして、この770万円の範囲内でやらせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校管理幹の塚越でございます。

部活動指導についてでございます。委員おっしゃるとおり、子供たちの部活動、それからそれに関わる指導については、教職員、それから生徒の関係等も含めて、大変有意義なものであるというふうに考えております。

現在、実はこのコロナ禍ということがありまして、活動のほうを大分制限をしております。なかなか従来どおりの活動ができないような状況でございますけれども、そんな中でも、少しずつこの新型コロナの状況を見ながら、活動の状況を広げているというところでございます。今現在では、非常に活動自体が少なくなってきておりますけれども、子供たちの健やかな成長に向けては、この活動というものは、大変重要なことかなというふ

うに考えておりますので、この新型コロナの状況を見極めながら、この活動の状況については緩和をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（草野公浩君） 生涯学習室長の草野でございます。

小河原委員さんの質問にお答え申し上げます。

公民館の関係でございますけれども、先般、学校の再編、それから地区センターの構想の中で、公民館機能を含めた施設を検討していくという方針が出されております。

担当といたしましては、今、町内で活動する団体さんはたくさんございます。そういう意味で、公民館というよりは、その団体の方が活動できるような場所をどうやって確保することが一番大事かというふうに考えております。そういう意味では、地区センターという方針が示されましたので、その中でぜひ公民館の機能を踏まえていただけるように努力していきたいというふうに考えてございます。

それから、西原公民館でございますけれども、西原公民館につきましては、過去に耐震診断を行っております。当時、百間とそれから川端公民館と今はないんですけれども、和戸第二公民館、それから西条原公民館、須賀公民館、当時ですね、耐震診断を行いました。

その中で、西原公民館については、大変厳しい評価をいただきまして、倒壊の危険性があるということで、一番ランクが低い評価をいただきましたので、これは人が使えないという判断をさせていただきました。今は郷土資料館の文化財の倉庫として活用させていただいております。大変老朽

化も激しくて、確かに安全性の面で問題があるんですけども、今、倉庫ということですので、特に人が出入りをするということはほとんどございませんで、リスクはありますけれども、そういう面では、まだ大丈夫なのかなというふうに思っております。当面、郷土資料館の倉庫として活用していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 分かりました。適正配置については、議会でもいろいろ大きな議論をしたと思いますよね。そのことも一つ忘れずに適正配置については、問題のないように運営してもらいたい。そのことを申し上げておきたいと思います。質問はそれで終わります。

部活動の問題、多分新型コロナで今回はなかなか思うような活動できませんという、必ず答弁するなと思っていました。新型コロナのないときはどうだったんですか。それも同じでしょう。うまいよね、答弁の仕方が。何かそのときの問題があると、それをつなげて今いろいろ活動が停滞していますとか問題があるとか。新型コロナがないときだってやっていないんだよ。やっている人はやっているけれども、やっていない人はやっていないの。学校の先生はそういう答弁うまいね。じゃ、新型コロナなくなったらやるんだねとなるよ。

今度は21日で何とか終わるようだけれども、すぐやれとは言いませんよ。そういう答弁の仕方というのは、一時的にはいいかもしれないけれども、今までの流れ、今後の流れを考えたら、うそになる。うそ、先生うそになるんだよ。今までだってやっていないんだよ。前はどのような答弁したか知っていますよ。先生の指導はいろんな時間の問題だとか、あと生徒のけがの問題だとか、いろんなそういう問題があるのでなかなかできませんという答弁していたんだから。今度は新型コロナとい

って、新型コロナが終わったら何を考えるんですか。そういう答弁は私は納得できないですよ、それは駄目ですよ。

あと公民館、やっぱりうまい答弁だね。中央公民館は造りなさいと、前、さんざんやった記憶があるんですよ。それで、百間公民館とか、ああいうところは狭くて本当に駐車場もないので考えていますと。貧弱な公民館だよ、宮代はね、みんな。そう言うと怒られるかもしれないけれども、私はどうも口が悪いのは昔から、どうしてもそういう言葉になってしまうんだけど、れっきとした中央公民館をだんと造って、さすが宮代町の生涯活動はすごいやと。そういうふうにするべきだと言った記憶があるんだよ、ずっと前に。運よくこの前の土地が空いているだろうし、そこも買えば買えたよなんて皆さん言っているんですよ、お茶飲みながら。そういうことは一切考えないで、やっぱりもう恥ずかしくない公民館を造るべきですよ。進修館の大ホールだって何やっているのかかっていますか。大体ああいうどんちょうのかいのがあって、ああいういろんな催しができるのは、大体中央公民館的なところでやるんですよ。そういう話も流れていたでしょう、今まで。やることやること全部、結構町民の人が言っているわけですよ、おかしいよなど。ですから、中央公民館を造って、ああどうだと。皆さん、それこそ言葉上で、どうですか、皆さん、いいでしょう、宮代町とは言えるような方法を取ってくださいよ。一番偉い人がいて、また多分、あの小河原の野郎、とんでもねえ野郎だと思っているかもしれないけれども、また言い出したって。いや本当ですよ。宮代の人口増やそうなどと思っただけならおさらですよ。いろんな併設の公民館は造れば造れるわけですよ。生涯活動だけではなくて、いろんな施設を兼ねた、だんと。そういうことを考えてもら

いたいと。またこれ以上言うと、またひねくれな
んて、また憎まれますからやめますけれども、ひ
とつ今からでも考えてください。そのことを申し
上げて、質問は、ぜひ中央公民館の建設をという
ことを私が言っていたというだけでやめたいと思
います。

2 番目については、ひとつ答弁をお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校管理幹の塚越でございます。

部活動の指導についてでございます。

委員おっしゃるとおり、新型コロナでという話
を私させていただきました。学校現場では、やは
り教職員が、今子供たちの活動がいろんなところ
で制限をされている。なので、子供たちが唯一生
き生きと活動できるのが、やはり部活動というこ
とで教職員のほうは捉えております。何とか活動
を広げていけないかということで、学校のほうか
ら相談を受けているところでございます。

そういった中で、我々教育委員会事務局のほう
から、今こういう状況であるということで、制限
といいますか、活動については、この状況を見て
控えてもらいたいということでお話をしているこ
ろでございます。

先ほど、お話があったように、このまん延防止
措置が間もなく切れるのではないかなということ
で、今後の見通しについては、段階的にその活動
の時間、それから日も、週当たりの活動の日数も
子供たちの様子を見ながら広げていこうというふ
うに考えているところでございます。限りなく日
常の活動に近づけるように、子供たちの今の状況
等を見ながら取り組んでまいりたいというふうに
考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） ここで休憩といたします。

休憩 午後 5 時 0 2 分

再開 午後 5 時 1 4 分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

引き続き教育推進課分の質疑を行います。

質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

それでは、新年度予算についてのご質問をさせ
ていただきます。

まず、政策として全ての課に関わる問題で、新
型コロナオミクロン株の第 6 波で感染者が急拡大
しています。2 月については 1 月の 4.28 倍、3 月
についてはもう既に 1 月の 2 倍という状況です。
ですから、これは皆さんに聞いているんですけれ
ども、感染は子供たちと職員にも及んでいるわけ
です。それで、この接種の関係で、その前に一般
質問でもお聞きしましたが、まず確認で、小学校
で 1 月から 2 月にかけて何人ぐらい感染したのか。
これは小学校、中学校。それから、学校閉鎖はあ
ったのか、なかったのか。それから、学級閉鎖は
あったようなんですけれども、何校で何学級か。
詳しくお示しいただきたいと思います。それから、
小中学校の教職員についても確認の上でお尋ねい
たします。まず、その点についてお示しを願いた
いと思います。

それから、対応なんですけれども、この感染症
対策についてなんですが、やはり今不安やストレ
スを抱えた子供たちもよく耳にします。マスコミ
等でも言われておりますけれども、やはり一人ひ
とりに寄り添う教育も求められています。そこで、
教職員の負担の軽減もより大事かと思うんですけ

れども、その点で宮代ではこれまでスクールカウンセラーというか、そういうのとあと授業準備の補助などをする学習指導員というかそういうのはどういうふうな状況になっているのか、まず現状についてどういうふうになっているのか。それから、新年度予算ではどういうふうに変えていこうとしているのかどうか。その点の予算づけについてもお尋ねしたいと思います。

それから、またその点でもお聞きしたいんですけども、ページ数で言うと176、177ページの小中学校適正配置事業。これについても前段の委員からも言われて、質問等々もありますので、ダブらないように質問しますけれども、まず今回基本構想策定支援業務委託料ということで出ております。これまでも示されておりますけれども、基本的な考え方として大きく2つあったと思うんですけども、子供たちに最高の教育環境を提供すると。それからもう一つは、地域に愛される学校、防災機能の向上も含め地域住民のための施設にしますと、これが基本的な考え方になっているんですけども、これはもう少し具体的にこういうふうにするんだというそのところについて、もう少し突っ込んだ説明をお願いしたいと思います。

それから、180、181ページのいじめ不登校対策なんですけれども、特に新年度の特徴も書いてありますけれども、新年度こういうふうにやっていくという、そういうものがあればお示しいただきたいと思います。

それから、資料を頂いていますけれども、資料1ページの関係で不登校児童生徒の推移は分かりました。県の平均より下回る状況ということなんですけれども、児童生徒の長期欠席者についてはどういう状況なのか。人数等も示されておりますけれども、県の状況等と併せてお示しいただければお示しいただきたいと。

それから、同じ資料で16ページにこちらのほうはいじめの件数と内容ということで学年ごとになっております。中学校は極端に少ないんですけども、2年生はゼロということになっていますよね。これは事実ゼロになっているんでしょうけれども、この辺の状況についてはどうしてこういうふうになっているのか。逆に不自然だという感じはするんですけども、その点について、これは確認したいのでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、186ページ、187ページの学校管理費の中の児童教職員の健康管理等対策事業、これは194、195ページでは生徒教職員ということで、小中学校の健康管理ですね。それについて、コロナ禍の中でやはりかなり状況は変わっていると思うんですけども、その点どういう状況になっているのか。で、予算は186ページについては減額になっております。このあたりはどうしてこういうふうになっているのか、中身についてももう少しお示しを願ひたいと思います。中学校のほうも同じですよ、45万8,000円。こちらについては減額はしていないということであれば、結構なんですけれども、どうしてこういうふうになっているのか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、学校給食費、210、211ページの関係で、これも前段の委員が言っています。滞納の関係も出ましたけれども、私はやはりもう近隣では幸手市はもちろん白岡、蓮田、春日部市においてはあんなに大きな自治体なんですけれども、第三子から無償化しているんですよ。もうこれは、学校給食費の無償化というのはもう、以前はそんなにはなかったんですけども、今はどんどん進んで、近隣でもこういう状況になっていると思います。久喜もそうですよね。学校給食費の無償化に

についてはもう始めていいと思うんですけども、そういった点では新年度予算もそういうふうになっていませんし、この点についてはどういう考えを持っているのか。その辺についての認識についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校管理幹の塚越でございます。

まず、感染者に関しまして、小中学校1、2月の数になりますが、小学校につきましては39名、中学校では22名の感染を確認しております。

閉鎖につきましては、学校閉鎖はございません。この1月、2月の間の閉鎖につきましては、学年の閉鎖というものが3件ありまして、学校におきましては2中学校で3学年閉鎖という対応しております。学級閉鎖につきましては、13学級閉鎖を行っております。学校数につきましては、小学校は4校全ての学校で行っておりまして、中学校におきましては2校で学級閉鎖を行っております。教職員の数につきましては、教職員の感染につきましては、1月、2月は3名の感染を確認しております。

続きまして、2つ目のご質問で感染症への対応ということで、スクールカウンセラーの状況でありますとか、授業準備の状況ということでのご質疑でございますけれども、まずスクールカウンセラーにつきましては3中学校に2名のスクールカウンセラーを配置しております。小学校では、2名のスクールカウンセラーを配置しております。授業準備の対応につきましては、いわゆるスクールサポートスタッフという形になるかなと思うんですが、今年度については配置はしておりません。来年度に向けての対応ですが、スクールカウNSE

ラーにつきましては今年度同様の対応を考えておりまして、その授業準備等に当たるスクールサポートスタッフにつきましては、先ほど回答したところでございますが、県のほうに申請を行っておりまして、そちら申請が通り次第、配置のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、予算書の180、181ページ、いじめ不登校対策事業につきまして、こちらは来年度の特別にというところになりますが、いじめ問題調査委員会、こちらのほう新たに設けまして、そちらのほうの対応の費用を新たに入れさせていただいております。

続きまして、長欠児童生徒のものになります。資料のほうで1ページの不登校に関わるもので、長欠児童の数でございますけれども、そちらにありますとおり宮代町では小学校で17名、中学校で26名となっております。こちら割合になりますと、小学校では1.1%となっております。それから、中学校では26で割合にしますと3.85%というふうになっております。これ県のほうとの比較になりますが、県のほうでは小学校は割合1.6%、中学校では5.33%というふうになっております。

続いて、資料の16ページになります。

いじめの件数、中学2年生が0件というふうになっております。こちらは委員おっしゃるとおり年齢が上がるにつれて事象に関する対応の仕方というものの、その子の受ける対応の仕方のスキルがだんだんできてくるところもございます。一概に2年生だからこうだということはないかなというふうには思いますが、その事象に対してその子がどう受けたかということで、対応がうまく自分で回避できるというようなところも、このような数字に反映されてくるのかなというふうに考えております。

それから、予算書の186ページ、187ページ。そ

れから同じく194ページ、195ページ、こちらの児童生徒・教職員の健康管理対策等事業というふうになります。

こちらは、減額になっていますのは、国からの県からの補助がございました。こちらのほうが来年度見込まれてはおりませんので、その分こちらの数字で減額とさせていただきます。で、そういったものを昨年度、それから今年度合わせましてそういった補助をしていただいたものにつきましては、来年度以降のそういった感染症対策の備品等は十分に学校のほうで対応し、今現在蓄えているといいますか、備えて学校のほうに置いてあります。そういったものを使いながら、今後の感染症対策を行ってまいりたいというふうに考えております。

私からは以上になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

私からは適正配置の基本構想についての基本的な考え方について、具体的にということでお答え申し上げます。

まず1点目としましては、子供たちに最高の教育環境を提供するということで、現在の学校の施設においては個別診断などでも劣化が指摘されておりまして、また急速なICT化も進んでおりまして、やはり電気設備ですとか給排水の面でかなり不安な部分がございます。それを再整備することによりまして、例えば太陽光発電などもつければエコに配慮しました最新の設備での教育環境が提供できるということで、例えばトイレなども計画的に今進めてはおりますが、やはり洋式化など今の生活様式に対応できていない部分もございますので、そういった点からも再整備を行うことで

最高の教育環境を提供するというのがまず1つ目の柱になります。

2つ目の地域に愛される、地域住民のための施設とするとあります。こちらは、例えば今考えているのは、公民館機能を有するような地区センター機能というものを学校に併せて建設することで、例えば公民館としての利用、そうすれば自然に地域住民の方が集まってまいります。そこに例えばですけれども、役場の庁舎機能の一部を移転すればわざわざこちらに来なくとも行政サービスを一部受けられるとか、それと例えば職員などが配置されれば、そこに地域の方が相談に行けば、地域の悩みごとですとかそういったものもその場所で相談できるということで、地域の方が集まれる、その場でいろいろなものが地域の課題が解決できる、そんなような施設とさせていただくことで、地域住民の皆様に愛されるような施設にしていこうというのが2つ目の柱になります。

また3つ目といたしまして、防災の拠点ということも考えております。まず避難場所としては体育館というのが出てくるんですけれども、今回の改修に併せて体育館も一部修繕等に行いたいとは考えてございます。それと水害などを想定した場合には体育館だけでは縦移動ができませんので、そういった点においては新しい校舎に、バリアフリー化された校舎などであればスムーズに高所移動とかも可能になりますので、そういった点でも防災の拠点として位置づけを明確にできるかなというふうに考えておりますので、このあたりを構想の柱として考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、給食費の無償化についてですけれども、この給食の無償化については福祉的な視点のもとより、保護者の皆様の財政的な面の負担ということを考えれば有効だというふうには考えて

おりますが、実際に完全無償化とした場合には来年度、令和4年度で1億1,900万程度の一般財源というものが必要になります。そちらはやはり町全体の財政状況から捻出するというのはやはり非常に困難であるというふうに考えてございます。また、学校給食法におきましても、食材などの実費分につきましては保護者の皆様にご負担いただくということを原則にしておりますので、保護者の皆様にご理解いただける範囲でご負担していただくことはやむを得ないものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、新型コロナの感染者の関係ですが、小学校が39人、中学校が22人、それで学校閉鎖はないということなんですけれども、小学校が2校で13学級というのは、これは違う。これ小中全体ですか。ちょっとすみません。

小中学校の教職員が3人ということで、それで先ほど再確認と、あと先生方特に1、2回目もそうだったんですけれども、ほかの行政区から来る先生が多かったですよね。そういう中で、やはり子供たちのことを考えれば住んでいる自治体と仕事で学校に来る、宮代町で受けたいという先生方も受けられるようになりましたが、そういった点ではもう職員についてはどうなのでしょう。希望を出した教職員については全てできているのかどうか、受けられているのかどうか。その確認と、あと子供たちは随分今も増えているんです。その辺で対応もいろいろ大変かと思うんですけれども、これは予防接種が済まない限り一つはそれもあると思うんですけれども、対応は非常に難しいと思うんですけれども、そういった点では今後どうい

うふうに進めていくようになっているのか。その点も併せてお願いしたいと思います。

それから、トイレの関係の令和4年度の補正では小学校の予算がつかしました。新年度予算では中学校の改修工事設計委託料ですよね。そうするとこれまだ新年度なんですけれども、多分やれば小学校と同じように早いうちにやりたいという考えは持っていると思うんですけれども、国等々の予算がつかなければ次年度ということになるんでしょうか。その辺についてのお考えをお願いしたいと思います。

ちょっと順不同になりましたけれども、あと180、181ページのいじめ不登校対策事業なんです。まず一つはいじめ問題調査委員会の設置ということで、これは新年度の特徴になっていますけれども、これは報償費が45万円ついているんですけれども、どういうふうな配置になるんでしょうか。この委員会の内容です。どういう構成になっているのか、それも併せてお尋ねしたいと思います。

あと特に教職員の健康管理の問題で、県の補助が見込まれていなかったということなんですけれども、これはこういう状況の下で、おかしいですよ。理由を聞くと私はおかしいと思うので、これは県のほうにも少なくとも前年度、ましていろいろなコロナ禍の問題がありますので増額しても不思議ではないと思うんですけれども、それはぜひ要求していただきたいと思うんですけれども、その点の見込みについてもお尋ねしたいと思います。

それから、先ほどすみません、190、191ページの小学校要準特別支援教育就学援助事業、これは小中あるんですけれども、こういったコロナ禍の中での就学援助の関係はどうなのでしょう。資料にも出ておりますけれども、そんなに増えてい

ないというふうに資料の数字からいくと感じるんですけども、生活保護についてはマスコミ等でも現在過去最高だという状況の下で、就学援助はそうでもないのかという感じはするんですけども、その点での現状の中でのこの状況はどうか。それで減額なのか。その辺についてもお尋ねしたいと思います。

それから、先ほどトイレの改修も言いましたが、これは194、195ですが、すみません漏れがありました。196、197の非構造部材改修工事と給食配膳エレベーター改修工事、これはどこのことなのか。これは先ほど漏れましたのでお願いしたいと思います。

それと併せてなんですが、一時小中学校の学校だけではありませんけれども、生理用品の設置ということが言われましたが、現状ではどういうふうになっているのか。併せてお尋ねしたいと思います。

それから、学校給食費の無償化の考え方ということで、従来の考え方ですよね。先ほどの答弁は。ですから、今の各自治体の状況は先ほども言ったように無償化に傾いているんですよ。実際無償化になっていますし。そういう意味では、先ほど答弁、じゃ福祉的な観点から無償化にすると1億1,900万円と。これはこういうふうな数字になるので、ほかの自治体でもやれるところから、第三子からとか、春日部なんかはもう第三子やられていますので、第二子からとかそういうふうに段階を踏んでやっていくような方向なんですけれども、私も一遍には言いませんけれども、そういうことであれば余計そういうふうな段階も踏みながら、これはもう私に何か言うよりも担当のほうでほかの自治体の状況なんかも分かっていると思いますので、その辺の考え方ですよね。じゃどういうふうにやっていくのか。その点についてもお尋ねし

たいと思います。

それから、いじめ不登校の関係なんですけれども、先ほどの答弁ですとその子がどう受けたかという受け方の捉え方みたいな答弁があったんですが、これは恐らくそういうふうに聞いていくとみんな捉え方が違ってくるので、そうすると数字も変わってくるのかなというふうに思うんですけども、小学校まで男子生徒がこんなにいて、しかも中学になると男子生徒は0と。しかも中学校は男女共0と。先ほどの答弁だとちょっと私も理解し難いんですけども、その点ではそういう捉え方でいいのかどうか、ちょっと疑問を持つんですけども、その点についてもう一度お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校管理幹の塚越でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症の対策につきまして、教職員の予防接種につきましては、こちら町のほうで対応をしていただきまして、希望する教職員につきましては随時キャンセル等を待って、今現在は待って行っているところでございます。その前の段階としまして、2月に4日間ほど特別に枠を設けていただきまして、今回3回目6か月の間を開けた方に接種ができるということがありまして、その条件がクリアというか条件を満たした方はその4日間の中で接種をさせていただくことができました。現在も先ほど言ったようにキャンセル待ちということで、教職員は随時接種をしているところでございますので、そのような対応で教職員のほうについては進めてまいります。

先ほど閉鎖につきましては、小学校で4校、中

学校で2校というふうになっております。

今後の学校のほうでの対応等につきましては、今までの感染症対策、こちらを引き続き行っていくということになるかなというふうに考えております。

子供たちの感染の状況、こちら学校のほうから報告を受けておりますと、おかげさまで学校のほうでのいわゆるクラスター、子供同士の感染というものはないかなというふうに捉えております。どちらかというやはり家庭の中での感染から引き継がれてくるというところがありますので、そういう報告を受けた段階でその子がどういうふうに学校生活を送って今日までできたかというところを捉えながら、学校の中でクラスターが起きないように先ほど言ったような学級閉鎖等の対策を取りながら感染を広げないということで対応を進めてまいりたいなというふうに考えております。

続きまして、予算書の180、181ページにあります、いじめ不登校対策、こちらのいじめ問題調査委員会につきましては、こちらは新設といいますか現在も行っておりますいじめに関する調査委員会の費用となっております。この調査委員会は、いわゆる弁護士、それから臨床心理士、それから大学教授、心理系の教授です。こちらの方々によって構成される委員会となります。それでこちらのほうはその調査委員会ですが、委員4名によりまして、いじめがどんなようなものが起きているのかということで調査をしていただくものとなっております。

それから、こちら資料のほうの16ページのいじめの件数についてになります。

こちらの表を見ていただくと、この数字が学年が上がるごとに減っているという、小学校ですとそんなに減っているところは、同じような数字が並行しているわけですが、高学年あたりが

数字が減ってきております。こちらの認知件数といえますのは、法に則った方法で認知をしております。その法に則ったいじめの定義といえますのは、いじめを受けた本人がいじめを受けたというふうに認識した時点でいじめであるというふうに捉えております。小学校低学で数字が大きくなっているのは、例えば本当にささいな、本人にとっては非常にそれが心に深く傷を負うようなことなんですけれども、友達同士で遊んでいても何々ちゃんもう来ないでよと言われた時点で、私はいじめられたと捉えられた場合にはもうこれはいじめだというふうに認知をしていることになります。それがやはりだんだん成長していくにつれて、その辺の捉え方が子供たちといいますか本人の中で変わってくる部分があるのではないかなというふうに思っております。高学年あたりになってきて、中学生ぐらいになってきて、友達の関わりがそういった小学校のときには誰々ちゃんあっちに行つてよといったことが、中学校では特にそれがいじめられたというふうな捉え方ではなくて、別の捉え方、特に別にそれがいじめられたわけではなくて、そのときに相手がちょっとそういう気持ちになっていたのかなというような捉えができてきている、成長があるかなというところで、そのような認知の数になっているというふうに考えております。ですので、小学校低学年の段階では本当に積極的にどんなささいなものでも自分が嫌だなと思ったことについては随時報告してね、報告してねといえますかそういったものを拾い上げて、認知件数として捉えているということになっていきます。

それから、新型コロナ対策、予算書のページ186、187、194、195、児童生徒教職員の健康管理に関しましては、健康管理対策事業につきましては、委員おっしゃるとおりこちらのほうは積極的

にこういったものを対応できるように県の方等に話をしていきたいなというふうに考えております。

続いて、予算書の190、191ページの要準特別支援教育就学援助事業、こちらの数字といいますか金額が減っているということになります、こちらどういう補助かといいますといわゆる特別支援学級に在籍しているお子さんに補助するものとなっております。来年度に向けてこちら小学校のほうで減っているというのは、現在の6年生が中学校に入学をします。その数が中学校に回りますので、小学校でその数が減り、中学校ではその分増えているということになります。ですので、予算書の196、197ページのところにそちら中学校のほうの補助に関する金額のほうが入っておるかと思えます。単純にそのままの金額が中学校にいくというわけではないんですけれども、こういったことでこのような数字になっているということになります。

それから、児童生徒への生理用品の提供ということでございますが、こちらは町の担当部署のほうとこちらは連携を取りながら適切に対応していきたいなというふうに考えております。

以上となります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（青柳 誠君） 教育推進課主幹の青柳です。

まず予算書の194ページから197ページ、中学校施設管理運営事業のトイレの改修についてまずはお答えを申し上げます。

学校のトイレの改修につきましては、今年度から計画的に進めているところでございまして、来年度につきましては当初予算で中学校のトイレの改修の設計と、あと令和4年度の補正の第1号で小学校のトイレの改修費を計上させていただいて

おります。まず、中学校の改修設計につきましては、こちらは今年度策定しております個別施設計画に基づいて文科省の補助金を活用して行う予定でございます。小学校の補正のほうのトイレ改修につきましては、こちらは新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金を活用して行うものでございます。ですので、補助金の中身がちよっと異なります。小学校のトイレにつきましては、今年度実施した同じ校舎の同じ構造のトイレを予定しておりますので、設計があまりかからないということでそちらを実施させていただこうと思っております。中学校につきましては、全校の1か所ずつになりますけれども、まずは設計を令和4年度に行って、令和5年度に同様に文科省の学校施設改善交付金というものを使って改修工事をまた実施させていただく予定でございます。

今後国の予算がつかないとやらないのかというご質問もありましたが、基本的には文科省は個別施設計画を策定していれば補助金の交付は原則つくというふうに聞いておりますので、それを活用しながら計画的に今後もトイレの改修を進めていきたいというふうに考えております。

同じく中学校施設管理運営事業と中学校の施設管理事業の中の非構造の改修工事、こちらは小学校もでございます。中学校の配膳エレベーターの内容についてですけれども、非構造部材の改修工事につきましては、こちらは令和4年度は須賀小中学校の体育館を予定しております。こちら先ほど同様に個別施設計画に位置づけをしまして、国の補助金を活用しながらこちらも令和4年度から令和5年度、令和6年度の3年かけて全小中学校の改修工事を実施していく予定でございます。

中学校施設管理運営事業の配膳エレベーターですけれども、こちらは設置したメーカーから更新の工事の提案があったんですけれども、その更新

というのが非常に多額になりましたので、実際には施設の修繕等でできる業者を今探しておりまして、そちらで実施させていただくもので、場所については須賀中学校と百間中学校になります。こちらは設置業者からこれ以上保守ができないというふうに言われておりまして、やむを得ず改修ができる業者を探して対応させていただくというものでございます。

私のほうから最後になりますけれども、給食費のご質問ですけれども、給食費の無償化についての考え方については先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。ただ、ご指摘いただきましたとおり近隣の自治体においても第二子の減額や第三子の無償化を実施している自治体等もございますので、そういった近隣の状況を注視しながら当町においても、例えばですけれども、第二子の減額や第三子を免除した場合の影響額等については調査してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 答弁ありがとうございます。

まず、新型コロナの感染の状況についてでありますけれども、小学校は4校で何学級ですか。すみません。その辺ちょっと漏れたかなと思います。中学校は2校で13学級ですか。そこも確認をお願いしたいと思います。

先ほどスクールカウンセラーについては各学校ごとにこれは配置できればいいと思うんですけれども、それはなぜそういうふうに配置できないのか、その点と、それから授業準備の補助ということなんですけれども、これは主にやはり対象となるのは学校、先生方が退職したり、あるいは大

学生に協力を求めたり、そういったこともあるかと思うんですけれども、これは独自で、県に申請するものの、配置については広く募集してもなかなか大変だとは思うんですけれども、そういった点ではこういった配置はできるので、県としては申請を受けてくれないかということで、申請はするものの配置の関係で思うように配置できるのかどうかというのはあるので、その点ではどういふふうに考えているのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

あとは、トイレの案件も学校施設の管理の関係で分かりました。ただ、生理用品の設置についてでありますけれども、これはどういうことですか。各教育委員会でこういう方針で設置したい、あるいは私らの時代は保健室とかそういった先生を通じてというのもあると思うんですけれども、それは教育委員会で設置は可能だと思うんですけれども、その辺はちょっと先ほどよく聞き取れなかったので、すみません、その点についても一度確認したいと思います。

あと学校給食については、もうこれ以上の答弁は出ないと思うんですけれども、新年度はとにかく予算化していないし、これからは本当に春日部市、ああいう大きいところまで学校給食の無償化が始まりましたので、ましてや宮代町みたいなまだまだ児童生徒は少ない中で実施できないというのは、これは非常に今の状況からいって、周りが進んだので宮代町が後退ということになってしまうので、これはぜひ町長もいらっしゃいますが、教育長もいらっしゃいますので、前向きに考えて検討していただきたいと思います。これは検討で結構です。

以上。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

学校管理幹の塚越でございます。

感染症に関する学級閉鎖につきましては、全部で13クラスありまして、小学校で11クラス、中学校で2クラスというふうになっております。

それから、スクールサポートスタッフ等の配置につきましては、配置について、配置とあと仕事の内容等、こちらで把握をしましてそれを基に募集をかけて配置をしていくというふうになっています。一昨年はこういったものを取入れていったところなんですけれども、また時間の関係も一般教職員等は短い時間の中での配置となっておりますので、そういった働き方についてもそれにマッチする方を探す、先ほど言ったように学生等も声をかけながら、こういった働き方といたしますか仕事があるということで周知をして、配置に向けてはやっていきたいなというふうに考えております。学校のほうもこのスクールサポートスタッフの必要性というものを非常に求めているということは十分こちらのほうも理解しております。配置に向けてどういったふうにやっていけるかというものを県への申請とともにこちらのほうも検討し、感染対策、こういったものを進めてまいりたいなというふうに考えております。

それから、生理用品の配置等につきましては、委員おっしゃるとおり保健室対応というものをこちらでも現在も行っております。各学校で試供品でありますとか、あとは学校のほうで必要に応じて購入して、そういったものに対応するという体制は取っております。どの程度利用しているかという数の方は少ないようなんですけれども、必要に応じて対応ができるように学校のほうでは準備を整えているというふうになっております。それについては、ついておりますので、そういったものが準備できるようにこちらの事務局としても

必要予算の範囲の中で対応していただくようにお話をしているところでございます。

以上になります。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君） 2点ほどよろしくお願いたします。

予算書のP180、いじめ不登校対策事業、この7番の報償費で前段の委員さんもおっしゃっていただんですけども、いじめ問題調査委員会報償費45万円、これはどういったときにこの調査委員会がつくられて、誰がどういう系統でこの委員会を設置して、この委員会設置の権限、そしてこの委員会の役割、果たして45万円で先ほどおっしゃっていた弁護士さん、臨床検査技師とかそういう人たちは1回、その回数ですね、45万円で賄えるのか。今回新しくこのいじめ問題調査委員会の設置ということなので、じゃあ来年度はこういうことを想定して予算計上しているのか。なおかつ昨年の予算書ですと、同じ名前で不登校対策事業というんですよ。今回4目、同じことでいじめという目が増えたんです。じゃその目を使った理由を教えてください。

もう1点のほうは、全くこれと違う状態で、保護者とか第三者によるDVによって子供が来られない、そういった場合に主に対応するのが下の子育て支援課なんですけれども、やはり小学校の児童または中学校の生徒、そういうふうにDVに遭った場合、学校側の対応としてじゃ児相と子育て支援課、警察、学校の先生、そこら辺の連携をどうやって取っていくのか。そこら辺のことを教えてください。

以上2点よろしくお願いたします。

○委員長（川野武志君） 答弁求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

予算書180、181ページ、いじめ不登校対策事業、こちらいじめ問題調査委員会のことでございますが、こちらはいじめが起きたときに第三者の方にこちらのどのような状況があったかということを調査していただく会議となっております。ですので、実際にどういった状況になったのかということと、それを誰が誰とということを含めて調査をしていただく、でどういうものであったのかということを明らかにしていただくというのが、この調査委員会となっております。それでこちらのほうは教育委員会の附属機関というふうにしておりまして、こちらの方々については先ほど今話したとおり実際にいじめに遭ったお子さんの聴取、それから加害の聴取、それから保護者等の聴取や教職員の聴取というものを行って、調査を進めていくものになっています。実際に会議というものは2時間程度の会議を行っておりまして、それ以外に先ほどお話したように関係の児童生徒への聞き取りでありますとか、保護者への聞き取り、それから教職員への聞き取り、そういったものを行っております。今年度につきましては、実は昨年度からの引き続きというところがありまして、今年度からの引き続きというところがありまして、このような会議の回数とさせていただきます。今回のこの来年度予算の見込みなんですけれども、こちら5回の会議を想定しております。その5回の会議なんですけれども、先ほど話したように委員4名おりまして、弁護士2名と臨床心理士1名と大学教授の1名、その4人になっています。この1回でその4人が集まるというのと、あとは関係者への聴取である場合にはその委員の中から例えば2名、3名で行うことになっておりまして、毎回4人がそろうというわけではないんですけれども、その状況で聴取を行いまして、また次の会議

で全員が集まったときにその状況を確認するというようなことを行っているものになっております。

今回そういった昨年度までいじめ対策事業というふうに、不登校対策事業というふうにしていたところだったんですけれども、こちらいじめ不登校対策事業とさせていただいたのは、今年度のそういった調査委員会の設置も含めてこういったものに特化して対応していく必要があるのではないかとということで、改めてこちらのいじめという文言を付け加えさせていただきました。

2つ目の保護者、第三者からのDVについてになります。

こちら委員おっしゃるとおり現在は子育て支援課とともに対応を行っているところでございます。学校のほうの対応としましては、子供たちの様子、登校したときの様子を見て何か異変があった場合にはすぐに管理職に報告の基に、これがDV、虐待等に関わるものであるかという場合にはすぐに通報するようにということで指示をしております。それ以外のこと、DVではなくても日頃の子供たちの生活の様子等については、こちらは子育て支援課とともに情報共有しながら家庭の様子を確認させていただいたり、子育て支援課のほうから児童相談所に連絡をして状況を説明し、対応をどのようにするかということもお話をさせていただいております。この児童相談所、子育て支援課、それから警察との連携につきましては、やはり要保護児童対策地域協議会も含めて連携を取りながら子供たちの様子、その都度確認をし、何か異変があった場合にはそれぞれの関係の課とそれから関係箇所と連携を取って、子供たちの安全第一ということで対応をしているところでございます。

以上になります。

○委員長（川野武志君） 田島委員。

○委員（田島正徳君） ありがとうございます。

1点目に関してちょっと再質問なんですけれども、このいじめ問題調査委員会、調査委員会なのでどうこのために誰が設置して、結局この調査委員会を設置した後にこういう結論になりましたということを出すために、多分なるんだと思うんですけども、それは何のためになるのか。単純に調査をしなければいけないということで、多分教育長が設置するのか、親からのクレームというのはおかしいですけどもそういうことによって、じゃ教育長が設置しましょうというふうの流れになるのか、自然にできるわけではないと思うので、そこら辺をもうちょっと詳しく説明をお願いします。

あとDVのほうは主に教頭先生、不登校に関しても教頭先生と保健の先生がメインで電話したり何だりということが多いので、そこら辺はやはりもうちょっと人材確保、いろいろなことで連携して教育委員会のほうでも人数を回してほしいと思います。ご苦労さまです。

ですから、1点目だけです。よろしくをお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（塚越健一君）

いじめ不登校のいじめ問題調査委員会につきましては、こちらは調査委員会は町のこちらの教育委員会の諮問に応じて調査を行うというふうになっております。先ほどお話ししたように、調査委員がその調査依頼、諮問に関しまして調査を行って、委員おっしゃるとおり結論を、報告書という形で整えていくことになるわけです。こちらは教育委員会のほうからいじめ問題調査委員会のほうに諮問するわけですけども、保護者等からいじめの問題に関しまして第三者を入れて調査をしたいというようなこと、または学校のほうでもその調査

は必要だという場合にはこちらのほうからそれを受取りまして、その調査委員会に諮問するという形になっております。

そういった問題が実際にどのように行われて、どのような因果関係かも含めてあったのかということ踏まえて、学校の対応であるとかそれから教育委員会の対応に何が問題があったのか、そういったものを明らかにしていただいて、今後こういったことが二度と起こらないように、いわゆる再発防止に向けて報告という形で結論といいますか報告していただくという形になっております。ないことが一番いいんですけども、そういったことが二度とないようにしていくためにこういったものを行って、報告をさせていただくというふうになっております。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で教育推進課分の質疑を終了いたします。

これをもちまして、議案第18号 令和4年度宮代町一般会計予算についてに対する質疑は全て終了いたしました。

ここで、休憩といたします。

休憩 午後 6時26分

再開 午後 6時38分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

これより議案第18号 令和4年度宮代町一般会計予算についての討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

議案第18号、2022年度、令和4年度一般会計予算につきましては、反対の立場から討論を行います。この討論につきましては、ただいま予算特別委員会が終わったばかりでございますので、改めて25日の本会議の中で討論を行います。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（川野武志君） 賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

金子委員。

○委員（金子正志君） 金子です。

予算特別委員会で皆さんの意見を聞いていただいて感じたことを少し述べさせていただきます、本議会では意見をまとめてまいります。

まず、一番感じたのは危機感が感じられない。第5次総合計画、これ廃止して再スタートするぐらい大変な時期に何があったかという、この2年間新型コロナで人々の生活が止まっていた、経済活動が止まっていた、そういう状態で、そしてウクライナの戦争が始まってしまったという感じがいたします。第5次総合計画を立てたのは新型コロナの前に話し合ってた計画となっています。世の中が変わったんですから、計画の内容も変える必要がある。このままこういう予算を組んで10年、20年続けばいいですけども、高度成長期の正反対のことが日本全体で起こっているんです。それなのにこれでいいのかなと非常に心配になりまして、反対するんです。

例えばですけども、新しい村、私は孫が小学校4年生、5年生で遊びに来ると新しい村にもよく行きます。ただ時間があるときには春日部の内牧公園、もうちょっと時間があると久喜菖蒲公園、そこまで行くんですけども、そこに何があ

るかという大きな駐車場とトイレと水です。物の販売はしていない。でも子供たち本当に楽しそうです。ここで委員会やっていると隣から子供たちの声が聞こえてきます。のぞきこむと小さな子供たちとお母さん方、本当に楽しそうに遊んでいます。ただの広場です。新しい村は、ただの広場に、ただの広場、ただの広場でいいと思います。あそこは宮代公園、今日も皆さんが集まれる場所、広場、そして水、トイレと大きな駐車場があれば、いつでもみんな遊びに来られる。そして誰かの意見でありましたけれども、アグリ部門だけ専門で残せばいいと思います。宮代町の農家のために。

ほかにも幾つか気がつきました。例えば、広報は毎月10万円高くなった。タブロイド版にした。タブロイド版というのは、非常に多くの部数を刷るときに合うんです。10万部、20万部。僅か1万部のときには割高なんです。ですから、あまりお勧めじゃないんです。予算を節約しなくてはいけないときに、なぜその逆にお金を使う方向に行くのか。

それから、どこでもミュージアム、確かに楽しいですけども、それは今やるべきことか。例えば「いーね」、プロの写真家が絡んでいると言っていましたけれども、なぜプロの写真家に頼んで少しでもいい写真、作品をつくる必要があるのか。見たら捨てるものですよ。なるべく安くするものでしょう。どう考えても単価が高すぎますからね。やはり今の普通の公道にすればわくわくロードも必要ない。普通の整備にすればいいんです。それを昨年何か委託で600万とか800万使って、それでまた整備に特別なお金を使う。職員の皆さんが一生懸命やっていることを邪魔する気持ちは全くないんです。全くないんですけども、宮代町が心配だからもっともって危機感を持って取り組んでほしいということで反対討論を今回はさせていた

だきます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 賛成討論なしと認めます。
次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 賛成討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
これより採決をいたします。
本件は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（川野武志君） 起立多数であります。
よって、議案第18号 令和4年度宮代町一般会計予算についての件は原案どおり可決されました。
なお、本会議において委員長報告をさせていた
だきますが、私にご一任願いたいと思います。

————— ◇ —————

◎延会の宣告

○委員長（川野武志君） 本日はこの程度にとどめ、
次回は3月18日金曜日、午前10時から委員会を開き、国民健康保険特別会計予算の審議から始めたいと思います。
これにて延会いたします。

延会 午後 6時44分

予 算 特 別 委 員 会

第 6 日

出席委員（１３名）

小 河 原	正 君	西 村	茂 久 君
金 子	正 志 君	山 下	秋 夫 君
丸 藤	栄 一 君	丸 山	妙 子 君
泉	伸 一 郎 君	角 野	由 紀 子 君
塚 村	香 織 君	田 島	正 徳 君
土 淵	保 美 君	深 井	義 秋 君
川 野	武 志 君		
(議 長 合 川 泰 治 君)			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

副 町 長	洪 谷 龍 弘 君	住 民 課 長	高 橋 暁 尋 君
住民課副課長	高 橋 正 巳 君	国保・後期 担 当 主 査	齋 藤 幸 成 君
国保・後期 担 当 主 査	岡 安 英 之 君	健康介護課長	井 上 正 己 君
健康介護課 副 課 長	稲 宮 辰 男 君	介護保険担当 主 査	小 林 和 政 君
まちづくり 建 設 課 長	石 塚 孝 信 君	上下水道室長	成 田 雅 彦 君
まちづくり 建 設 課 主 幹	忽 滑 谷 和 君	施設担当主査	高 澤 学 君
経営総務担当 主 査	齋 藤 智 子 君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野 口 幹 雄	主 幹	小 林 賢 吉
--------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○委員長（川野武志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。これより3月16日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

————— ◇ —————

◎議案第19号の審査（住民課）

○委員長（川野武志君） 本日は、議案第19号 令和4年度宮代町国民健康保険特別会計予算について、議案第21号 令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第20号 令和4年度宮代町介護保険特別会計予算について、議案第22号 令和4年度宮代町水道事業会計予算について、議案第23号 令和4年度宮代町下水道事業会計予算についての順にそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第19号 令和4年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（高橋暁尋君） 住民課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

自己紹介で紹介のほうさせていただきたいと思います。

○住民課副課長（高橋正巳君） おはようございま

す。

副課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君） 住民課国保・後期担当主査の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

それでは、何点か質問させていただきます。

最初に、この保険の国保に入っている人たちのことなんですけれども、今現在、この資料を見ますと、この資料の所得会計別世帯人数別被保険者分布図ということで、令和3年度ののが載っているんですけれども、国保の資料の中です。令和3年度のを教えてください。

その中で7,313人ですか、国保加入者が。年々減っているというのが現状だと思うんですよ。このことについて、それと調定額、減っていった調定額が、この資料の13ページになりますけれども、元年度が8万7,105円、2年度が8万9,276円、3年度が9万494円。どんどん上がっている。この辺の関係というのはどういうふうになっているのか。やっぱり人数が減っていると調定額も上がるんでしょうか。その辺のところ、まず伺いたいと思います。

それと、世帯数であれなんですけれども、軽減世帯数、軽減と減免世帯数もパーセンテージで年々増えているというのかね。まだ3年の10月現在ですけれども、これは。今年の4年3月31日現在ではどうなっているのか、どうなる予想なのかなどと思ひましてね、そういうところも聞きたいな

と思っております。

やはり軽減とかそういうのが増えるということは、収入が減っているということなんでしょうか。その辺のところははっきりと言っていたきたいなと思っております。

あと、国保税の県内一人当たりの調定額ですね。宮代町平成30年度ではこれは17ページです。45位だったのが、令和元年度では38位、令和2年度では34位、年々こう上に上がっていつて高くなっている、負担が。そういうことですよ。これは毎年毎年上がっている。今年も上がる予定なんでしょうか、これは順位が。そういうところもちょっと教えていただきたいなと思っております。

それと9月には、この国民健康保険を説明された中では、9月には埼玉県で見直しが行われるということなんですけれども、今年度は据え置くことになっているんですけれども、見直しされるということは値上げをするか引き下げるかどちらかだと思うんですけれども、この辺のところはどういうふうな見直しをされる予定なんでしょうか。その辺のところ、説明の中で言っていましたので、お聞きしたいなと思っております。

あと、繰入金でございます。5款、240ページです。繰入金でございます。4,992万5,000円繰入金が減っているということなんですけれども、そういうところのどうして減っているのか、第5款の繰入金です。これどうして減っているのか、詳しくお願いします。

あと、6節の繰入金も、その他の一般会計繰入金ですね。3,200万円ほど減っていますけれども、その辺のところも説明をお願いいたします。

それと、252ページになるか、これは。4項の出産育児諸費ということで、1目の出産育児一時金支給事業でございます。42万なんです、924万円計上しているんですけれども、これは何人分

を計上しているのかどうか。宮代町の零歳児生まれるのが、ちょっとそれよりか少ないような感じがするんですけれども、その辺のところはどういうふうな計算の方法でやっているのかどうか。その辺も教えていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

まず、調定の関係でご説明申し上げます。

福祉産業委員会資料の18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。

保険税率につきましては、平成30年度から元年度に税率の改正をさせていただきまして、結果的に値上げという形になりました。令和元年度が38位、令和2年度が34位ということで、調定額のほうと、順位のほうが上がっているというご質問だと思いますが、こちらにつきましては税率が変わりませんので、結果的に加入されている方の所得によって順位が上がるものと考えています。

続きまして、同じく資料13ページでございます。

13ページの中ほどにある国保税の軽減・減免の状況ということで、ご質問のありました法律による軽減ということで、7割、5割、2割なわけでございますが、こちらのほうにつきましては、2年度と比べて3年度のほうが増加しております。7割のほうが増加しております。これにつきましては法に基づく軽減をさせていただいた割合でございますので、結果的に軽減に該当される加入者が増えているということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、4番目に9月の見直しということをお尋ねいただいたと思うんですけれども、9月の見直しの内容というのが、9月のこういった内

容ですか。

○委員（山下秋夫君） 9月ごろ見直して、値上げのあれを考えるとということで説明されたでしょう。

○住民課副課長（高橋正巳君） 保険税率の改正の関係ということでよろしいですか。

3年度、4年度につきましては、税率の据置きという形で、結果的に据置きという形で、国保運協を通しまして、ここの答申、諮問という形でいただいております。

今年度につきましては、4年度につきましては、上がらないわけですが、5年度につきましては、3年度の決算、また標準保険税率等示されましたので、それを参考に見直しを検討させていただくということで、まだ値上げとかというお話はさせていただいていないということで、見直しの検討をしているということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、繰入金の関係でございます。予算書につきましては、240、241から242、243ページにかけまして一般会計繰入金ということで、前年度に比しまして4,900万円ほどマイナスになっております。

また、この中でも1から5番までの保険基盤から財政安定化支援事業繰入金につきましては、法定繰入金でございますが、その他一般会計繰入金の中で3,200万円ほど前年度比でマイナスになっております。これにつきましては、県支出金のほうが240ページ、241ページのほうの3款県支出金、第1項県補助金のほうが実績に基づいて増額となっていることから、一般会計の繰入金はマイナスということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

ページ数でいいますと252、253ページになりま

す。

出産育児一時金支給事業の関係でございます。

マイナスになっておる訳、内容でございますけれども、昨年度につきましては25件を見込んでおりました。実績に基づきまして令和4年度予算につきましては22件ということで、こちらのほうはあくまでも概算で見込んだ数ということでございますので、当然、出産、お子さんが生まれれば補正なりする感じでおりますので、一応実績を見込んだ件数ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

また、最初に調定額のことなんですけれども、埼玉県で令和5年度のあれを9月以降に見直しをするということでやるわけなんですけれども、これは埼玉県ですから宮代町はどこ吹く風かなと思うんですけれども、これは値上げをするという見直しなんですよね。間違いなく。その辺のところで、この県内の一人当たりの調定額も年々上がっていく。滞納、軽減者数もパーセンテージでは増えているんですよ。国保の加入者からやっていくと。

その辺のところで、ちょっと分からないところあるんです。軽減、保険の減免。この資料の中では13ページでは、3年度の4月1日現在は2,575人で、7割軽減、5割軽減、2割軽減、全員で何人になるのかな。2,575名になるんですか。それで、入っている人たちが7,313人ですから、大体35%の人が軽減になっている。

その前の年はどうなのかというと7,442名の加入者がいて、2,577人ですから34.6%ぐらいの人が、1%ずつ軽減される人が増えているんですよ。やっぱりこの辺のところは無視できないんじゃない

いかなという感じがします。

私、これだけ軽減されている人が多くなっているということは収入が減っている。先ほど調定額が上がってやっているのは、収入が増えているから、宮代町の、変わらないんだからと言っていましたが、現実はどうなんじゃないかなという感じがしますよ、それは。どうなんですか。もう一度説明をお願いします。その辺のところ。

要するに払えない人が増えてきているんじゃないかということなんですよ。二分化されている。二極化されている。払えている人は払えているんですよ。収入も増えているんですよ。払えない人が多くなっているんじゃないですか。加入者の割合からすると。その辺のところをきちんともう一度説明をお願いしたいなと思っております。

あと、繰入金、県支出金が増えたから宮代町は減らしたんだということなんですか、この辺のところは。繰入金のほうです。その辺のところ説明をお願いします。

それと出産の補助金なんですけれども、25件が実績になっていて足りなかったら補正でやりましょということなんですけれども、昨年度は何名生まれたんですか、宮代町で。22名なんですか。生まれたのが、宮代町で。22名しか生まれていなかったんですか、宮代町全体で。その辺のところもう一度詳しくお願いします。

ちょっと分からないんでね。その辺のところだね。何人生まれたのかなと思ってね。だって、小学校、いずれ22名しか入学しないよということになってしまふんでね。

出産。大体それで、倍も新しい人口が増えるわけじゃないでしょう。その辺のところお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

まず、委員会資料の18、19ページの調定額の関係なんですけれども。全体的な調定額割る加入人数ということで計算をしておりますので、特に意図的なことはございませんので、そのままの生の数字ということで、よろしくお願いいたします。

あと、この県内順位につきましては、38位から34位、結果的には上がっているところもあるんですけれども、その他市町につきましては、基金積立金を運用しているところもありますので、そういったところも含めて、単純に県内順位は、またそこを入れる入れないで変わってくると考えております。

また、軽減世帯の割合が、議員おっしゃられるのは、令和3年度が35%、令和2年度が34.6%ということで、軽減世帯数の割合が増えているというお話でございます。

ただ軽減につきましては、国の基準に基づいた軽減基準額に基づいて軽減をさせていただいております。この数字につきましては、実際の数字のところでございますが、ただ昨年度の一般被保険者の現年度分の徴収率につきましては、元年度が95.2%のところは95.5%ということでお納めいただいておりますので、保険税率も上がっていないということもありますし、皆様ご協力いただいておりますので、徴収率が上がっているということでご理解いただきたいと思います。

また、出産育児金、予算書252、253ページでございます。出産育児一時金のほうで、件数が25から22に下がって少ないんじゃないかというお尋ねだと思うんですけれども、令和2年度につきましては14件、令和元年度につきましては5件の申請ということで、国保に加入されている方の出産された、お生れになって出産育児金をお支払いさせ

ていただいた件数がこのような数ですので、先ほど来申し上げましたとおり、引っ越されてきて出産のお子さんが増えた場合には、当然、補正なり流用なりで対応させていただくということでご理解いただきたいと思います。

最後に、繰入金のほうでございます。

繰入金につきまして、予算書の240ページから243ページにかけてでございますが、こちらマイナスということでございます。

こちら242、243ページのその他一般会計繰入金につきましては、8,100万円ほど予算計上させていただいております。これはまさしく赤字補填分ということで金額を計上しているわけでございますが、先ほど来申し上げました昨年度に比べて3,200万円ほど下がっております。その理由につきましては、先ほども申し上げましたとおり240ページの3款県支出金、県補助金のほうが実績に見込んで3,300万円ほど増額して予算計上させていただいたということで、特に収支の中で赤字の部分、その他一般会計繰入金ということでこの数字を上げさせていただいたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

この7割軽減分です。減免とか軽減分、増えているということは、これは確かですよね。この資料にあるとおり。国保税の軽減、7割、5割、2割分が毎年増えてきているんだということ、これは確かだと思います。

それだけ町民の収入が全体的に落ち込んでいる。国民健康保険入っている人は大体年金生活者が多いわけです。あとは事業主ですよね。小さなところで1人でやっているとか、2人でやっているとか、そういうところが国民健康保険に入っているわけです。そういうところの収入は減ってきてい

るんだと。年金も上がらない。

そういうことで、負担があまりにもきついんじゃないかなと私は感じているんですよ。払い切れないというのが正直なところじゃないんですか。

ですから、私はこういう県が出したから、補助金を、県のほうで繰入金を出したから、そのままにするじゃなくて、やはりほかの自治体もやっているように、繰入金をもし入れていくんだったら、宮代町もその分入れなくては本当はおかしいんじゃないんですか。私はそうやって、変えていく方向に前向きに考えていくことが必要じゃないかなと感じているんですよ。

そうじゃなかったら、いつになってもこれ上がりっぱなしですよ。来年度はもっと上がっていますよ、このままで行くと。現在34位だと言って威張っていますけど、再来年度は39位くらいになるかもしれませんね、このままで行くと。

その辺のこの現状を、町として本当にこれがいのかどうかということを考えるべきじゃないのかなという感じがします。町民の生活が困難になってしまいます。

以上で、私の言いたいことはそれだけです。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに、質疑ございませんか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。

1点だけお願いします。

今の253ページ、支払い手数料の出産育児一時金支払事務委託事業のこの委託事業は1件幾らかじゃなく何件まで幾ら、それから委託したことで幾らという決まりがあるのか、その辺ちょっとお願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

今ご質問いただいた出産育児一時金支払事務委託事業料につきましては、1件当たり210円ということで決まっておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございませんか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君） 258、259の特定健康診査等実施事業なんですけど、去年は実施目標がもうちょっと低かったんですが大幅アップで57%と、それから保健指導で54%ということで、それで集団健診のインターネット予約を投入というふうに書いてあります。そして、集団特定健診実施率の目標で、このインターネット予約をするから少し上がるんじゃないかというそういう見立てというのか、そういう感じで目標を上げているんでしょうか、その辺伺います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。
副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

今、ご質問いただきました予算書258、259ページの特定健診審査等実施事業の中で概要にありますように、特定健康診査予約サービスというのを導入を予定しております。

これに基づきまして、当然今までは初日に電話がかかりづらいとかというところもありました。後は40代、50代の方のその受診率がどうしても低いということで、インターネット予約を導入すれば、パソコンであったりスマホであったり、そこから24時間予約ができるわけですから、そういったものも含めて特定健診率、受診率を上げる、上げていただきたいと。

また、2年度につきましては、コロナ禍の影響等で、受診率が下がってきておりますので、そういったところでどうしても受診控えをされている方を呼び起こしたい、呼び戻したいということも含めて、予約サービス等を導入して、受診率を上げさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） 集団健診、インターネットで、電話でなくてネット予約ができるように導入するということは、それはそれでいいですが、この資料の12ページにあります。この中で今、ご答弁にもありましたが、40代、50代のこの加入者の健診が少ないということで、高齢者65歳から70代の人たちが、受診率というか、年齢別の受診率というのは分かりますか。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。
副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

今年度の12月時点での受診率の速報値ですので、若干ちょっと数字が変わってくると思うんですが、40代の方につきましては20%、50代の方につきましては23%、60代の方について42.7%、70代の方について47.3%ということで、ご質問いただいたとおり、先ほど説明したとおり、40代、50代の方の受診率が低いということで、こういったところを、一応できれば上げていって、底上げをしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 角野委員。

○委員（角野由紀子君） 特定健診の受診率で入ってくるお金、受診率も勘案されて入ってくるお金というのは、大変あるので、大変その、もちろん健康の生活習慣病予防のためということもあるん

ですが、しっかり考えなきゃいけないのかなというふうに思います。

それで、今、少なかった40代、50代が、本当に少ないんですが、仕事で忙しいとか、そういうのがあったときに、その集団健診をネットで予約とかで申し込む気になるかどうかという、そのところの心理というか、その辺がちょっとあれなんです、それについてと。

それから、個別健診に持ってくる受診勧奨を進めるということも大事なかなと思うことと、それから60代、70代の方も、家にほとんどいる人たちが、自分は医者にはかかっているけれども、特定健診として出しているというか、そういうのはない人たちも多いんじゃないかなと思うんですが、この5割行っていない60代、70代の人たちを拾い上げるような、そういうことも大事なんだと思うんですが、その辺について。

もう本当に特定健診を上げて、交付金がしっかりもらえるようにというか、そこのやるべきことだけはできるのかなと思うので、60代、70代、家にいる人たちの5割以上にするという、そういう観点も必要なんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋です。

先日の一般会計のほうでお話をいただいたんですが、私たちが予算書、すみません、お聞きいただきたいと思います。

私たちの予算書の45ページの国保・後期担当、年金担当というところの表示があります。その中で、泉議員さんにも聞かれた部分で、人工知能の分析による勧奨通知というものがありまして、こういったものについては、過去に受けられた方で、

コロナ禍の中で受けられなかった方であったり、1年置きであったりという方であったり、全然受けておられない方というのを個別に判断させていただきまして、通知の内容をはがき、袋とじのはがきなんですけれども、そういったもので、受診勧奨、いろんなパターンを文言を変えながら、受診勧奨につなげていくということで、集団に限らず個別受診ということで、今年度、3年度もやっているわけですが、4年度につきましても、令和2年度のコロナ禍の影響で受診控えを連続で受けられていない方とか、受けられている方を再度プッシュするなりして呼び起こすチャンスであると、4年度はチャンスであると。受診勧奨に力を入れていくべき年であるということで、インターネット予約等行って、これ連続で受診されている方というのは、必ず受診される方が多いので、そういった方をなるべく増やすということを含めて、集団は当然のことながら個別についても力を入れていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

何点かご質問させていただきたいと思います。

前段の議員の質問もございましたので、私からは、まず国保税は均等割もでございます。やはり加入者、子供が多ければ多いほど、やっぱりそれが保険税に跳ね上がるわけで、そういった意味では均等割についての考え方、新年度に向けて、見直しはしていないので、変わらないということなんですけれども、今後のこともありますので、その辺の考え方について、まずお尋ねしたいと思います。

それから、現在の国保税の滞納世帯と金額、こ

れについては資料にも書かれておりますけれども、これについてもご説明をお願いしたいと思います。

それから、短期被保険者証の発行の状況、どういう状況になっているのか、これも分かりますが説明をお願いしたいと思います。

それから、被保険者の資格証明書の発行の状況についても、それぞれどういう状況になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、被保険者の関係で、宮代町は被保険者が減少しています。多分これは後期高齢者の増加によるものだというふうに思いますが、これについて、今後の推移状況、宮代町も高齢化が非常に進んでくるということなので、その辺もある程度推測はされるんですけれども、取りあえず担当としてはどういうふうに見ているのか、その点お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

まず、1点目の均等割の関係でお答え申し上げます。

今回、今議会でも上程させていただいております宮代町の国民健康保険税条例の一部改正するというので、未就学児の軽減措置ということで、皆様の均等割額、未就学児の方の均等割額を半額ということで、軽減をさせていただくわけでございます。

こちらにつきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減から支援というところで国のほうで決められたもので、町も同じような形で軽減のための条例を改正する形で進めさせていただいております。

2番目の滞納の関係で、委員会資料の25ページ

のほうをお願いいたします

申し訳ございません。14ページ、先ほどの後期で国保の14ページでございます。

滞納世帯につきましては、年度途中であり、数字が当然動いてくるわけでございますけれども、収納率のほう、先ほど元年度と比べて2年度が収納率が上がっておりますので、公平性の面から言いましても、皆様に納めていただきたく努力をさせていただければと考えております。

続きまして、短期証と資格証明書の関係でございます。こちらにつきましては、短期被保険者証、資格者証明書ということで、資料13ページの4番のほうに記載をさせていただいております。

3年度におきましては、1月末で短期被保険者証が40件、資格証明書が2件ということで、短期につきましては40件、交付の通知を出しまして、おいでいただくような形でやらさせていただいております。

また、資格証明書につきましては、こちらのほうの交付要件に書いてありますように、納期期限の日から1年が経過する日まで交付税の納付がなく、相談を行っていただけていない、また前年度において医療機関で保険給付を受けた方ということで、3年度につきましては2件ということで出させていただいております。

最後の国保のこれからの被保険者数の関係でございますが、これから2025年度に向けまして、団塊の世代の方が後期高齢者医療制度のほうに移られる、自然と移られる形になるわけでございますが、委員会資料の12ページを見ていただくと、令和3年度に年齢階級別被保険者数ということで、かなり大きな数の70から74歳の方がいらっしゃるということで、こういった方が後期高齢者移動されるわけでございます。

そういったところで、今後、そういったもう事

実がありますので、そういったところを見ながら、町単独で考えるべきこともあると思うんですが、全世代が社会保障を受けられるよう形で、国のほうで考えられている、考えていくべきところもあると思っておりますので、それに従いまして町のほうは方針を決定させていただければと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） ありがとうございます。

それで再質問なんですけれども、宮代町の状況は、答弁のとおり分かったんですが、まず滞納と収納の関係なんですけれども、滞納が令和2年度から3年度にかけて、収納がいいということで滞納が減っているんですけれども、これはいろいろ滞納整理と言うと聞こえが悪いんですけれども、かなり努力というか、やっていると思うんですけれども、そういった点で、どのようにやられているのかということで、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、短期保険者証、資格証明書の関係ですが、これも併せて、あっちゃいけないと思いますが、特に生活との関係で、滞納もそうなんですけれども、どうしても短期被保険者証を発行しなければいけない。それから資格証明書も交付しなければいけない。これらについての実態、どういうふうになっているのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、被保険者の増員の関係なんですけれども、団塊の世代が増えていくということなんですけれども、これは国もそうだし、全県的にもそうだと思うんですけれども、でも宮代は特に聞いたところによると、美里町、三芳町、小鹿野町、宮代町が後期高齢者の層の段階が非常に多いということで減っているということなんですけれども、団塊

の世代だとほかも同じだと思うんですけども、そういった点では、なぜほかの自治体と違うのか。それはやっぱり若い人も増えているということなんですよ。

その点では、宮代町は非常に70から74歳、これから見込みとしては増えていますが、これはこういった状況がずっと続くということで担当としては見ているのかどうか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、先ほど質問はしていないんですけれども、これから保険税ですよ。やっぱり県との関係もありますけれども、とにかくこれから1本化していく、これまでの繰入れはそのためにもしていけないということになると、本当に大変な状況になると思うんです。その辺では県との動向では依然変わっていないとは思いますが、町としてはどういうスタンスで臨んでいくんでしょうか、そういった考え方についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

まず、予算委員会資料の14ページの国保税の未納、滞納、収納の状況の関係と、予算資料同じく13ページの短期保険者証、資格者証明書の交付状況の関係でございますけれども、こちらどういった対策を取られているかというお尋ねであると思います。

短期保険者証に関しましても、併せてお答えを申し上げますと、徴収につきましては未納の方につきましては、税務課の徴収担当のほうで主に事務を賄っております。徴収担当のほうで、銀行等、生命保険等々財産調査を行いまして、当然、そう

いった資産のある方については差押え、ない方については時効等の不納欠損をしておりますので、そういったところで、確実な財産調査、資産調査をした上でやっておりますので、そういったもので徴収率のほう確保されていると考えております。

また、短期保険者証、資格者証明書につきましては、こちら件数が予算書の13ページに出ているところでございますが、その交付要件の中で収められていない、またはおいでくださいという呼出し通知を出したにもかかわらず、納税相談に出向いていただけていないということで、言葉はそういった内容になりますので、おいでいただいて、その資産なり現状をお話いただければ、また短期保険者証でなかったり、資格者証明書でなかったりというケースもありますので、こちらなるべくきめ細やかな対応を、おいでいただければできますので、そういった方の呼びかけ文書等も、今後変えるべき点があれば徴収担当と調整しながら進めさせていただければと思っております。

あと、被保険者数の動向ということで、予算資料の12ページ、年齢階級別被保険者数令和3年度、こちらのほうがあります。これあくまで国民健康保険に加入されている方の人数のピラミッド的な分布図でございます。全町的にご確認いただくには、予算資料の2ページ人口ピラミッドということで、これ全町のもので数字を表しまして、かなり細かい、ちょっと見づらいところあるんですけども、今のピークが女性だと73歳がピーク、男性も同じようなところがピークでございますので、またピーク、ピークごとに、いろんな社会情勢が変わってくると思っております。そういったところに臨機応変に国・県の指導分のほうと町のほうも併せて対応していかなくتهはいけないということで考えております。

最後のご質問で国保税の関係でございます。県

の動向等、こういった形なのかということでございますが、結果的には令和9年度に県内に統一ということで、埼玉県の方では国民健康保険運営方針第2期、令和3年度から5年度に向けての中ではそういったもので、県の方針に向かって全県併せて進んでいるところでございますが、令和9年度に県内統一になって、いきなり保険税が全県一緒になったときに宮代町だけが急激な負担にならないように、何年か置きに、2年置き等々考えまして、段階的に、もしお金が足りない場合には引き上げていくような形になると考えております。以上です。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 答弁ありがとうございます。

滞納の関係で、いつも徴収担当のほうでやっているということなんですけれども、この特に短期被保険者証の交付とか資格者証明書の交付については、住民課できちんと対応されているのかどうか、その点も確認したいと思います。

じゃないと担当だけだと、どうしてもどういった状況でそういうようになっているのかどうかというだけで済まされてしまうので。

それとあと滞納関係では、やはり県のほうの協力を一時いただいていたんですけれども、今はどうなんでしょうか。「滞納整理」という言葉は悪いんですけれども、そういった意味では今も県のほうの時期によって、そういった支援もいただいているのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

あと、被保険者数の関係なんですけれども、やはり若い人が増えているところでは、被保険者もきちんと増えていると思うんです。宮代町の場合は特に後期高齢者のほうにシフトしちゃって、それで減っているという状況もありますので、私はこれはなぜかという、やはり国民健康保険税、

これは県の方針もありますけれども、やはり所得の低い人、それから高齢者、これは全然社会保障のほうの関係とは違いますので、やはり町からきちんとそれなりの対応が必要。それが一般会計からの繰入れだと思っていますので。これについては今言っても規定の答えしかしませんが、質問はしませんけれども、やはりそういった状況を考えていただいて、機会あるごとに、やはり県・国に対して、一般会計の繰入れ、これはもう止めるべきではないということで、声を上げていただければと思うんですが、最後にその件についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

予算委員会資料13ページ、短期被保険者証、資格者証明書の関係でございます。

こちらにつきましては、税務課徴収担当のほうに全てお願いしているのではなくて、電算システムの中で、滞納整理システムというものがございまして、そういったところで情報を共有しながら進めさせていただいております。

また、県の徴収の関係なんですけれども、県のほうで徴収アドバイザー等、相談日がございまして、そういったところを悪質な滞納者がいた場合には徴収担当なり県なりの意見等を聞きながら、そういった徴収体制の強化、進めていければと考えております。

あと、繰入金の関係です。一般会計繰入金につきましては、その他一般会計繰入金につきましては赤字補填分ということで、国保の加入者じゃない方に対しても負担を求めるところでございますけれども、国に対しては国・県要望ということで、様々な財政支援の方策を講じるよう、今後も機会

を捉えまして要望を続けてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 議論が終わったばかりなので、後ほどまた正式に言いたいと思いますので、本会議の中で言いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案どおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（川野武志君） 起立多数であります。

よって、議案第19号 令和4年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件は原案どおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

ここで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

————— ◇ —————

◎議案第21号の審査（住民課）

○委員長（川野武志君） それでは、議案第21号
令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に
ついての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（高橋暁尋君） 住民課長の高橋でございます。よろしくお願いします。

自己紹介のほうで紹介させていただきたいと思
いますので、よろしくお願いします。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高
橋と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（岡安英之君） 失礼します。
国保・後期高齢担当をした岡安と申します。よ
ろしくお願いします。

○委員長（川野武志君） 留意事項を申し上げます。
委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

答弁に当たっては、職、氏名を述べていただく
ようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 初めに、説明をお願いしたいんですけども、24ページと26ページの福祉産業委員会の資料でございます。

26ページの後期高齢者の被保険者数、一番上に書いてあります、24ページの年齢階層別と書いてありますけれども。元年度が5,503人、2年度が5,576人、3年度が5,803人と書いてあるんですけども、26ページの保険料軽減・減免状況を見ますと、一般の方とか2割軽減、5割軽減、合計で元年度は5,500人、大体合っています。2年度は4,585人と書いてあるんですけども、この辺のところはどういうふうになっているのか、ちょっと数が合わないような感じがするんですけども、説明をまずお願いします。

それと、この予算の説明、最初に331ページで終わったことで予算の説明されました。法律に基づいて2年に1度見直しを行うということで、令和4年度より保険料率を引き上げるということになっております。

ここに24ページでは、1番保険、平均保険料の料率ということで書いてありますけれども、4年度は幾らぐらいになるのかなという感じがしないでもないですけども、その辺のところ、まずおっしゃってください。

それと、これも説明の中で言っていたんですけども、令和4年10月1日から、窓口払い、全員の方に2割負担、高齢者2割負担ということになっていて、所得がある人は2割負担ということになっているんですけども。施行後3年間は一月の1割負担により負担増が3,000円以上になるということになるんですけども、この一定の所得等の一定の所得というのはどのぐらいのこと、実際の所得で、これいろいろと書いてあるんです

けれども、決算書、所得別ということで書いてあるんですけども、実際の所得は幾らからこういう2割負担になるのか、まずその辺のところもお願いしたいと思います。

あと、先ほど言いました3,000円が、プラス上限が3,000円台に3年間だけは収まるようにということで、3年後はこれはなくなって2割負担になるということなんでしょうか。3,000円としても1年間で3万6,000円ですから3年間大体10万以上、負担が多くなるというわけですね、3年間で。もし同じように負担している人がいたとすれば、3年間で10万円。相当これはひどいあれだなという感じがしますよ、私は。その辺のところの説明をお願いしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

福祉産業委員会資料の24ページと26ページの人数の数字の違いということでございますけれども、転入だったり、転出だったり、お亡くなりになったり、新規になったりという方がいらっしゃるのです、そういったところで数の差が出てくるとい形でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、令和4年度の資料24ページの平均保険料の状況の関係で、令和4年度の保険料の関係でございます。

こちらにつきましては、埼玉県の前平均保険料につきましては1人当たり7万8,773円ということで、県平均になりますけれども、令和2年度、3年度と比べまして、2,292円増加しているという数字が試算として出ております。

続きまして、2割負担の方について、どういっ

たものかということでございますけれども、2割負担の所得基準につきましては、課税所得が28万円以上、かつ年収、給与収入プラスその他の合計のものが年収200万円以上の方が2割負担の対象ということで、所得基準ということで決まっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、4番目にご質問いただきました3,000円の関係でございますけれども、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者につきまして、施行後3年間ということで、最大でも3,000円以内、3,000円に収まるような措置を導入するということで決まっております。

こちらにつきましては、今年10月から始まるということで、3年間ということが決まっておりますので、それ以上ちょっと情報がないものですから、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

そうすると資料のこの24ページと26ページの差というのは、死亡したとか転出したとか、そういう差なんですか。じゃ何でこれが3年度の被保険者数に入っているんでしょうね。死亡した人のものが入っているということなんですか、それは、資料の中には。24ページの資料の中には転出した人も死亡した人も入っているという意味なんですか。

もう完全に入らないですね。死亡した人なんかは。転出した人は。その辺のところは分からないというのが正直なところなんです。もし減っているんだったら、26ページみたいに、2年度が4,500人、3年度は4,700人、この辺のところちょっと分からないところがあるんですけども、その辺のところは数のあれでどういふような資料の取り方をしているのか、ちょっと分からないとい

うのが正直なところです。

それと保険料なんですけれども、2,292円プラスされるということで県のほうからの試算によるとということで、そういうことなんだと思いますけれども、これはやっぱり高齢者が増えて、プラスそのほかにも、それだけ高齢者になると増えるんだよと。前から私は言っていました、後期高齢者。必然とこれは値上げ値上げ、際限なく値上げていくでしょうね、恐らく。

そういうところで、後期高齢者という方は年金暮らしですよ、ほとんど。年金が目減りする。利用料も高い。介護保険なんかに入るとね。それは別のあれですから、いいんですけれども。

こういう値上げについて町としてはどのように考えているのか、これは仕方ないよということなんでしょうか。ほかの町も同じですか、それは。仕方ないよですか。それだけで終わってしまうんですか。一般的なそれ。これは県で決まったことだから、法律で決まっていることだからしょうがないということだけなんですか。

以上です。

それと、先ほど言いました最高3,000円だと言っていましたけれども、これは違うでしょう。今までに比べて多い人にはプラス3,000円ぐらいで収めろということなんでしょう。1万円だったら1万3,000円にするということでしょう。

じゃないんですか。最高3,000円じゃないですよ。負担増を最大でも3,000円に収まるということで説明を受けております。ちょっとニュアンスが違うような感じがします。

どっちみち私は、3年間しか収まらないわけですから、3年後はどうなるのか。それを撤廃するわけですから、それプラスアルファになりますよね。値上げも。その辺のところどういうふうに考えているのか、もう一度お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（岡安英之君） 国保・後期担当主査岡安と申します。お願いいたします。

山下委員の先ほどの委員会資料の24ページの被保険者の数と、26ページの保険料軽減・減免決定の人数の違いについて答弁させていただきます。

この資料の24ページの被保険者数につきまして、2年度の人数につきましては、3月末の後期高齢の資格を持つ方の実数の人数でございます。対しましてこの26ページにあります保険料軽減・減免決定の人数につきましては、この2年度の中で、当然、転出者、死亡者、転入者の方もいらっしゃいます。その方たちのうち、この減免を受けた人数ということで出したものでございますので、人数の乖離はどうしても出てしまうというところがございます。お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋です。

保険税率が増加する主な理由ということでございますけれども、給付費のうち後期高齢者の保険料で負担する割合が2年に1度政令で定められている後期高齢者負担率というのがあるんですけれども、そういったところが現役世代の人口減少に伴って引き上げられることから保険料率が上がるということがまず1点でございます。

また、先ほどの3,000円の関係でございますけれども、激変緩和措置として、令和4年10月から3年間は外来、通院でございますけれども、窓口負担の増加額が最大でも月額3,000円までに抑えられることになっているということで、増加額が3,000円までに抑えられるということで、説明が足りなかったら申し訳ないんですけれども、ご理

解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ちょっと分からないんですけども。1万円納めていた人が、最終的には1万3,000円で収まるようにするという事なんですか。それとも3,000円で済むということなんですか、どちらなんですか。

それと、数の死んだ人が200人から300人いるということで、こっちの高齢者被保険者数というのは、これは入っていないということですね。それは。

軽減者数は一般で普通に払っている人が1,900人、全部で4,765人いるということですよ。この中には、死亡した人もいたから資格持っている人も数より減っているんだと。しかし資格のほうというのは、これは死ぬ前の人たちも入っているということなんですか。

要するに、はっきり言うと、1月にやって2月に亡くなったからここには入っていないということになるんですね、その年の資格持っている人が数としては入っているということですね。よろしいですね。そういうふうと考えて。どうなんですか、以上2つ、2問だけ。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

課長。

○住民課長（高橋暁尋君） 住民課長、高橋でございます。

今、ご質問の件なんですけれども、24ページご覧いただくと、令和元年から令和2年にかけて200人ぐらい増えています。26ページだと減免対象が令和元年が5,500人で、令和2年が4,585人と減っております。

これは、先ほど、亡くなった方とか転出された方というのは当然あるんですけれども、新規に入

られた方が所得が意外にあつて、減免の対象になっていなかったというのが大きな原因になったと思うんですよ。あくまでも死んだ人というよりは、74歳から75歳に上がった方の所得が減免の対象にならない人が多かったことが原因になるというように考えるところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長です。

3,000円の関係で再度お答え申し上げます。

激変緩和措置として令和4年10月から3年間は外来通院で窓口間の増加額が最大でも月額3,000円までに収められることになっているということで、増加額が3,000円ということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 1点だけお願いします。

今、前段の議員で言われた75歳以上の医療費2割負担の関係ですが、これは10月から75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を2割にする。私たちは改悪と言っているんですけれども、これについてなんですけれども。

先ほどもちょっと質問しておりましたけれども、これは単身で年収200万円、それから夫婦で年収320万円以上ということで、確認してよろしいですね。

これによる対象者がどれぐらいいるのか。そして影響額はどれぐらいになるのか。お示し願いたいと思います。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋です。よろしく申し上げます。

ご質問いただきました2割負担の所得基準額は単身で課税所得が28万円以上、年収で200万円以上の方です。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上ということで、おっしゃられるとおりでございます。

また、こちらのほうで2割負担の方の人数がどれくらいかということでございますが、県平均の試算の割合を掛けて約1,500の方が2割負担になると考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君） 住民課副課長、高橋です。

先ほど申し上げました令和4年度、5年度と令和2年度、3年度と比べまして、平均の額で、1人当たり2,292円掛ける1,500人と仮定いたしまして、343万8,000円、影響額が出るところでございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 今、質疑が終わったばかり

なので、討論は本会議で行いたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

小河原委員。

○委員（小河原 正君） 小河原です。

私もまだ質疑が終わったばかりで、それ整理できておりませんけれども、保険料の値上げと、医療費の2割負担になる内容についても絶対反対でありますので、反対いたします。

○委員長（川野武志君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（川野武志君） 起立多数であります。

よって、議案第21号 令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

ここで休憩といたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時39分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

————— ◇ —————

◎議案第20号の審査（健康介護課）

○委員長（川野武志君） それでは、議案第20号
令和4年度宮代町介護保険特別会計予算について
の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（井上正己君） 紹介申し上げます。
健康介護課長の井上です。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 同じく、健康
介護課副課長の稲宮でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

○介護保険担当主査（小林和政君） 健康介護課介
護保険担当主査の小林と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては、職、
氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

4点質問をさせていただきます。

予算書の312ページ、313ページの地域自立生活
支援事業の委託料、高齢者給食配食サービス事業
委託料についてです。こちら資料の82ページ、こ
ちらの対象者の方で食事のご希望というか、い
つ配食をしているのかなど、ご希望に沿っている
配食をされているのかということをお伺いいたし
ます。

それとまた情報があって、本年度と来年度、改
善していくことなどありましたら教えてください。

次に、予算書316ページ、317ページ、私たちの
予算書の42ページです。生活支援体制整備事業12
の委託料についてです。高齢者困りごとサポート
隊事業の委託料についての、こちらの内訳などを
教えてください。

続きまして、同じく316、317の、ちょっと前後
してしまったんですけれども、私たちの予算書の
86ページの在宅医療・介護連携推進事業について
です。こちらの在宅医療・介護連携拠点運営委託
料について詳しく教えてください。

最後に、予算書318ページ、319ページ。私たち
の予算書の同じく86ページです。認知症総合支援
事業の委託料、認知症初期集中支援チーム事業委
託料についてです。

こちらの認知症地域支援推進員を配置し、医療
や介護の新ネットワークの構築や認知症ケア向上
のための取組ということで、本年度の特徴という
ところで認知症初期集中チームによる支援となっ
ておりますけれども、こちらについての活動内容
など、また早期発見、初期対応というのを具体的
にどのようにされるのかお伺いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮

でございます。

それでは、順番にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。

配食サービスについてでございますけれども、こちらは、利用者の方なんですけれども、令和3年度の1月末現在で月に110名いらっしゃいます。その実際に配食されるお食事ですけれども、こちらは、実際に配送のほうはシルバー人材センターのほうに委託をしておりますして行っているんですけれども、その食事をつくることについては、シルバー人材センターではなくて、みどりの森、こちらのほうで食事のほうをつくっていただいております。つくるのは、当日午前中、作成をしております。実際にお配りするのが、その日のおおむね大体3時以降から夕方くらいにかけて、各コースに分かれて、今、車両4台で配食に回っているというような状況でございます。

それから、今後の改善の予定とかでございますけれども、今のところ先ほどのご質問にもありましたように、皆様の食事の都合に応じて、様々な形で、塩分ですとか、ご飯の柔らかさとか、そういった形でお話を聞いて、提供をしているところですが、おおむねご好評のほうもいただいております。非常においしいといったお声もいただいております。

特に最近、審査のほうもかなり増えているという状況もございます。少しでもそういった方々のニーズに応えられるようにご意見等も聞きながら、食事の内容ですとか提供の体制方法、そういったことについても利用者の方の声を聞きながら改善するべきところは進めていきたいなというふうに考えております。

それから、2点目でございますが、予算書の316ページ、生活支援体制整備事業でございます。こちらの委託料でございますが、生活支援コード

ィネーター業務委託料、予算のほうが440万円で計上させていただいております。

こちらの内訳でございますが、令和3年度におきましては、こちらは宮代町の社会福祉協議会のほうにまとめて委託をしておりますので、特に個別に細かな打合せといったものはございません。

それから、3点目でございます。同じく予算書の316ページでございますが、在宅医療・介護連携推進事業、こちらの委託料、在宅医療・介護連携拠点運営委託の委託料158万1,000円でございます。

こちらの内容ですが、まずこの事業でございますが、医療と介護の両方を必要とする高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療、そして介護、こちらを一体的で提供するように進めていくものでございます。

大きく分けると2つございまして、まず1つ目は蓮田市、白岡市、宮代町で共同で行っております介護連携の推進事業というものがございます。こちらは、今申し上げました2市1町で協定を締結いたしまして、関係者の方々の出席をいただいた連携会議、そして研修会を実施しております。相互での情報提供というのを密にしていくものでございます。

その委託料と、あと併せてもう1点でございますが、もう一つは3市1町、内訳は先ほどの2市1町、蓮田、白岡、宮代に加えて、久喜市を加えた推進事業がございます。こちらは、3市1町で協定を締結いたしまして、南埼玉郡市医師会、こちらと契約を結んで、在宅医療や介護連携に関するような相談支援を中心とした事務の委託をしております。こちらの事業といたしましては、介護事業所から様々な相談、それから実際にご自宅で介護に関係している方々などからの様々な相談を医師会のほうで受けて、介護のほうの連携に

つなげていくといった形で、大きく2つの事業で成り立つものでございます。そちらの委託料というふうになっております。

それから、4点目のご質問でございますが、予算書の318ページ。認知症総合支援事業の中で認知症初期集中チーム事業委託料、こちら35万6,000円を計上いたしております。こちらは平成30年から白岡市の新しらおか病院、こちらは認知症の専門病院でございますので、そちらに委託をして、認知症の初期集中支援チームを設置しているものでございます。

こちらは、認知症の方というのは最近特に増えている傾向にございますから、早期な介入と支援というのが非常に重要であるということに基づきまして、医師、それから看護師など専門職の方がつくるチームにつなげて、早期に認知症の治療に対応できるように、チームに働きかけまして事業を行っているものでございます。

対象となるケースでございますが、令和2年度におきましては対象となるケースはございませんでした。その前の令和元年度は1件ございまして、さらに前年度の平成30年度は同じく1件ございました。そういった内容でつなげているものでございます。

認知症の方々ですと、ご本人様が認知症であることをなかなか認めないというようなケースも多いんじゃないかというふうに聞いておりますので、そういった専門職の方々に対応していただいて、なるべく早い段階で、早期に治療や介護サービスに結びつけられるように進めていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 再質問をさせていただきます。

配食サービスについては承知をいたしました。

夕食の配食ということですよ。3時から夕方までにお届けするというので、対象者の方々が3時ごろ、そのお弁当が届いてしまうということで、もう夕食前なんですけれども先に食べちゃうとか、後はその時間にはご飯が来るので、何かそういういった散歩的なものに行かれていてもちょっと慌ただしいとか、そういった時間のご希望などかは、この夕食の配食ということでされて大丈夫なのかと、ご要望というか、困って、ちょっと時間帯についてもそういったご要望などがあつたのかとか、その辺対応できるのかとか、どうなっているのかとか、もう一度伺いいたします。

次に、在宅医療に関してなんですけれども、こちらは病院や介護施設の方が相談をする場所ということではよろしいのでしょうか。

例えば、介護保険を利用して、在宅医療を希望した際に、例えば病気によって、どこの病院で在宅医療の方が受け入れてくれるのかとか、そういうことを相談する場で、まずそういうのをケアマネさんとかに相談して、その方がそこに聞いていただいて、その病院の紹介をしてくれたりとか、そういう流れになっているのかとか。

と言いますのも、その病気によって在宅医療がどこにあるのかとか、利用者の方がちょっと分かりづらいとか、そういうこともあって、ケアマネさんもよく詳しくそういった情報をお持ちでない場合など、そういう対応というのはどこにどうなっているのかというのは、もう一度伺いいたします。

3点目の高齢者困りごとサポート事業隊の委託料として社協に委託されているということなんですけれども、こちらはまだサービス自体が始まっていないということで、今このグループを、活動グループの育成など、まだその準備段階というこ

とでよろしいのか。もう既にそういうサービスをされて、始まっている場合、そのサービスをされた方に費用などをそこからお支払いされているのかなど、そのあたりのところももう一度伺いたします。

最後に、認知症初期集中支援チームについてなんですけれども、こちらもちょうどご説明ありましたけれども、初期段階で、どこに、病院に行ったり相談したりしたらいいかということがちょっと分かりづらくて、例えばご家族の方などが、変化に気づいて、まずどこに行ったらいいのかという、そういったご不満があると思うんですけれども、このチームというのは、やはり直接というよりは、どういう感じで、この関係していけるのか。あと、先ほどこちらのチームにより認知症のケースがご対応できたというのが1件ということで、そのあたりのことなど、どうなっているのか、ちょっともう一度教えていただきたいので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（川野武志君） ここで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時59分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

引き続き、介護保険特別会計予算の質疑を行います。

答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

では、お答えをさせていただきます。

まず1点目、配食についてでございますが、こ

ちらにつきましては、先ほどお答えを差し上げたとおり、お届けする時間帯というのは、大体3時ぐらいから夕方時間帯にかけてということになります。

現在、配送の体制ですけれども、人数が大体およそ110件ぐらいということで、シルバー人材センターのほうでは4コースに分かれて配送をいたしております。ですので、1コース当たり多少の差はありますが、大体25件から30件ぐらいをその時間帯の中で回るという形になりますので、どうしても早い時間と遅い時間というのが出てきてしまうということは、もうちょっとやむを得ないかなというふうに思います。

ある程度短時間で回するには、効率的に回るコースというのが必要となってきますので、そこは移動の便利性を考えて回っているところなんです、中には、もちろんお届けをするに当たって時間帯を希望される方とかいらっしゃいます。そういった方につきましては、あらかじめご希望を聞いて対応できる範囲で対応はしているところでございます。また、その日何か用事があって、例えば病院に行くとかいうような形で留守にしてしまうという方の中にもいらっしゃいますので、そういった方は当日の朝までにご連絡をいただければ、キャンセルもできるような形になっております。

後は、この配食サービスの本来の目的なんです、もちろんこういった食事の提供というものもあるんですが、もう一つの大きな目的というのが見守りというのがございます。こちらで訪問をして、対象の方が様子がどうなのか、ふだんと違ってないかどうか、そういったことを確認させていただくというのが大きな目的となっておりますので、やはりある程度、週3回、月曜、水曜、金曜というふうに配食サービスを行っておりますが、

そういった形で定期的に回るというのも見守りという観点からは必要なというふうに考えております。

それから、2点目でございます。

在宅医療・介護連携推進事業の関係でございますが、こちら委託をしているところ、相談を受けておるんですけれども、全部でその相談拠点というのは2か所ございます。まず、久喜市内においては南埼玉郡市医師会が対応しておりまして、それ以外の蓮田、白岡、宮代、この2市1町につきましては、蓮田市にあります奏診療所というところを拠点として設けております。それぞれそちらで様々な相談を受けていただいているところでございます。

その相談の内容というのは、毎月まとめて報告書でこちらのほうにも上がってまいりますので、それを見たところ、その相談の内容を見ますと、もちろん医療関係の方、それから介護の事業者の方からのご相談はありますが、一般の方というか当事者のご家族の方とかいう方からも相当ご相談を受けるのはやっぱりもう寄せられております。

どこの医療機関を受診したらいいとか、どこの介護事業所を使ったらいいとか、今、例えば、病院に入院しているんだけど、入院した後どうすればいいのか、どういった形で介護サービスを受けられるかと、そういったふうな相談を多く寄せられております。そういった場合には、そういったお話を聞いて、拠点のほうで、必要に応じて医療機関、介護事業所、あるいは包括支援センター、そういったところを紹介をしているというような状況でございます。

それから、その次の生活支援体制整備事業でございます。困り事サポートへの活動状況についてというご質問であったかと思います。

第5次総合計画に位置づけられておりますこの

高齢者困り事サポート隊事業でございますが、令和3年度からスタートいたしまして、現在、その高齢者向けのサービスをまとめた冊子を令和4年度、来年度に作成するように準備を進めているところでございまして、そのための情報収集などを行っているところでございます。

また、助け合い活動支援のグループの育成というのが一つの項目として上げられておりますけれども、こちらにつきましては、現在活動しているようなそういった団体をお伺いして情報収集をしたり、あるいはこれから活動に向けて準備をしているような団体、こういったところも訪問してお話を聞いて情報収集に努めているところでございます。

この事業を推進するに当たって、協議体というのがございまして、こちらは構成されているメンバーの方でいろいろと意見交換を出し合って進めているところなんです。今、エンジョイ助け合いチームとして活動しているところでございます。こういった中で、助け合いグループの育成とか、発掘育成、そういったところに向けて、協議体の中で意見交換などをしながら、そういったところに結びつけられるように事業を進めているところでございます。

この生活支援体制整備事業でございますけれども、こちらにつきましては、その事業の一環として社会福祉協議会にこの生活支援コーディネーターを委託しているところでございます。

この生活支援コーディネーター業務、ちょっと分かりにくいのではないかなと思うんですけれども、具体的には、先ほど申し上げました協議体、こういった会議の運営に携わってもらうほか、その地域活動の情報発信ですとか、様々な形での出前講座や医学とイベントの開催ですね、昨年の12月に西原自然の森フェスタがございましたが、そうい

ったところを事業として進めていくような委託事業というふうになっております。

こういった事業の一つとして、第5次総合計画に位置づけられました高齢者困りごとサポート隊事業の中にそういった活動を進められたらいいなというふうに考えているところでございます。

それから、最後のご質問でございますが、認知症の初期集中支援チームの関係でございます。

こちらの相談先と具体的なその活動内容でございますが、まず、例えば、ご家族の方などで認知症の疑いがあるんじゃないかというような気づかれた場合です。まず、地域包括支援センターのほうにご相談をいただくような形になります。

そして、この相談等対象となる方でございますけれども、町内の住所がある認知症が疑われる方、あるいは認知症の方で、まだ住民で、例えば診断を受けていない、あるいは介護保険サービスを受けていない方、あるいは認知症の症状が強くて対応に困っていらっしゃるご家族とかと、こういった方が対象となります。

具体的な活動の内容なんですけれども、そういったご相談を地域包括支援センターもみの木から受けて、初期集中支援チームのほうでそれを聞いたときに、まず、認知機能の低下によります生活の中での困り事、そういったものをチームのメンバー、これは医師であったり、看護師であったり、介護のケアマネだったりしますけれども、そういった方が直接ご自宅に訪問をして、ご本人、あるいはご家族の方から直接お話を伺いながら、状況内容を確認するものです。最長6か月を目安として、医療や介護につなげていくために集中的な支援、また、症状に合った対応、こういったものを伺って、日常生活のアドバイスを行っていくというものでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 塚村委員。

○委員（塚村香織君） 塚村です。

丁寧に説明をしてくださって、とてもよく分かりました。

それで、再々質問なんですけれども、配食サービスについてはそのような4コースで配達されているということで、ちょっと差が出てしまうのはもう仕方がなく、また、ご希望に沿ってのもいるということで、承知をいたしました。

これについて最後に質問なんですけれども、もし、万が一不在にしちゃった場合などの置き方なのか、置いていくのかとか、そのあたりのことをもう一度お伺いいたします。

生活支援体制整備の高齢者困りごとサポート隊事業については、先ほどの説明で承知をいたしました。まだ、今こういう準備段階ということで、今後、今の運営チームでこのような体制を整えていかれるということで、承知をいたしました。

次に、在宅医療についてなんですけれども、こちらは、先ほど病院や介護施設のほかに、一般の方からもお問合せがあったということなんですけれども、その場合は、こちらの蓮田の奏診療所にご連絡をするということになるのか、その場合、そういったお知らせというのはどこかに出ているのかというのを伺いいたします。

認知症サポートチームについてなんですけれども、こちら、まずそのようなご家族の方だったりご相談する場所というのは包括支援センターということで、そちらからこの支援につながって、6か月間支援をしていただくということで、こちらも承知をいたしました。

これも、この地域ですと、新白岡の専門病院というところに、もしそのような疑いがある場合はご紹介をしているということでよろしいのか、最後に質問をいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮です。

お答えをいたします。

まず1点目、配食サービスでございますけれども、不在の場合の対応についてということで、当日の朝までにご連絡をいただければ不在ということでお伺いはしないんですけれども、やはり当日お伺いしても、例えば、玄関で呼び鈴を鳴らしても、インターホン鳴らしても、応答がないといったケースも中には実はございます。高齢者の方ですと、なかなかちょっと耳が聞こえにくくて玄関まで出てくるのに時間がかかったりとか、たまたまちょっとその時間トイレに行っているとかいうような形で、すぐに出られないケースもありますので、現場で少し待ってみて、それでも出てこないような人、いらっしゃらないような方については、訪問したシルバー人材センターの職員から町のほうに連絡が参ります。事情をこちらのほうでお聞きして、場合によってはそのお宅を訪問したりですとか、ケアマネさんと連絡を取ってちょっと今後の対応を協議したりとか、そういったことは不在時の場合には必ず連絡が入るようになっていきますので、町のほうで対応しているところです。

そして、お弁当についてなんですけれども、もちろん衛生上の問題もありますので、いらっしゃらない場合には、そこに置いてくることはいたしておりません。必ず持ち帰るといった対応でしております。

続きまして、在宅医療の関係でございますが、宮代町は、蓮田市、白岡市と共に、蓮田市の奏診療所に相談の拠点を設けております。このことにつきましては、各介護事業所のほうにも、医療機関のほうにも、連絡はしているところですけれど

も、そういった方はご存じだと思うんですが、なかなか一般の方はそこまではご存じではないという方も多いと思います。そういった方について、町のホームページではお知らせをしているところではありますけれども、なかなかそういった情報も得にくいという方も多いと思います。ですので、町の委託しています包括支援センター、そちらにご相談のあった場合には、必要に応じて、その奏診療所への相談につなげられるように対応は取っているところでございます。

また、今後、認知症の方も多くなり、こういった在宅医療、介護連携の必要性というのはますます高まっていくと思われますので、住民の方にそういったものを知っていただくために、制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、認知症の初期集中支援チームの問題でございます。

先ほど、新しらかが病院のほうで訪問をさせていただいて、いろいろお話を聞きながら対応を当たっていくと。それで、もし、そこで診察の必要があれば、新しらかが病院というのは認知症の専門の病院でありますので、当然そのほうで対応はしていただけるようになっております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君） 委員の深井でございます。

3点質問させていただきます。

290ページの(1)介護認定審査会運営事業費でございます。

介護認定審査会委員の被保険者の要介護・要支援について行う附属機関の運営と書いてありますが、認定審査会の委員は何名で、どのようなメンバーが構成になっておりますか、お願いいたします。

す。

あと、附属機関というのはどのような機関でしょうか、これもお願いいたします。

それから、296ページの(1)居宅介護住宅改修費給付事業の18負担金、居宅介護住宅改修費と書いてありますが、この要介護認定となった被保険者に対する在宅での日常生活の自立を助ける、これは何千人台ぐらいだったのでしょうか、その内訳を説明してください。

304ページ、(1)特定入所者介護サービス費給付事業のところですか。こちらのページ、305ページの特定入所者介護サービス費の18負担金、この負担金、補助金の要介護認定となった低所得の方が介護保険施設を利用した際の食費、居住費の負担を軽減するための保険給付とありますが、どのような場合の食費と居住費の負担で、年に何名ぐらい支出するのですか、これを、具体的に説明お願いします。

以上、お願いします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君） 介護保険担当主査の小林です。

それでは、ご質問に対しましてお答え申し上げます。

まず1点目、認定審査会の人数でございますが、認定審査会につきましては24人の委員さんに委員をお願いしております。その内訳といたしましては、いわゆる医師、歯科医師、薬剤師、保健師、後は介護施設関係の職員さん、そういった方々にご依頼をしております。

認定審査会は、週に1回開催しておりまして、その24人の委員さんを4部会に分けてまして、6人ずつ週1回認定審査を行っていただいているところでございます。

続きまして、2問目、住宅改修につきましてお答え申し上げます。

まず、住宅改修の内容からなのですが、介護保険で行っております住宅改修につきましては、いわゆる小規模な住宅改修となっております、総事業費が20万円の事業までという形で行っております。

使える目的等も決まっております、手すりの取付け、引き戸の交換、お手洗いの便器の交換、段差の解消、滑り止めの床の改修、そういったもので目的が決まっております。

件数ですが、すみません、少々お待ちください。件数につきましては、令和2年度につきましては全体で88件、居宅介護住宅改修給付事業のほうで88件ございました。本年度は、1月末の計算の集計でございますが、70件ほど実施をしているところでございます。

続きまして、特定入所者介護サービス費の関係でございます。少々お待ちください。

特定入所者介護サービス費でございますが、事業の概要といたしましては、施設入所、または短期入所に係る、いわゆる滞在費、いわゆる家賃的なものと食費について一定基準を満たした低所得者の方の補助、上乗せをするものという形になります。

具体的にはどういったことかといいますと、世帯員とその配偶者の方が非課税であること、非課税であって、あとは、これは一般会計のときに申し上げたかもしれませんが、合計所得金額がその被保険者と被保険者様の合計所得金額が80万円以下であったりとか、120万円以下であったりとか、120万円以上であったか、そういった区分に合わせまして区分がございしますが、その方に対して給付をするものという形になります。

それと所得要件のほか、あとは、すみません、

資産の要件がございまして、やはり2,000万円から、すみません、資産の要件につきましては、一番資産、2,000万円から500万円までの幅ございしますが、区分に応じまして資産の要件を確認するという形になっております。

事業の人数、件数でございますけれども、令和2年度につきましては約2,500件でございます、令和3年度、まだ年度途中ではございますが、今1,700件程度件数がございました。人数で申し上げますと、令和2年度は287人、令和3年度は269人のご利用がございました。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 深井委員。

○委員（深井義秋君） 再質問させていただきます。

290ページの介護認定審査会の運営費用について、先ほど、会の構成メンバーいろいろと聞きましたが、この附属機関の運営というのは、先ほど言った方たちでよろしいのでしょうか。

それと、先ほどの296ページのところ、こちらでは居宅介護住宅改修費ですか、これらの内容を説明していただきましたが、これ以外にこの下の特徴、住宅改修に係る保険給付と書いてあります。その保険給付というのはどのぐらい給付するのでしょうか、それをお聞きます。

それから、次は、304ページですね、304ページの特定入所者介護サービス費の給付、こちらのほうも説明ありましたが、こちらは人数は分かりましたが、本年度の特徴といったことが書いてありますね、ここに介護保険セットにおける食費、居住費の一部に対する保険給付、これは先ほど言った介護給付80万円以上、120万円以下、120万円以上と説明がありましたが、これは給付の状態にてどのぐらい、1人当たりにしますとどれぐらい給付するのでしょうか、お願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君） 介護保険担当主査の小林でございます。

ご質問につきまして回答させていただきます。

まず、認定審査会の附属機関の意味合いでございます。先ほど、すみません、答弁が漏れてございました。附属機関につきましては、町のほうで条例で設置します機関のことでございます、今回の場合は、この介護の認定審査会のことを附属機関というふうに申しております。

続きまして、改修費につきましてです。住宅改修の改修費、先ほど、小規模な改修で20万円程度のものと基礎で申し上げました。それが、事業費全体が20万円という意味でございまして、ご本人様は1割、または収入に応じては3割負担、1割、または2割、または3割ですね、3割負担をしていただきまして、残り差し引いた最大18万円のもの、これが保険給付と言われる部分になります。最大20万円のうちから1割である2万円をご本人様に負担していただきまして、残りの18万円、こちらが保険給付と言われる部分になります。

続きまして、特定入所者の介護サービス事業でございます。こちら保険給付の部分というのはどういうことなんだろうという趣旨で、この保険給付ではどれぐらいなんだろうという趣旨であると感じております。こちらは、例えば、この区分がたくさんあるので、一例で申し上げますと、個室であれば、例えば、居住費の保険給付どれぐらいかというところと言いますと、個室の場合2,600円程度、経費のかからない方は個室の場合ですと大体1日2,600円程度かかると言われています。それで、ここで軽減割合が一番多い人は、ご本人の負担は820円まででいいですよという形になっています。その差額1,186円分、これが保険給付になる部分でございます。それがお部屋の

種類ですとか施設の種類、お食事や、それがお食事だったりとか、お部屋代だったりとかするので、区分は大きく分かれていますのですが、例えば、今みたいな形で、国が設定する上限額からこの軽減を受けて、ご本人が負担すべき金額をご本人が負担して、残りの金額が介護保険からの保険給付という形になります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 深井委員。

○委員（深井義秋君） 再質問させていただきます。

今言われた304ページの特定入所者介護サービス費給付事業であります、個室の場合と言いましたが、これは、あとは5人部屋の場合は幾らまで、出していただけますか。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君） いわゆる相部屋です、相部屋の場合、どういった保険給付が受けられるかということでございます。

この特定入所者介護サービス費の適用を受けた場合、段階があるので、これも何とも言い難いんですが、国で定める相部屋を使う1日のご利用料というのが377円となっております。一番安い人はその負担額がゼロになるので、377円の保険給付が受けられます。それ以外の方は本人負担は370円になるので、保険給付はその差額ですからあまり受けられなくて7円程度となります。ちょっと多少については少しお部屋代が安いものですから、保険給付もそれほどはない状況です。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原 正君） ちょっと教えてもらう質問になると思いますけれども、予算の数字がどうのこうのという質問じゃなく、基準というか、そ

ういうものを聞きたいなと思うんですけども、まず1点目が、介護認定の基準というのは介護認定1から5まであるのか。あと、要介護の1はありますね、その基準というのはどういうものなのか、我々、少しそこを分かるような基準というのを教えてもらいたいと思うんですけども、たしか、介護保険を受ける場合の内容については、今、課長、職員の方が見えています、それ見ていつも研究しているんですけども、難しくて分からない部分がある。それで、我々一般の人がそれ分かるような基準があったらいいなと思うので、ちょっと聞きたいんです。

あと、認知症、または疑いのある方、それを私、右いる人の名前あれって忘れちゃった場合も、本人必要ですかね。疑いがあるんでしょうかね。それについても、認知症の疑いのある人、特に、顔は見たことあるんだというんだけど、名前が出ない、多分そういう人は多いと思います。これ、認知症の疑いだと言われるんですけども、というのは、認知症防止の何か条とかというのはいろいろ、私の友達とか知っている人に聞いてね、いろんなことあるんだけど、そういうもの読んでみると、ほとんど認知症かかってしまっているのかなと思うんですね。こんなこと言うと怒られるけれども、多分、ここにいる人、私以外は認知症の疑いはないと思うんです。私なんかは、名前はよく、たまに忘れるんだけど、そういうんでね、認知症の疑いがあるとされた、どうしようかなと思うときは相談に行こうかなと思うことはあるんですよ。ですから、そういうことでその認知症の疑いのある基準についても、もし役場としては、担当としてはどういうものを持っているのかどうか、教えてもらいたい、その2点だけです。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君） 介護保険担当
の小林と申します。

ご質問につきましてお答え申し上げます。

1点目の要介護認定の基準等ということでございますが、要介護認定につきましては、要素が2つありまして、まずは町の調査員がご自宅やお住まいに出向いて認定調査を行います。それは国の定めた項目を開き取るという形でございます。

その項目の内容は、麻痺がある、いわゆる体の動かしづらさ、後は歩行など、そういった日常生活で困る場面、歩行ができないですとか、お手洗いができない、そういった部分に日常生活の困り事ですね、あとは、先ほど、例えば、記憶理解について少しそういった理解部分、行動や記憶についてのご質問、そういったことを質問をさせていただきます。基本調査の項目は国が定めるものを調査をしております。

あとは、主治医から意見書を頂戴いたします。主治医の方に、医学的見地から、その人の病状を書いていただく、その2つをまず用意をいたします。

その後、それを基に、いわゆる、全国的な傾向をコンピューターの判断でさせていただきます、1次判定というものをさせていただきます。それで大体のいわゆる類型の方はこれぐらいの要介護度が出るというところのものになります。

それを基に、先ほど申し上げました、認定審査会のほうで、その人のその判定が妥当かどうかというところを判断をしていきます。

要介護度につきましてですが、要介護状態の区分、要介護1から要介護5と、要支援1から要支援2、要介護度につきましては、いわゆる介護をする時間、今、申し上げたコンピューターのほうに入れたものが、いわゆる介護をする手間、介護

をする時間に変換したもの、例えば、1日35分とか1時間とか、そういった介護の時間に変更したもので、この要介護度というものを判定をいたします。ですから、一番要支援の中で状態が軽い方、要支援1の方は、いわゆる介護をする時間が一番少ない方、要介護5の方は1日の介護にかかる時間が高い方という形になります。

注意事項で、介護の時間ですから、その人のご病気の状態がそのまま要介護度に出るということころもないということころも、少し気をつけなければいけないところなのかなと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

認知症の判断基準についてというご質問でございます。

認知症であるか否かというところの判断基準につきましては、例えば、チェックシートのようなものがあって、そのシートを答えていくと、例えば、何項目以上が該当すればそうであるとか、そういったものは特にございません。ただ、日常生活していく上で、例えば、通常でしたら当然知り得ていてというのが一般的だろうと思うようなこと、例えば、その日ご飯を食べただとか、ご家族の方のお名前とか、家へ帰る道とか、そういったふうに、通常でしたら分かっているのが一般的だろうと思うようなことが、もし、そうではなくなってしまった場合というのは、もしそういった疑いのあるんじゃないかと思います。

ただ、人は、やはり特に年齢を重ねるにつれて記憶が以前ほど確かなものでなくなっていったりとかいうことは当然あるかと思います。昨日のことですとか、おとといのことの記憶が曖昧になる

ということは、当然あり得ることだと思いますので、そこをどうということがどういうふうになると認知症になるのかというと、はっきりとした基準というのは、我々町のほうでは持っておりませんが、その判断については、やはり認知症の専門の医師の診断によって、そうであるか、そうでないかというところの判断はされるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） どうもありがとうございます。ました。

1点目の問題について、認定調査員の最終的には判断ということなんですけれども、その判断基準というのは、我々には教えてくれないんですよ。分かれば一番いいんだけど、本当はそれが知りたいわけなんだけれども、でも、認知症についてはね、ちょっと分かったような分からないようなことなんですけれども、私はよく認知症だと言われそうなんです。名前全部言えるかというとなかなか言えない部分がある。家に帰ることはできるんだね。このぐらい帰ることができれば認知症じゃないのかなとは思いますが、本当にひどい人なら家にも帰れないんですよね。そういう基準がね、私なんかよく部屋貸すんですけれども、友達とか友人にね、お前、認知症じゃないかとよく言われるほうだけど、言うこともあるんだけど、その基準というのは難しいんだよね。だから、それが疑いがあったら、もうすぐ医療機関に行ったほうがいいということになればね、それは早く知りたいわけですね、これは本当に疑いがありそうだよ。例えば、ここにいる誰かに、お前はそうらしいぞと言われたら、もう認知症と判断してもいいんですかね。そういうのが基準というか、判断基準というか、そういうのが欲しいわけ

ですよね。

そうでないとなかなか、先ほどの前段の質問の答弁で、だから本人は認知症のことを隠そうとするわね。それがいけないわけだね。隠せば隠すほどひどくなってから認知症といったってなかなか医療機関へ行っても治らない。

ですから早いうちに分かる方法を知りたいわけですね。それはその基準というのはどういうものかという、担当の人、はっきり教えてもらえれば、私は助かるなと思っているんですよ。質問の内容になるかならないかは、そもそもそれが私の認知症の疑いなんかもかもしれませんけれども、そのことで2点ほど、もう一回教えてもらえれば助かるんです。

本当に介護も早く分かったほうがいいし、介護の内容も早く分かったほうがいいし、認知症も早く分かったほうがいいということを誰しも思っているとは思いますがね。それでそういうことを聞きたいわけなので、ぜひ、親切丁寧に教えてもらえればと思うんですけれども、よろしく願いしたいと思うんですけれども。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君） 介護保険担当主査の小林でございます。

介護認定調査の基準ということで申し上げたいと思います。

介護認定調査の質問内容と、いわゆる判断基準的なものにつきましては、厚労省のほうでホームページ等で公開しておりますので、そういったものをご覧いただければ、その質問に対してこういう状況の方がその状態がある、なし、たまにある、全然ない、そういった基準自体は示されているところでございます。ただ、それを、申し上げました介護の時間数にするのはかなり難しいロジック

になっていて、組合せで何分というのが決まってくるので、質問内容だけ見ても分からなくて、その組合せまで考えないと、この何分、いわゆる介護する時間というのは分からりづらいので、そこはちょっと見るときに注意が必要なのかなというところでございます。

質問の内容と、質問をどういった状態のところを評価するというのは厚生労働省のホームページに出ています。ただし、後は、ただそれだけではやはり分かりづらいので、認定調査員はそのほか研修とかをして、より深く理解をしているようにしております。

後、その資料を見るに当たっては、その質問内容と質問に対する評価の基準は分かりますが、組合せのロジックというがあるので、その点数が何個つけたから何分になりますというのはなかなか出てこないところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

認知症のこの判定の基準、なかなか難しいものがあるとは思いますが、先ほどのお答えの中でも申し上げましたが、やはり年齢を重ねるとともに、記憶力というのは誰しも今までよりも落ちてくるというのは当然のことながらあると思いますので、やはり、通常だったら覚えていて当然であるようなことが覚えていない、忘れてしまったといった場合には、その認知症の疑いがあるというふうに考えられますので、そういったときには、例えば、包括支援センターのほうにご相談をいただいて、もし必要であれば、医療機関への受診へとつなげることもできます。まずは、ご相談をいただくことが必要かなというふうに思います。

特に、認知症につきましては、なかなか認知症だご本人が認めたがらないケースも多いというようなこともありますので、なおかつ、早期に治療することが認知症の進行を食い止めるには非常に大事なことというふうにありますので、なるべく早い段階でお医者様のほうの受診につなげて治療に当たっていくことができればなというふうに考えますので、もし、ご自身で、もしかしたら私は認知症かもしれないとか、ご家族で、うちの誰々は認知症かもしれないというふうな疑いがあった場合には、なるべく早めに包括支援センターもみの木のほうに、あるいは直接医療機関でももちろん結構ですけれども、ご相談をいただければなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 簡単に質問します。山下です。

この福祉産業委員会の資料、6ページを見ますと、第1段階の方が1,662名、第5段階までで1,498名で、全体で55.5%の方が第5段階までで半数以上になっていると。そういう中で、隣の表を見ますと、第5段階では年間5万700円が介護保険料、月にして4,975円ということなんですけれども、この表を見て、52ページの基本構造ということで見たんですよ。これじゃないな、施設居住住宅、居住別の介護費用の基本構造というんですか、それを見たら、施設入っている人が308人、在宅は1,108人等々なっているわけですよ。1人当たりの費用額を見ますと、施設に入っている人が30万6,996円というふうになっています。これは21年の12月現在ですけれども、こういうことで、この第1段階では生活保護世帯とかそういう方が第1段階だということなんですけれども、こうい

う方が施設に入れるのでしょうか、まず。私ね、よく聞くんですよ、私は施設に入れないやというんで、お金が高くてと、そういうことを聞くんですよ。その辺のところで、介護保険に入っている、収入の少ない人が施設に入ろうとすると、どのような手続をするのかどうか、入れるのかどうか。また、この第1段階の人は施設に入って何パーセントぐらいの人が第1段階の人が入っているのかどうか。その辺のところを詳しくちょっと教えていただければありがたいなと思っております。

なぜかという、やはり、先ほど言いましたように、お金がないから入れないのよ、在宅なのよと、それも介護保険も使えないと、お金払えないという、そういう方もいるんですよ、実際には。老老介護でやっている、夫婦でやっているとか、子供がたまに来て食事の世話をしているとか、そういう方がいっぱいいるんですよ。だから、第1段階の人が何人ぐらい施設に入れるのかどうか、入っているのかどうか、実際統計として。少なくとも第5段階まで行かない人が何人ぐらい入っているのか、それが皆さん心配で、みんな心配しているんです、はっきり言って。施設に入れるかどうか。

それと同時に、74ページですか、施設の情報ということで、ここにあるんですけども、いろんな特養老人ホームがあるんですけども、未公表というのが多いんですよ。これだとちょっと分からないというのが正直なところです。正直に書いているところもありますよ。でも、圧倒的には未公表でやっている。これはどういうことなのかと、宮代町なんか見ても、未公表の人が、76ページ見ると、未公表というのが多いんですよ。これでどうやって入っているのかなと。やっぱりお金ですか、それは。未公表というんですから、誰でも介護保険入っている人が全員入れるわけじ

やないですよ。皆さん、入りたくても、本当に困って、入りたいと思ってもお金がないから入れない、これはお金がないと入れないんですか、やっぱり。その辺のところを詳しくお願いします。ちょっと、私も、聞かれた人に答えようかなと思っているんですよ、入れるかどうかということで。以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

では、今のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございます。

施設への入所の関係で、収入の少ない人が施設に入れるのかどうかというご質問でございました。

例えば、特別養護老人ホームの入所の条件といたしましては、要介護3以上が原則といった条件がございます。施設が認めれば、要介護1とか2でも特例入所という形での入所は可能ですが、そういった形で要介護度によって入所ができる、できないというのはございますが、その方の収入の多い少ない、そういったことでの施設に入れる、入れないといったことは特にございません。

それから、保険料の第1段階の方は何人ぐらい施設に入っていच्छるかというご質問でございましたが、こちらの入所者の数につきましては、町では特に段階別に把握はいたしておりません。

それから、2点目のご質問でございます。

施設の特別養護老人ホームで未公表、例えば、入所者が未公表であったり、待ち数が未公表であったりとかいうところにつきましては、これは特に法令でそれが公表を義務づけられているところではございますので、施設の都合で判断によりまして未公表となっているところでございます。ですので、その理由につきましては、その施設ごと

にそれぞれの未公表とする理由があるのかというふうに思いますが、特にその理由につきましては町では把握はいたしておりません。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 町のほうで全て把握していないということですよ、そういうことはね。第1段階の人が何人入っているのか、1人でも入っていれば入っていることになりますよ。実際どうなんだということを聞いているんですよ。皆さん、言っているんですよ、高くてというのをね。だから家族で面倒を見るとか、そういうのが多いんじゃないですか。それが現実じゃないんですか、私はそう思います。

町のほうで1回、把握してくださいよ、第1段階の人がどのぐらいで、施設に入っているのかどうか。これ、お金が第1段階の人、どのぐらいかかるんですか。52ページに書いてありますよね。要介護、この人は、定期1人当たりの費用がここ平均ですよ、30万4,676円、2万5,000ぐらいですか、これ施設に入るだけですよ、そのほか食事代とか、いろんなもろもろ取られるわけですよ。例えば、ゼロの人、国民年金の人、そういう人なんか最近もらったって60万円ちょっとですよ。半分以上なくなってしまいますよ、これ。食事代は出ませんよ。だから、聞いているんですよ、第1段階の人がどのぐらいの人が入所できているのということ。それが問題なんですよ。

私は、誰が入れるようにするべきじゃないかなというふうに感じているんですよ。例えば、ゼロの人でも、これは助け合いですからね、あくまでも、介護というのはそうでしょう、皆さんで助かっていきましょうねというのが介護保険の趣旨でしょう。じゃ、お金がない人は入れませんよと、それはもう体裁だけですよ、この介護保険の。こ

れが現実だということですよ。半分以上の人が、町民の、第5段階までで、70%ですか、第6段階までで8,218人だから70%ですよ、約。7割の人がもうぎりぎり生活している、介護保険に入って加入する、全員がこれ65歳以上になると入るわけですから。

そういうことで、町としてもこの問題をどうするのか、どういうふうに考えているのか、これは国でやっていることですが、町の方針としてどういうふうに考えているのか、もう一度お答えください。これだけです。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君） 介護保険担当主査の小林と申します。

それでは、ご質問に答えたいと思います。

まず1点目、所得段階区分で人数の把握というお話ございました。それにつきましては、所得段階とは厳密にはマッチングしないのですが、いわゆる特定入所者介護サービス事業につきまして、低所得かつ資産のない方につきましては、その補助をしていっているところでございます。それにつきましては、昨年度末現在、3月末ですね、3月末現在で人数が大体まとまっておりますので、それでちょっとご理解いただければと思います。

第1段階、一番所得の低い段階といたしまして21名、21件ですね、第2段階では77件、第3段階と言われる分で、これが120万円以上だったかな、168件、大体3月末現在で266名の方がそういった制度をご利用して施設に入所していたという状況までは分かるところでございますが、各所得段階別で施設入所、そういったクロス集計は、申し訳ございません、行っていないものですから、今この場でお答えすることはできないところでございます。

町の方針というところでございますが、町といたしましては、この特定入所者介護サービス事業の周知を行ってご利用していただく、国の制度をご利用していただくというものがございます。

もう一つは、こちらの対象者になられている施設入所者の方には、町といたしても、上乗せ補助を行っているところでございます。施設利用料の1割分を上乗せ補助、これは一般会計のほうで行っている事業でございますが、すみません、大変申し訳ございませんでした、予算書で申しますと、116ページ、低所得者、(5)低所得者利用者負担対策事業、こちらで持ちまして、低所得者の方、具体的にはこちらの対象者の方に1割の上乗せ補助、本人負担額の1割を上乗せ補助を行っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 最後にお伺いします。

入所の費用、平均でどのぐらいかかるんですか、1か月、全て入れて込みで、平均で結構です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君） 介護保険担当の小林と申します。

では、お答え申し上げます。

介護の施設に入所したとき、こういった費用がかかるかというご質問でございますが、まずは、いわゆる介護保険の利用者負担分が必要になります。これもお部屋の区分や要介護度によって異なりますが、ご本人負担額で大体30日間ご利用すると3万円前後かかってくるかなというところがございます。そのほか、居住費がかかります。これが一番高いユニット型個室でやると6万180円ぐらい、30日で6万円程度。そのほかにお食事代がかかります。それでお食事代が4万3,000円程度。

これが、申し上げました軽減が何もない段階で、いわゆる課税である方、軽減何もかからない段階の方につきましては、ざっと計算した形で今申し上げた計算、13万円から15万円ぐらいは状況としてかかってくるというところでございます。そのほか、いわゆる床屋さんに行く利用代とか、身の回りを買う、例えば、洋服代ですね、おやつを買ったとか、そういった日用品費などもかかってきますので、さらにもうちょっとお金はかかる部分はあると思います。

ただ、先ほど来申しましておとり、低所得者の方の対策といたしまして、上乗せの補助がございますので、そこにつきましては割引いてくるという段階ですね。

すみません、ちょっと、割引いた段階での計算は、今ちょっとこの場ではできないので、全体の割引のない課税の方の段階ということでご承知おきいただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（川野武志君） ここで休憩といたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時19分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

先ほどの山下委員の答弁に対して、追加の答弁がございますので、答弁から始めたいと思います。答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君） 介護保険担当主査の小林でございます。

先ほどの答弁で介護施設をご利用した場合、その本人のご負担額はどれぐらいだという質問ございました。

私のほうで軽減がかかった場合の費用負担につきまして申し上げられなかったので、すみません。追加で答弁させていただければと思います。

いわゆる特定入所者介護サービス費がかかった場合、これも段階が幾つかありますので、代表的な段階を3つほど紹介したいと思います。

第2段階というところの区分でいいますと、先ほど申し上げました介護サービスに係る費用、お部屋に係る費用、お食事に係る費用合わせまして、大体6万7,000円から、後、そのほか実費という形になっていくのかなというところでございます。また、第3段階という部分というところでございますと、合わせまして、やはり9万円程度、またその次の段階でいいますと、11万円程度という形で、それぞれ軽減のかかりましたその区分ごとに、ある程度軽減がかかった料金でご利用ができる状況でございます。

以上、追加でございました。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

大きく2点お願いします。

ページ310、311、地域介護予防活動支援事業の委託料、この中の介護予防リーダー養成講座委託料と、サポーター養成講座委託料の詳細、そしてどこに委託するのか、お聞きします。

後、備品購入費の健康づくり・サロン団体貸出用備品ってどんなものを新たに用意していただくのか、5万5,000円ですけれども、お聞きします。

もう1点が、そのページの一番下、権利擁護事業の職員さんを派遣していただいていると思うんですが、この研修を受けて、どのように生かしているのか、生かされているのか、実際高齢者の虐待ってなかなか出てこないものだと思うんですけれども、多分毎年派遣されていますけれども、ど

のような形で生かすよう努力をされているか、お聞きします。

以上、2点です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

まず1点目のご質問でございます。

予算書310ページ、311ページの地域介護予防活動支援事業でございます。

こちらの委託料についてのご質問でございます。

こちらにつきましては、こちらの業務を委託ということで行っておりますが、令和3年度につきましては、地域介護予防活動支援事業といたしまして、セントラルスポーツ株式会社のほうに委託をしております。こちらのほうで事業をやっております。

令和4年度も引き続きこちらの事業を進めてまいりたいと考えてございますが、事業の内容につきましては、介護予防リーダーの養成、それから介護サポーターのプラザサポーターです、こういった方々の養成ということで引き続き介護予防事業を行っていきたいというふうに考えております。

また、介護予防につきましては、介護給付費の抑制ということで、非常に重要な事業というふうに位置づけをしておりますので、後はその事業の内容です、これにつきまして、今までと同じようにやるということだけでなく、より効果のあるようにより多くの方に広くたくさん参加していただけるような事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

特に、今は新型コロナウイルスの感染下にありまして、なかなか高齢者の方が外出ができない状況が増えております。そこでフレイル療法というのが非常に大事なものとして位置づけられており

ます。実際のところ、今年度も介護予防の事業としていろんな教室などをやってまいりまして、なかなか参加者の方も少ない状況ではありますが、こちらでも感染対策を整えて十分にやっていけるように講じてやっております。

その結果、教室の最初と最後で簡単な運動のテストなどを行ったりして、確実に数字が上がっている方が多くいらっしゃいます。ふだんのそういったちょっとした運動、体操で介護予防ということに十分効果がございますので、引き続き力を入れてより効果の上がるように事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目のご質問でございます。

予算書310、311ページですが、権利擁護事業でございます。

こちらは、職員旅費として1万6,000円の予算を計上しております。

具体的な内容でございますが、こちらは、高齢者虐待の対応のための研修ということで、職員が受講をする予定でおります。内容につきましては、令和3年度でございますが、実際に職員が2名研修のほうを受講いたしました。

こういった高齢者虐待の対応を実際のところケースとして高齢者に対する虐待というのは増えているような傾向にもございますので、そういったケースに対して、職員も迅速に、かつ適正に対応ができるように、知識を深めていかなければならないというふうに考えておりますので、4年度も引き続きこういった研修を職員が受講して、高齢者の保護という立場で対応ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

ごめんなさい、後、サロンの備品でございます。少々お待ちください。

失礼いたしました。

サロンの団体貸出料の備品でございます。

4年度予算では5万5,000円を計上させていただいておりますが、こちらで把握しているものとしてしまして、様々な種類がございます。例えば、皆さんが集まってきていただいたときに使用するような椅子でありますとか、机、それから電気ポット、それから扇風機やラジオカセット、カセットコンロ、様々な備品を用意しております。こちらにつきましても、引き続き予算の範囲内で団体の貸出備品を整備するように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山です。

再質問お願いいたします。

引き続き、養成講座のこと分かりました。委託がこれはセントラルスポーツということですので、もう一回お聞きしますけれども、より効果があるようにってお話しなんですけれども、具体的にもうちょっとどのように人数を、サポーターさんを増やすとか、例えばどんな内容のものを力を入れるとか、何かそんなことがお分かりでしたらお願いしたいと思います。

町の行事で結局教室をやっていただくと、やはり集まっていただけるんです。個人でサロンをやっていると、ちょっと感染が怖いのでなかなかできないので、状況が許せば町のほうでいろいろやっていただいて、今も私たちもサロンでやっていると健康体操は、サポーターさんの方が1人メンバーにいますので、すごい効果的で、まん延防止とかが解除されたらすぐ体操を始めたいとみんなおっしゃっているんです。だから、町がちゃんと感染防止をやって、やはりこういう機会を多くつくっていただく、それがすごく大事かと思うますので、その辺ももう一回お願いいたします。

それと貸出用備品なんですけれども、これ今までの団体に灯油とかポットとか購入できていた、あれと同じような類のものなんですか。貸出金となっているんですが、各サロンに椅子とか、皆さん購入必要なもの、ラジカセとか買っていると思うんですが、それなのかお聞きします。それとも、その都度貸出しをするのか、そこのところちょっと明確にお願いいたします。

後、権利擁護事業に関してなんですけど、やはり町の中で、高齢者の虐待というのが、ここ数年どのようにしっかりと上がってきているのか、ヘルパーさんとかの情報、ケアマネジャーさんからの情報から上がってきているのか、それともやはり上がらないことが多いと思うんですけれども、その辺町はどう考えて、2人研修行かれていることをまずどのように生かされているのか、そこもうちょっと具体的にお願いいたします。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

先ほどの介護予防の件でございますが、令和4年度新たな特徴というか事業として、予算書の310、311ページの中段のあたりですが、地域介護予防活動支援事業の中で、新たに使用料及び賃借料ということで、会場使用料を予算として計上をさせていただいたものでございます。

こちらは、令和3年度にはなかったんですけれども、今回新たに計上させていただきました。

今まで介護予防の教室などは主に公民館であったり、進修館を会場として行っていたんですけれども、今後その介護予防という輪をより広めて、より多くの方に幅広い年齢層で女性のみならず男性の方にも多く参加していただきたいということ

で、町のほうも今度は新たな試みとして各地区、地域で新たな介護予防の取組をしていただくように進めていくというふうに考えております。

ですので、例えばその地区の集会所を使って、その地区で介護予防を進めていただくように新たな取組として考えております。

この予算は、そういった集会所の使用料のためでございますので、そういった輪が町内の各地区に広がっていったら、介護予防というのがどんどん広がって、皆さんに浸透していけばいいかなというふうに考えております。

それから、貸出用の備品でございますが、失礼いたしました、私、先ほどの補助金として購入したものをちょっと含めて申し上げをさせていただいてしまったので大変申し訳ありませんでした。町のほうでも、幾つか椅子などを中心として貸出用の備品というのは用意はいたしております。また、改めて例えばサロンの中で使えるようなパソコン、プロジェクター、DVDプレイヤー、そういったものも用意はいたしました。そういった形でサロンの皆様、健康づくり活動の団体の皆様から何か新たな要望があったときに対応できるようにということで、予算を計上させていただいているものでございます。

それから、高齢者虐待の対応件数の件でございます。

高齢者虐待のケースというのが先ほど申し上げましたが、件数が増えているようなのが担当として実感しております。窓口にご本人さんであったり、ご家族の方がご相談に見えるというケースも何件かございます。

そういった方は、役場に来るということで、かなり状況が切迫した状況、厳しい状況の中でいらっしゃるという方が多いような感想を持っております。

ですから、そういったときに、高齢者虐待ということだと、場合によっては、大事になってしまふかもしれないようなケースも含んでおりますし、非常に慎重にかつ迅速に、そして適正に対応しなければならないというのをひしひしと感じております。また、警察などの関係機関とも連絡を取りながら進めていかなければならないというふうに感じているところでありますので、そういったときのためにもこういった研修ですとか、情報収集に努めて、対応できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸山委員。

○委員（丸山妙子君） 丸山でございます。

再々質問させていただきます。

集会所を2万4,000円で会場使用料が今年つけてくれたのすごくありがたいです。やはり小さいところで、公民館とかで考えたときだけでなく、特に男性のやはりこうして来る方が本当に少ないんです。だから、地域で来れたからって本当に少ない人数からも根気よくやっていくということで自信を持ってリーダーさんとかなってくれたら一番ありがたいんで、これは非常にありがたい、金額としては少ないですけども、これがちょっと反応がよくていろんなところでやったら、これまた補正とか流用とかで増やしていただけるのか、もう一回お聞きします。

それと、貸出用備品については分かりました。これって、そういう団体さんとかの周知というのはどうしていくのか、意外に知らないと思うんですが、どうされるか、お聞きいたします。

それと、権利擁護事業なんですけれども、やはりそこなものでしょうけれども、今ご答弁いただきまして、窓口にご相談に来る方、ご本人、ご家族というんですけども、窓口で相談を受けるの

か、どこかにちょっと相談の部屋というか、うちの町ないですけども、庁舎通路になっているから、結構聞こえたりもしますよね。そういうところの配慮って必要なというの、重い足を上げて、腰を上げて来てくださって、やはりあの通路で相談というのは、ちょっと多分言える方はそのあたりちょっと工夫されたほうがいいかなというのもあるんです。だから、常に毎日とはできなくても、例えば高齢者虐待のこういう相談日を女性相談の日とかあるように、特定してしますとすれば、部屋もちょっと確保できたりもするかなと思うので、そのあたりどう考えていくかもう一回お聞きします。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

まず1点目、介護予防の関係でございますが、先ほど委員さんのご質問にもありましたが、なかなかこの介護予防一生懸命やっている方はかなり積極的に取り組んでいただいているところなんです。やはり見てみると、男性の数がすごく少なく、参加される方は圧倒的に女性のほうが多いということがございまして、こちらのほうでも何とかそこを改善して男性の方にも多く参加していただいて、なおかつ、なかなか既存のグループには入りにくいというようなお声も聞きますので、そういった環境をなるべくどなたでも気軽に参加できるような形のそういう機会があればいいなというふうな形で、今回幾つか実は今年度地区のほうに働きかけをもう既にさせていただいております。もし、こちらの意向を酌んで地区のほうで積極的にやっていただくというところが出てくれば、早速ちょっと進めていきたいなというふうに考え

てはおります。

それから、貸出用の備品の関係でございます。

補助金のほうでもそうなんですけれども、地域のふれあい場所づくり支援事業補助金ということで、備品の購入に対して町のほうが補助をいたしておりますし、また、そういった団体さんへの貸出しの備品というのもあるんですが、なかなか機会があればこちらのほうでもご紹介はしているんですが、皆さん知らない方も多くいらっしゃると思いますので、これから周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

高齢者虐待の関係でございますが、ご相談に見えられた方がいらっしゃった場合、窓口ですと、すぐほかにお客様いらっしゃいますので、話のほう周りに聞こえてしまうというようなこともありますので、福祉課の横に主に福祉課と健康介護課で共有して使っている相談室が2つございますので、そちらを使って、ちょっと人に聞かれないような話のようなケースには個別に対応をさせていただいております。

先ほどそういったケースが増えているというお話は申し上げたんですけれども、実際今回、高齢者の虐待案件ということで1件ございまして、その方は虐待を受けた高齢者の安全を守る必要があるということで、町のほうで施設に措置入所をいたしました。これはそのご家族の意思にかかわらず町が必要があるというふうな判断をして、その方を施設に入所を行って、その危険から防いであげるという形で現在進んでいる案件が1件ございまして、そういったケースもございました。

今後もそういったケースがあれば、適正に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

何点かご質問させていただきたいと思います。

まず、280、281ページの第1号被保険者です。

これは年金等から天引きとなる特別徴収の関係と、年金天引きとならない普通徴収でございます。

資料にも数字が出ておりますけれども、新年度予算については、これは積算根拠です、まずお尋ねしたいと思います。見込みはどういうふうになっているのか。

それから、284、285ページの5、低所得者保険料軽減です。

これにつきましては、第1段階から第3段階までの方に適用されるわけですが、これについての対象者数、これについてもお尋ねしたいと思います。

それから、特別養護老人ホームの待機者数、これも資料に載っておりますけれども、77ページと78ページに載っています。これはどういうふうに見ればいいんでしょうか。77ページのほうは、令和3年4月1日と、477施設というふうになっているんですけども、78ページのほうには前年度との対比になっていますけれども、令和3年4月1日というのは同じなんですけれども、数字が何か違うように、77ページが23人、78ページのほうは30人、じゃ、特養の待機者は何人なんですかと。いったときに、ちょっとどちらなんでしょうか。これは要介護度3以上が77ページ、78ページはそういうふうにはなっていないんですけども、この辺について特養の待機者は何人なんですかといったときには、どちらの数字でいいのか、その辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、284ページ、285ページのその下の繰入金なんですけれども、介護保険給付費準備基金繰入金で、過去準備基金の積立て、これはどういうふうになっていますでしょうか。近々でもいい

んですけれども、金額、総額についてお尋ねします。

それから、介護保険料の滞納者なんですけれども、この実態はどういうふうになっているのか。所得がどれぐらいの方が多く占めるのか、滞納者の中で。その点もお尋ねしたいと思います。

特に、介護保険料とそれから利用料の関係なんですけれども、利用料の減免もやはりそういった意味ではしていかなければいけないと思うんですけれども、その辺の状況についてはどのようなになっているのかお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君） 介護保険担当主査の小林でございます。

まず、介護保険料の算出積算根拠でございます。

介護保険の積算根拠でございますけれども、まず全体の宮代町の高齢者の状況につきまして、第8期の介護保険事業計画では、高齢者全体では令和4年度全体では緩やかに伸びるというふうに見込んでおるところでございます。

具体的には、じゃどれぐらい見込んだのかといいますと、積算でいいますと、各段階ごとに大体人数がございますので、それを掛け算して足し上げるということなのですが、全体でいいますと、大体1万1,500人ぐらいで全体の積算人数を決まして、それに各保険料を掛けて、計算したものであるというものでございます。

続きまして、2問目、保険料軽減者の数でございますけれども、今申し上げました人数をベースにこちらも計算をしまして、保険料軽減人数それぞれ段階ごとに第1段階、第2段階、第3段階、それぞれ積算人数で申し上げますと1,550人で保険料軽減額が1万2,900円の掛け算です。第2段

階は630人で掛ける1万5,000円。第3段階は517人で3,000円。その積算で掛け算をしまして、足し上げて、合計で2,944万6,000円の計算をさせていただいたところでございます。

続きまして、少し質問は飛ばさせていただきますが、基金繰入金の関係でございます。

基金の繰入金、基金の残額の推移でございますが、令和2年度末につきまして、基金の残額につきましては、3億190万3,837円が年度末現在の基金の残額でございました。

本年度につきましては、昨年度思いのほか事業が伸びなかったことがございまして、今年度末現在3年3月の補正後の見込額でございますが、約3億8,723万円ほど基金の残額になる見込みでございます。

続きまして、滞納者の実態というところでございますが、本年度の滞納者の状況を確認していきますと、やはり多いところが第5段階のところが1番多くなっているのかなというところです。

失礼いたしました。人数でいいますと、第1段階のところが一番多くなっているかなというところです。比率でいうと、そこが18%の方に何かしらの滞納があるという状況です。

パーセンテージでいうと一番多いところが第5段階、滞納者数が10人なんですパーセントでいいますと23.8%の方に何かしらの滞納があるというところです。

第5段階というのはどういう方かといいますと、課税世帯ではあるが、本人は非課税であって、合計所得が80万円以上の方、超の方です、を超えた方という段階の方に少しパーセントでいうと多い段階という形になっております。人数でいうと第1段階のところには一番多くなっていて、パーセントでいうとその第5段階というところが一番多い段階という形になっております。

続きまして、利用料の減免ということでございますが、今のところ利用料について減免を実施してはおりません。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

先ほどのご質問の中で、待機者数、特別養護老人ホームの待機者数についてお答えを申し上げます。

先ほどご質問で、埼玉県の調査の結果内容といたしまして、同じ令和3年4月1日現在の数字で23人というのと30人という2つの数字が存在するというお話でございましたが、前者23人のほうは入所希望者の中で該当の方が要介護度3以上、これは特別養護老人ホームに入所ができるのは原則として要介護度3以上というふうなことでございますので、その部分だけをピックアップしたのが23名というふうになります。

片や、もう一つの30人という数字ですが、同じ日付、令和3年の4月の1日付で調査の数字ですが、これはそういった要介護3以上という条件で抽出したものではなくて、あくまでも全体の数が30名ということになりますので、単純に施設の入所を希望している人が何人いるのかということであれば、30名というのがお答えになろうかと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

それでは再質問させていただきたいと思います。

まず、280ページ、281ページの第1号被保険者保険料の関係です。

見込みの対象者はと積算根拠ということでお尋

ねしました。大ざっぱに全体で1万1,500人ということなんですが、実際、資料の6ページ見ますと、令和2年度にしても1万1,726人、それから令和3年度も1万1,716人、これは4月1日と、それで1月末なんですけれども、先ほど答弁があったように考え方としては、緩やかに伸びるということであれば、少し少なく見込んでいるのかなというふうに思いますけれども、その辺の見込みの。私は、やはり年々増加傾向になるのかなというのは大体分かると思うんですけれども、実際実態と合わせてどうなのかということで、随分少しではあるけれども、少なく見込んでいますよね、200人ちょっと。その辺はどういうふうに考えての見込みなんでしょうか。

それから、2点目の低所得者保険料軽減の繰入れの関係、人数は分かりました。これは第1号被保険者数のどれぐらいですか。1万1,716人。13%ですか。随分少ないなという感じするんですけれども、これは先ほども言ったように、第1段階から第3段階までの方に適用されると思うんですけれども、率直に言って、少ないなという感じするんですけれども、この辺はどうしてこうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

特別待機者の関係なんです、そうしますと宮代の場合は30人待機者がいるということで、そうしますと、これらに対して、どういうふうに考えているのか。聞くところによりますと、新年度に近隣自治体では越谷市で2施設、それから宮代で1施設が設置されるという、そういう話も聞くんですけれども、これは実際そういった点ではどういうふうに町としては捉えているのでしょうか。

やはり待機者解消にはそういった施設が必要でありますけれども、そういった点での状況というのは、実際どうなっているのかお尋ねしたいと思います。

それと、介護保険料の関係で、介護保険給付費準備基金、要するに積立てなんです、3億8,000万円あると。私たちはこれだけあれば、やはり介護保険料の引下げに活用すべきだというふうに思うんですけども、その点についてはどのように考えていますか。

実際、介護保険料は基準額で年間5万9,700円、月に直すと4,975円なんですけれども、これは県内ではどれぐらいの位置にありますか、お尋ねしたいと思います。

滞納者の関係なんですけれども、費用が、所得が非常に少ない方が滞納していると思うんです。実際、そういった方々に先ほど利用料についての減免も町としては考えていないということなんですけれども、そういった点では、やはり考える必要もあるのかなというふうに思いますけれども、その点についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君） では、ご質問に回答したいと思います。

保険料の見込みでございますが、まず人数で申し上げますと、保険料積算段階で第1号被保険者数、令和3年度で1万1,002人おりましたので、そこからの伸びを見込んで、数を積算したところでございます。

2番目の保険者軽減の人数でございますが、こちらも今年度積算ベースでやはり積算をしております、今年度4月1日現在で大体第1段階の人は1,490名、第2段階の人は620名、第3段階の人は540名程度いらっしゃいましたので、それをベースに積算をさせていただきました。

続きまして、基金の活用についてでございます。基金の活用につきましては、令和8年度の保険

料の金額につきまして最大限活用させてもらうようにさせてもらいました。3億円繰り出して、基金を取り崩して今の金額という計算をしておるところでございます。ただ、やはり昨年度、令和2年度につきましては、思ったよりも介護給付の伸びがなかったというところがございます、結果として基金のほうを減らさずに済んだ、少し積み増すことができた、そういう状況でございます。

続きまして、保険料の県内で高いほう低いほうからどれぐらいかという質問でございますが、申し訳ございません、ちょっと今、手元に正確なものがないので申し上げられないんですが、私の記憶ですと、大体真ん中ほどだったと思います。基準額で月額5,000円を超えていないところは大体真ん中ほどだったかなというところだと思います。

すみません、これ後でちょっと確認をさせていただければと思います。

先ほどの利用料の減免につきましては、先ほどの答弁のとおり減免として実施している部分がございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

ご質問にお答えをいたします。

待機者数の関係でございます。

令和3年の4月現在で30人、そして前年が23名ということで7名増加をしている状況にあります。これはやはり高齢者が増えていくことに伴って、より介護を必要とする方の数も増えているということに伴ってのものなのかと思っております。

また、30名の内訳でございますが、要介護3の方が9名、要介護4の方が9名、そして要介護5の方が5名、合わせて23名と多くを占めておりま

す。

そういった状況を踏まえて、よりこの待機者数の方の削減に町として取り組む必要があるのかなというふうに考えております。

そして、介護保険の事業計画の第8期、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間といたします第8期の計画の中で、施設整備ということで上げてございます。この中で、そういった認定者の方の増加、そして在宅の生活が困難な方、そういった方の地域の生活の継続を支援するために、この期間内に地域密着型介護老人福祉施設を1か所整備を予定をしております。こちらは、令和5年度に1か所、人数が29名ということということで予定をしております。ただ、これは予定ということなので、あくまでもその施設を経営する方の意向等もございますので、これから進めていく中で調整をしなければならない部分ではありますが、あくまで予定ということで計画期間内に29床の地域密着型の介護老人福祉施設の整備を予定しておりますので、もしこれが完成されれば、先ほどの待機人数の解消というのに大きく貢献するのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君） 丸藤でございます。

答弁ありがとうございました。

まず、第1号被保険者数と、低所得者保険料軽減繰入金、第1号被保険者につきましては、やはり少ないほうが安全ですね。課題見て、多く見て少なかったらまた歳入欠陥、歳入欠陥というとおかしいですけども、ですから、少し抑え気味なのかなというふうに私は感じました。

低所得者保険料軽減の繰入れの関係で、私聞き間違えですか、実績が第1段階が1,490、第2段階が620の第3段階が540だと数字が違いますよね。

私の聞き間違いですか。すいません、もう一度お願いします。

それから、介護保険料の関係なんですけれども、資料を手を持っていないということで、記憶ということで何か中ぐらいだということなんですけれども、これは月に直して500円も違うと、ずっと高いほうになっちゃうんです、今。私の記憶だと。ですから、これはもうある程度第8期のときに据え置いたって言うこともあるんですけれども、これは本当に要するに基準額でも100円単位でずっと違ってきます。だから500円も違えば、もう高いほうになってしまうわけです。

ですから、そういう意味で宮代の状況はというふうに聞いたんですけれども、なぜ聞くかという、やはり基金との関係です。やはりこれだけあれば、もう少し保険料の軽減につなげるべきだというふうに私は考えますので、そういった点ではどのように考えているか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それと、待機者の関係で30名ということで、しかも宮代町に地域密着型の介護施設が、これはあくまでも予定ということなんですけれども、確かにケースの方針もありますでしょうけれども、やはり待機者を減らしていく、そういうことから考えれば、これはもう本当に、のどから手が出るほど施設を設置してほしい。普通はそのために町としても努力しなければいけないと思うんですけれども、どうなるかというふうには言っていないけれども、どうなるかというふうに、そういう構える受け身になるのではなくて、やはり待機者を本当にゼロに持っていくという、そういう考えからすれば、当然設置していただくように町も連携を図って頑張る必要があるだろうと思うんですけれども、そういった点ではどういうふうに考えているのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

利用料の減免については考えていないということなんで、私はぜひここだけ考えていただきたいと、今後のことも考えて。やはり介護保険料の滞納者はもう本当に所得も少ないし、そういう方が大半だと思うんです。8割、9割がそういう状況で滞納になっているわけですから。そういった意味でもぜひ考えていくべきだというふうに思います。これについては要望ということになりますけれども。

じゃ、ほかの件についてよろしく願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○介護保険担当主査（小林和政君） 介護保険担当の小林でございます。

保険料の軽減人数につきまして、補足をさせていただきます。

先ほど、令和3年度の実績ベースで来年度4年度の人数をつくりましたと申し上げました。申し上げた人数が今年度の令和3年度の人数を1,490人、620人、540人というふうに申し上げたと思います。

令和4年度のほうにつきましては、そちらの人数を上から言いますと、1,550人、630人、517人で積算をいたしたところでございます。合わせて、合計額で軽減額が2,944万6,000円の軽減額とさせていただいたところでございます。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君） 副課長の稲宮でございます。

お答えを申し上げます。

保険料の水準についてのご質問でございます。

令和3年度からの第8期事業計画の中で、介護保険料を昨年の3月議会の中でご議決をいただき

まして、改定をさせていただきました。

このときには、基準額を第7期の5万8,500円から月に100円、年間1,200円引上げをさせていただいて、5万9,700円とさせていただくものでございました。

この引上げの背景では、毎年のように伸びていく保険給付費というのがございます。やはりこの保険給付費が伸びていく中で、保険料についても申し訳ございませんが、やはり上げざるを得ないかなという状況がございました。

しかしながら、住民の方の負担を少しでも少なくするためにということで、そのとき町の基金で約3億ございましたが、その3億の基金をほぼ全て使い切って、その財源に充てて、そしてその上げ幅を少しでも少なくするためにということで月額100円の引上げ幅とさせていただきました。そして今年度からの3年間で基準額5万9,700円とさせていただいたものでございますので、ご理解をいただいたものでございます。

そして、待機者数でございます。先ほどのお答えの中で1か所地域密着型の施設を予定しているというお話を差し上げました。

また、併せて経営するほうの予定もあるので、これはあくまでも予定ですので、どうなるかは分からないというお話で申し上げましたが、委員さんご質問にもありますように、施設の待機者数を少しでも減らすために町としても取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、町としても今後、その施設を経営する側のほうに働きかけて、施設の開設に向けて努力をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 審議が終わったばかりなので、本会議の場で発言したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（川野武志君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（川野武志君） 起立多数であります。

よって、議案第20号 令和4年度宮代町介護保険特別会計予算についての件は原案どおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていたいただきますが、私にご一任願いたいと思います。

ここで休憩とさせていただきます。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時34分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

◇

◎議案第22号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（川野武志君） それでは、議案第22号 令和4年度宮代町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君） まちづくり建設課長石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷 和君） 上下水道室主幹の忽滑谷でございます。よろしくお願いいたします。

○経営総務担当主査（齋藤智子君） 上下水道室経営総務担当主査、齋藤です。よろしくお願いいたします。

○施設担当主査（高澤 学君） 上下水道室施設担当の高澤でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。よろし

くお願いします。

3点ほど質問させていただきます。

まず、予算書の23ページになります。

1款事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費の6節委託料になります。一番上の水道施設情報管理システム補正業務委託料、これについてどこに委託しているのか、あと、内容はどういうものなのか、どういう業務なのかを教えてください。

続きまして、2問目ですが、24ページになります。同じく3目総係費、14節で賃借料ということで、水道システムソフトウェアレンタル料とあるんですけれども、これについてちょっと説明をお願いいたします。

最後、3問目になります。26ページの支出のところで、1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費の1節で建設改良費で配水管整備事業、それから浄水場施設整備事業ということで、これにつきましては、私たちの予算書の101ページになります。

老朽管布設替工事ということで、これと、あと下のほうにある宮東配水場拡張と、あと浄配水場改修工事等に分かれて、今こういう計算になっていると思うんですが、この老朽管布設替工事、これ、大体どのぐらいの長さをされるものかをお聞きいたします。

あと、宮東配水場拡張はどのようなものを行うかをお聞きいたします。

あと、その下の改修工事なんですけれども、これがどういうものを改修するかをお聞きいたします。

以上、3点になります。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷 和君） 上下水道の忽滑谷でございます。

まず、23ページの委託料、こちらの水道施設情報管理システム補正業務委託料につきましては、毎年、老朽管布設替工事そういったものの工事と給水管、皆様が新しく新規に家を建てたりとか改造したときに、家につなぐための給水管の工事とかの台帳を作成しておりまして、それを更新しているものでございます。こちらにつきましては、町のGISシステムで株式会社パスコのほうで一式一元で管理していますので、そちらの会社のほうに委託するような形になっていくと思います。

続きまして、24ページの賃借料でございますけれども、こちらにつきましては料金システム、皆様に水道使っていただいて、水量確定して、その水量を基に料金のほう確定して、それを請求させたりとか振り込んで引き落としとかさせていただくためのシステムでございまして、そちらのソフトとかハードウェアだとかのレンタル料なるものでございます。

続きまして、ページ26ページの支出のほうの建設改良費、配水管整備事業と浄水場施設整備事業にございますけれども、お手数でございますけれども、福祉産業委員会資料のまちづくり建設課下水道室、こちらのほうの1ページ目を開いていただきたいと思います。

見開きでA3の用紙があるかと思うんですけれども、こちらのほうを開いていただけるとありがたいと思います。

まずは、すみません、こちらの位置図でございまして、青いところが主に水道の工事でございます、赤いところのほうは後ほど審議していただく下水道事業の工事を町内の箇所を表させていただきます。

老朽管整備事業につきましては、まず、左上に窓のところで舗装復旧工事、そこの横の右のほうにまた舗装復旧工事（その2）、（その3）、順

繰りに（その４）でございまして、さらに右のほうになると、（その７）でございます。

今度、申し訳ございませんけれども、中央のちょっと下のほうに、学園台地区のところであります配水管布設替工事（その１）ということで、こちらのほうが老朽管工事ということで、パイ150の管から50を約326メートル、やり替える予定でございます。

さらにその横のほうの山崎地区になるんですけれども、こちら県道の蓮田杉戸線なんですけれども、本年度工事をやっております、その本復旧工事ということで、3,900平米ほどの舗装復旧工事を予定しておりますのでございます。

さらに右横のほうに、姫宮配水管布設替工事（その２）ということで、場所は姫宮、道佛3丁目のちょっと下でございまして、こちらのほうが橋の工事の架け替えを杉戸県土さんのほうで予定しております、その前後、合わせてやっていくような形を取らせていただいております、こちらのほう、150の口径を140メートル超える工事でございます。

続きまして、浄配水場の整備工事でございますけれども、まず左のほうの西条原地区の辺りのところをご覧いただきたいと思います。図面というところと左下のほうのところでございます。

こちらがまず第2浄水場の改修工事として、次亜室の空調機を更新させていただくものでございます。その整備の中に、申し訳ございません、右側のほうに宮東地区ということで、宮東配水場の改修工事、こちらナンバー2の配水ポンプの増設工事、受変電設備の変更新工事を予定しております。

あと、その横にあります宮東配水場拡張地につきましては、拡張事業として新しく用地を購入させていただき、そこに今後同じ、今、水の入る配

水池が1つありまして、それを2つ目を造る予定でございまして、そのための擁壁工事として予定しているところでございます。

以上で、工事の内容としては、説明を終らせていただきます。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

1 問目のシステムに関しては分かりました。

2 問目で聞いたものなんですけれども、これはソフトウェアのレンタル料となっているんですけれども、普通ソフトウェアってレンタルとかできないんじゃないかなと思うんですけれども、それと、すごい金額が227万もしている。ですけれども、これってレンタルで済んでしまうということではよろしいのかをお聞きします。

それから3 問目なんですけれども、老朽管の布設替えなんです、細かく分かっているんだということがよく分かりました。

これというのは、やっぱり年度ごとに計画を立てて進めていかれていると思うのですが、昨年度は4億3,783万円使っているんですね。本年度は、4億でしたけれども、新年度は2億3,517万ということで、本当に2億円くらい少なくなっているんですが、これはどのようにして少なくなったのかということをお聞きいたします。

それから後、宮東配水場拡張ということで新年度は2,686万ということなんです、本年度では7,559万円を使われたわけなんですけれども、それで済むのかなと思って。そしたらまた新年度もこの2,686万もかかるということで、なぜこんなにかかるのかなというのをちょっとお聞きをいたします。

それとあと、この改修工事なんですけれども、これをやったことによって、大体何年ぐらい保証

されるかということをお聞きいたします。

よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（忽滑谷 和君） まず初めに、ページ24の賃借料のレンタルということで、水道料金システムということで、普通のソフトと違いまして、特注にベンダーとして開発して、それをレンタルということをやらせていただいているんですけれども、保守も含まれているものでございますので、一応その借上げという形を取って、何らかのバージョンアップしたときには、そちらの会社をお願いするものですので、レンタルということでやらせていただいております。

続きまして建設改良のほうでございますけれども、こちらにつきましては、水道ビジョンというものを過去に平成30年度のときに策定させていただきまして、水道の事業につきましては、年4億4,000万円ぐらい更正していかないと、今後の水道の施設を保てないという話がありまして、それに基づいて一応4億4,000万ぐらいを予定しております。当然、機械設備とかの更新と、あと先ほどの老朽管の更新ということで、ちょっとサイクルが違うものなんですよ。それにつきましては、すみませんけれども、ちょっと予算書のほうの14ページをお開きしていただきたいんですよ。一応、こちらの下のほうに(2)固定資産の減価償却の方法ということで、さらにその下の主な耐用年数ということで、建物ですと7から50年、構築物で50から60年、機械及び装置で4から30年ということになっておりまして、こちらの構築物が配水管とかの老朽管に対応するものでございまして、この中で大体40年ぐらいで減価償却をやらせていただいています。それについては法定で決まっているものでございます。

また、機械とかにつきましては、最短で4年から大体15年ぐらいが多いので、更新のサイクルとしては、やはり機械とかそういった装置のほうが回転早くて、金額も多額になりますので、そのサイクルに合わせて、構築物を先ほど言った4億とかに大体すり合わせながらやらせていただいているものでございますので、その点については、バランスよくやらせていただいております。

老朽管につきましても、過去に老朽管の更新計画というものを策定しまして、基本的には大口径なもの、あと古い順でやるというふうに順番をつくらせていただいておりますので、それに基づいてやっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

1点だけひとつ質問させていただきます。

これは毎回毎回、毎年質問していることなんですけれども、資料の6ページを見ますと、基本水量と基本水道料金の比較ということで出ているんです。

宮代町10立方で1,540円となっております。近隣を見ますと、杉戸町が5立方で770円、幸手市はゼロで、基本水量ゼロで770円、蓮田市は10立方で1,391円となっております。春日部市は、8立方で935円となっております。このようにして、宮代町はこの近隣では一番高い、そういうことになります。

そして、3ページを見ますと、どうなっているかということ、原価が宮代町は175.3円、元年度で。令和2年度で同じように173.3円、県平均は元年度で158.2円、2年度書いてありません。供給単価はどうなっているかということ、宮代町は令和2年度で180円、元年度で184.7円ですか、県平均で

は163円となっております。供給単価を見ると20円近く高い、そういうことは言われております。近隣では一番高い、そういうふうに言われても仕方ない。私もよく言われるんですが、宮代の水道は高いんですねというんでね。なぜ近隣と同じあれなのに、これだけ高いのか、私はいつも疑問に思っております。近隣だと、みんな同じですよ。何で安くできないのかなと。

それと、先ほど言いましたけれども、基本水量、基本水道料金の比較ということで、ゼロ立方から始まって基本水量が多くなっているような気がするんですよ。その辺のことはどういうふうに感じているのかどうか。少なくともゼロではなくて5立方から始まるとか、宮代の半分ですよ、8立方とか。そういうところが多くなっている。いろいろと町のほうではいつも周りのあれを見て水準を同じですとか、言っているんですけども、言っていることとやっていることがちっと違うかなという感じがします。

ちょっとお聞きしますけれども、この基本水量で宮代町は10と20立方使った場合は幾らなんですか、合計13ミリで。それと、近隣の言われた杉戸町、白岡、幸手、蓮田、春日部あたりは20立方使った場合は13ミリで幾らになるんですか、おっしゃってください。

それと、先ほど言いましたように、なぜこういうふうに違うのかということ、それだけです。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

まず、委員会資料の6ページ、他市町村との基本水量と基本水道料金の比較というところでお話

があったと思います。近隣に比べて宮代町は高いということです。

この基本水量の考え方というのは、先ほど議員もおっしゃったとおり、基本水量ゼロ立米にしているところとか、6立米、8立米、10立米としているところとか、様々でございます。この表を見ただけで宮代町が一番高いほうだというのはちょっとこれじゃ読み取れないのだと思います。

ちなみに、宮代町は基本水量10立方メートルで1,540円、これをほかのゼロ立米、ゼロ立方メートルのところも全て、ほかの8立方メートル、6立方メートルのところも全て10立方メートルにした場合、10立方使った場合、どのくらいの金額になるかというのをちょっと計算してみました、ここに55団体ございます。載っています。そのうちの宮代町40番目です。後は近隣で比較してみますと、安い順に申しますが、1番が春日部市、幸手市、蓮田市、幸手市、杉戸町、宮代町、久喜市、白岡市という順番になって、宮代町が一番高いわけではございません。今、言った市町の平均は、1,618円なんですね。宮代町は1,540円ですので、平均以下ということになります。ですので、近隣で比べていただくと宮代町は金額でいえば、平均より安いのかなと考えております。

2点目なんですが、給水原価と供給単価、これも近隣よりも高いという、近隣というか県平均より高いということですね。委員会資料の3ページになります。供給単価というのは、有収水量、1立方メートル当たりどれだけの収益を得ているかというところでございます。給水収益、皆さんからいただいた料金を年間の総有収水量で割ったものが供給単価となります。ですので、収益が少ないほど単価というのは高くなるわけですね。だから、料金を安くすれば、供給単価は安くなるということになります。

その上の7番の給水原価なんです、これは有収水量1立方メートル当たりでどれだけの費用がかかっているかということなんでございますが、これは経常費用から長期前受金戻入を引いた値に年間総有収水量を割ったものでございます。この経常費用というのは、営業費用と営業外費用を足したものでございまして、この中には、減価償却費とか支払利息、後は漏水調査とかに要する委託費とか、あと洗管作業に要する費用、後は修繕費用とかが入ってきます。ですので、安心・安全な水をお届けしようとすればするほど、この経常費用というのは高くなっていくわけなんです。ですので、給水原価が上がってしまうと。給水原価が供給単価より安くなければ安くないと逆ざやになってしまうと、赤字になってしまうということなんです。ですので、料金を設定するときというのは、給水原価を求め、基に将来の老朽管の改修計画とかでどれぐらいかかるのかとかそういうのを考慮しながら決めていくわけなんで、料金を設定するときには、少しというか、将来に備えて、黒字を残しておかなくちゃいけないわけですので、宮代町の今の施設の状態を見れば、この給水原価は妥当ではないかと考えております。

あと、基本水量を20立方メートルにした場合、これは20立方使用した場合ですね、基本水量じゃなくて、水量を20立方使用した場合ですね。ちょっとお待ちください。この6ページの径は20ミリで記載しておるんですが、先ほどの議員のご質問は13ミリとおっしゃったんですが、13ミリでよろしいでしょうか。20ミリでよろしいですか、20ミリのほうが分かりやすいと思うんですけども。口径20ミリで、20立方使った場合ですね。宮代町は42番目、久喜市が48、幸手市が31番、春日部市が29番、白岡市が52番、杉戸町が34番でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） ありがとうございます。

20立方使った場合、宮代町は42番目だと言いましたけれども、これは、基本料金を含めて、それから1立方幾らで10立方余計に使ったからそういう計算ですよ。

この幸手市なんかはゼロ立方なんですけれども、どういう計算になるんですか。1立方幾らということになるんですか。770円、基本料金が。そこからカウント20立方なんです。どういう計算になるんですか、それは。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田です。

お答えいたします。

幸手市を見てみますと、基本水量がゼロ立方メートルで、基本料金が770円ですね。ですので、使わなくても770円かかります。使用しなくても770円かかります。後は、従量料金ですので、1立方メートル使うごとにその単価を掛けていくという計算方法でございます。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） そういう計算なんですよ。

宮代町は使っても使わなくても1,540円。これが問題なんですよ。使っても使わなくても1,540円は基本料金として取られるんですよということで。本当に独身で使わない人は10立方も使いません、はっきり言って。それを一律取られてしまう。それで言われているんですよ、いつも。何とかならないかということで。ですからゼロ立方でやっているところが多くなってきているんじゃないかなという感じがするんですよ。宮代町はそれを改め

ないんですか。使っても使わない、じゃ、使わない人は何人いるんですか、10立方まで。この脇に書いてありますけれども。8.5%、8%とか、令和2年度では13ミリで8%。合計20.7%ですか、令和2年度で。使わない人が。10立方までだとすると4.1%。令和2年度13ミリでは12.2%いるんですよ。1割上の人が基本料金まで使っていないと。ですから、ほかの町はゼロ立方から計算始めたんじゃないですか。私はそう感じているんですよ。宮代町も改めるべきじゃないかなと。採算が取れる、取れないじゃないんですよ。使用している人は使っても使わなくても取られるから不公平感があるんです。そこだけなんです。

もう一度お答えください。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

基本水量がゼロ立方メートルのところが増えていくということなんです、基本料金は、議員もおっしゃるとおり使わなくても料金かかっていますね。これは使っていなくても管理する費用というのは、町のほうでかかっているんですよ。検針員さんが検針行って確認したりとか、そのほかにも給水管の維持管理費も、使っていない人でもいつでも水道が使えるように、常に安全な水質にしなければなりませんし、そういう費用を含めての基本料金ということで捉えていただきたいと思います。

また、この基本水量と基本料金については、料金を改定する際に必ず検討事項になりますので、その考え方ですね、次回、いつになるかわかりませんが、料金を改定するときも、基本水量何立方にしたらいのかとか、基本料金幾らにしよう、

そういう議論になりますので、そのときに再検討はしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

議案第22号 令和4年度宮代町水道事業会計予算について、審議がたゞいま終わったばかりなんで、本会議の場所で改めて討論させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（川野武志君） 起立多数であります。

よって、議案第22号 令和4年度宮代町水道事業会計予算についての件は原案どおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていた

だきますが、私にご一任願いたいと思います。
暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後 5時05分

再開 午後 5時05分

○委員長（川野武志君） 再開いたします。

————— ◇ —————

◎議案第23号の審査（まちづくり
建設課）

○委員長（川野武志君） それでは、議案第23号
令和4年度宮代町下水道事業会計予算についての
件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許
可を受けてから発言いただくようお願いいたしま
す。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（石塚孝信君） 引き続きま
して、下水道事業会計予算の審議をよろしくお願
いいたします。

出席職員については、上水道と同一でございま
すので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 1点だけお伺いします。

下水道料金の未納状況です。資料の10ページを
見ていただきたいと思います。

30年度では57件、令和元年度で72件、令和2年
度は81件、これ年々増えています。未納した場合
は、大元から止めてしまうんですか、どうなんで

すか、衛生上、どうなんですか。水道は止めてし
まいますよね。下水も止めてしまうんですか。町
なかで真ん中で平気なんですか、それ、臭いがと
か。その辺のところ、ちょっとはっきりと言って
いただきたいなと思っております。それと同時に、
何というんですか、下水道整備延長箇所、令和2
年度では下水道整備延長ということで増えていな
いですよね、下水道の数が、全然。その辺のがあ
るというのは衛生上の問題で、やりたいと延長し
てくれと言うところもあると思うんですよね、延
ばしてくれと言うところも。なぜやらないのかど
うか、ずっとやっていない。3年間やっていませ
んよね、同じですから、延長数が。10ページで
すけれども、一番上に書いてあります。その辺のと
ころ、2点ですね、すみません。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成
田です。

お答えいたします。

まず、1点目の下水道料金の未納状況というこ
とで、委員会資料の10ページの⑥でございませ
ん。未納状況が増えているということでございませ
ん。こちらは、水道と下水道料金は連動しております
ので、水道の、下水道というのは町全域ですが、
そのうちの下水道使用区域分ということでござい
ます。それで、令和2年度81件と、この3年を見
ると一番多いですが、これはあくまでも調定件数
ですので、同じ人が数件、未納になっているケー
スも入っていると思います。

それでまずこれ、年度末の状況ですので、実際
には水道と一緒に料金回収します。というか、4
か月目ぐらいに給水停止をします。支払っていた
だけない人には3か月で、誓約書、書いた人には
さらに1か月延ばして約4か月ぐらいで給水停止

になるんですが、給水停止にすると水が使えなくなりますんで、お住まいの方は必ず払っていただいています。何でこれだけ残っているかといいますと、ほとんどの方が、この残っている方は引越されちゃっているんです。それも、13ミリが多いんですね。13ミリが多いということは、13ミリって水道料金と関連しますんで、13ミリを使用している方が多いんですが、アパート暮らしの方ですね、特に。また日本工業大学、宮代町にありますんで、学生さんがアパートに住まわれている方が多いということなんですね。ですので、その年度末でそのまま払わないで帰られる方というのでもかなりいると思います。住民登録をしていれば、引越した先の住所を追えますので、そういう方には何度もはがきを出しまして、納めていただいているところなんですけど、住民登録されていない利用者さんには後を追えないということで、このまま残ってしまう状況でございます。

あと、下水止めるのかと、ですね、水道は止めますけれども、下水は止めません。止められないんですね。

次、2点目でございますが、下水道の整備延長が増えていないということで、宮代町の下水道事業は認可区域、ほぼ全て完了しております。今、下水道事業で整備しているのは、これは町が整備しているんじゃないんですけれども、横町ですね、横町の事業者側が整備して、後でそれを町に採納するような形になるんですけれども、それがこの整備延長に、来年の委員会資料にはプラスされてくると思います。

今の下水道事業、お金がかかっているのは、整備というより、ポンプ場の改修費、本管入れているんじゃないくて、ポンプ場とかの維持管理費、そちらのほうに費用がかかっている。あと、たくさんお金を過去に使って下水道整備しましたので、そ

の元金償還金ですね、地方企業債の元金償還金のウェートが大きい、予算的に大きいものになっております。以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

下水道料金の未納状況、本当か日工大の後だということと言っているんですけども、これ、日工大だけじゃないですよ。そうすると学生はみんな危ないと感じられますよ。やっぱり一般の住民の方もいると思います。そういう場合はやはり止めてしまうと、水道止めてしまうとどうするのかなという感じがしますよね。水道止めて下水も止めるとなるとちょっと説明がちょっとちぐはぐだなという感じで、あと、下水道の整備延長、これ横町を終えればあるんだということで、来年度はそういうこと言っているんですけども、けれども、この間もちょっと聞いたんですけども、隣まで来て後は自分たちの金でつないでくれというところもあるというふうに聞いているんですけども、その辺のところはこの下水道というのは、町の事業でしょう。その辺のところは、町のほうとしての考え方というのは、つなぐための、自分の金でやれと言うのはちょっと無責任じゃないかなと私は思うんですよ。その辺のところはもう一度ちょっと詳しくできたら、今後どうするのか、これから住宅地がいっぱいできてきた場合どうするのかどうか、それも含めて、自分たちの住宅地で金を出し合ってやりなさいということなんでしょ。企業がやるんですか、それとも個人でやるんですか。今までは、宮代町も助成金渡してやりましたよね、つなぐのに。同じようにやるんですか、今までどおりと。その辺のところお願いしたいと思うんですけども。

以上です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

下水道と水道止められるとどうなっちゃうのかななんていうところなんでございますが、一時的に止めます。お金払っていただけないんだったら、一時的に止めますが、止めたらずぎ皆さん、払っていただいています。そういう状況でございます。そのまま止めた状態にはなっておりません。住んでいる方は水使えなかったら困りますから。

あと、整備延長が延びてなくて、そうですね、この整備延長というのは、これは下水道法で認可された区域を整備した延長なんですね。多分、議員さんがおっしゃるのはそこに目の前に下水道管が入っていて、その付近の人は布設を自費で接続するということなんでしょうけれども、それはもう下水道法で決められておりまして、認可区域は公費でやっていくということなんです。今の町というか、全国的な話なんです。区域、そういうところは区域外となりまして、区域外流入、どうしても下水道につなげたい方は、自費で下水を引いていただいて、公共下水道に流していただく、それ、もう県の許可が必要になってきます。許可をいただいてから流すような形になっております。

今後、宅地が造成されていった市街化調整区域のことをおっしゃっているのか分かんないんですけど、市街化調整区域というのは調整区域です。宅地化はこれからはしないと思います。戸建ての開発とかそういうのはあるかもしれませんが、そんな大きな団地とか、そういうものはございません。考えられるのは、市街化区域、今、まだ市街化区域の中で畑とか持っている方いらっしゃいますね、大きい畑とか。そういう方が開発

するとなると、今度開発業者のほうで道路を造りますので、開発業者のほうで下水道を造って町に採納するような形になります。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 山下委員。

○委員（山下秋夫君） 大体分かりました。

止めれば全体がすぐに払ってもらえることなんですけれども、もし払えないで、そのまま周りに臭いがした場合、これはどんなふうになるんですか、町のほうでやるんですか。個人で、町でやるしかないでしょうね、恐らく。清掃とかそういうのは。下水道ですからね。水道止めてしまうということは、流れないということです。そうでしょう。別にその辺のところは、そういうことにならないようにお願いをしたいなという感じはします。ぜひアパートだけでも、そのままにして行っちゃう人がいたら大変ですからね。よろしく願いします、その辺のところは。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） 泉でございます。

1問だけ質問させていただきます。

予算書24ページになります。

1款公共下水道事業費用、1項営業費用、1目管きよ費、2節の委託料で一番下になりますが、ストックマネジメント計画作成業務委託料、これ新しく入っているんですが、これについて説明をよろしくお願いいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を願います。

担当主査。

○施設担当主査（高澤 学君） 施設担当主査の高澤です。

ご説明いたします。

宮代町の下水道施設に関しましては、主に管路ですとかポンプ場、後はマンホールですとか、

様々な施設がございまして、こういうものには当然寿命がございます。今までは、壊れたものに対して直すということが今までの考え方だったんですが、これからこういう膨大な施設資産、短絡的に直していく、壊れたから直していきましょうということだと、同じような時代に造ったものというのは同じような時期に壊れてきますので、一時に膨大な費用がかかるということが考えられますので、こちらを中長期的な視点で下水道事業全体を捉えながら、老朽化の進展状況等を捉えて、優先順位をつけながら、寿命等を考慮しながら、施設の改築を進めていくという計画でございます。こちら、今、国のほうから各施設のストックマネジメント計画をつくりなさいということで、指導の中で国庫補助のほうを入れながら、宮代町では幹線管路が主にございますので、そちらを来年のストックマネジメント計画ということで、作成のほうをしていく予定でございます。

以上です。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） はい、ありがとうございます。ありがとうございました。

私たちの予算書103ページで、総事業の中で、損耗、経年劣化などで老朽化する下水道施設を長期的な視野で、計画的に維持管理更新を行うためというふうになっているわけなんですけれども、そうしますと、今回は、こういう形で進めていきますが、それに伴って、これからいろいろな工事とかしていく予算が必要になってくるということですよ。よろしいわけでしょうか。

本年度におきましては、このストックマネジメントのために、管路施設調査業務委託ということで5,100万円使ったわけなんです。これを基にして、今回の計画作成の業務に移っていくとは思いますが、これをやるために、管路カメラ調査

というのを本年度やられていたと思うんですね。

それはそれで分かるんですけども、今後この管路カメラ調査というものは、継続的に、要するに、今回の地震ありましたけれども、そういった被害とかそういったことも起こる可能性もありますので、継続的に今後もこういうカメラ調査とかは行うのかどうかということも併せてお聞きいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○施設担当主査（高澤 学君） 施設担当主査の高澤です。

お答えいたします。

工事費用につきましては、今年度カメラ調査を行って、来年度それを基にストックマネジメント計画をつくります。今回、幹線管路と、宮代町に約13キロございます。これは人間でいうと背骨みたいな、一番重要な管路なんです。そちらの修繕の計画を立てながら、今回やったカメラ調査を基に、特にA、B、Cというランク付けを行っておりますので、それをひどいところ、特に早急に直したほうがいいところから、例えばこれは10年、20年と先を見据えながら計画を立てていきますので、当然ひどいところがあれば、そちらを優先的に、毎年何千万、1年を集中してということでやりますと今までと変わりませんので、その優先順位をつけながら、来年、翌年度以降から工事費のほうをつけていくものと思われまして。

カメラ調査につきましては、今年度のストックマネジメント計画を対象に13キロやっておりますので、今回全て13キロ、ストックマネジメント計画のためにカメラ調査行いましたので、今後、具体的にカメラ調査を行っていくという予定はございません。

宮代町の管路につきましては、今回、先ほど申

上げましたように、幹線管路の13キロですが、幹線ではない、皆さんからの汚水を直接取り込むための管路というのが百数十キロございますので、そちらの管路全て、カメラ調査というのはちょっと膨大なことになってしまいますので、今回は特にメインとなる、何かあったら広範囲の方にご迷惑がかかるような幹線管路だけを対象としていますので、今後、カメラ調査をやるということは今のところ想定はしてございません。

以上です。

○委員長（川野武志君） 泉委員。

○委員（泉 伸一郎君） ありがとうございます。

最後の質問なんですが、このストックマネジメント計画をやることによって、工事費をなるべく抑えながら進めていけるようになるということでよろしいのかをお聞きいたします。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

担当主査。

○施設担当主査（高澤 学君） 施設担当主査の高澤です。

お答えいたします。

そうですね、将来の修繕を見越して、早めに修繕をするということが目的でございますので、例えば50年後にはっておいたら管を入れ替えなきゃいけないものを、それを10年後にやることによって、部分的な補修、補強するだけで済むということもありますので、長い中長期的な目で見れば、工事費用を抑えるということにつながるもの思っております。

以上です。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。
小河原委員。

○委員（小河原 正君） すみません。前段者と同じ質問、私も思い出してしたくなつたんですけれども、調整区域の方に接続をお願いしますと私は

何回も言ってきたと思いますが、なぜ、私言うのかというと、当面、しなくてもいいと言えいいという質問になるんですけれども、宮代町のこの下水道の歴史を考えると、農業集落排水というのは3か所造るわけだったんです、3か所。今1か所あるわね。あと、もう1か所は金原とか東、逆井、もう1か所、宮東、ということで、3か所造る予定だったんです。それが1か所になってしまって、本下水が入らないけれども、農集が将来入るんだということを知っている人が何人かいるわけよ、私も知っている一人なんだけども。それだから私なんかも、なぜ、もう農集は見込みがなさそうだから、本下水がつけられる近くのところはつなげたらどうだということを言っているわけです。それをどう思うのか、それだけ答えてもらえば結構です。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田です。

お答えいたします。

確かに公共下水道を使えるのは、市外化調整区域と一部の桃山台団地のような調整区域のところということで、調整区域に住んでいる方でも公共下水道使いたいという方にはすごい不公平感を感じていらっしゃる方もいらっしゃるかと思います。ですが、国のほうの政策の転換というのもございまして、調整区域、前もちょっとお答えしていますが、調整区域については合併浄化槽の性能がかなりよくなっておりまして、今、単独、平成13年4月以前に建築された方は単独浄化槽なんです、それ以降の方は皆さん合併浄化槽をつけております。

よく水路の水質が悪くなるとかそういう話もございしますが、そういうのは単独浄化槽利用されて

いる方がちゃんと浄化槽の管理をされていないとか、そういうのも一つの原因になっているところでございます。平成2年4月から浄化槽法が改正されて、そういう管理されていない浄化槽には県の権限で助言、指導、命令ができるようになっております。

水質基準として表す指標としまして、BODとというのがあるんですね。生物化学的酸素供給量というものでございます。汚泥物質とも言いますが、これは生活排水の1人1日当たりのBODとというのが40グラムと言われておりまして、し尿が13グラムで、生活雑排水が27グラムですね。これを単独処理浄化槽で処理しますと、BODが40グラムから32グラムになります。し尿が13グラムから5グラムに減って、生活雑排水は浄化槽を通っていませんのでそのまま27グラムですね。これが合併浄化槽ですと、BODは40グラムから4グラムまで落ちます。BODの除去率が90%以上になるわけですね。公共下水道の除去率が99.5%なんです。もうほとんど公共下水道に近い水質がちゃんと管理されていれば保たれるという合併浄化槽になっておりますので、国・県としてもその調整区域には、公共下水道、かなりお金が、コストがかかりますので、市街化区域のように住宅が密集していれば費用対効果というのも考えられるんですが、調整区域は点々と住宅がありますので、1件取り入れるのに20メートル下水を入れなきゃいけないとか、そういう状況になってきますので、かなりお金もかかってしまうということで、町のほうも、これからは市街化調整区域ではなくて、下水道の整備区域を拡大するのは第5次総合計画にもうたわれている土地利用検討ゾーンが利用化不明地域での利用が確定したら、そういうところに公共下水を延ばしていく方針で先日ご報告させていただいた経営戦略の中でもうたわせていただい

ておるところでございます。

ですので、本当にこれ、公共下水道につなげたという方には本当に不公平感を感じるかと思いますが、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） 何のことはない、うまい説明聞きました。合併浄化槽が、農集より合併浄化槽のほうがいいんだということなんだね。何で東条原地区は農業集落、農集を設置したんですか。みんな合併浄化槽にすればよかったんじゃないですか、そんなんだったら。そうなるんですよね。本当はあと2か所造る約束だったんですよ、知らないですか。知っているでしょ。そういう約束だったんだ。それが合併浄化槽設置すれば、農集と同じ役目を果たすということですね。それだけはっきり聞きました。今、聞いたので、じゃ、これからは例えば、西条原の農業集落排水が、これからおかしくなってきたら合併浄化槽にするということになっていいわけですね。それが、私ははっきり聞きたいわけですよ。それでいいわけですね。これは大きな提案ですよ。そういうことでよろしいわけですね。

○委員長（川野武志君） 答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（成田雅彦君） 上下水道室長の成田でございます。

お答えいたします。

西条原地区の農業集落排水は、将来的には、今もコストがかなりかかっているということで、今もほとんどコストというのは経費がかかっているのは処理場の修繕費とかになっています。ですので、この間報告させていただいた経営戦略の中でも、今後検討するということで、公共下水道への編入というのをまずこれを考えていきたいと考え

ております。

久喜市のほうも昨年の4月に1地区つないでおりますので、今後もそういうところが出てくるかと思われます。そういう準備をしているところが数多くあると聞いております。また、公共下水道のほうも人口減少が伴いまして、今は施設が過大になっていると。流域下水道は過大になっているんですね。ですので、積極的にそういう農業集落排水とかも取り入れていこうという考えでもおります。

西条原地区につきましては、調査、検討しまして、今後は公共下水道につなげるような方向で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川野武志君） 小河原委員。

○委員（小河原 正君） いいこと聞きました。じゃ、将来、農集も公共下水道につなげると。そうすると、農集がないところも公共下水道を造ってくれるということと同じですよ。農集を造るという約束だったんだ。約束だったんだからそうなのちゃうよ。それだけ言っておきます。

今みたいな議論になってくるんだけど、目の前に本管が通ったってつなげてもらえないんだから。そういう場所もあるんだから。ちょっと何メートルも動かないところに20件もあるような住宅があるわけですから、そういうところをつなげないから私はこういうことを言うんですよ。農集のからみで今いいこと言ったから。農集を本管につなぐんなら分かったと。これからは農集のないところもつなげるということと同じですからね。分かりました、よく。頭に入れておきます。それでやめておきます。

○委員長（川野武志君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） ないようですので、以上

で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君） 山下です。

議案第23号 令和4年度宮代町下水道事業会計予算について、審議が終了したばかりなんで、改めて本会議のほうで討論をしたいと思います。

以上です。

○委員長（川野武志君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（川野武志君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（川野武志君） 起立多数であります。

よって、議案第23号 令和4年度宮代町下水道事業会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきましたが、私にご一任願いたいと思います。

————— ◇ —————

◎閉会の宣告

○委員長（川野武志君） 以上で当委員会に付託さ

れた議事は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時38分

宮代町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

令和 年 月 日

予算特別委員会委員長 川 野 武 志